大正十二年七月十五日印刷
大正十二年七月十八日發行

漢文叢書（非賣品）
史記二

不許複製

編輯者　東京府下大久保町西大久保二百三十六番地　塚本哲三

發行兼印刷者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理

印刷所　東京市神田區錦町三丁目九番地　有朋堂印刷部

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

而行レ賞。尙忘ニ介子推一。況驕主乎。靈公既弑。其後成景致レ嚴。至レ厲大刻。大夫懼レ誅禍作。悼公以後日衰。六卿專レ權。故君道之御ニ其臣下一。固不レ易哉。

禍作りぬ。悼公以後は日に衰へ、六卿權を專にしたり。故に君道の其臣下を御するは、(四)固に易からざるかな。

(一)困窮　(二)峻嚴　(三)刻薄　(四)實に容易ならざるを知るべし

史記第二（卷二十三——卷三十九）終

桓子共殺㆓知伯㆒。盡并㆓其地㆒。十八年。哀公卒。子幽公柳立。幽公之時。晉畏反朝㆓韓趙魏之君㆒。獨有㆓絳曲沃㆒。餘皆入㆓三晉㆒。十五年。魏文侯初立。十八年。幽公淫㆓婦人㆒。夜竊出㆓邑中㆒。盜殺㆓幽公㆒。魏文侯以㆑兵。誅㆓晉亂㆒。立㆓幽公子止㆒。是爲㆓烈公㆒。烈公十九年。周威烈王賜㆓趙韓魏㆒。皆命爲㆓諸侯㆒。二十七年。烈公卒。子孝公頎立。孝公九年。魏武侯初立。襲㆓邯鄲㆒。不㆑勝而去。十七年。孝公卒。子靜公俱酒立。是歲。齊威王元年也。靜公二年。魏武侯。韓哀侯。趙敬侯滅㆓晉後㆒而三㆓分其地㆒。靜公遷爲㆓家人㆒。晉絶不㆑祀。

の武侯初めて立ち、邯鄲を襲ひ、勝たずして去る。十七年孝公卒し、子靜公俱酒立つ。是歲は齊の威王の元年なり。靜公の二年、魏の武侯、韓の哀侯、趙の敬侯、晉の後を滅して其地を三分す。靜公遷りて(七)家人と爲り、晉絶えて祀らず。

(一)祖父　(二)并呑せんと欲す　(三)晉は畏懼して三家に朝す　(四)韓魏趙氏　(五)微行して都を出づ　(六)王命を賜ふ　(七)人臣となる

太史公曰。晉文公古所㆑謂明君也。亡居㆑外十九年。至困約。及㆓卽㆑位

太史公曰く、晉の文公は古の所謂明君なり。亡げて外に居ること十九年、至だ(一)困約なり。位に卽いて賞を行ふに及び、尚介子推を忘れき。況んや驕主をや。靈公既に弑せられ、其後成景(二)嚴を致し、厲に至りては大いに(三)刻なり。大夫誅を懼れて

公鑿立。出公十七年。知伯與趙韓魏共分范中行地以爲邑。出公怒告齊魯欲以伐四卿。四卿恐。遂反攻出公。出公奔齊。道死故知伯乃立昭公曾孫驕爲晉君。是爲哀公。

哀公大父雍。晉昭公少子也。號爲戴子。戴子生忌。忌善知伯。蚤死。故知伯欲盡幷晉未敢。乃立忌子驕爲君。當是時。晉國政皆決知伯。晉哀公不得有所制。知伯遂有范中行地最彊。哀公四年。趙襄子韓康子魏

哀公の大父雍は、晉の昭公の少子なり。號して戴子と爲す。戴子忌を生む。忌知伯に善し(一)、蚤く死す。故に知伯盡く晉を幷せんと欲し、未だ敢てせず。乃ち忌の子驕を立てて君と爲す。是時に當り、晉國(二)の政は皆知伯に決し、晉の哀公は制する所有るを得ず。知伯遂に范・中行の地を有ち、最も彊し。哀公の四年、趙襄子・韓康子・魏桓子、共に知伯を殺して、盡く其地を幷す。十八年哀公卒し、子幽公柳立つ。幽公の時(三)晉畏れ、反つて韓・趙・魏の君に朝す。獨り絳と曲沃とを有ち、餘は皆(四)三晉に入る。十五年、魏の文侯初めて立つ。十八年、幽公婦人に淫し、夜竊に(五)邑中を出づ。盗あり幽公を殺す。魏の文侯、兵を以て晉の亂を誅し、幽公の子止を立つ、是を烈公と爲す。烈公の十九年、周の威烈王は趙韓魏に(六)賜ひ、皆命じて諸侯と爲す。二十七年烈公卒し、子孝公頎立つ。孝公の九年、魏

鄆大夫午。不レ信。欲レ殺レ午。午與二中行寅范吉射一親。攻二趙鞅一。鞅走保二晉陽一。定公圍二晉陽一。荀櫟韓不信魏侈與二范中行一爲レ仇。乃移レ兵伐二范中行一。范中行反。晉君擊レ之。敗二范中行。范中行走二朝歌一保レ之。韓魏爲二趙鞅一謝二晉君一。乃赦二趙鞅一復レ位。二十二年。晉敗二范中行氏一。二子奔レ齊。三十年。定公與二吳王夫差一會二黃池一。爭レ長。趙鞅時從。卒長レ吳。三十一年。齊田常弑二其君簡公一。而立二簡公弟驁一。爲二平公一。三十三年。孔子卒。三十七年。定公卒。子出

行反す。晉君之を擊ち、范・中行を敗る。范・中行は朝歌(六)に走りて之を保つ。韓・(五)魏、趙鞅の爲に晉君に謝す。乃ち趙鞅を赦して位に復せしむ。二十二年、晉は范・中行氏を敗る、二子齊に奔る。三十年、定公は吳王夫差と黃池(七)に會し、長(八)を爭ふ。趙鞅時に從ふ。卒に吳を長とす。三十一年、齊の田常其君簡公を弑して、簡公の弟驁を立てて平公と爲す。三十三年孔子卒す。三十七年定公卒し、子出公鑿立つ。出公の十七年、知伯は趙魏韓と共に、范・中行の地を分つて、以て邑と爲す。出公怒りて、齊魯に告げ、以て四卿(九)を伐たんと欲す。四卿恐れ、遂に反して出公を攻む。出公齊に奔り、道に死す。故に知伯は乃ち昭公の曾孫驕を立てて晉君と爲す、是を哀公と爲す。

㊀ 宿泊せしむ　㊁ 信を守らず　㊂ 山西大原府大原縣　㊃ 兵を移動して逆襲す　㊄ 反抗す　㊅ 衞の故都なり、河南衞輝府淇縣　㊆ 河南開封府陳留縣　㊇ 盟會の長として最初に血を歃る者　㊈ 智氏及び韓魏趙氏

之。二十二年。伐レ燕。二十六年。平公卒。子昭公夷立。昭公六年卒。六卿彊。公室卑。子頃公去疾立。頃公六年。周景王崩。王子爭レ立。晉六卿平二王室亂一。立二敬王一。九年魯季氏。逐二其君昭公一。昭公居二乾侯一。十一年。衞宋使三使請レ晉納二魯君一。季平子私賂二范獻子一。獻子受レ之。乃謂二晉君一曰。季氏無レ罪。不レ果レ入二魯君一。十二年。晉之宗家祁傒孫。叔嚮子。相二惡於君一。六卿欲レ弱二公室一。乃遂以レ法盡滅二其族一。而分二其邑一爲二十縣一。各令三其子爲二大夫一。晉益弱。六卿皆大。十四年。頃公卒。子定公午立。

邑を分つて十縣と爲し、各〻其子(九)をして大夫爲らしむ。晉益〻弱くして、六卿皆大なり。十四年頃公卒し、子定公午立つ。

㈠山東東昌府高唐州　㈡季札　㈢又叔向に作る　㈣朝廷の租納を厚くす　㈤大臣各自の私門　㈥韓魏趙及范中行智の六氏六軍に將たり　㈦直隸廣平府成安縣　㈧晉の公族にして勳功の家柄なり　㈨六卿の子

定公十一年。魯陽虎奔レ晉。趙鞅簡子舍レ之。十二年。孔子相レ魯。十五年。趙鞅使二邯

定公の十一年、魯の陽虎晉に奔る。趙鞅簡子之を舍る。(一)十二年、孔子魯に相たり。十五年、趙鞅は邯鄲の大夫午を使とす。(二)信ならず。午を殺さんと欲す。午は中行寅・范吉射と親み、趙鞅を攻む。鞅走りて、晉陽を保つ。(三)定公晉陽を圍む。荀櫟・韓不信・魏侈と、范・中行と仇爲り。乃ち兵を移して(四)范・中行を伐つ。范・中

十年。齊崔杼弑二其君莊公一。晉因二齊亂一伐。敗二齊於高唐一去。報二太行之役一也。十四年。吳延陵季子來使。與二趙文子。韓宣子。魏獻子一語曰、晉國之政。卒歸二此三家一矣。十九年。齊使二晏嬰如一レ晉。與二叔嚮一語。叔嚮曰。晉季世也。公厚レ賦爲二臺池一。而不レ恤レ政。政在二私門一。其可レ久乎。晏子然レ

十年、齊の崔杼其君莊公を弑す。晉、齊の亂に因りて伐ち、齊を高唐(一)に敗りて去る、太行の役に報ずるなり。十四年、吳の延陵(二)の季子來り使す。趙文子・韓宣子・魏獻子と語りて曰く、晉國の政は卒に此三家に歸せんと。十九年、齊は晏嬰をして晉に如かしむ。(三)叔嚮と語るに、叔嚮が曰く、晉は季世なり、(四)公賦を厚くし臺池を爲りて、政を恤へず。(五)政私門に在り、其れ久しかるべけんやと。晏子之を然りとす。二十二年燕を伐つ。二十六年平公卒し、子昭公夷立つ。昭公六年に卒し、(六)六卿彊く、公室卑し。子頃公去疾立つ。頃公の六年、周の景王崩じ、王子立つを爭ふ。晉の六卿王室の亂を平げて、敬王を立つ。九年、魯の季氏其君昭公を逐ふ。昭公乾侯(七)に居る。十一年、衞と宋と使をして晉に請うて魯君を納れしむ。季平子私に范獻子に賂ふ、獻子之を受け、乃ち晉君に謂つて曰く、季氏は罪無しと。魯君を入るゝを果さず。十二年、晉の宗家(八)、祁傒の孫と、叔嚮の子と、君に相惡し。六卿公室を弱めんと欲し、乃ち遂に法を以て盡く其族を滅し、其

五年。悼公問ニ治ヲ國於師曠ニ。師曠曰。惟仁義爲レ本。冬。悼公卒。子平公彪立。平公元年。伐レ齊。齊靈公與戰ニ靡下一。齊師敗走。晏嬰曰。君亦毋レ勇。何不ニ止戰一。遂去。晉追遂圍ニ臨菑一。盡燒ニ屠其郭中一。東至レ膠。南至レ沂。齊皆城守。晉乃引レ兵歸。六年。魯襄公朝レ晉。晉欒逞有レ罪奔レ齊。八年。齊莊公微遣ニ欒逞於曲沃一。以レ兵隨レ之。齊兵上ニ太行一。欒逞從ニ曲沃中一反。襲入レ絳。絳不レ戒。平公欲ニ自殺一。范獻子止レ公。以ニ其徒一擊レ逞。逞敗ニ走曲沃一。曲沃攻レ逞。逞死。遂滅ニ欒氏宗一。逞者欒書孫也。其入レ絳與ニ魏氏一謀。齊莊公聞ニ逞敗一。乃還取ニ晉之朝歌一去。以報ニ臨菑之役一也。

は沂に至る。齊皆城守す。晉乃ち兵を引いて歸る。六年、魯の襄公晉に朝す。晉の欒逞罪有り、齊に奔る。八年、齊の莊公微に欒逞を曲沃に遣り、兵を以て之に隨ふ。齊兵太行(七)に上る。欒逞曲沃中より反し、襲うて絳に入る。(八)絳戒めず、平公自殺せんと欲す。范獻子公を止め、其徒を以て逞を擊つ。逞曲沃に敗れ走る。曲沃逞を攻む、逞死す。遂に欒氏の宗を滅す。逞は欒書の孫なり。其の絳に入るや、魏氏と謀る。齊の莊公逞の敗を聞き、乃ち還りて晉の朝歌(九)を取りて去る。以て臨菑の役に報ずるなり。

(一)會盟の大歡を指す　(二)舞樂隊　(三)陝西西安府の地　(四)樂師の名は曠といふ者　(五)靡笄山の麓なり　(六)齊の國都　(七)河内の太行山　(八)絳都警戒を怠れり　(九)前出

臣者七人。脩舊功。施德惠。收文公入時功臣後。秋。伐鄭。鄭師敗。遂至陳。三年。晉會諸侯。悼公問群臣可用者。祁傒擧解狐。解狐傒之仇。復問。擧其子祁午。君子曰。祁傒可謂不黨矣。外擧不隱仇。內擧不隱子。方會諸侯。悼公弟楊干亂行。魏絳戮其僕。悼公怒。或諫公。公卒賢絳。任之政。使和戎。戎大親附。

ける者　(六)公平無私　(七)外部より擧ぐる時は仇をも推薦す　(八)會衆の陣列を亂せり　(九)戎人と和親を圖らしむ

十一年。悼公曰。自吾用魏絳。九合諸侯。和戎翟。魏子之力也。賜之樂。三讓乃受之。冬。秦取我櫟。十四年。晉使六卿率諸侯伐秦。度涇。大敗秦軍。至棫林而去。十

十一年悼公曰く、吾魏絳を用ひてより、諸侯を九合し(一)、戎翟を和す、魏子の力なりと。之に樂(二)を賜ふ。三讓して乃ち之を受く。冬、秦我が櫟を取る。十四年、晉六卿をして、諸侯を率ゐて秦を伐たしめ、涇を度りて大いに秦軍を敗り、棫林(三)に至りて去る。十五年、悼公國を治むるを師曠に問ふ(四)。師曠曰く、惟仁義を本と爲すと。冬悼公卒し、子平公彪立つ。平公の元年、齊を伐つ。齊の靈公與に靡(五)下に戰ふ。齊の師敗走す。晏嬰曰く、君亦勇毋し、何ぞ止り戰はざると。遂に去る。晉追ひ、遂に臨菑(六)を圍み、盡く其郭中を燒き屠り、東は膠に至り、南

得レ立。號爲二桓叔一。桓叔最愛。桓叔生二惠伯談一。談生二悼公周一。周之立。年十四矣。悼公曰。大父父皆不レ得レ立。而避二難於周一客死焉。寡人自以二疏遠一。毋レ幾レ爲レ君。今大夫不レ忘二文襄之意一。而惠立二桓叔之後一。賴二宗廟大夫之靈一。得レ奉二晉祀一。豈敢不二戰戰一乎。大夫其亦佐二寡人一。於レ是逐二不

や年十四なり。悼公曰く、大父と父と皆立つを得ずして、難を周に避けて客死す。寡人自ら疏遠なりと以ひ、君爲るを幾ふ毋し。今大夫、文襄(三)の意を忘れず、惠みて桓叔(二)の後を立て、宗廟大夫の靈に賴りて、晉の祀を奉ずるを得たり。豈敢て戰戰(四)たらざらんや。大夫其れ亦寡人を佐けよと。是に於て不臣(五)の者七人を逐ひ、舊功を脩め、德惠を施し、文公入りし時の功臣の後を收む。秋鄭を伐つ、鄭の師敗る。遂に陳に至る。三年、晉諸侯を會す。悼公羣臣に用ふべき者を問ふ。祁傒は解狐を擧ぐ。解狐は傒の仇なり。復問ふ。其子祁午を擧ぐ。君子曰く、祁傒は黨(六)せずと謂ふべし。外に擧げて仇を隱さず、內に擧げて子を隱さずと。諸侯を會するに方り、悼公の(七)弟楊干(八)、行を亂す。魏絳其僕を戮す。悼公怒る。或ひと公を諫む。公卒に絳を賢とし、之に政を任して、戎(九)と和せしむ。戎大いに親附す。

(一) 祖父　(二) 晉室に對して身分疏遠なり、君たるべき望無し　(三) 文公襄公　(四) 恐懼謹愼の貌　(五) 臣節に背

忍レ益也。對曰。人將レ忍レ君。公弗レ聽。謝二欒書等一。以下誅二郤氏一罪上。大夫復レ位。二子頓首曰。幸甚幸甚。公使二胥童爲一レ卿。閏月乙卯。厲公游二匠麗氏一。欒書中行偃以二其黨一襲捕二厲公一囚レ之。殺二胥童一而使三人迎二公子周于周一而立レ之。是爲二悼公一。悼公元年正月庚申。欒書中行偃弒二厲公一。葬レ之以二一乘車一。厲公囚六日死。死十日庚午。智罃迎二公子周一來至レ絳。刑レ雞與二大夫一盟而立レ之。是爲二悼公一。辛巳。朝二武宮一。二月乙酉。即レ位。

囚ふ。胥童を殺し、人をして公子周を周に迎へしめて之を立つ、是を悼公と爲す。

悼公の元年正月庚申、欒書・中行偃、厲公を弑し、之を葬るに一乘車を以てす。(五)

厲公囚れて六日に死し、死して十日庚午に、智罃は公子周を迎へて來り、絳に至る。(六)雞を刑し、大夫と盟うて之を立つ。是を悼公と爲す。辛巳武宮に朝し、二月乙酉位に即く。

(一) 政事堂上に脅迫す　(二) 三郤を指す　(三) 彼は將に君を殺さんとの意　(四) 大夫等安心して位に復せよ　(五) 侯伯には七乘を禮とす、一乘は禮の薄きを言ふなり　(六) 盟約のために雞を殺すなり

悼公周者。其大父捷。晉襄公少子也。不レ

悼公周は、其大父は捷、晉の襄公の少子なり。立つを得ず。號して桓叔と爲す。桓叔最も愛せらる。桓叔(一)は惠伯談を生み、談は悼公周を生む。周の立つ

人之周微考之。欒使郤至於周。欒書又使公子周見郤至。郤至不知見賣也。厲公驗之信然。遂怨郤至。欲殺之。八年。厲公獵。與姬飲。郤至殺豕奉進。宦者奪之。郤至射殺宦者。公怒曰。季子欺予。將誅三郤。未發也。郤錡欲攻公。曰。我雖死。公亦病矣。郤至曰。信不反君。智不害民。勇不作亂。失此三者。誰與我。我死耳。

三者を失はば、誰か我に與せん、我死せんのみと。

㈠ 宮外の嬖人及寵姫　㈡ 郤至を讒する計を告ぐ　㈢ 晉襄公の曾孫なり、時に周都に客たり　㈣ 同盟諸國
㈤ 多分は然らん　㈥ 考案　㈦ 欺かるゝ事　㈧ 郤至　㈨ 傷はれて病まん

十二月壬午。公令胥童以兵八百人。襲攻殺三郤。胥童因以劫欒書中行偃于朝。曰。不殺二子。患必及公。公曰。一旦殺三卿。寡人不

十二月壬午、公胥童をして兵八百人を以て襲ひ攻めて三郤を殺さしむ。胥童因りて以て欒書・中行偃を朝に(一)劫して曰く、二子を殺さずんば、患必ず公に及ばんと。公曰く、一旦にして三卿(二)を殺す、寡人益すに忍びざるなりと。對へて曰く、人將に君に忍ばんとすと。公聽かず。欒書等に謝するに、郤氏を誅せし罪を以てし、(三)大夫位に復れと。二子頓首して曰く、幸甚幸甚と。公胥童をして卿爲らしむ。(四)閏月乙卯、厲公匠驪氏に游ぶ。欒書・中行偃、其黨を以て襲うて厲公を捕へ、之を

厲公多外嬖姬。歸欲盡去羣大夫。而立諸姬兄弟。寵姬兄曰胥童。嘗與郤至有怨。及欒書又怨郤至不用其計。而遂敗楚。乃使人間謝楚。楚來詐厲公曰。鄢陵之戰。實至召楚。欲作亂內子周立之。會與國不具。是以事不成。厲公告欒書。欒書曰。其殆有之。願公試使

厲公は外嬖(一)姬多し。歸つて盡く羣大夫を去りて、諸姬の兄弟を立てんと欲す。寵姬の兄を胥童と曰ふ。嘗て郤至と怨有り。及び欒書も又郤至が其計を用ひずして遂に楚を敗りしを怨み、乃ち人をして間に楚に謝(二)けしむ。楚來り厲公を詐つて曰く、鄢陵の戰は、實は至が楚を召し、亂を作して(三)子周を內れて之を立てんと欲せしのみ。(四)與國の具はらざるに會うて、是を以て事成らずと。厲公欒書に告ぐ。欒書曰く、(五)其れ殆ど有らん。願くは公試に人をして周に之いて、微に之を考(六)せしめよと。果して郤至を周に使はす。欒書又公子周をして郤至に見えしむ。郤至賣(七)らるゝを知らず。厲公之を驗するに、信に然り。遂に郤至を怨んで之を殺さんと欲す。八年、厲公獵し、姬と飲む。郤至豕を殺して奉進す。宦者之を奪ふ。郤至宦者を射殺す。公怒つて曰く、(八)季子予を欺くと。將に三郤を誅せんとす。未だ發せず。郤錡公を攻めんと欲す。曰く、我死すと雖も、公も(九)亦病まんと。郤至曰く、信は君に反せず、智は民を害せず、勇は亂を作さず。此

使呂相讓秦。因與諸侯伐秦。至涇。敗秦於麻隧。虜其將成差。五年。三郤讒伯宗殺之。伯宗以好直諫得此禍。國人以是不附厲公。六年春。鄭倍晉。與楚盟。晉怒。欒書曰。不可以當吾世而失諸侯。乃發兵。厲公自將。五月。渡河。聞楚兵來救。范文子請公欲還。郤至曰。發兵誅逆。見彊辟之。無以令諸侯。遂與戰。癸巳。射中楚共王目。楚兵敗於鄢陵。子反收餘兵。拊循。欲復戰。晉患之。共王召子反。其侍者豎陽穀進酒。子反醉。不能見。王怒。讓子反。子反死。王遂引兵歸。晉由此威諸侯。欲以令天下求霸。

て厲公に附かず。六年春、鄭は晉に倍いて楚と盟ふ。晉怒る。欒書曰く、以て吾(五)が世に當りて諸侯を失ふべからずと。乃ち兵を發す。厲公自ら將たり。五月河を渡る。楚兵來り救ふと聞いて、范文子公に請うて還らんと欲す。郤至曰く、兵を發して逆を誅せんに、彊を見て之を辟けば、以て諸侯に令する無けんと。遂に與に戰ふ。癸巳、射て楚の共王の目に中つ。楚兵鄢陵(六)に敗る。子反餘兵を收めて拊循(七)し、復戰はんと欲す。晉之を患ふ。共王子反を召すに、其侍者豎陽穀(八)酒を進む。子反醉うて見ゆる能はず。王怒りて子反を讓む。子反死す。王遂に兵を引いて歸る。晉此より諸侯に威あり、以て天下に令して霸を求めんと欲す。

(一) 涇水は水名　(二) 陝西西安府涇陽縣西南の地　(三) 郤錡、郤犨、郤至の徒　(四) 三郤の跋扈　(五) 我存生中　(六) 河南開封府新鄭縣の東北方　(七) 撫順に同じ　(八) 子反の侍者なる小者

年。楚將子反怨巫臣。滅其族。巫臣怒。遺子反書。曰。必令子罷於奔命。乃請使吳。令其子爲吳行人。教吳乘車用兵。吳晉始通。約伐楚。十七年。誅趙同趙括。族滅之。韓厥曰。趙衰趙盾之功。豈可忘乎。奈何絶祀。乃復令趙庶子武爲趙後。復與之邑。十九年夏。景公病。立其太子壽曼爲君。是爲厲公。後月餘景公卒。

じ、楚を伐つを約す。十七年、趙同趙括を誅して、之を族滅す。韓厥曰く、趙衰趙盾の功、豈忘るべけんや、奈何ぞ祀を絶たんと。乃ち復趙の庶子武をして趙の後爲らしめ、復之に邑を與ふ。十九年夏、景公病み、其太子壽曼を立てて君と爲す。是を厲公と爲す。後月餘、景公卒す。

(一) 鄭の邑名、今の開封府滎陽縣　(二) 國事危急君命を奉じて東奔西走し疲憊するなり　(三) 使節の臣

厲公元年。初立。欲和諸侯。與秦桓公夾河而盟。歸而秦倍盟。與翟謀伐晉。三年。

厲公元年、初め立つて諸侯を和せんと欲し、秦の桓公と河を夾んで盟ふ。歸れば秦は盟に倍いて、翟と謀つて晉を伐つ。三年、呂相をして秦を讓めしめ、因りて諸侯と秦を伐つて涇(一)に至り、秦を麻隧(二)に敗り、其將成差を虜にす。五年、(三)三郤、伯宗を讒して之を殺す。伯宗は直諫を好むを以て此禍を得たり。國人(四)是を以

晉追レ北至レ齊。頃公獻二寶器一以求レ平。不レ聽。郤克曰。必得二蕭桐姪子一爲レ質。齊使曰。蕭桐姪子頃公母。頃公母猶二晉君母一。奈何必レ得レ之。不義。請復戰。晉乃許。與平而去。楚申公巫臣盜二夏姬一以奔レ晉。晉以二巫臣一爲二邢大夫一。十二年冬。齊頃公如レ晉。欲下上二尊晉景公一爲上レ王。景公讓不レ敢。晉始作二六卿一。韓厥。鞏朔。趙穿。荀騅。趙括。趙旃。皆爲レ卿。智罃自レ楚歸。

と爲さんと欲す。景公讓りて敢てせず。晉始めて六卿を作る。韓厥・鞏朔・趙穿・荀騅・趙括・趙旃皆卿と爲る。(八)智罃楚より歸る。

(一)山東泰安府泰安縣の地、一に龍と書す (二)車兵八萬人 (三)山東濟南府歷城縣 (四)齊世家參照 (五)平和懇親 (六)頃公生母の父の名 (七)不義に陷らんより寧ろ戰はん (八)郤の戰に捕はれし人

十三年。魯成公朝レ晉。晉弗レ敬。魯怒去倍レ晉。晉伐レ鄭取レ氾。十四年。梁山崩。問二伯宗一。伯宗以爲レ不レ足レ怪也。十六

十三年、魯の成公晉に朝す、晉敬せず。魯怒り去りて晉に倍く。晉鄭を伐つて氾(一)を取る。十四年梁山崩る。伯宗に問ふに、伯宗は以て怪むに足らずと爲せり。十六年、楚の將子反は巫臣を怨みて、其族を滅す。巫臣怒り、子反に書を遺りて曰く、必ず子をして奔命に罷れしめんと。乃ち請うて吳に使し、其子をして吳の行人(三)と爲り、吳に車(二)に乘りて兵を用ふることを敎へしむ。吳晉始めて通

人如ㇾ之以導ㇾ客。郤克怒。歸至二河上一曰。不ㇾ報ㇾ齊者。河伯視ㇾ之。至ㇾ國。請ㇾ君欲ㇾ伐ㇾ齊。景公問知二其故一曰。子之怨。安足二以煩ㇾ國。弗ㇾ聽。魏文子請ㇾ老。休辟二郤克一。克執ㇾ政。九年。楚莊王卒。晉伐ㇾ齊。齊使二太子彊爲ㇾ質二於晉一。晉兵罷。

十一年春。齊伐ㇾ魯取ㇾ隆。魯告二急衞一。衞與ㇾ魯皆因二郤克一告二急於晉一。晉乃使下郤克欒書韓厥以二兵車八百乘一與二魯衞一共伐上ㇾ齊。夏。與二頃公一戰二於鞍一。傷二困頃公一。頃公乃與二其右一易ㇾ位。下取ㇾ飲。以得二脱去一。齊師敗走。

十一年春、齊、魯を伐つて隆を取る。魯急を衞に告ぐ。衞と魯と、皆郤克に因りて、急を晉に告ぐ。晉乃ち郤克(一)・欒書・韓厥をして、兵車八百乘を以て、魯衞と共に齊を伐たしむ。夏頃公と鞍(三)に戰ひ、頃公を傷困(二)せしむ。頃公乃ち其右と位(四)を易へ、下つて飲を取り、以て脱し去るを得たり。齊の師敗走す。晉北ぐるを追うて齊に至る。頃公寶器を獻じて、以て平(五)を求む。聽かず。郤克曰く、必ず蕭桐姪(六)の子を得て質と爲せと。齊使して曰く、蕭桐姪の子は頃公の母なり、頃公の母は猶晉君の母のごとし、奈何ぞ之を得るを必せん。不義なり。(七)請ふ復戰はんと。晉乃ち許し、與に平ぎて去りぬ。楚の申公巫臣、夏姫を盜んで以て晉に奔る。晉巫臣を以て邢の大夫と爲す。十二年冬、齊の頃公晉に如き、晉の景公を上尊して王

宗謀曰。楚天方開レ之。不レ可レ當。乃使二解揚給爲ヒ救レ宋。晉人執與レ楚。楚厚賜。使レ反二其言一。令三宋急下一。解揚給許レ之。卒致二晉君言一。楚欲レ殺レ之。或諫。乃歸二解揚一。七年。晉使三隨會滅二赤狄一。八年。使二郤克於齊一。齊頃公母從二樓上一觀而笑レ之。所三以然一者。郤克僂。而魯使蹇。衞使眇。故齊亦令二

とを爲さしむ。鄭人執へて楚に與ふ。楚厚く賜ひ、其言に反せしめ、宋に急に下らしめんとす。解揚給りて之を許し、卒に晉君の言を致す。楚之を殺さんと欲す。或ひと諫む。乃ち解揚を歸す。七年、晉は隨會をして赤狄(一)を滅せしむ。八年、郤克を齊に使す。齊の頃公の母、樓上より觀て之を笑ふ。(二)然る所以の者は、郤克が僂(三)にして魯使は蹇(四)に、衞使は眇(五)なればなり。故に齊も亦人をして之の如くせしめて、以て客を導く。郤克怒り、歸りて河上に至りて曰く、齊に報いざる者あらば、河伯(六)之を視よと。國に至るや、君に請うて齊を伐たんと欲す。景公問うて其故を知りて曰く、子の怨は安んぞ以て國を煩すに足らんやと。聽かず。魏文子老を請ひ、休して郤克に辟く。克政を執る。九年楚の莊王卒す。晉齊を伐つ、齊太子彊をして晉に質たらしむ、晉兵罷む。

(一) 北狄の一種　(二) 笑ひし理由　(三) 背僂、せむし　(四) 足なへ　(五) 片目　(六) 必ず齊に仇を報ぜんことを河伯に誓ふなり

晉軍大戰。鄭新附楚畏之。反助楚攻晉。晉軍敗。走河爭度。船中人指甚衆。楚虜我將智罃歸。而林父曰。臣爲督將。軍敗。當誅。請死。景公欲許之。隨會曰。昔文公之與楚戰城濮。成王歸殺子玉。而文公乃喜。今楚已敗我師。又誅其將。是助楚殺仇也。乃止。四年。先縠以首計而敗晉軍河上。恐誅。乃奔翟。與翟謀伐晉。晉覺。乃族縠。縠先軫子也。五年。伐鄭。爲助楚故也。是時楚莊王彊。以挫晉兵河上也。

王歸りて子玉を殺す。而して文公乃ち喜べり。今楚已に我師を敗るに、又其將を誅せば、是れ楚を助けて仇を殺すなりと。乃ち止む。四年、先縠は首として計り、晉軍を河上に敗りしを以て、誅を恐れて乃ち翟に奔り、翟と謀つて晉を伐たんとす。晉覺り、乃ち縠を族す。(五)縠は先軫の子なり。五年鄭を伐つ、楚を助くるが爲の故なり。是時楚の莊王彊し、晉兵を河上に挫きしを以てなり。

(一) 肩衣を脱いで肉を露す、降參の禮也　(二) 戰場に至る　(三) 晉軍不一致將士共に思ひ〳〵なり　(四) 卒の船に上るを爭ふにより其指を斫る、故に晉船は斷指に滿たさる　(五) 一族まで殺し盡すこと

六年。楚伐宋。宋來告急晉。晉欲救之。伯

六年、楚宋を伐つ、宋來りて急を晉に告ぐ。晉之を救はんと欲す。伯宗謀りて曰く、楚は天方に之を開く、當るべからずと。乃ち解揚をして紿りて宋を救ふこ

使㆓中行桓子伐㆑陳。因救㆑鄭。與㆑楚戰。敗㆓楚師㆒。是年。成公卒。子景公據立。景公元年春。陳大夫夏徵舒弑㆓其君靈公㆒。二年。楚莊王伐㆑陳誅㆓徵舒㆒。三年。楚莊王圍㆑鄭。鄭告㆓急晉㆒。晉使㆘荀林父將㆓中軍㆒。隨會將㆓上軍㆒。趙朔將㆓下軍㆒。郤克欒書先穀韓厥鞏朔佐㆖之。

之を佐けしむ。

㊀ 秦の將軍と斥候となり　㊁ 河南滎陽の地　㊂ 荀林父

六月。至㆑河。聞㆘楚已服㆑鄭。鄭伯肉袒與盟而去㆖。荀林父欲㆑還。先穀曰。凡來救㆑鄭。不㆑至不可。將卒離心。卒渡㆑河。楚已服㆑鄭。欲㆘飲㆓馬于河㆒爲㆑名而去㆖。楚與㆓

六月河に至る。楚が已に鄭を服し、鄭伯肉袒(一)して與に盟うて去ると聞き、荀林父は還らんと欲す。先穀曰く、凡そ來るは鄭を救ふなり、至らざれば不可なりと。(三)將卒離心、卒に河を渡る。楚は已に鄭を服し、馬に河に飲(二)ふを名と爲して去らんと欲す。楚と晉軍と大いに戰ふ。鄭新に楚に附いて之を畏れ、反つて楚を助けて晉を攻む。晉軍敗れ、河に走りて爭ひ度る。船中の人指甚だ衆し。楚は我將智罃を虜にして歸りぬ。林父曰く、臣督將と爲りて、軍敗る(四)、誅に當すと。死を請ふ。景公之を許さんと欲す。隨會曰く、昔は文公の楚と城濮に戰ふや、成

不レ出レ境。反不レ誅二國亂一。非レ子而誰。孔子聞レ之曰。董狐古之良史也。書レ法不レ隱。宣子良大夫也。爲レ法受レ惡。惜也。出レ疆乃免。趙盾使三趙穿迎二襄公弟黑臀于周一而立レ之。是爲二成公一。成公者。文公少子。其母周女也。壬申。朝二于武宮一。

(一)族人なり (二)國名 (三)弑逆の名を免る

成公元年。賜二趙氏一爲二公族一。伐レ鄭。鄭倍レ晉故也。三年。鄭伯初立。附レ晉而弃レ楚。楚怒伐レ鄭。晉往救レ之。六年。伐レ秦虜二秦將赤一。七年。成公與二楚莊王一爭レ彊。會二諸侯于扈一。陳畏レ楚不レ會。晉

成公の元年、趙氏に賜うて公族と爲す。鄭を伐つ、鄭が晉に倍ける故なり。三年、鄭伯初めて立ち、晉に附いて楚を弃つ。楚怒りて鄭を伐つ。晉往いて之を救ふ。六年秦を伐ち、秦將と赤を虜にす。七年、成公は楚の莊王と彊を爭ひ、諸侯を扈(一)に會す。陳は楚を畏れて會せず。晉中行桓子をして陳を伐たしめ、因りて鄭を救うて楚と戰ひ、楚師を敗る。是年成公卒し、子景公據立つ。景公元年春、陳の大夫夏徵舒、其君靈公を弑す。二年、楚の莊王陳を伐ち、徵舒を誅す。三年、楚の莊王鄭を圍む、鄭急を晉に告ぐ。晉荀林父をして中軍に將とし、隨會を上軍に將とし、趙朔を下軍に將とし、郤克・欒書・先縠・韓厥・鞏朔をして

伏士未ㇾ會。先縱二齧狗名敖一。明爲ㇾ盾搏二殺狗一。盾曰。弃ㇾ人用ㇾ狗。雖ㇾ猛何爲。然不ㇾ知三明之爲二陰德一也。已而靈公縱二伏士一。出逐二趙盾一。示眯明反二擊靈公之伏士一。伏士不ㇾ能ㇾ進。而竟脫ㇾ盾。盾問二其故一。曰。我桑下餓人。問二其名一。弗ㇾ告。明亦因亡去。盾遂奔。未ㇾ出二晉境一。

乙丑。盾昆弟將軍趙穿。襲二殺靈公於桃園一。而迎二趙盾一。趙盾素貴。得二民和一。靈公少侈。民不ㇾ附。故爲ㇾ弑易。盾復ㇾ位。晉太史董狐書曰。趙盾弑二其君一。以視二於朝一。盾曰弑者趙穿。我無ㇾ罪。太史曰。子爲二正卿一。而亡

乙丑、盾の昆弟[一]將軍趙穿、襲うて靈公を桃園[二]に殺して趙盾を迎ふ。趙盾素より貴にして、民の和を得、靈公は少うして侈り、民附かず。故に弑を爲すこと易かりき。盾位に復す。晉の太史董狐、書して曰く、趙盾其君を弑すと。以て朝に視す。盾曰く、弑する者は趙穿なり、我は罪無しと。太史曰く、子は正卿たり、而も亡げて境を出でず、反つて國亂を誅せず。子に非ずして誰ぞと。孔子之を聞いて曰く、董狐は古の良史なり、法を書して隱さず。宣子は良大夫なり、法の爲に惡を受く。惜しいかな、疆を出でば乃ち免れん[三]と。趙盾は趙穿をして襄公の弟黑臀を周に迎へしめ、而して之を立つ。是を成公と爲す。成公は文公の少子なり、其母は周女なり。壬申に武宮に朝す。

眛明也。盾與二之食一。食二其半一。問二其故一。曰。宦三年。未レ知二母之存不一。願遺レ母。盾義レ之。益二與之飯肉一。已而爲二晉宰夫一。趙盾弗二復知一也。九月。晉靈公飮二趙盾酒一。伏レ甲將レ攻レ盾。公宰示眛明知レ之。恐二盾醉不レ能レ起。而進曰。君賜二臣觴一。三行可二以罷一。欲下以去二趙盾一令中先毋上レ及レ難。盾旣去。靈公

知らず、願くは母に遺らんと。盾之を義として、之に飯肉を益與ふ。(三)已にして晉の宰夫と爲りしが、趙盾は復知らざりき。九月、晉の靈公趙盾に酒を飮ましめ、甲を伏せて將に盾を攻めんとす。公の宰示眛明之を知り、盾が醉うて起つ能はざるを恐れ、進んで曰く、君臣に觴(四)を賜ふ、三行(五)にして以て罷むべしと。以て趙盾を去らしめ、先づ難に及ぶ毋らしめんと欲す。盾旣に去る。靈公の伏士未だ會せず。先づ(六)齧狗名は敖といふを縱つ。明、盾の爲に狗を搏ち殺す。盾曰く、人を弃て狗を用ふ、猛しと雖も何をか爲んと。然も明の陰德を爲ししを知らず。已にして靈公伏士を縱ち、出でて趙盾を逐はしむ。示眛明靈公の伏士を反擊す。伏士進む能はず、竟に盾を脫す。盾其故を問ふ。曰く、我は桑下の餓人なりと。其名を問ふ、告げず。明(七)亦因りて亡げ去る。盾遂に奔り、未だ晉の境を出でず。

(一)首陽山　(二)遊學　(三)多くの飯肉を與ふ　(四)酒杯　(五)三巡　(六)獒の字を充つ、猛犬なり　(七)明は盾を脫せしむ

因執レ會以歸レ晉。八年。周頃王崩。公卿爭レ權。故不レ赴。晉使下趙盾以二車八百乘一平中周亂上。而立二匡王一。是年。楚莊王初卽レ位。十二年。齊人弑二其君懿公一。十四年。靈公壯侈。厚斂以雕レ牆。從二臺上一彈レ人。觀二其避一レ丸也。宰夫胹二熊蹯一。不レ熟。靈公怒。殺二宰夫一。使下婦人持二其屍一出弃上レ之。過レ朝。趙盾隨會。前數諫。不レ聽。已又見二死人手一。二人前諫。隨會先諫。不レ聽。靈公患レ之。使三鉏麑刺二趙盾一。盾閨門開。居處節。鉏麑退歎曰。殺二忠臣一。弃二君命一。罪一也。遂觸レ樹而死。

て其屍を持し、出でて之を弃てしめ、朝を過ぐ。(九)趙盾・隨會、前んで數〻諫むれども聽かず。已にして又死人の手を見る。(一〇)二人前み諫む。隨會先づ諫む、聽かず。靈公之を患へ、鉏麑をして趙盾を刺さしむ。(一一)盾は閨門開け、居處に節あり。(一二)鉏麑退き歎じて曰く、忠臣を殺すも、君命を弃つるも、罪は一なりと。遂に樹に觸れて死す。(一三)

(一)晉惠公の寄寓したる梁國の地　(二)河曲附近に在り　(三)山西の蒲坂にて黄河の折れて東流せる邊　(四)六大臣　(五)車兵八萬人　(六)重税を收斂す　(七)行人を彈射す　(八)熊の掌　(九)政事堂　(一〇)宰夫の手なるべし　(一一)力士の名　(一二)奥殿の小門開き趙盾正坐して居處節度あり　(一三)趙氏の庭樹

初盾常田二首山一。見三桑下有二餓人一。餓人示

初め盾、常て首山(一)に田す。桑下に餓人有るを見る。餓人は示眯明なり。盾之に食を與ふ。其半を食ふ。其故を問ふに曰く、宦(二)すること三年、未だ母の存不を

在レ耳。而弃レ之。若何。趙盾與二諸大夫一皆患二繆嬴一。且畏レ誅。乃背レ所レ迎而立二太子夷皐一。是爲二靈公一。發レ兵以距下秦送二公子雍一者上。趙盾爲レ將。往擊レ秦。敗二之令狐一。先蔑隨會亡奔レ秦。秋。齊宋衞鄭曹許君。皆會二趙盾一盟二於扈一。以二靈公初立一故也。

四年。伐レ秦取二少梁一。秦亦取二晉之殽一。六年。秦康公伐レ晉取二羈馬一。晉侯怒。使二趙盾。趙穿。郤缺擊一レ秦。大戰二河曲一。趙穿最有レ功。七年。晉六卿患三隨會之在レ秦常爲二晉亂一。乃詳令二魏壽餘反一レ晉降レ秦。秦使二隨會之一レ魏。

四年、秦を伐つて少梁(一)を取る。秦も亦晉の殽を取る。六年、秦の康公晉を伐ち、羈馬(二)を取る。晉侯怒り、趙盾・趙穿・郤缺をして秦を擊たしめ、大いに河曲(三)に戰ふ。趙穿最も功有り。七年、晉の六卿(四)は隨會が秦に在りて、常に晉の亂を爲すを患へ、乃ち詳りて魏壽餘をして晉に反して秦に降らしむ。秦隨會をして魏に之かしむ。因りて會を執へて以て晉に歸る。八年、周の頃王崩じ、公卿權を爭ふ。故に赴げず。晉趙盾をして車八百乘を以て、周の亂を平げしめて、而して匡王を立つ。是年、楚の莊王(五)初めて位に卽く。十二年、齊人其君懿公を弑す。十四年、靈公壯にして侈り、厚斂(六)して以て牆に雕り、臺上從り人を彈(七)して、其の丸を避くるを觀る。宰夫(八)熊蹯を胹て熟せず、靈公怒り、宰夫を殺し、婦人をし

月。秦康公曰。昔文公之入也無衛。故有呂郤之患。乃多與公子雍衛。太子母繆嬴。日夜抱太子。以號泣於朝。曰。先君何罪。其嗣亦何罪。舍適而外求君。將安置此。出朝則抱以適趙盾所。頓首曰。先君奉此子。而屬之子。曰。此子材。吾受其賜。不材。吾怨子。今君卒。言猶

患有りきと。乃ち多く公子雍に衛を與ふ。太子の母繆嬴、日夜太子を抱いて、以て朝に號泣して曰く、先君何の罪ぞ、其嗣亦何の罪ぞ、適(一)を舍てて外に君を求む。將に安くに此を置かんとすると。朝を出づれば、則ち抱いて以て趙盾の所に適き、頓首して曰く、先君此子を奉じて之を子に屬して曰く、此子材ならば、吾其(二)賜を受けん、不材ならば吾子(三)を怨まんと。今君卒す、言猶耳に在り。而るに之を弃つるは若何と。趙盾諸大夫と、皆繆嬴を患へ、且誅(四)を畏る。乃ち迎ふる所に背いて、太子夷皐を立つ、是を靈公と爲す。兵を發して以て秦が公子雍を送る者を距ぐ。趙盾將と爲り、往いて秦を撃ち、之を令狐(五)に敗る。先蔑・隨會(六)、亡げて秦に奔る。秋、齊・宋・衛・鄭・曹・許の君、皆趙盾に會して、扈(七)に盟ふ。靈公初めて立つを以ての故なり。

(一) 嫡子を捨つ　(二) 子が教導の賜を受けん　(三) 君が輔佐の足らざるを怨まん　(四) 誅罰の所刑に遇はんことを恐る　(五) 前出　(六) 士會に同じ　(七) 河南懷慶府原武縣西北の地

七年八月。襄公卒。太子夷皐少。晉人以レ難故。欲レ立二長君一。趙盾曰。立二襄公弟雍一。好レ善而長。先君愛レ之。且近二於秦一。秦故好也。立レ善則固。事レ長則順。奉レ愛則孝。結二舊好一則安。賈季曰。不レ如二其弟樂一。辰嬴嬖二於二君一。立二其子一。民必安レ之。趙盾曰。辰嬴賤。班在二九人下一。其子何震之有。且爲二二君一嬖。淫也。爲二先君子一。不レ能レ求レ大。而出在二小國一。僻也。母淫子僻。無レ威。陳小而遠。無レ援。將何可乎。使三士會如レ秦迎二公子雍一。賈季亦使三人召二公子樂於陳一。趙盾廢二賈季一。以三其殺二陽處父一。十月。葬二襄公一。十一月。賈季奔レ翟。是歲秦繆公亦卒。

安んぜんと。趙盾曰く、辰嬴は賤し、班(八)九人の下に在り。其子何の震(九)か之有らん。且つ二君の爲に嬖せらるゝは淫なり、先君の子と爲り、大を求むる能はず、出でて小國(一〇)に在るは僻なり。母淫に子僻、威無し。陳は小にして遠く、援無し。將何ぞ可ならんやと。士會をして秦に如き、公子雍を迎へしむ。賈季亦人をして公子樂を陳に召さしむ。趙盾賈季を廢す、其の陽處父を殺ししを以てなり。十月襄公を葬る。十一月、賈季翟に奔る。(一一)是歲秦の繆公(一二)亦卒す。

(一)陝西同州府 (二)死屍を埋藏す (三)汪と同縣內 (四)欒枝、狐偃、先且居 (五)年長の君主 (六)舊好 (七)懷公文公 (八)位次 (九)威光信用 (一〇)當時陳に在り (一一)排斥す (一二)太傅陽處父私怨を以て賈季に殺さる

靈公元年。四

靈公の元年四月、秦の康公曰く、昔は文公の入りしや、衞無し。故に呂郤の

四月。敗ニ秦師于殽一。虜ニ秦三將孟明視。西乞林。白乙丙一以歸。遂墨以葬ニ文公一。文公夫人秦女。謂ニ襄公一曰。秦欲下得ニ其三將一戮上レ之。公許遣レ之。先軫聞レ之。謂ニ襄公一曰。患生矣。軫乃追ニ秦將一。秦將渡レ河。已在ニ船中一。頓首謝。卒不レ反。後三年。秦果使ニ孟明伐レ晉。報ニ殽之敗一。取ニ晉汪一以歸。

り　㈥ 衰絰の喪服を着く　㈦ 河南府永寧縣の北方　㈧ 墨染の服のまゝ　㈨ 將來の禍根生ず　㈩ 陝西同州府澄城縣

四年。秦繆公大興レ兵伐レ我。渡レ河取ニ王官一。封ニ殽尸一而去。晉恐不ニ敢出一。遂城守。五年。晉伐レ秦取ニ新城一。報ニ王官役一也。六年。趙衰成子。欒貞子。咎季。子犯。霍伯皆卒。趙盾代ニ趙衰一執レ政。

四年、秦の繆公大いに兵を興して我を伐ち、河を渡り、王官(一)を取り、殽の尸(二)を封じて去る。晉恐れて、敢て出でず、遂に城守す。五年、晉、秦を伐つて新城(三)を取る、王官の役に報ずるなり。六年、趙衰成子(四)・欒貞子・咎季・子犯・霍伯皆卒す。趙盾は趙衰に代りて政を執る。七年八月襄公卒す。太子夷皐少し。晉人難を以ての故に、長君(五)を立てんと欲す。趙盾曰く、襄公の弟雍を立てん、善を好んで長ぜり。先君之を愛せり、且つ秦に近し。秦は故好(六)なり。善を立つれば則ち固く、長に事ふれば則ち順に、愛を奉ずれば則ち孝に、舊好を結べば則ち安しと。賈季曰く、其弟樂に如かず。辰嬴は二君(七)に嬖せらる、其子を立てば、民必ず之に

襄公元年春。秦師過レ周。無レ禮。王孫滿譏レ之。兵至レ滑。鄭賈人弦高將レ市二于周一。遇レ之。以二十二牛一勞二秦師一。秦師驚而還。滅レ滑而去。晉先軫曰。秦伯不レ用二蹇叔一。反二其衆心一。此可レ擊。欒枝曰。未レ報二先君施於秦一。擊レ之不可。先軫曰。秦侮二吾孤一。伐二吾同姓一。何德之報。遂擊レ之。襄公墨衰經。

襄公元年の春、秦の師周を過ぐ、禮無し。王孫滿之を譏る。兵滑(一)に至る。鄭の賈人弦高、將に周に市(二)せんとし、之に遇ひ、十二牛を以て秦師を勞ふ。秦師驚(三)いて還り、滑を滅して去りぬ。晉の先軫曰く、秦伯は蹇(四)叔を用ひず、其衆心に反く、此れ擊つべしと。欒枝曰く、未だ先君の施に秦に報ぜず、之を擊つは不可なりと。先軫曰く、秦は吾が孤(五)なるを侮り、吾が同姓を伐つ。何の德か之れ報ぜんと。遂に之を擊つ。襄公は墨(六)衰經す。四月秦師を殽(七)に敗り、秦の三將孟明視・西乞林・白乙丙を虜へて以て歸り、遂に墨(八)して以て文公を葬る。文公の夫人は秦の女なり、襄公に謂つて曰く、秦は其三將を得て之を戮せんと欲すと。公許して之を遣る。先軫之を聞き、襄公に謂つて曰く、患(九)生ずと。軫乃ち秦將を追ふ。秦將河を渡り、已に船中に在り。頓首して謝し、卒に反らず。後三年、秦果して孟明をして晉を伐たしめ、殽の敗に報い、晉の汪(一〇)を取りて以て歸る。

(一) 國名なり河南偃師縣　(二) 商賈　(三) 鄭の備有るを察するなり　(四) 百里奚　(五) 喪中に諸侯自ら稱する語な

叔之後。合諸侯而滅兄弟。非禮。晉侯說。復曹伯。於是晉始作三行。荀林父將中行。先穀將右行。先蔑將左行。七年。晉文公秦繆公共圍鄭。以其無禮於文公亡過時。及城濮時。鄭助楚也。圍鄭。欲得叔瞻。叔瞻聞之自殺。鄭持叔瞻告晉。晉曰必得鄭君而甘心焉。鄭恐。乃間令使謂秦繆公曰。亡鄭厚晉。於晉得矣。而秦未爲利。君何不解鄭得爲東道交。秦伯說罷兵。晉亦罷兵。九年冬。晉文公卒。子襄公歡立。是歲鄭伯亦卒。鄭人或賣其國於秦。秦繆公發兵往襲鄭。十二月。秦兵過我郊。

し時に禮無く、及び城濮の時に鄭が楚を助けしを以てなり。鄭を圍んで叔瞻を(二)得んと欲す。叔瞻之を聞いて自殺す。鄭叔瞻を持して(三)晉に告ぐ。晉曰く、必ず鄭君を得て甘心(四)せんと。鄭恐る。乃ち間に使をして秦の繆公に謂はしめて曰く、鄭を亡し晉を厚うす、晉に於ては得たり。而も秦は未だ利と爲さず。君何ぞ鄭を解いて東道(五)の交と爲すを得ざるかと。秦伯說びて兵を罷む。晉亦兵を罷む。九年冬、晉の文公卒し、子襄公歡立つ。是歲鄭伯亦卒す。鄭人或は其國を秦に賣る。秦の繆公兵を發して往いて鄭を襲ふ。十二月、秦兵我が郊を過ぐ。

(一) 三軍以外の別働三軍なり、三軍は車兵を主とし、三行は步兵を主とす (二) 曩に文王を殺せと言ひしを以てなり (三) 叔瞻の首を持す (四) 腹いせす (五) 東方の親交

勝爲レ右。吾用レ之以勝。然此一時之說。偃言萬世之功。奈何以二一時之利一。而加二萬世功一乎。是以先レ之。冬。晉侯會二諸侯於溫一。欲三率レ之朝二レ周。力未レ能。恐三其有二畔者一。乃使下人言二周襄王一狩中于河陽上。壬申。遂率二諸侯一。朝二王於踐土一。孔子讀二史記一。至二文公一曰。諸侯無レ召レ王。王狩二河陽一者。春秋諱レ之也。

有らんことを恐れ、乃ち人をして周の襄王に言ひ、(四)河陽に狩せしむ。壬申、遂に諸侯を率ゐて、王に踐土に朝す。孔子史記を讀み、文公に至りて曰く、諸侯王を召す無しと。王河陽に狩すとは、春秋に之を諱めるなり。

(一) 咎犯なり (二) 勝利を得るを第一とす (三) 河南懷慶府 (四) 河南河陽縣の地、蓋し晉より要求して晉附近の地に幸せしめしなり

丁丑。諸侯圍レ許。曹伯臣或說二晉侯一曰。齊桓公合二諸侯一而國二異姓一。今君爲レ會而滅二同姓一。曹叔振鐸之後。晉唐

丁丑、諸侯許を圍む。曹伯の臣或は晉侯に說いて曰く、齊の桓公は諸侯を合して異姓を國とす。今は君會を爲して、同姓を滅す。曹は叔振鐸の後、晉は唐叔の後なり。諸侯を合して兄弟を滅すは、禮に非ずと。晉侯說び、曹伯を復す。是に於て、晉始めて(一)三行を作る。荀林父中行に將たり、先縠右行に將たり、先蔑左行に將たり。七年、晉の文公、秦の繆公、共に鄭を圍む。其の文公が亡げ過ぎ

王若曰。父義和。丕顯文武。能愼明德。昭登于上。布聞在下。維時上帝。集厥命於文武。恤朕身。繼予一人。永其在位。於是晉文公稱伯。癸亥。王子虎盟諸侯于王庭。晉焚楚軍。火數日不息。文公歎。左右曰。勝楚而君猶憂何。文公曰。吾聞能戰勝安者唯聖人。是以懼。且子玉猶在。庸可喜乎。子玉之敗而歸。楚成王怒其不用其言。貪與晉戰。讓責子玉。子玉自殺。晉文公曰。我擊其外。楚誅其內。內外相應。於是乃喜。

儀式の大車と赤塗の弓矢、黒塗の弓矢、黒黍一器、玉にて造りし酒器及天子の親兵三千人 (六) 首を下げて地に至る (七) 書經に出でたるには非ず (八) 同姓諸侯を尊んで父と謂ふ、義を以て諸侯を和するなり (九) 大いに顯現す (一〇) 文王武王に集めし天の命の如く晉侯は予が身を憂へて文武の德を予に繼がしむ、永く王位に在るを得んとの義 (一一) 王宮 (一二) 責め尤む

六月。晉人復入衞侯。壬午。晉度河。北歸國行賞。狐偃爲首。或曰。城濮之事。先軫之謀。文公曰。城濮之事。偃說我毋失信。先軫曰。軍事

六月、晉人復衞侯を入る。壬午晉、河を度り、北して國に歸り賞を行ふ。(一)狐偃を首と爲す。或ひと曰く、城濮の事は先軫の謀なりと。文公曰く、城濮の事は、偃我に說くらく信を失ふ毋れと。先軫曰く、軍事は勝を右と爲すと。吾之を用ひて以て勝てり。然れども此れ一時の說なり。偃の言は萬世の功なり。(二)奈何ぞ一時の利を以て、萬世の功に加へんや。是を以て之を先にすと。冬、晉侯諸侯を溫に會し、(三)之を率ゐて周に朝せんと欲するも、力未だ能はず。其の畔く者

兵一去。甲午。晉師還至二衡雍一。作二王宮於踐土一。初鄭助レ楚。楚敗懼。使三人請二盟晉侯一。晉侯與二鄭伯一盟。五月。丁未。獻二楚俘於周一。駟介百乘。徒兵千。天子使下王子虎命二晉侯一爲レ伯。賜二大輅。彤弓矢百。玈弓矢千。秬鬯一卣。珪瓚。虎賁三千人一。晉侯三辭。然後稽首受レ之。周作二晉文侯命一。

命じて伯と爲さしめ、大輅(五)・彤弓矢百・玈弓矢千・秬鬯一卣・珪瓚・虎賁三千人を賜ふ。晉侯三たび辭し、然る後に稽首(六)して之を受く。周は晉文侯の命(七)を作る。王若ひ曰く、父義和(八)、文武を丕顯(九)し、能く明德を愼み、昭に上に登り、布き聞えて下に在り。維れ時上帝、厥命(一〇)を文武に集めて、朕が身を恤へ、予一人に繼ぐ。永く其れ位に在らんと。是に於て晉の文公伯を稱す。癸亥、王子虎諸侯と王庭(一一)に盟ふ。晉楚軍を焚くに、火數日まで息まず。文公歎ず。左右曰く、楚に勝つて而も君猶憂ふるは何ぞと。文公曰く、吾聞く能く戰ひ勝つて安き者は、唯聖人のみと。是を以て懼る。且つ子玉猶在り、庸ぞ喜ぶべけんやと。子玉の敗れて歸るや、楚の成王其言を用ひずして、貪りて晉と戰ふを怒り、子玉を讓責(一二)す。子玉自殺す。晉の文公曰く、我其外を擊ち、楚其內を誅す。內外相應ずと。是に於て乃ち喜ぶ。

(一) 軍隊の宿營を曰ふ　(二) 河南懷慶府に在り、踐土も其附近なり　(三) 俘虜　(四) 駟馬の鎧を被たるもの百乘　(五)

晉。請復二衛侯一而封レ曹。臣亦釋レ宋。咎犯曰。子玉無レ禮矣。君取レ一。臣取レ二。勿レ許。先軫曰。定レ人之謂レ禮。楚一言定二三國一。子一言而亡レ之。我則毋レ禮。不レ許レ楚。是弃レ宋也。不レ如下私許二曹衛一以誘レ之。執二宛春一以怒レ楚。既戰而後圖レ之。晉侯乃囚二宛春於衛一。且私許レ復二曹衛一。曹衛告二絶於楚一。楚得臣怒。撃二晉師一。晉師退。軍吏曰。爲レ何退。文公曰。昔在レ楚約レ退二三舍一。可レ倍乎。楚師欲レ去。得臣不レ肯。

曹衛を復するを許す。曹衛絶(五)を楚に告ぐ。楚の得臣(六)怒り、晉師を撃つ、晉師退く。軍吏曰く、何の爲に退くぞと。文公曰く、昔は楚に在りしとき、三舍(七)を退くを約せり、倍くべけんやと。楚の師去らんと欲す、得臣肯かず。

㊀ 世情の險阻　㊁ 臣を譏する者の口を制止せん　㊂ 楚の大夫　㊃ 君は宋の利を取り彼は曹衛の利を爲す
㊄ 楚と絶交する旨　㊅ 子玉の名　㊆ 前出

四月戊辰。宋公。齊將。秦將。與二晉侯一次二城濮一。己巳。與二楚兵一合戰。楚兵敗。得臣收二餘

四月戊辰、宋公齊將秦將、晉侯と城濮に次る。(一)己巳、楚兵と合戰す、楚兵敗る。得臣餘兵を收めて去る。甲午、晉の師還り、衡雍(二)に至り、王宮を踐土に作る。初め鄭は楚を助く。楚敗れて懼れ、人をして、盟を晉侯に請はしむ。晉侯鄭伯と盟ふ。五月丁未、楚の俘(三)を周に獻ず。(四)駟介百乘、徒兵千。天子王子虎をして晉侯を

伯。分二曹衛地一以與レ宋。楚急二曹衛一。其勢宜レ釋レ宋。於レ是文公從レ之。而楚成王乃引レ兵歸。

楚將子玉曰。王遇レ晉至厚。今知三楚急二曹衛一。而故伐レ之。是輕レ王。王曰。晉侯亡在レ外十九年。困日久矣。果得レ反レ國。險阨盡知レ之。能用二其民一。天之所レ開。不レ可レ當。子玉請曰。非二敢必有一レ功。願以間二執讒慝之口一也。楚王怒。少與二之兵一。於レ是子玉使二宛春告一レ

楚將子玉曰く、王の晉を遇するや至厚なり。今楚の曹衛に急なるを知る。故に之を伐つは、是れ王を輕んずるなりと。王曰く、晉侯亡げて外に在ること十九年、困むこと日久し。果して國に反るを得て、險阨（一）は盡く之を知り、能く其民を用ふ。天の開く所は當るべからずと。子玉請うて曰く、敢て必ずしも功有らんとには非ず、願くは以て讒慝の口を間執（二）せんと。楚王怒り、少しく之に兵を與ふ。是に於て子玉は宛春（三）をして晉に告げしむらく、請ふ衛侯を復して、曹を封ぜよ、臣亦宋を釋さんと。咎犯曰く、子玉禮無し。（四）君一を取り臣二を取る、許すこと勿れと。先軫曰く、人を定むる之を禮と謂ふ。楚一言にして、三國を定むるに、子一言にてし之を亡すときは、我則ち禮毋きなり。楚に許さざるは、是れ宋を弃つるなり。私に曹衛に許して、以て之を誘ひ、宛春を執へて以て楚を怒らし、既に戰つて後に之を圖るに如かずと。晉侯乃ち宛春を衛に囚へ、且つ私に

假二道於衞一。衞人弗レ許。還自二河南一度。侵レ曹伐レ衞。正月。取二五鹿一。二月。晉侯齊侯盟二于斂盂一。衞侯請二盟晉一。晉人不レ許。衞侯欲レ與二楚一。國人不レ欲。故出二其君一以說二晉一。衞侯居二襄牛一。公子買守レ衞。楚救レ衞不レ卒。晉侯圍レ曹。三月。丙午。晉師入レ曹。數レ之以下其不レ用二釐負羈言一。而用二美女一。乘レ軒者三百人上也。令レ軍毋レ入二僖負羈宗家一。以報レ德。楚圍レ宋。宋復告レ急。晉文公欲レ救。則攻レ楚。爲二楚嘗有一レ德。不レ欲レ伐也。欲レ釋レ宋。宋又嘗有レ德二於晉一。患レ之。先軫曰。執二曹

許さず。衞　與せんと欲す、國人欲せず。故に其君を出して以て晉に說く。衞侯襄牛(五)に居り、公子買衞を守る。楚衞を救ふ、卒へず(六)。晉侯曹を圍む。三月丙午、晉師曹に入り、之を數むるに、其釐負羈の言を用ひずして、美女を用ひ、軒(七)に乘る者三百人なるを以てす。軍に令すらく、僖負羈の宗家(八)に入ること毋れと。以て德に報ゆるなり。楚は宋を圍む、宋復急を告ぐ。晉の文公救はんと欲し、則ち楚を攻めんとす。楚嘗て德有りと爲す。伐つを欲せず。宋を釋てんと欲すれば、宋も又嘗て晉に德有り、之を患ふ。先軫曰く、曹伯を執へ、曹衞の地を分ち以て宋に與へよ。楚は曹衞に急なり(九)。其勢宜しく宋を釋つべしと。是に於て文公之に從ふ。而して楚の成王は乃ち兵を引いて歸る。

(一) 陽樊附近の地 (二) 渡るなり (三) 前出 (四) 大名府開州の東南方 (五) 山東曹州府濮州の地 (六) 功無きなり (七) 高軒の大車に乘る女子三百人に及ぶ (八) 宗族に同用す (九) 曹衞を救ふに急なるため必ず宋を棄つべし

兵至陽樊。圍溫。入襄王于周。四月。殺王弟帶。周襄王賜晉河內陽樊之地。四年。楚成王及諸侯圍宋。宋公孫固如晉告急。先軫曰。報施定霸。於今在矣。狐偃曰。楚新得曹。而初婚於衞。若伐曹衞。楚必救之。則宋免矣。於是晉作三軍。趙衰擧郤縠將中軍。郤臻佐之。使狐偃將上軍。狐毛佐之。命趙衰爲卿。欒枝將下軍。先軫佐之。荀林父御戎。魏犫爲右。往伐。

たば、楚必ず之を救はん、則ち宋は免れんと。是に於て晉は三軍を作る。趙衰は郤縠を擧げて中軍に將たらしめ、郤臻之を佐く。狐偃をして上軍に將たらしめ、狐毛之を佐く。趙衰を命じて卿と爲す。欒枝は下軍に將たり、先軫之を佐く。荀林父は(五)戎に御たり、魏犫は右爲り。往いて伐つ。

(一)襄王を南宮に復歸せしめんとす　(二)霸業を成す資材　(三)溫と共に周の地名　(四)宋の施惠に報ず　(五)公の兵車を御す

冬十二月。晉兵先下山東。而以原封趙衰。五年春。晉文公欲伐曹。

冬十二月、晉兵先づ山東を下し、(一)原を以て趙衰に封ず。五年春、晉の文公曹を伐たんと欲し、道を衞に假る、衞人許さず。還りて河南より度り、(二)曹を侵し衞を伐ち、正月、(三)五鹿を取りぬ。二月、晉侯齊侯(四)斂盂に盟ふ。衞侯盟を晉に請ふ、晉人

遂求所在。聞其入綿上山中。於是文公環綿上山中而封之。以爲介推田。號曰介山。以記吾過。且旌善人。從亡賤臣壺叔曰。君三行賞。賞不及臣。敢請罪。文公報曰。夫導我以仁義。防我以德惠。此受上賞。輔我以行。卒以成立。此受次賞。矢石之難。汗馬之勞。此復受次賞。若以力事我。而無補吾缺者。此受次賞。三賞之後。故且及子。晉人聞之皆說。

㊀意見の實行　㊁意見を君に知らしむ　㊂文は飾なり　㊃世に顯はれんこと　㊄公宮の門　㊅文公に喩ふ　㊆從游の功臣を指す　㊇住家　㊈山西汾州府介林の地　㊉介子推　⑪何の罪あるかを問ふ

二年。春。秦軍河上。將入王。趙衰曰。求霸莫如入王尊周。周晉同姓。晉不先入王。後秦入之。毋以令于天下。方今尊王。晉之資也。三月。甲辰。晉乃發

二年春、秦は河上に軍して、將に王を入れんとす。趙衰曰く、霸を求めんは、王を入れて周を尊ぶに如くは莫し。(一)周晉は同姓なり。晉先づ王を入れず、秦に後れて之を入れば、以て天下に令する毋けん。方今王を尊ぶは晉の資(二)なりと。三月甲辰、晉乃ち兵を發して陽樊(三)に至り、溫を圍みて、襄王を周に入れ、四月王の弟帶を殺す。周の襄王、晉に河內陽樊の地を賜ふ。四年、楚の成王、諸侯と宋を圍む。宋の公孫固は晉に如いて急を告ぐ。先軫曰く、(四)施に報い霸を定むるは今に於て在りと。狐偃曰く、楚新に曹を得て、初めて衞に婚す。若し曹衞を伐

身之文也。身欲隱。安用文之。文之。是求顯也。其母曰。能如此乎。與女偕隱。至死不復見。介子推從者憐之。乃懸書宮門曰。龍欲上天。五蛇爲輔。龍已升雲。四蛇各入其宇。一蛇獨怨。終不見處所。文公出。見其書曰。此介子推也。吾方憂王室。未圖其功。使人召之則亡。

乃ち書を宮門(五)に懸けて曰く、(六)龍天に上らんと欲す。五蛇輔を爲す。龍已に雲に升り、四蛇各〻其宇(八)に入る。一蛇獨り怨み、終に處所(七)を見ずと。文公出で、其書を見て曰く、此れ介子推なり。吾方に王室を憂へて、未だ其功を圖らざりきと。人をして之を召さしむるに、則ち亡げたり。遂に所在を求め、其の綿上(九)の山中に入れるを聞く。是に於て文公緜上山中を環らして之を封じ、以て介推(一〇)の田と爲し、號して介山と曰ひ、以て吾が過を記し、且つ善人を旌す。亡に從ひし賤臣壺叔曰く、君三たび賞を行ふに、賞は臣に及ばず、敢て罪(一一)を請ふと。文公報じて曰く、夫れ我を導くに仁義を以てし、我を防ぐに德惠を以てす、此れ上賞を受く。我を輔くるに行を以てし、卒に以て成立せるは、此れ次賞を受く。矢石の難汗馬の勞は、此れ復次賞を受く。若し力を以て我に事へて、吾缺を補ふ無き者は、此れ次賞を受く。三賞の後、故且に子に及ばんとすと。晉人之を聞きて、皆說ぶ。

未二盡行一レ賞。周襄王以二弟帶難一。出居二鄭地一。來告二急晉一。晉初定。欲レ發レ兵。恐二他亂起一。是以賞レ從レ亡。未レ至二隱者介子推一。推亦不レ言レ祿。祿亦不レ及。推曰。獻公子九人。唯君在矣。惠懷無レ親。外內弃レ之。天未レ絕レ晉。必將レ有レ主。主二晉祀一者。非レ君而誰。天實開レ之。二三子以爲二己力一。不二亦誣一乎。竊二人之財一。猶曰二是盜一。況貪二天之功一。以爲二己力一乎。下冒二其罪一。上賞二其姦一。上下相蒙。難二與處一矣。

以て己の力と爲すをや。下(四)は其罪を冒し、上は其姦を賞す。上下相蒙(五)く、與に處り難しと。

(一) 黃河の渡口附近　(二) 貴き位　(三) 親附尊信するものなし　(四) 下の者は罪を冒し上の者は姦人を賞す　(五) 欺に同じ

其母曰。盍二亦求一レ之。以死誰懟。推曰。尤而效レ之。罪有レ甚レ焉。且出二怨言一。不レ食二其祿一。母曰。亦使レ知レ之若何。對曰。言。

其母曰く、盍ぞ亦之を求めざる、以て死せば誰をか懟みんと。推曰く、尤めて之に效ふは、罪焉より甚しき有り。且怨言を出せば、其祿を食はずと。母曰く、亦之を知らしめば若何と。對へて曰く、言は身の文なり、身隱れんと欲す、安ぞ之を文るを用ひん。之を文るは是顯を求むるなりと。其母曰く、能く此の如きか、女と偕に隱れんと。死に至るまで復見えず。介子推の從者之を憐み、

三月。己丑。呂郤等果反。焚二公宮一。不レ得二文公一。文公之衛徒與戰。呂郤等引レ兵欲レ奔。秦繆公誘二呂郤等一。殺二之河上一。晉國復而文公得レ歸。夏。迎二夫人於秦一。秦所レ與二文公一妻者卒爲二夫人一。秦送二三千人一爲レ衞。以備二晉亂一。文公修レ政。施二惠百姓一。賞二從レ亡者及功臣一。大者封邑。小者尊爵。

三月己丑、呂郤等果して反し、公宮を焚く。文公を得ず。文公の衞徒與に戰ふ。呂郤等兵を引いて奔らんと欲す。秦の繆公、呂郤等を誘うて、之を河上に(一)殺す。晉國復して、文公歸るを得たり。夏、夫人を秦に迎ふ。秦が文公に與へたる所の妻なる者、卒に夫人と爲る。秦三千人を送りて衞と爲し、以て晉の亂に備ふ。文公は政を修め、惠を百姓に施し、亡に從ひし者及び功臣を賞す。大なる者は封邑、小なる者は尊爵、(二)未だ盡くは賞を行はず。周の襄王、弟帶の難を以て、出でて鄭の地に居り、來りて急を晉に告ぐ。晉初めて定り、兵を發せんと欲するも、他の亂の起るを恐る。是を以て亡に從ひしを賞す。未だ隱者介子推に至らず。推亦祿を言はず、祿亦及ばず、推曰く、獻公の子九人、唯君在り。惠懷は親無く、外内之を弃つ。天未だ晉を絕たず、必ず將に主有らんとす。晉祀を(三)主る者は、君に非ずして誰ぞ。天實に之を開く。二三子以て己の力と爲すは亦誣ならずや。人の財を竊むすら、猶是を盜と曰ふ、況んや天の功を貪りて、

履鞮知二其謀一。欲下以告二文公一。解中前罪上。求レ見二文公一。文公不レ見。使二人讓一曰。蒲城之事。女斬二予袪一。其後我從二狄君一獵。女為二惠公一來求レ殺レ我。惠公與レ女期二三日至一。而女一日至。何速也。女其念レ之。宦者曰。臣刀鋸之餘。不下敢以二二心一事レ君倍上レ主。故得二罪於君一。君已反レ國。其毋二蒲翟一乎。且管仲射レ鉤。桓公以霸。今刑餘之人以レ事告。而君不レ見。禍又且レ及矣。於レ是見レ之。遂以二呂郤等一告二文公一。文公欲レ召二呂郤一。呂郤等黨多。文公恐二初入レ國。國人賣一レ己。乃為二微行一。會二秦繆公於王城一。國人莫レ知。

にして至るを期せしに、女は一日に至れり、何ぞ速なるや、女其れ之を念へと。宦者曰く、臣は刀鋸(五)の餘なり、敢て二心を以て君に事へ主に倍かず。故に罪を君に得たり。君已に國に反る。其れ蒲翟(六)毋からんか。且管仲(七)は鉤を射しも、桓公以て霸たりき。今刑餘の人、事を以て告ぐるに、君は見ず。禍又且に及ばんとすと。是に於て之を見る。遂に呂郤等を以て文公に告ぐ。文公呂郤を召さんと欲す。呂郤等の黨多し。文公初めて國に入り、國人の己(八)を賣るかを恐れ、乃ち微行を爲し、秦の繆公に王城(九)に會す。國人知るもの莫し。

(一)勃鞮なり　(二)前年の罪を償ふ　(三)言を以て人を責むるを讓とす　(四)狄に至る旅程三日間と約す　(五)刑を受けたる餘り者、宮刑によりて宦者となりし事を言ふ　(六)蒲翟を問ふこと無かるべし　(七)齊世家參照　(八)己を欺く　(九)秦の地名

笑曰。天實開二公子一。而子犯以爲二己功一而要二市於君一。固足レ羞也。吾不レ忍二與同レ位。乃自隱。渡レ河。秦兵圍二令狐一。晉軍二於廬柳一。二月辛丑。咎犯與二秦晉大夫一盟二于郇一。壬寅。重耳入二于晉師一。丙午。入二于曲沃一。丁未。朝二于武宮一。卽レ位爲二晉君一。是爲二文公一。羣臣皆往。懷公圉奔二高梁一。

奔る。

(一)黃河の神之を視て余を誅せんと　(二)報酬の義　(三)是等の人々と同席するを恥づ　(四)山西蒲州府猗氏縣の西方　(五)令狐の東北方　(六)武公の廟

戊申。使三人殺二懷公一。懷公故大臣呂省郤芮本不レ附二文公一。文公立恐レ誅。乃欲下與二其徒一謀。燒二公宮一殺中文公上。文公不レ知。始嘗欲レ殺二文公一宦者

戊申、人をして懷公を殺さしむ。懷公の故の大臣呂省・郤芮は、本文公に附かず。文公の立つや、誅を恐れ、乃ち其徒と謀り、公宮を燒いて文公を殺さんと欲す。文公知らず。始め嘗て文公を殺さんと欲せし宦官(一)履鞮は其謀を知り、以て文公に告げて前罪(二)を解かんと欲し、文公に見えんことを求む。文公見ず、人をして讓めしめて(三)曰く、蒲城の事、女は予の袪を斬りぬ。其後我狄君に從つて獵せるに、女は惠公の爲に、來りて我を殺さんことを求めき。惠公女と三日(四)

二月。晉國大夫欒郤等。聞重耳在秦。皆陰來勸重耳趙衰等反國。爲內應甚衆。於是秦繆公乃發兵與重耳歸晉。晉聞秦兵來。亦發兵拒之。然皆陰知公子重耳入也。唯惠公之故貴臣呂郤之屬。不欲立重耳。重耳出亡凡十九歲而得入。時年六十二矣。晉人多附焉。

文公元年春。秦送重耳至河。咎犯曰。臣從君周旋天下。過亦多矣。臣猶知之。況於君乎。請從此去矣。重耳曰。若反國。所不與子犯共者。河伯視之。乃投璧河中。以與子犯盟。此時介子推從在船中。乃

文公元年の春、秦重耳を送りて河に至る。咎犯曰く、臣君に從つて天下に周旋し、過も亦多し。臣猶之を知る、況んや君に於てをや、請ふ此より去らんと。重耳曰く、若し國に反りて子犯と共にせざる所あらば、(一)河伯之を視んと。乃ち璧を河中に投げて、以て子犯と盟ふ。此時、介子推も從つて船中に在り。乃ち笑つて曰く、天實に公子を開けり。而るに子犯は以て己の功と爲し、而も(二)市を君に要す。固に羞づるに足る。吾は(三)與に位を同じうするに忍びずと。乃ち自ら隱れき。河を渡る。秦兵令狐(四)を圍む。晉は廬柳に軍す。二月辛丑、咎犯と秦晉の大夫と、郇(五)に盟ふ。壬寅、重耳晉師に入り、丙午、曲沃に入り、丁未(六)武宮に朝し、位に卽いて晉君と爲る。是を文公と爲す。羣臣皆往く。懷公圉は高梁に

曰。其國且伐。況其故妻乎。且受以結秦親。而求入。子乃拘小禮。忘大醜乎。遂受。繆公大歡。與重耳飲。趙衰歌黍苗詩。繆公曰。知子欲急反國矣。趙衰與重耳下。再拜曰。孤臣之仰君。如百穀之望時雨。是時晉惠公十四年秋。惠公以九月卒。子圉立。十一月。葬惠公。十

忘るゝかと。遂に受く。繆公大いに歡び、重耳と飲む。趙衰黍苗の詩を歌ふ。(四)繆公曰く、子が急に國に反らんと欲するを知れりと。趙衰は重耳と下り、(五)再拜して曰く、孤臣の君を仰ぐこと、(六)百穀の時雨を望むが如しと。是時、晉の惠公十四年の秋なり。惠公は九月を以て卒し、子圉立ち、十一月惠公を葬る。十二月晉國の大夫欒郤等、(七)重耳が秦に在るを聞き、皆陰に來りて、重耳趙衰等に國に反ることを勸め、內應を爲すもの甚だ衆し。是に於て、秦の繆公乃ち兵を發し、重耳の晉に歸るに與かる。(八)晉、秦兵の來るを聞き、亦兵を發して之を拒ぐ。然れども皆陰に公子重耳の入るを知る。唯惠公の故の貴臣呂郤の屬のみ、(九)重耳を立つるを欲せず。重耳出亡すること、凡そ十九歲にして入るを得たり。時に年六十二なり。晉人多く附く。

(一)其仲間に加はる　(二)もとの妻　(三)子圉の妻を欲することに拘泥して、晉の大辱を忘る　(四)詩經參照　(五)席を避け下り拜す　(六)黍苗の詩に陰雨之を膏すの語あり、故に言ふ　(七)欒枝郤縠等　(八)關與し相扶助す　(九)呂省郤芮の徒

耳曰。卽不レ得レ已。與ニ君王一以ニ兵車一會ニ平原廣澤一。請辟ニ王三舍一。楚將子玉怒曰。王遇ニ晉公子一至厚。今重耳言不孫。請殺レ之。成王曰。晉公子賢而困ニ於外一久。從者皆國器。此天所レ置。庸可レ殺乎。且言何以易レ之。居レ楚數月。而晉太子圉亡レ秦。秦怨レ之。聞ニ重耳在ヒ楚。乃召レ之。成王曰。楚遠。更ニ數國一。乃至レ晉。秦晉接レ境。秦君賢。子其勉レ行。厚送ニ重耳一。重耳至レ秦。

而して外に困すること久し。從者は皆國器なり(八)。此れ天の置く所たり、庸ぞ殺すべやんや。且つ言は何を以て之を易くせんと(九)。楚に居ること數月なり。晉太子圉は秦を亡げ、秦之を怨み、重耳が楚に在るを聞いて、乃ち之を召す。成王曰く、楚は遠く數國を更りて、乃ち晉に至るに、秦晉は境を接し、秦君は賢なり。子其れ行を勉めよと。厚く重耳を送る。重耳秦に至る。

㊀ 謙讓　㊁ 肉、金玉、鳥羽、獸毛、象牙、犀角、布帛　㊂ 報謝すべき道を知らず　㊃ 寡人に同じ　㊄ 中原の大戰場　㊅ 一舍は三十里　㊆ 不謹愼　㊇ 國の賢才　㊈ 何ぞ輕蔑すべけん

繆公以ニ宗女五人一妻ニ重耳一。故子圉妻與レ往。重耳不レ欲レ受。司空季子

繆公宗女五人を以て重耳に妻す。故の子圉の妻も往くに與る(一)。重耳受くるを欲せず、司空季子曰く、其國をも且に伐たんとす。況んや其故妻をや(二)。且く受けて以て秦の親を結び、而して入るを求めよ。子乃ち小禮(三)に拘りて大醜を

鄭。鄭文公弗レ禮。鄭叔瞻諫ニ其君一曰。晉公子賢。而其從者皆國相。且又同姓。鄭之出自ニ厲王一。而晉之出自ニ武王一。鄭君曰。諸侯亡公子過レ此者衆。安可ニ盡禮一。叔瞻曰。君不レ禮。不レ如レ殺レ之。且後爲ニ國患一。鄭君不レ聽。重耳去之レ楚。楚成王以ニ適諸侯禮一待レ之。重耳謝レ不ニ敢當一。趙衰曰。子亡在レ外十餘年。小國輕レ子。況大國乎。今楚大國。而固遇レ子。子其毋レ讓。此天開レ子也。遂以ニ客禮一見レ之。

容禮を以て之に見ゆ。

(一) 胸肋の骨並びて一枚の如きなり (二) 玉 (三) 親交あり (四) 股に歸り入る (五) 國の大臣たるべき器量 (六) 諸侯と同等の待遇

成王厚遇ニ重耳一。重耳甚卑。成王曰。子卽反レ國。何以報ニ寡人一。重耳曰。羽毛齒角玉帛。君王所レ餘。未レ知ニ所ニ以報一。王曰。雖レ然何以報ニ不穀一。重

成王重耳を厚遇す、重耳は甚だ卑うす。(一)成王曰く、子卽し國に反らば、何を以て寡人に報いんと。重耳曰く、(二)羽毛・齒角・玉帛は、君王の餘る所なり。未だ報ゆる所以を知らずと。王曰く、然りと雖も何を以て不穀に(四)報いんと。重耳曰く、(三)卽し已むを得ずして君王と兵車を以て(五)平原廣澤に會せば、請ふ王を辟くること(六)三舍せんと。楚の將子玉怒りて曰く、王は晉の公子を遇すること至厚なるに、今重耳の言は不孫(七)なり。請ふ之を殺さんと。成王曰く、晉の公子は賢なり、

夫釐負羈曰。晉公子賢。又同姓。窮來過レ我。奈何不レ禮。共公不レ從二其謀一。負羈乃私遺二重耳食一。置二璧其下一。重耳受二其食一還二其璧一去。過レ宋。宋襄公新困二兵於楚一。傷二於泓一。聞二重耳賢一。乃以二國禮一。禮二於重耳一。宋司馬公孫固善二於咎犯一。曰。宋小國新困。不レ足二以求レ入。更之二大國一。乃去。過レ

公其謀に從はず。負羈乃ち私に重耳に食を遺り、璧（二）を其下に置く。重耳其食を受け、其璧を還して去る。宋を過ぐ。宋の襄公は新に兵に楚に困み、泓に傷つく。重耳の賢を聞き、乃ち國禮を以て重耳に禮す。宋の司馬公孫固は咎犯に善し（三）。曰く、宋は小國なり、新に困む、以て入（四）を求むるに足らず、更に大國に之けと。乃ち去る。鄭を過ぐ。鄭の文公禮せず。鄭の叔瞻其君を諫めて曰く、晉の公子は賢なり、而して其從者は皆國相（五）なり、且又同姓なり。鄭の出づるは厲王よりす、而して晉の出づるは武王よりすと。鄭君曰く、諸侯の亡公子、此を過ぐる者は衆し、安んぞ盡く禮すべけんやと。叔瞻曰く、君禮せずんば、之を殺さんに如かず。且に後に國患を爲さんと。鄭君聽かず。重耳去りて楚に之く。楚の成王は適（六）諸侯の禮を以て之を待す。重耳敢て當らずと謝す。趙衰曰く、子亡げて外に在ること十餘年、小國も子を輕んず。況んや大國をや。今楚は大國なり、而も固に子を遇す、子其れ讓る毋れ、此れ天、子を開くなりと。遂に

犯乃於二桑下一謀レ行。齊女侍者。在二桑上一聞レ之。以告二其主一。其主乃殺二侍者一。勸二重耳一趣レ行。重耳曰。人生安樂。孰知二其他一。必死二於此一。不レ能レ去。齊女曰。子一國公子。窮而來レ此。數士者。以レ子爲レ命。子不三疾反レ國報二勞臣一。而懷二女德一。竊爲レ子羞レ之。且不レ求。何時得レ功。乃與二趙衰等一謀。醉二重耳一載以行。行遠而覺。重耳大怒。引レ戈欲レ殺二咎犯一。咎犯曰。殺レ臣成レ子。偃之願也。重耳曰。事不レ成。我食二舅氏之肉一。咎犯曰。事不レ成。犯肉腥臊。何足レ食。乃止。遂行。

懐ふは、竊に子の爲に之を羞づ。且求めずんば何の時か功を得んと。乃ち趙衰等と謀り、重耳を醉(六)はせて載せて以て行く。行遠くして覺む。重耳大いに怒り、(七)戈を引き、咎犯を殺さんと欲す。咎犯曰く、臣を殺して子を成すは、偃の願なりと。重耳曰く、事成らずんば、我は舅氏の肉を食はんと。咎犯曰く、事成らずんば、犯の肉は腥臊(八)ならん、何ぞ食ふに足らんやと。乃ち止む。遂に行る。

㈠ 宗室の女 ㈡ 八十疋 ㈢ 齊世家參照 ㈣ 重耳の從者を指す ㈤ 女子の情義を懷ふ ㈥ 醉へる所を車に載するなり ㈦ 戈を把る ㈧ 腐敗して腥し

過レ曹。曹共公不レ禮。欲レ觀二重耳駢脇一。曹大

曹を過ぐ、曹の共公禮せず。重耳の駢脇(一一)を觀んと欲す。曹の大夫釐負羈曰く、晉の公子は賢なり、又同姓なり。窮し來りて我を過ぐ、奈何ぞ禮せざらんと。共

佐。盍レ往乎。於レ是遂行。重耳謂二其妻一曰。待レ我二十五年。不レ來乃嫁。其妻笑曰。犂二二十五年。吾冢上柏大矣。雖レ然妾待レ子。重耳居レ狄凡十二年而去。過レ衞。衞文公不レ禮。去過二五鹿一。飢而從二野人一乞レ食。野人盛二土器中一進レ之。重耳怒。趙衰曰。土者有レ土也。君其拜受レ之。

山東曹州府觀城縣　(六)土地を領有する義

至レ齊。齊桓公厚禮。而以二宗女一妻レ之。有二馬二十乘一。重耳安レ之。重耳至レ齊。二歲而桓公卒。會二豎刁等爲二內亂一。齊孝公之立。諸侯兵數至。留レ齊凡五歲。重耳愛二齊女一。毋二去心一。趙衰咎

齊に至る。齊の桓公禮を厚うし、(一)宗女を以て之に妻す。馬二十乘(二)有り、重耳之に安んず。重耳の齊に至るや、二歲にして桓公卒し、(三)豎刁等の內亂を爲すに會ふ。齊の孝公の立つや、諸侯の兵數〻至る。齊に留ること、凡そ五歲。重耳は齊の女を愛して、去心毋し。趙衰咎犯、乃ち桑下に於て行らんことを謀る。齊の女の侍者は桑上に在りて之を聞き、以て其主に告ぐ。其主乃ち侍者を殺し、重耳に勸めて行を趣す。重耳曰く、人生は安樂のみ。孰か其他を知らん。必ず此に死せんと。去ること能はず。齊女曰く、子は一國の公子なり、窮して此に來る。(四)數士は子を以て命と爲す。子疾く國に反りて勞臣に報ぜずして、(五)女德を

入。已而晉更迎二其弟夷吾一立レ之。是爲二惠公一。惠公七年。畏二重耳一。乃使三宦者履鞮與二壯士一。欲レ殺二重耳一。重耳聞レ之。乃謀二趙衰等一曰。始吾奔レ狄。非二以爲レ可二用興一。以二近易レ通。故且休レ足。休レ足久矣。固願從之二大國一。夫齊桓公。好レ善。志在二霸王一。救二恤諸侯一。今聞管仲隰朋死。此亦欲レ得二賢

士を使ひ、(二)重耳を殺さんと欲す。重耳之を聞き、乃ち趙衰等に謀つて曰く、始め吾狄に奔りしは、以て用て興るべしと爲ししに非ず。近くして通じ易きを以ての故に、且く足を休めしのみ。足を休むること久し、固に願くは從りて大國に之かん。夫れ齊の桓公は善を好み、志霸王に在りて、諸侯を救恤す。今聞く管仲隰朋死すと。此れ亦賢佐を得んと欲せん。盍ぞ往かざると。是に於て遂に行る。重耳其妻に謂つて曰く、我を待つこと二十五年なれ、來らずんば乃ち嫁せよと。其妻笑つて曰く、(三)犂二十五年、(四)吾冢上の柏は大ならん。然りと雖も妾は子を待たんと。重耳狄に居ること、凡そ十二年にして去りぬ。衞を過ぐるに衞の文公禮せず。去りて(五)五鹿を過ぐ。饑ゑて野人に從つて食を乞ふ。野人土を器中に盛つて之を進む。重耳、怒る。趙衰曰く、(六)土は土を有つなり。君其れ拜して之を受けよと。

(一) 殺されんかを疑懼す (二) 後出文公元年の條參看 (三) 吁に同じ (四) 墓上のしるしの柏樹 (五) 衞の地、今の

固已成人矣。獻公卽位。重耳年二十一。獻公十三年。以驪姫故。重耳備蒲城守秦。獻公二十一年。獻公殺太子申生。驪姫譖之。恐不辭獻公。而守蒲城。獻公二十二年。獻公使宦者履鞮趣殺重耳。重耳踰垣。宦者逐斬其衣祛。重耳遂奔狄。狄其母國也。是時重耳年四十三。從此五士。其餘不名者數十人。至狄。狄伐咎如。得二女。以長女妻重耳。生伯鯈叔劉。以少女妻趙衰。生盾。居狄五歲而晉獻公卒。

宦者逐うて其衣袪を斬る。重耳遂に狄に奔る。狄は其母の國なり。是時重耳は年四十三なり。此五士と、其餘の名あらざる者數十人とを從へて、狄に至りき。狄は咎如を伐ち、二女を得たり。長女を以て重耳に妻す。伯鯈叔劉を生む。少女を以て趙衰に妻す。盾を生む。狄に居ること五歲にして、晉の獻公卒す。

㊀ 偃の字なり　㊁ 舅は多義の字、こゝにては母の兄弟の義　㊂ 迹に同じ　㊃ 狄の別種

里克已殺奚齊悼子。乃使人迎。欲立重耳。重耳畏殺。因固謝不敢

里克已に奚齊悼子を殺し、乃ち人をして迎へしめて、重耳を立てんと欲す。重耳殺を畏れ、因りて固く謝して敢て入らず。已にして晉は更に其弟夷吾を迎へて之を立つ。是を惠公と爲す。惠公の七年、重耳を畏れ、乃ち宦者履鞮と壯

圉立。是爲㆓懷公㆒。子圉之亡。秦怨㆑之。乃求㆓公子重耳㆒欲㆑內㆑之。子圉之立。畏㆓秦之伐㆒也。乃令㆓國中㆒。諸從㆓重耳㆒亡者與期。期盡不㆑到者。盡滅㆓其家㆒。狐突之子毛及偃從㆓重耳㆒在㆑秦。弗㆑肯㆑召。懷公怒。囚㆓狐突㆒。突曰。臣子事㆓重耳㆒有㆓年數㆒矣。今召㆑之。是敎㆓之反㆒㆑君也。何以敎㆑之。懷公卒殺㆓狐突㆒。秦繆公乃發㆑兵。送內㆓重耳㆒。使㆘人告㆓欒郤之黨㆒爲㆗內應㆖。殺㆓懷公於高梁㆒。入㆓重耳㆒。重耳立。是爲㆓文公㆒。

……梁に殺して、重耳を入る。重耳立つ。是を文公と爲す。

(一)國內 (二)輕く視ちる (三)病重くして死せんには (四)辱を忍んで (五)女子自己の謙稱 (六)期日を定めて之を召す (七)君に反くことを敎へんや (八)欒枝郤縠の徒

晉文公重耳。晉獻公之子也。自㆑少好㆑士。年十七。有㆓賢士五人㆒。曰㆓趙衰。狐偃。咎犯文公舅也。賈佗。先軫。魏武子㆒。自㆘獻公爲㆓太子㆒時㆖。重耳

晉の文公重耳は、晉の獻公の子なり。少きより士を好む。年十七、賢士五人有り、趙衰・狐偃・咎犯は文公の舅なり、賈佗・先軫・魏武子と曰ふ。獻公が太子爲りし時より、重耳は固に已に成人せり。獻公位に卽くや、重耳年二十一なり。獻公の十三年驪姬の故を以て、重耳は蒲城に備へて秦を守る。獻公の二十一年獻公太子申生を殺す。驪姬之を讒す。恐れて獻公に辭せずして蒲城を守りき。獻公の二十二年、獻公は宦者履鞮をして趣に重耳を殺さしむ。重耳垣を踰ゆ。

公病。內有二數子一。太子圉曰。吾母家在レ梁。梁今秦滅レ之。我外輕二於秦一。而內無レ援二於國一。君卽不レ起レ病。大夫輕更立二他公子一。乃謀下與二其妻一俱亡歸上。秦女曰。子一國太子。辱在レ此。秦使二婢子侍一。以固二子之心一。子亡矣。我不レ從レ子。亦不二敢言一。子圉遂亡歸レ晉。十四年九月。惠公卒。太子

梁は今秦之を滅せり。我外は秦に輕く（二）して、內は國に援無し、君卽し病に起たずんば、大夫輕ゝしく更に他の公子を立てんと。乃ち其妻と俱に亡げ歸らん（三）ことを謀る。秦女曰く、子は一國の太子なり。辱（四）して此に在り、秦婢子（五）をして侍せしめ、以て子の心を固む。子亡ぐとも、我は子に從はじ、亦敢て言はずと。子圉遂に亡げて晉に歸る。十四年九月、惠公卒す。太子圉立つ。是を懷公と爲す。子圉の亡ぐるや、秦之を怨み、乃ち公子重耳を求めて、之を內れんと欲す。子圉の立つや、秦の伐つを畏れ、乃ち國中に令すらく、諸の重耳に從つて亡げたる者は、與に期す。期盡きて到らざる者は、盡く其家を滅せんと。狐突の子毛及び偃（六）は、重耳に從つて秦に在り、召を肯ぜず。懷公怒りて狐突を囚ふ。突曰く、臣が子は重耳に事ふるヿ年數有り。今之を召すは、是れ之に君に反くを敎ふるなり、何を以て之に敎へんと（七）。懷公卒に狐突を殺す。秦の繆公乃ち兵を發し、送りて重耳を內れ、人をして欒郤（八）の黨に告げて內應を爲さしめ、懷公を高

乃知レ罪。以待ニ秦命一。曰。必報レ德。有ニ此二一。故不レ和。於レ是秦繆公更舍ニ晉惠公一。餽ニ之七牢一。十一月。歸ニ晉侯一。晉侯至レ國。誅ニ慶鄭一。修ニ政教一。謀曰。重耳在レ外。諸侯多利レ内レ之。欲レ使ニ人殺ニ重耳於狄一。重耳聞レ之如レ齊。八年。使ニ太子圉質レ秦。初惠公亡在レ梁。梁伯以ニ其女一妻レ之。生ニ一男一女一。梁伯卜レ之。男爲ニ人臣一。女爲ニ人妾一。故名レ男爲レ圉。女爲レ妾。十年。秦滅レ梁。梁伯好ニ土功一。治ニ城溝一。民力罷怨。其衆數相驚曰。秦寇至。民恐惑。秦竟滅レ之。

敎を修め、謀つて曰く、重耳外に在り、諸侯多く之を內るゝを利とすと。人をして重耳を狄に殺さしめんと欲す。重耳之を聞いて齊に如く。八年、太子圉をして秦に質たらしむ。初め惠公の亡げて梁に在るや、梁伯其女を以て之に妻はす。一男一女を生む。梁伯之をトするに、男は人臣と爲り、女は人妾と爲らんと。故に男を名づけて圉(三)と爲し、女を妾と爲す。十年、秦梁を滅す。梁伯土功を好み、城溝を治め、民力罷れ怨む。其衆數〻相驚いて曰く、秦寇至ると。民恐れ惑ふ。秦竟に之を滅せり。

(一) 仇に報ぜんためには戎狄にも事へん　(二) 牛羊家の七組　(三) 馬を飼ふ賤徒の稱、以て名とする也

十三年。晉惠

十三年、晉の惠公病む。(一)內に數子有り。太子圉曰く、吾母の家は梁に在り。

公。繆公壯士冒敗晉軍。晉軍敗。遂失秦繆公。反獲晉公以歸。秦將以祀上帝。晉君姊爲繆公夫人。衰絰涕泣。公曰。得晉侯。將以爲樂。今乃如此。且吾聞箕子見唐叔之初封曰。其後必當大矣。晉庸可滅乎。乃與晉侯盟王城。而許之歸。晉侯亦使呂省等報國人曰。孤雖得歸。毋面目見社稷。卜日立子圉。晉人聞之皆哭。

べしと。晉庸ぞ滅すべけんやと。乃ち晉侯と王城に盟ひ、而して之に歸ることを許す。晉侯、亦呂省等をして國人に報ぜしめて曰く、孤歸るを得と雖も、面目の(五)社稷を見る毋し。日を卜して子圉を立てよと。晉人之を聞いて皆哭す。

(一) 泥中に陷りて前まざるなり (二) 逆へ擊つなり (三) 之に反して (四) 喪服 (五) 社稷に對すべき面目なし

秦繆公問呂省。晉國和乎。對曰。不和。小人懼失君亡親。不憚立子圉。曰。必報讎。寧事戎狄。其君子則愛君

秦の繆公呂省に問ふらく、晉國和するかと。對へて曰く、和せず。小人は君を失ひ親を亡ふを懼れて、子圉を立つるを憚らず。曰く、必ず讎に報ぜん、寧ろ(一)戎狄に事へんと。其君子は則ち君を愛して罪を知る、以て秦命を待つて曰く、必ず德に報ぜんと。此二有り、故に和せずと。是に於て、秦の繆公更に晉の惠公を舍し、之に七牢を餽る。(二)十一月、晉侯を歸す。晉侯國に至りて、慶鄭を誅し、政

之。惠公用二虢射謀一。不レ與二秦粟一。而發レ兵且レ伐レ秦。秦大怒。亦發レ兵伐レ晉。六年春。秦繆公將レ兵伐レ晉。晉惠公謂二慶鄭一曰。秦師深矣。奈何。鄭曰。秦內レ君。君倍二其賂一。晉饑。秦輸レ粟。秦饑而晉倍レ之。乃欲下因二其饑一伐上レ之。其深不二亦宜一乎。晉卜二御右一。慶鄭皆吉。公曰。鄭不遜。乃更令二步陽御一レ戎。家僕徒爲レ右。進レ兵。

御右(三)を卜す。慶鄭皆吉なり。公曰く、鄭は不遜(四)なりと。乃ち更に步陽をして戎を御せしめ、家僕徒を右と爲して、兵を進む。

(一) 糴を許せるを指す (二) 秦師深く我境に侵入したり (三) 公車の御と右の侍衞と (四) 不從順

九月壬戌。秦繆公晉惠公合二戰韓原一。惠公馬騺不レ行。秦兵至。公窘。召二慶鄭一爲レ御。鄭曰。不レ用レ卜。敗不二亦當一乎。遂去。更令二梁繇靡御一。虢射爲レ右。輅二秦繆

九月壬戌、秦の繆公と晉の惠公と、韓原に合戰す。惠公の馬騺して(一)行かず。秦兵至り、公窘しむ。慶鄭を召して御と爲すに、鄭曰く、卜を用ひず、敗るゝも亦當ならずやと。遂に去る。更に梁繇靡をして御せしめ、虢射を右と爲して、秦の繆公を輅ふ(二)。繆公の壯士、晉軍を冒し敗る。晉軍敗れ、遂に秦の繆公を失ふ。反つて(三)晉公を獲て以て歸る。秦將に以て上帝を祀らんとす。晉君の姊は繆公の夫人爲り、衰経(四)涕泣す。公曰く、晉侯を得て、將に以て樂を爲さんとす。今は乃ち此の如し。且吾聞く、箕子唐叔の初封を見て曰く、其後必ず當に大なる

克。誅二七輿大夫一。國人不レ附。二年。周使三召公過禮二晉惠公一。惠公禮倨。召公譏レ之。四年。晉饑。乞二糴於秦一。繆公問二百里奚一。百里奚曰。天菑流行。國家代有。救レ菑恤レ隣。國之道也。與レ之。邳鄭子豹曰。伐レ之。繆公曰。其君是惡。其民何罪。卒與レ粟。自レ雍屬レ絳。

五年秦饑。請二糴於晉一。晉君謀レ之。慶鄭曰。以レ秦得レ立。已而倍二其地約一。晉饑。而秦貸レ我。今秦饑請レ糴。與レ之。何疑而謀レ之。虢射曰。往年天以レ晉賜レ秦。秦弗レ知レ取而貸レ我。今天以レ秦賜レ晉。晉其可三以逆レ天乎。遂伐レ

五年秦饑う。糴を晉に請ふ。晉君之を謀る。慶鄭曰く、秦を以て立つを得、已にして其地の約に倍き、晉饑うれば秦我に貸す。今秦饑ゑて糴を請ふ。之を與へんのみ、何を疑つて之を謀らんと。虢射曰く、往年天晉を以て秦に賜ふ。秦取るを知らずして我に貸す。(一)今や天は秦を以て晉に賜ふ。晉其れ以て天に逆ふべけんや。遂に之を伐たんと。惠公は虢射の謀を用ひて、秦に粟を與へず、兵を發して且に秦を伐たんとす。秦大いに怒り、亦兵を發して晉を伐つ。六年春、秦の繆公、兵に將として晉を伐つ。晉の惠公慶鄭に謂つて曰く、(二)秦の師深し、奈何せんと。鄭曰く、秦君を內る、君其賂に倍く。晉饑う、秦粟を輸る。秦饑うるに晉之に倍き、乃ち其饑に因りて之を伐たんと欲す、其深きも亦宜ならずやと。晉

里克誅。乃說ニ秦繆公ニ曰。呂省郤稱冀芮。實爲レ不レ從。若重レ賂與謀出ニ晉君ヲ。入ニ重耳ヲ。事必就。秦繆公許レ之。使ニ人與歸報ヒ晉。厚賂ニ三子ヲ。三子曰。幣厚言甘。此必邳鄭賣ニ我於秦ヲ。遂殺ニ邳鄭及里克邳鄭之黨七輿大夫ヲ。邳鄭子豹奔レ秦。言レ伐レ晉。繆公弗レ聽。惠公之立。倍ニ秦地及里

芮、(一)實は從はざるを爲せり。若し賂を重くして與に謀り、晉君を出し、重耳を入れば、(二)事必ず就らんと。秦の繆公之を許し、人をして與に歸つて晉に報ぜしめ、厚く三子に賂ふ。三子曰く、幣厚く言甘し。此れ必ず邳鄭我を秦に賣るならんと。遂に邳鄭及び里克邳鄭の黨、(三)七輿大夫を殺す。邳鄭の子豹秦に奔り、晉を伐つを言ふ。繆公聽かず。惠公の立つや、秦の地及び里克に倍いて、七輿大夫を誅す。國人附かず。二年、周召公をして過ぎて晉の惠公に禮せしむ。惠公の禮倨る。召公之を譏る。四年晉饑う。(四)糴を秦に乞ふ。繆公百里奚に問ふ。百里奚曰く、天菑の流行は、國家代〻(五)有り。菑を救ひ隣を恤むは國の道なりと。之を與ふ。邳鄭の子豹曰く、之を伐てと。繆公曰く、其君是れ惡しきも、其民何の罪かあらんと。卒に粟を與ふ。(六)雍より絳に屬く。

(一) 三子が秦に地を與ふることを賛せず (二) 河西を献遺する事 (三) 兵車七乘の大夫なり、申生が引率したる下軍の部將 (四) 政府が穀物を買ふ事 (五) 相互にあることなり (六) 秦都より晉都まで舟船相接す

太子申生。秋。狐突之二下國一。遇二申生。申生與載而告レ之曰。夷吾無レ禮。余得レ請二於帝一。將三以レ晉與二レ秦。秦將レ祀レ余。狐突對曰。臣聞神不レ食レ非二其宗一。君其祀毋二乃絶一乎。君其圖レ之。申生曰。諾。吾將二復請一レ帝。後十日。新城西偏。將レ有二巫者一。見レ我焉。許レ之。遂不レ見。及レ期而往。復見二申生。告レ之曰。帝許レ罰二有罪一矣。弊二於韓一。兒乃謠曰。恭太子更葬矣。後十四年。晉亦不レ昌。昌乃在レ兄。

て之に告げて曰く、夷吾禮無し。余(三)帝に請ふを得たり、將に晉を以て秦に與へんとす。秦將に余を祀らんとすと。狐突對へて曰く、臣聞く、神は其宗(四)に非ざるを食はずと。君の其祀は乃ち絶ゆる毋らんや。君其れ之を圖れと。申生曰く、諾、吾將に復帝に請はんとす。後十日、新城の西偏に、將に巫者有らんとす、(五)我を見んと。之を許す。遂に見えず。期に及びて往く、復申生を見る。之に告げて曰く、帝有罪を罰するを許せり、(六)韓に弊れんと。兒(七)乃ち謠うて曰く、恭太子更め葬る。後十四年、晉亦昌えじ、昌は乃ち兄(八)に在らんと。

(一) 上國に對する語、曲沃を指す　(二) 車に載らしむ　(三) 皇天上帝　(四) 其宗家の祀　(五) 巫者によりて我を見んと　(六) 韓の地にて敗北せん　(七) 巫の兒　(八) 晉君の兄重耳を指す

邳鄭使レ秦。聞二

邳鄭秦に使し、里克の誅を聞き、乃ち秦の繆公に説いて曰く、呂省・郤稱・冀

立。大臣曰。地者。先君之地。君亡在レ外。何以得二擅許一レ秦者。寡人爭レ之。弗レ能レ得。故謝レ秦。亦不レ與二里克汾陽邑一。而奪二之權一。四月。周襄王。使下周公忌父。會二齊秦大夫一。共禮中晉惠公上。惠公以二重耳在一レ外。畏二里克爲一レ變。賜二里克死一。謂曰。微二里子一。寡人不レ得レ立。雖レ然。子亦殺二二君一大夫一。爲二子君一者。不二亦難一乎。里克對曰。不レ有レ所レ廢。君何以興。欲レ誅レ之。其無レ辭乎。乃言爲レ此。臣聞レ命矣。遂伏レ劍而死。於レ是邳鄭使謝レ秦未レ還。故不レ及レ難。

ること能はずと。故に秦に謝するなり。亦里克にも汾陽の邑を與へずして、之が權を奪ふ。四月、周の襄王、周公忌父をして、齊秦の大夫に會して、共に晉の惠公を禮せしむ。惠公は重耳が外に在るを以て、里克が變を爲さんことを畏れて、里克に死を賜ふ。謂つて曰く、里子微つせば、寡人立つを得じ、然りと雖も、子も亦二君(二)と一大夫とを殺せり、子が君と爲る者は、亦難からずやと。里克對へて曰く、廢する(三)所有らずんば、君何を以てか興らん。之を誅せんと欲せば、其れ辭(四)無からんや。乃ち言ふは此が爲ならん。臣命を聞けりと。遂に劍に伏して死す。是に於て、邳鄭は使して秦に謝し、未だ還らず。故に難に及ばざりき。

(一) 勝手に秦に與ふるを得ず (二) 奚齊悼子と荀息 (三) 廢すべき君無しとせば (四) 罪名なり、罪責の[illegible]なり

晉君改二葬共

晉君恭太子申生を改葬す。秋、狐突下國(一)に之き、申生に遇ふ。申生與に載せ(二)

其更立二他子一。還報二里克一。里克使レ迎二夷吾於梁一。夷吾欲レ往。呂省郤芮曰。內猶有二公子可レ立者一。而外求。難レ信。計非下之レ秦輔二彊國之威一。以入上。恐危。乃使二郤芮厚賂レ秦。約曰。即得レ入。請以二晉河西之地一與レ秦。及遺二里克書一曰。誠得レ立。請遂封二子於汾陽之邑一。秦穆公乃發レ兵送二夷吾於晉一。齊桓公聞二晉內亂一。亦率二諸侯一如レ晉。秦兵與二夷吾一亦至レ晉。齊乃使下隰朋會レ秦倶入二夷吾一。立爲中晉君上。是爲二惠公一。齊桓公至二晉之高梁一而還歸。

を遣りて曰く、誠に立つを得ば、請ふ遂に子を汾陽(三)の邑に封ぜんと。秦の穆公乃ち兵を發し、夷吾を晉に送りき。齊の桓公は晉の內亂を聞き、亦諸侯を率ゐて晉に如く。秦兵と夷吾とも亦晉に至る。齊乃ち隰朋をして秦に會して、倶に夷吾を入れ、立てて晉君と爲さしむ。是を惠公と爲す。齊の桓公は晉の高梁(四)に至りて還り歸りき。

(一)口舌の禍　(二)共に夷吾の從者　(三)汾水の北方　(四)山西平陽府

惠公夷吾元年。使二邳鄭謝レ秦曰。始夷吾以二河西地一許レ君。今幸得レ入

惠公夷吾の元年、邳鄭をして秦に謝せしめて曰く、始め夷吾は河西の地を以て君に許せり。今幸に入り立つを得たるに、大臣曰く、地は先君の地なり。君亡げて外に在り、何を以て擅(一)に秦に許すを得ん者ぞと。寡人之を爭へども、得

徒一作レ亂。謂二荀息一曰。三怨將レ起。秦晉輔レ之。子將二何如一。荀息曰。吾不レ可レ負二先君言一。十月。里克殺二奚齊於喪次一。獻公未レ葬也。荀息將レ死レ之。或曰。不レ如下立二奚齊弟悼子一而傅上レ之。荀息立二悼子一而葬二獻公一。十一月。里克弑二悼子于朝一。荀息死レ之。君子曰。詩所レ謂白珪之玷。猶可レ磨也。斯言之玷。不レ可レ爲也。其荀息之謂乎。不レ負二其言一。

初獻公將レ伐二驪戎一。卜曰。齒牙爲レ禍。及レ破二驪戎一。獲二驪姬一愛レ之。竟以亂レ晉。里克等已殺二奚齊悼子一。使二人迎二公子重耳於翟一。欲立レ之。重耳謝曰。負二父之命一出奔。父死。不レ得下修二人子之禮一。侍上レ喪。重耳何敢入。大夫

初め獻公將に驪戎を伐たんとす。卜して曰く、(一)齒牙禍を爲さんと。驪戎を破るに及び、驪姬を獲て之を愛し、竟に以て晉を亂す。里克等已に奚齊悼子を殺し、人をして公子重耳を翟より迎へしめ、之を立てんと欲す。重耳謝して曰く、父の命に負いて出奔し、父死するも人子の禮を修めて喪に侍するを得ず。重耳何ぞ敢て入らん。大夫其れ更に他子を立てよと。還りて里克に報ず。里克夷吾を梁に迎へしむ。夷吾往かんと欲す。(二)呂省・郤芮曰く、内猶公子の立つべき者有り、而るを外に求むるは信じ難し。計るに、秦に之き、彊國の威に輔けられて以て入るに非ざれば、恐くは危からんと。乃ち郤芮をして厚く秦に賂はしめ、約して曰く、即し入るを得ば、請ふ晉の河西の地を以て秦に與へんと。及び里克に書

會。毋レ如二晉何一。獻公亦病。復還歸。病甚。乃謂二荀息一曰。吾以二奚齊一爲レ後。年少。諸大臣不レ服。恐二亂起一。子能立レ之乎。荀息曰。能。獻公曰。何以爲レ驗。對曰。使二死者復生。生者不レ慙。爲二之驗一。於レ是遂屬二奚齊於荀息。荀息爲レ相。主二國政一。秋九月。獻公卒。里克邳鄭。欲レ內二重耳一。以二三公子之

復生じ、生者をして慙ぢざらしめん、之を驗と爲すと。是に於て遂に奚齊を荀息に屬す。荀息相と爲り、國政を主る。秋九月獻公卒す。里克・邳鄭は重耳を內れんと欲し、(七)三公子の徒を以て亂を作す。荀息に謂つて曰く、三怨將に起らんとし、秦晉之を輔く。子將に何如せんとするかと。荀息曰く、吾は先君の言に負くべからずと。十月、里克は奚齊を喪の(八)次に殺す。獻公未だ葬らざるなり。荀息將に之に死せんとす。或ひと曰く、奚齊の弟悼子を立てて之に傅たるに(九)如かずと。荀息悼子を立てて獻公を葬る。十一月、里克は悼子を朝に弑す、荀息之に死す。君子曰く、詩の謂ふ所の、(一〇)白珪の玷けたるは猶磨くべし、斯言の玷けたるは爲むべからずとは、其れ荀息の謂か、(一一)其言に負かずと。

(一) 會場に到着せず　(二) 遠方の侵略　(三) 唯に同じ　(四) 齊は晉を責むる能はず　(五) 約束のしるし　(六) 死すとも決行せん、決行して生くとも慙ぢ無からん　(七) 申生、重耳、夷吾　(八) 喪中の殿上にて殺す　(九) もり役　(一〇) 詩經參照　(一一) 其言ひし所に背かず

三年。獻公遂發二賈華等一伐レ屈。屈潰。夷吾將レ奔レ翟。冀芮曰。不可。重耳已在矣。今往。晉必移レ兵伐レ翟。翟畏レ晉。禍且レ及。不レ如レ走レ梁。梁近二於秦一。秦彊。吾君百歲後。可三以求レ入焉。遂奔レ梁。二十五年。晉伐レ翟。翟以二重耳故一。亦擊二晉於齧桑一。晉兵解而去。當二此時一。晉彊。西有二河西一。與レ秦接レ境。北邊レ翟。東至二河內一。驪姬弟生二悼子一。

亦晉を齧桑に撃つ。晉兵解いて去る。此時に當りて晉彊し。西は河西を有ち、秦と境を接し、北は翟に邊し、東は河內に至る。驪姬の弟は悼子を生めり。

(一) 秦穆公の夫人たるべき姬に附添たらしむ　(二) 他人の種によりて成長せりとの意　(三) 獻公歿後

二十六年夏。齊桓公大會二諸侯於葵丘一。晉獻公病。行後。未レ至。逢二周之宰孔一。宰孔曰。齊桓公益驕。不レ務レ德而務二遠略一。諸侯弗レ平。君第毋レ

二十六年夏、齊の桓公大いに諸侯を葵丘に會す。晉の獻公病む。行くこと後れて未だ至らず。周の宰孔に逢ふ。宰孔曰く、齊の桓公益〻驕り、德を務めずして遠(一)略(二)を務め、諸侯平ならず。君第(三)會する毋れ、晉を如何ともする毋(四)けんと。獻公亦病み、復還り歸る。病甚し。乃ち荀息に謂つて曰く、吾奚齊を以て後と爲すも、年少く、諸大臣服せず。亂の起らんことを恐る。子能く之を立てんかと。荀息曰く、能くすと。獻公曰く、何を以て驗(五)と爲すかと。對へて曰く、死(六)者をして

宮之奇曰。太伯虞仲。太王之子也。太伯亡去。是以不レ嗣。虢仲虢叔王季之子也。爲二文王卿士一。其記レ勳在二王室一。藏二於盟府一。將二虢是滅一。何愛二於虞一。且虞之親。能親二於桓莊之族一乎。桓莊之族何罪。盡滅レ之。虞之與レ虢。脣之與レ齒。脣亡則齒寒。虞公不レ聽。遂許レ晉。宮之奇以二其族一去レ虞。

㊆ 於けるに同じ

其冬。晉滅レ虢。虢公醜奔レ周。還襲滅レ虞。虜二虞公一。及二其大夫井伯百里奚一。以媵二秦穆姬一。而修二虞祀一。荀息牽二曩所レ遺レ虞屈產之乘馬一。奉二之獻公一。獻公笑曰。馬則吾馬。齒亦老矣。二十

其冬晉は虢を滅す、虢公醜は周に奔る。還りて襲うて虞を滅し、虞公を虜にし、其大夫井伯・百里奚に及ぶ。(二)以て秦の穆姬に媵せしめ、虞の祀を修む。荀息曩に虞に遺りし所の屈產の乘馬を牽きて、之を獻公に奉ず。獻公笑つて曰く、馬は則ち吾が馬なり、齒(一)も亦老いたりと。二十三年、獻公遂に賈華等を發して、屈を伐たしむ。屈潰ゆ。夷吾將に翟に奔らんとす。冀芮曰く、不可なり、重耳已に在り。今往かば、晉必ず兵を移して翟を伐たん。翟は晉を畏る、禍且に及ばんとす。梁に走らんに如かず。梁は秦に近し。秦は彊し。(三)吾君百歲の後、以て入るを求むべしと。遂に梁に奔る。二十五年、晉、翟を伐つ。翟は重耳の故を以て、

公怒。二子不辭而去。果有謀矣。乃使兵伐蒲。蒲人之宦者勃鞮命重耳促自殺。重耳踰垣。宦者追斬其衣祛。重耳遂奔翟。使人伐屈。屈城守不可下。是歲也。晉復假道於虞以伐虢。虞之大夫宮之奇諫虞君曰。晉不可假道也。是且滅虞。虞君曰。晉我同姓。不宜伐我。

蒲を伐たしむ。蒲人の宦者勃鞮、重耳に命じて、自殺を促す。重耳垣を踰ゆ。宦者追うて其衣袪(二)を斬る。重耳遂に翟に奔る。人をして屈を伐たしむるに、屈は城守し、下すべからず。是歳や、晉復道を虞に假りて、以て虢を伐つ。虞の大夫宮之奇、虞君を諫めて曰く、晉は道を假すべからず、是れ且に虞を滅せんとすと。虞君曰く、晉は我と同姓なり、我を伐つべからずと。宮之奇曰く、太伯虞(三)仲は太王の子なり。太伯亡げ去る、是を以て嗣がず。虢仲虢叔(四)は王季の子なり、文王の卿士と爲る。其の勳を記せるは王室に在りて、盟府(五)に藏む。將に虢を是れ滅せんとす、何ぞ虞を愛せんや。且虞の親は、能く桓莊(六)の族より親しからんや。桓莊の族は何の罪ぞ、盡く之を滅せり。虞の虢に與る(七)は、脣の齒に與るなり。脣亡ぶれば則ち齒寒しと。虞公聽かず、遂に晉に許す。宮子奇、其族を以て虞を去る。

(一) 蒲城の宦官　(二) 衣の袂　(三) 呉世家參照　(四) 周の王季の子　(五) 盟誓の府庫　(六) 上述献公八年の條參看

辭レ之。君且レ怒レ之。不可。或謂二太子一曰。可レ奔二他國一。太子曰。被二此惡名一以出。人誰內レ我。我自殺耳。十二月。戊申。申生自二殺於新城一。此時重耳夷吾來朝。人或告二驪姬一曰。二公子怨三驪姬譖二殺太子一。驪姬恐。因譖二二公子一。申生之藥胙。二公子知レ之。二子聞レ之恐。重耳走レ蒲。夷吾走レ屈。保二其城一自備守。初獻公使下士蔿爲二二公子一築中蒲屈城上。弗レ就。夷吾以告レ公。公怒二士蔿一。士蔿謝曰。邊城少レ寇。安用レ之。退而歌曰。狐裘蒙茸。一國三公。吾誰適從。卒就レ城。及二申生死一。二子亦歸保二其城一。

驪姬恐れ、因りて二公子を譖す。申生の藥胙は、二公子之を知ると。二子之を聞きて恐れ、重耳は蒲に走り、夷吾は屈に走り、其城を保つて自ら備へ守る。初め獻公、士蔿をして、二公子の爲に蒲・屈の城を築かしむ。(四)就らず。夷吾以て公に告ぐ。公士蔿を怒る。士蔿謝して曰く、(五)邊城寇少し、安んぞ之を用ひんと。退いて歌つて曰く、(六)狐裘蒙茸たり、一國に(七)三公あり。吾誰にか(八)適從せんと。卒に城を就す。申生死するに及び、二子亦歸つて其城を保つ。

(一)辭辯す　(二)驪姬の無狀を怒らん　(三)讒殺　(四)捗々しく成就せず　(五)邊境の城に寇賊少し　(六)狐の皮衣は其毛亂る　(七)獻公・重耳・夷吾を指す　(八)つき從はん

二十二年。獻

二十二年、獻公怒る、二子辭せずして去るは、果して謀有りと。乃ち兵をして

胙所ニ從來一遠。宜レ試レ之。祭レ地。地墳。與レ犬。犬死。與ニ小臣一。小臣死。驪姬泣曰。太子何忍也。其父而欲ニ弑代一レ之。況他人乎。且君老矣。且暮之人。曾不レ能レ待而欲レ弑レ之。謂ニ獻公一曰。太子所ニ以然一者。不レ過レ以ニ妾及奚齊之故一。妾願子母辟ニ之他國一。若早自殺。毋ニ徒使ニ母子爲ニ太子所一魚肉一也。始君欲レ廢レ之。妾猶恨レ之。至ニ於今一。妾殊自失ニ於此一。

妾猶之を恨めり。今に至つて、妾殊に自ら此に失(八)すと。

(一)祭肉なり、胙に同じ　(二)祭に薦めし祭肉　(三)內膳の官人　(四)土の涌き起つを言ふ　(五)殘忍刻薄　(六)旦夕をはかられざる人　(七)虐殺せらるゝを指す　(八)事の意外に驚きて自失す

太子聞レ之奔ニ新城一。獻公怒。乃誅ニ其傅杜原欵一。或謂ニ太子一曰。爲ニ此藥一者乃驪姬也。太子何不ニ自辭明一レ之。太子曰。吾君老矣。非ニ驪姬一。寢不レ安。食不レ甘。即

太子之を聞き、新城に奔る。獻公怒り、乃ち其傅杜原欵を誅す。或ひと太子に謂つて曰く、此藥を爲す者は乃ち驪姬なり。太子何ぞ自ら辭(一)して之を明にせざると。太子曰く、吾が君老いたり、驪姬に非ざれば、寢は安からず食は甘からず、即し之を辭せば、君且に之を怒(二)らんとす、不可なりと。或ひと太子に謂つて曰く、他國に奔るべしと。太子曰く、此惡名を被て以て出づとも、人誰か我を內れんや。我は自殺せんのみと。十二月戊申、申生新城に自殺す。此時、重耳・夷吾來朝す。人或は驪姬に告げて曰く、二公子驪姬が太子を譖(三)殺せしを怨むと。

妾之故。廢レ適立レ庶。君必行レ之。妾自殺也。驪姫詳二譽太子一。而陰令三人譖二惡太子一。而欲レ立二其子一。

二十一年。驪姫謂二太子一曰。君夢見二齊姜一。太子速祭二曲沃一。歸二釐於君一。太子於レ是祭二其母齊姜於曲沃一。上二其薦胙於獻公一。獻公時出獵。置二胙於宮中一。驪姫使三人置二毒藥胙中一。居二日。獻公從レ獵來還。宰人上二胙獻公一。獻公欲レ饗レ之。驪姫從レ旁止レ之曰。

二十一年、驪姫太子に謂つて曰く、君夢に齊姜を見たり、太子速に曲沃に祭り、釐(一)を君に歸れと。太子是に於て其母齊姜を曲沃に祭り、其薦胙(二)を獻公に上る。獻公時に出獵す。胙を宮中に置く。驪姫人をして毒藥を胙中に置かしむ。居ること二日、獻公獵より來り還る。宰人胙を獻公に上る。獻公之を饗けんと欲す。驪姫旁より之を止めて曰く、(三)胙の從り來る所遠し、宜しく之を試むべしと。地を祭るに地墳(四)つ。犬に與ふるに犬死す。小臣に與ふるに小臣も死す。驪姫泣いて曰く、太子何ぞ忍(五)なるや、其父にして弑して之に代らんと欲す、況んや他人をや。且君老いたり、旦暮(六)の人なり。曾ち待つ能はずして、之を弑せんと欲すと。獻公に謂つて曰く、太子の然る所以の者は、妾及び奚齊の故を以てに過ぎず。妾願くは子母とも辟けて他國に之かん。若くは早く自殺せん。徒に母子をして太子の魚肉(七)とする所爲らしむる毋れ。始め君は之を廢せんと欲しき。

寡人有レ子。未レ知二其太子誰立一。里克不レ對而退。見二太子一。太子曰。吾其廢乎。里克曰。太子勉レ之。教以二軍旅一。不レ共是懼。何故廢乎。且子懼レ不レ孝。毋レ懼レ不レ得レ立。修レ己而不レ責レ人。則免二於難一。太子帥レ師。公衣二之偏衣一。佩二之金玦一。里克謝レ病。不レ從二太子一。太子遂伐二東山一。

十九年。獻公曰。始吾先君莊伯武公之誅二晉亂一。而虢常助レ晉伐レ我。又匿二晉亡公子一。果爲レ亂。弗レ誅。後遺二子孫憂一。乃使三荀息以二屈產之乘一。假二道於虞一。虞假レ道。遂伐レ虢。取二其下陽一以歸。獻公私謂二驪姫一曰。吾欲下廢二太子一以二奚齊一代上レ之。驪姫泣曰。太子之立。諸侯皆已知レ之。而數將レ兵。百姓附レ之。奈何以二賤

十九年、獻公曰く、始め吾が先君莊伯武公の晉の亂を誅するや、虢は常に晉を助けて我を伐ち、又晉の亡公子を匿せり。果して亂を爲さん。誅せずんば後に子孫の憂を遺さんと。乃ち荀息をして屈產の乘(一)を以て、道を虞に假らしむ。虞道を假す。遂に虢を伐ち、其下陽(二)を取りて以て歸る。獻公私に驪姫に謂つて曰く、吾太子を廢し、奚齊を以て之に代へんと欲すと。驪姫泣いて曰く、太子の立つは、諸侯皆已に之を知る、而も數〻兵に將たり、百姓之に附く。奈何ぞ賤妾の故を以て、適(三)を廢して庶を立てんや。君必ず之を行はば、妾は自殺せんと。驪姫太子を詳り譽めて、陰に人をして太子を譖惡(四)せしめて、其子を立てんと欲す。

(一) 屈の地に產したる乘馬 (二) 虞虢の境地 (三) 嫡子を廢し庶子を立つ (四) 讒言して其惡を言ふ

稷之粢盛一。以朝夕視二君膳一者也。故曰二冢子一。君行則守。有レ守則從。從曰二撫軍一。守曰二監國一。古之制也。夫率レ師專行レ謀也。誓二軍旅一。君與二國政一之所レ圖也。非二太子之事一也。師在レ制レ命而已。稟レ命則不レ威。專レ命則不レ孝。故君之嗣適。不レ可二以帥レ師。君失二其官一。率レ師不レ威。將安用レ之。公曰。

古の制なり。夫れ師を率ゐるは專ら謀を行ふなり、軍旅に誓ふは、君と國政(五)との圖る所なり、太子の事に非ざるなり。師は(六)命を制するに在るのみ。命を稟くれば則ち威あらず、命を專にすれば則ち孝ならず、故に君の嗣適は以て師を帥ゐるべからず。君其官を失へり、師を率ゐて威あらずんば、將安んぞ之を用ひんと。公曰く、寡人子(七)有り、未だ其太子に誰を立つるかを知らずと。里克對へずして退き、太子に見ゆ。太子曰く、吾其れ廢せられんかと。里克曰く、太子之を勉めよ、(八)教ふるに軍旅を以てす、(九)共せざる是れ懼れん、何の故に廢せんや。且子は孝ならざるを懼れよ、立つを得ざるを懼るゝ毋れ。己を修めて人を責めずんば、則ち難に免れんと。太子の師を帥ゐるや、公之に偏衣(一〇)を衣せ、之に金玦(一一)を佩びしむ。里克病と謝して太子に從はず。太子遂に東山を伐つ。

(一) 山西大原府なり、當時夷人之に居る (二) 太廟の祭祀 (三) 神に供ふる穀物 (四) 飲食を視察す (五) 君と大臣と (六) 命令を專制す (七) 人物の使用法 (八) 君は公に教ふるに軍隊の事を以てせり (九) 恭に同じ (一〇) 左右異色の衣なり、斷絕の意を表す (一一) 金屬環にして一部缺けたる物

以爲大夫。士蔿曰。太子不得立矣。分之都城。而位以卿。先爲之極。又安得立。不如逃之。無使罪至。爲吳太伯。不亦可乎。猶有令名。太子不從。卜偃曰。畢萬之後必大。萬盈數也。魏大名也。以是始賞。天開之矣。天子曰兆民。諸侯曰萬民。今命之大。以從盈數。其必有衆。初畢萬卜仕於晉國。遇屯之比。辛廖占之曰。吉。屯固比入。吉孰大焉。其後必蕃昌。

畢萬の後は必ず大ならん、萬は盈數なり、魏は大名なり。是を以て始めて賞す、天之を開くのみ。天子に兆民と曰ひ、諸侯に萬民と曰ふ。今之に大を命じて、以て盈數に從ふ。其れ必ず衆有らんと。初め畢萬は晉國に仕ふるを卜す、屯の比に(八)之くに遇ふ。辛廖之を占うて曰く、吉なり。屯は固し、比は入る。吉孰か焉より大ならん、其後は必ず蕃昌せんと。

(一)君主の乘車に御者たること　(二)右の侍衞　(三)下軍の將たるを指す　(四)祿位の極度　(五)罪過に陷り至る勿れ　(六)斯の如くんば名譽あらん　(七)卜筮の官なる郭偃　(八)水雷屯より水地比に變ずる卦

十七年。晉侯使太子申生伐東山。里克諫獻公曰。太子奉冢祀社

十七年、晉侯、太子申生をして東山(一)を伐たしむ。里克獻公を諫めて曰く、太子は冢(二)祀社稷の粢盛(三)を奉じ、以て朝夕に君の膳(四)を視る者なり。故に冢子と曰ふ。君行けば則ち守り、守有れば則ち從ふ。從ふを撫軍と曰ひ、守るを監國と曰ふ、

耳居レ蒲。公子夷吾居レ屈。獻公與二驪姬子奚齊一居レ絳。晉國以レ此知二太子不一レ立也。太子申生。其母齊桓公女也。曰二齊姜一。早死。申生同母女弟爲二秦穆公夫人一。重耳母翟之狐氏女也。夷吾母重耳母女弟也。獻公子八人。而太子申生重耳夷吾皆有二賢行一。及レ得二驪姬一。乃遠二此三子一。

て太子申生・重耳・夷吾は皆賢行有り。驪姬を得るに及んで、乃ち此三子を遠ざけしなり。

(一) 山西平陽府隰州　(二) 山西平陽府吉州

十六年。晉獻公作二二軍一。公將二上軍一。太子申生將二下軍一。趙夙御レ戎。畢萬爲レ右。伐滅レ霍。滅レ魏。滅レ耿。還爲二太子一城二曲沃一。賜二趙夙耿一。賜二畢萬魏一。

十六年、晉の獻公二軍を作る、公は上軍に將たり、太子申生は下軍に將たり。趙夙は戎(一)に御たり、畢萬は右(二)爲り。伐ちて霍を滅し、魏を滅し、耿を滅し、還りて太子の爲に曲沃に城き、趙夙に耿を賜ひ、畢萬に魏を賜ひ、以て大夫と爲す。士蔿曰く、太子立つを得じ。之に都城を分つて(三)位するに卿を以てし、先づ之が極(四)を爲す。又安んぞ立つを得ん、之を逃るゝに如かず、(五)罪をして至らしむる無れ。吳の太伯爲る、亦可ならずや。(六)猶令名有らんと。太子從はず。(七)卜偃曰く、

弟頽攻二惠王一。惠王出奔、居二鄭之櫟邑一。五年。伐二驪戎一得二驪姫。驪姫弟一。倶愛二幸之一。八年。士蔿說レ公曰。故晉之羣公子多。不レ誅亂且レ起。乃使三盡殺二諸公子一。而城レ聚都レ之。命曰レ絳。始都レ絳。九年。晉羣公子既亡奔レ虢。虢以二其故一再伐レ晉。弗レ克。十年。晉欲レ伐レ虢。士蔿曰。且待二其亂一。

㊀周本紀、鄭世家參照　㊁驪山地方に住みし戎なり、陝西西安府臨潼縣の東方に其墟ありと云ふ　㊂晉の大夫　㊃晉都翼附近の地名

十二年。驪姫生二奚齊一。獻公有レ意レ廢二太子一。乃曰。曲沃吾先祖宗廟所レ在。而蒲邊レ秦。屈邊レ翟。不レ使二諸子居一レ之。我懼焉。於レ是使下太子申生居二曲沃一。公子重

十二年、驪姫、奚齊を生む、獻公太子を廢するに意有り。乃ち曰く、曲沃は吾先祖宗廟の在る所なり、而して蒲(一)は秦に邊し、屈(二)は翟に邊す、諸子をして之に居らしめずんば、我懼ありと。是に於て、太子申生をして曲沃に居らしめ、公子重耳を蒲に居らしめ、公子夷吾を屈に居らしむ。獻公は驪姫の子奚齊と絳に居る。晉國此を以て太子の立たざるを知りぬ。太子申生、其母は齊の桓公の女なり、齊姜と曰ふ、早く死せり。申生の同母女弟は、秦の穆公の夫人と爲る。重耳の母は、翟の狐氏の女なり。夷吾の母は、重耳の母の女弟なり。獻公の子八人、而し

公已即レ位。三十七年矣。更號曰二晉武公一。晉武公始都二晉國一。前即二位曲沃一。通レ年三十八年。

武公稱者。先晉穆侯曾孫也。曲沃桓叔孫也。桓叔者。始封二曲沃一。武公莊伯子也。自二桓叔初封一二曲沃一。以至二武公滅一レ晉也。凡六十七歲。而卒代レ晉爲二諸侯一。武公代レ晉二歲卒。與二曲沃一通レ年。即位凡三十九年而卒。子獻公詭諸立。獻公元年。周惠王

武公稱は、先晉穆侯の曾孫なり、曲沃の桓叔の孫なり。桓叔は始めて曲沃に封ぜられき。武公は莊伯の子なり。桓叔が初めて曲沃に封ぜられてより、以て武公の晉を滅するに至るまで、凡そ六十七歲、而して卒に晉に代つて諸侯と爲りき。武公晉に代り、二歲にして卒す。曲沃と年を通ずれば、即位凡そ三十九年にして卒せり。子獻公詭諸立つ。獻公の元年に、周の惠王の弟頽(一)、惠王を攻む。惠王出奔し、鄭の櫟邑に居る。五年、驪戎(二)を伐つて、驪姫と驪姫の弟とを得たり。倶に之を愛幸す。八年士蔿(三)、公に說いて曰く、故の晉の羣公子多し、誅せずんば亂且に起らんとすと。乃ち盡く諸公子を殺さしめ、而して聚(四)に城いて之に都し、命じて絳と曰ふ。始めて絳に都す。九年、晉の羣公子既に亡げて虢に奔る。虢は其故を以て、再び晉を伐つ、克たず。十年、晉虢を伐たんと欲す。士蔿曰く、且く其亂るゝを待てと。

爲二曲沃武公一。哀侯六年。魯弑二其君隱公一。哀侯八年。晉侵二陘廷一。陘廷與二曲沃武公一謀。九年。伐二晉于汾旁一。虜二哀侯一。晉人乃立二哀侯子小子一爲レ君。是爲二小子侯一。小子元年。曲沃武公使二韓萬殺一所レ虜晉哀侯。曲沃益彊。晉無レ如二之何一。晉小子之四年。曲沃武公誘召二晉小子一殺レ之。周桓王使三虢仲伐二曲沃武公一。武公入二于曲沃。乃立二晉哀侯弟緡一爲二晉侯一。晉侯緡四年。宋執二鄭祭仲一而立レ突爲二鄭君一。晉侯十九年。齊人管至父弑二其君襄公一。晉侯二十八年。齊桓公始霸。曲沃武公伐二晉侯緡一滅レ之。盡以二其寶器一。賂二獻于周釐王一。釐王命二曲沃武公一爲二晉君一。列爲二諸侯一。於レ是盡併二晉地一而有レ之。曲沃武

の桓王虢仲をして曲沃の武公を伐たしむ。武公曲沃に入る。乃ち晉の哀侯の弟緡を立てて晉侯と爲す。晉侯緡の四年、宋は鄭の祭仲を執へて、突を立てて鄭君と爲す。晉侯の十九年、齊人管至父其君襄公を弑す。晉侯の二十八年、齊の桓公始めて霸たり。曲沃の武公、晉侯緡を伐つて之を滅し、盡く其寶器を以て、周の釐王に賂とし獻ず。釐王曲沃の武公に命じ、晉君と爲し、列して諸侯と爲す。是に於て盡く晉の地を併せて之を有つ。曲沃の武公已に位に即きて三十七年なり。更め號して晉の武公と曰ふ。晉の武公始めて晉國に都す。前に曲沃に卽位せり。年を通ずれば三十八年なり。

(一) 國名なり、虞の南に在り　(二) 晉の南鄙の邑名　(三) 宋世家參照

而得二民心一。不レ亂何待。七年。晉大臣潘父弑二其君昭侯一。而迎二曲沃桓叔一。桓叔欲レ入レ晉。晉人發レ兵攻二桓叔一。桓叔敗還二歸曲沃一。晉人共立二昭侯子平一爲レ君。是爲二孝侯一。誅二潘父一。孝侯八年。曲沃桓叔卒。子鱓代二桓叔一。是爲二曲沃莊伯一。孝侯十五年。曲沃莊伯弑二其君晉孝侯于翼一。晉人攻二曲沃莊伯一。莊伯復入二曲沃一。晉人復立二孝侯子郄一爲レ君。是爲二鄂侯一。

鄂侯二年。魯隱公初立。鄂侯六年卒。曲沃莊伯聞二晉鄂侯卒一。乃興レ兵伐レ晉。周平王使三虢公將レ兵伐二曲沃莊伯一。莊伯走保二曲沃一。晉人共立二鄂侯子光一。是爲二哀侯一。哀侯二年。曲沃莊伯卒。子稱代二莊伯一立。是

鄂侯の二年、魯の隱公初めて立つ。鄂侯は六年に卒す。曲沃莊伯は晉の鄂侯卒すと聞き、乃ち兵を興して晉を伐つ。周の平王虢(一)公をして兵に將として曲沃の莊伯を伐たしむ。莊伯走りて曲沃を保つ。晉人共に鄂侯の子光を立つ、是を哀侯と爲す。哀侯の二年、曲沃の莊伯卒し、子稱莊伯に代つて立つ、是を曲沃の武公と爲す。哀侯の六年、魯は其君隱公を弑す。哀侯の八年、晉陘廷(二)を侵す。陘廷は曲沃の武公と謀り、九年、晉を汾の旁に伐ち、哀侯を虜にす。晉人乃ち哀侯の子小子を立てて君と爲す、是を小子侯と爲す。小子の元年、曲沃の武公、韓萬をして虜る所の晉の哀侯を殺さしむ。曲沃益〻彊し。晉之を如何ともすること無し。晉の小子の四年、曲沃の武公、誘うて晉の小子を召して之を殺す。周

東徙。而秦襄公始列爲諸侯。三十五年。文侯仇卒。子昭侯伯立。昭侯元年。封文侯弟成師于曲沃。曲沃邑大於翼。翼晉君都邑也。成師封曲沃。號爲桓叔。靖侯庶孫欒賓相桓叔。桓叔是時年五十八矣。好德。晉國之衆皆附焉。君子曰。晉之亂。其在曲沃矣。末大於本。

元年、文侯の弟成師を曲沃(一)に封ず。曲沃の邑は翼(二)より大なり、翼は晉君の都邑なり。成師曲沃に封ぜられ、號して桓叔と爲す。靖侯の庶孫欒賓桓叔を相く。桓叔是時年五十八なり。德を好む。晉國の衆皆附く。君子曰く、晉の亂は其れ曲沃に在らんか。末本より大にして、民心を得たり、亂れずんば何をか待たん(三)と。七年、晉の大臣潘父、其君昭侯を弑して、曲沃の桓叔を迎ふ。桓叔晉に入らんと欲するに、晉人兵を發して桓叔を攻む、桓叔敗れて曲沃に還歸す。晉人共に昭侯の子平を立てて君と爲す、是を孝侯と爲す。潘父を誅す。孝侯の八年、曲沃の桓叔卒し、子鱓、桓叔に代る、是を曲沃の莊伯と爲す。孝侯の十五年、曲沃莊伯、其君晉の孝侯を翼に弑す。晉人曲沃の莊伯を攻む。莊伯復曲沃に入る。晉人復孝侯の子郄を立てて君と爲す、是を鄂侯と爲す。

(一) 晉の別都なり、今の山西平陽府曲沃縣 (二) 晉の首都なり、絳都の附近なり、今の山西平陽府 (三) 必ず亂るるならんとの義

徙立。釐侯十四年。周宣王初立。十八年。釐侯卒。子獻侯籍立。獻侯十一年卒。子穆侯費王立。穆侯四年。取ニ齊女姜氏一爲ニ夫人一。七年。伐ㇾ條。生ニ太子仇一。十年。伐ニ千畝一有ㇾ功。生ニ少子一。名曰ニ成師一。晉人師服曰。異哉君之命ㇾ子也。太子曰ㇾ仇。仇者讐也。少子曰ニ成師一。成師大號。成ㇾ之者也。名自命也。物自定也。今適庶名反逆。此後晉其能毋ㇾ亂乎。二十七年。穆侯卒。弟殤叔自立。太子仇出奔。殤叔三年。周宣王崩。四年。穆侯太子仇率ニ其徒一襲ニ殤叔一而立。是爲ニ文侯一。

ふ。晉人師服曰く、異なる哉君の子に命くるや。太子を仇と曰ふ、仇は讐なり。少子を成師と曰ふ、成師は大號なり、之を成す者なり。名は自ら命じ、物は自ら定る。今適庶の名反逆す。此後晉其れ能く亂毋からんやと。二十七年、穆侯卒して弟殤叔自立し、太子仇出奔す。殤叔の三年、周の宣王崩ず。四年、穆侯の太子仇、其徒を率ゐ、殤叔を襲うて立つ。是を文侯と爲す。

(一) 晉迷惑訊 (二) 山西解州の安邑縣 (三) 晉州岳陽縣の北方 (四) 晉の大夫 (五) 業を大成す (六) 相反對し矛盾す

文侯十年。周幽王無道。犬戎殺ニ幽王一。周

文侯の十年、周の幽王無道なり。犬戎幽王を殺し、周東に徙り、而して秦の襄公始めて列して諸侯と爲る。三十五年、文侯仇卒し、子昭侯伯立つ。昭侯(1)

桐葉爲珪。以與叔虞曰。以此封若。史佚因請擇日立叔虞。成王曰。吾與之戲耳。史佚曰。天子無戲言。言則史書之。禮成之。樂歌之。於是遂封叔虞於唐。唐在河汾之東。方百里。故曰唐叔虞。姓姬氏。字子于。唐叔子燮。是爲晉侯。晉侯子寧族。是爲武侯。武侯之子服人。是爲成侯。成侯子福。是爲厲侯。厲侯子宜臼。是爲靖侯。靖侯已來。年紀可推。自唐叔至靖侯五世。無其年數。

燮、是を晉侯と爲す。晉侯の子寧族、是を武侯と爲す。武侯の子服人、是を成侯と爲す。成侯の子福、是を厲侯と爲す。厲侯の子宜臼、是を靖侯と爲す。靖侯已來は、年紀推すべし。唐叔より靖侯に至るまで五世は、其年數無し。(七)

(一) 太原晉陽　(二) 文字　(三) 儀式に用ふるかざり玉　(四) 吉日をえらむ　(五) 史官之を書し禮を以て事を執行す　(六) 河水と汾水と　(七) 年數知るべからず

靖侯十七年。周厲王迷惑暴虐。國人作亂。厲王出奔于彘。大臣行政。故曰共和。十八年。靖侯卒。子釐侯司

靖侯の十七年、周の厲王迷惑して暴虐なり。國人亂を作し、厲王彘に出奔し、大臣政を行ふ。故に共和と曰ふ。(一) 十八年靖侯卒し、子釐侯司徒立つ。釐侯の十四年、周の宣王初めて立つ。十八年釐侯卒し、子獻侯籍立つ。獻侯十一年に卒し、子穆侯費王立つ。穆侯の四年、齊の女姜氏を取りて夫人と爲す。七年條を伐(二)ち、太子仇を生む。十年、千畝を伐(三)つて功有り、少子を生む。名づけて成師と曰

唐叔虞者。周武王子。而成王弟。初武王與叔虞母會。時夢天謂武王曰。余命女生子。名虞。余與之唐。及生子。文在其手曰虞。故遂因命之曰虞。武王崩。成王立。唐有亂。周公誅滅唐。成王與叔虞戲。削

巻三十九

晉世家第九

唐叔虞は、周の武王の子にして、成王の弟なり。初め武王は、叔虞の母と會するに、時に夢むらく、天武王に謂つて曰く、余女に命じて子を生ましむ、虞と名づけよ、余之に(一)唐を與へんと。子を生むに及び、(二)文の其手に在るあり、虞と曰ふ。故に遂に因りて之を命じて虞と曰ふ。武王崩じ、成王立つ。唐に亂有り。周公唐を誅滅す。成王叔虞と戲れ、桐葉を削りて(三)珪と爲し、以て叔虞に與へて曰く、此を以て若を封ぜんと。史佚因りて(四)日を擇んで叔虞を立てんと請ふ。成王曰く、吾は之と戲るゝのみと。史佚曰く、天子は戲言無し、言へば則ち(五)史之を書し、禮之を成し、樂之を歌ふと。是に於て遂に叔虞を唐に封ず。唐は(六)河汾の東に在り、方百里なり。故に唐叔虞と曰ふ。姓は姬氏、字は子于。唐叔の子

之時。修二行仁義一。欲レ爲二盟主一。其大夫正考父美レ之。故追三道契湯高宗殷所二以興一。作二商頌一。襄公既敗二於泓一。而君子或以爲レ多。傷三中國闕二禮義一。褒レ之也。宋襄之有二禮讓一也。

(一)論語參照 (二)殷の遠祖契、始祖湯、中興の祖高宗によりて殷の興隆せし所以を追述す (三)詩經參照 (四)賞揚すべしとする意 (五)禮義あるを多とせるなり

偃攻襲剔成。剔成敗犇齊。偃自立爲宋君。君偃十一年。自立爲王。東敗齊。取五城。南敗楚。取地三百里。西敗魏軍。乃與齊魏爲敵國。盛血以韋囊。縣而射之。命曰射天。淫於酒婦人。羣臣諫者。輒射之。於是諸侯皆曰桀宋。宋其復爲紂所爲。不可不誅。告齊伐宋。王偃立四十七年。齊湣王與魏楚伐宋。殺王偃。遂滅宋而三分其地。

宋其れ復紂が爲す所を爲さん、誅せざるべからずと。齊に告げて宋を伐つ。王偃立ちて四十七年、齊の湣王魏楚と宋を伐ち、王偃を殺し、遂に宋を滅して、其地を三分す。

㈠王號を稱す　㈡皮の囊　㈢懸く

太史公曰。孔子稱。微子去之。箕子爲之奴。比干諫而死。殷有三仁焉。春秋譏宋之亂。自宣公廢太子而立弟。國以不寧者十世。襄公

太史公曰く、孔子稱す、微子は之を去り、箕子は之が奴と爲り、比干は諫めて死す。殷に三仁有りと。春秋に宋の亂を譏る。宣公が太子を廢して弟を立てしより、國以て寧からざる者十世なり。襄公の時、仁義を修め行ひ、盟主と爲らんと欲す。其大夫正考父之を美とす。故に契湯高宗、殷の興る所以を追ひ道ひて商頌を作りぬ。襄公既に泓に敗るゝも、而も君子は或は以て多と爲す。中國禮義を闕くを傷んで、之を褒むるなり。宋襄の禮讓有るなり。

公曰。君者待レ民。曰。可レ移ニ於歲一。景公曰。歲饑民困。吾誰爲君。子韋曰。天高聽レ卑。君有ニ君レ人之言一三。熒惑宜レ有レ動。於レ是候レ之。果徙三度。六十四年。景公卒。宋公子特攻ニ殺太子一。而自立。是爲ニ昭公一。昭公者。元公之曾庶孫也。昭公父公孫糾。糾父公子褍秦。褍秦卽元公少子也。景公殺ニ昭公父糾一。故昭公怨。殺ニ太子一而自立。

(一)微賤者の服装 (二)心星の座は天上にて宋國の地位に當る、熒惑は妖星なり (三)禍を宰相に移さん (四)禍を歳に移さん (五)三度の差を見る

昭公四十七年卒。子悼公購由立。悼公八年卒。子休公田立。休公田二十三年卒。子辟公辟兵立。辟公三年卒。子剔成立。剔成四十一年。剔成弟

昭公四十七年に卒す、子悼公購由立つ。悼公八年に卒し、子休公田立つ。休公田は二十三年に卒し、子辟公辟兵立つ。辟公三年に卒し、子剔成立つ。剔成の四十一年、剔成の弟偃は、剔成を攻め襲ふ。剔成敗れて齊に犇る。偃は自立して(一)宋君と爲る。君偃の十一年、自立して王と爲る。東のかた齊を敗り、五城を取り、南は楚を敗り、地を取る三百里。西は魏軍を敗る。乃ち齊魏と敵國と爲る。血を盛るに韋囊(二)を以てし、(三)縣けて之を射る。命けて天を射ると曰ひ、酒と婦人とに淫し、羣臣の諫むる者は輒ち之を射る。是に於て、諸侯皆桀宋と曰ふ。

二十五年。孔子過ㇾ宋。宋司馬桓魋惡ㇾ之。欲ㇾ殺二孔子一。孔子微服去。三十年。曹倍ㇾ宋。又倍ㇾ晉。宋伐ㇾ曹。晉不ㇾ救。遂滅ㇾ曹有ㇾ之。三十六年。齊田常弑二簡公一。三十七年。楚惠王滅ㇾ陳。熒惑守ㇾ心。心宋之分野也。景公憂ㇾ之。司星子韋曰。可ㇾ移二於相一。景公曰。相吾之股肱。曰。可ㇾ移二於民一。景

二十五年、孔子宋を過ぐ。宋の司馬桓魋之を惡み、孔子を殺さんと欲す。孔子微服して去る。三十年、曹、宋に倍き、又晉に倍く。宋、曹を伐つ、晉救はず。遂に(一)曹を滅して之を有つ。三十六年、齊の田常簡公を弑す。三十七年、楚の惠王陳を滅す。(二)熒惑心を守る。心は宋の分野なり。景公之を憂ふ。司星子韋曰く、(三)相に移すべしと。景公曰く、相は吾の股肱なりと。曰く、民に移すべしと。景公曰く、君は民に待つと。曰く、(四)歲に移すべしと。景公曰く、歲饑うれば民困む。吾誰が爲に君たらんと。子韋曰く天高うして卑きに聽く。君は人に君たるの言三有り、熒惑宜しく動く有るべしと。是に於て之を候ふに、果して徙ること(五)三度なりき。六十四年景公卒す。宋の公子特、太子を攻殺して自立す、是を昭公と爲す。昭公は、元公の曾庶孫なり。昭公の父は公孫糾なり、糾の父は公子褍秦なり。褍秦は即ち元公の少子なり。景公昭公の父糾を殺す。故に昭公怨み、太子を殺して自立せしなり。

右師。魚石爲ニ左師。司馬唐山攻ニ殺太子肥。欲レ殺ニ華元。華元犇レ晉。魚石止レ之。至レ河乃還。誅ニ唐山。乃立ニ共公少子成。是爲ニ平公。平公三年。楚共王拔ニ宋之彭城。以封ニ宋左師魚石。四年。諸侯共誅ニ魚石。而歸ニ彭城於宋。三十五年。楚公子圍弒ニ其君一自立。爲ニ靈王。四十四年。平公卒。子元公佐立。元公三年。楚公子棄疾弒ニ靈王一自立。爲ニ平王。八年。宋火。十年。元公毋レ信。詐殺ニ諸公子。大夫華向氏作レ亂。楚平王太子建來犇。見ニ諸華氏相攻亂。建去如レ鄭。十五年。元公爲下魯昭公避ニ季氏一居ニ外。爲レ之求レ入レ魯。行道卒。子景公頭曼立。景公十六年。魯陽虎來犇。已復去。

宋の彭城を拔き、以て宋の左師魚石を封ず。四年、諸侯共に魚石を誅して、彭城を宋に歸す。三十五年、楚の公子圍、其君を弑して自立す、靈王と爲す。四十四年平公卒し、子元公佐立つ。元公の三年、楚の公子棄疾、靈王を弑して自立し、平王と爲る。八年、宋火あり。(一)十年、元公信毋く、(二)詐りて諸公子を殺す。大夫華向氏亂を作す。楚の平王の太子建來犇す。諸華氏の相攻め亂るゝを見る(三)や、建去りて鄭に如く。十五年、元公魯の昭公の季氏を避けて外に居るが爲に、之が爲に魯に入るを求め、(四)行道に卒す。子景公頭曼立つ。景公の十六年、魯の陽虎來犇し、已にして復去る。

(一) 宋都大災に遭ふ (二) 信用の出來ぬを曰ふ (三) 宋國混亂す (四) 途中

元。宋以二兵車百乘文馬四百疋一。贖二華元一。未二盡入一。華元亡歸レ宋。十四年。楚莊王圍レ鄭。鄭伯降レ楚。楚復釋レ之。十六年。楚使過レ宋。宋有二前仇一。執二楚使一。九月。楚莊王圍レ宋。十七年。楚以圍レ宋。五月不レ解。宋城中急。無レ食。華元乃夜私二見楚將子反一。子反告二莊王一。王問。城中何如。曰。析レ骨而炊。易レ子而食。莊王曰。誠哉言。我軍亦有二三日糧一。以二信故一。遂罷レ兵去。二十二年。文公卒。子共公瑕立。始厚葬。君子譏二華元不臣一矣。

遂に兵を罷め去る。二十二年文公卒し、子共公瑕立つ。始めて厚葬す。君子華元の不臣なるを譏る。(一一)

(一)武公・穆公・戴公・莊公・桓公　(二)放逐す　(三)華元の御者　(四)羊の羹汁を與へず　(五)毛色の美麗なる馬　(六)賠償未だ納め了らず　(七)前年の仇怨　(八)五ケ月にして解けず　(九)骨を碎きて薪とし他人の子と取易へて殺し食ふ　(一〇)信實を告げたるため　(一一)臣節に背く處あるを言ふ

共公元年。華元善二楚將子重一。又善二晉將欒書一。兩二盟晉楚一。十三年。共公卒。華元爲二

共公の元年、華元は楚の將子重に善し、又晉將欒書に善し。晉楚に兩盟す。十三年共公卒す。華元右師爲り、魚石左師爲り。司馬唐山太子肥を攻殺し、華元を殺さんと欲す。華元晉に犇る。魚石之を止む。河に至りて乃ち還り、唐山を誅し、乃ち共公の少子成を立つ、是を平公と爲す。平公の三年、楚の共王は

文公元年。晉率諸侯伐宋。責以弑君。聞文公定立。乃去。二年。昭公子因文公母弟須。與武繆戴莊桓之族爲亂。文公盡誅之。出武繆之族。四年春。鄭命楚伐宋。宋使華元將。鄭敗宋因華元。華元之將戰。殺羊以食士。其御羊羹不及。故怨馳入鄭軍。故宋師敗。得囚華

文公の元年、晉諸侯を率ゐて宋を伐ち、責むるに君を弑せしを以てす。文公定り立つと聞いて、乃ち去る。二年、昭公の子、文公の母弟須に因り(一)、武繆戴莊桓の族と亂を爲す。文公盡く之を誅し、武繆の族を出す(二)。四年春、鄭、楚に命ぜられて宋を伐つ。宋華元をして將たらしむ。鄭宋を敗り、華元を囚ふ。華元の將に戰はんとするや、羊を殺して以て士に食はしむ(三)。其御は羊羹(四)及ばず。故に怨み馳せて鄭軍に入りぬ。故に宋師敗れて、華元を囚ふるを得たるなり。宋兵車百乘文馬(五)四百疋を以て華元を贖ひ、未だ(六)盡く入れざるに、華元亡げて宋に歸りき。十四年、楚の莊王鄭を圍む、鄭伯楚に降る。楚復之を釋す。十六年、楚の使宋を過ぐ。宋前仇(七)有り、楚使を執ふ。九月、楚の莊王宋を圍む。十七年、楚以て宋を圍み、五月解けず。宋の城中急なり、食無し。華元乃ち夜楚將子反に私見す。子反(八)莊王に告ぐ。王問ふ、城中何如と。曰く骨(九)を析きて炊ぎ子を易へて食ふと。莊王曰く、誠なる哉言、我軍亦二日の糧有るのみと(一〇)。信の故を以て、

卒。子成公王臣立。成公元年。晉文公卽レ位。三年。倍二楚盟一親レ晉。以レ有レ德二於文公一也。四年。楚成王伐レ宋。宋告二急於晉一。五年。晉文公救レ宋。楚兵去。九年。晉文公卒。十一年。楚太子商臣弑二其父成王一代立。十六年。秦穆公卒。十七年。成公卒。成公弟禦殺二太子及大司馬公孫固一而自立。爲レ君。宋人共殺二君禦一。而立二成公少子杵臼一。是爲二昭公一。昭公。四年。宋敗二長翟緣斯於長丘一。七年。楚莊王卽レ位。九年。昭公無道。國人不レ附。昭公弟鮑革。賢而下レ士。先襄公夫人欲レ通二於公子鮑一。不レ可。乃助レ之施二於國一。因二大夫華元一爲二右師一。昭公出獵。夫人王姬使三衛伯攻二殺昭公杵臼一。弟鮑革立。是爲二文公一。

年、楚の太子商臣、其父成王を弑して代り立つ。十六年、秦の穆公卒し、十七年成公卒す。成公の弟禦、太子及び大司馬公孫固を殺して自立し、君と爲る。宋人共に君禦を殺して、成公の少子杵臼を立つ、是を昭公と爲す。昭公の四年、宋、長(二)翟緣斯を長丘に敗る。七年、楚の莊王位に卽く。九年、昭公無道なり、國人附かず。昭公の弟鮑革は、賢にして士に下る。先襄公の夫人、(三)公子鮑に通ぜんと欲す。可かず。乃ち之を助けて國に施す。大夫華元に因りて右師と爲す。昭公出獵す。夫人王姬(四)、衛伯をして昭公杵臼を攻殺せしむ。弟鮑革立つ、是を文公と爲す。

(一) 虐待したるを言ふ　(二) 軀幹長大なる狄の別種　(三) 鮑革なり　(四) 襄公夫人は周王の姊なり故に曰ふ

陳成。宋人撃之。宋師大敗。襄公傷股。國人皆怨公。公曰。君子不困人於阨。不鼓不成列。子魚曰。兵以勝爲功。何常言與。必如公言。即奴事之耳。又何戰爲。楚成王已救鄭。鄭享之。去而取鄭二姬以歸。叔瞻曰。成王無禮。其不沒乎。爲禮卒於無別。有以知其不遂霸也。

に鄭を救ふ。鄭之を享す(六)。去りて鄭の二姫を取りて以て歸る。(七)叔瞻曰く、成王禮無し、其れ沒へざらんか(八)。禮を爲すに別無きに卒りき(九)。有以て其の霸を遂げざるを知ると。

(一)殷なり、宋は殷の後なるを指す (二)泓水のほとり (三)窮厄の際に困苦せしめず (四)陣列未だ成らざれば鼓うつて敵を挑まず (五)常則 (六)饗應 (七)鄭人 (八)無事に死するを得ざらん (九)禮の辨別を失へり

是年晉公子重耳過宋。襄公以傷於楚。欲得晉援。厚禮重耳以馬二十乘。十四年夏。襄公病傷於泓而竟

是年、晉の公子重耳宋を過ぐ。襄公楚に傷つくを以て、晉の援を得んと欲し、厚く重耳に禮するに、馬二十乘を以てす。十四年夏、襄公泓に傷つきしを病みて、竟に卒す。子成公王臣立つ。成公の元年、晉の文公位に卽く。三年、楚の盟に倍いて晉に親む。文公に(二)徳有るを以てなり。四年楚の成王宋を伐つ。宋急を晉に告ぐ。五年、晉の文公宋を救ふ。楚兵去る。九年、晉の文公卒す。十一

公卒。宋欲レ爲二盟會一。十二年。春。宋襄公爲二鹿上之盟一。以求二諸侯於楚一。楚人許レ之。公子目夷諫曰。小國爭レ盟禍也。不レ聽。秋。諸侯會二宋公一盟二于盂一。目夷曰。禍其在レ此乎。君欲已甚。何以堪レ之。於レ是楚執二宋襄公一以伐レ宋。冬。會二于亳一。以釋二宋公一。子魚曰。禍猶未也。十三年夏。宋伐レ鄭。子魚曰。禍在レ此矣。

秋。楚伐レ宋以救レ鄭。襄公將レ戰。子魚諫曰。天之弃レ商久矣。不可。冬十一月。襄公與二楚成王一戰二于泓一。楚人未レ濟。目夷曰。彼衆我寡。及二其未一濟擊レ之。公不レ聽。已濟未レ陳。又曰。可レ擊。公曰。待二其已陳一。

秋、楚は宋を伐つて以て鄭を救ふ。襄公將に戰はんとす。子魚諫めて曰く、天の商（一）を弃つるや久し、不可なりと。冬十一月襄公楚の成王と泓（二）に戰ふ。楚人未だ濟らず。目夷曰く、彼は衆く我は寡し、其の未だ濟らざるに及んで、之を擊たんと。公聽かず。已に濟つて、未だ陳せず。又曰く、擊つべしと。公曰く、其已に陳するを待たんと。陳成る。宋人之を擊つに、宋の師大いに敗れて、襄公股を傷つく。國人皆公を怨む。公曰く、君子は人を阨（三）に困めず、（四）列を成さざるに鼓せずと。子魚曰く、兵は勝を以て功と爲す、何ぞ常（五）を言はんや。必ず公の言の如くせば、即ち之に奴とし事へんのみ。又何ぞ戰ふことを爲さんと。楚の成王已

桓公始霸。二十三年。迎ニ衛公子燬於齊一立レ之。是爲ニ衛文公。文公女弟。爲ニ桓公夫人一。秦穆公卽レ位。三十年。桓公病。太子玆甫。讓ニ其庶兄目夷一爲レ嗣。桓公義ニ太子意一竟不レ聽。三十一年春。桓公卒。太子玆甫立。是爲ニ襄公一。以ニ其庶兄目夷一爲レ相。未レ葬。而齊桓公會ニ諸侯于葵丘一。襄公往會。襄公七年。宋地霣星如レ雨。與レ雨偕下。六鷁退蜚。風疾也。八年。齊桓

公夫人と爲す。秦穆公位に卽く。三十年桓公病む、太子玆甫其庶兄目夷に讓り嗣と爲す。桓公、太子の意を義とし、竟に聽かず。三十一年春、桓公卒し、太子玆甫立つ。是を襄公と爲す。其庶兄目夷を以て相と爲す、未だ葬らず。齊の桓公諸侯を葵丘に會す、襄公往き會す。襄公の七年宋地霣星(一)雨の如く、雨と偕に下る。六鷁(二)退蜚す、風疾く。八年齊の桓公卒す、宋盟會を爲さんと欲す。十二年春、宋の襄公鹿上(三)の盟を爲し、以て諸侯を楚に求む。楚人之を許す。公子目夷諫めて曰く、小國盟を爭ふは禍なりと。聽かず。秋諸侯宋公に會して、盂(四)に盟ふ。目夷曰く、禍其れ此に在らんか。君の欲已に甚し、何を以て之に堪へんと。是に於て楚は宋の襄公を執へて、以て宋を伐つ。冬亳に會して、以て宋公を釋す。子(五)魚曰く、禍猶未しと。十三年夏、宋、鄭を伐つ。子魚曰く、禍此に在りと。

(一)隕星　(二)鷁といふ鳥　(三)宋の地名　(四)亦宋の地名　(五)目夷の字

丘。督生ニ虜宋南宮萬ー。宋人請レ萬。萬歸レ宋。十一年秋。滑公與ニ南宮萬ー獵。因博爭レ行。滑公怒辱レ之曰。始吾敬レ若。今若魯虜也。萬有レ力。病ニ此言ー。遂以レ局殺ニ滑公于蒙澤ー。大夫仇牧聞レ之。以レ兵造ニ公門ー。萬搏レ牧。牧齒著ニ門闔ー死。因殺ニ太宰華督ー。乃更立ニ公子游ー爲レ君。諸公子犇レ蕭。公子禦說犇レ亳。萬弟南宮牛將レ兵圍レ亳。冬蕭及宋之諸公子。共擊殺ニ南宮牛ー。弒ニ宋新君游ー。而立ニ滑公弟禦說ー。是爲ニ桓公ー。宋萬犇レ陳。宋人請以賂レ陳。陳人使ニ婦人飮ニ之醇酒ー。以レ革裹レ之。歸レ宋。宋人醢レ萬也。

督を殺し、乃ち更に公子游を立てて君と爲す。諸公子蕭に犇る。公子禦說亳に犇る。萬の弟南宮牛兵に將として亳を圍む。冬蕭及び宋の諸公子、共に擊ちて南宮牛を殺し、宋の新君游を弒して、滑公の弟禦說を立つ、是を桓公と爲す。宋萬、陳に犇る、宋人請ひて以て陳に賂ふ。陳人婦人をして之に醇酒を飮ましめ、革を以て之を裹み宋に歸す。宋人萬を醢にす。

㊀兗州瑕丘縣の西方　㊁博奕して其手筋を爭ふ　㊂博奕の盤　㊃宋の地名　㊄門の扉

桓公二年。諸侯伐レ宋。至レ郊而去。三年。齊

桓公の二年、諸侯宋を伐ち郊に至りて去る。三年齊の桓公始めて霸たり。二十三年衞の公子燬を齊より迎へて之を立つ。是を衞の文公と爲す。文公の女弟は桓

曰。殤公卽レ位十年耳。而十一戰。民苦不レ堪。皆孔父爲レ之。我且下殺二孔父一以寧上レ民。是歲督弑二其君殤公一。十年。華督攻殺二孔父一。取二其妻一。殤公怒。遂弑二殤公一。而迎二穆公子馮於鄭一而立レ之。是爲二莊公一。莊公元年。華督爲レ相。九年。執二鄭之祭仲一。要以立レ突爲二鄭君一。祭仲許竟立レ突。十九年。莊公卒。子湣公捷立。

(一)諸侯の刺交　(二)鄭の東門　(三)將軍　(四)大臣に同じ　(五)眸を凝らし見る　(六)强要

湣公七年。齊桓公卽レ位。九年。宋水。魯使二臧文仲往弔一レ水。湣公自罪曰。寡人以下不レ能レ事二鬼神一。政不上レ修。故水。臧文仲善二此言一。此言乃公子子魚敎二湣公一也。十年。夏。宋伐レ魯。戰二於乘

湣公の七年、齊の桓公位に卽く。九年、宋水あり。魯臧文仲をして往いて水を弔はしむ。湣公自ら罪して曰く、寡人鬼神に事ふる能はず、政修らざるを以て、故に水ありと。臧文仲此言を善しとす。此言は乃ち公子子魚が湣公に敎へしなり。十年夏、宋、魯を伐ち、乘丘(一)に戰ふ。魯宋の南宮萬を生虜にす。宋人萬を請ふ、萬宋に歸る。十一年秋、湣公と南宮萬と獵し、因りて博(二)して行を爭ふ。湣公怒りて之を辱しめて曰く、始め吾若を敬す、今若は魯の虜なりと。萬は力有り。此言を病み、遂に局(三)を以て湣公を蒙澤(四)に殺す。大夫仇牧之を聞き、兵を以て公門に造るに、萬は牧を搏つ。牧の齒門闔(五)に著いて死す。因りて太宰華

殤公元年。衞公子州吁弑二其君完一自立。欲レ得二諸侯一。使レ告二於宋一曰。馮在レ鄭必爲レ亂。可二與レ我伐一レ之。宋許レ之。與伐レ鄭。至二東門一而還。二年。鄭伐レ宋。以報二東門之役一。其後諸侯數來侵伐。九年。大司馬孔父嘉妻好。出。道遇二太宰華督一。督說目而觀レ之。督利二孔父妻一。乃使三人宣二言國中一

殤公の元年、衞の公子州吁、其君完を弑して自立し、(一)諸侯を得んと欲し、宋に告げしめて曰く、馮鄭に在り、必ず亂を爲さん、我と之を伐つべしと。宋之を許し、與に鄭を伐ち、(二)東門に至りて還る。二年、鄭宋を伐ち、以て東門の役に報ゆ。其後諸侯數〻來りて侵伐す。九年、(三)大司馬孔父嘉の妻好し。出でて道に(四)太宰華督に遇ふに、督說んで(五)目して之を觀る。督、孔父の妻を利せんとし、乃ち人をして國中に宣言せしめて曰く、殤公位に卽いて十年のみ、而も十一戰せり。民は苦んで堪へず。皆孔父之を爲す。我且に孔父を殺して以て民を寧んぜんとすと。是歲魯は其君隱公を弑す。十年、華督攻めて孔父を殺し、其妻を取る。殤公怒る。遂に殤公を弑し、穆公の子馮を鄭より迎へて之を立つ。是を莊公と爲す。莊公の元年、華督相と爲る。九年、鄭の祭仲を執へ、(六)要して以て突を立てて鄭君と爲さしむ。祭仲許して竟に突を立つ。十九年、莊公卒し、子湣公捷立つ。

司空立。武公生女。爲魯惠公夫人。生魯桓公。十八年。武公卒。子宣公力立。宣公有太子與夷。十九年。宣公病。讓其弟和。曰。父死子繼。兄死弟及。天下通義也。我其立和。亦三讓而受之。宣公卒。弟和立。是爲穆公。穆公九年病。召大司馬孔父謂曰。先君宣公舍太子與夷而立我。我不敢忘。我死必立與夷也。孔父曰。羣臣皆願立公子馮。穆公曰。毋立馮。吾不可以負宣公。於是穆公使馮出居于鄭。八月庚辰。穆公卒。兄宣公子與夷立。是爲殤公。君子聞之曰。宋宣公可謂知人矣。立其弟以成義。然卒其子復享之。

通義なり。我其れ和を立てんと。和亦三讓して之を受く。宣公卒して弟和立つ。是を穆公と爲す。穆公九年に病む。大司馬孔父を召して謂つて曰く、先君宣公、太子與夷を舍てて我を立つ。我敢て忘れず、我死せば必ず與夷を立てよと。孔父曰く、羣臣皆公子馮を立てんことを願ふと。穆公曰く、馮を立つること毋れ、吾以て宣公に負く(二)べからずと。是に於て穆公は馮をして出でて鄭に居らしむ。八月庚辰穆公卒す。兄宣公の子與夷立つ、是を殤公と爲す。君子之を聞いて曰く、宋の宣公は人を知ると謂ふべし。其弟を立てて以て義を成すと。然も卒に其子復之を享く。

(一) 所謂一繼一及の義を訓ふ　(二) 背反

之。國ニ于宋ニ。微子故能仁賢。乃代ニ武庚ニ。故殷之餘民。甚戴ニ愛之ニ。微子開卒。立ニ其弟衍ニ。是爲ニ微仲ニ。

を厲公と爲す。厲公卒し、子釐公擧立つ。釐公の十七年、周の厲王は彘に出奔す。二十八年釐公卒し、子惠公覸立つ。惠公の四年、周の宣王位に卽く。三十年惠公卒し、子哀公立つ。哀公元年に卒し、子戴公立つ。

㊀ 書經參照　㊁ 河南歸德府商丘縣

微仲卒。子宋公稽立。宋公稽卒。子丁公申立。丁公申卒。子湣公共立。湣公共卒。弟煬公熙立。煬公卽位。湣公子鮒祀弑ニ煬公ニ而自立。曰。我當レ立。是爲ニ厲公ニ。厲公卒。子釐公擧立。釐公十七年。周厲王出ニ奔彘ニ。二十八年。釐公卒。子惠公覸立。惠公四年。周宣王卽レ位。三十年。惠公卒。子哀公立。哀公元年卒。子戴公立。

戴公二十九年。周幽王爲ニ犬戎所レ殺。秦始列爲ニ諸侯ニ。三十四年。戴公卒。子武公

戴公の二十九年、周の幽王犬戎の殺す所と爲る。秦始めて列して諸侯と爲る。三十四年戴公卒し、子武公司空立つ。武公女を生み、魯の惠公の夫人と爲り、魯の桓公を生む。十八年武公卒し、子宣公力立つ。宣公に太子與夷有り。十九年、宣公病む。其弟和に讓りて曰く、（二）父死して子繼ぎ、兄死して弟及ぶは、天下の

禾黍。箕子傷レ之。欲レ哭則不可。欲レ泣爲三其近二婦人一。乃作二麥秀之詩一。以歌二詠之一。其詩曰。麥秀漸漸兮。禾黍油油。彼狡僮兮。不二與レ我好一兮。所レ謂狡童者紂也。殷民聞レ之。皆爲流レ涕。

過ぎて暴惡なり　(六)墟趾　(七)周室に對する違叛　(八)秀て長じたる貌　(九)黍の光澤ある貌　(一〇)殷紂を指す　狡獪なる小奴の義　(一一)我と不和にして我言を用ひず

武王崩。成王少。周公旦代行レ政當レ國。管蔡疑レ之。乃與二武庚一作レ亂。欲レ襲二成王周公一。周公既承二成王命一。誅二武庚一。殺二管叔一。放二蔡叔一。乃命二微子開一代二殷後一。奉二其先祀一。作二微子之命一以申レ

武王崩じて成王少し。周公旦、代りて政を行ひ國に當る。管蔡之を疑ひ、乃ち武庚と亂を作して、成王周公を襲はんと欲す。周公既に成王の命を承けて、武庚を誅し、管叔を殺し、蔡叔を放つ。乃ち微子開に命じ、殷の後に代りて、其先祀を奉ぜしむ。(一)微子の命を作り、以て之を申ぶ。(二)宋に國す。微子故より能く仁賢なり、乃ち武庚に代る。故に殷の餘民は、甚だ之を戴愛す。微子開卒し、其弟衍を立つ、是を微仲と爲す。微仲卒し、子宋公稽立つ。宋公稽卒し、子丁公申立つ。丁公申卒し、子湣公共立つ。湣公共卒し、弟煬公熙立つ。煬公位に卽くや、湣公の子鮒祀は、煬公を弑して自立す。曰く、我當に立つべしと。是

時毋易。百穀用成。治用明。畯民用章。家用平康。日月歲時既易。百穀用不成。治用昏不明。畯民用微。家用不寧。庶民維星。星有好風。星有好雨。日月之行。有冬有夏。月之從星。則以風雨。

五福。一曰壽。二曰富。三曰康寧。四曰攸好德。五曰考終命。六極。一曰凶短折。二曰疾。三曰憂。四曰貧。五曰惡。六曰弱。於是武王乃封箕子於朝鮮。而不臣也。其後箕子朝周。過故殷虛。感宮室毀壞生

五福は、一に曰く壽、二に曰く富、三に曰く康寧(一)、四に曰く好む攸は德(二)、五に曰く命を終ふるを考ふ(三)。六極は、一に曰く凶にして短折す、二に曰く疾あり、三に曰く憂あり、四に曰く貧し、五に曰く惡し(四)、六に曰く弱しと。是に於て、武王乃ち箕子を朝鮮に封じて、臣とせず。其後箕子周に朝し、故の殷の虛を過ぎ、宮室毀壞して、禾黍を生じたるを感じ、箕子之を傷む。哭せんと欲するに則ち不可なり、泣かんと欲するに、其の婦人に近きが爲に、乃ち麥秀の詩を作りて、以て之を歌詠す。其詩に曰く、麥秀でて漸漸たり、禾黍油油たり。彼の狡僮、我と好からずと。所謂狡童とは紂なり。殷の民之を聞いて、皆爲に涕を流せり。

(一)健康安寧　(二)德を好みて邪念なし　(三)天命を完くせんことを思うて善に順ふ　(四)極は窮なり　(五)醜に

陽。曰奥。曰寒。曰風。曰時。五者來備。各以二其序一。庶草繁廡。一極備凶。一極亡凶。曰休徵。曰肅時雨若。曰治時暘若。曰知時奥若。曰謀時寒若。曰聖時風若。曰咎徵。曰狂常雨若。曰僭常暘若。曰舒常奥若。曰急常寒若。曰霧常風若。王眚維歳。卿士維月。師尹維日。歳月日

ること各〻其序を以てすれば、庶草繁廡す。(一)一極めて備るは凶なり、一(二)極めて亡するも凶なり。曰く休徵、(三)曰く肅む時に雨若ふ。曰く治る時に暘若ふ。曰く知る時に奥若ふ。曰く謀る時に寒若ふ。曰く聖なる時に風若ふ。曰く咎徵、(四)曰く狂なれば常雨若ふ。曰く僭へば常暘若ふ。曰く舒(六)れば常奥若ふ。曰く急なれば常(五)寒若ふ。曰く霧ければ常風若ふ。王の眚(七)維れ歳、卿士維れ月、師尹(八)は維れ日、歳月日は時に易る毋ければ、百穀用て成り、治用て明に、畯民(九)用て章に、家用て平康なり。日月歳、時に既に易れば、百穀は用て成らず、治は用て昏く明ならず、畯民は用て微しく、(一〇)家は用て寧からず。庶民は維れ星。(一一)星は風を好む有り、星は雨を好む有り。日月の行くは、冬有り夏有り。月の星に從ふときは、則ち(一二)以て風雨す。

(一) 廡も亦繁なり　(二) 五者中の一者　(三) 善き徵侯　(四) 悪しき徵侯　(五) 常は久なり　(六) 逸豫す、のんきに樂む　(七) 禍福の由る所　(八) 卿の次なる吏僚　(九) 俊才ある人民　(一〇) 微賤にして隱れ去る　(一一) 星の日月に從ふが如し　(一二) 畢星は雨を好み箕星は風を好む

乃命二卜筮一。曰雨。曰濟。曰涕。曰霧。曰克。曰貞。曰悔。凡七。卜五。占之用二。衍レ貣。立二時人一爲二卜筮一。三人占。則從二二人之言一。女則有二大疑一。謀及二女心一。謀及二卿士一。謀及二庶人一。謀及二卜筮一。女則從。龜從。筮從。卿士從。庶民從。是之謂二大同一。而身其康彊。而子孫其逢レ吉。女則從。龜從。筮從。卿士逆。庶民逆。吉。卿士從。龜從。筮從。女則逆。庶民逆。吉。庶民從。龜從。筮從。女則逆。卿士逆。吉。女則從。龜從。筮逆。卿士逆。庶民逆。作レ內吉。作レ外凶。龜筮共違二于人一。用レ靜吉。用レ作凶。庶徵。曰雨。曰

逆ひ庶民逆ふは吉なり。卿士從ひ龜從ひ筮從ひ、女則ち逆ひ庶民逆ふは吉なり。庶民從ひ龜從ひ筮從ひ、女則ち逆ひ卿士逆ふは吉なり。女は則ち從ひ、龜從ひ筮は逆ひ、卿士逆ひ庶人逆ふとき、內(一三)を作すは吉なり、外を作すは凶なり。龜筮共に人に違ふは、靜(一四)に用ふるは吉なり。作(一五)に用ふるは凶なり。

(一)強暴にして不順なり (二)漸次に沈んで進まず (三)高明顯著にして恐守せず (四)君主は爵賞もて人に福を授く (五)萬方の珍味を享受す (六)反側偏頗僻陋 (七)身の程を越えて邪曲なり (八)疑惑を考へ定む (九)差違を判斷推知す (一〇)人君を指す (一一)其謀に對して言ふなり (一二)康安强健 (一三)境域內の事 (一四)靜に守る (一五)事を興作す

庶徵は、曰く雨、曰く陽、曰く奧、曰く寒、曰く風、曰く時。五者來り備

行。以近二天子之光一。曰。天子作二民父母一。以爲二天下王一。

三德。一曰正直。二曰剛克。三曰柔克。平康正直。彊不友剛克。內友柔克。沈漸剛克。高明柔克。維辟作福。維辟作威。維辟玉食。臣無有作福作威玉食。臣有作福作威玉食。其害于而家。凶于而國。人用側頗辟。民用僭忒。稽疑。擇建立卜筮人。

三德は、一に曰く正直、二に曰く剛克、三に曰く柔克。平康なるは正直にし、(一)彊うして友はざるは剛克し、內友なるは柔克し、(二)沈漸なるは剛克し、(三)高明なるは柔克す。(四)維れ辟福を作し維れ辟威を作し、(五)維れ辟玉食す。臣は福を作し威を作し玉食する有ること無し。臣にして福を作し威を作し玉食する有れば、其れ而の家に害あり、而の國に凶なり。人用て側頗辟なり、(六)民用て僭忒なり。(七)(八)稽疑は、擇びて卜筮の人を建立す。乃ち卜筮を命ず。曰く雨、曰く濟、曰く涕、曰く霧、曰く克、曰く貞、曰く悔。凡そ七。卜は五。占の用は二、(九)貣を衍す。時人を立て、卜筮を爲す。三人占へば、則ち二人の言に從ふ。(一〇)女は則ち大疑有り、謀は女の心に及び、謀は卿士に及び、謀は庶人に及び、謀は卜筮に及ぶ。(一一)女は則ち從ひ、龜從ひ筮從ひ、卿士從ひ庶民從ふ。是を之れ大同と謂ふ。而して身其れ康彊なり、(一二)子孫其れ吉に逢はん。女は則ち從ひ、龜從ひ筮從ひ、卿士

色。曰二予所レ好德一。女則錫二之福一。時人斯其維皇之極。毋下侮二鰥寡一而畏中高明上。人之有レ能有レ爲。使レ羞二其行一。而國其昌。凡厥正人。既富方穀。女不レ能レ使レ有レ好二于而家一。時人斯其辜。于二其毋一レ好。女雖レ錫二之福一。其作二女用一レ咎。毋レ偏毋レ頗。遵二王之義一。毋レ有レ作レ好。遵二王之道一。毋レ有レ作レ惡。遵二王之路一。毋レ偏毋レ黨。王道蕩蕩。毋レ黨毋レ偏。王道平平。毋レ反毋レ側。王道正直。會二其有極一。歸二其有極一。曰。王極之傅言。是夷是訓。于レ帝其順。凡厥庶民。極之傅言。是順是

れ女が咎を用ふと作さん。偏毋く頗毋く、(一六)王の義に遵へ。好を作す有る毋く、王の道に遵へ。(一五)悪を作す有る毋く、王の路に遵へ。偏毋く黨毋く、(一七)王道蕩蕩。黨毋く偏毋く、王道平平。(一八)反毋く、側毋く、王道正直。(一九)其有極を會せよ、其有極に歸せん。曰く、王極(二〇)の傅言は、是れ夷なり是れ訓なり。帝に于て其れ順ふと。凡そ厥庶民、極の傅言は、是れ順ひ是れ行ひ、(二一)以て天子の光(二二)に近づく。曰く、天子は民の父母と作り、以て天下の王と爲ると。

(一) 人君至善の道　(二) 下文に見ゆ　(三) 其時の衆庶　(四) 人君至善の道に於て學びこの道を保有す　(五) 淫邪の朋黨　(六) 私比の非行　(七) 登用の法を思ふ　(八) 至善ならずとも罪過なき者　(九) 顏色を平和にす　(一〇) 時の衆人相進んで至善の道に至るは惟人君の德化なり　(一一) 妻無き者夫無き者を侮らず貴顯高明の者を畏るゝ勿れ　(一二) 俸祿を十分にす　(一三) 登用せられし人々　(一四) 其功德　(一五) 罪過の人　(一六) 偏頗不平　(一七) 私黨の好む所　(一八) 反側は邪刑の貌　(一九) 至善至正の道を有する人を會合せしむ　(二〇) 皇極の敷衍したる言　(二一) 常理　(二二) 天子の至善なる道義の光

曰食。二曰貨。三曰祀。四曰司空。五曰司徒。六曰司寇。七曰賓。八曰師。五紀。一曰歲。二曰月。三曰日。四曰星辰。五曰歷數。

(一)恭なれば嚴肅なり　(二)從は條理ありて宜しきを成す物を治むるの言たり　(三)神慮深遠事變に通曉す故に聖明の思たり　(四)氣節の循環を明詳にして農產の時序を正す

皇極。皇建二其有極一。斂二時五福一。用傅二錫其庶民一。維時其庶民于二女極一。錫レ女保レ極。凡厥庶民。毋レ有二淫朋一。人毋レ有二比德一。維皇作レ極。凡厥庶民。有レ猷有レ爲有レ守。女則念レ之。不レ協二于極一。不レ離二于咎一。皇則受レ之。而安二而

皇極は、(一)皇は其有極を建てて時の五福を斂め、(二)用て其庶民に傅き錫ふ。維れ時其(三)庶民、女の(四)極に于て、女に錫うて極を保つ。凡そ厥庶民は、淫朋有る(五)毋く、人は比德有る(六)毋し、維れ皇、極を作せばなり。凡そ厥庶民、猷有り爲すこと有り守ること有らば、女則ち之を念へ。(七)極に協はず、(八)咎に離らずんば、皇則ち之を受けよ。而は而の色を安んぜよ。(九)予の好む所は德なりと曰はば、女は則ち之に福を錫へ。(一〇)時人斯れ其れ、維れ皇の極なり。(一一)煢寡を侮りて高明を畏るゝ毋れ。人の能有り爲す有るは、其行を羞め使めて、而して國其れ昌えん。凡そ厥正人、既に富まし方に(一二)穀くするに、女而の家に好有らしむる能はずんば、(一三)時人斯れ其れ辜なり。(一四)其の好毋きに于て、女之に福を錫ふと雖も、其

天乃錫ニ禹洪範九等ー。常倫所ㇾ序。初一曰五行。二曰五事。三曰八政。四曰五紀。五曰皇極。六曰三德。七曰稽疑。八曰庶徵。九曰嚮用ニ五福ー。畏用ニ六極ー。五行。一曰水。二曰火。三曰木。四曰金。五曰土。水曰ニ潤下ー。火曰ニ炎上ー。木曰ニ曲直ー。金曰ニ從革ー。土曰ニ稼穡ー。潤下作ㇾ鹹。炎上作ㇾ苦。曲直作ㇾ酸。從革作ㇾ辛。稼穡作ㇾ甘。

稼穡は甘を作す。

(一) 陰騭のうち　(二) 常正の道　(三) 堯代の人、禹の父　(四) 木火土金水の運行を亂す　(五) 書經の洪範九疇に同じ　(六) 誅殺　(七) 物を潤し下に流るゝ性を有す　(八) 炎熱昇騰　(九) 屈曲發直　(一〇) 金の性は人に從つて鎔し改むべし　(一一) 稼穡取入

五事。一曰貌。二曰言。三曰視。四曰聽。五曰思。貌曰恭。言曰從。視曰明。聽曰聰。思曰睿。恭作ㇾ肅。從作ㇾ治。明作ㇾ智。聰作ㇾ謀。睿作ㇾ聖。八政。一

五事は、一に曰く貌、二に曰く言、三に曰く視、四に曰く聽、五に曰く思。貌に恭と曰ひ、言に從と曰ひ、視に明と曰ひ、聽に聰と曰ひ、思に睿と曰ふ。(一)恭は肅を作し、(二)從は治を作し、明は智を作し、聽は謀を作し、(三)睿は聖を作す。八政は、一に曰く食、二に曰く貨、三に曰く祀、四に曰く司空、五に曰く司徒、六に曰く司寇、七に曰く賓、八に曰く師。五紀は、一に曰く歲、二に曰く月、三に曰く日、四に曰く星辰、五に曰く歷數なり。(四)

復二其位一如レ故。

武王封二紂子武庚祿父一。以續二殷祀一。使三管叔蔡叔傅二相之一。武王既克レ殷。訪二問箕子一。武王曰。於乎。維天陰定二下民一。相二和其居一。我不レ知二其常倫所一レ序。箕子對曰。在昔鯀陻二鴻水一。汨レ陳二其五行一。帝乃震怒。不レ從二鴻範九等一。常倫所レ斁。鯀則殛死。禹乃嗣興。

武王紂の子武庚祿父を封じ、以て殷の祀を續がしめ、管叔蔡叔をして之に傅相たらしむ。武王既に殷に克ちて、箕子を訪問す。武王曰く、於乎維れ天、陰(一)に下民を定めて其居を相和らぐ。我其常倫(二)の序づる所を知らずと。箕子對へて曰く、在昔は鯀鴻水(三)を陻ぎ、其五行(四)を陳ぶるを汨す。帝乃ち震怒し、鴻範(五)九等を從へず、常倫の斁る丶所なり。鯀は則ち殛(六)死し、禹乃ち嗣ぎ興る。天乃ち禹に鴻範九等を錫へり、常倫の序づる所たり。初一に曰く五行、二に曰く五事、三に曰く八政、四に曰く五紀、五に曰く皇極、六に曰く三德、七に曰く稽疑、八に曰く庶徵、九に曰く嚮むるに五福を用てし、畏すに六極を用てす。五行は、一に曰く水、二に曰く火、三に曰く木、四に曰く金、五に曰く土。水を潤下(七)と曰ひ、火を炎上(八)と曰ひ、木を曲直(九)と曰ひ、金を從革(一〇)と曰ひ、土を稼穡と曰ふ。潤下は鹹を作し、炎上は苦を作し、曲直は酸を作し、從革は辛(一一)を作し、

亦紂之親戚也。見箕子諫不聽而爲奴。則曰。君有過而不以死爭。則百姓何辜。乃直言諫紂。紂怒曰。吾聞聖人之心有七竅。信有諸乎。乃遂殺王子比干。刳視其心。微子曰。父子有骨肉。而臣主以義屬。故父有過。子三諫。不聽。則隨而號之。人臣三諫不聽。則其義可以去矣。於是太師少師乃勸微子去。遂行。周武王伐紂克殷。微子乃持其祭器。造於軍門。肉袒面縛。左牽羊。右把茅。膝行而前以告。於是武王乃釋微子。

曰く、君過有り、死を以て爭はずんば、則ち百姓何の辜(二)あらんと。乃ち直言して紂を諫む。紂怒つて曰く、吾聞く、聖人の心には、七竅(三)有りと。信に諸れ有るかと。乃ち遂に王子比干を殺し、刳いて其心を視る。微子曰く、父子(四)骨肉有り、而して臣主は義を以て屬す。故に父に過有れば、子三たび諫む。聽かれざれば則ち隨うて之に號ぶ(五)。人臣三たび諫めて聽かれざれば、則ち其義以て去るべしと。是に於て、太師少師は乃ち微子に勸めて去らしむ。遂に行る、周の武王紂を伐ちて、殷に克つ。微子乃ち其祭器(六)を持し、軍門に造り、肉袒面縛(七)し、左に羊を牽き、右に茅を把り、膝行して前み以て告ぐ(八)。是に於て武王乃ち微子を釋し、其位を復すること故の如し。

(一) 同族中の長者を指す　(二) 何の罪も無し　(三) 七つの穴　(四) 父子は骨肉を以て屬す　(五) 號泣す　(六) 殷の祭器　(七) 肩を脱ぎて肉を現し背後にて手を縛す　(八) 降服を告ぐ

陋二淫神祇之祀一。今誠得レ治國。國治身死不レ恨。爲レ死終不レ得レ治。不レ如レ去。遂亡。箕子者。紂親戚也。紂始爲二象箸一。箕子歎曰。彼爲二象箸一。必爲二玉桮一。爲レ桮則必思二遠方珍怪之物一而御レ之矣。輿馬宮室之漸自レ此始。不レ可レ振也。紂爲二淫泆一。箕子諫。不レ聽。人或曰。可二以去一矣。箕子曰。爲二人臣一諫不レ聽而去。是彰二君之惡一。而自說二於民一。吾不レ忍レ爲也。乃被レ髮佯狂而爲レ奴。遂隱而鼓レ琴以自悲。故傳レ之曰二箕子操一。

如かじと。遂に亡ぐ。箕子は紂の親戚なり。紂が始めて象箸(三)を爲るや、箕子歎じて曰く、彼象箸を爲る、必ず玉桮(四)を爲らん。桮を爲らば、則ち必ず遠方珍怪の物を思うて、之を御めん(五)。輿馬宮室の漸(六)は此より始らん。振ふべからず(七)と。紂淫佚を爲す。箕子諫む、聽かず。人或は曰く、以て去るべしと。箕子曰く、人臣と爲り、諫めて聽かれずして去るは、是れ君の惡を彰はして、自ら民に說く(八)なり、吾爲すに忍びずと。乃ち髮を被り、佯狂して奴と爲り、遂に隱れて琴を鼓し、以て自ら悲む。故に之を傳へて箕子操(九)と曰ふ。

(一) 紂王不謹愼なり　(二) 天神地祇の禮を穢し黷しくす　(三) 象牙の箸　(四) 玉の酒杯　(五) 進獻せしむ　(六) 奢侈漸次に之より始らん　(七) 救ふべからず　(八) 辯明す　(九) 曲調の名

王子比干者。

王子比干は、亦紂の親戚(一)なり。箕子の諫聽かれずして奴と爲りしを以て、則ち

可レ諫。欲二死レ之及去一。未レ能二自決一。乃問二於太師少師一曰。殷不レ有レ治レ政。不レ治二四方一。我祖遂陳二於上一。紂沈二湎於酒一。婦人是用。亂二敗湯德於下一。殷既小大好二草竊姦宄一。卿士師師非レ度。皆有二罪辜一。乃無二維獲一。小民乃並興。相二爲敵讐一。今殷其典喪。若三渉レ水無二津涯一。殷遂喪。越至二于今一。曰。太師少師。我其發出往。吾家保二于喪一。今女無二故告一。予顛躋。如二之何一其。

水を渉るに津涯無きが若し、殷は遂に喪びん、越に今に至れりと。曰く、太師少師よ、我は其れ發して出で往かん、(一六)吾が家は喪に保たん。今女は故に告ぐる無し、予は顛躋せん。(一七)之を如何せんやと。(一八)

(一)聰明ならず　(二)書經微子篇參照　(三)帝王になる命運は天に在るぞ　(四)周の如き者　(五)死せんか又は去らんか　(六)帝王の師傅なり箕子と比干とを指す　(七)我祖湯王は功を遂げて上世に力を陳べたり　(八)惑溺　(九)今日の世　(一〇)政事の小大ともに　(一一)粗野にして盜竊し姦邪なること　(一二)相互に師とし倣ふ　(一三)法度に從はず　(一四)一に羅獲に作る　(一五)沈み喪びん　(一六)起つて去らん、止りて死するも殷を救ふ能はじ故に去りて滅亡より保たれんことを望むの意　(一七)顛かり墜つ　(一八)原文「其」の字は語助

太師若曰。王子。天篤下レ菑亡二殷國一。乃毋レ畏レ畏。不レ用二老長一。今殷民乃

太師若ひ曰く、王子よ、天は篤く菑を下して、殷國を亡さんとす。乃ち畏れ(一)畏るゝ毋く、老長を用ひず。今殷民は乃ち神祇(二)の祀に陋淫す。今誠に國を治む(一)るを得ば、身死すとも恨みじ。死を爲すも終に治を得ずんば、去るに

微子開者。殷帝乙之首子。而紂之庶兄也。紂既立不明。淫二亂於政一。微子數諫。紂不レ聽。及下祖伊以三周西伯昌之修レ德滅二阢阢國一。懼二禍至一以告ム紂。紂曰。我生不レ有レ命在レ天乎。是何能爲。於レ是微子度二紂終不レ

巻三十八

宋微子世家第八

微子開は、殷の帝乙の首子にして、紂の庶兄なり。紂既に立ちて不明、政に淫亂す。微子數〻諫むれども、紂聽かず。祖伊が周の西伯昌の德を修めて(一)阢阢國を滅せしを以て、禍の至るを懼れて、以て紂に告ぐるに及び、紂曰く、(二)我生れて(三)命の天に在るもの有らずや。(四)是れ何ぞ能く爲さんと。是に於て微子は紂の終に諫むべからざるを度り、(五)之に死し及び去らんと欲して、未だ自ら決する能はず。乃ち(六)太師少師に問うて曰く、殷は政を治むること有らず、四方を治めずして、(七)我祖は遂げて上に陳べたり。紂は酒に沈湎し、(八)婦人是れ用ひ、湯の德を下に(九)亂敗す。殷既に(一〇)小大とも、(一一)草竊姦宄を好み、卿士は(一二)師師して(一三)度に非ず。皆罪辜有るも、乃ち(一四)維獲する無し。小民乃ち竝び興りて、敵讐を相爲す。今殷は其れ(一五)典喪せん。

讀二世家言一。至二於宣公之太子以レ婦見レ誅。弟壽爭レ死以相讓一。此與四晉太子申生不三敢明二驪姬之過一同。倶惡レ傷二父之志一。然卒死亡。何其悲也。或父子相殺。兄弟相滅。亦獨何哉。

死を爭うて以て相讓めしに至り、此れと晉の太子申生が、敢て驪姬の過を明にせざりしと同じく、倶に父の志を傷ふを惡み、然して卒に死亡す。何ぞ其れ悲しきや。或は父子相殺し、兄弟相滅す、亦獨り何ぞや。

(一) 婦人を以ての故に誅を受く　(二) 晉世家參照　(三) 父の心にそむかじとして　(四) 衞の末世の狀態

父敬公也。懐公四十二年卒。子聲公訓立。聲公十一年卒。子成侯遬立。成侯十一年。公孫鞅入秦。十六年。衛更貶號曰侯。二十九年。成侯卒。子平侯立。平侯八年卒。子嗣君立。嗣君五年。更貶號曰君。獨有濮陽。四十二年卒。子懐君立。懐君三十一年。朝魏。魏囚殺懐君。魏更立嗣君弟。是爲元君。元君爲魏壻。故魏立之。元君十四年。秦拔魏東地。秦初置東郡。更徙衛野王縣。而并濮陽爲東郡。二十五年。元君卒。子君角立。君角九年。秦并天下。立爲始皇帝。二十一年。二世廢君角爲庶人。衛絶祀。

更に號を貶して君と曰ひ、獨り濮陽を有つ。四十二年に卒し、子懐君立つ。懐君の三十一年、魏に朝す。魏囚へて懐君を殺す。魏更に嗣君の弟を立つ、是を元君と爲す。元君は魏の壻爲り、故に魏は之を立つ。元君の十四年、秦、魏の東地を拔き、秦初めて東郡を置く。更に衛を野王縣に徙し、濮陽を并せて東郡と爲す。二十五年元君卒し、子君角立つ。君角の九年、秦天下を并せ、立つて始皇帝と爲る。二十一年、二世君角を廢して庶人と爲す。衛、祀を絶つ。

(一) 秦の商鞅 (二) おとす (三) 直隷大名府開州の南方 (四) 河南懐慶府河内縣 (五) 東郡中に編入す (六) 二世皇帝

太史公曰。余

太史公曰く、余世家の言を讀み、宣公の太子が、婦を以て誅せられ、弟壽が

告二趙簡子一。簡子圍レ衞。十一月。莊公出犇。衞人立二公子斑師一爲二衞君一。齊伐レ衞。虜二斑師一。更立二公子起一爲二衞君一。衞君起元年。衞石曼尃逐二其君起一。起犇レ齊。衞出公輒自レ齊復歸立。初出公立十二年亡。亡在レ外四年。復入。出公後元年。賞二從レ亡者一。立二十一年卒。出公季父黔攻二出公子一而自立。是爲二悼公一。悼公五年卒。子敬公弗立。敬公十九年卒。子昭公糾立。是時三晉彊。衞如二小侯一屬レ之。

公の季父黔、出公の子を攻めて自立す、是を悼公と爲す。悼公五年に卒し、子敬公弗(五)立つ。敬公十九年に卒し、子昭公糾立つ。是時(六)三晉彊く、衞は小侯の如く之に屬せり。

(一)大臣諸君 (二)誅を懼れて亂を討る (三)誅殺の事を止む (四)衞の近郊なる戎人の邑 (五)をぢ (六)趙魏韓

昭公六年。公子亹弒レ之代立。是爲二懷公一。懷公十一年。公子穨弒二懷公一而代立。是爲二愼公一。愼公父公子適。適

昭公の六年、公子亹之を弑して代り立つ、是を懷公と爲す。懷公の十一年、公子穨懷公を弑して代り立つ、是を愼公と爲す。愼公の父は公子適なり、適の父は敬公なり。愼公四十二年に卒し、子聲公訓立つ。聲公十一年に卒し、子成侯遬立つ。成侯の十一年、公孫鞅(一)秦に入る。十六年、衞更に號を貶(二)して侯と曰ふ。二十九年成侯卒し、子平侯立つ。平侯八年に卒し、子嗣君立つ。嗣君の五年、

曰。太子無㆑勇。若燔㆑臺。必舍㆓孔叔㆒。太子聞㆑之懼。下㆓石乞盂黶㆒敵㆓子路㆒。以㆑戈擊㆑之。割㆑纓。子路曰。君子死。冠不㆑免。結㆑纓而死。孔子聞㆓衞亂㆒曰。嗟乎。柴也其來乎。由也其死矣。孔悝竟立㆓太子蒯聵㆒。是爲㆓莊公㆒。

莊公蒯聵者。出公父也。居㆑外怨㆔大夫莫㆓迎立㆒。元年。卽㆑位。欲㆔盡誅㆓大臣㆒。曰。寡人居㆑外久矣。子亦嘗聞㆑之乎。羣臣欲㆑作㆑亂。乃止。二年。魯孔丘卒。三年。莊公上㆑城見㆓戎州㆒曰。戎虜何爲㆑是。戎州病㆑之。十月。戎州

莊公蒯聵は出公の父なり、外に居りて、大夫の迎へ立つる莫きを怨む。元年位に卽き、盡く大臣を誅せんと欲して曰く、寡人外に居ること久し、(一)子も亦嘗て之を聞かんと。(二)羣臣亂を作さんと欲す。(三)乃ち止む。二年、魯の孔丘卒す。三年、莊公城に上りて(四)戎州を見て曰く、戎虜何ぞ是に爲さんと。戎州之を病む。十月、戎州趙簡子に告ぐ。簡子衞を圍む。十一月莊公出奔す。衞人公子斑師を立てて、衞君と爲す。齊衞を伐ちて、斑師を虜にし、更に公子起を立てて衞君と爲す。衞君起の元年、衞の石曼專、其君起を逐ふ。起齊に犇る。衞の出公輒、齊より復歸して立つ。初め出公立ち、十二年に亡げ、亡げて外に在ること四年なり。復入る。出公の後の元年に、亡に從ひし者を賞す。立つこと二十一年にして卒す。出

子羔將レ出。曰。門已閉矣。子路曰。吾姑至矣。子羔曰。不レ及。莫レ踐二其難一。子路曰。食レ焉不レ辟二其難一。子羔遂出。子路入。及レ門。公孫敢闔レ門。曰。毋二入爲一也。子路曰。是公孫也。求レ利而逃二其難一。由不レ然。利二其祿一。必救二其患一。有二使者出一。子路乃得レ入。曰。太子焉用二孔悝一。雖レ殺レ之必或レ繼レ之。且

子路曰く、吾姑く(二)至らんと。子羔曰く、及ばざらん、其難を踐むこと莫れと。子路曰く、(三)焉を食へば其難を辟けずと。子羔遂に出づ。子路入る。門に及ぶ。公孫敢て門を闔づ。曰く、(四)入り爲すと毋れと。子路曰く、是れ公孫なり、利を求めて其難を逃る。由は然らず、其祿を利らば、必ず其患を救はんとすと。使者の出づる有り、子路乃ち入るを得たり。曰く、太子焉ぞ孔悝を用ひん、之を殺すと雖も、必ず之に繼ぐもの或らんと。且曰く、太子は勇無し、若し臺を燔かば必ず(五)孔叔を舍さんと。太子之を聞き、懼る。石乞・盂黶を下して子路に敵せしむ。戈を以て之を擊ち、(六)纓を割く。子路曰く、君子は死するも(七)冠免せずと。纓を結びて死す。孔子衞の亂を聞いて曰く、嗟乎柴は其れ來らん、由や其れ死せんと。孔悝竟に太子蒯聵を立つ、是を莊公と爲す。

(一) 孔門の柴　(二) 試に至らん　(三) 祿を受くる者は難を避けず　(四) 入ること勿れ爲すこと勿れ　(五) 孔悝　(六) 仲由の冠の紐を斷つ　(七) 冠を脫免せず

尼。仲尼不レ對。其後魯迎二仲尼一。仲尼反レ魯。十二年。初孔圉文子取二太子蒯聵之姉一生レ悝。孔氏之豎渾良夫美好。孔文子卒。良夫通二於悝母一。太子在レ宿。悝母使二良夫於太子一。太子與二良夫一言曰。苟能入二我國一。報レ子以二乘軒一。免二子三死一。毋レ所レ與。與レ之盟。許下以二悝母一爲上レ妻。閏月。良夫與二太子一入舍二孔氏之外圃一。昏。二人蒙衣而乘。宦者羅御。如二孔氏一。孔氏之老欒寧問レ之。稱二姻妾一以告。遂入。適二伯姫氏一。既食。悝母杖レ戈而先。太子與二五人一介。輿レ猳從レ之。伯姫劫二悝於廁一。彊盟レ之。遂劫以登レ臺。欒寧將レ飮レ酒。炙未レ熟。聞レ亂使レ告二仲由一。召護駕二乘車一。行爵食レ炙。奉二出公輒一奔レ魯。

老欒寧之を問ふに、姻妾(一〇)と稱して以て告ぐ。遂に入り、伯姫氏(一一)に適き、既に食す。悝の母は戈を杖つきて先だち、太子は五人と介(一二)し、猳(一三)を輿うて之に從ふ。伯姫悝を廁(一四)に劫し、彊ひて之に盟はしめ、遂に劫して以て臺(一五)に登る。欒寧將に酒を飮まんとす。炙(一六)未だ熟せず。亂を聞き、仲由に告げしめ、召護に乘車(一七)に駕せしめ、爵(一八)を行ひ炙を食ひ、出公輒を奉じて魯に奔る。

(一)喪服 (二)孔子 (三)近侍の內豎 (四)大夫の車を軒とす (五)三ケ條の死罪 (六)罪に關する所無からしめん (七)邸外の別園 (八)衣を被りて婦人の如くす (九)人名 (一〇)親緣の婦人 (一一)國君の長女なり、蒯聵の姉を指す (一二)武裝 (一三)豚なり、豚を荷ふは盟に用ひんとするなり (一四)廁にて脅迫す (一五)群臣に合せんとす (一六)肉の炙り物 (一七)兵車に對して言ふ、普通の乘用車 (一八)酒杯

仲由將レ入。遇二

仲由將に入らんとし、子羔(一)の將に出でんとするに遇ふ。曰く、門已に閉ぢたりと。

輒爲君。是爲出公。

六月乙酉。趙簡子欲入蒯聵。乃令陽虎詐命衞十餘人。衰絰歸。簡子送蒯聵。衞人聞之。發兵擊蒯聵。蒯聵不得入。入宿而保。衞人亦罷兵。出公輒四年。齊田乞弒其君孺子。八年。齊鮑子弒其君悼公。孔子自陳入衞。九年。孔文子問兵於仲

六月乙酉、趙簡子蒯聵を入れんと欲し、乃ち陽虎をして詐りて衞の十餘人に命じ、(一)衰絰して歸らしむ。簡子蒯聵を送る。衞人之を聞き、兵を發して蒯聵を擊つ。蒯聵入るを得ず、宿に入りて保つ。衞人亦兵を罷む。出公輒の四年、齊の田乞は其君孺子を弒す。八年、齊の鮑子は其君悼公を弒す。孔子陳より衞に入る。九年、孔文子兵を仲尼に問ふ、仲尼對へず。其後魯仲尼を迎ふ、仲尼魯に反る。十二年、初め孔圉文子、(二)太子蒯聵の姊を取りて、悝を生む。孔氏の(三)豎渾良夫は美好なり。孔文子卒するや、良夫悝の母に通ず。太子宿に在り。悝が母良夫を太子に使はす。太子良夫と言つて曰く、苟も能く我を國に入れば、子に報ずるに(四)乘軒を以てし、子が(五)三死を免して、(六)與る所毋らしめんと。之と盟ひ、悝が母を以て妻と爲すを許す。閏月、良夫と太子と、入りて孔氏の(七)外圃に舍し、昏に二人とも(八)蒙衣して乘り、(九)宦者羅は御となり、孔氏に如く。孔氏の

年。火。(一)三十八年。孔子來。祿(二)レ之如レ魯。後有レ隙。孔子去。後復來。三十九年。太子蒯聵與二靈公夫人南子一有レ惡。欲レ殺二南子一。蒯聵與二其徒戲陽遬一謀。朝使レ殺二夫人一。戲陽後悔。不レ果。蒯聵數目レ之。夫人覺レ之。懼呼曰。太子欲レ殺レ我。靈公怒。太子蒯聵犇レ宋。已而之二晉趙氏一。四十二年春。靈公游二于郊一。令二子郢僕一。郢。靈公少子也。字子南。靈公怨二太子出犇一。謂レ郢曰。我將レ立レ若爲レ後。郢對曰。郢不レ足三以辱二社稷一。君更圖レ之。夏。靈公卒。夫人命二子郢一爲二太子一。曰。此靈公命也。郢曰。亡人太子蒯聵之子輒在也。不二敢當一。於レ是衞乃以レ

こと有り、南子を殺さんと欲す。蒯聵は其徒戲陽遬と謀り、朝して夫人を殺さしむ。戲陽後悔して果さず。蒯聵數〻之を目す。(三)夫人之を覺り、懼れ、呼びて曰く、太子我を殺さんと欲すと。靈公怒る。太子蒯聵宋に犇り、已にして晉の趙氏に之く。四十二年春、靈公郊に游ぶ。子郢をして僕たらしむ。(四)郢は靈公の少子なり。字は子南。靈公太子の出犇を怨み、郢に謂つて曰く、我將に若を立てて後と爲さんとすと。郢對へて曰く、郢は以て(五)社稷を辱しむるに足らず、君更に之を圖れと。夏靈公卒す。夫人子郢に命じて太子と爲して曰く、此れ靈公の命なりと。郢曰く、亡人太子蒯聵の子輒在り、敢て當らずと。是に於て衞は乃ち輒を以て君と爲す、是を出公と爲す。

(一) 火災多し　(二) 俸祿を與ふ　(三) 目くばせす　(四) 車右に御たるもの　(五) 國政を執る義

磬。曰、不レ樂。晉大悲。使二衞亂一乃此矣。是年獻公卒。子襄公惡立。襄公六年。楚靈王會二諸侯一。襄公稱レ病不レ往。九年。襄公卒。初襄公有二賤妾一。幸レ之有レ身。夢有レ人謂曰。我康叔也。令二若子必有一レ衞。名二而子一曰レ元。妾怪レ之問二孔成子一。成子曰、康叔者衞祖也。及レ生レ子。男也。以告二襄公一。襄公曰。天所レ置也。名レ之曰レ元。襄公夫人無レ子。於レ是乃立レ元爲レ嗣。是爲二靈公一。

夢に人有り謂つて曰く、我は康叔なり、若が子をして必ず衞を有たしめん。而が子を名づけて元と曰へと。妾之を恠みて、孔成子に問ふに、成子曰く、康叔とは衞の祖なりと。子を生むに及べば男なり。以て襄公に告ぐ。襄公曰く、(五)天の置く所なりと。之に名づけて元と曰ふ。襄公の夫人は子無し。是に於て乃ち元を立てて嗣と爲す、是を靈公と爲す。

(一) 季札　(二) 故は事なり　(三) 晉愉快ならず　(四) 妊娠　(五) 天意の存置するところ

靈公五年。朝二晉昭公一。六年。楚公子弃疾弑二靈王一。自立爲二平王一。十一

靈公の五年、晉の昭公に朝す。六年、楚の公子弃疾、靈王を弑し、自立して平王と爲る。十一年火あり。(一)三十八年、孔子來る。之に祿すること魯の如くす。後に隙有り、孔子去り、後に復來る。三十九年、太子蒯聵、(二)靈公の夫人南子と惡む

欲下以怒二孫文子一報中衛獻公上。文子語二蘧伯玉一。伯玉曰。臣不レ知也。遂攻出二獻公一。獻公犇レ齊。齊置二衛獻公於聚邑一。孫文子甯惠子。共立二定公弟秋一爲二衛君一。是爲二殤公一。殤公秋立。封二孫文子林父於宿一。十二年。甯喜與二孫林父一爭レ寵相惡。殤公使三甯喜攻二孫林父一。林父犇レ晉。復求レ入二故衛獻公一。獻公在レ齊。齊景公聞レ之。與二衛獻公一如レ晉求レ入。晉爲伐レ衛誘與盟。衛殤公會二晉平公一。平公執二殤公與二甯喜一。而復入二衛獻公一。獻公亡在レ外。十二年而入。

を入る。獻公亡げて外に在り、十二年にして入る。

(一)寵愛を受け居るを以て師曹を讒言す　(二)宴を共にすることを約す　(三)二大夫待往く　(四)宴席に召さず　(五)禽獸を養ふ庭園　(六)獵服の儘にして宴席の衣に改めず　(七)直隸大名府開州の北方　(八)詩經小雅參照　(九)孫文子によりて自己の怨を晴らさんとする也　(一〇)孫文子の名なり

獻公後元年。誅二甯喜一。三年。吳延陵季子使過レ衛。見二蘧伯玉史鰌一曰。衛多二君子一。其國無レ故。過レ宿。孫林父爲擊レ

獻公の後元年、甯喜を誅す。三年、吳の延陵の季子(一)、使して衛を過ぎ、蘧伯玉・史鰌を見て曰く、衛に君子多し、其國故無けん(二)と。宿を過ぐ。孫林父爲に磬を擊つ。曰く、樂まず(三)、音大いに悲しむ。衛をして亂れしむるは乃ち此かと。是年獻公卒し、子襄公惡立つ。襄公の六年、楚の靈王諸侯を會す。襄公病と稱して往かず。九年襄公卒す。初め襄公に賤妾有り、之を幸す、身む(四)有り。

公令三師曹教二宮妾鼓一レ琴。妾不レ善。曹笞レ之。妾以レ幸惡二曹於公一。公亦笞レ曹三百。十八年。獻公戒二孫文子甯惠子食一。皆往。日旰不レ召。而去射二鴻於囿一。二子從レ之。公不レ釋二射服一與レ之言。二子怒。如レ宿。孫文子子數侍レ公飲。使三師曹歌二巧言之卒章一。師曹又怒二公之嘗笞三百一。乃歌レ之。

を笞つ。妾幸を以て曹を公に惡す。公亦曹を笞つこと三百なり。十八年、獻公孫文子甯惠子に食を戒め、皆往く。日旰るゝも召さず、去つて鴻を囿に射る。二子之に從ふ。公射服を釋かずして、之と言ふ。二子怒りて、宿に往く。孫文子の子は數ゝ公に侍して飲む。師曹をして巧言の卒章を歌はしむるに、師曹は又公の嘗て笞つこと三百なるを怒り、乃ち之を歌ふ。以て孫文子を怒らし、衞の獻公に報ぜんと欲す。文子蘧伯玉に語る。伯玉曰く、臣知らずと。遂に攻めて獻公を出す。獻公齊に犇る。齊衞の獻公を聚邑に置く。孫文子・甯惠子、共に定公の弟秋を立てて衞君と爲す、是を殤公と爲す。殤公秋立つ。孫文子林父を宿に封ず。十二年、甯喜は孫林父と寵を爭うて、相惡し。殤公甯喜をして孫林父を攻めしむ。林父晉に犇り、復故の衞の獻公を入れんことを求む。獻公齊に在り。齊の景公之を聞き、衞の獻公と晉に如いて入れんことを求む。晉爲に衞を伐ち、誘ひて與に盟ふ。衞の殤公晉の平公に會す。平公殤公と甯喜とを執へて、復衞の獻公

奔陳。二歲。如レ周求レ入。與二晋文公一會。晋使三人鴆二衛成公一。成公私二於周主ビ鴆。令レ薄。得レ不レ死。已而周爲請二晋文公一。卒入二之衛一。而誅二元咺一。衛君瑕出奔。七年。晋文公卒。十二年。成公朝二晋襄公一。十四年。秦穆公卒。二十六年。齊邴歜弑二其君懿公一。三十五年。成公卒。子穆公遬立。穆公二年。楚莊王伐レ陳。殺二夏徵舒一。三年。楚莊王圍レ鄭。鄭降。復釋レ之。十一年。孫良夫救レ魯伐レ齊。復得二侵地一。穆公卒。子定公臧立。定公十二年卒。子獻公衎立。

人をして衛の成公を鴆せしむ。成公周の鴆を主るものに私して（四）、薄からしめ、死せざるを得たり。已にして（三）周爲に晋の文公に請ひ、卒に之を衛に入れて、元咺を誅す。衛君瑕出奔す。七年、晋の文公卒す。十二年、成公晋の襄公に朝す。十四年、秦の穆公卒す。二十六年、齊の邴歜其君懿公を弑す。三十五年成公卒し、子穆公遬立つ。穆公の二年、楚の莊王陳を伐ち、夏徵舒を殺す。三年、楚の莊王鄭を圍む、鄭降る、復之を釋す。十一年、孫良夫魯を救ひ齊を伐ち、侵地を復し得たり。穆公卒し、子定公臧立つ。定公十二年に卒し、子獻公衎立つ。

㈠ 二年にして周に行く ㈡ 衛に返るを求む ㈢ 毒殺なり、鴆の羽を酒に浸して毒藥とす ㈣ 賄賂を行ふなり

獻公十三年。

献公の十三年、公師曹をして宮妾に琴を鼓するを教へしむ。妾善くせず。曹之

子伋之後。伋子又死。而代レ伋死者子壽又無レ子。太子伋同母弟二人。其一曰二黔牟一。黔牟嘗代二惠公一爲レ君。八年。復去。其二曰二昭伯一。昭伯黔牟。皆已前死。故立二昭伯子申一爲二戴公一。戴公卒。復立二其弟燬一爲二文公一。文公初立。輕レ賦平レ罪。身自勞。與二百姓一同レ苦。以收二衛民一。十六年。晉公子重耳過。無レ禮。十七年。齊桓公卒。二十五年。文公卒。子成公鄭立。成公三年。晉欲下假二道於衛一救上レ宋。成公不レ許。晉更從二南河一度救レ宋。徵二師於衛一。衛大夫欲レ許。成公不レ肯。大夫元咺攻二成公一。成公出奔。晉文公重耳伐レ衛。分二其地一予レ宋。討二前過無レ禮。及不レ救二宋患一也。

自ら勞し、百姓と苦を同じうし、以て衛の民を收む。十六年、晉の公子重耳過ぐ、禮無し。十七年、齊の桓公卒す。二十五年、文公卒し、子成公鄭立つ。成公の三年、晉道を衛に假りて宋を救はんと欲す、成公許さず。晉は更に南河從り度り、宋を救ひ、師を衛に徵す。衛の大夫許さんと欲す、成公肯かず。大夫元咺成公を攻む、成公出奔す。晉の文公重耳衛を伐ち、其地を分つて宋に予ふ。前に過ぎしに禮無く、及び宋の患を救はざるを討せしなり。

(一) 河南衞輝府滑縣の東方　(二) 國亂れたるを言ふ　(三) 衞に返り入らしむ　(四) 租税を輕減す　(五) 公平にす

衛成公遂出二

衛の成公遂に陳に出奔す。(一)二歲周に如き、(二)入るを求め、晉の文公と會す。晉は

惠公怨三周之容二舍黔牟一。與レ燕伐レ周。周惠王犇レ溫。衞燕立二惠王弟穨一爲レ王。二十九年。鄭復納二惠王一。三十一年。惠公卒。子懿公赤立。懿公卽レ位好レ鶴。淫樂奢侈。九年。翟伐レ衞。衞懿公欲レ發レ兵。兵或畔。大臣言曰。君好レ鶴。鶴可レ令レ擊レ翟。翟於レ是遂入殺二懿公一。懿公之立也。百姓大臣皆不レ服。自下懿公父惠公朔之讒二殺太子伋一代立上。至二於懿公一。常欲レ敗レ之。卒滅二惠公之後一。而更立二黔牟之弟。昭伯頑之子申一爲レ君。是爲二戴公一。

戴公申元年卒。齊桓公以二衞數亂一。乃率二諸侯一伐レ翟。爲レ衞築二楚丘一。立二戴公弟燬一爲二衞君一。是爲二文公一。文公以レ亂故犇レ齊。齊人入レ之。初翟殺二懿公一也。衞人憐レ之。思レ復二立宣公前死太

戴公申は元年に卒す。齊の桓公衞の數〻亂るゝを以て、乃ち諸侯を率ゐて翟を伐ち、衞の爲に楚丘に築き、(一)戴公の弟燬を立てて衞君と爲す、是を文公と爲す。文公亂を以ての故に齊に犇る、(二)齊人之を入る。(三)初め翟の懿公を殺すや、衞人之を憐み、宣公の前に死したる太子伋の後を復立せんことを思ふ、伋の子又死し、伋に代りて死したる者子壽、又子無し。太子伋の同母弟二人あり、其一を黔牟と曰ふ。黔牟は嘗て惠公に代りて君爲り。八年にして復去る。其二を昭伯と曰ふ。昭伯黔牟皆已に前に死す。故に昭伯の子申を立てて戴公と爲す。戴公卒するや、復其弟燬を立てて文公と爲せるなり。文公初めて立ち、(四)賦を輕くし罪を平にし、(五)身

右公子怨㆘惠公之讒㆓殺前太子伋㆒而代立㆖。乃作㆑亂攻㆓惠公㆒。立㆓太子伋之弟黔牟㆒爲㆑君。惠公犇㆑齊。衞君黔牟立。八年。齊襄公率㆓諸侯㆒。奉㆓王命㆒共伐㆑衞。納㆓衞惠公㆒。誅㆓左右公子㆒。衞君黔牟犇㆓于周㆒。惠公復立。惠公立三年出亡。亡八年復入。與㆑前通。年凡十三年矣。二十五年。

てて君と爲す。惠公齊に犇る。衞君黔牟立つ、八年にして、齊の襄公諸侯を率ゐ、王命を奉じて共に衞を伐ち、衞惠公を納れて、左右公子を誅す。衞君黔牟周に犇る。惠公復立つ。惠公立つこと三年、出亡し、亡して八年、復入る。前と通じて、年凡そ十三年なり。二十五年、惠公周の黔牟を容舍するを怨み、燕と周を伐つ。周の惠王溫に犇る。衞燕は惠王の弟穨を立てて王と爲す。二十九年、鄭復惠王を納る。三十一年惠公卒し、子懿公赤立つ。懿公位に卽いて鶴を好み、淫樂奢侈なり。九年、翟衞を伐つ。衞の懿公兵を發せんと欲するに、兵或は畔く。大臣言つて曰く、君鶴を好む、鶴は翟を撃たしむべしと。是に於て遂に入り、懿公を殺す。懿公の立つや、百姓大臣皆服せず。懿公の父惠公朔が、太子伋を讒殺して代り立ちしより、懿公に至るまで、常に之を敗らんと欲し、卒に惠公の後を滅して、更に黔牟の弟昭伯頑の子申を立てて君と爲す。是を戴公と爲す。

(一) 容れ置く　(二) 鄭の地名　(三) 狄

伋母死。宣公正夫人與朔共讒惡太子伋。宣公自以其奪太子妻也。心惡太子。欲廢之。及聞其惡。大怒。乃使太子伋於齊。而令盜遮界上殺之。與太子白旄。而告界盜見持白旄者殺之。且行。子朔之兄壽。太子異母弟也。知朔之惡太子。而君欲殺之。乃謂太子曰。界盜見太子白旄。即殺太子。太子可毋行。太子曰。逆父命求生不可。遂行。壽見太子不止。乃盜其白旄。而先馳至界。界盜見其驗。即殺之。壽已死。而太子伋又至。謂盜曰。所當殺乃我也。盜幷殺太子伋。以報宣公。宣公乃以子朔爲太子。十九年。宣公卒。太子朔立。是爲惠公。

せ、界に至る。界の盜其驗(五)を見て、即ち之を殺す。壽已に死して、太子伋又至る。盜に謂つて曰く、當に殺すべき所のもの(六)は乃ち我なりと。盜幷に太子伋を殺し、以て宣公に報ず。宣公乃ち子朔を以て太子と爲す。十九年宣公卒し、太子朔立つ。是を惠公と爲す。

(一)宋世家參照 (二)夫人の左右に侍する庶腹の公子 (三)讒言して其惡を說く (四)白毛の飾ある旗 (五)しるし、即ち白旄 (六)殺すべき筈の者

左右公子不平朔之立也。惠公四年。左

左右公子は、朔の立つに不平なり。惠公の四年、左右公子、惠公の前太子伋を讒殺して代り立ちしを怨み、乃ち亂を作し、惠公を攻め、太子伋の弟黔牟を立

其君殤公一及二孔父一。十年。晉曲沃莊伯弑二其君哀侯一。十八年。初宣公愛二夫人夷姜一。夷姜生二子伋一。以爲二太子一。而令二右公子傅一レ之。右公子爲二太子一取二齊女一。未レ入レ室。而宣公見下所レ欲レ爲二太子一婦一者上好。說而自取レ之。更爲二太子一取二他女一。宣公得二齊女一。生二子壽子朔一。令二左公子傅一レ之。太子

子伋を生み、以て太子と爲し、(二)右公子をして之に傅たらしむ。右公子は太子の爲に齊の女を取り、未だ室に入れず。而るに宣公太子の婦爲らんと欲する所の者を見るに好し。說びて自ら之を取り、更に太子の爲に他の女を取る。宣公齊の女を得て、子壽子朔を生み、左公子をして之に傅たらしむ。太子伋の母死す。宣公の正夫人、朔と共に太子伋を讒惡す。(三)宣公自ら其の太子の妻を奪ひしを以て、心に太子を惡み、之を廢せんと欲す。其惡を聞くに及びて、大いに怒り、乃ち太子伋を齊に使はし、盜をして界上に遮りて之を殺さしめんとす。太子に白旄を(四)與へて、界の盜に告ぐらく、白旄を持する者を見ば、之を殺せと。且に行かんとす。子朔の兄壽は、太子の異母弟なり。朔が太子を惡み、而も君の之を殺さんと欲するを知る。乃ち太子に謂つて曰く、界の盜、太子の白旄を見ば、卽ち太子を殺さん。太子行く毋きを可とすと。太子曰く、父の命に逆うて生を求むるは不可なりと。遂に行く。壽は太子の止まらざるを見て、乃ち其白旄を盜みて先づ馳

女子之。立爲太子。莊公有寵妾。生子州吁。十八年。州吁長好兵。莊公使將。石碏諫莊公曰。庶子好兵。使將。亂自此起。不聽。二十三年。莊公卒。太子完立。是爲桓公。桓公二年。弟州吁驕奢。桓公絀之。州吁出犇。十三年。鄭伯弟段攻其兄。不勝亡。而州吁求與之友。十六年。州吁收聚衞亡人。以襲殺桓公。州吁自立爲衞君。爲鄭伯弟段欲伐鄭。請宋陳蔡與俱。三國皆許州吁。州吁新立好兵。弒桓公。衞人皆不愛。石碏乃因桓公母家於陳。詳爲善州吁。至鄭郊。石碏與陳侯共謀。使右宰醜進食。因殺州吁于濮。而迎桓公弟晉於邢而立之。是爲宣公。

うて與に俱にす。三國皆州吁に許す。州吁新に立ち、兵を好んで桓公を弒す、衞人皆愛せず。石碏乃ち桓公の母の家に陳に因り、(五)詳りて州吁に善しと爲し、鄭の郊に至る。石碏陳侯と共に謀り、右宰醜(六)をして食を進めしめ、因りて州吁を濮(七)に殺し、桓公の弟晉を邢より迎へて之を立つ。是を宣公と爲す。

(一) 妹に同じ (二) 衞の大夫なり (三) 斥に同じ (四) 衞より逃亡したる人士 (五) 桓公の母の家陳に在り (六) 官名、大夫家の事務長 (七) 曹と衞との境地

宣公七年。魯弒其君隱公。九年。宋督弒

宣公の七年、魯其君隱公を弒す。九年、宋督其君殤公を弒し、孔父に及ぶ。(一)十年、晉の曲沃莊伯、其君哀侯を弒す。十八年、初め宣公夫人夷姜を愛す。夷姜

武公即レ位。修二康叔之政一。百姓和集。四十二年。犬戎殺二周幽王一。武公將レ兵往佐レ周平レ戎。甚有レ功。周平王命二武公一爲レ公。五十五年卒。子莊公揚立。莊公五年。取二齊女一爲二夫人一。好而無レ子。又取二陳女一爲二夫人一。生レ子蚤死。陳女女弟亦幸二於莊公一。而生二子完一。完母死。莊公令二夫人齊

武公位に卽き、康叔の政を修め、百姓和集す。四十二年、犬戎周の幽王を殺す。武公兵に將とし、往いて周を佐けて戎を平げ、甚だ功有り。周の平王、武公を命じて公と爲す。五十五年に卒し、子莊公揚立つ。莊公の五年、齊の女を取りて夫人と爲す。好けれども子無し。又陳の女を取りて夫人と爲すに、子を生みて蚤く死す。陳女の(二)女弟、亦莊公に幸せられて、子完を生む。完の母死するや、莊公夫人齊女をして之を子とせしめ、立てて太子と爲す。莊公寵妾有り、子州吁を生む。十八年、州吁長じて兵を好む。莊公將たらしむ。(一)石碏莊公を諫めて曰く、庶子兵を好む、將たらしめば、亂此より起らんと。聽かず。二十三年莊公卒し、太子完立つ、是を桓公と爲す。桓公の二年、弟州吁驕奢なり。桓公之を絀く、(三)州吁出犇す。十三年、鄭伯の弟段、其兄を攻め、勝たずして亡ぐ。州吁求めて之と友たり。十六年、州吁衛の亡人を收聚し、以て襲うて桓公を殺す。州吁自立して衛君と爲り、鄭伯の弟段の(四)爲に、鄭を伐たんと欲し、宋陳蔡に請

周司寇一。賜二衞寶祭器一。以章二有德一。康叔卒。子康伯代立。康伯卒。子考伯立。考伯卒。子嗣伯立。嗣伯卒。子庢伯立。庢伯卒。子靖伯立。靖伯卒。子貞伯立。貞伯卒。子頃侯立。頃侯厚賂二周夷王一。夷王命レ衞爲レ侯。頃侯立十二年卒。子釐侯立。釐侯十三年。周厲王出二犇于彘一。共和行レ政焉。二十八年。周宣王立。四十二年釐侯卒。太子共伯餘立爲レ君。共伯弟和。有レ寵二于釐侯一。多予二之賂一。和以二其賂一賂レ士。以襲二攻共伯於墓上一。共伯入二釐侯羨一自殺。衞人因葬二之釐侯旁一。謚曰二共伯一。而立レ和爲二衞侯一。是爲二武公一。

嗣伯立ち、嗣伯卒し、子庢伯立つ。庢伯卒し、子靖伯立ち、靖伯卒し、子貞伯立ち、貞伯卒し、子頃侯立つ。頃侯厚く周の夷王に賂ふ。(三)夷王衞を命じて侯と爲す。頃侯立ち、十二年に卒し、子釐侯立つ。釐侯の十三年、周の厲王彘に出犇す。共和もて政を行ふ。二十八年、周の宣王立つ。四十二年に釐侯卒し、太子共伯餘立ちて君と爲る。共伯の弟和は釐侯に寵有り、多く之に賂を予ふ。和は其賂を以て士に賂ひ、以て共伯を墓上(四)に襲ひ攻む。共伯釐侯の羨(五)に入りて自殺す。衞人因りて之を釐侯の旁に葬り、謚して共伯と曰ひ、和を立てて衞侯と爲す。是を武公と爲す。

(一) 司法大臣　(二) 周の寶たる大車大鐘大旆の類　(三) 物品の贈遺なり　(四) 釐侯の墓邊　(五) 墓道

祿父一。以和二其民一。武王既崩。成王少。周公旦代二成王一治當レ國。管叔蔡叔疑二周公一。乃與二武庚祿父一作レ亂。欲レ攻二成周一。周公旦以二成王命一。興レ師伐レ殷。殺二武庚祿父管叔一。放二蔡叔一。以二武庚殷餘民一。封二康叔一爲二衛君一。居二河淇間故商墟一。周公旦懼二康叔齒少一。乃申二告康叔一曰。必求二殷之賢人君子長者一。問下其先殷所二以興一所中以亡上。而務レ愛民。告以下紂所二以亡一者。以レ淫二於酒一。酒之失。婦人是用。故紂之亂自レ此始上。爲二梓材一。示三君子可二法則一。故謂二之康誥酒誥梓材一以命レ之。

必ず殷の賢人君子長者を求めて、其先殷の興りし所以、亡びし所以を問ひて、民を愛するを務めよと。告ぐるに紂の亡びし所以の者は、(七)酒に淫するを以てし、(八)酒の失は婦人是れ用ふ、故に紂の亂は此より始まるを以てす。梓材を爲り、君子の法則とすべきを示す。故に之を(九)康誥・酒誥・梓材と謂ひ、以て之に命ず。

(一)末弟　(二)先代の祭祀　(三)親睦せず　(四)もりとして佐く　(五)周の東都　(六)河水と淇水との間の地　(七)酒に荒淫せしに因る　(八)酒の弊害は婦人を用ふるに因りて發なり　(九)三篇とも尚書に載す

康叔之レ國。既以二此命一。能和二集其民一。民大說。成王長。用レ事。擧二康叔一爲二

康叔國に之き、既に此命を以て、能く其民を和集す、民大いに說ぶ。成王長じて事を用ふるや、康叔を擧げて周の(一)司寇と爲す。衞に(二)寶祭器を賜ひ、以て有徳を章す。康叔卒し、子康伯代り立つ。康伯卒し、子考伯立ち、考伯卒し、子

衞康叔名封。周武王同母少弟也。其次尙有冄季。冄季最少。武王巳克殷紂。復以殷餘民。封紂子武庚祿父。比諸侯。以奉其先祀。勿絕。爲武庚未集。恐其有賊心。武王乃令其弟管叔蔡叔。傅相武庚

卷三十七

衞康叔世家第七

衞の康叔名は封、周の武王同母の少弟なり。其次に冄季有り、冄季最も少し。武王已に殷紂に克ち、復殷の餘民(一)を以て、紂の子武庚祿父を封じ、諸侯に比して、以て其先祀(二)を奉ぜしめて、絕つこと勿し。武庚未だ集(三)がざるが爲に、其の賊心有らんことを恐れ、武王乃ち其弟管叔蔡叔をして武庚祿父に傅相(四)たらしめて、以て其民を和ぐ。武王旣に崩じ、成王少し。周公旦は成王に代り治め、國に當る。管叔蔡叔周公を疑ひ、乃ち武庚祿父と亂を作し、成周(五)を攻めんと欲す。周公旦、成王の命を以て、師を興して殷を伐ち、武庚祿父・管叔を殺し、蔡叔を放ち、武庚の殷の餘民を以て、康叔を封じて衞君と爲し、河淇間(六)の故の商の墟に居らしむ。周公旦、康叔の齒少きを懼れ、乃ち康叔に申告して曰く、

齊一。曰二太公望一。陳氏滅レ之。有二世家言一。伯翳之後。至二周平王時一。封爲レ秦。項羽滅レ之。有二本紀言一。垂。益。夔。龍。其後不レ知レ所レ封。不レ見也。右十一人者。皆唐虞之際。名有二功德一臣也。其五人之後。皆至二帝王一。餘乃爲二顯諸侯一。滕。薛。騶。夏殷周之間封也。小。不レ足二齒列一。弗レ論也。周武王時。侯伯尙千餘人。及二幽厲之後一。諸侯力攻相并。江黃胡沈之屬。不レ可レ勝レ數。故弗三采著二于傳上一。

（一）文言　（二）宋世家參照　（三）二國の名　（四）系譜　（五）史傳に見えず　（六）陳れ列ぶ　（七）幽王厲王　（八）力を以て相攻め相併合す　（九）采錄して傳記を作らず

太史公曰。舜之德。可レ謂レ至矣。禪二位于夏一。而後世血食者歷二三代一。及下楚滅レ陳。而田常得二政於齊一。卒爲レ建レ國。百世不レ絕。苗裔茲茲。有レ土者不レ乏焉。至二禹於レ周則杞微甚。不レ足レ數也。楚惠王滅レ杞。其後越王句踐興。

太史公曰く、舜の德は至れりと謂ふべし。位を夏に禪りて、後世血食する者、（一）三代を歷たり。楚の陳を滅するに及び、（二）田常政を齊に得て、卒に國を建つることを爲し、百世絕えず。苗裔茲茲として、（三）土を有つ者乏しからず。禹の周に於けるに至りては、則ち杞は微甚しくして、數ふるに足らざるなり。楚の惠王杞を滅して、其後に（四）越王句踐興りき。

（一）夏殷周　（二）敬仲完の後裔　（三）子孫增殖の貌　（四）句踐も亦禹の苗裔なり

王封二之陳一。至二楚惠王一滅レ之。有二世家言一。禹之後。周武王封二之杞一。楚惠王滅レ之。有二世家言一。契之後爲レ殷。殷有二本紀言一。殷破。周封二其後於宋一。齊湣王滅レ之。有二世家言一。后稷之後爲レ周。秦昭王滅レ之。有二本紀言一。皐陶之後。或封二英六一。楚穆王滅レ之。無レ譜。伯夷之後。至二周武王一。復封二於

り。禹の後は、周の武王之を杞に封ず。楚の惠王之を滅す。世家の言有り。契の後は殷と爲る。殷は本紀の言有り。殷破る、周其後を宋に封じ、（一）齊の湣王之を滅す。世家の言有り。后稷の後は周爲り、秦の昭王之を滅す。本紀の言有り。皐陶の後は、或は英六に（三）封ぜらる、楚の穆王之を滅す。（四）譜無し。伯夷の後は、周の武王に至り、復（二）齊に封ぜられ、太公望と曰ふ、陳氏之を滅す。世家の言有り。伯翳の後は、周の平王の時に至り、封ぜられて秦と爲る、項羽之を滅す。本紀の言有り。垂・益・夔・龍は、其後封ずる所を知らず、（五）見えざるなり。右十一人は、皆唐虞の際、功德有るに名ありし臣なり。其五人の後は、皆帝王に至り、餘は乃ち顯諸侯と爲りき。滕薛騶は、夏殷周の間に封ぜられしも、小にして（六）歯列するに足らず、論ぜざるなり。周の武王の時、侯伯尙千餘人あり、（七）幽厲の後に及び、諸侯（八）力攻して相幷す。江・黄・胡・沈の屬、數ふるに勝ふべからず。故に（九）采りて傳上に著はさず。

當二周厲王時一。謀娶公生二武公一。武公立四十七年卒。子靖公立。靖公二十三年卒。子共公立。共公八年卒。子德公立。德公十八年卒。弟桓公姑容立。桓公十七年卒。子孝公匄立。孝公十七年卒。弟文公益姑立。文公十四年卒。弟平公鬱立。平公十八年卒。子悼公成立。悼公十二年卒。子隱公乞立。七月。隱公弟遂弑二隱公一自立。是爲二釐公一。釐公十九年卒。子滑公維立。滑公十五年。楚惠王滅レ陳。十六年。滑公弟閼路弑二滑公一代立。是爲二哀公一。哀公立十年卒。滑公子敕立。是爲二出公一。出公十二年卒。子簡公春立。立一年。楚惠王之四十四年。滅レ杞。杞後二陳亡一三十四年。杞小微。其事不レ足二稱述一。

隱公乞立つ。七月、隱公の弟遂、隱公を弑して自立す、是を釐公と爲す。釐公十九年に卒し、子滑公維立つ。滑公の十五年、楚の惠王陳を滅す。十六年、滑公の弟閼路、滑公を弑して代り立つ、是を哀公と爲す。哀公立ち、十年にして卒し、滑公の子敕立つ、是を出公と爲す。出公十二年に卒し、子簡公春立つ。立つの一年は、楚の惠王の四十四年なり。杞を滅す。杞は陳の亡ぶるに後る(一)ゝこと、三十四年なり。杞は小にして微なり(二)、其事稱述するに足らずとす。

(一) 後音　(二) 國小にして力微なり

舜之後。周武

舜の後は、周の武王之を陳に封ず。楚の惠王に至りて之を滅す。世家の言(一)有

三邑一而去。十三年。吳復來伐レ陳。陳告二急楚一。楚昭王來救。軍二於城父一。吳師去。是年楚昭王卒二於城父一。時孔子在レ陳。十五年。宋滅レ曹。十六年。吳王夫差伐レ齊。敗二之艾陵一。使三人召二陳侯一。陳侯恐如レ吳。楚伐レ陳。二十一年。齊田常弑二其君簡公一。二十三年。楚之白公勝殺二令尹子西子綦一襲二惠王一。葉公攻敗二白公一。白公自殺。二十四年。楚惠王復レ國。以レ兵北伐。殺二陳湣公一。遂滅レ陳而有レ之。是歲孔子卒。

杞東樓公者。夏后禹之後苗裔也。殷時或封或絕。周武王克二殷紂一。求二禹之後一。得二東樓公一。封二之於杞一。以奉二夏后氏祀一。東樓公生二西樓公一。西樓公生二題公一。題公生二謀娶公一。謀娶公

杞の東樓公は、夏后禹の後の苗裔なり。(一)殷の時に或は封ぜられ或は絕えき。周の武王殷紂に克ち、禹の後を求め、東樓公を得、之を杞に封じて、以て夏后氏の祀を奉ぜしむ。東樓公は西樓公を生み、西樓公は題公を生む、題公は謀娶公を生む。謀娶公は周の厲王の時に當る。謀娶公は武公を生み、武公立つや四十七年にして卒し、子靖公立つ。靖公は二十三年に卒し、子共公立つ。共公は八年に卒し、子德公立つ。德公は十八年に卒し、弟桓公姑容立つ。桓公十七年に卒し、子孝公匄立つ。孝公十七年に卒し、弟文公益姑立つ。文公十四年に卒し、弟平公鬱立つ。平公十八年に卒し、子悼公成立つ。悼公は十二年に卒し、子

王僚使二公子光伐レ陳。取二胡沈一而去。二十八年。吳王闔閭與二子胥一敗レ楚入レ郢。是年惠公卒。子懷公柳立。懷公元年。吳破レ楚在レ郢。召二陳侯一。陳侯欲レ往。大夫曰。吳新得レ意。楚王雖レ亡。與レ陳有レ故。不レ可レ倍。懷公乃以レ疾謝レ吳。四年。吳復召二懷公一。懷公恐如レ吳。吳怒二其前不レ往一留レ之。因卒レ吳。陳乃立二懷公之子越一。是爲二滑公一。滑公六年。孔子適レ陳。吳王夫差伐レ陳。取二

りて、之を留む。因りて吳に卒す。陳乃ち懷公の子越を立つ、是を滑公と爲す。滑公の六年、孔子陳に適く。吳王夫差陳を伐ち、三邑を取りて去る。十三年、吳復來りて陳を伐つ。陳急を楚に告ぐ。楚の昭王來り救ひ、城父(七)に軍す。吳の師去る。是年楚の昭王は城父に卒す。時に孔子陳に在りて、十五年、宋は曹を滅す。十六年、吳王夫差齊を伐ち、之を艾陵(八)に敗り、人をして陳侯を召さしむ。陳侯恐れて吳に如く。楚は陳を伐つ。二十一年、齊の田常其君簡公を弑す。二十三年、楚の白公勝は、令尹(九)子西子綦を殺して、惠王を襲ひ、葉公は攻めて白公を敗る、白公自殺す。二十四年、楚の惠王國に復り、兵を以て北伐し、陳の滑公を殺し、遂に陳を滅して之を有つ。是歲孔子卒す。

(一) 元年　(二) 國籍を空しうす　(三) 二國の名　(四) 楚の都　(五) 得意　(六) 舊交　(七) 安徽省潁州府亳縣の東南
(八) 艾山附近の地名、齊の地なり　(九) 楚の行政長官たる官名

滅陳。使弃疾爲陳公。招之殺悼太子也。太子之子名吳。出奔晉。晉平公問太史趙曰。陳遂亡乎。對曰。陳顓頊之族。陳氏得政於齊。乃卒亡。自幕至于瞽瞍。無違命。舜重之以明德。至於遂。世世守之。及胡公。周賜之姓。使祀虞帝。且盛德之後。必百世祀。虞之世未也。其在齊乎。

楚靈王滅陳五歲。楚公子弃疾弑靈王代立。是爲平王。平王初立。欲得和諸侯。乃求故陳悼太子師之子吳。立爲陳侯。是爲惠公。惠公立。探續哀公卒時年而爲元。空籍五歲矣。七年。陳火。十五年。吳

楚の靈王陳を滅して五歲、楚の公子弃疾、靈王を弑して代り立つ。是を平王と爲す。平王初めて立ち、和を諸侯に得んと欲し、乃ち故の陳の悼太子師の子吳を求め、立てて陳侯と爲す。是を惠公と爲す。惠公立つて、哀公卒したる時の年を探り續ぎて元と爲す。(一)籍を空しくすること五歲なり。(二)七年、陳火あり。十五年吳王僚、公子光をして陳を伐たしめ、胡沈を取りて去る。(三)二十八年、吳王闔閭、子胥と楚を敗りて郢に入る。(四)是年惠公卒し、子懷公柳立つ。懷公の元年、吳楚を破りて郢に在り、陳侯を召す。陳侯往かんと欲す。大夫曰く、吳は新に意を得たり、(五)楚王亡ぶと雖も、陳と故有り、(六)倍くべからずと。懷公乃ち疾を以て吳に謝す。四年、吳復懷公を召す。懷公恐れて吳に如く。吳其前に往かざりしを怒

生留。少妾生勝。留有寵哀公。哀公屬之其弟司徒招。哀公病。三月。招殺悼太子。立留爲太子。哀公怒。欲誅招。招發兵圍守哀公。哀公自經殺。招卒立留爲陳君。四月。陳使使赴楚。楚靈王聞陳亂。乃殺陳使者。使公子弃疾發兵伐陳。陳君留奔鄭。九月。楚圍陳。十一月。

哀公怒り、招を誅せんと欲す。招兵を發して哀公を圍み守る。哀公自ら經殺す。(三)招卒に留を立てて陳君と爲す。四月、陳は使をして楚に赴げしむ。楚の靈王陳の亂を聞き、乃ち陳の使者を殺し、公子弃疾をして、兵を發して陳を伐たしむ。陳君留は鄭に奔る。九月楚は陳を圍み、十一月陳を滅し、弃疾をして陳公爲らしむ。招の悼太子を殺すや、太子の子名は吳は、晉に出奔す。晉の平公太史趙に問うて曰ふ、陳遂に亡びんかと。對へて曰く、陳は顓頊(四)の族なり、陳氏政を齊に得ば、乃ち卒に亡びん。(五)幕より瞽瞍に至るまで、(六)命に違ふ無し。舜之を重ぬるに明德を立てし、(七)遂に至るまで、世世之を守りて、(八)胡公に及べり。周之に姓を賜ひ、虞帝を祀らしむ。且盛德の後は、必ず百世祀らる。虞の世は未だし、(九)其れ齊に在らんかと。

(一) 他に二人の寵妾あり　(二) 大臣の如き官名　(三) 縊れ死す　(四) 古代帝王の名　(五) 顓頊の後に幕といふ者あり以て舜の父瞽瞍に及べり　(六) 天命に背反す　(七) 殷初に封土を得たる人　(八) 胡公滿　(九) 齊に於て興起すべからん

鄙矣。奪之牛。不亦甚乎。今王以徵舒爲賊弑君。故徵兵諸侯。以義伐之。已而取之。以利其地。則後何以令於天下。是以不賀。莊王曰善。乃迎陳靈公太子午於晉而立之。復君陳如故。是爲成公。孔子讀史記。至楚復陳。曰。賢哉楚莊王。輕千乘之國。而重一言。二十八年。楚莊王卒。二十九年。陳倍楚盟。三十年。楚共王伐陳。是歲。成公卒。子哀公弱立。楚以陳喪罷兵去。哀公三年。楚圍陳。復釋之。二十八年。楚公子圍弑其君郟敖。自立爲靈王。

一言を重んずと。二十八年楚の莊王卒す。二十九年、陳は楚の盟に倍く。(五)三十年、楚の共王陳を伐つ。是歲成公卒し、子哀公弱立つ。楚、陳の喪を以て、兵を罷めて去る。哀公の三年、楚陳を圍み、復之を釋す。二十八年、楚の公子圍其君郟敖を弑し、自立して靈王と爲る。

(一)楚の大夫　(二)通過す　(三)旣に信に背き利を貪らば、將來は何を以て天下に號令せんと　(四)車兵千萬人の國　(五)背反す

三十四年。初哀公娶鄭長姬。生悼太子師。少姬生偃。二嬖妾。長妾

三十四年、初め哀公は鄭の長姬を娶り、悼太子師を生み、少姬は偃を生む。(一)二嬖妾あり。長妾は留を生み、少妾は勝を生む。留は哀公に寵有り、哀公之を其弟司徒招に屬す。(二)哀公病みて三月、招は悼太子を殺し、留を立てて太子と爲す、

徵舒怒。靈公罷レ酒出。徵舒伏ニ弩廐門ー射ニ殺靈公ー。孔寧儀行父皆奔レ楚。靈公太子午奔レ晉。徵舒自立爲ニ陳侯ー。徵舒故陳大夫也。夏姬御叔之妻。舒之母也。

成公元年冬。楚莊王爲ニ夏徵舒殺ニ靈公ー。率ニ諸侯ー伐レ陳。謂レ陳曰。無レ驚。吾誅ニ徵舒ー而已。已誅ニ徵舒ー。因縣レ陳而有レ之。羣臣畢賀。申叔時使ニ於齊ー來還。獨不レ賀。莊王問ニ其故ー。對曰。鄙語有レ之。牽レ牛徑ニ人田ー。田主奪ニ之牛ー。徑則有レ

成公元年冬、楚の莊王は夏徵舒が靈公を殺ししが爲に、諸侯を率ゐて陳を伐つ。陳に謂つて曰く、驚くこと無れ、吾は徵舒を誅するのみと。已にして徵舒を誅し、因りて陳を縣にして之を有つ。羣臣畢く賀す。申叔時は齊に使して來り還り、獨り賀せず。莊王其故を問ふ。對へて曰く、鄙語(一)に之れ有り、牛を牽ゐて人の田を徑る(二)に、田主之が牛を奪ふ。徑るは則ち罪有り、之が牛を奪ふは、亦甚しからずやと。今王は徵舒を以て君を賊弑すと爲す、故に兵を諸侯に徵し、義を以て之を伐ち、已にして之を取り、以て其地を利る。則ち(三)後は何を以て天下に令せん。是を以て賀せずと。莊王曰く、善しと。乃ち陳の靈公の太子午を晉より迎へて之を立て、復陳に君とすること故の如し。是を成公と爲す。孔子史記を讀み、楚が陳を復するに至り、曰く、賢なる哉楚の莊王、(四)千乘の國を輕しとして、

楚師于城濮。是歳穆公卒。子共公朔立。共公六年。楚太子商臣弑ニ其父成王一代立。是爲ニ穆王一。十一年。秦穆公卒。十八年。共公卒。子靈公平國立。靈公元年。楚莊王卽レ位。六年。楚伐レ陳。十年。陳及レ楚平。十四年。靈公與ニ其大夫孔寧儀行父一皆通ニ於夏姬一。衷ニ其衣一以戲ニ于朝一。泄冶諫曰。君臣淫亂。民何效焉。靈公以告ニ二子一。二子請レ殺ニ泄冶一。公弗レ禁。遂殺ニ泄冶一。十五年。靈公與ニ二子一飮ニ於夏氏一。公戲ニ二子一曰。徵舒似レ汝。二子曰。亦似レ公。

立つ、是を穆王と爲す。十一年、秦の穆公卒す。十八年共公卒し、子靈公平國立つ。靈公の元年、楚の莊王位に卽く。六年楚陳を伐つ、十年陳は楚と平ぐ。(一)十四年、靈公は其大夫孔寧儀行父と、皆夏姬に通じ、(二)其衣を衷にして、(三)以て朝に戲る。泄冶諫めて曰く、君臣淫亂す。民何をか效はんと。靈公以て二子に告ぐ。二子泄冶を殺さんと請ふ。公禁ぜず、遂に泄冶を殺す。十五年、靈公二子と夏氏に飮む。公二子に戲れて曰く、徵舒は汝に似たりと。二子曰く、亦公に似たりと。徵舒怒る。(四)靈公酒を罷めて出づ。徵舒弩を廐門に伏せて、(五)靈公を射殺す。孔寧儀・行父は皆楚に奔り、靈公の太子午は晉に奔る。徵舒自立して陳侯と爲る。徵舒は故の陳の大夫なり、夏姬は御叔の妻なり、舒の母なり。

(一) 和睦 (二) 大夫御叔の妻 (三) 著込みの衣 (四) 淫亂の所生に比擬せられしを怒る (五) 大弓を廐の門に張る

嬖愛厲公子完。完懼禍及己。乃奔齊。齊桓公欲使陳完爲卿。完曰。羈旅之臣。幸得免負擔。君之惠也。不敢當高位。桓公使爲工正。齊懿仲欲妻陳敬仲。卜之。占曰。是謂鳳皇于飛。和鳴鏘鏘。有嬀之後。將育于姜。五世其昌。並于正卿。八世之後。莫之與京。三十七年。齊桓公伐蔡。蔡敗。南侵楚。至召陵。還過陳。陳大夫轅濤塗惡其過陳。詐齊令出東道。東道惡。桓公怒。執陳轅濤塗。是歲。晉獻公殺其太子申生。四十五年宣公卒。子欵立。是爲穆公。

する莫けんと謂ふ。三十七年、齊の桓公蔡を伐つ、蔡敗る。南して楚を侵し、召陵に至り、還つて陳を過ぐ。陳の大夫轅濤塗、其の陳を過ぐるを惡み、齊を詐りて東道㈩に出でしむ。東道惡し。桓公怒つて、陳の轅濤塗を執ふ。是歲晉の獻公其太子申生を殺す。四十五年宣公卒し、子欵立つ、是を穆公と爲す。

㈠ 寵愛の妾　㈡ 敬仲完なり　㈢ 重任を免るゝを悦ぶ意　㈣ 工藝の長官　㈤ うちかた　㈥ 雌と雄と和ぎ鳴く、其聲鏘々と金石の美音あり　㈦ 有嬀氏に同じ、有は大なり　㈧ 五世を經ての義　㈨ 大なり、競爭者なきを言ふ　㈩ 東方の道路

穆公五年。齊桓公卒。十六年。晉文公敗

穆公の五年、齊の桓公卒す。十六年、晉の文公楚の師を城濮に敗る。是歲穆公卒し、子共公朔立つ。共公の六年、楚の太子商臣其父成王を弑して代り

國之光。利用賓于王。此其代陳有國乎。不在此。其在異國。非此其身。在其子孫。若在異國。必姜姓。姜姓太嶽之後。物莫能兩大。陳衰此其昌乎。厲公取蔡女。蔡女與蔡人亂。厲公數如蔡淫。七年。厲公所殺桓公太子免之三弟。長曰躍。中曰林。少曰杵臼。共令蔡人誘厲公以好女。與蔡人共殺厲公而立躍。是爲利公。利公者。桓公子也。

利公立。五月卒。立中弟林。是爲莊公。莊公七年卒。少弟杵臼立。是爲宣公。宣公三年楚武王卒。楚始彊。十七年。周惠王取陳女爲后。二十一年。宣公後有嬖姬。生子欵。欲立之。乃殺其太子禦寇。禦寇

利公立ち、五月にして卒す。中弟林を立つ。是を莊公と爲す。莊公七年に卒し、少弟杵臼立つ。是を宣公と爲す。宣公の三年楚の武王卒し、楚始めて彊し。十七年、周の惠王は陳の女を取りて后と爲す。二十一年、宣公後に嬖姫(一)有り、子欵を生み、之を立てんと欲し、乃ち其太子禦寇を殺す。禦寇素より厲公の子(二)完を愛す。完禍の己に及ばんことを懼れて、乃ち齊に奔る。齊の桓公、陳完をして卿爲らしめんと欲す。完曰く、羈旅の臣、幸(三)に負擔を免るゝを得ば君の惠なり。敢て高位に當らずと。桓公(四)工正と爲らしむ。齊の懿仲陳敬仲に妻せんと欲し、之を卜す。(五)占に曰く、是を鳳皇于に飛び(六)、和鳴鏘鏘たり。(七)有嬀の後、將に姜に育はれんとす。(八)五世其れ昌え、正卿に並び、八世の後は、之に與に(九)京に

州吁。三十三年。魯弑二其君隱公一。三十八年。正月甲戌己丑。陳桓公鮑卒。桓公弟佗。其母蔡女。故蔡人爲レ佗殺二五父及桓公太子免一而立レ佗。是爲二厲公一。桓公病而亂作。國人分散。故再赴。厲公二年。生二子敬仲完一。周太史過レ陳。陳厲公使下以二周易一筮上レ之。卦得二觀之レ否。是爲下觀二

ぐるなり。厲公の二年、子敬仲完を生む。周の太史陳を過ぐ。陳の厲公周易を以て之を筮せしむ。卦に觀(三)の否に之くを得たり。是を國(四)の光を觀る、王に賓たるに用ふるに利ありと爲す。此れ其れ陳に代つて國を有たんか。此に在らずして、其れ異國に在らん。此れ其身に非ずして、其子孫に在らん。若し異國に在らば、必ず姜姓ならん。姜姓(五)は太嶽(六)の後なり。物能く兩つながら大なるは莫し。陳衰へば、此れ其れ昌えんかと。厲公は蔡の女を取る。蔡女は蔡人と亂す。厲公數々蔡に如いて淫す。七年、厲公が殺しし所の桓公の太子免の三弟(七)、長を躍と曰ひ、中を林と曰ひ、少を杵臼と曰ふもの、共に蔡人をして厲公を誘ふに好女を以てせしめ、蔡人と共に厲公を殺して躍を立つ、是を利公と爲す。利公といふ者は桓公の子なり。

(一) 蔡侯の女を娶る　(二) 桓公の死を諸侯に告ぐるに甲戌と己丑の兩日を以てしたる也　(三) 坤觀より天地否にうつるなり　(四) 國の德化を見て其王に禮遇せられ之に事ふるに利有りといふ兆　(五) 敬完仲の身　(六) 四岳なり堯舜時代の大臣たり　(七) 淫亂

之於陳。以奉二帝舜祀一。是爲二胡公一。胡公卒。子申公犀侯立。申公卒。弟相公皐羊立。相公卒。立二申公子突一。是爲二孝公一。孝公卒。子愼公圉戎立。愼公當二周厲王時一。愼公卒。子幽公寧立。幽公十二年。周厲王奔二于彘一。二十三年。幽公卒。子釐公孝立。釐公六年。周宣王即レ位。三十六年。釐公卒。子武公靈立。武公十五年卒。子夷公說立。是歲周幽王即レ位。夷公三年卒。弟平公燮立。平公七年。周幽王爲二犬戎所一レ殺。周東徙。秦始列爲二諸侯一。二十三年。平公卒。子文公圉立。

公十五年に卒し、子夷公說立つ。是歲周の幽王位に即く。夷公三年に卒し、弟平公燮立つ。平公の七年、周の幽王は犬戎の殺す所と爲り、周東に徙り、秦始めて列して諸侯と爲る。二十三年平公卒し、子文公圉立つ。

㊀嬀皇女英 ㊁河南歸德府虞城縣の西なる嬀水の隈 ㊂諸侯と爲りしを言ふ

文公元年。取二蔡女一。生二子佗一。十年。文公卒。長子桓公鮑立。桓公二十三年。魯隱公初立。二十六年。衞殺二其君

文公の元年、(一)蔡女を取りて子佗を生む。十年文公卒し、長子桓公鮑立つ。桓公の二十三年、魯の隱公初めて立つ。二十六年、衞其君州吁を殺す。三十三年、魯其君隱公を弑す。三十八年正月甲戌、己丑、陳の桓公鮑卒す。桓公の弟佗、其母は蔡の女なり、故に蔡人は佗の爲に五父及び桓公の太子免を殺して、而して佗を立つ。是を厲公と爲す。桓公病みて亂作り、國人分散す、故に(三)再び赴

陳胡公滿者。虞帝舜之後也。昔舜爲₂庶人₁時。堯妻₂之二女₁。居₂于嬀汭₁。其後因爲₂氏姓₁。姓嬀氏。舜已崩。傳₂禹天下₁。而舜子商均爲レ封レ國。夏后之時。或失或續。至₂于周武王克₂殷紂₁。乃復求₂舜後₁。得₂嬀滿₁封₂

巻三十六

陳杞世家第六

陳の胡公滿は、虞帝舜の後なり。昔舜の庶人爲りし時に、堯之に二女を妻し、(一)嬀汭に居らしむ。(二)其後因りて氏姓と爲す、姓は嬀氏。舜已に崩じ、禹に天下を傳ふ。而して舜の子商均は、(三)國に封ずることを爲す。夏后の時、或は失ひ或は續く。周の武王が殷紂に克つに至り、乃ち復舜の後を求めて嬀滿を得、之を陳に封じ、以て帝舜の祀を奉ず。是を胡公と爲す。胡公卒し、子申公犀侯立つ。申公卒し、弟相公皐羊立つ。相公卒し、申公子突を立つ、是を孝公と爲す。孝公卒し、子愼公圉戎立つ。愼公は周の厲王の時に當る。愼公卒し、子幽公寧立つ。幽公の十二年、周の厲王は彘に奔る。二十三年幽公卒し、子釐公孝立つ。釐公の六年、周の宣王位に卽く。三十六年、釐公卒し、子武公靈立つ。武

十四年。曹伯從レ之。乃背レ晉干レ宋。宋景公伐レ之。晉人不レ救。十五年。宋滅レ曹。執ニ曹伯陽及公孫彊一。以歸而殺レ之。曹遂絶ニ其祀一。

太史公曰。余尋下曹共公之不レ用ニ僖負羈一。乃乘レ軒者三百人上。知ニ唯德之不一レ建。乃振鐸之夢。豈不レ欲レ引ニ曹之祀一者哉。如ニ公孫彊不一レ修ニ厥政一。叔鐸之祀忽諸。

太史公曰く、余曹の共公の僖負羈を用ひず、乃ち軒に乘る者(一)三百人なるを尋ね、唯德の建たざるを知りぬ。乃ち振鐸の夢は、豈曹の祀を引くを欲せざる者(二)ならんや。公孫彊が厥政を修めざるが如き、叔鐸の祀は忽諸(三)なり。

(一) 大車を軒とす、爵祿を受くる者の多きを指す　(二) 欲せざるにはあらず　(三) 忽ち斷絶せり

伯陽三年。國人有レ夢。衆君子立二于社宮一。謀欲レ亡レ曹。曹叔振鐸止レ之。請レ待二公孫彊一。許レ之。且求二之曹一。無二此人一。夢者戒二其子一曰。我亡。爾聞二公孫彊爲レ政。必去レ曹。無レ罹二曹禍一。及二伯陽卽レ位。好二田弋之事一。六年。曹野人公孫彊亦好二田弋一。獲二白鴈一而獻レ之。且言二田弋之說一。因訪二政事一。伯陽大說レ之有レ寵。使下爲二司城一以聽上レ政。夢者之子乃亡去。公孫彊言二霸說於曹伯一。

伯陽の三年、國人夢みるもの有り、衆君子社宮に立ち、謀つて曹を亡さんと欲す。曹の叔振鐸之を止め、公孫彊(一)を待たんと請ふ。之を許す。且之を曹に求むるに、此人無し。夢みる者其子を戒めて曰く、我亡して、爾は公孫彊が政を爲すと聞かば、必ず曹を去れ、曹の禍に罹ること無かれと。伯陽が位に卽くに及び、田弋の事を好む。六年、曹の野人(二)公孫彊、亦田弋を好み、白鴈を獲て之を獻じ、(三)且田弋の說を言ふ。因りて政事を訪ふ(四)。伯陽大いに之を說んで、寵有り。司(五)城と爲りて以て政を聽かしむ。夢みる者の子乃ち亡げ去る。公孫彊霸(六)說を曹伯に言ふ。十四年曹伯之に從ひ、乃ち晉に背き宋を干す。宋の景公之を伐つ、晉人救はず。十五年、宋、曹を滅し、曹伯陽及び公孫彊を執へて以て歸り、之を殺す。曹遂に其祀を絕つ。

(一) 多數の君子廟中の殿上に立つ　(二) 被るに同じ　(三) 射獵　(四) 問ひ言ふ　(五) 大夫　(六) 霸たるべき方術

復二異姓一。今君囚二曹君一滅二同姓一。何以令二於諸侯一。晉乃復二歸共公一。二十五年。晉文公卒。三十五年。共公卒。子文公壽立。文公二十三年卒。子宣公彊立。宣公十七年卒。弟成公負芻立。成公三年。晉厲公伐レ曹。虜二成公一以歸。已復釋レ之。五年。晉欒書中行偃使三程滑弒二其君厲公一。二十三年。成公卒。子武公勝立。武公二十六年。楚公子棄疾弒二其君靈王一代立。二十七年。武公卒。子平公頃立。平公四年卒。子悼公午立。是歲宋衛陳鄭皆火。悼公八年。宋景公立。九年。悼公朝二於宋一。宋囚レ之。曹立二其弟野一。是爲二聲公一。悼公死二於宋一。歸葬。聲公五年。平公弟通弒二聲公一代立。是爲二隱公一。隱公四年。聲公弟露弒二隱公一代立。是爲二靖公一。靖公四年卒。子伯陽立。

卒し、子武公勝立つ。武公の二十六年、楚の公子棄疾、其君靈王を弑して代り立つ。二十七年、武公卒し、子平公頃立つ。平公四年に卒し、子悼公午立つ。是歲、宋衛陳鄭皆火あり。(六)悼公の八年、宋の景公立つ。九年、悼公宋に朝す、宋之を囚ふ。曹其弟野を立つ、是を聲公と爲す。悼公宋に死し、歸葬す。聲公の五年、平公の弟通は聲公を弑して代り立つ、是を隱公と爲す。隱公の四年、聲公の弟露、隱公を弑して代り立つ。是を靖公と爲す。靖公四年に卒し、子伯陽立つ。

(一) 晉の文公の名 (二) 所謂一枚肋なり、胸骨の竝びて一枚に見ゆるを謂ふ (三) ひそかに重耳に親交を求む (四) 本家及び一族なり、閭は二十五家の一郭 (五) 異姓の國だも其絶滅せるを救へり (六) 放火の災に遭へるなり

卒。子石甫立。其弟武殺レ之。代立。是爲二繆公一。繆公三年卒。子桓公終生立。桓公三十五年。晉隱公立。四十五年。魯弑二其君隱公一。四十六年。宋華父督弑二其君殤公一及二孔父一。五十五年。桓公卒。子莊公夕姑立。莊公二十三年。齊桓公始覇。三十一年。莊公卒。子釐公夷立。釐公九年卒。子昭公班立。昭公六年。齊桓公敗レ蔡。遂至二楚召陵一。九年。昭公卒。子共公襄立。

共公十六年。初晉公子重耳。其亡過レ曹。曹君無レ禮。欲レ觀二其騈脅一。釐負羈諫。不レ聽。私善二於重耳一。二十一年。晉文公重耳伐レ曹。虜二共公一以歸。令二軍毋レ入二釐負羈之宗族閭一。或說二晉文公一曰。昔齊桓公會二諸侯一。

共公の十六年、初め晉の公子重耳(一)、其亡ぐるや曹を過ぐ。曹君禮無し、其騈脅(二)を觀んと欲す。釐負羈諫むれども、聽かれず、私(三)に重耳に善くす。二十一年、晉の文公重耳曹を伐ち、共公を虜へて以て歸る。軍をして釐負羈の宗族の閭(四)に入る毋らしむ。或ひと晉の文公に說きて曰く、昔は齊の桓公諸侯を會し、異姓(五)を復せり。今君は曹君を囚へて、同姓を滅す。何を以て諸侯に令せんと。晉乃ち共公を復歸せしむ。二十五年、晉の文公卒す。三十五年、共公卒し、子文公壽立つ。文公二十三年に卒し、子宣公彊立つ。宣公十七年に卒し、弟成公負芻立つ。成立の三年、晉の厲公曹を伐ち、成公を虜へて以て歸り、已にして復之を釋す。五年、晉の欒書・中行偃、程滑をして其君厲公を弑せしむ。二十三年成公

立。太伯卒。子仲君平立。仲君平卒。子宮伯侯立。宮伯侯卒。子孝伯雲立。孝伯雲卒。子夷伯喜立。夷伯二十三年。周厲王奔于彘。三十年卒。弟幽伯彊立。幽伯九年。弟蘇殺幽伯代立。是爲戴伯。戴伯元年。周宣王已立三歲。三十年。戴伯卒。子惠伯兕立。惠伯二十五年。周幽王爲犬戎所殺。因東徙益卑。諸侯畔之。秦始列爲諸侯。三十六年。惠伯

幽伯を殺して代り立つ、是を戴伯と爲す。戴伯の元年、周の宣王已に立ちて、三歳なり。三十年戴伯卒し、子惠伯兕立つ。惠伯の二十五年、周の幽王は犬戎の殺す所と爲り、因りて東に徙りて益々卑し、諸侯之に畔く。(一)秦始めて列して諸侯と爲る。三十六年惠伯卒し、子石甫立つ。其弟武之を殺して、代り立つ、是を繆公と爲す。繆公三年に卒し、子桓公終生立つ。桓公の三十五年、魯の隱公立つ。四十五年、魯其君隱公を弑す。四十六年、宋の華父督其君殤公を弑して、孔父(二)に及ぶ。五十五年、桓公卒して子莊公夕姑立つ。莊公の二十三年齊の桓公始めて覇たり。三十一年莊公卒し、子釐公夷立つ。釐公九年に卒し、子昭公班立つ。昭公六年、齊の桓公蔡を敗り、遂に楚の召陵に至る。九年に昭公卒し、子共公襄立つ。

(一) 叛なり　(二) 宋の大夫

太史公曰。管叔作ㇾ亂。無ニ足ㇾ載者一。然周武王崩。成王少。天下既疑。賴三同母之弟成叔冉季之屬十人爲ニ輔拂一。是以諸侯卒宗ㇾ周。故附ニ之世家言一。

太史公曰く、管叔亂を作し、載するに足る者無し。(一)然も周の武王崩じて、成王少し。天下既に疑ふ。(二)同母の弟成叔冉季の屬十人輔拂(三)を爲すに賴りて、是を以て諸侯卒に周を宗とせり。(四)故に之を世家の言に附す。

(一) 事業功績記録するに足らず　(二) 天下危くして周室危し　(三) 輔弼に同じ　(四) 宗長とす

曹叔世家（附）

曹叔振鐸者。周武王弟也。武王已克ニ殷紂一。封ニ叔振鐸於曹一。叔振鐸卒。子太伯脾

曹の叔振鐸は、周武王の弟なり。武王已に殷紂に克つや、叔振鐸を曹に封ず。叔振鐸卒し、子太伯脾立つ。太伯卒し、子仲君平立つ。仲君平卒し、子宮伯侯立つ。宮伯侯卒し、子孝伯雲立つ。孝伯雲卒し、子夷伯喜立つ。夷伯の二十三年、周の厲王は彘に奔る。三十年に卒し、弟幽伯彊立つ。幽伯九年、弟蘇は

已而誅二賊利一以解レ過。而立二昭侯子朔一。是爲二成侯一。成侯四年。宋滅レ曹。十年。齊田常弑二其君簡公一。十三年。楚滅レ陳。十九年。成侯卒。子聲侯産立。聲侯十五年卒。子元侯立。元侯六年卒。子侯齊立。侯齊四年。楚惠王滅レ蔡。蔡侯齊亡。蔡遂絶レ祀。後二陳滅一三十三年。

㊀罪を遷さんとするなり　㊁安徽省鳳陽府壽縣の北方　㊂號の名　㊃罪過を辯解す

伯邑考其後不レ知レ所レ封。武王發其後爲レ周。有二本紀言一。管叔鮮作レ亂誅死。無レ後。周公旦其後爲レ魯。有二世家言一。蔡叔度其後爲レ蔡。有二世家言一。曹叔振鐸其後爲レ曹。有二世家言一。成叔武其後世無レ所レ見。霍叔處其後晉獻公時滅レ霍。康叔封其後爲レ衞。有二世家言一。冉季載其後世無レ所レ見。

伯邑考は、其後封ずる所を知らず。武王發は、其後を周と爲す、本紀の言有り。管叔鮮は亂を作して誅死し、後無し。周公旦は其後を魯と爲す、世家の言有り。蔡叔度は其後を蔡と爲す、世家の言有り。曹の叔振鐸は其後を曹と爲す、世家の言有り。成叔武は其後世見る所無し。霍叔處は其後に晉の獻公の時霍を滅せり。康叔封は其後を衞と爲す、世家の言有り。冉季載は其後世見る所無し。

知レ之。乃獻二其裘於子常一。子常受レ之。乃言歸二蔡侯一。蔡侯歸而之レ晉。請三與レ晉伐レ楚。十三年春。與二衞靈公一會二邵陵一。蔡侯私二於周萇弘一。以求レ長二於衞一。衞使三史鰌言二康叔之功德一。乃長レ衞。夏。爲レ晉滅レ沈。楚怒攻レ蔡。蔡昭侯使二其子爲レ質二於吳一。以共伐レ楚。冬。與二吳王闔閭一。遂破レ楚入レ郢。蔡怨二子常一。子常恐奔レ鄭。十四年吳去。而楚昭王復レ國。十六年。楚令尹爲二其民一泣以謀レ蔡。蔡昭侯懼。

二十六年。孔子如レ蔡。楚昭王伐レ蔡。蔡恐。告二急於吳一。吳爲二蔡遠一。約三遷以自近。易二以相救一。昭侯私許。不下與二大夫一計上。吳人來救レ蔡。因遷二蔡于州來一。二十八年。昭侯將レ朝二于吳一。大夫恐二其復遷一。乃令三賊利殺二昭侯一。

二十六年、孔子蔡に如く。楚の昭王蔡を伐つ。蔡恐れ、急を吳に告ぐ。吳、蔡の遠きが爲に、遷（二）して以て自ら近づけ、以て相救ひ易からんを約す。昭侯私に許して、大夫と計らず。吳人來つて蔡を救ひ、因りて蔡を州來（二）に遷す。二十八年、昭侯將に吳に朝せんとす。大夫其復遷されんことを恐れ、乃ち賊利（三）をして昭侯を殺さしむ。已にして賊利を誅し、以て過（四）を解く。而して昭侯の子朔を立つ、是を成侯と爲す。成侯の四年、宋曹を滅す。十年、齊の田常其君簡公を弑す。十三年、楚、陳を滅す。十九年成侯卒し、子聲侯産立つ。聲侯十五年に卒し、子元侯立つ。元侯六年に卒し、子侯齊立つ。侯齊の四年、楚の惠王蔡を滅す、蔡侯齊亡ぶ。蔡遂に祀を絕つ。陳の滅に後るゝこと、三十三年なり。

諸侯。故復立二陳蔡後。平侯九年卒。靈侯般之孫東國。攻二平侯子一而自立。是爲二悼侯。悼侯父曰二隱太子友一者。靈侯之太子。平侯立而殺二隱太子。故平侯卒而隱太子之子東國。攻二平侯子一而代立。是爲二悼侯。悼侯三年卒。弟昭侯申立。昭侯十年。朝二楚昭王。持二美裘二。獻二其一於昭王。而自衣二其一。楚相子常欲レ之。不レ與。子常讒二蔡侯。留二之楚一三年。蔡侯

爲す。悼侯三年に卒し、弟昭侯申立つ。昭侯の十年、楚の昭王に朝す。美裘二を持ち、其一を昭王に獻じ、自ら其一を衣る。楚の相子常之を欲む、與へず。子常蔡侯を讒し、之を楚に留むること三年、蔡侯之を知り、乃ち其裘を子常に獻ず。子常之を受け、乃ち言ひて蔡侯を歸す。蔡侯歸りて晉に之き、晉と楚を伐たんと請ふ。十三年春、衛の靈公と邵陵に會す。蔡侯周萇弘(一)に私し(二)、以て長(三)を衛に求む。衛は史鰌をして康叔(四)の功德を言はしむ。乃ち衛を長とす。夏晉の爲に沈を滅す。楚怒つて蔡を攻む。蔡の昭侯、其子をして吳に質爲らしめて、以て共に楚を伐つ。冬、吳王闔閭と、遂に楚を破り郢に入る。蔡、子常(五)を怨む。子常恐れて鄭に奔る。十四年吳去る。楚の昭王國に復る。十六年、楚の令尹、其民の爲に泣いて、以て蔡を謀る。蔡の昭侯懼る。

(一) 周の大夫　(二) ひそかに請願す　(三) 衞より上席たらんことを求む　(四) 衞の始祖　(五) 前出の裘の一件

王卽ㇾ位。三十四年。莊侯卒。子文侯申立。文侯十四年。楚莊王伐ㇾ陳。殺二夏徵舒一。十五年。楚圍ㇾ鄭。鄭降ㇾ楚。楚復釋ㇾ之。二十年。文侯卒。子景侯同立。景侯元年。楚莊王卒。二十九年。景侯爲二太子般一娶二婦於楚一。而景侯通焉。太子弑二景侯一而自立。是爲二靈侯一。靈侯二年。楚公子圍弑二其王郟敖一而自立。爲二靈王一。九年。陳司徒招弑二其君哀公一。楚使二公子棄疾滅ㇾ陳而有ㇾ之。十二年。楚靈王以三靈侯弑二其父一。誘二蔡靈侯于申一。伏ㇾ甲飮ㇾ之。醉而殺ㇾ之。刑二其士卒七十人一。令二公子棄疾圍ㇾ蔡。十一月。滅ㇾ蔡。使三棄疾爲二蔡公一。

参照　(六) 釋なり　(七) 景公之と私通す　(八) 河南開封府汜水縣の境

楚滅ㇾ蔡。三歲。楚公子棄疾弑二其君靈王一代立。爲二平王一。平王乃求二蔡景侯少子廬一立ㇾ之。是爲二平侯一。是年楚亦復立ㇾ陳。楚平王初立。欲ㇾ親二

楚は蔡を滅して三歲、楚の公子棄疾、其君靈王を弑して代り立つ、平王と爲す。平王乃ち蔡の景侯の少子廬を求めて之を立つ、是を平侯と爲す。是年楚亦復陳を立つ。楚の平王初めて立ち、諸侯に親まんと欲す。故に復陳蔡の後を立てしなり。平侯九年に卒す。靈侯般の孫東國、平侯の子を攻めて自立す、是を悼侯と爲す。悼侯の父隱太子友と曰へる者は、靈侯の太子なり。平侯立つて隱太子を殺す。故に平侯卒して隱太子の子東國、平侯の子を攻めて代り立ちしなり。是を悼侯と

不レ絶也。(三)蔡侯怒。(四)嫁二其弟一。齊桓公怒。伐レ蔡。蔡潰。遂虜二繆侯一。南至二楚邵陵一。已而諸侯爲レ蔡謝レ齊。齊侯歸二蔡侯一。二十九年。繆侯卒。子莊侯甲午立。莊侯三年。齊桓公卒。十四年。晉文公敗二楚於城濮一。二十年。楚太子商臣弑二其父成王一代立。二十五年。秦穆公卒。三十三年。楚莊

公卒す。十四年、晉の文公楚を城濮(五)に敗る。二十年、楚の太子商臣、其父成王を弑して、代り立つ。二十五年、秦の穆公卒す。三十三年、楚の莊王位に卽く。三十四年莊侯卒し、子文侯申立つ。文侯の十四年、楚の莊王陳を伐ちて、夏徵舒を殺す。十五年、楚、鄭を圍む、鄭、楚に降る。楚復之を釋(六)す。二十年文侯卒し、子景侯同立つ。景侯元年、楚の莊王卒す。二十九年、景侯、太子般の爲に婦を楚に娶つて、(七)景侯通ず。太子景侯を弑して自立す、是を靈侯と爲す。靈侯の二年、楚の公子圍、其王郟敖を弑して自立す、靈王と爲す。九年、陳の司徒招、其君哀公を弑す。楚公子棄疾をして陳を滅せしめて、之を有つ。十二年、楚の靈王、靈侯が其父を弑せしを以て、蔡の靈侯を申に誘ひ、(八)甲を伏せて之に飲ましめ、醉はせて之を殺し、其士卒七十人を刑し、公子棄疾をして蔡を圍ましむ。十一月蔡を滅し、棄疾をして蔡公と爲らしむ。

(一) 舟遊の戯　(二) 動搖せしむ　(三) 緣を絶たず　(四) 女弟即ち桓公の夫人たりし者を他に嫁せしむ　(五) 晉世家

諸侯。四十八年釐侯卒。子共侯興立。共侯二年卒。子戴侯立。戴侯十年卒。子宣侯措父立。宣侯二十八年。魯隱公初立。三十五年宣侯卒。子桓侯封人立。桓侯三年。魯弒其君隱公。二十年。桓侯卒。弟哀侯獻舞立。哀侯十一年。初哀侯娶陳。息侯亦娶陳。息夫人將歸。過蔡。蔡侯不敬。息侯怒。請楚文王。來伐我。我求救於蔡。蔡必來。楚因擊之。可以有功。楚文王從之。虜蔡哀侯以歸。哀侯留九歲。死於楚。凡立二十年卒。蔡人立其子肸。是爲繆侯。

肸を立つ、是を繆侯と爲す。

(一)魯世家參照　(二)息は國名、息侯の夫人亦陳の出なり　(三)楚兵をして息を伐たしむるなり

繆侯以其女弟爲齊桓公夫人。十八年。齊桓公與蔡女戲船中。夫人蕩舟。桓公止之。不止。公怒歸蔡女而

繆侯其女弟を以て、齊の桓公の夫人と爲す。十八年、齊の桓公蔡女と船中に戲る〻に、夫人舟を蕩かす。(一)桓公之を止むれども止めず。公怒り、蔡女を歸す、(二)而も絕たざるなり。蔡侯怒つて、其弟を嫁す。(三)齊の桓公怒りて蔡を伐つ、蔡潰ゆ。遂に繆侯を虜にして、南して楚の邵陵に至る。(四)已にして諸侯蔡の爲に齊に謝す。齊侯蔡侯を歸す。二十九年繆侯卒し、子莊侯甲午立つ。莊侯三年、齊の桓

伯荒立。蔡伯荒卒。子宮侯立。宮侯卒。子厲侯立。厲侯卒。子武侯立。武侯之時。周厲王失國奔彘。共和行政。諸侯多叛周。武侯卒。子夷侯立。夷侯十一年。周宣王即位。二十八年夷侯卒。子釐侯所事立。釐侯三十九年。周幽王爲犬戎所殺。周室卑而東徙。秦始得列爲

つ。厲侯卒し、子武侯立つ。武侯の時、周の厲王國を失ひ、彘に奔り、共和もて政を行ふ。諸侯多く周に叛く。武侯卒し、子夷侯立つ。夷侯の十一年、周の宣王位に卽く。二十八年、夷侯卒し、子釐侯所事立つ。釐侯三十九年、周の幽王犬戎の殺す所と爲り、周室卑うして東に徙る。秦始めて列して諸侯と爲るを得たり。四十八年釐侯卒し、子共侯興立つ。共侯は二年に卒し、子戴侯立つ。戴侯十年に卒し、子宣侯措父立つ。宣侯の二十八年、魯の隱公初めて立つ。三十五年宣侯卒し、子桓侯封人立つ。桓侯の三年、魯（二）其君隱公を弑す。二十年桓侯卒し、弟哀侯獻舞立つ。哀侯の十一年、初め哀侯陳に娶る。息侯亦陳に娶る。息（一）夫人將に歸せんとし、蔡を過ぐるに、蔡侯不敬なり。息侯怒り、楚の文王に請ふらく、（三）來りて我を伐たば、我は救を蔡に求めん、蔡必ず來らん。楚因りて之を擊たば以て功有るべしと。楚の文王之に從ひ、蔡の哀侯を虜にして以て歸る。哀侯留ること九歲にして楚に死す。凡そ立つこと二十年にして卒す。蔡人其子

命一。伐誅二武庚一。殺二管叔一。而放二蔡叔一。遷レ之與二車十乘徒七十人一。從而分二殷餘民一爲レ二。其一封二微子啓於宋一。以續二殷祀一。其一封二康叔一爲二衞君一。是爲二衞康叔一。封二季載於冉一。冉季康叔皆有二馴行一。於レ是周公擧二康叔一爲二周司寇一。冉季爲二周司空一。以佐二成王治一。皆有レ令二名於天下一。蔡叔度既遷而死。其子曰レ胡。胡乃改レ行率レ德馴レ善。周公聞レ之。而擧レ胡以爲二魯卿士一。魯國治。於レ是周公言二於成王一。復封二胡於蔡一。以奉二蔡叔之祀一。是爲二蔡仲一。餘五叔皆就レ國。無下爲二天子吏一者上。

康叔と爲す。季載を冉に封ず。冉季康叔は、皆馴(四)行有りき。是に於て、周公、康叔を擧げて、周の司寇(五)と爲し、冉季を周の司空(六)と爲し、以て成王の治を佐けしむ。皆天下に令名(七)有り。蔡叔度既に遷りて死す、其子を胡と曰ふ。胡乃ち行を改め、德に率ひ善に馴ふ。周公之を聞き、胡を擧げて以て魯の卿士(八)と爲す。魯國治る。是に於て、周公成王に言ひ、復胡を蔡に封じて、以て蔡叔の祀を奉ぜしむ。是を蔡仲と爲す。餘の五(九)叔は皆國に就き、天子の吏と爲りし者無し。

(一)王室の權を獨占す　(二)擁持の義　(三)車兵千人　(四)善なり、穩和の行　(五)周代の司法大臣　(六)同じく内務大臣　(七)善き名聲　(八)行政長官　(九)管叔、伯禽、成叔、曹叔、霍叔

蔡仲卒。子蔡

蔡仲卒し、子蔡伯荒立つ。蔡伯荒卒し、子宮侯立つ。宮侯卒し、子厲侯立

處。次曰康叔封。次曰冉季載。冉季載最少。同母兄弟十人。唯發旦賢。左右輔文王。故文王舍伯邑考。而以發爲太子。及文王崩。而發立。是爲武王。伯邑考既已前卒矣。武王已克殷紂。平天下。封功臣昆弟。於是封叔鮮於管。封叔度於蔡。二人相紂子武庚祿父。治殷遺民。封叔旦於魯。而相周。爲周公。封叔振鐸於曹。封叔武於成。封叔處於霍。康叔封冉季載。皆少。未得封。

叔旦を魯に封じて周を相けしめて、周公と爲し、叔振鐸を曹に封じ、叔武を成に封じ、叔處を霍に封ず。康叔封・冉季載は皆少し、未だ封を得ず。

(一) 左右より相輔佐す (二) 兄弟

武王既崩。成王少。周公旦專王室。管叔蔡叔疑周公之爲不利於成王。乃挾武庚以作亂。周公旦承成王

武王既に崩じて、成王少し。周公旦王室を專(一)にす。管叔、蔡叔、周公の成王に利ならざることを爲すかを疑ひ、乃ち武庚を挾(二)んで以て亂を作す。周公旦は成王の命を承けて、伐ちて武庚を誅し、管叔を殺して、蔡叔を放ち、之を遷すとき車十乘(三)、徒七十人を與へき。從つて殷の餘民を分つて二と爲す。其一は微子啓を宋に封じ、以て殷の祀を續ぎ、其一は康叔を封じて衞君と爲す。是を衞の

管叔鮮。蔡叔度者。周文王子。而武王弟也。武王同母兄弟十人。母曰㆓太姒㆒。文王正妃也。其長子曰㆓伯邑考㆒。次曰㆓武王發㆒。次曰㆓管叔鮮㆒。次曰㆓周公旦㆒。次曰㆓蔡叔度㆒。次曰㆓曹叔振鐸㆒。次曰㆓成叔武㆒。次曰㆓霍叔

卷三十五

管蔡世家第五

管叔鮮、蔡叔度といふ者は、周の文王の子にして、武王の弟なり。武王の同母兄弟十人あり。母を太姒と曰ふ、文王の正妃なり。其長子を伯邑考と曰ひ、次を武王發と曰ひ、次を管叔鮮と曰ひ、次を周公旦と曰ひ、次を蔡叔度と曰ひ、次を曹叔振鐸と曰ひ、次を成叔武と曰ひ、次を霍叔處と曰ひ、次を康叔封と曰ひ、次を冉季載と曰ふ。冉季載は最も少し。同母兄弟十人、唯發と旦とのみ賢なり。左右（一）して文王を輔く。故に文王は、伯邑考を舍てて、發を以て太子と爲す。文王崩ずるに及びて、發立つ。是を武王と爲す。伯邑考は旣に已に前に卒せり。武王已に殷紂に克ち、天下を平げ、功臣昆弟を封ず。是に於て、叔鮮を管に封じ、叔度を蔡に封ず。二人紂の子武庚祿父（二）を相けて、殷の遺民を治む。

丹陰養二壯士二十人一。使三荊軻獻二督亢地圖於秦一。因襲刺二秦王一。秦王覺殺レ軻、使二將軍王翦擊レ燕。二十九年。秦攻拔二我薊一。燕王亡。徙居二遼東一。斬レ丹以獻レ秦。三十年。秦滅レ魏。三十三年。秦拔二遼東一。虜二燕王喜一。卒滅レ燕。是歲秦將王賁亦虜二代王嘉一。

太史公曰。召公奭可レ謂レ仁矣。甘棠且思レ之。況其人乎。燕北迫二蠻貉一。內措二齊晉一。崎二嶇彊國之間一。最爲二弱小一。幾滅者數矣。然社稷血食者八九百歲。於二姬姓一獨後亡。豈非二召公之烈一耶。

太史公曰く、召公奭は仁なりと謂ふべし。甘棠(一)だも且之を思ふ、況んや其人をや。燕は北は蠻貉(二)に迫り、內は齊晉に措り(三)、彊國の間に崎嶇(四)として、最も弱小爲り。幾ど滅する者數々なり。然も社稷血食(五)せし者八九百歲、姬姓(六)に於て獨り後れて亡びたり。豈に召公の烈に非ずや。

(一) 召公の憩ひたる甘棠の木 (二) 戎狄の屬 (三) 交錯 (四) 危險不安の貌 (五) 犧牲を供へて祀るを謂ふ、祭祀絕たざる義 (六) 周室の同姓一族

辛一。辛曰。龐煖易レ與耳。燕使二劇辛將一擊レ趙。趙使二龐煖擊一レ之。取二燕軍二萬一。殺二劇辛一。秦拔二魏二十城一。置二東郡一。

十九年。秦拔二趙之鄴九城一。趙悼襄王卒。二十三年。太子丹質二於秦一。亡歸レ燕。二十五年。秦虜二滅韓王安一。置二潁川郡一。二十七年。秦虜二趙王遷一。滅レ趙。趙公子嘉自立爲二代王一。燕見下秦且レ滅二六國一。秦兵臨二易水一。禍且中至レ燕。太子

十九年。秦、趙の鄴九城を拔く。趙の悼襄王卒す。二十三年、太子丹(一)秦に質たり、亡げて燕に歸る。二十五年、秦、韓王安を虜滅(二)し、潁川郡を置く。二十七年、秦趙王遷を虜にして、趙を滅す。趙の公子嘉、自立して代王と爲る。燕は秦が且に六國を滅せんとし、秦兵易水に臨みて、禍且に燕に至らんとするを見、太子丹は陰に壯士二十人を養ひ、荊軻(三)をして督亢(四)の地圖を秦に獻ぜしめ、因りて襲うて秦王を刺さんとす。秦王覺り、軻を殺し、將軍王翦をして燕を擊たしむ。二十九年、秦攻めて我が薊を拔く。燕王亡げ、徙りて遼東に居り、丹を斬つて以て秦に獻ず。三十年、秦、魏を滅し、三十三年、秦遼東を拔き、燕王喜を虜にして、卒に燕を滅す。是歲、秦將王賁、亦代王嘉を虜にす。

(一) 燕の太子丹　(二) 生捕にして其國を滅す　(三) 列傳參照　(四) 燕東方の地名

六年。秦滅二東西周一。置二三川郡一。七年。秦拔二趙楡次三十七城一。秦置二太原郡一。九年。秦王政初卽レ位。十年。趙使二廉頗將一。攻二繁陽一拔レ之。趙孝成王卒。悼襄王立。使三樂乘代二廉頗一。廉頗不レ聽。攻二樂乘一。樂乘走。廉頗奔二大梁一。十二年。趙使二李牧攻一レ燕。拔二武遂方城一。劇辛故居レ趙。與二龐煖一善。已而亡走レ燕。燕見下趙數困二于秦一。而廉頗去。令中龐煖將上也。欲下因二趙弊一攻上レ之。問二劇

六年、秦東西周を滅して、三川郡を置く。七年、秦、趙の楡次三十七城を拔く。秦太原郡を置く。九年、秦王政(一)初めて位に卽く。十年、趙、廉頗をして將たらしめ、繁陽(二)を攻めて之を拔く。趙の孝成王卒し、悼襄王立つ。樂乘をして廉頗に代らしむるに、廉頗聽かずして、樂乘を攻む。樂乘走り、廉頗も大梁に奔る。十二年、趙は李牧をして燕を攻めしめ、武遂方城(三)を拔く。劇辛は故趙に居り、龐煖と善し。已にして亡げて燕に走る。燕は趙の數〻秦に困み、而も廉頗去り、龐煖をして將たらしむるを見て、趙の弊(四)に因りて之を攻めんと欲す。劇辛に問ふに、辛曰く、龐煖は與し易きのみと。燕、劇辛をして將として趙を撃たしむ。趙、龐煖をして之を撃たしめ、燕軍二萬を取り、劇辛を殺す。秦、魏の二十城を拔いて、東郡を置く。

(一) 秦の始皇名は政　(二) 魏の地名　(三) 亦魏の地名　(四) 疲弊に乘ず

伐一。對曰。不可。燕王怒。羣臣皆以爲可。卒起二軍車二千乘。栗腹將而攻鄗。卿秦攻代。唯獨大夫將渠謂燕王曰。與人通關約交。以五百金飮人之王。使者報而反攻之。不祥。兵無成功。燕王不聽。自將偏軍隨之。將渠引燕王綬止之。曰。王必無自往。往無成功。王蹴之以足。將渠泣曰。臣非以自爲。爲王也。燕軍至宋子。趙使廉頗將。擊破栗腹於鄗。破卿秦樂乘於代。樂間奔趙。廉頗逐之。五百餘里。圍其國。燕人請和。趙人不許。必令將渠處和。燕相將渠以處和。趙聽將渠解燕圍。

ら往くこと無かれ、往くとも成功無けんと。王之を蹴るに足を以てす。將渠泣いて曰く、臣は以て自ら爲にするに非ず、王の爲にするのみと。燕軍宋子に至る。趙は廉頗をして將たらしめ、擊つて栗腹を鄗に破り、卿秦樂乘を代に破る。樂間趙に奔る。廉頗之を逐ふこと五百餘里、其國を圍む。燕人和を請ふ。趙人許さず。必ず將渠をして和に處せしむ。燕、將渠を相とし、以て和に處す。趙將渠に聽き、燕の圍を解く。

(一) 宰相の名　(二) 和親の交歡　(三) 酒宴の料　(四) 燕を東にし秦を西にし韓魏を南にし胡貉を北にす　(五) 五倍の衆　(六) 兩軍の[illegible]兵二十萬人　(七) 關門を通ず　(八) 不吉　(九) 一軍　(一〇) 印の紐　(一一) 趙の地名、鉅鹿の附近　(一二) 燕の敗兵　(一三) [illegible]都薊なり

立二其子一爲二襄王一。惠王七年卒。韓魏楚共伐レ燕。燕武成王立。武成王七年。齊田單伐レ我拔二中陽一。十三年。秦敗二趙於長平一。四十餘萬。十四年。武成王卒。子孝王立。孝王元年。秦圍二邯鄲一者解去。三年卒。子今王喜立。

今王喜四年。秦昭王卒。燕王命二相栗腹一約二歡趙一。以二五百金一爲二趙王酒一。還報二燕王一曰。趙王壯者。皆死二長平一。其孤未レ壯。可レ伐也。王召二昌國君樂間一問レ之。對曰。趙四戰之國。其民習レ兵。不レ可レ伐。王曰。吾以レ五而

今王喜の四年、秦の昭王卒す。燕王、相栗腹(一)に命じ、歡(二)を趙に約し、五百金を以て趙王の酒(三)と爲す。還りて燕王に報じて曰く、趙王の壯者は皆長平に死し、其孤は未だ壯ならず、伐つべしと。王、昌國君樂間を召して之を問ふに、對へて曰く、趙は四戰(四)の國なり、其民兵に習ふ、伐つべからずと。王曰く、吾五(五)を以て一を伐つと。對へて曰く、不可なりと。燕王怒る。羣臣皆以て可と爲す。卒に二軍車(六)二千乘を起し、栗腹將として鄗を攻む。卿秦は代を攻む。唯獨り大夫將渠は燕王に謂つて曰く、人と關(七)を通じ交を約し、五百金を以て人の王に飲ましめ、使者報ずるに、反つて之を攻むるは不祥(八)なり。兵成功無からんと。燕王聽かず。自ら偏軍(九)に將として之に隨ふ。將渠燕王の綬(一〇)を引き之を止めて曰く、王必ず自

毅爲二上將軍一。與二秦楚三晉一合レ謀以伐レ齊。齊兵敗。湣王出二亡於外一。燕兵獨追レ北。入至二臨淄一。盡取二齊寶一。燒二其宮室宗廟一。齊城之不レ下者。獨唯聊莒卽墨。其餘皆屬レ燕。六歲。昭王三十三年卒。子惠王立。惠王爲二太子一時。與二樂毅一有レ隙。及レ卽レ位。疑レ毅使二騎劫代將一。樂毅亡走レ趙。齊田單以二卽墨一擊敗二燕軍一。騎劫死。燕兵引歸。齊悉復二得其故城一。湣王死二于莒一。乃

伐つ。齊兵敗れ、湣王外に出亡す。燕兵獨り北ぐる(一)を追ひ、入りて臨淄に至り、盡く齊の寶を取りて、其宮室宗廟を燒く。齊城の下らざる者は、獨り唯聊と莒と卽墨とのみ。其餘は皆燕に屬す。六歲(二)。昭王三十三年に卒し、子惠王立つ。惠王太子爲る時より、樂毅と隙有り。位に卽くに及んで毅を疑ひ、騎劫をして代り將たらしむ。樂毅亡げて趙に走る。齊の田單卽墨を以て擊ちて燕軍を敗る。騎劫死し、燕兵引き歸るや、齊悉く其故城を復し得たり。湣王は莒に死す。乃ち其子を立てて襄王と爲す。惠王は七年に卒す。韓魏楚共に燕を伐つ。燕の武成王立つ。武成王の七年、齊の田單我を伐ちて、中陽を拔く。十三年、秦、趙を長平(三)に敗ること、四十餘萬なり。十四年、武成王卒し、子孝王立つ。孝王の元年、秦の邯鄲(四)を圍む者解き去る。三年に卒し、子今王喜立つ。

(一) 敗走する者 (二) 六年を經るなり (三) 山西澤州府高平縣 (四) 直隸廣平府邯鄲縣

招賢者。謂郭隗曰。齊因孤之國亂。而襲破燕。孤極知燕小力少。不足以報。然誠得賢士。以共國。以雪先王之恥。孤之願也。先生視可者。得身事之。郭隗曰。王必欲致士。先從隗始。況賢於隗者。豈遠千里哉。於是昭王爲隗改築宮而師事之。樂毅自魏往。鄒衍自齊往。劇辛自趙往。士爭趨燕。燕王弔死問孤。與百姓同甘苦。二十八年。燕國殷富。士卒樂軼輕戰。

の小に力少く、以て報ずるに足らざるを知る。然も誠に賢士を得て以て國を共(三)にし、以て先王の恥を雪がんは、孤の願なり。先生(四)可なる者を視よ、身之に事ふるを得んと。郭隗曰く、王必ず士(五)を致さんと欲せば、先づ隗從り始めよ。況んや隗より賢なる者をや。豈千里を遠しとせんやと。是に於て、昭王隗の爲に改めて宮を築き、之に師事す。樂毅は魏より往き、鄒衍は齊より往き、劇辛は趙より往き、士爭うて燕に趨く。燕王(六)死を弔し孤を問ひ、百姓と甘苦を同じうす。二十八年、燕國殷富なり。士卒(七)軼を樂み戰を輕んず。

(一)殘破したる燕　(二)諸侯自ら稱する謙辭　(三)國家經營の事に共力す　(四)適任者を視察せよ　(五)賢士を招聘す　(六)死者を弔ひ孤兒を問ふ　(七)安逸を樂み戰爭を厭はず

於是遂以樂

是に於て、遂に樂毅を以て上將軍と爲し、秦楚三晉と謀を合せ、以て齊を

父子之位。寡人之國小。不足以爲先後。雖然。則唯太子所以令之。太子因要黨聚衆。將軍市被圍公宮。攻子之不克。將軍市被及百姓。反攻太子平。將軍市被死。以徇。因搆難數月。死者數萬。衆人恫恐。百姓離志。孟軻謂齊王曰。今伐燕。此文武之時。不可失也。王因令章子將五都之兵。以因北地之衆。以伐燕。士卒不戰。城門不閉。燕君噲死。齊大勝燕。子之亡。二年而燕人共立太子平。是爲燕昭王。

ふ。因りて難(五)を搆ふること數月、死者數萬あり。衆人恫み恐れ、百姓志(六)を離す。(七)孟軻齊王に謂つて曰く、今燕を伐つは、此れ文武の時なり、失ふべからずと。王因りて章子をして五都の兵に將として、以て北地(八)の衆に因り、以て燕を伐たしむ。士卒戰はず、城門閉ぢず。燕君噲は死し、齊大いに燕に勝ち、子之は亡しぬ。二年にして、燕人共に太子平を立つ。是を燕の昭王と爲す。

(一) 燕國の亂に乘じて之を伐て (二) 先後の用を爲す (三) 齊に依頼するが儘に從はん (四) 罪人を戮して衆に示すなり (五) 戰亂 (六) 國家に對する志 (七) 孟子公孫丑篇參照 (八) 北境の兵士

燕昭王於破燕之後即位。卑身厚幣以

燕の昭王、破燕(一)の後に於て位に即き、身を卑くし幣を厚うし、以て賢者を招く。郭隗に謂つて曰く、齊は孤(二)の國亂れしに因り、襲うて燕を破れり。孤極めて燕

下。傳二之於益一。已而啓與二交黨一攻レ益奪レ之。天下謂。禹名傳二天下於益一。已而實令二啓自取レ之。今王言レ屬二國於子之一。而吏無下非二太子人一者上。是名屬二子之一。而實太子用レ事也。王因收レ印。自二三百石吏一已上。而效二之子之一。子之南面行二王事一。而噲老不レ聽レ政。顧爲レ臣。國事皆決二於子之一。三年國大亂。百姓恫恐。將軍市被與二太子平一謀。將レ攻二子之一。

(一) 堯が天下を以て許由に讓りしといふ名目 (二) 子之亦許由の如く辭すべし (三) 其權勢位置大いに重し (四) 大禹は臣益を天位に推薦す (五) 禹の子なり、啓の臣屬を益の下吏となす (六) 益に傳ふる名目を有つて實は其子に取らしめたり (七) 下吏は皆太子の臣屬なり (八) 諸臣に授けし印 (九) 三百石以上の吏印を子之に致す (一〇) 老を告げて隱居す (一一) 痛むに同じ

諸將謂二齊湣王一曰。因而赴レ之。破レ燕必矣。齊王因令三人謂二燕太子平一曰。寡人聞丁太子之義。將丙廢レ私而立レ公。飭二君臣之義一。明乙

諸將齊の湣王に謂つて曰く、(一)因りて之に赴け。燕を破らんこと必せりと。齊王因りて人をして燕の太子平に謂はしめて曰く、寡人、太子の義、將に私を廢して公を立て、君臣の義を飭め、父子の位を明にせんとするを聞く。寡人の國小なり、以て先後を爲すに足らず。然りと雖も、則ち唯太子が(三)之を令する所以のままなりと。(二)太子因りて黨を要め衆を聚む。將軍市被は公宮を圍んで、子之を攻むれども克たず。將軍市被及び百姓、反つて太子平を攻む。將軍市被死す。以て(四)徇

鹿毛壽謂二燕王一。不レ如三以レ國讓二相子之一。人之謂二堯賢一者。以三其讓二天下於許由一。許由不レ受。有下讓二天下一之名上。而實不レ失二天下一。今王以レ國讓二於子之一。子之必不二敢受一。是王與レ堯同レ行也。燕王因屬二國於子之一。子之大重。或曰。禹薦レ益。已而以二啓人一爲レ吏。及レ老而以レ啓爲レ不レ足レ任二乎天

鹿毛壽燕王に謂ふらく、國を以て相子之に讓るに如かず。人の堯を賢と謂ふ者は其の天下を許由に讓りしを以てなり。許由受けず。(一)天下を讓るの名を有つて、實は天下を失はず。今王國を以て子之に讓らば、子之(二)必ず敢て受けじ。是れ王堯と行を同じうするなりと。燕王因りて國を子之に屬す。子之大いに重し。(三)或ひと曰く、禹、(四)益を薦む、已にして啓の(五)人を以て吏と爲す。老に及びて、啓を以て天下に任ずるに足らずと爲して、之を益に傳へき。已にして啓は交黨と益を攻めて、之を奪ひぬ。天下謂へらく、禹の名は天下を益に傳へて、已にして實は啓をして自ら之を取らしめたりと。今王國を子之に(六)屬すと言ふも、(七)吏は太子の人に非ざる者無し。是れ名は子之に屬して、實は太子事を用ふるなりと。王因りて印を收め、(八)三百石吏より已上なるをば之を子之に效す。子之南面して王事を行ひ、噲は老して(九)政を聽かず、顧りて臣と爲り、國事皆子之に決す。三年にして國大いに亂れ、(一〇)百姓(一一)恫み恐る。將軍市被太子平と謀りて、將に子之を攻めんとす。

十年。燕君爲レ王。蘇秦與二燕文公夫人一私通。懼レ誅。乃說レ王。使レ齊爲二反間一。欲二以亂一レ齊。易王立。十二年卒。子燕噲立。燕噲既立。齊人殺二蘇秦一。蘇秦之在レ燕。與二其相子之一爲レ婚。而蘇代與二子之一交。及二蘇秦死一。而齊宣王復用二蘇代一。燕噲三年。與二楚三晉一攻レ秦。不レ勝而還。子之相レ燕。貴重主レ斷。蘇代爲レ齊使二於燕一。燕王問曰。齊王奚如。對曰。必不レ霸。燕王曰。何也。對曰。不レ信二其臣一。蘇代欲下以激二燕王一。以尊中子之上也。於レ是燕王大信二子之一。子之因遺二蘇代百金一。而聽二其所一レ使。

と欲す。易王立ち、十二年に卒し、子燕噲立つ。燕噲既に立つや、齊人蘇秦を殺す。蘇秦の燕に在るや、其相子之と婚を爲す。而して(三)蘇代は子之と交る。蘇秦死するに及び、齊の宣王復蘇代を用ふ。燕噲の三年、楚と三晉と與に秦を攻め、勝たずして還る。子之の燕に相たるや、貴重(四)にして斷を主る。蘇代齊の爲に燕に使す。燕王問うて曰く、齊王は奚如と。對へて曰く、必ず霸たらじと。燕王曰く、何ぞやと。對へて曰く、其臣を信ぜずと。蘇代は以て燕王を激(五)して、以て子之を尊くせんと欲せしなり。是に於て、燕王大いに子之を信ず。子之因りて蘇代に百金を遺りて、其の使ふ所に聽す。

(一)王と自稱するなり　(二)敵同士の間に疑惑を生ぜしむる流言又は手段　(三)蘇秦の弟　(四)位貴く權重し　(五)憤激せしむるなり

孝公立。孝公十二年。韓魏趙滅ニ智伯一分ニ其地一。三晉彊。十五年。孝公卒。成公立。成公十六年卒。湣公立。湣公三十一年卒。釐公立。是歳三晉列爲ニ諸侯一。釐公三十年。伐レ齊敗ニ于林營一。釐公卒。桓公立。桓公十一年卒。文公立。是歳秦獻公卒。秦益彊。文公十九年。齊威王卒。二十八年。蘇秦始來見說ニ文公一。文公予ニ車馬金帛一以至レ趙。趙肅侯用レ之。因約ニ六國一爲ニ從長一。秦惠王以ニ其女一爲ニ燕太子婦一。二十九年。文公卒。太子立。是爲ニ易王一。

彊し。文公の十九年、齊の威王卒す。二十八年蘇秦(三)始めて來り見え、文公に說く。文公車馬金帛を予へて、以て趙に至らしむ。趙の肅侯之を用ひ、因りて六國(四)に約して、從(五)の長と爲る。秦の惠王、其女を以て燕の太子の婦と爲す。二十九年文公卒し、太子立つ。是を易王と爲す。

(一) 河南衛輝府　(二) 韓魏趙の三家　(三) 戰國策參照　(四) 韓魏趙齊燕楚　(五) 合從盟約の長

易王初立。齊宣王因ニ燕喪一伐レ我取ニ十城一。蘇秦說レ齊。使ニ復歸ニ燕十城一。

易王初めて立つや、齊の宣王は燕の喪に因りて、我を伐つて十城を取る。蘇秦齊に說いて、復燕に十城を歸さしむ。十年燕君、王(一)と爲る。蘇秦燕の文公の夫人と私通し、誅を懼れ、乃ち王に說き、齊に使して反間(二)を爲し、以て齊を亂さん

九年卒。文公立。文公六年卒。懿公立。懿公元年。齊崔杼弑二其君莊公一。四年卒。子惠公立。惠公元年。齊高止來奔。六年。惠公多二寵姬一。公欲下去二諸大夫一。而立中寵姬宋上。大夫共誅二姬宋一。惠公懼奔レ齊。四年。齊高偃如レ晉。請三共伐レ燕入二其君一。晉平公許。與レ齊伐レ燕入二惠公一。惠公至レ燕而死。燕立二悼公一。悼公七年卒。共公立。共公五年卒。平公立。晉公室卑。六卿始彊大。平公十八年。呉王闔閭破レ楚入レ郢。十九年卒。簡公立。

八年、呉王闔閭、楚を破りて郢(六)に入る。十九年に卒し、簡公立つ。

(一) 覇に同じ　(二) 郤錡、郤犨、郤至なり晉世家參照　(三) 寵愛の侍姫　(四) 宋氏を夫人とするなり　(五) 范、中行、知氏及び韓、魏、趙氏　(六) 楚の國都

簡公十二年卒。獻公立。晉趙鞅圍二范中行於朝歌一。獻公十二年。齊田常弑二其君簡公一。十四年。孔子卒。二十八年。獻公卒。

簡公十二年に卒し、獻公立つ。晉の趙鞅、范・中行を朝歌に圍む。(一) 獻公の十二年、齊の田常其君簡公を弑す。十四年孔子卒す。二十八年獻公卒し、孝公立つ。孝公の十二年、韓魏趙は智伯を滅して、其地を分つ、三晉彊し。(二) 十五年孝公卒し、成公立つ。成公十六年に卒し、滑公立つ。滑公三十一年に卒し、釐公立つ。是歳三晉列して諸侯と爲る。釐公の三十年、齊を伐つて林營に敗る。釐公卒し、桓公立つ。桓公十一年に卒し、文公立つ。是歳秦の獻公卒し、秦益〻

君送二齊桓公一出レ境。桓公因割二燕所レ至地一予レ燕。使下燕共二貢天子一。如中成周時職上。使三燕復脩二召公之法一。三十三年卒。子襄公立。

襄公二十六年。晉文公爲二踐土之會一稱レ伯。三十一年。秦師敗二于殽一。三十七年。秦穆公卒。四十年。襄公卒。桓公立。桓公十六年卒。宣公立。宣公十五年卒。昭公立。昭公十三年卒。武公立。是歲晉滅二三郤大夫一。武公十

襄公二十六年、晉の文公踐土の會を爲して伯を稱す。三十一年、秦の師殽に敗る。三十七年、秦の穆公卒す。四十年、襄公(一)卒し、桓公立つ。桓公十六年に卒し、宣公立つ。宣公十五年に卒し、昭公立つ。昭公十三年に卒し、武公立つ。是歲、晉三郤(二)大夫を滅す。武公十九年に卒し、文公立つ。文公六年に卒し、懿公立つ。懿公元年、齊の崔杼其君莊公を弑す。四年に卒して、子惠公立つ。惠公の元年、齊の高止來奔す。六年、惠公寵(三)姬多し。公諸大夫を去りて、寵(四)姬宋を立てんと欲す。大夫共に姬宋を誅す。惠公懼れて齊に奔る。四年、齊の高偃晉に如き、共に燕を伐つて其君を入れんと請ふ。晉の平公許して齊と燕を伐ち、惠公を入る。惠公燕に至りて死す。燕悼公を立つ。悼公七年に卒し、共公立つ。共公五年に卒し、平公立つ。晉の公室卑しく、六(五)卿始めて彊大なり。平公の十

初即レ位。釐侯二十一年。鄭桓公初封ニ於鄭一。三十六年。釐侯卒。子頃侯立。頃侯二十年。周幽王淫亂。爲ニ犬戎所一レ弒。秦始列爲ニ諸侯一。二十四年。頃侯卒。子哀侯立。哀侯二年卒。子鄭侯立。鄭侯三十六年卒。子繆侯立。繆侯七年。而魯隱公元年也。十八年卒。子宣侯立。宣侯十三年卒。子桓侯立。桓侯七年卒。子莊公立。莊公十二年。齊桓公始霸。十六年。與ニ宋衞一共伐ニ周惠王一。惠王出ニ奔溫一。立ニ惠王弟穨一爲ニ周王一。十七年。鄭執ニ燕仲父一。而內ニ惠王于周一。二十七年。山戎來侵レ我。齊桓公救レ燕。遂北伐ニ山戎一而還。燕

と爲る。二十四年頃侯卒し、子哀侯立つ。哀侯二年に卒し、子鄭侯立つ。鄭侯三十六年に卒し、子繆侯立つ。繆侯七年は、魯の隱公元年なり。十八年に卒し、子宣公立つ。宣侯十三年に卒し、子桓侯立つ。桓侯は七年に卒し、子莊公立つ。莊公の十二年、齊の桓公始めて霸たり。十六年、宋衞と共に周の惠王を伐つ。惠王溫(二)に出奔す。惠王の弟穨を立てて周王と爲す。十七年、鄭、燕の仲父を執へて、惠王を周に內る。二十七年、山戎來つて我を侵す。齊の桓公燕を救ひ、遂に北して山戎を伐つて還る。燕君齊の桓公を送り、境を出づ。桓公因りて燕至る(三)所の地を割きて、燕に予ふ。燕をして天子に共(四)貢すること、成周の時の職の如くせしめ、燕をして復召公の法を脩めしむ。三十三年に卒し、子襄公立つ。

(一) 共和政事を行ひし時代　(二) 今の河內溫縣　(三) 齊世家參照　(四) 供へ貢獻す

乃稱。湯時有二伊尹一。假二于皇天一。在二太戊時一。則有二若伊陟臣扈一。假二于上帝一。巫咸治二王家一。在二祖乙時一。則有二若巫賢一。在二武丁時一則有二若甘般一。率維玆有レ陳。保二乂有殷一。於レ是召公乃說。召公之治二西方一。甚得二兆民和一。召公巡二行鄕邑一。有二棠樹一。決二獄政事其下一。自二侯伯一至二庶人一。各得二其所一。無二失レ職者一。召公卒。而民人思二召公之政一。懷二棠樹一。不二敢伐一。歌二詠之一作二甘棠之詩一。

す。侯伯より庶人に至るまで、各〻其所を得て、職を失ふ者無し。召公卒して、民人召公の政を思ひ、棠樹を懷うて敢て伐らず。之を歌詠して、(九)甘棠の詩を作りぬ。

(一)大臣 (二)河南省の陝州 (三)書經參照、周公この文を作りて召公の去らんとするを止めんとす (四)其德天に達す (五)德上帝に至る (六)殷國を保ち治めたり (七)衆民 (八)甘棠はからなしなり (九)詩經參照

自二召公一已下。九世至二惠侯一。燕惠侯當二周厲王奔レ彘。共和之時一。惠侯卒。子釐侯立。是歲周宣王

召公より已下、九世にして惠侯に至る。燕の惠侯は、周の厲王彘に奔り、(一)共和の時に當る。惠侯卒し、子釐侯立つ。是歲、周の宣王初めて位に卽く。釐侯の二十一年、鄭の桓公初めて鄭に封ぜらる。三十六年釐侯卒し、子頃侯立つ。頃侯の二十年、周の幽王淫亂なり。犬戎の弑する所と爲る。秦始めて列して諸侯

巻三十四

燕召公世家第四

召公奭。與レ周同姓。姓姬氏。周武王之滅レ紂。封ニ召公於北燕。其在ニ成王時。召公爲ニ三公。自レ陝以西。召公主レ之。自レ陝以東。周公主レ之。成王既幼。周公攝レ政。當レ國踐レ阼。召公疑レ之。作ニ君奭一。君奭不レ說ニ周公一。周公

召公奭は、周と同姓なり。姓は姬氏。周の武王の紂を滅するや、召公を北燕に封ず。其の成王の時に在るや、召公(一)三公と爲り、(二)陝より以西は召公之を主り、陝より以東は周公之を主る。成王既に幼なり、周公政を攝し、國に當り阼を踐む。召公之を疑ふ。(三)君奭を作る。君奭周公を說ばず。周公乃ち稱す、湯の時に伊尹有り、(四)皇天に假る。太戊の時に在りては、則ち若のごとき伊陟・臣扈あり、(五)上帝に假る。巫咸は王家を治めき。祖乙の時に在りては、則ち若のごとき巫賢有りき。武丁の時に在りては、則ち若のごとき甘般有りき。率うて維玆に陳する有り、(六)有殷を保乂せりと。是に於て召公乃ち說ぶ。召公の西方を治むるや、甚だ(七)兆民の和を得たり。召公鄉邑を巡行す。(八)棠樹有り、獄政の事を其下に決

聞孔子稱曰。甚矣魯道之衰也。洙泗之間。斷斷如也。觀二慶父及叔牙閔公之際一。何其亂也。隱桓之事。襄仲殺レ適立レ庶。三家北面爲レ臣。親攻二昭公一。昭公以奔。至二其揖讓之禮一則從矣。而行事何其戾也。

間、斷斷(二)如たりと。慶父及び叔牙、閔公の際を觀るに、何ぞ其亂れたるや。隱桓の事あり。襄仲は適を殺して庶を立て、三家(三)は北面して臣爲るに、親ら昭公を攻め、昭公以て奔れり。其揖讓(四)の禮に至りては、則ち從へる(五)も、而も行事は何ぞ其れ戾れるや。

(一) 共に魯の河名、轉じて魯國を謂ふ (二) 相爭うて和順せざる貌 (三) 三桓 (四) 坐作進退の禮儀作法 (五) 制作當時の形式に從ふ

公の十二年、秦の恵王卒す。二十二年平公卒す、子賈立つ、是を文公と爲す。文公の七年、楚の懷王秦に死す。二十三年文公卒し、子讐立つ、是を傾公と爲す。傾公の二年、秦は楚の郢(三)を拔く。楚の傾王東して陳に徙る。十九年楚我を伐つて、徐州を取る。二十四年、楚の考烈王伐つて魯を滅す。傾公亡げ、卞邑に遷り、家人(四)と爲る。魯祀を絶つ。傾公は柯に卒す。魯周公より起り、傾公に至るまで、凡そ三十四世なり。

(一) 禍魏韓 (二) 韓魏趙齊楚燕 (三) 楚の國都 (四) 他國の臣下

公。穆公三十三年卒。子奮立。是爲共公。共公二十二年卒。子屯立。是爲康公。康公九年卒。子匽立。是爲景公。景公二十九年卒。子叔立。是爲平公。是時六國皆稱王。平公十二年。秦惠王卒。二十二年。平公卒。子賈立。是爲文公。文公七年。楚懷王死于秦。二十三年。文公卒。子讐立。是爲傾公。傾公二年。秦拔楚之郢。楚傾王東徙于陳。十九年。楚伐我取徐州。二十四年。楚考烈王伐滅魯。傾公亡遷於卞邑爲家人。魯絕祀。傾公卒于柯。魯起周公至傾公。凡三十四世。

太史公曰。余

太史公曰く、余聞く、孔子稱して曰く、甚しい哉魯道の衰へたるや、洙泗(一)の

之。三桓亦患ニ公作ヒ難。故君臣多レ間。公游ニ于陵阪ー。遇ニ孟武伯於衢ー。曰。請問余及レ死乎。對曰。不レ知也。公欲三以レ越伐ニ三桓ー。八月。哀公如ニ陘氏ー。三桓攻レ公。公奔ニ于衛ー。去如レ鄒。遂如レ越。國人迎ニ哀公ー。復歸。卒ニ于有山氏ー。子寧立。是爲ニ悼公ー。悼公之時。三桓勝。魯如ニ小侯ー。卑ニ於三桓之家ー。

す。八月、哀公陘氏に如く。三桓公を攻む。公衛に奔り、去つて鄒に如き、遂に越に如く。國人(五)哀公を迎へて復歸せしむ。(六)有山氏に卒す。子寧立つ、是を悼公と爲す。悼公の時、三桓勝り、魯は小侯の如く、三桓の家よりも卑し。

(一)壓伏强制す　(二)不和嫌隙　(三)無事に死に就くを得べきか　(四)越の力に依る　(五)公族なり　(六)亦公族なり

十三年。三晉滅ニ智伯ー。分ニ其地ー有レ之。三十七年。悼公卒。子嘉立。是爲ニ元公ー。元公二十一年卒。子顯立。是爲ニ穆

十三年、(一)三晉智伯を滅して其地を分つて之を有つ。三十七年、悼公卒し、子嘉立つ、是を元公と爲す。元公は二十一年に卒し、子顯立つ、是を穆公と爲す。穆公は三十三年に卒し、子奮立つ、是を共公と爲す。共公は二十二年に卒し、子屯立つ、是を康公と爲す。康公は九年に卒し、子匽立つ、是を景公と爲す。景公は二十九年に卒し、子叔立つ、是を平公と爲す。是時(二)六國皆王と稱す。平

齊至レ紨。徴ニ百牢於魯一。季康子使下子貢說ニ吳王及太宰嚭一。以レ禮詘上レ之。吳王曰。我文身。不レ足レ責レ禮。乃止。八年。吳爲レ鄒伐レ魯。至ニ城下一。盟而去。齊伐レ我取ニ三邑一。十年。伐ニ齊南邊一。十二年。齊伐レ魯。季氏用ニ冉有一有レ功。思ニ孔子一。孔子自レ衞歸レ魯。十四年。齊田常弑ニ其君簡公於徐州一。孔子請レ伐レ之。哀公不レ聽。十五年。使ニ子服景伯一。子貢爲レ介適レ齊。齊歸ニ我侵地一。田常初相。欲レ親ニ諸侯一。十六年。孔子卒。

公聽かず。十五年、子服景伯を使とし、子貢を介と爲し、齊に適かしむ。（七）齊我に侵地を歸す。田常初めて相たり、諸侯に親まんと欲するなり。十六年、孔子卒す。

㊀孔門の子路は時に季氏の宰たり　㊁季氏定公と共に女樂を樂しみ政に怠る故に去る　㊂牛羊豕を一牢とす　大饗なり　㊃入墨したる東狄　㊄讙闡等の三縣　㊅孔門の人　㊆孔門の端木賜

二十二年。越王句踐滅ニ吳王夫差一。二十七年春。季康子卒。夏。哀公患ニ三桓一。將レ欲下因ニ諸侯一以劫上レ之

二十二年、越王句踐吳王夫差を滅す。二十七年春、季康子卒す。夏、哀公三桓を患へて、將に諸侯に因りて以て之を（一）劫さんと欲す。三桓も亦公の難を作すを患ふ。故に君臣（二）間多し。公陵阪に游ぶ。孟武伯に衢に遇ふ。曰く、請ひ問ふ、余は（三）死に及ぶかと。對へて曰く、知らざるなりと。公（四）越を以て三桓を伐たんと欲

魯陽虎邑。以從政。八年。陽虎欲盡殺三桓適。而更立其所善庶子以代之。載季桓子將殺之。桓子詐而得脫。三桓共攻陽虎。陽虎居陽關。九年。魯伐陽虎。陽虎奔齊。已而奔晉趙氏。十年。定公與齊景公。會於夾谷。孔子行相事。齊欲襲魯君。孔子以禮歷階。誅齊淫樂。齊侯懼。乃止歸魯侵地。而謝過。

十二年。使仲由毀三桓城。收其甲兵。孟氏不肯墮城。伐之不克而止。季桓子受齊女樂。孔子去。十五年。定公卒。子將立。是爲哀公。哀公五年。齊景公卒。六年。齊田乞弑其君孺子。七年。吳王夫差彊。伐

十二年、仲由（一）をして三桓の城を毀ちて其甲兵を收めしむ。孟氏は城を墮つを肯ぜず。之を伐ち、克たずして止む。季桓子は齊の女樂を受く。孔子去る。十五年定公卒し、子將立つ、是を哀公と爲す。哀公の五年、齊の景公卒す（二）。六年、齊の田乞其君孺子を弑す。七年、吳王夫差彊し。齊を伐つて繒に至り、百牢（三）を魯に徵す。季康子子貢をして吳王及び太宰嚭に說き、禮を以て之を詘けしむ。吳王曰く、我は文身（四）なり、禮を責むるに足らずと。乃ち止めき。八年、吳、鄒の爲に魯を伐ち、城下に至り、盟つて去る。齊我を伐ちて三邑（五）を取る。十年、齊の南邊を伐つ。十二年、齊魯を伐つ。季氏冉有（六）を用ひて功有り、孔子を思ふ。孔子衞より魯に歸る。十四年、齊の田常其君簡公を徐州に弑す。孔子之を伐たんと請ふ。哀

季友有レ大ニ功於魯一。受レ鄪爲ニ上卿一。至ニ于武子文子一。世增ニ其業一。魯文公卒。東門遂殺レ適立レ庶。魯君於レ是失ニ國政一。政在ニ季氏一。於レ今四君矣。民不レ知レ君。何以得レ國。是以爲レ君愼ニ器與一レ名。不レ可ニ以假一レ人。定公五年。季平子卒。陽虎私怒。囚ニ季桓子一。與盟。乃捨レ之。七年。齊伐レ我取レ鄆。以爲ニ

國政を失ひ、政季氏に在り。今に於て四君なり。民君を知らず、何を以て國を得ん。是を以て君と爲るものは、器(四)と名とを愼むべし、以て人に假すべからずと。定公の五年、季平子卒す。陽虎私(五)に怒つて季桓子を囚へ、與に盟つて、乃ち之(六)を捨つ。七年、齊我を伐つて鄆を取り、以て魯の陽虎が邑と爲し、以て政に從はしむ。八年、陽虎盡く三桓の適(七)を殺して、更に其善き所(八)の庶子を立てて以て之に伐へんと欲し、季桓子を載(九)せて、將に之を殺さんとす。桓子詐りて脫するを得。三桓共に陽虎を攻む。陽虎陽關(一〇)に居る。九年、魯陽虎を伐つ、陽虎齊に奔り、已にして晉の趙氏に奔る。十年、定公と齊の景公と夾谷(一一)に會す。孔子相(一二)の事を行ふ。齊魯君を襲はんと欲す。孔子禮を以て歷階し、齊の淫樂を誅す。齊侯懼れて乃ち止め、魯に侵地を歸して過を謝しき。

(一) 史官蔡墨　(二) 代々其功業を增大す　(三) 孟孫襄仲は魯城の東門に居せり、遂は其の名　(四) 位爵に相當する車服と身分に相當する稱號と　(五) 事を以て怒るなり　(六) 之に背く　(七) 嫡長子　(八) 自己と親交ある者　(九) 車に載す　(一〇) 魯齊の境地　(一一) 齊世家參照　(一二) 宰相の事

求ㇾ內二其君一。無ㇾ病而死。不ㇾ知天弃ㇾ魯乎。抑魯君有ㇾ罪二于鬼神一也。願君且待。齊景公從ㇾ之。二十八年。昭公如ㇾ晉求ㇾ入。季平子私二於晉六卿一。六卿受二季氏賂一。諫二晉君一。晉君乃止。居二昭公乾侯一。二十九年。昭公如ㇾ鄆。齊景公使二人賜二昭公書一。自謂二主君一。昭公恥ㇾ之。怒而去二乾侯一。三十一年。晉欲ㇾ內二昭公一。召二季平子一。平子布衣跣行。因二六卿一謝ㇾ罪。六卿爲言曰。晉欲ㇾ內二昭公一。衆不ㇾ從。晉人止。三十二年。昭公卒二于乾侯一。魯人共立二昭公弟宋一爲ㇾ君。是爲二定公一。

定公立。趙簡子問二史墨一曰。季氏亡乎。史墨對曰。不ㇾ亡。

りて乾侯に去りき。三十一年、晉昭公を內れんと欲し、季平子を召す。平子布衣(四)跣行し、六卿に因りて罪を謝す。六卿爲に言つて曰く、晉昭公を內れんと欲するも、衆(五)從はずと。晉人止む。三十二年、昭公乾侯に卒す。魯人共に昭公の弟宋を立てて君と爲す。是を定公と爲す。

(一) 庾は十六斗なり即ち八萬斗の穀なり　(二) 不思議なる事情あり　(三) 晉の六大臣、六軍の長なり　(四) 賤民の衣を服し、素足にて履無し　(五) 衆人從はず

定公立つや、趙簡子史墨(一)に問うて曰く、季氏亡びんかと。史墨對へて曰く、亡びじ。季友は魯に大功有り、鄪を受けて上卿爲り。武子文子に至るまで、世〻(二)其業を增せり。魯の文公の卒するや、(三)東門遂は適を殺して庶を立て、魯君是に於て

伯爲㆓公使㆒。故孟氏得ㇾ之。三家共伐ㇾ公。公遂奔。己亥。公至㆓于齊㆒。齊景公曰。請致㆓千社㆒待ㇾ君。子家曰。弃㆓周公之業㆒。而臣㆓於齊㆒。可乎。乃止。子家曰。齊景公無ㇾ信。不ㇾ如㆓早之ㇾ晉。弗ㇾ從。叔孫見ㇾ公。還見㆓平子㆒。平子頓首。初欲ㇾ迎㆓昭公㆒。孟孫季孫後悔。乃止。

二十六年春。齊伐ㇾ魯。取ㇾ鄆。而居㆓昭公㆒焉。夏。齊景公將ㇾ內ㇾ公。令ㇾ無ㇾ受㆓魯賂㆒。申豐汝賈許㆓齊臣高齕子將粟五千庾㆒。子將言㆓於齊侯㆒曰。羣臣不ㇾ能ㇾ事㆓魯君㆒。有ㇾ異焉。宋元公爲ㇾ魯如ㇾ晉。求ㇾ內ㇾ之。道卒。叔孫昭子

二十六年春、齊、魯を伐つて鄆を取り、昭公を居らしむ。夏、齊の景公將に公を內れんとす。魯の賂を受くること無からしむ。申豐・汝賈は、齊の臣高齕・子將に粟五千庾を許せり。子將齊侯に言つて曰く、羣臣魯君に事ふる能はず、異なる有ればなり。宋の元公魯の爲に晉に如き、之を內るゝを求めて、道に卒せり。叔孫昭子は其君を內れんことを求め、病無くして死せり。知らず天魯を弃つるか、抑〻魯君鬼神に罪有るか。願くは君且く待てと。齊の景公之に從ふ。二十八年、昭公晉に如き、入らんことを求む。季平子晉の六卿に私す。六卿季氏の賂を受けて、晉君を諫む。晉君乃ち止めて、昭公を乾侯に居らしむ。二十九年、昭公鄆に如く。齊の景公人をして昭公に書を賜はしめ、自ら主君と謂ふ。昭公之を恥ぢ、怒

昭公。昭公九月戊戌。伐二季氏一遂入。平子登レ臺請曰。君以レ讒不レ察二臣罪一誅レ之。請レ遷二沂上一。弗レ許。請レ囚二於鄪一。弗レ許。請下以二五乘一亡上。弗レ許。子家駒曰。君其許レ之。政自二季氏一久矣。爲レ徒者衆。衆將レ合レ謀。弗レ聽。郈氏曰。必殺レ之。叔孫氏之臣戾。謂二其衆一曰。無二季氏一與レ有孰利。皆曰。無二季氏一。是無二叔孫氏一。戾曰。然。救二季氏一。遂敗二公師一。孟懿子聞二叔孫氏勝一。亦殺二郈昭伯一。郈昭

戻は、其衆に謂つて曰く、季氏無きと有るとは孰か利なると。皆曰く、季氏無きは是れ叔孫氏無きなりと。戻曰く、然りと。季氏を救ひ、遂に公の師を敗りき。孟懿子、叔孫氏勝つと聞き、亦郈昭伯を殺す。郈昭伯、(一一)公の使と爲りぬ、故に孟氏之を得たるなり。三家共に公を伐つ、公遂に奔る。己亥、公齊に至る。齊の景公曰く、請ふ千社(一二)を致して君を待たんと。子家(一三)曰く、周公の業を弃てて齊に臣たるは、可ならんやと。乃ち止む。子家曰く、齊の景公は信無し。早く晉に之くに如かずと。從はず。叔孫(一四)公に見ゆ。還つて平子(一五)を見るに、平子頓首し、初は昭公を迎へんと欲せしも、孟孫季孫後に悔いて乃ち止めき。

㊀ 鷄の羽に芥子粉を塗り以て敵の眼を傷けしめんとす ㊁ 金屬を雞の距に附着す ㊂ 郈氏の邸地を奪ふ ㊃ 家臣 ㊄ 家宰老臣 ㊅ 季氏の邸内に入る ㊆ 沂水の邊に居らんとす ㊇ 季氏の領邑 ㊈ 五百人の從卒 (一〇) 季氏の徒黨 (一一) 昭公の使者として孟氏を訪ひたるなり (一二) 二萬五千家の地 (一三) 前出の子家駒なり (一四) 叔孫氏來りて昭公に謁す (一五) 季平子

晉至レ河。晉平公謝還レ之。晉恥焉。四年。楚靈王會二諸侯於申一。昭公稱レ病不レ往。七年。季武子卒。八年。楚靈王就二章華臺一召二昭公一。昭公往賀。賜二昭公寶器一。已而悔。復詐取レ之。十二年。朝レ晉至レ河。晉平公謝還レ之。十三年。楚公子棄疾弑二其君靈王一代立。十五年。朝レ晉。晉留レ之。葬二晉昭公一。晉恥レ之。二十年。齊景公與二晏子一狩レ竟。因入レ晉問レ禮。二十一年。朝レ晉。至レ河。晉謝還レ之。二十五年春。鸜鵒來巢。師己曰。文成之世童謠曰。鸜鵒來巢。公在二乾侯一。鸜鵒入處。公在二外野一。

季氏與二郈氏一鬬レ雞。季氏芥二雞羽一。郈氏金距。季平子怒而侵二郈氏一。郈昭伯亦怒二平子一。臧昭伯之弟會。僞讒二臧氏一。匿二季氏一。臧昭伯囚二季氏人一。季平子怒。囚二臧氏老一。臧郈氏以レ難告二

季氏と郈氏と雞を鬬はす。季氏雞羽に芥し、(一)郈氏は金の距す。(二)季平子怒りて郈氏を侵す。(三)郈昭伯も亦平子を怒る。臧昭伯の弟會は、僞つて臧氏を讒して季氏に匿る。臧昭伯季氏の人を囚ふ。(四)季平子怒り、臧氏の老を囚ふ。(五)臧・郈氏難を以て昭公に告ぐ。昭公九月戊戌、季氏を伐ちて遂に入る。(六)平子臺に登りて請うて曰く、君讒を以てして臣が罪を察せずして、之を誅せんとすと。沂(七)の上に遷らんと請ふ、許さず。鄪(八)に囚れんと請ふ、許さず。五乘(九)を以て亡げんと請ふ、許さず。子家駒曰く、君其れ之を許せ、政季氏よりすること久し、徒(一〇)爲る者衆し、衆將に謀を合せんとすと。聽かず。郈氏曰く、必ず之を殺せと。叔孫氏の臣

人立ニ齊歸之子裯一爲レ君。是爲ニ昭公一。昭公年十九。猶有ニ童心一。穆叔不レ欲レ立。曰。太子死有ニ母弟一可レ立。不レ即立レ長。年鈞擇レ賢。義鈞則卜レ之。今裯非ニ適嗣一。且又居レ喪。意不レ在レ戚。而有ニ喜色一。若果立。必爲ニ季氏憂一。季武子弗レ聽。卒立レ之。比レ及レ葬三易レ衰。君子曰。是不レ終也。昭公三年。朝レ

に之を立つ。葬に及ぶ比まで、三たび衰(六)を易へき。君子曰く、是れ終(七)へざらんと。昭公の三年、晉に朝して河に至る。晉の平公謝して之を還す。魯恥づ。四年、楚の靈王諸侯を申(八)に會す。昭公病と稱して往かず。七年季武子卒す。八年楚の靈王章華臺(九)に就いて、昭公を召す。昭公往き賀す。昭公に寶器を賜ふ。已にして悔い、復詐つて之を取る。十二年、晉に朝して河に至る。晉の平公謝して之を還す。十三年、楚の公子棄疾、其君靈王を弑して代り立つ。十五年晉に朝す。晉之を留む。晉の昭公を葬る。魯は之を恥づ。二十年、齊の景公は晏子と竟(一〇)に狩し、因りて魯に入りて禮を問ふ。二十一年、晉に朝して河に至る。晉謝して之を還す。二十五年春、鸜鵒(一一)來り巢くふ。師己曰く、文成(一二)の世、童謠に曰く、鸜鵒來り巢ふ、公乾侯(一三)に在り。鸜鵒入り處る、公外野に在りと。

(一) 季札　(二) 吳世家參照　(三) 襄公の妾の名　(四) 同母弟　(五) 義理に甲乙なき時は卜に訴ふ　(六) 喪服なり、遊戲甚しくして破損せるなり　(七) 終を全くせざらん　(八) 鄭の地なり　(九) 楚の東境乾谿に建てし臺名　(一〇) 兩境　(一一) 遠き異國より來る鳥の名　(一二) 文公成公　(一三) 晉の地なり、今の直隸廣平府成安縣の東南方

成公卒。子午立。是爲二襄公一。是時襄公三歲也。襄公元年。晉立二悼公一。往年冬。晉欒書弑二其君厲公一。四年。襄公朝レ晉。五年。季文子卒。家無二衣レ帛之妾一。廐無二食レ粟之馬一。府無二金玉一。以相二三君一。君子曰。季文子廉忠矣。九年。與レ晉伐レ鄭。晉悼公冠二襄公於衞一。季武子從相行レ禮。十一年。三桓氏分爲二三軍一。十二年。朝レ晉。十六年。晉平公卽レ位。二十一年。朝二晉平公一。二十二年。孔丘生。

るなり　(六)宣成襄の三君　(七)廉潔忠誠なり　(八)加冠の式を行ふ　(九)三軍は諸侯の軍なり、公室の軍を分ち取りしなり

二十五年。齊崔杼弑二其君莊公一。立二其弟景公一。二十九年。吳延陵季子使レ魯。問二周樂一。盡知二其意一。魯人敬焉。三十一年六月。襄公卒。其九月。太子卒。魯

二十五年、齊の崔杼其君莊公を弑して、其弟景公を立つ。二十九年、吳の延陵の季子(一一)魯に使す。周の樂(一二)を問うて盡く其意を知る。魯人敬す。三十一年六月、襄公卒す。其九月、太子卒す。魯人齊歸の子裯を立てて君と爲す。是を昭公と爲す。昭公年十九、猶童心有り。穆叔(一三)立つるを欲せず。曰く、太子死し、母弟(一四)有り、立つべし。不らずんば卽ち長を立てん。年鈞しくば賢を擇ばん、義鈞しく(一五)ば則ち之を卜せん。今裯は適嗣に非ず、且又喪に居るに、意は戚に在らずして喜色有り。若し果して立たば、必ず季氏の憂と爲らんと。季武子聽かず、卒

齊伐取二我隆一。夏。公與二晉郤克一。敗二齊頃公於鞍一。齊復歸二我侵地一。四年。成公如レ晉。晉景公不レ敬レ魯。魯欲三背レ晉合二於楚一。或諫。乃止。十年。成公如レ晉。晉景公卒。因留二成公一送レ葬。魯諱レ之。十五年。始與二吳王壽夢一會二鍾離一。十六年。宣伯告レ晉。欲レ誅二季文子一。文子有レ義。晉人弗レ許。十八年。

る。齊復我に侵地を歸す。四年成公晉に如く。晉の景公魯を敬せず、魯晉に背いて楚に合せんと欲す。或ひと諫む、乃ち止む。十年、成公晉に如く。晉の景公卒す。因りて成公を留めて葬を送らしむ。魯之を諱む。(二)十五年、始めて吳王壽夢と鍾離に會す。十六年、宣伯晉に告げて、季文子を誅せんと欲す。(三)文子義有り、晉人許さず。十八年、成公卒し、子午立つ。是を襄公と爲す。是時襄公は三歳のみ。襄公の元年、晉悼公を立つ。往年の冬、晉の欒書は其君厲公を弑せり。四年、襄公晉に朝す。五年季文子卒す。家に帛を衣る(四)の妾無く、廐に粟を食む(五)の馬無く、府に金玉無し。以て三君(六)に相たり。君子曰く、季文子は廉忠(七)なりと。九年晉と鄭を伐つ。晉の悼公襄公を衛に冠せしむ(八)。季武子從つて相けて禮を行ふ。十一年、三桓氏分れて三軍(九)と爲る。十二年晉に朝す。十六年、晉の平公位に即く。二十一年晉の平公に朝す。二十二年孔丘生る。

(一) 齊世家參照　(二) 恥辱として忌諱す　(三) 季文子に仁義の行あり　(四) 粗衣に甘んずるなり　(五) 粗食せしむ

襄仲。襄仲欲ㇾ立ㇾ之。叔仲曰。不可。襄仲請二齊惠公。惠公新立。欲ㇾ親ㇾ魯許ㇾ之。冬十月。襄仲殺二子惡及視一而立ㇾ俀。是爲二宣公一。哀姜歸ㇾ齊。哭而過ㇾ市曰。天乎。襄仲爲二不道一。殺ㇾ適立ㇾ庶。市人皆哭。魯人謂二之哀姜一。魯由ㇾ此公室卑。三桓彊。宣公俀十二年。楚莊王彊。圍ㇾ鄭。鄭伯降。復國ㇾ之。十八年。宣公卒。子成公黒肱立。是爲二成公一。季文子曰。使二我殺ㇾ適立ㇾ庶。失二大援一者襄仲。襄仲立二宣公一。公孫歸父有ㇾ寵。宣公欲ㇾ去二三桓一。與ㇾ晉謀ㇾ伐二三桓一。會二宣公卒一。季文子怨ㇾ之。歸父奔ㇾ齊。

哀姜と謂ふ。魯此由り公室卑く(四)三桓彊し。宣公俀の十二年、楚の莊王彊く、鄭を圍む。鄭伯降る。(五)復之を國にす。十八年宣公卒す。子成公黒肱立つ、是を成公と爲す。季文子曰く、我をして適を殺して庶を立て、(六)大援を失はしめたる者は襄仲なりと。襄仲の宣公を立つや、公孫歸父寵有り。宣公三桓を去らんと欲し、晉と三桓を伐たんことを謀る。宣公の卒するに會ふ。季文子之を怨む。歸父齊に奔りぬ。

(一)寵愛　(二)交を納る　(三)嫡子を殺して側室の子を立てたり　(四)孟叔季の三公族なり、桓公の子なれば桓と謂ふ　(五)許して國を成さしむ　(六)外國の大なる援助

成公二年春。

成公二年の春、齊伐つて我が隆を取る。夏、公晉の郤克と、齊の頃公を(一)鞌に敗

太子商臣。弑二其父成王一代立。三年。文公朝二晉襄公一。十一年十月甲午。魯敗二翟于鹹一。獲二長翟喬如一。富父終甥舂二其喉一。以レ戈殺レ之。埋二其首於子駒之門一。以命二宣伯一。初宋武公之世。鄋瞞伐レ宋。司徒皇父。帥レ師禦レ之。以敗二翟于長丘一。獲二長翟緣斯一。晉之滅レ路。獲二喬如弟棼如一。齊惠公二年。鄋瞞伐レ齊。齊王子城父。獲二其弟榮如一。埋二其首於北門一。衞人獲二其季弟簡如一。鄋瞞由レ是遂亡。

に亡ぶ。

(一)魯の二邑　(二)狄なり、鹹は魯の地　(三)魯の大夫　(四)魯の郭門の名　(五)魯の叔孫得臣は喬如を得たる記念に自分の子に喬如と名づけたり、喬如後に宣伯と稱せらる　(六)夷の國名　(七)潞國

十五年。季文子使二於晉一。十八年二月。文公卒。文公有二二妃一。長妃齊女哀姜。生二子惡及視一。次妃敬嬴。嬖愛生二子倭一。倭私事二

十五年、季文子晉に使す。十八年二月、文公卒す。文公二妃有り、長妃は齊女哀姜なり、子惡及び視を生み、次妃は敬嬴、嬖愛せられて子倭を生む。倭は私に襄仲に事ふ、(一)襄仲之を立てんと欲す。叔仲(二)曰く、不可なりと。襄仲齊の惠公に請ふ。惠公新に立ち、魯に親まんと欲して、之を許す。冬十月、襄仲子惡及び視を殺して倭を立つ。是を宣公と爲す。哀姜齊に歸り、哭して市を過ぎて曰く、天よ、襄仲不道を爲し、(三)適を殺して庶を立てたりと。市人皆哭す。魯人之を

其名曰レ友。間二于兩社一。爲二公室輔一。季友亡。則魯不レ昌。及レ生。有二文在一レ掌。曰レ友。遂以名レ之。號爲二成季一。其後爲二季氏一。慶父後爲二孟氏一也。

釐公元年。以二汶陽鄪一。封二季友一。季友爲レ相。九年。晉里克殺二其君奚齊卓子一。齊桓公率二釐公一討二晉亂一。至二高梁一而還。立二晉惠公一。十七年。齊桓公卒。二十四年。晉文公卽レ位。三十三年。釐公卒。子興立。是爲二文公一。文公元年。楚

釐公元年、汶陽鄪を以て季友を封ず、季友相と爲る。九年、晉の里克は其君奚齊卓子を殺す。(一)齊の桓公釐公を率ゐて、晉の亂を討し、高梁に至りて還り、晉の惠公を立つ。十七年、齊の桓公卒す。二十四年、晉の文公位に卽く。三十三年釐公卒し、子興立つ。是を文公と爲す。文公の元年、楚の太子商臣、其父成王を弑して代り立つ。三年、文公晉の襄公に朝す。十一年十月甲午、魯、(二)翟を鹹に敗り、長翟橋如を獲たり。(三)富父終甥其喉を舂き、戈を以て之を殺し、其首を(四)子駒の門に埋む。以て(五)宣伯に命づく。初め宋武公の世に、(六)鄋瞞宋を伐つ。司徒皇父、師を帥ゐて之を禦ぎ、以て翟を長丘に敗り、長翟緣斯を獲たり。晉の(七)路を滅するや、喬如の弟棼如を獲たり。齊の惠公二年、鄋瞞齊を伐つ。齊の王子城父、其弟榮如を獲て、其首を北門に埋め、衞人は其季弟簡如を獲たり。鄋瞞是れ由り遂

公弟申如邾。請魯求内之。魯人欲誅慶父。慶父恐奔莒。於是季友奉子申入立之。是爲釐公。釐公亦莊公少子。哀姜恐奔邾。季友以賂如莒求慶父。慶父歸。使人殺慶父。慶父請奔。弗聽。乃使大夫奚斯行哭而往。慶父聞奚斯音乃自殺。齊桓公聞哀姜與慶父亂以危魯。乃召之邾而殺之。以其屍歸。戮之魯。魯釐公請而葬之。季友母陳女。故亡在陳。陳故佐送季友及子申。季友之將生也。父魯桓公。使人卜之。曰男也。

らんと請ふ、聽かず。乃ち大夫奚斯をして行哭して(五)往かしむ。慶父奚斯の音を聞いて、乃ち(六)自殺す。齊の桓公、哀姜が慶父と亂して以て魯を危くすと聞き、乃ち之を邾より召して之を殺し、其屍を以て歸り、之を魯に戮せしむ(七)。魯の釐公請うて之を葬る。季友の母は陳の女なり、故に亡げて陳に在りき。陳は故に季友及び子申を佐け送りき。季友の將に生れんとするや、父魯の桓公、人をして之を卜せしむるに、曰く男なり、其名を友と曰ふ、兩社(八)に間して、公室の輔と爲らん。季友亡げば、則ち魯は昌えじと。生るゝに及び、文の掌に在る有り、友と曰ふ。遂に以て之に名づく、號して成季と爲す。其後は季氏と爲る。慶父の後は孟氏と爲りぬ。

(一) 魯の大夫　(二) 宮中の小門を闈と曰ふ、武は門名　(三) 末子　(四) 賄賂　(五) 哭しながら行くなり　(六) 赦されざるを知るなり　(七) 戮して公衆に示す　(八) 周の國社なる周社と殷の社なる亳社なり、此二社の間に居るを言ふ

曰。請以死立斑也。莊公曰。曩者叔牙欲立慶父。柰何。季友以莊公命。命牙待於鍼巫氏。使鍼季劫飲叔牙以鴆。曰。飲此則有後奉祀。不然死且無後。牙遂飲鴆而死。魯立其子爲叔孫氏。八月癸亥。莊公卒。季友竟立子斑爲君。如莊公命。侍喪舍于黨氏。先時慶父與哀姜私通。欲立哀姜娣子開。及莊公卒。而季友立斑。十月己未。慶父使圉人犖殺魯公子斑於黨氏。季友犇陳。慶父竟立莊公子開。是爲滑公。

に殺さしむ。季友陳に犇る。慶父竟に莊公の子開を立つ。是を滑公と爲す。

㈠ 妹なり、女弟に同じ　㈡ 正室の腹に生れし男子　㈢ 父死して子一たび繼ぎ兄死して弟一たび繼ぐ　㈣ 命を受けたりと稱す　㈤ 毒藥　㈥ 祭祀を行はしむ

滑公二年。慶父與哀姜通益甚。哀姜與慶父謀殺滑公而立慶父。慶父使卜齮襲殺滑公於武闈。季友聞之。自陳與滑

滑公の二年、慶父哀姜と通ずる益〻甚し。哀姜慶父と、滑公を殺して慶父を立てんことを謀り、慶父卜齮㈠をして襲うて滑公を武闈㈡に殺さしむ。季友之を聞き、陳より滑公の弟申と邾に如き、魯に請うて之を内れんことを求む。魯人慶父を誅せんと欲す。慶父恐れて莒に奔る。是に於て、季友は子申を奉じて入り、之を立つ。是を釐公と爲す。釐公も亦莊公の少子㈢なり。哀姜恐れて邾に奔る。季友賂㈣を以て莒に如き、慶父を求む。慶父歸る。人をして慶父を殺さしむ。慶父奔

莊公有二三弟一。長曰二慶父一。次曰二叔牙一。次曰二季友一。莊公取二齊女一爲二夫人一。曰二哀姜一。哀姜無レ子。哀姜娣曰二叔姜一。生二子開一。莊公無二適嗣一。愛二孟女一。欲レ立二其子斑一。莊公病而問二嗣於弟叔牙一。叔牙曰。一繼一及魯之常也。慶父在。可レ爲レ嗣。君何憂。莊公患二叔牙欲レ立二慶父一。退而問二季友一。季友

友と曰ふ。莊公齊の女を取りて夫人と爲し、哀姜と曰ふ。哀姜子無し。哀姜の娣(二)を叔姜と曰ふ、子開を生む。莊公適嗣(一)無し。孟女を愛して、其子斑を立てんと欲す。莊公病みて、嗣を弟叔牙に問ふ。叔牙曰く、(三)一繼一及は魯の常なり、慶父在り、嗣と爲すべし、君何ぞ憂へんと。莊公叔牙が慶父を立てんと欲するを患へ、退いて季友に問ふ。季友曰く、請ふ死を以て斑を立てんと。莊公曰く、曩には叔牙は慶父を立てんと欲しぬ、奈何せんと。季友莊公の(四)命を以て牙に命じ、鍼巫氏に待たしめ、鍼季をして劫して叔牙に飲ましむるに(五)鴆を以てす。曰く、此を飲まば則ち後有りて(六)祀を奉ぜん、然らずんば死して且後なからんとすと。牙遂に鴆を飲んで死す。魯其子を立てて叔孫氏と爲す。八月癸亥、莊公卒す。季友竟に子斑を立てて君と爲すこと、莊公の命の如し。喪に侍して黨氏に舍る。先時慶父は哀姜と私通し、哀姜の娣の子開を立てんと欲す。莊公卒するに及びて、季友斑を立てき。十月己未、慶父は圉人犖をして魯の公子斑を黨氏

也。將レ用レ之。用レ之則爲二魯患一。不レ如下殺以二其屍一與上レ之。莊公不レ聽。遂囚二管仲一與レ齊。齊人相二管仲一。十三年。魯莊公與二曹沫一會二齊桓公於柯一。曹沫劫二齊桓公一。求二魯侵地一。已盟而釋二桓公一。桓公欲レ背レ約。管仲諫。卒歸二魯侵地一。十五年。齊桓公始霸。二十三年。莊公如レ齊觀レ社。三十二年。初莊公築レ臺。臨二黨氏一。見二孟女一。說而愛レ之。許三立爲二夫人一。割レ臂以盟。孟女生二子斑一。斑長。說二梁氏女一。往觀。圉人犖自二牆外一與二梁氏女一戲。斑怒鞭レ犖。莊公聞レ之曰。犖有レ力焉。遂殺レ之。是未レ可二鞭而置一也。斑未レ得レ殺。

五年、齊の桓公始めて霸たり。二十三年、莊公齊に如いて社を觀る。(四)三十二年、初め莊公臺を築き、黨氏に臨み、孟女(五)を見て、說びて之を愛し、立てて夫人と爲さんことを許し、臂を割いて以て盟ふ。孟女子斑を生む。斑長じて梁(六)氏の女を說び、往いて觀る。圉人犖(七)、牆外より梁氏の女と戲る。斑怒つて犖を鞭つ。莊公之を聞いて曰く、犖は力有り、遂に之を殺すべし、是れ未だ鞭つのみにて置くべからざるなりと。斑未だ殺すを得ず。(八)

(一)危急　(二)生きながら捕へ送れ　(三)齊の地なり　(四)社を祭りて軍器を聚めしを觀るなり　(五)長女　(六)魯の大夫　(七)馬役人の犖といふ者　(八)殺す機會を得ざるなり

會二莊公有一レ疾。

莊公疾有るに會ふ。莊公三弟有り、長を慶父と曰ひ、次を叔牙と曰ひ、次を季

公夫人。公怒二夫人。夫人以告二齊侯。夏四月丙子。齊襄公饗レ公。公醉。使三公子彭生抱二魯桓公。因命二彭生一摺二其脅。公死二于車。魯人告二于齊一曰。寡君畏二君之威。不二敢寧居。來脩二好禮。禮成而不レ反。無レ所レ歸レ咎。請得二彭生。以除二醜於諸侯。齊人殺二彭生一以說レ魯。立二太子同。是爲二莊公。莊公母夫人。因留レ齊不二敢歸レ魯。

都に入らしむ (五) 行游 (六) 齊世家參看 (七) 脅骨を折らしむ (八) 安居 (九) 恥辱

莊公五年。冬。伐レ衞内二衞惠公。八年。齊公子糾來奔。九年。魯欲レ内二子糾於齊。後二桓公。桓公發レ兵擊レ魯。魯急。殺二子糾。召忽死。齊告レ魯生二致管仲。魯人施伯曰。齊欲レ得二管仲。非レ殺レ之

莊公五年冬、衞を伐ち、衞の惠公を内る。八年、齊の公子糾來奔す。九年、魯、子糾を齊に內れんと欲し、桓公に後る。桓公兵を發して魯を擊つ。魯急なり、子糾を殺す、召忽死す。齊、魯に告ぐらく、管仲を(一)生致せよと。魯人施伯(二)曰く、齊が管仲を得んと欲するは、之を殺すに非ざるなり、將に之を用ひんとするなり。之を用ひば則ち魯の患と爲らん。殺して其屍を以て之に與へんに如かじと。莊公聽かず、遂に管仲を囚へて齊に與ふ。齊人管仲を相とす。十三年、魯の莊公曹沫と齊の桓公に柯(三)に會す。曹沫齊の桓公を劫して、魯の侵地を求め、已に盟つて桓公を釋す。桓公約に背かんと欲す、管仲諫む。卒に魯に侵地を歸す。十

桓公元年。鄭以璧易天子之許田。二年。以宋之賂鼎入於太廟。君子譏之。三年。使揮迎婦于齊爲夫人。六年。夫人生子。與桓公同日。故名曰同。同長爲太子。十六年。會于曹伐鄭入厲公。十八年。春。公將有行。遂與夫人如齊。申繻諫止公。公不聽。遂如齊。齊襄公通桓

桓公の元年、鄭璧を以て天子の許田と易ふ。(一)二年、宋の賂鼎(二)を以て太廟(三)に入る。君子之を譏る。三年、揮をして婦を齊より迎へしめて、夫人と爲す。六年、夫人子を生む。桓公と同日なり、故に名づけて同と曰ふ。同長じて太子と爲る。十六年曹に會し、鄭を伐つて厲公(四)を入る。十八年春、公將に行有らんとす。遂に夫人と齊に如かんとす。申繻諫めて公を止む、公聽かず。遂に齊に如く。齊の襄公桓公の夫人に通ず。公夫人を怒る。夫人以て齊侯に告ぐ。夏四月丙子、齊の襄公公を饗す、公醉ふ。公子彭生をして魯の桓公を抱かしめ、因りて彭生に命じて其脅を摺がしむ。公車に死す。魯人齊に告げて曰く、寡君君の威を畏れて、敢て寧居せず、來つて好禮を脩む。禮成つて反らず、咎を歸する所無し。請ふ彭生を得て、以て醜を諸侯に除かんと。齊人彭生を殺して以て魯に說く。太子同を立つ、是を莊公と爲す。莊公の母夫人は、因りて齊に留り、敢て魯に歸らず。

(一) 祊の地に加ふるに璧を以して魯の許と交易す (二) 宋より賄賂として贈りし鼎 (三) 周公の廟 (四) 厲公を其

生二子允一。登二宋女一爲二夫人一。以レ允爲二太子一。及二惠公卒一。爲二允少一故魯人共令二息攝レ政。不レ言二卽位一。隱公五年。觀二漁於棠一。八年。與レ鄭易二天子之太山之邑祊及二許田一。君子譏レ之。十一年冬。公子揮諂二謂隱公一曰。百姓便レ君。君其遂立。吾請爲レ君殺二子允一。君以レ我爲レ相。隱公曰。有二先君命一。吾爲二允少一故攝代。今允長矣。吾方營二菟裘之地一而老焉。以授二子允政一。揮懼二子允聞而反誅一レ之。乃反譖二隱公於子允一曰。隱公欲二遂立去一レ子。子其圖レ之。請爲レ子殺二隱公一。子允許諾。十一月。隱公祭二鍾巫一。齊二于社圃一。館二于蔿氏一。揮使二人弑二隱公于蔿氏一。而立二子允一爲レ君。是爲二桓公一。

子允を殺さん。君我を以て相と爲せと。隱公曰く、先君の命有り、吾は允の少きが爲の故に、攝し代れり。今允長ぜり。吾方に菟裘(五)の地に營みて老せんとす。以て子允に政を授けんと。揮子允が聞いて反つて之を誅せんことを懼れ(六)、乃ち反つて隱公を子允に譖(七)して曰く、隱公遂に立つ(八)て子を去らんと欲す。子其れ之を圖れ。請ふ子が爲に隱公を殺さんと。子允許諾す。十一月、隱公鍾巫(九)を祭りて、社圃に齊(一〇)し、蔿氏に館す。揮、人をして隱公を蔿氏に弑せしめて、子允を立てて君と爲す。是を桓公と爲す。

(一) 政事を假攝す　(二) 正夫人　(三) 魯の濟上なる棠にて漁魚を觀る　(四) 泰山を祀る爲に天子が鄭に與へし祊と魯の參朝の便利を計りて天子が與へし地許とを交易す　(五) 山東省泰安府の東南に在り　(六) 隱居　(七) 讒言　(八) 卽位を望む　(九) 古の神巫　(一〇) 齊は齋也、齋戒す

公弟稱。肅ニ恭明神一。敬ニ事耆老一。賦レ事行レ刑。必問ニ於遺訓一。而咨ニ於固實一。不レ干レ所レ問。不レ犯レ所レ知。宣王曰。然。能訓ニ治其民一矣。乃立ニ稱於夷宮一。是爲ニ孝公一。自レ是後。諸侯多畔ニ王命一。孝公二十五年。諸侯畔レ周。犬戎殺ニ幽王一。秦始列爲ニ諸侯一。二十七年。孝公卒。子弗湟立。是爲ニ惠公一。惠公三十年。晉人弑ニ其君昭侯一。四十五年。晉人又弑ニ其君孝侯一。

君孝侯を弑す。

(一) 導びき教訓する者　(二) 愼み敬ふ　(三) 耆は六十、老は七十、父老に同じ　(四) 故實　(五) 違順に同じ

四十六年。惠公卒。長庶子息攝當レ國。行ニ君事一。是爲ニ隱公一。初惠公適夫人無レ子。公賤妾聲子生ニ子息一。息長。爲娶ニ於宋一。宋女至而好。惠公奪而自妻レ之。

四十六年惠公卒す。長庶子息、攝(一)して國に當り、君の事を行ふ。是を隱公と爲す。初め惠公の適(二)夫人子無し。公の賤妾聲子、子息を生む。息長じ、爲に宋より娶る。宋女至りて好し。惠公奪うて自ら之を妻とし、子允を生み、宋女を登せて夫人と爲し、允を以て太子と爲す。惠公卒するに及び、允の少きが爲の故に、魯人共に息をして政を攝せしむ。即位を言はず。隱公五年、漁(三)を棠に觀る。八年、鄭と天子(四)の太山の邑祊と許の田とを易ふ。君子之を譏る。十一年冬、公子揮隱公に諂ひ謂つて曰く、百姓君を便とす、君其れ遂に立てよ、吾請ふ君の爲に

事レ上。少事レ長。所ニ以爲ヒ順。今天子建ニ諸侯一。立ニ其少一。是敎ニ民逆一也。若魯從レ之。諸侯效レ之。王命將レ有レ所レ壅。若弗レ從而誅レ之。是自誅ニ王命一也。誅レ之亦失。不レ誅亦失。王其圖レ之。宣王弗レ聽。卒立レ戲爲ニ魯太子一。

夏。武公歸而卒。戲立。是爲ニ懿公一。懿公九年。懿公兄括之子伯御。與ニ魯人一攻弑ニ懿公一。而立ニ伯御一爲レ君。伯御卽レ位。十一年。周宣王伐レ魯。殺ニ其君伯御一。而問下魯公子能道ニ順諸侯一者上。以爲ニ魯後一。樊穆仲曰。魯懿

夏、武公歸つて卒す。戲立つ、是を懿公と爲す。懿公の九年、懿公の兄括の子伯御、魯人と攻めて懿公を弑し、伯御を立てて君と爲す。伯御位に卽いて十一年、周の宣王魯を伐ち、其君伯御を殺して、魯の公子の能く諸侯を道順(一)する者を問ひ、以て魯の後と爲す。樊穆仲曰く、魯の懿公の弟稱は、明神を肅恭(二)し、耆老(三)に敬事し、事を賦め刑を行ふに、必ず遺訓に問うて、固實(四)に咨り、問ふ所を下さず、知る所を犯さずと。宣王曰く、然り、能く其民を訓治(五)せんと。乃ち稱を夷宮に立つ、是を孝公と爲す。是より後、諸侯多く王命に畔く。孝公二十五年、諸侯周に畔き、犬戎幽王を殺す。秦始めて列して諸侯と爲る。二十七年孝公卒す。子弗湟立つ、是を惠公と爲す。惠公の三十年、晉人其君昭侯を弑し、四十五年、晉人又其

卒。子厲公擢立。厲公三十七年卒。魯人立二其弟具一。是爲二獻公一。獻公三十二年卒。子眞公濞立。眞公十四年。周厲王無道。出二奔彘一。共和行レ政。二十九年。周宣王卽レ位。三十年。眞公卒。弟敖立。是爲二武公一。武公九年春。武公與二長子括少子戲一。西朝二周宣王一。宣王愛レ戲。欲三立レ戲爲二魯太子一。周之樊仲山父諫二宣王一曰。廢レ長立レ少不順。不順必犯二王命一。犯二王命一必誅レ之。故出レ令不レ可レ不レ順也。令之不レ行。政之不レ立。行而不レ順。民將レ弃レ上。夫下

のかた周の宣王に朝す。宣王戲を愛し、戲を立てて魯の太子と爲さんと欲す。周の樊仲山父(三)宣王を諫めて曰く、長を廢して少を立つるは不順なり。不順なれば必ず王命を犯す、王命を犯せば必ず之を誅す。故に令を出すは順ならざるべからず。令の行はれず、政の立たず、行うて順ならずんば、民將に上を弃てんとす。夫れ下は上に事へ、少は長に事ふ、順と爲す所以なり。今天子諸侯を建つるに、其少を立つるは、是れ民に逆を敎ふるなり。若し魯之に從はば、諸侯之に效はん、王命將に壅(四)る所有らんとす。若し從はずして(五)之を誅せば、是れ自ら王命を誅するなり、之を誅するも亦失なり、誅せざるも亦失なり。王其れ之を圖れと。宣王聽かず。卒に戲を立てて魯の太子と爲す。

(一) 魯宮の門名 (二) 魯の地なり、今の山西平陽府 (三) 樊は仲山父の封邑なり (四) 壅塞 (五) 從はざる場合

管蔡等反也。淮夷徐戎亦並興反。於是伯禽率師伐之於肹、作肹誓曰。陳爾甲冑。無敢不善。無敢傷牿。馬牛其風。臣妾逋逃。勿敢越逐。敬復之。無敢寇攘踰牆垣。魯人三郊三隧。峙爾芻茭糗糧楨幹。無敢不逮。我甲戌築而征徐戎。無敢不及。有大刑。作此肹誓。遂平徐戎。定魯。

【二二】乾草、乾米なり、楨幹は土塀の前後上下に要する木　【二三】準備を怠る勿れ　【二四】甲戌の日に營壘を築いて徐戎を征せん　【二五】徴發に後るゝ勿れ

魯公伯禽卒。子考公酋立。考公四年卒。立弟熙。是謂煬公。煬公築茅闕門。六年卒。子幽公宰立。幽公十四年。幽公弟濆殺幽公而自立。是爲魏公。魏公五十年

魯公伯禽卒す。子考公酋立つ。考公四年にして卒し、弟熙を立つ。是を煬公と謂ふ。煬公は(二)茅闕門を築けり。六年に卒して、子幽公宰立つ。幽公の十四年、幽公の弟濆、幽公を殺して自立す、是を魏公と爲す。魏公は五十年に卒し、子厲公擢立つ。厲公三十七年にして卒し、魯人其弟具を立つ、是を獻公と爲す。獻公は三十二年に卒し、子眞公濞立つ。眞公の十四年、周の厲王無道なり、(二)彘に出奔す。共和もて政を行ふ。二十九年、周の宣王位に即く。三十年に眞公卒す。弟敖立つ、是を武公と爲す。武公九年の春、武公長子括少子戲と、西

曰。何遲也。伯禽曰。變二其俗一。革二其禮一。喪三年然後除レ之。故遲。太公亦封二於齊一。五月而報二政周公一。周公曰。何疾也。曰。吾簡二其君臣禮一。從二其俗一爲也。及三後聞二伯禽報レ政遲一。乃歎曰。嗚呼魯後世其北面事レ齊矣。夫政不レ簡不レ易。民不レ有レ近。平易近レ民。民必歸レ之。伯禽卽レ位之後。有二

きやと。曰く、吾は其君臣の禮を簡にして、其俗に從ひ(三)爲むと。後に伯禽が政を報ずる遲きを聞くに及んで、乃ち歎じて曰く、嗚呼魯の後世は、其れ北面して齊に事へん。夫れ政簡ならず易ならずんば、民は近づく有らじ。平易にして民を近づけば、民必ず之に歸せんと。伯禽位に卽くの後、管蔡等の反有り、淮夷徐戎亦竝に興り反す。是に於て伯禽も師を率ゐて之を肸に伐ち、(四)肸誓を作る。曰く、爾の甲冑を陳ねよ、敢て善から(五)ざる無かれ、敢て牿を傷(六)ふこと無かれ。(七)馬牛其れ風し、臣妾逋逃せん。敢て越逐(八)する勿れ、敬んで之を復(九)せ。敢て寇攘(一〇)して牆垣を踰ゆる無かれ。魯人(一一)三郊三隧して、爾の芻茭(一二)・糗糧・楨幹を峙へよ。敢て(一三)逮ばざる無かれ。我甲(一四)戌築いて徐戎を征せんに、敢て(一五)及ばざる無かれ、大刑有らんと。此肸誓を作つて、遂に徐戎を平げ魯を定めき。

(一) 政事成れるの報告 (二) 服を除く (三) 民俗に從つて政を施す (四) 書經參看 (五) 不善を爲す勿れ (六) 馬牛の廐牢 (七) 馬牛は牿を傷つくれば逸れ去り、臣妾は不善を爲せば逃る (八) 境を越えて逐ふ (九) 得たる者は之を原主に復せ (一〇) 他に寇し盜みてその垣を踰ゆる勿れ (一一) 徐戎に面する以外の三郊三隧なり、隧は效外の地

縢書。王乃得下周公所三自以爲レ功代二武王一之說上。二公及王。乃問二史百執事一。史百執事曰。信有。昔周公命レ我勿二敢言一。成王執レ書以泣曰。自レ今後。其無二繆卜一乎。昔周公勤二勞王家一。惟予幼人弗レ及レ知。今天動レ威以彰二周公之德一。惟朕小子其迎。我國家禮亦宜レ之。王出レ郊。天乃雨反レ風。禾盡起。二公命二國人一。凡大木所レ偃。盡起而築レ之。歲則大熟。於レ是成王乃命レ魯得三郊祭二文王一。魯有二天子禮樂一者。以褒二周公之德一也。

命じて、郊して文王を祭るを得しめき。魯に天子の禮樂有る者は、以て周公の德を褒するなり。(一二)

(一)順序　(二)適當なる制度　(三)辭讓して周公の遺言に從はざるなり　(四)朝廷の禮服　(五)犧牲　(六)諸の史官及び執事　(七)前出　(八)周公の靈を迎へん　(九)有德者待遇の法も亦之に法らん　(一〇)祭祀のためなり　(一一)其根を養へ　(一二)褒揚す

周公卒。子伯禽固已前受レ封。是爲二魯公一。魯公伯禽之初受レ封之レ魯。三年而後報二政周公一。周公

周公卒す。子伯禽固に已に前に封を受く、是を魯公と爲す。魯公伯禽の初めて封を受けて魯に之くや、三年にして後に、(一)政を周公に報ず。周公曰く、何ぞ遲きやと。伯禽曰く、其俗を變じ其禮を革め、喪は三年にして、然る後に之を除す、(二)故に遲しと。太公亦齊に封ぜられ、五月にして政を周公に報ず。周公曰く、何ぞ疾

於レ是周公作二周官一。官別二其宜一。作二立政一。以便二百姓一。百姓說。周公在レ豐。病將レ沒。曰。必葬二我成周一。以明四吾不三敢離二成王一。周公既卒。成王亦讓。葬二周公於畢一。從二文王一。以明四予小子不三敢臣二周公一。周公卒後。秋未レ穫。暴風雷雨。禾盡偃。大木盡拔。周國大恐。成王與二大夫一朝服以開二金

周公豐に在り、病んで將に沒せんとす。曰く、必ず我を成周に葬り、以て吾が敢て成王を離れざるを明にせよと。周公既に卒す、成王亦讓る(三)。周公を畢に葬り、文王に從はしめ、以て予小子敢て周公を臣とせざるを明にす。周公卒して後、秋未だ穫らず、暴風雷雨し、禾盡く偃し、大木盡く拔け、周國大いに恐る。成王大夫と(四)朝服して以て金縢の書を開くに、王は乃ち周公が自ら以て功と(五)爲して、武王に代りし所の說を得たり。二公及び王、乃ち(六)史百執事に問ふに、史百執事曰く、信に有り。昔周公我に命じて、敢て言ふこと勿からしめきと。成王書を執りて以て泣いて曰く、今より後は、其れ繆卜(七)無からんか。昔は周公王家に勤勞せり。惟予幼人知るに及ばざりき。今天威を動かし、以て周公の德を彰す、惟朕小子其れ迎へん(八)、我が國家(九)の禮も亦之を宜しとせんと。(一〇)王郊に出づ。天乃ち雨り、風を反し、禾盡く起つ。二公國人に命ずらく、凡そ大木の偃する所は、盡く起して之(一一)を築けと。歲則ち大いに熟しぬ。是に於て、成王乃ち魯に

闇三年不レ言。言乃讙。不二敢荒寧一。密二靖殷國一。至二于小大一無レ怨。故高宗饗レ國五十五年。其在二祖甲一。不レ義惟王。久爲二小人一于レ外。知二小人之依一。能保二施小民一。不レ侮二鰥寡一。故祖甲饗レ國三十三年。多士稱曰。自レ湯至二于帝乙一。無レ不レ率レ祀明レ德。帝無レ不レ配レ天者。在レ今後嗣王紂。誕淫厥佚。不レ顧二天及民之從一也。其民皆可レ誅。周多レ士。文王日中昃不レ暇レ食。饗レ國五十年。作レ此以誡二成王一。

曰く、湯より帝乙に至るまで、祀(一〇)に率ひ德を明にせざる無し。帝は天に配せ(一一)ざる無し。今に在りて後嗣の王紂は、誕(一二)に淫し厥れ佚し、王及び民の從る(一三)を顧みず。其れ民皆誅すべしとす。周は士多し、文王日中より昃るゝまで食ふに暇あらず、國を饗くること五十年なりきと。此を作つて以て成王を誡めき。

㊀荒怠安逸を貪る ㊁他郷に流寓し苦勞す ㊂衆人 ㊃先王の喪に居ること ㊄言を出せば道に協うて民よろこぶ ㊅細密の點まで安靜にす ㊆徒に王位を受くるを不義なりと信ず ㊇衆人の依頼する點 ㊈妻無きを鰥とし夫無きを寡とす (一〇)祖先の祀に從ふ (一一)德言大にして天に侔し (一二)大いに淫亂し又逸樂す (一三)より顧ふ點

成王在レ豐。天下已安。周之官政未レ次序一。

成王豐に在りて、天下已に安し。周の官政未だ次序(一)あらず。是に於て周公周官を作る。官は其宜(二)を別つて、立政を作り、以て百姓を便にす。百姓說ぶ。

乃自揃二其蚤一沈二之河一。以祝二於神一曰。王少未レ有レ識。奸二神命一者。乃旦也。亦藏二其策於府一。成王病有レ瘳。及二成王用レ事。人或譖二周公一。周公奔レ楚。成王發レ府見二周公禱書一。乃泣反二周公一。周公歸。恐二成王壯治有レ所二淫佚一。乃作二多士一。作二毋逸一。

毋逸稱爲二人父母一。爲レ業至長久。子孫驕奢忘レ之。以亡二其家一。爲二人子一。可レ不レ愼乎。故昔在殷王中宗。嚴恭敬畏。天命自度。治レ民震懼。不二敢荒寧一。故中宗饗レ國七十五年。其在二高宗一。久勞二于外一。爲レ與二小人一。作其即レ位。乃有二亮

毋逸に稱す、人の父母と爲り、業を爲す至つて長久なるも、子孫驕奢にして之を忘れ、以て其家を亡ふ。人の子爲るもの、愼まざるべけんや。故に昔在は殷王中宗、嚴恭にして敬畏し、天命自ら度り、民を治むる震懼し、敢て荒寧(一)せず。故に中宗は國を饗くること七十五年なりき。其の高宗に在りては、久しく外(二)に勞し、(三)小人と與にすることを爲し、作ちて其の位に即くや、乃ち亮闇(四)三年言はざる有り、(五)言へば乃ち讙ぶ。敢て荒寧せず、殷國を密靖(六)し、小大怨無きに至りぬ。故に高宗の國を饗くるや五十五年なり。其の祖甲に在りては、(七)惟王たるを不義とし、久しく小人と爲りて外に于てし、(八)小人の依を知り、能く小民に保施して、(九)鰥寡を侮らず。故に祖甲の國を饗くるや三十三年なりきと。多士に稱して

月乙未。王朝歩レ自レ周至レ豐。使二太保召公先之レ雒相レ土。其三月。周公往營二成周雒邑一。卜レ居焉。曰。吉。遂國レ之。成王長。能聽レ政。於レ是周公乃還二政於成王一。成王臨レ朝。周公之代二成王一治。南面倍レ依以朝二諸侯一。及二七年後一。還二政成王一。北面就二臣位一。匔匔如レ畏然。初成王少時病。周公

に之きて土を相せしむ。其三月、周公往いて成周を雒邑(二)に營み、居を卜す、曰く吉なり。遂に之に國す。成王長じて能く政を聽く。是に於て周公乃ち政を成王に還す、成王朝に臨む。周公の成王に代りて治むるや、南面して依(三)に倍き、以て諸侯を朝せしむ。七年の後に及び、政を成王に還し、北面して臣位に就き、(四)匔匔として畏るゝが如く然りき。初め成王少き時病む、周公乃ち自ら其蚤(五)を揃り、之を河に沈め、以て神に祝(六)して曰く、王少し、未だ識るところ有らず、神命を奸す者は乃ち旦なりと。亦其策(七)を府に藏む。成王の病瘳ゆる有りき。成王事を用ふるに及び、人或は周公を譖(八)す、周公楚に奔る。成王府を發いて、周公の禱書を見て、乃ち泣きて周公を反らしむ。周公歸る。成王の壯にして、治に淫佚(九)する所有るを恐るゝや、乃ち多士(一〇)を作り、毋逸を作る。

(一) 周の鎬京より歩して文王廟所在地の豐に至る　(二) 後の洛陽　(三) 斧依の義、天子の背後に立て置くもの、之を背後にするを言ふ　(四) 敬畏の貌　(五) 爪　(六) 祈る　(七) 神に告げし策文　(八) 讒言　(九) 治道を怠り淫蕩放逸に流るゝなり　(一〇) 無逸と共に書經を參看すべし

果率淮夷而反。周公乃奉成王命。興師東伐。作大誥。遂誅管叔。殺武庚。放蔡叔。收殷餘民。以封康叔於衞。封微子於宋。以奉殷祀。寧淮夷東土。二年而畢定。諸侯咸服宗周。天降祉福。唐叔得禾。異母同穎。獻之成王。成王命唐叔以餽周公於東土。作餽禾。周公既受命禾。嘉天子命。作嘉禾。東土以集。周公歸報成王。乃爲詩貽王。命之曰鴟鴞。王亦未敢訓周公。

興して東伐し、大誥(一)を作る。遂に管叔を誅し、武庚を殺し、蔡叔を放ち、殷の餘民を收めて、以て康叔(二)を衞に封じ、微子を宋に封じ、以て殷の祀を奉ぜしめ、淮夷東土を寧んず。二年にして畢く定り、諸侯咸服し、周を宗とす。天、祉福(三)を降す。唐叔禾を得たり、異母同穎(四)なり。之を成王に獻ず。成王唐叔に命じて、以て周公に東土に餽らしめ、餽禾(五)を作る。周公既に命禾(六)を受けて、天子の命を嘉し、嘉禾を作る。東土以て集るや、周公歸つて成王に報ず、乃ち詩を爲つて王に貽る。之を命づけて鴟鴞(七)と曰ふ。王亦未だ敢て周公を訓(八)らず。

(一)書經參照　(二)武王の季弟　(三)瑞兆　(四)室を異にし穗を同じうす　(五)詩の篇名　(六)天命の嘉禾　(七)詩經參照　(八)譲誚に同じ

成王七年二

成王の七年二月乙未、王朝(一)に周より歩して、豐に至り、太保召公をして先づ雒

下開武王崩而畔。周公乃踐阼。代成王攝行政。當國。管叔及其羣弟流言於國曰。周公將不利於成王。周公乃告太公望召公奭曰。我之所以弗辟而攝行政者。恐天下畔周。無以告我先王太王王季文王。三王之憂勞天下久矣。於今而后成。武王蚤終。成王少。將以成周。我所以爲之若此。於是卒相成王。而使其子伯禽代就封於魯。周公戒伯禽曰。我文王之子。武王之弟。成王之叔父。我於天下亦不賤矣。然我一沐三捉髮。一飯三吐哺。起以待士。猶恐失天下之賢人。子之魯。愼無以國驕人。

の子、武王の弟、成王の叔父なり。我天下に於て亦賤しからず。然れども我一沐にして三たび髮を捉り、一飯にして三たび哺を吐き、起つて以て士を待つも、猶天下の賢人を失はんことを恐る。子魯に之かば、愼んで國を以て人に驕る無かれと。

(一)三王の命を待つなり　(二)金匱のかぎを開く　(三)國を治むるの良計劃　(四)三先王の道は現在の天子を念ひ助けん　(五)金縢にて封鎖したる箱　(六)快癒す　(七)襁褓に同じ　(八)阼は位なり、位を踐む　(九)國政に當る　(一〇)物議を忌避せず　(一一)今日に於て纔に王業を成せり　(一二)周を完成す　(一三)踐祚の理由は斯の如し　(一四)士を接見するの繁なるをいふ也、沐は洗浴、哺は口中の食

管蔡武庚等。

管・蔡・武庚等は、果して淮夷を率ゐて反す。周公乃ち成王の命を奉じ、師を

武王發。於ㇾ是乃卽二三王一而卜。卜人皆曰。吉。發ㇾ書視ㇾ之。信吉。周公喜。開ㇾ籥。乃見ㇾ書。遇ㇾ吉。周公入賀二武王一曰。王其無ㇾ害。且新受二命三王一。維長終二是圖一。玆道能念二予一人一。周公藏二其策金縢匱中一。誠二守者一勿二敢言一。明日武王有ㇾ瘳。其後武王既崩。成王少。在二强葆之中一。周公恐二天

信に吉なり。周公喜び、籥(二)を開いて乃ち書を見、吉に遇ふ。周公入りて武王を賀して曰く、王其れ害無からん、且新に命を三王に受けたり、維れ長く是圖(三)を終へん、玆道(四)は能く予一人を念はんと。周公其策を金縢匱(五)中に藏め、守者を誡めて、敢て言ふ勿からしむ。明日、武王瘳(六)ゆること有り。其後武王既に崩じ、成王少し、强葆(七)の中に在り。周公天下の武王崩ずと聞いて畔かんことを恐れ、周公乃ち踐阼(八)し、成王に代つて、政を攝行し國(九)に當る。管叔及び其羣弟、國に流言して曰く、周公將に成王に利あらざらんとすと。周公乃ち太公望と召公奭とに告げて曰く、我の辟け(一〇)ずして政を攝行する所以の者は、天下の周に畔き、以て我が先王、太王・王季・文王に告ぐる無きを恐るればなり。三王の天下を憂勞するや久し。今(一一)に於て后に成りき。武王蚤く終り、成王少し。將に以て周(一二)を成さんとす、我の之(一三)を爲す所以は此の若きのみと。是に於て卒に成王に相たり。而して其子伯禽をして、代つて封に魯に就かしむ。周公伯禽を戒めて曰く、我は文王

史策祝曰。惟爾元孫王發。勤勞阻レ疾。若爾三王。是有レ負二子之責於天一。以レ旦代二王發之身一。旦巧能多材多藝。能事二鬼神一。乃王發不レ如二旦多材多藝一。不レ能レ事二鬼神一。乃命二于帝庭一。敷二佑四方一。用能定二汝子孫于下地一。四方之民。罔レ不二敬畏一。無レ墜二天之降葆命一。我先王亦永有レ所二依歸一。今我其卽二命於元龜一。爾之許レ我。我以二其璧與一レ圭歸。以俟二爾命一。爾不レ許レ我。我乃屛二璧與一レ圭。

たる葆命(一二)を墜す無く、我が先王も亦永く依歸(一三)する所有らん。今我は其れ命に元龜(一四)に卽く。爾之れ我に許さば、我は其れ璧と圭とを以て歸り、以て爾の命を俟たん。爾我に許さずんば、我乃ち璧と圭とを屛けんと。

(一)安定せざるなり　(二)豫は樂なり、帝王疾ありて樂まざるなり　(三)敬んで龜卜するなり、繆は穆に通ず　(四)龜卜は先王を憂へしむる恐あり　(五)犧牲　(六)三王を祀るため三壇を設く　(七)玉なり、圭は上部尖りて下部角なる玉　(八)史官の策文　(九)保護の責任を負ひながら救ふ能はずば　(一〇)天帝の庭　(一一)敷きひろげて衆庶を助け救ふ　(一二)重要なる寶の如き命令　(一三)王業によりて歸する所あるべし　(一四)大龜なり、龜を灼きて天命の兆を待つ

周公已令三史策告二太王王季文王一。欲レ代二

周公已に史をして策して太王・王季・文王に告げしめて、武王發に代らんと欲す。是に於て乃ち(一五)三王に卽きて卜す。卜人皆曰く、吉なりと。書を發いて之を視るに

紂。周公把二大鉞一。召公把二小鉞一。以夾二武王一。釁レ社。告二紂之罪于天及殷民一。釋二箕子之囚一。封二紂子武庚祿父一。使二管叔蔡叔傅一レ之。以續二殷祀一。徧封二功臣同姓戚者一。封二周公旦於少昊之墟曲阜一。是爲二魯公一。周公不レ就レ封。留佐二武王一。

(一)篤く仁德を志す　(二)斂多に同じ　(三)又孟津に作る　(四)書經參照　(五)殷の宮殿　(六)鉞は斧なり　(七)牲の血を器に塗りて神を祭る事　(八)守役　(九)親族　(一〇)古帝王の名　(一一)墟あと　(一二)山東省兗州府曲阜縣

武王克レ殷二年。天下未レ集。武王有レ疾。不レ豫。羣臣懼。太公召公乃繆卜。周公曰。未レ可三以戚二我先王一。周公於レ是乃自以爲レ質。設二三壇一。周公北面立。戴レ璧秉レ圭。告二于太王王季文王一。

武王殷に克ちて二年、天下未だ集らず。(一)武王疾有り、不豫なり。羣臣懼る。太公召公乃ち繆卜(三)せんとす。周公曰く、未だ以て我先王を戚へ(二)しむべからずと。(四)周公是に於て乃ち自ら以て質(五)と爲り、三壇(六)を設け、周公は北面して立ち、璧(七)を戴き圭を秉り、太王・王季・文王に告ぐ。史は策祝(八)して曰く、惟れ爾の元孫王發は、勤勞して疾に阻めり。若し爾三王、是子の責(九)を天に負ふ有らば、旦を以て王發の身に代へよ。旦は巧に能く多材多藝なり、能く鬼神に事へん。乃ち王發は旦の多材多藝なるに如かず、鬼神に事ふる能はず、乃ち帝庭(一〇)に命ぜられて、四方に敷佑(一一)し、用つて能く汝が子孫を下地に定む。四方の民は、敬畏せざる罔し。天の降し

周公旦者。周武王弟也。自ニ文王在時。旦爲レ子孝。篤仁異ニ於羣子。及ニ武王卽レ位。旦常輔ニ翼武王。用レ事居多。武王九年。東伐至ニ盟津。周公輔行。十一年。伐レ紂至ニ牧野。周公佐ニ武王。作ニ牧誓。破レ殷入ニ商宮。已殺レ

卷三十三

魯周公世家第三

周公旦は、周の武王の弟なり。文王在りし時より、旦子と爲りて孝に、篤仁(一)羣子に異なり。武王位に卽くに及び、旦常に武王を輔翼し、事を用ふること居多(二)なり。武王の九年、東伐して盟津(三)に至るや、周公輔け行ふ。十一年紂を伐ち、牧野に至るや、周公武王を佐けて、牧誓(四)を作る。殷を破り(五)商宮に入り、已に紂を殺すや、周公大鉞(六)を把り、召公小鉞を把り、以て武王を夾んで、(七)社に釁る。紂の罪を天及び殷の民に告げ、箕子の囚を釋し、紂の子武庚祿父を封じ、管叔蔡叔をして之に傳(八)たらしめて、以て殷の祀を續ぎ、徧く功臣同姓戚者(九)を封ずるや、周公旦を少昊(一〇)の虛(一一)なる曲阜(一二)に封ず。是を魯公と爲す。周公封に就かず、留りて武王を佐く。

驁。是爲二平公一。平公卽レ位。田常相レ之。專二齊之政一。割二齊安平以東一。爲二田氏封邑一。平公八年。越滅レ吳。二十五年卒。子宣公積立。宣公五十一年卒。子康公貸立。田會反二廩丘一。康公二年。韓魏趙始列爲二諸侯一。十九年。田常曾孫田和。始爲二諸侯一。遷二康公海濱一。二十六年。康公卒。呂氏遂絕二其祀一。田氏卒有二齊國一。爲二齊威王一。彊二於天下一。

太史公曰。吾適レ齊。自二泰山一屬二之琅邪一。北被二于海一。膏壤二千里。其民濶達多二匿知一。其天性也。以二太公之聖一。建二國本一。桓公之盛修二善政一。以爲二諸侯會盟一。稱レ伯不二亦宜一乎。洋洋哉。固大國之風也。

太史公曰く、吾齊に適くに、泰山より之を琅邪に屬し、北は海に被るまで、膏(一)壤二千里、其民濶達にして匿(二)知多きは、其天性なり。太公の聖を以て、國本を建て、桓公の盛もて善政を修め、以て諸侯の會盟を爲して、伯を稱する、亦宜ならずや。洋洋(三)たる哉、固に大國の風なり。

(一) 沃土　(二) 深く智を藏する士　(三) 廣大の貌

攻闈與大門。皆弗勝。乃出。田氏追之。豐丘人執子我以告。殺之郭關。成子將殺大陸子方。田逆請而免之。以公命取車於道。出雍門。田豹與之車。弗受曰。逆爲余請。豹與余車。余有私焉。事子我。而有私於其讐。何以見魯衞之士。庚辰。田常執簡公于徐州。公曰。余蚤從御鞅言不及此。甲午。田常弑簡公于徐州。田常乃立簡公弟

く、余蚤く御の鞅が言に従はば、此に及ばざらんと。甲午、田常簡公を徐州(一三)に弑す。田常乃ち簡公の弟驁を立つ、是を平公と爲す。平公位に卽き、田常之に相たり、齊の政を專にす。齊の安平以東を割いて、田氏の封邑と爲す。平公の八年、越呉を滅す。二十五年に卒す。子宣公積立つ。宣公は五十一年に卒す。子康公貸立つ。田會廩丘(一四)に反す。康公の二年、韓・魏・趙、始めて列して諸侯と爲る。十九年、田常の曾孫田和、始めて諸侯と爲り、康公を海濱に遷す。二十六年康公卒し、呂氏遂に其祀を絶つ。田氏卒に齊國を有つて、齊の威王と爲り、天下に彊かりき。

(一) 謚名なり　(二) 寢殿　(三) 田氏は公に利を計りて害を除かんとするのみと　(四) 武器の倉庫　(五) 疑惑　(六) 田氏の一族　(七) 君を必ず殺すこと田氏の宗家が確實なるが若しとの意　(八) 徒黨を集合す　(九) 小門と大門と　(一〇) 公の命なりと稱す　(一一) 命請ひ　(一二) 私交あり　(一三) 今の順天府大城縣　(一四) 山東曹州府范縣の東南

焉。遂告二田氏一。子行曰。彼得レ君。弗レ先必禍レ子。子行舍二於公宮一。夏五月壬申。成子兄弟四乘如レ公。子我在レ幄。出迎レ之。遂入。閉レ門。宦者禦レ之。子行殺二宦者一。公與二婦人一飲二酒于檀臺一。成子遷二諸寢一。公執レ戈將レ擊レ之。太史子餘曰。非レ不レ利也。將レ除レ害也。成子出舍二于庫一。聞二公猶怒一。將レ出。曰。何所無レ君。子行拔レ劍曰。需事之賊也。誰非二田宗一。所レ不レ殺レ子者有レ如二田宗一。乃止。子我歸屬レ徒。

公は婦人と酒を檀臺に飲む。成子諸を寢に遷さんとす。公戈を執りて將に之を擊たんとす。太史子餘曰く、利ならざるに非ず、將に害を除かんとするなりと。成子出でて庫に舍る。公猶怒ると聞き、將に出でんとす。曰く、何の所にか君無からんと。子行劍を拔いて曰く、需は事の賊なり、誰か田宗に非ざらん。子を殺さざる所の者は、田宗の如き有らんと。乃ち止む。子我歸りて徒を屬し、闌と大門とを攻め、皆勝たず、乃ち出づ。田氏之を追ふ。豐丘の人、子我を執へて以て告ぐ、之を郭關に殺す。成子將に大陸子方を殺さんとす。田逆請うて之を免す。公命を以て、車を道に取り、雍門を出づ。田豹之に車を與ふ。受けずして曰く、逆余が爲に請ふ、豹余に車を與ふ。余は私有り。子我に事へて、而も其讎に私有り、何を以て魯衞の士に見えんと。庚辰、田常簡公を徐州に執ふ。公曰

爲ㇾ政。田成子憚ㇾ之。驟顧二於朝一。御鞅言二簡公一曰。田闞不ㇾ可ㇾ並也。君其擇焉。弗ㇾ聽。子我夕。田逆殺ㇾ人。逢ㇾ之。遂捕以入。田氏方睦。使二囚病一。而遺二守ㇾ囚者酒一。醉而殺二守者一得ㇾ亡。子我盟二諸田於陳宗一。初田豹欲ㇾ爲二子我臣一。使二公孫言ㇾ豹。豹有ㇾ喪而止。後卒以爲ㇾ臣。幸二於子我一。子我謂曰。吾盡逐二田氏一而立ㇾ女。可乎。對曰。我遠二田氏一矣。且其違者不ㇾ過二數人一。何盡逐

殺す。之に逢うて、遂に捕へて以て入る。田氏方に睦じ、囚(五)をして病ましめ、囚を守る者に酒を遺り、酔はしめて守者を殺し、亡ぐるを得しめたり。子我諸田に陳(六)宗に盟ふ。初め田豹は子我の臣爲らんと欲し、(七)公孫をして豹を言はしむ。豹に喪有りて止む。後卒に以て臣と爲り、子我に幸せらる。子我謂つて曰く、吾盡く田氏を逐うて女を立てん、可ならんやと。對へて曰く、我田氏に遠し、且つ其違(八)ふ者數人に過ぎず、何ぞ盡く逐はんと。遂に田氏に告ぐ。(九)子行曰く、彼は君を得たり、先んぜずんば必ず子に禍せんと。子行公宮に舍る。夏五月壬申、成子兄弟四乘(一〇)して公に如く。子我幄(一一)に在り、出でて之を迎ふ。遂に入る。門を閉づ、宦(一二)者之を禦ぐ、子行宦者を殺す。

(一) 簡公の寵愛を受けし人名　(二) 闞止の顔色舉動を察す　(三) 御者の鞅といふ者　(四) 闞止の宗族なり、夕に參延するを夕とす　(五) 田逆なり逆をして佯り病ましむ　(六) 陳は田氏の本姓　(七) 齊の大夫　(八) 子我氏に違背する田氏少し　(九) 田子行　(一〇) 各一車に乘る　(一一) 帷中に在り　(一二) 小官等田氏を防ぐ

元年。齊伐レ魯取二讙闡一。初陽生亡在レ魯。季康子以二其妹一妻レ之。及レ歸卽レ位。使レ迎レ之。季姬與二季魴侯一通。言二其情一。魯弗二敢與一。故齊伐レ魯竟迎二季姬一。季姬嬖。齊復歸二魯侵地一。鮑子與二悼公一有レ郤不レ善。四年。吳魯伐二齊南方一。鮑子弒二悼公一赴二于吳一。吳王夫差哭二於軍門外一三日。將三從レ海入討二齊。齊人敗レ之。吳師乃去。晉趙鞅伐レ齊。至レ賴而去。齊人共立二悼公子壬一。是爲二簡公一。

嬖せらる。(五)齊復魯に侵地を歸す。鮑子悼公と郤有り、善からず。四年、吳魯、齊の南方を伐つ。鮑子悼公を弑して、吳に赴ぐ。(六)吳王夫差、軍門の外に哭すること三日、將に海より入つて齊を討せんとす、齊人之を敗る。吳の師乃ち去る。晉の趙鞅齊を伐ち、(七)賴に至りて去る。齊人共に悼公の子壬を立つ、是を簡公と爲す。

(一)野營の幕中　(二)魯の二縣の名　(三)季康子の叔父　(四)情實を季康子に言明す　(五)寵愛　(六)報告す　(七)山東省濟南府

簡公四年春。初簡公與二父陽生一倶在レ魯也。闞止有レ寵焉。及レ卽レ位使レ

簡公の四年春、初め簡公、父陽生と倶に魯に在り。闞止(一)寵有り、位に卽くに及んで、政を爲さしむ。田成子之を憚り、驟〻(二)朝に顧みる。御(三)の鞅簡公に言つて曰く、田・闞は竝ぶべからず、君其れ擇べと。聽かず。子我(四)夕す。田逆人を

已めよと。鮑牧禍の起らんことを恐れて、乃ち復曰く、皆景公の子なり、何爲れぞ不可ならんと。乃ち與に盟ひ、陽生を立つ、是を悼公と爲す。

(一)高氏と國氏と (二)高昭子なり (三)自家の地位を危ぶんで亂を謀ると (四)晏嬰の子なり (五)田乞の子の名 (六)粗末なる料理の義 (七)嚢中に同じ (八)無根の事を誣告す

八月。齊秉意茲。田乞敗二相。乃使人之魯召公子陽生。陽生至齊。私匿田乞家。十月戊子。田乞請諸大夫曰。常之母有魚菽之祭。幸來會飲。會飲。田乞盛陽生橐中。置坐中央。發橐出陽生曰。此乃齊君矣。大夫皆伏謁。將與大夫盟而立之。鮑牧醉。乞誣大夫曰。吾與鮑牧謀。共立陽生。鮑牧怒曰。子忘景公之命乎。諸大夫相視欲悔。陽生前頓首曰。可則立之。否則已。鮑牧恐禍起。乃復曰。皆景公子也。何爲不可。乃與盟立陽生。是爲悼公。

悼公入宮。使人遷晏孺子於駘。殺之幕下。而逐孺子母芮子。芮子故賤。而孺子少。故無權。國人輕之。悼公

悼公宮に入り、人をして晏孺子を駘に遷さしめ、之を幕下に殺し、而して孺子の母芮子を逐ふ。芮子故賤し、而も孺子少し、故に權無く、國人之を輕んじぬ。悼公の元年、齊魯を伐つて讙闡を取る。初め陽生亡げて魯に在り、季康子其妹を以て之に妻はす。歸つて位に卽くに及びて、之を迎へしむるに、季姬は季魴侯と通じ、其情を言ふ。魯敢て與へず。故に齊魯を伐ち、竟に季姬を迎ふ。季姬

奔。田乞僞下事二高國一者上。每レ朝。乞驂乘。言曰。子得レ君。大夫皆自危。欲二謀作一レ亂。又謂二諸大夫一曰。高昭子可レ畏。及レ未レ發先レ之。大夫從レ之。六月。田乞鮑牧乃與二大夫一以レ兵入二公宮一。攻二高昭子一。昭子聞レ之。與二國惠子一救レ公。公師敗。田乞之徒追レ之。國惠子奔レ莒。遂反殺二高昭子一。晏圉奔レ魯。

曰く、子(二)君を得たり、大夫皆自ら危む、謀つて亂を作さんと欲すと。又諸大夫に謂つて曰く、高昭子は(三)畏るべし。未だ發せざるに及んで之に先んぜよと。大夫之に從ふ。六月、田乞・鮑牧、乃ち大夫と兵を以て公宮に入り、高昭子を攻む。昭子之を聞き、國惠子と公を救ふ。公の師敗る。田乞の徒之を追ふ。國惠子莒に奔る。遂に反つて高昭子を殺す。(四)晏圉魯に奔る。八月、齊の秉意茲・田乞、二相を敗り、乃ち人をして魯に之き、公子陽生を召さしむ。陽生齊に至り、私に田乞の家に匿る。十月戊子、田乞諸大夫に請うて曰く、常(五)の母に(六)魚菽の祭有り、幸に來つて會飮せよと。會飮す。田乞陽生を(七)槖中に盛り、坐の中央に置き、槖を發して陽生を出して曰く、此れ乃ち齊君なりと。大夫皆伏謁す。將に大夫と盟つて之を立てんとす。鮑牧醉ふ。乞大夫に(八)誣ひて曰く、吾鮑牧と謀りて、共に陽生を立てたりと。鮑牧怒つて曰く、子景公の命を忘れたるかと。諸大夫相視て悔いんと欲す。陽生前み頓首して曰く、可なれば則ち之を立てよ、否らざれば則ち

八年夏。景公夫人燕姬適子死。景公寵妾芮姬生二子荼一。荼少其母賤。無レ行。諸大夫恐二其爲レ嗣。乃言願擇二諸子長賢者一爲二太子一。景公老惡レ言二嗣事一。又愛二荼母一欲レ立レ之。憚レ發二之口一。乃謂二諸大夫一曰。爲レ樂耳。國何患レ無レ君乎。秋。景公病。命二國惠子高昭子一。立二少子荼一爲二太子一。逐二羣公子一遷二之萊一。景公卒。太子荼立是爲二晏孺子一。冬。未レ葬。而羣公子畏レ誅皆出亡。荼諸異母兄。公子壽駒黔奔レ衞。公子駔陽生奔レ魯。萊人歌レ之曰。景公死乎弗レ與レ埋。三軍事乎弗レ與レ謀。師乎師乎。胡黨之乎。

大夫に謂つて曰く、樂を爲さんのみ(五)、國何ぞ君無きを患へんやと。秋景公病む。國惠子・高昭子に命じて、少子荼を立て、太子と爲し、羣公子を逐うて、之を萊に遷さしむ。景公卒し、太子荼立つ。是を晏孺子と爲す。冬未だ葬らず、羣公子誅を畏れて、皆出で亡ぐ。荼の諸異母兄、公子壽・駒(六)・黔は衞に奔り、公子駔(七)・陽生は魯に奔る。萊人之を歌うて曰く、景公死するも、埋に與からず、三軍事あるも(八)、謀に與からず。師いかな師いかな、胡黨に之かんと(九)。

(一) 晉の范氏と中行氏と　(二) 二氏　(三) 輸送　(四) 行狀惡し　(五) 安樂を爲さんのみ　(六) 一に鉤に作る　(七) 一に鉏に作る　(八) 上中下軍なり、諸侯の全軍　(九) 多き諸公子は何地に往かんかの義

晏孺子元年

晏孺子の元年春、田乞高國に事ふる者と僞り、朝する毎に乞驂乘す。言つて

夾谷。犂鉏曰。孔丘知禮而怯。請令萊人爲樂。因執魯君可得志。景公害孔丘相魯。懼其霸。故從犂鉏之計。方會。進萊樂。孔子歷階上。使有司執萊人斬之。以禮讓景公。景公慙。乃歸魯侵地以謝而罷去。是歲晏嬰卒。

て謝して罷め去る。是歲晏嬰卒す。

(一)齊の地名　(二)好を修むる會合　(三)齊に害ありと思惟す　(四)魯が霸業を成さんことを懼る　(五)一足一足と階段を踏みて徐に進むなり

五十五年。范中行反其君於晉。晉攻之急。來請粟。田乞欲爲亂。樹黨於逆臣。說景公曰。范中行數有德於齊。不可不救。乃使乞救而輸之粟。五十

五十五年、范中行(一)其君に晉に反す。晉之を攻むる急なり。來つて粟を請ふ。田乞は亂を爲さんと欲し、黨を逆臣に樹て、景公に說きて曰く、范中行(二)は數〻齊に德有りき、救はざるべからずと。乃ち乞をして救うて之に粟を輸さしめき。五十八年夏、景公夫人燕姬の適子死す。景公の寵妾芮姬、子荼を生む(三)。荼少く、其の母賤しく、行無し(四)。諸大夫其の嗣爲らんことを恐れて、乃ち言ふらく、願はくは諸子の長じて賢なる者を擇びて、太子と爲さんことをと。景公老いて嗣事を言ふを惡み、又荼の母を愛し、之を立てんと欲するも、之を口に發するを憚り、乃ち諸

如レ弗レ得。刑罰恐レ弗レ勝。茀星將レ出。彗星何懼乎。公曰。可レ禳否。晏子曰。使下神可二祝而來一。亦可中禳而去上也。百姓苦怨以レ萬數。而君令二一人禳一レ之。安能勝二衆口一乎。是時景公好レ治二宮室一。聚二狗馬一。奢侈。厚レ賦重レ刑。故晏子以レ此諫レ之。

重うす。故に晏子此を以て之を諫めき。

(一) 正殿なり路寢に同じ (二) 廣大なる齊國 (三) 地上諸國を天上の星宿に割り當てし疆域 (四) 足らざるが如く更に多くせんとす (五) 妖星なり、亂兆の迫るを指す (六) 祈りて拂ひ除く (七) 星は祈つて來らしめ祈つて去らしめ得べし、然れども齊國の萬民苦怨するとき一人の神官何ぞ之に勝へんやとの義なり

四十二年。吳王闔閭伐レ楚入レ郢。四十七年。魯陽虎攻二其君一。不レ勝奔レ齊。請二齊伐一レ魯。鮑子諫。景公乃囚二陽虎一。陽虎得レ亡奔レ晉。四十八年。與二魯定公一好二會

四十二年、吳王闔閭、楚を伐つて郢に入る。四十七年、魯の陽虎其君を攻め、勝たずして齊に奔り、齊に魯を伐つを請ふ。鮑子諫む。景公乃ち陽虎を囚ふ。陽虎亡げて晉に奔るを得たり。四十八年、魯の定公と、(一)夾谷に(二)好會す。犂鉏曰く、孔丘は禮を知るも怯なり、請ふ萊人をして樂を爲さしめ、因りて魯君を執へば、志を得べしと。景公孔丘の魯に相たるを害として(三)、其霸(四)たるを懼る。故に犂鉏の計に從ふ。方に會す、萊の樂を進む。孔子歷階(五)して上り、有司をして萊人を執へて之を斬らしめ、禮を以て景公を讓む。景公慙ぢ、乃ち魯に侵地を歸し、以

九年。景公使二晏嬰之一レ晉。與二叔向一私語曰。齊政卒歸二田氏一。田氏雖レ無二大德一。以二公權一私。有二德於民一。民愛レ之。十二年。景公如レ晉見二平公一。欲二與伐一レ燕。十八年。公復如レ晉見二昭公一。二十六年。獵二魯郊一。因入レ魯。與二晏嬰一俱問二魯禮一。三十一年。魯昭公辟二季氏難一奔レ齊。齊欲下以二千社一封上レ之。子家止二昭公一。昭公乃請レ齊伐レ魯。取レ鄆以居二昭公一。

(七) 米を民より取るに小斗を以てし、與ふるに大斗を以てしたる類を指す　(八) 二萬五千家の地　(九) 魯の臣

三十二年。彗星見。景公坐二柏寢一。嘆曰。堂堂誰有レ此乎。羣臣皆泣。晏子笑。公怒。晏子曰。臣笑二羣臣諛甚一。景公曰。彗星出二東北一。當二齊分野一。寡人以爲レ憂。晏子曰。君高レ臺深レ池。賦斂

三十二年、彗星見る。景公柏寢(一)に坐して、嘆じて曰く、堂堂(二)たり誰か此を有つぞと。羣臣皆泣く。晏子笑ふ、公怒る。晏子曰く、臣羣臣の諛甚しきを笑ふと。景公曰く、彗星東北に出で、齊の分野(三)に當る、寡人以て憂と爲すと。晏子曰く、君臺を高うし池を深うし、賦斂は得(四)ざるが如くし、刑罰は勝へざるを恐る。茀星(五)も將に出でんとす、彗星何をか懼れんと。公曰く、(六)禳ふべきや否やと。晏子曰く、神(七)をして祝して來るべからしめ、亦禳うて去るべからしめん。百姓の苦怨するもの、萬を以て數ふ、而るを君一人をして之を禳はしむとも、安んぞ能く衆口に勝へんやと。是時景公好みて宮室を治め、狗馬を聚め、奢侈なり。賦を厚うし刑を

益驕。嗜レ酒好レ獵。不レ聽レ政。令ニ慶舍用一レ政。已有ニ內郤一。田文子謂ニ桓子一曰。亂將レ作。田鮑高欒氏相與謀ニ慶氏一。慶舍發レ甲圍ニ慶封宮一。四家徒。共擊破レ之。慶封還不レ得レ入。奔レ魯。齊人。讓レ魯。封奔レ吳。吳與ニ之朱方一。聚ニ其族一而居レ之。富ニ於在一レ齊。其秋。齊人徙ニ葬莊公一。僇ニ崔杼尸於市一以說レ衆。

子に謂つて曰く、亂將に作らんとすと。田・鮑・高・欒氏、相與に慶氏を謀る。慶舍甲を發して、慶封の宮を圍むに、四家の徒は、共に擊つて之を破る。慶封還つて入るを得ず、魯に奔る。齊人魯を讓む。封吳に奔る、(三)吳之に朱方を與ふ。其族を聚めて之に居り、齊に在りしより富みき。其秋、齊人莊公を(四)徙葬し、崔杼の尸を(五)市に僇し、以て衆に說く。九年、景公晏嬰をして晉に之かしむるに、(六)叔向と私語して曰く、齊の政は卒に田氏に歸せん、田氏に大德無しと雖も、公權を以て私し、民に德有り、民之を愛すと。十二年、景公晉に如き、(七)平公を見る。與に燕を伐たんと欲す。十八年、公復晉に如き、昭公を見る。二十六年、魯の郊に獵し、因りて魯に入り、晏嬰と俱に魯の禮を問ふ。三十一年、魯の昭公、季氏の難を辟けて齊に奔る。齊(八)千社を以て之を封ぜんと欲す。(九)子家昭公を止む。昭公乃ち齊に請うて魯を伐つ。鄆を取つて以て昭公を居く。

(一)封の子　(二)父子の間に隙あり　(三)吳世家參照　(四)徙し葬る　(五)市上に暴し物となす　(六)晉の名臣

其前夫子無告。與二其弟偃一相中崔氏上成有レ罪。二相急治レ之。立レ明爲二太子一。成請二老於崔杼一。崔杼許レ之。二相弗レ聽曰。崔宗邑。不可。成彊怒告二慶封一。慶封與二崔杼一有レ郤。欲二其敗一也。成彊殺二無咎偃於崔杼家一。家皆奔亡。崔杼怒。無レ人。使二一宦者御一見二慶封一。慶封曰。請爲レ子誅レ之。使下崔杼仇盧蒲嫳攻二崔氏一。殺中成彊上盡滅二崔氏一。崔氏婦自殺。崔杼歸亦自殺。慶封爲二相國一專レ權。

ふ。崔杼之を許せるも、二相(三)聽かずして曰く、崔は宗邑(四)なり、不可なりと。成・彊怒りて、慶封に告ぐ。慶封は崔杼と郤(五)有り、其敗を欲するものなり。成・彊、無咎と偃とを崔杼の家に殺す、家皆奔り亡ぐ。崔杼怒る、人無し。一宦者をして御せしめて、慶封を見るに、慶封が曰く、請ふ子の爲に之を誅せんと。崔杼の仇(六)盧蒲嫳をして崔氏を攻めて成・彊を殺さしめ、盡く崔氏を滅す。崔氏の婦自殺す、崔杼も歸りて、亦自殺す。慶封相國と爲り、權を專にす。

(一)崔慶二人 (二)隱退 (三)無咎と偃との二人なるべし (四)本家の領邑 (五)間隙 (六)怨恨せる者

三年十月。慶封出獵。初慶封已殺二崔杼一

三年十月、慶封出で獵す。初め慶封已に崔杼を殺して、益々驕り、酒を嗜み獵を好み、政を聽かず。慶舍(一)をして政を用ひしむ。已にして內郤(二)有り。田文子、桓

殺レ之。崔杼曰。民之望也。舍レ之得レ民。丁丑。崔杼立二莊公異母弟杵臼一。是爲二景公一。景公母魯叔孫宣伯女也。景公立。以二崔杼一爲二右相一。慶封爲二左相一。二相恐二亂起一。乃與二國人一盟曰。不レ與二崔慶一者死。晏子仰レ天曰。嬰所レ不レ獲。唯忠二於君一。利二社稷一者是從。不レ肯レ盟。慶封欲レ殺二晏子一。崔杼曰。忠臣也。舍レ之。齊太史書曰。崔杼弑二莊公一。崔杼殺レ之。其弟復書。崔杼復殺レ之。少弟復書。崔杼乃舍レ之。

と。晏子天を仰いで曰く、嬰の獲ざる所なり。(六)唯君に忠に社稷に利なる者には、是れ從はんと。盟を肯ぜず。慶封晏子を殺さんと欲す。崔杼曰く、忠臣なりと。之を舍す。齊の(七)太史書して曰く、崔杼莊公を弑すと。崔杼之を殺す。其弟復書す。崔杼復之を殺す。少弟復書す。崔杼乃ち之を舍す。

(一)我も亦社稷の爲に死せん　(二)私の親交ある者　(三)屍體に枕を進む　(四)哀痛激發して踊る體　(五)民望の集る人　(六)從ふ能はざる所　(七)記錄掛りの官吏

景公元年。初崔杼生二子成及彊一。其母死。取二東郭女一。生レ明。東郭女。使

景公元年、初め崔杼子成及び彊を生む。其母死するや、東郭の女を取りて、明を生む。東郭の女は、其前夫の子無咎をして、其弟偃と與に崔氏を相けしむ。成罪有り、(一)二相急に之を治し、明を立てて太子と爲す。(二)成老せんことを崔杼に請

以報レ怨。五月。莒子朝レ齊。齊以二甲戌一饗レ之。崔杼稱レ病不レ視レ事。乙亥。公問二崔杼病一。遂從二崔杼妻一。崔杼妻入レ室。與二崔杼一自閉レ戸不レ出。公擁レ柱而歌。宦者賈擧遮二公從官一而入。閉レ門。崔杼之徒。持レ兵從レ中起。公登レ臺而請レ解。不レ許。請レ盟。不レ許。請レ自二殺於廟一。不レ許。皆曰。君之臣杼疾病。不レ能レ聽レ命。近二於公宮一。陪臣爭趣レ有二淫者一。不レ知二二命一。公踰レ牆。射中二公股一。公反墜。遂弑レ之。

持して殿中より起る (七) 和解を求む (八) 宗廟 (九) 疾甚だ重し (一〇) 陪臣が主人より受けし以外の命令 (一一) 逃げ去らんとして垣を踰ゆ

晏嬰立二崔杼門外一。曰。君爲二社稷一死則死レ之。爲二社稷一亡則亡レ之。若爲レ己死己亡。非二其私暱一。誰敢任レ之。門開而入。枕二公尸一而哭。三踊而出。人謂二崔杼一。必

晏嬰崔杼が門外に立つて曰く、君社稷の爲に死せば、(一)則ち之に死せん、社稷の爲に亡せば、則ち之に亡せん。若し己の爲に死し、己に亡せば、(二)其私暱に非ずんば、誰か敢て之に任ぜんと。門開いて入り、(三)公の尸に枕せしめて哭し、(四)三踊して出づ。人崔杼に謂ふらく必ず之を殺せと。崔杼曰く、(五)民の望あり、之を舍さば民を得んと。丁丑、崔杼莊公の異母弟杵臼を立つ、是を景公と爲す。景公の母は魯の叔孫宣伯の女なり。景公立ち、崔杼を以て右相と爲し、慶封を左相と爲す。二相亂の起るを恐れ、乃ち國人と盟つて曰く、崔慶に與せざる者は死せん

公使下欒盈間入二晉曲沃一爲中内應上。以レ兵隨レ之。上二太行一。入二孟門一。欒盈敗。齊兵還。取二朝歌一。六年。初棠公妻好。棠公死。崔杼取レ之。莊公通レ之。數如二崔氏一。以二崔杼之冠一賜レ人。侍者曰。不可。崔杼怒。因二其伐レ晉。欲二與レ晉合レ謀襲レ齊。而不レ得レ間。莊公嘗笞二宦者賈擧一。賈擧復侍。爲二崔杼一間レ公

公之に通じ、數崔氏に如き、崔杼の冠を以て人に賜ふ。侍者曰く、不可なりと。崔杼怒る。其晉を伐つに因りて、晉と謀を合せて齊を襲はんと欲す、而も間(四)を得ず。莊公嘗て宦者賈擧を笞つ。賈擧復侍し、崔杼の爲に公を間ひ、以て怨を報ぜんとす。五月莒子齊に朝す。齊甲戌を以て之を饗す。崔杼病と稱して事を視ず。乙亥、公崔杼の病を問ひ、遂に崔杼の妻を從へしむるに、崔杼の妻は室に入り、崔杼と自ら戸を閉ぢて出でず。公柱を擁して歌ふ。宦者賈擧、公の從官(五)を遮りて入り、門を閉づ。崔杼の徒、兵(六)を持して中より起る。公臺に登つて解(七)を請ふ、許さず。盟を請ふ、許さず。廟(八)に自殺せんと請ふ、許さず。皆曰く、君の臣杼は疾病(九)なり、命を聽くこと能はず。陪臣爭うて淫者有るに趣くのみ、二命(一〇)を知らずと。公墻(一一)を踰ゆ、射て公の股に中つ、公反り墜つ。遂に之を弑す。

(一) 山西省平陽府　(二) 太行山孟門山　(三) 河南省衛輝府　(四) 乘ずべき間隙　(五) 從者は遮り止む　(六) 兵器を

請以爲二太子一。公許レ之。仲姬曰不可。光之立、列二於諸侯一矣。今無レ故廢レ之。君必悔レ之。公曰在レ我耳。遂東二太子光一。使下高厚傅レ牙爲中太子上。靈公疾。崔杼迎故太子光一而立レ之。是爲二莊公一。莊公殺二戎姬一。五月壬辰。靈公卒。莊公卽レ位。執二太子牙於句竇之丘一殺レ之。八月。崔杼殺二高厚一。晉聞二齊亂一。伐レ齊至二高唐一。

を東せしめ、高厚をして牙に傅として太子爲らしむ。靈公の疾むや、崔杼故の太子光を迎へて之を立つ。是を莊公と爲す。(四)莊公戎姬を殺す。五月壬辰靈公卒す。莊公位に卽き、太子牙を句竇の丘に執へて、(五)之を殺す。八月崔杼高厚を殺す。晉齊の亂を聞いて、齊を伐つて高唐に至りぬ。

(一)寵愛　(二)諸侯と列して會盟せり　(三)我が方寸に存すと　(四)もり役、補佐役　(五)齊都に在る丘名、句瀆に同じ

莊公三年。晉大夫欒盈奔レ齊。莊公厚客二待之一。晏嬰田文子諫レ公。弗レ聽。四年。齊莊

莊公の三年、晉の大夫欒盈齊に奔る、莊公厚く之を客待す。晏嬰と田文子と公を諫む、聽かず。四年、齊の莊公、欒盈をして間に晉の曲沃に入りて內應を爲さしめ、(一)兵を以て之に隨へ、太行に上り、(二)孟門に入る。欒盈敗るゝや、齊の兵還り、朝歌を取りき。(三)六年、初め棠公の妻好し、棠公死するや、崔杼之を取る。莊

厚ニ禮諸侯一。竟ニ頃公卒一。百姓附。諸侯不レ犯。十七年。頃公卒。子靈公環立。靈公九年。晉欒書弑ニ其君厲公一。十年。晉悼公伐レ齊。齊令ニ公子光質一レ晉。十九年。立ニ子光一爲ニ太子一。高厚傅レ之。令下會ニ諸侯一盟中於鍾離上。二十七年。晉使ニ中行獻子伐一レ齊。齊師敗。靈公走入ニ臨菑一。晏嬰止ニ靈公一。靈公弗レ從。曰。君亦無レ勇矣。晉兵遂圍ニ臨菑一。臨菑城守。不ニ敢出一。晉焚ニ郭中一而去。

晉中行獻子をして齊を伐たしむ、齊の師敗る。靈公走りて、臨菑に入る。晏嬰靈公を止むれども、靈公從はず。曰く、君も亦勇無しと。晉兵遂に臨菑を圍む。臨菑城守して、敢て出でず。晉郭中(六)を焚いて去りぬ。

(一) 六大臣にして六軍團の長たり　(二) 庭園に同じ、苑は遊園、囿は動物園　(三) 租税貢賦　(四) 父母無きを救ひ疾病者を賑問す　(五) 積み集めたる穀物　(六) 城郭のうち

二十八年。初靈公取ニ魯女一。生ニ子光一。以爲ニ太子一。仲姫戎姫。戎姫嬖。仲姫生ニ子牙一。屬ニ之戎姫一。戎姫

二十八年、初め靈公魯の女を取りて、子光を生み、以て太子と爲す。仲姫戎姫あり。戎姫嬖せらる(一)。仲姫子牙を生み、之を戎姫に屬す。戎姫以て太子と爲さんことを請ふ。公之を許す。仲姫曰く、不可なり、光の立つや諸侯に列せり(二)、今故無くして之を廢せば、君必ず之を悔いんと。公曰く、(三)我に在る耳と。遂に太子光

飲。因得亡脫去入其軍。晉郤克欲殺丑父。丑父曰。代君死而見僇。後人臣無忠其君者矣。克舍之。丑父遂得亡歸齊。於是晉軍追齊至馬陵。齊侯請以寶器謝。不聽。必得笑克者蕭桐叔子。令齊東畝。對曰。叔子齊君母。齊君母亦猶晉君母。子安置之。且子以義伐。而以暴爲後。其可乎。於是乃許。令反晉侵地。

(一)齊の山名　(二)公車に陪乘して右に坐す　(三)陣營の壁　(四)車の御者　(五)再度負傷したるも疾むと言はざるなり　(六)坐敷を轉換す　(七)樹木に遮り止めらる　(八)三軍將の下に在る司馬の官　(九)戰爭の[illegible]　(一〇)飲料を取り來らしむ　(一一)誅戮　(一二)齊の縣名　(一三)齊侯の大夫人を卑稱せるなり　(一四)晉軍の攻め入るに便ならしめんが爲なり　(一五)結末を告ぐる義

十一年。晉初置六卿。賞鞍之功。齊頃公朝晉。欲尊王晉景公。晉景公不敢受。乃歸。歸而頃公弛苑囿。薄賦斂。振孤問疾。虛積聚以救民。民亦大說。

十一年、晉初めて六卿を置き、鞍の功を賞す。齊の頃公晉に朝し、尊びて晉の景公を王とせんと欲す。晉の景公敢て受けず。乃ち歸る。歸つて頃公は苑囿を弛べ、賦斂を薄うし、孤を救ひ疾を問ひ、積聚を虛しうし、以て民を救ふ。民も亦大いに說ぶ。禮を諸侯に厚くす。頃公卒する竟で、百姓附き、諸侯犯さざりき。十七年頃公卒す。子靈公環立つ。靈公の九年、晉の欒書、其君厲公を弑す。十年晉の悼公齊を伐つ、齊公子光をして晉に質たらしむ。十九年、子光を立てて太子と爲す、高厚之に傅たり。諸侯に會して鐘離に盟はしむ。二十七年、

爲ニ齊頃公右一。頃公曰。馳レ之。破ニ晉軍一會食。射傷ニ郤克。流血至レ履。克欲ニ還入レ壁。其御曰。我始入再傷。不ニ敢言レ疾。恐懼ニ士卒一。願子忍レ之。遂復戰。戰齊急。丑父恐ニ齊侯得一。乃易レ處。頃公爲レ右。車絓ニ於木一而止。晉小將韓厥伏ニ齊侯車前一曰。寡君使ニ臣救ニ魯衞戲、之。丑父使ニ頃公下取レ

り。敢て疾むと言はず、恐らくは士卒を懼れしめん、願くは子之を忍べと。遂に復戰ふ。戰ふに齊急なり、丑父齊侯の得られんことを恐れ、乃ち處(六)を易へ、頃公右と爲る。車(七)木に絓りて止る。晉の小(八)將韓厥、齊侯の車前に伏して曰く、寡君臣をして魯衞を救はしむ、(九)之に戲ると。丑父頃公をして下つて(一〇)飮を取らしむ。因つて亡脫して去り、其軍に入るを得たり。晉の郤克丑父を殺さんと欲す。丑父曰く、君の死に代つて僇せらるれば、後の人臣は其君に忠なる者無からんと。克之を舍す。丑父遂に齊に亡げ(一一)歸るを得たり。是に於て晉軍は齊を追ひ、馬陵(一二)に至るに、齊侯寶器を以て謝せんと請ふ、聽かず、必ず克を笑ひし者蕭桐(一三)叔の子を得ん、齊をして畝(一四)を東にせしめんと。對へて曰く、叔子は齊君の母なり、齊君の母は亦猶ほ晉君の母のごとし、子安んか之を置かん。且子は義を以て伐ちて、暴を以て後(一五)と爲す、其れ可ならんやと。是に於て乃ち許し、魯衞の侵地を反さしめき。

郤伯。六年春。晉使郤克於齊。齊使夫人帷中而觀之。克上。夫人笑之。郤克曰。不是報。不復涉河。歸請伐齊。晉侯弗許。齊使至晉。郤克執齊使者四人河內殺之。八年。晉伐齊。齊以公子彊質晉。晉兵去。十年春。齊伐魯衛。魯衛大夫如晉請師。皆因郤克。晉使郤克以車八百乘。爲中軍將。士燮將上軍。欒書將下軍。以救魯衛。伐齊。

克上る、夫人之を笑ふ。郤克曰く、是を報ぜずんば、復河を渉らじと。歸つて齊を伐たんと請ふ。晉侯許さず。齊の使晉に至るや、郤克齊の使者四人を河内に執へて、之を殺す。八年、晉齊を伐つ、齊公子彊を以て晉に質とす、晉兵去る。十年春、齊魯衛を伐つ。魯衛の大夫、晉に如いて師を請ふ、皆郤克に因る。晉郤克をして、車八百乘を以て中軍の將爲らしめ、士燮は上軍に將とし、欒書は下軍に將として、以て魯衛を救うて齊を伐たしむ。

(一) 大夫人なり　(二) 郤克は跛者なり故に之を笑ふ　(三) 晉の地　(四) 人質　(五) 車兵八萬人

六月壬申。與齊侯兵合靡笄下。癸酉。陳于鞍。逢丑父

六月壬申、齊侯の兵と靡笄の下に合ふ。癸酉鞍に陳す。逢丑父齊の頃公の右と爲る。頃公曰く、之に馳せよ、晉軍を破つて會食せんと。射て郤克を傷く、流血履に至る。克還つて壁に入らんと欲す。其御曰く、我始めて入り、再び傷つけ

月。懿公游ニ於中池ニ。二人浴戲。職曰。斷足子。戎曰。奪妻者。二人俱病ニ此言ニ。乃怨謀與ニ公游ニ竹中ニ。二人弑ニ懿公車上ニ。棄ニ竹中ニ而亡去。懿公之立驕。民不ν附。齊人廢ニ其子ニ。而迎ニ公子元於衞ニ立ν之。是爲ニ惠公ニ。惠公桓公子也。其母衞女。曰ニ少衞姬ニ。避ニ齊亂ニ故在ν衞。惠公二年。長翟來。王子城父攻殺ν之。埋ニ之於北門ニ。晉趙穿弑ニ其君靈公ニ。十年。惠公卒。子頃公無野立。初崔杼有ν寵ニ於惠公ニ。惠公卒。高國畏ニ其偪ニ也。逐ν之。崔杼奔ν衞。

て之を立つ。是を惠公と爲す。惠公は桓公の子なり。其母は衞の女なり、少衞姬と曰ふ。齊の亂を避く、故に衞に在りき。惠公の二年、(六)長翟來る。(七)王子城父攻めて之を殺し、之を北門に埋む。晉の趙穿其君靈公を弑す。十年、惠公卒し、子頃公無野立つ。初め崔杼は惠公に寵有り、惠公卒す、(八)高國其偪るを畏れて、之を逐ふ。崔杼衞に奔る。

㈠御車の職　㈡陪乘　㈢足を斷たれし者の子　㈣妻を奪はれし者　㈤竹林の中　㈥長狄來侵す、鄋瞞長大なる故に長狄と言ふ　㈦齊の大夫　㈧高氏と國氏と共に崔氏の勢を振ふを畏る

頃公元年。楚莊王彊伐ν陳。二年。圍ν鄭。鄭伯降。已復ニ國

頃公の元年、楚の莊王彊、陳を伐つ。二年鄭を圍む、鄭伯降る。已にして國を鄭伯に復す。六年春、晉郤克を齊に使はす、齊(一)夫人をして帷中より之を觀しむ。(二)郤

公卒。十九年五月。昭公卒。子舍立爲二齊君一。舍之母。無レ寵二於昭公一。國人莫レ畏。昭公之弟商人。以二桓公死一。爭レ立而不レ得。陰交二賢士一。附二愛百姓一。百姓說。及二昭公卒一。子舍立孤弱。卽與レ衆十月卽二墓上一弑二齊君舍一。而商人自立。是爲二懿公一。懿公桓公子也。其母曰二密姬一。

し、而して商人自ら立てり。是を懿公と爲す。懿公は桓公の子なり、其母を密姬と曰へり。

(一) 衛の地名 (二) 鄭の地名 (三) 嚮に通ず (四) 秦は晉の喪に乘じて却つて大敗せり、殽は今の河南永寧縣北に在り (五) 暱に通ず親むなり (六) 昭公の墓側にて弑す

懿公四年春。初懿公爲二公子一時。與二丙戎之父一獵。爭レ獲不レ勝。及レ卽レ位。斷二丙戎父足一。而使二丙戎僕一。庸職之妻好。公内二之宮一。使二庸職驂乘一。五

懿公の四年春、初め懿公公子爲りし時、丙戎の父と獵し、獲を爭うて勝たず。位に卽くに及び、丙戎の父の足を斷ち、丙戎をして僕たらしむ。(一)庸職の妻好し、公之を宮に內れ、庸職をして驂乘たらしむ。五月、懿公申池に游ぶ、二人浴し戲る。職曰く、(二)斷足子と。戎曰く、(三)奪妻者と。二人倶に此言を病み、乃ち怨み、謀りて公と竹中に游び、二人懿公を車上に弑し、竹中に棄てて亡げ去りき。懿公の立つや、驕れり、民附かず。齊人其子を廢して、公子元を衛より迎へ

子戰。五月。宋敗齊四公子師。而立太子昭。是爲齊孝公。宋以桓公與管仲屬之太子。故來征之。以亂故。八月乃葬齊桓公。六年春。齊伐宋。以其不同盟于齊也。夏。宋襄公卒。七年。晉文公立。十年。孝公卒。孝公弟潘因衞公子開方殺孝公子而立潘。是爲昭公。昭公桓公子也。其母曰葛嬴。

て、孝公の子を殺して潘を立つ。是を昭公と爲す。昭公は桓公の子なり。其母を葛嬴と曰へり。

(一) 冬十月卒したるものを翌年八月に至りて漸く葬りたりと也

昭公元年。晉文公敗楚於城濮。而會諸侯踐土。朝周。天子使晉稱伯。六年。翟侵齊。晉文公卒。秦兵敗于殽。十二年。秦穆

昭公の元年、晉の文公楚を城濮に敗りて、諸侯を踐土に會し、周に朝せしむ。天子晉をして伯と稱せしむ。六年翟齊を侵す。晉の文公卒す。秦兵殽に敗る。十二年秦の穆公卒す。十九年五月、昭公卒す、子舍立つて齊君と爲りぬ。舍の母は昭公に寵無し、國人畏るゝもの莫し。昭公の弟商人、桓公の死を以て、立つを爭うて得ず、陰に賢士に交り、百姓を附愛す、百姓說べり。昭公卒するに及び、子舍立つて孤弱なり。即ち衆と、十月に墓上に即いて齊君舍を弑

獻二於桓公一。亦有レ寵。桓公許三之立二無詭一。管仲卒。五公子皆求レ立。冬十月乙亥。齊桓公卒。易牙入。與二豎刁一因二內寵一。殺二群吏一。而立二公子無詭一爲レ君。太子昭奔レ宋。桓公病。五公子各樹レ黨爭レ立。及二桓公卒一。遂相攻。以レ故宮中空。莫二敢棺一。桓公尸在二牀上一六十七日。尸蟲出二于戸一。十二月乙亥。無詭立。乃棺赴。辛巳夜斂殯。桓公十有餘子。要其後立者五人。無詭立三月死。無レ謚。次孝公。次昭公。次懿公。次惠公。

㈠婦女　㈡易牙に同じ　㈢品物を獻上す　㈣內寵の婦女に因る　㈤棺中に殮むる者無し　㈥屍體より蟲を生じて戸外に這ひ出す　㈦殯葬す　㈧尸を納めて祭る

孝公元年三月。宋襄公率二諸侯兵一送二齊太子昭一而伐レ齊。齊人恐殺二其君無詭一。齊人將レ立二太子昭一。四公子之徒攻二太子一。太子走レ宋。宋遂與二齊人四公

孝公の元年三月、宋の襄公、諸侯の兵を率ゐて、齊の太子昭を送りて齊を伐つ。齊人恐れ、其君無詭を殺す。齊人將に太子昭を立てんとせしに、四公子の徒太子を攻めき。太子宋に走る。宋遂に齊人四公子と戰ふ。五月、宋、齊の四公子の師を敗りて太子昭を立つ。是を齊の孝公と爲す。宋は桓公と管仲との之に太子を屬せしを以て、故に來つて之を征せしなり。亂を以ての故に、㈡八月乃ち齊の桓公を葬りき。六年春、齊は宋を伐ちぬ、其の齊に同盟せざるを以てなり。夏宋の襄公卒す。七年晉の文公立つ。十年孝公卒す。孝公の弟潘、衞の公子開方に因り

齊桓公之夫人三。曰二王姬一。徐姬。蔡姬。皆無レ子。桓公好レ內。多二內寵一。如二夫人一者六人。長衞姬生二無詭一。少衞姬生二惠公元一。鄭姬生二孝公昭一。葛嬴生二昭公潘一。密姬生二懿公商人一。宋華子生二公子雍一。桓公與二管仲一。屬二孝公於宋襄公一以爲二太子一。雍巫有レ寵二於衞共姬一。因二宦者豎刁一以厚

公内を好みて、内寵多く、夫人の如き者六人有り。長衞姬は無詭を生み、少衞(一)姬は惠公元を生み、鄭姬は孝公昭を生み、葛嬴は昭公潘を生み、密姬は懿公商人を生み、宋華子は公子雍を生む。桓公と管仲とは、孝公を宋の襄公に屬して、以て太子と爲す。(二)雍巫は衞の共姬に寵有り、宦者豎刁に因りて、以て厚く桓公に獻じ、(三)亦寵有り。桓公之に無詭を立つることを許す。管仲卒するや、五公子皆立たんことを求む。冬十月乙亥、齊の桓公卒す。易牙入り、豎刁と(四)內寵に因り、羣吏を殺して公子無詭を立てて君と爲す。太子昭宋に奔る。桓公の病むや、五公子各〻黨を樹てて立たんことを爭ふ。桓公卒するに及び、遂に相攻む。故を以て宮中空しく、敢て棺すること(五)莫し。桓公の尸、牀上に在ること六十七日、(六)尸蟲戶より出でき。十二月乙亥、無詭立つ。乃ち棺し赴ぐ。(七)辛巳の夜斂殯す。(八)桓公十有餘子あり、要するに其後に立つ者五人あり。無詭立ち、三月にして死す。諡無し。次は孝公、次は昭公、次は懿公、次は惠公なり。

周襄王弟帶來奔齊。齊使仲孫請王。爲帶謝。襄王怒弗聽。四十一年。秦穆公虜晉惠公。復歸之。是歲。管仲隰朋皆卒。管仲病。桓公問曰。羣臣誰可相者。管仲曰。知臣莫如君。公曰。易牙如何。對曰。殺子以適君。非人情。不可。公曰。開方如何。對曰。倍親以適君。非人情。難近。公曰。豎刁如何。對曰。自宮以適君。非人情。難親。管仲死。而桓公不用管仲言。卒近用三子。三子專權。四十二年。戎伐周。周告急於齊。齊令諸侯各發卒戍周。是歲。晉公子重耳來。桓公妻之。

へて曰く、子を殺して以て君に適ふ、人情に非ず、不可なりと。公曰く、開方は如何と。對へて曰く、親に倍いて以て君に適ふ、人情に非ず、近づけ難しと。公曰く、豎刁は如何と。對へて曰く、自ら宮して以て君に適ふ、人情に非ず、親み難しと。管仲死して、桓公管仲の言を用ひず、卒に三子を近づけ用ふ。三子權を專にす。四十二年、戎周を伐つ。周急を齊に告ぐ。齊諸侯をして各〻卒を發して周を戍らしむ。是歲晉の公子重耳來る、桓公之に妻す。

(一) 人臣の最高班　(二) 臣下の臣下　(三) 仲孫を使者とす　(四) 再び歸國せしむ　(五) 宰相　(六) 易牙子を殺して羹となし之を公に獻ぜしことあり　(七) 衞の公子開方は親に背いて桓公に事ふ　(八) 豎刁は自ら宮刑を施して宮中に入り桓公に親しむ　(九) 晉の文公なり

四十三年。初

四十三年、初め齊の桓公の夫人三あり、王姬・徐姬・蔡姬と曰ふ、皆子無し。桓

熊山。北伐二山戎離枝孤竹。西伐二大夏。涉二流沙。束レ馬懸レ車登二太行。至二卑耳山一而還。諸侯莫レ違二寡人。寡人兵車之會三。乘車之會六。九二合諸侯。一二匡天下。昔三代受レ命。有三何以異二於此一乎。吾欲下封二泰山。禪中梁父上。管仲固諫。不レ聽。乃說二桓公一以二遠方珍怪物至。乃得レ封。桓公乃止。

(一)自ら夷狄もて任じ進んで中國に出でず　(二)從ひ會盟す　(三)北狄の國名　(四)西戎の國名　(五)砂漠　(六)馬を束ねて險き車を懸けて運ぶ　(七)兵馬の會　(八)平和の會　(九)周襄王の位を定めしを指す　(一〇)天命を受けて天下に君たりしを言ふ　(一一)名山を封じて天を祭る　(一二)地を祓うて山川を祭る

三十八年。周襄王弟帶與二戎翟一合レ謀伐レ周。齊使三管仲平二戎於周。周欲下以二上卿一禮中管仲上。管仲頓首曰。臣陪臣。安敢。三讓乃受二下卿禮一以見。三十九年。

三十八年、周の襄王の弟帶、戎翟と謀を合せて周を伐つ。齊管仲をして戎を周に平げしむ。周上卿(一)を以て管仲を禮せんと欲す。管仲頓首して曰く、臣は陪臣(二)なり、安んぞ敢てせんと。三たび讓り、乃ち下卿の禮を受けて以て見ゆ。三十九年、周襄王の弟帶、齊に來奔す。齊仲孫をして王に請ひ、帶の爲に謝せしむるに、襄王怒りて聽かず。四十一年、秦の穆公(三)晉の惠公を虜にし復(四)之を歸す。是歳管仲隰朋皆卒す。管仲の病むや、桓公問うて曰く、羣臣誰か相(五)とすべき者ぞと。管仲曰く、臣を知るは君に如くは莫しと。公曰く、易牙は如何と。對

侯驕矣。第無レ行。從レ之。是歲。晉獻公卒。里克殺二奚齊悼子一。秦穆公以二夫人一入二公子夷吾一爲二晉君一。桓公於レ是討二晉亂一。至二高梁一。使三隰朋立二晉君一還。

是時周室微。唯齊楚秦晉爲レ彊。晉初與レ會。獻公死。國內亂。秦穆公辟遠。不レ與二中國會盟一。楚成王初收二荊蠻一有レ之。夷狄自置。唯獨齊爲二中國會盟一。而桓公能宣二其德一。故諸侯賓會。於レ是桓公稱曰。寡人南伐至二召陵一。望二

是時周室微なり、唯齊楚秦晉のみ彊爲り。・晉は初め會に與る。獻公死して、國內亂る。秦の穆公は辟遠にして、中國の會盟に與からず。楚の成王は初めて荊蠻を收めて之を有ちしも、夷狄もて自ら置けり。唯獨り齊は中國の會盟を爲し、而して桓公は能く其德を宣べき。故に諸侯賓會せり。是に於て、桓公稱して曰く、寡人南伐して召陵に至り、熊山を望み、北のかた山戎・離枝・孤竹を伐ち、西は大夏を伐ち、流沙を渉り、馬を束ね車を懸け、太行に登り、卑耳山に至りて還るに、諸侯寡人に違ふもの莫し。寡人兵車の會三、乘車の會六、諸侯を九合して、天下を一匡す。昔は三代の命を受けしも、何を以てか此に異なる有らんや。吾泰山に封じ梁父に禪せんと欲すと。管仲固く諫む。聽かず。乃ち桓公を說くに、遠方珍怪の物至らば乃ち封ずるを得んことを以てす。桓公乃ち止みき。

屈完曰。君以レ道則可。若不。則楚方城以爲レ城。江漢以爲レ溝。君安能進乎。乃與二屈完一盟而去。過レ陳。陳袁濤塗詐レ齊。令レ出二東方一。覺。秋。齊伐レ陳。是歲。晉殺二太子申生一。

三十五年夏。會二諸侯于葵丘一。周襄王使三宰孔賜二桓公文武胙。彤弓矢。大路一。命レ無拜。桓公欲レ許之。管仲曰。不可。乃下拜受レ賜。秋。復會二諸侯於葵丘一。益有二驕色一。周使二宰孔會一。諸侯頗有二叛者一。晉侯病後。過二宰孔一。宰孔曰。齊

三十五年夏、諸侯を葵丘に會す。周の襄王、宰孔(一)をして桓公に文武胙・彤弓矢・(二)大路を賜はしめ、拜する無きを命ず。桓公之を許さんと欲す。管仲曰く、不可なりと。乃ち下り拜して賜を受く。秋復諸侯に葵丘に會し、益〻驕色あり。周宰孔をして會せしむ。諸侯頗る叛く者有り。晉侯病みて後れ、宰孔に遇ふに、宰孔が曰く、齊侯驕れり、第(三)行くこと無かれと。之に從ふ。是歲晉の獻公卒す。里克(四)・奚齊・悼子を殺す。秦の穆公、夫人(五)を以て公子夷吾を入れて、晉君と爲す。桓公是に於て晉の亂を討し、高梁(六)に至り、隰朋をして晉君を立てしめて還る。

(一) 太宰の孔氏　(二) 武王文王を祀れる祭肉と朱塗の弓矢と諸侯參朝の大車と　(三) 唯に同じ　(四) 晉の大夫　(五) 夫人の縁故を以て　(六) 今の山西平陽府

仲對曰。昔召康公命我先君太公曰。五侯九伯。若實征之。以夾輔周室。賜我先君履。東至海。西至河。南至穆陵。北至無棣。楚貢包茅不入。王祭不具。是以來責。昭王南征不復。是以來問。楚王曰。貢之不入。有之。寡人罪也。敢不共乎。昭王之出不復。君其問之水濱。齊師進次于陘。夏。楚王使屈完將兵扞齊。齊師退次召陵。桓公矜屈完以其衆。

に至らしむ。楚の貢する包茅入らず、(六)王祭具はらず、是を以て來り責む。昭王南征して復らず、是を以て來り問ふと。楚王曰く、貢の入らざるは之有り、(七)寡人の罪なり、敢て共へざらんや。昭王の出でて復らざるは、(八)君其れ之を水濱に問へと。齊の師進んで陘に次る。夏、楚王、屈完をして兵に將として齊を扞がしむ。(九)齊の師退いて、召陵に次る。桓公屈完に矜るに其衆を以てす。屈完曰く、君道を以てせば則ち可、若し不らずんば、則ち楚は方城(一〇)以て城と爲し、江漢(一一)以て溝と爲さん。君安んぞ能く進まんやと。乃ち屈完と盟つて去る。陳を過ぐ。陳の袁濤塗齊を詐り、東方に出でしめんとし、覺はる。秋、齊陳を伐つ。是歳晉は太子申生を殺しき。

(一) 上官を棄てゝ敗走するを謂ふ　(二) 侵干す　(三) 以下上文に出でたり　(四) 扶持輔佐　(五) 足跡の及ぶべき所　(六) 祭儀に酒を灌ぐ爲めの束ねたる茅　(七) 王の祭具備はらず　(八) 周本紀參照　(九) 江に溺れしを指す　(一〇) 山名、南北に通る險要なり　(一一) 江水漢水を以て濠とす

召公之政一。納二貢于周一。如二成康之時一。諸侯聞レ之皆從レ齊。二十七年。魯滑公母曰二哀姜一。桓公女弟也。哀姜淫二於魯公子慶父一。慶父弑二滑公一。哀姜欲レ立二慶父一。魯人更立二釐公一。桓公召二哀姜一殺レ之。二十八年。衞文公有二狄亂一。告二急於齊一。齊率二諸侯一城二楚丘一。而立二衞君一。二十九年。桓公與二夫人蔡姬一戲二船中一。蔡姬習レ水。蕩レ公。公懼止レ之。不レ止。出レ船怒。歸二蔡姬一。弗レ絕。蔡亦怒。嫁二其女一。桓公聞而怒。興レ師往伐。

中に戯る。蔡姬水に習ひ、(九)公を蕩す。(一〇)公懼れて之を止むれども止めず。船を出でて怒り、蔡姬を歸す。絕たず。(一一)蔡亦怒つて其女を嫁す。桓公聞いて怒り、師を興して往きて伐つ。

(一) 北狄　(二) 直隷順天昌平州　(三) 禮によれば境を出でて送迎するは天子のみ　(四) 河溝を分つ　(五) 燕の國祖　(六) 周の成王康王　(七) 閔公　(八) 僖公に同じ　(九) 水に習熟す　(一〇) 動搖す　(一一) 離緣に至らず

三十年春。齊桓公率二諸侯一伐レ蔡。蔡潰。遂伐レ楚。楚成王興レ師。問曰。何故涉二吾地一。管

三十年春、齊の桓公、諸侯を率ゐて蔡を伐つ。蔡潰ゆ。(一)遂に楚を伐つ。楚の成王師を興して問うて曰く、何が故に吾地に涉る(二)と。管仲對へて曰く、昔は召康公、(三)我が先君太公に命じて曰く、五侯九伯、若實に之を征し、以て周室を夾輔(四)せよと。我が先君(五)に履を賜ひ、東は海に至り、西は河に至り、南は穆陵に至り、北は無棣

而就二臣位一。桓公後悔。欲下無レ與二魯地一而殺中曹沫上。管仲曰。夫劫許レ之。而倍レ信殺レ之。愈二一小快一耳。而棄二於信諸侯一。失二天下之援一。不可。於レ是遂與二曹沫三敗所レ亡地於魯一。諸侯聞レ之。皆信レ齊而欲レ附焉。七年。諸侯會二桓公於甄一。而桓公於レ是始霸焉。十四年。陳厲公子完號二敬仲一。來二奔齊一。齊桓公欲三以爲二卿。讓。於レ是以爲二工正一。田成子常之祖也。

二十三年。山戎伐レ燕。燕告二急於齊一。齊桓公救レ燕。遂伐二山戎一。至二于孤竹一而還。燕莊公遂送二桓公一入二齊境一。桓公曰。非二天子一。諸侯相送不レ出レ境。吾不レ可三以無二禮於燕一。於レ是分レ溝割二燕君所一レ至與レ燕。命二燕君一復修二

二十三年、(一)山戎燕を伐つ。燕急を齊に告ぐ。齊の桓公燕を救ひ、遂に山戎を伐ち、(二)孤竹に至つて還る。燕の莊公、遂に桓公を送つて齊の境に入りき。桓公曰く、(三)天子に非ず、諸侯の相送るは境を出でず、吾は以て燕に禮無かるべからずと。是に於て、(四)溝を分つて、燕君の至りし所を割いて燕に與へ、燕君に命じ、復(五)召公の政を修め、貢を周に納るゝこと、(六)成康の時の如くせしむ。諸侯之を聞き、皆齊に從ふ。二十七年、魯の湣公(七)の母を哀姜と曰ふ、桓公の女弟なり。哀姜魯の公子慶父に淫す。慶父湣公を弑す。哀姜慶父を立てんと欲す。魯人更に釐公(八)を立つ。桓公哀姜を召して之を殺す。二十八年、衞の文公に狄の亂有り、急を齊に告ぐ。齊、諸侯を率ゐ、楚丘に城きて衞君を立つ。二十九年、桓公夫人蔡姬と船

之兵。設輕重魚鹽之利。以贍貧窮。祿賢能。齊人皆說。二年。伐滅郯。郯子奔莒。初桓公亡時過郯。郯無禮。故伐之。五年。伐魯。魯將師敗。魯莊公請獻遂邑以平。桓公許。與魯會柯而盟。魯將盟。曹沫以七首劫桓公於壇上。曰。反魯之侵地。桓公許之。已而曹沫去七首。北

之を伐つ。五年魯を伐つ、魯の將師敗る。魯の莊公、遂邑を獻じて以て平がんと請ふ。桓公許し、魯と柯に會して盟ふ。魯將に盟はんとす。曹沫七首を以て、桓公を壇上に劫して曰く、魯の侵地を反せと。桓公之を許す。已にして曹沫は七首を去て、北面して臣の位に就けり。桓公後悔し、魯に地を與ふる無くして曹沫を殺さんと欲す。管仲曰く、夫れ劫かされて之を許し、信に倍きて之を殺すは、一小快を愈るのみ。而も信を諸侯に棄て、天下の援を失はん、不可なりと。是に於て、遂に曹沫が三敗して亡ひし所の地を魯に與ふ。諸侯之を聞き、皆齊を信じて附かんと欲す。七年、諸侯桓公に甄に會す。桓公是に於て始めて霸たり。十四年、陳の厲公の子完敬仲と號するもの、齊に來奔す。齊の桓公以て卿と爲さんと欲す、讓る。是に於て以て工正と爲す。田成子常の祖なり。

(一) 五家を軌とし、十軌を里とし、四里を連とし、十連を鄉とする新制の兵團 (二) 物價高低の取締法 (三) 本陣の義 (四) 和睦 (五) 魯の使臣 (六) 一の小愉快を取るに過ぎず (七) 百工の長官

心醢レ之。不レ然將レ圍レ魯。魯人患レ之。遂殺二子糾於笙瀆一。召忽自殺。管仲請レ囚。桓公之立。發レ兵攻レ魯。心欲レ殺二管仲一。鮑叔牙曰。臣幸得レ從レ君。君竟以立。君之尊レ臣。無二以增一レ君。君將レ治レ齊。卽高傒與二叔牙一足也。君且欲二霸王一。非二管夷吾一不可。夷吾所レ居國國重。不レ可レ失也。於レ是桓公從レ之。乃詳爲下召二管仲一欲中甘心上。實欲レ用レ之。管仲知レ之。故請往。鮑叔牙迎受二管仲一。及二堂阜一而脫二桎梏一。齋祓而見二桓公一。桓公厚レ禮。以爲二大夫一任レ政。

べからずと。是に於て桓公之に從ふ。乃ち詳りて管仲を召して甘心せんと欲すと爲し、實は之を用ひんと欲す。管仲之を知る、故に請ひ往く。鮑叔牙迎へて管仲を受け、堂阜(七)に及びて桎梏(八)を脫き、齋祓(九)して桓公に見えしむ。桓公禮を厚うして、以て大夫と爲して政に任ぜしむ。

(一) 輼輬車なり、死骸を載する車或は曰く荷物車なりと (二) 閉塞す (三) 恣の儘にして肉醬となす (四) 魯の地名 (五) 臣は不才にして君の威光を益すの價値なし (六) 管仲の字 (七) 齊都に近き地 (八) 手足の械 (九) 身を清め祓ふ、一旦囚はれの人たりしを以て也

桓公既得二管仲一。與二鮑叔隰朋高傒一修二齊國政一。連二五家

桓公既に管仲を得て、鮑叔・隰朋・高傒と、齊國の政を修め、(一)五家の兵を連ね、(二)輕重魚鹽の利を設け、以て貧窮を贍し賢能に祿す。齊人皆說ぶ。二年伐つて郯を滅す、郯子莒に奔る。初め桓公の亡げし時郯を過ぎしに、郯禮無かりき、故に

鉤。小白佯死。管仲使ニ人馳報一レ魯。魯送レ糾者行益遲。六日至レ齊。則小白已入。高傒立レ之。是爲ニ桓公一。

桓公之中レ鉤。佯死以誤ニ管仲一。已而載ニ溫車中一馳行。亦有ニ高國內應一。故得ニ先入立一。發レ兵距レ魯。秋與レ魯戰ニ于乾時一。魯兵敗走。齊兵掩ニ絕魯歸道一。齊遺ニ魯書一曰。子糾兄弟。弗レ忍レ誅。請魯自殺レ之。召忽管仲讐也。請得而甘

桓公の鉤に中るや、佯り死して以て管仲を誤らしめ、已にして(一)溫車中に載せて馳せ行く。亦高國の內應有り、故に先づ入り立つを得たり。兵を發して魯を距ぐ。秋魯と乾時に戰ふ、魯兵敗走す。齊兵魯の歸道を掩絕す。(二)齊、魯に書を遺りて曰く、子糾は兄弟なり、誅するに忍びず、請ふ魯自ら之を殺せ。召忽管仲は讐なり、請ふ得て(三)甘心して之を醢にせん、然らずんば將に魯を圍まんとすと。魯人之を患へ、遂に子糾を(四)笙瀆に殺す。召忽は自殺し、管仲は囚はれんことを請ふ。桓公の立つや、兵を發して魯を攻め、心に管仲を殺さんと欲す。鮑叔牙曰く、臣幸に君に從ふを得たり、君竟に以て立つ。君の臣を尊ぶも、(五)以て君を增すこと無し。君將に齊を治めんとせば、即ち高傒と叔牙とにて足る。君且つ霸王たらんと欲せば、(六)管夷吾に非ざれば不可なり。夷吾居る所の國は、國重し、失ふ

無知。告二齊大夫一曰。無知弑二襄公一自立。臣謹行ㇾ誅。唯大夫更立二公子之當ㇾ立者一。唯命是聽。初襄公之醉二殺魯桓公一。通二其夫人一。殺誅數不ㇾ當。淫二於婦人一。數欺二大臣一。羣弟恐二禍及一。故次弟糾奔ㇾ魯。其母魯女也。管仲召忽傅ㇾ之。次弟小白奔ㇾ莒。鮑叔傅ㇾ之。小白母衞女也。有ㇾ寵二於釐公一。小白自ㇾ少好二善大夫高傒一。及三雍林人殺二無知一。議ㇾ立ㇾ君。高國先陰召二小白於莒一。魯聞二無知死一。亦發ㇾ兵送二公子糾一。而使三管仲別將ㇾ兵遮二莒道一。射中二小白帶

誅數〻當らず、婦人に淫し、數〻大臣を欺く。羣弟禍の及ぶを恐る。故に次弟糾は魯に奔る、其母は魯の女なり。管仲・召忽之に傅たり。(二)次弟小白は莒に奔る、鮑叔之に傅たり。小白の母は衞の女なり、釐公に寵有り。小白少きより大夫高(三)傒に好善なり。雍林の人無知を殺すに及び、君を立つるを議して、高國(四)は先づ陰に小白を莒より召しき。魯は無知死すと聞き、亦兵を發して公子糾を送る。而して管仲をして別に兵に將として莒の道を遮らしめ、射て小白の帶鉤(五)に中つ。小白佯り死す。管仲人をして馳せて魯に報ぜしむ。魯の糾を送る者、行くこと益〻遲し。六日にして齊に至れば、則ち小白已に入り、高傒之を立てき。是を桓公と爲す。

(一) 大夫と新君との命に従はん　(二) お守役　(三) 人名、齊の有力なる權臣　(四) 高氏と國氏と　(五) 帶金

從者曰、彭生。公怒射之。彘人立而啼。公懼墜車傷足失屨。反而鞭主屨者茀三百。茀出宮。而無知連稱管至父等聞公傷。乃遂率其衆襲宮。逢主屨茀。茀曰。且無入驚宮。驚宮未易入也。無知弗信。茀示之創。乃信之。待宮外。令茀先入。茀先入。即匿襄公戸間。良久。無知等恐。遂入宮。茀反與宮中及公之幸臣攻無知等。不勝皆死。無知入宮求公。不得。或見人足於戸間。發視乃襄公。遂弑之。而無知自立爲齊君。

勝たずして皆死せり。無知宮に入り、公を求むるに得ず。或人足を戸間に見て、發き視るに乃ち襄公なり。遂に之を弑す、而して無知は自立し、齊君と爲りき。

㊀七月を指す、七月に往き一年後の七月に代るなり　㊁間隙を窺はしむ　㊂家なり　㊃人の如く立つ　㊄屨を掌る役人　㊅宮中を驚かし騒がす　㊆鞭の傷跡　㊇久しく出でず　㊈寵愛せらるゝ家臣

桓公元年春。齊君無知游於雍林。雍林人嘗有怨無知。及其往游。雍林人襲殺

桓公の元年春、齊君無知、雍林に游ぶ。雍林の人嘗て無知に怨有り。其往きて游ぶに及び、雍林の人襲うて無知を殺し、齊の大夫に告げて曰く、無知は襄公を弑して自立せり。臣謹んで誅を行へり。唯大夫更に公子の當に立つべき者を立てよ、唯命是れ聽かんと。初め襄公の魯の桓公を醉殺して、其夫人に通ずるや、殺

遷去二其邑一。十二年。初襄公使三連稱管至父戍二葵丘一。瓜時而往。及レ瓜而代。往戍一歲。卒二瓜時一。而公弗二爲發一レ代。或爲請レ代。公弗レ許。故此二人怒。因二公孫無知一謀レ作レ亂。連稱有二從妹一。在二公宮一。無レ寵。使三之間二襄公一。曰。事成。以レ女爲二無知夫人一。冬十二月。襄公游二姑棼一。遂獵二沛丘一。見レ彘。

葵丘を戍らしむ。瓜時にして往き、瓜に及びて代る。往いて戍ること一歲、瓜時を卒ふ。而るに公爲に代を發せず。或は爲に代を請ふに、公許さず。故に此二人怒り、公孫無知に因りて、亂を作さんことを謀る。連稱に從妹有り、公宮に在り。寵無し。之をして襄公(二)を間せしめて曰く、事成らば女を以て無知の夫人と爲さんと。冬十二月、襄公姑棼に游ぶ、遂に沛丘に獵す。(三)彘を見る。從者曰く、彭生なりと。公怒つて之を射るに、彘は人立(四)して啼く。公懼れて車より墜ち、足を傷ひ屨を失ふ。反りて(五)主屨者茀を鞭つこと三百なり。茀宮を出づ。而して無知・連稱・管至父等は、公の傷けるを聞き、乃ち遂に其衆を率ゐて宮を襲ひ、主屨茀に逢ふ。茀曰く、且く入つて宮(六)を驚かすこと無かれ、宮を驚かさば、未だ入り易からざらんと。無知信ぜず。茀之に創(七)を示す。乃ち之を信じて宮外に待ち、茀をして先づ入らしむ。茀先づ入り、即ち襄公を戸間に匿す。(八)良久し。無知等恐れて、遂に宮に入るに、茀は反つて宮中及び公の(九)幸臣と、無知等を攻め、

大。非二我敵一。遂辭レ之。三十二年。釐公同母弟夷仲年死。其子曰二公孫無知一。釐公愛レ之。令三其秩服奉養比二太子一。三十三年。釐公卒。太子諸兒立。是爲二襄公一。襄公元年。始爲二太子一時。嘗與二無知一鬪。及レ立。絀二無知秩服一。無知怨。四年。魯桓公與二夫人一如レ齊。齊襄公故嘗私二通魯夫人一。魯夫人者。襄公女弟也。自二釐公時一。嫁爲二魯桓公婦一。及二桓公來一。而襄公復通焉。魯桓公知レ之。怒二夫人一。夫人以告二齊襄公一。齊襄公與二魯君一飲醉レ之。使三力士彭生抱上二魯君車一。因拉二殺魯桓公一。桓公下レ車則死矣。魯人以爲レ讓。而齊襄公殺二彭生一以謝レ魯。

知の秩服を詘(三)く。無知怨む。四年、魯の桓公、夫人と齊に如く。齊の襄公故嘗て魯の夫人に私通す。魯の夫人は襄公の女弟なり。釐公の時より、嫁して魯の桓公の婦と爲り、桓公來るに及んで、襄公復通ず。魯の桓公之を知りて、夫人を怒る。夫人以て齊の襄公に告ぐ。齊の襄公魯君と飲み、之を醉はしめ、力士(四)彭生をして抱いて魯君を車に上らしめ、因りて魯の桓公を拉殺(五)す。桓公車より下れば則ち死せり。魯人以て讓(六)を爲す。齊の襄公彭生を殺して、以て魯に謝す。

(一) 相當匹敵の義　(二) 俸祿服飾資給等　(三) 引下ぐるなり　(四) 强力の者　(五) 摧ぎ殺す　(六) 責讓詰問す

八年。伐レ紀。紀

八年紀を伐つ。紀遷りて其邑を去る。十二年、初め襄公、連稱・管至父をして

居レ鎬。十年。王室亂。大臣行レ政。號曰二共和一。二十四年。周

五十六年、晉其君昭侯を弑す。六十四年莊公卒し、子釐公祿甫立つ。

㈠ 齊が永く都したる地名　㈡ 周の屬邑、今の山西霍州　㈢ 周本紀參照　㈣ 洛に同じ

宣王初立。二十六年。武公卒。子厲公無忌立。厲公暴虐。故胡公子復入レ齊。齊人欲レ立レ之。乃與攻二殺厲公一。胡公子亦戰死。齊人乃立二厲公子赤一爲レ君。是爲二文公一。而誅下殺二厲公一者七十人上。文公十二年卒。子成公脫立。成公九年卒。子莊公購立。莊公二十四年。犬戎殺二幽王一。周東徙レ雒。秦始列爲二諸侯一。五十六年。晉弑二其君昭侯一。六十四年。莊公卒。子釐公祿甫立。

釐公九年。魯隱公初立。十九年。魯桓公弑二其兄隱公一而自立爲レ君。二十五年。北戎伐レ齊。鄭使二太子忽來救一レ齊。齊欲レ妻レ之。忽曰。鄭小齊

釐公の九年、魯の隱公初めて立つ。十九年、魯の桓公其兄隱公を弑して、自立して君と爲る。二十五年、北戎齊を伐つ。鄭太子忽をして來つて齊を救はしむ。齊之に妻せんと欲す。忽曰く、鄭は小に齊は大なり、我敵に非ずと。遂に之を辭す。三十二年、釐公の同母弟夷仲年死す。其子を公孫無知と曰ふ。㈠釐公之を愛し、其秩服奉養をして太子に比せしむ。㈡三十三年釐公卒し、太子諸兒立つ、是を襄公と爲す。襄公の元年、始め太子爲りし時、嘗て無知と鬬へり。立つに及んで無

公卒。子乙公得立。乙公卒。子癸公慈母立。癸公卒。子哀公不辰立。哀公時。紀侯譖之周。周烹哀公。而立其弟靜。是爲胡公。

胡公徙都薄姑。而當周夷王之時。哀公之同母少弟山怨胡公。乃與其黨率營丘人。襲攻殺胡公而自立。是爲獻公。獻公元年。盡逐胡公子。因徙薄姑都。治臨菑。九年。獻公卒。子武公壽立。武公九年。周厲王出奔

胡公都を薄姑に徙す。而も周の夷王の時に當り、哀公の同母少弟山、胡公を怨み、乃ち其黨と營丘の人を率ゐ、襲ひ攻めて胡公を殺して自立す、是を獻公と爲す。獻公の元年、盡く胡公の子を逐ひ、因り薄姑の都を徙して、臨菑(一)に治す。九年獻公卒し、子武公壽立つ。武公の九年、周の厲王出奔して彘に居る。十年王室亂れ、大臣政を行ひ、號して共和と曰ふ。二十四年、周の宣王(二)初めて立つ。二十六年武公卒し、子厲公無忌立つ。厲公暴虐なり、故の胡公の子復齊に入る。齊人之を立てんと欲し、乃ち與に厲公を攻殺す、胡公の子亦戰死す。齊人乃ち厲公の子赤を立て、君と爲す、是を文公と爲す。而して厲公を殺しし者七十人を誅す。文公十二年に卒し、子成公脫立つ。成公九年に卒し、子莊公購立つ。莊公の二十四年、犬戎(三)幽王を殺し、周は東して雒(四)に徙り、秦始めて列して諸侯と爲る。

就レ國者一也。太公聞レ之。夜衣行。而黎明至レ國。萊侯來伐。與レ之爭ニ營丘一。營丘邊レ萊。萊人夷也。會ニ紂之亂一。而周初定。未レ能レ集ニ遠方一。是以與ニ太公一爭レ國。太公至レ國修レ政。因ニ其俗一。簡ニ其禮一。通ニ商工之業一。便ニ魚鹽之利一。而人民多歸レ齊。齊爲ニ大國一。及ニ周成王少時一。管蔡作レ亂。淮夷畔レ周。乃使ニ召康公命ニ太公一曰。東至レ海。西至レ河。南至ニ穆陵一。北至ニ無棣一。五侯九伯。實得レ征レ之。齊由レ此得ニ征伐一。爲ニ大國一。都ニ營丘一。蓋太公之卒百有餘年。子丁公呂伋立。丁

集むること能はず、是を以て太公と國を爭ふ。太公國に至り、政を修めて、其俗に因り、(五)其禮を簡にし、商工の業を通じ、魚鹽の利を便にす。而して人民多く齊に歸し、齊大國と爲りぬ。周成王の少時に及んで、管蔡亂を作し、(六)淮夷周に畔く。(七)乃ち召康公をして太公に命ぜしめて曰く、東は海に至り、西は河に至り、南は穆陵に至り、北は無棣に至るまで、五侯九伯は、(八)實に之を征するを得しむと。齊は此に由りて征伐するを得て、大國と爲り、營丘に都す。蓋し太公の卒したるは百有餘年なり。(九)子丁公呂伋立つ。丁公卒し、子乙公得立つ。乙公卒し、子癸公慈母立つ。癸公卒し、子哀公不辰立つ。哀公の時、紀侯之を周に讒す。(一〇)周、哀公を烹て、而して其弟靜を立つ、是を胡公と爲す。

(一) 旅舍　(二) 安靜悠揚　(三) 夜中　(四) 早朝　(五) 歸順せしむるの謂　(六) 管叔蔡叔の叛亂　(七) 淮水附近の夷
(八) 公侯伯子男の諸侯及全國九州の牧伯を概稱す　(九) 百有餘歲　(一〇) 讒訴

將レ伐レ紂。卜ニ龜兆ー不レ吉。風雨暴至。羣公盡懼。唯太公彊レ之。勸ニ武王ー。武王於レ是遂行。十一年正月。甲子。誓ニ於牧野ー伐ニ商紂ー。紂師敗績。紂反走登ニ鹿臺ー遂追斬レ紂。明日武王立ニ于社ー。羣公奉ニ明水ー。衞康叔封布ニ采席ー。師尚父牽レ牲。史佚策祝。以告ニ神討ニ紂之罪ー。散ニ鹿臺之錢ー。發ニ鉅橋之粟ー。以振ニ貧民ー。封ニ比干墓ー。釋ニ箕子囚ー。遷ニ九鼎ー。修ニ周政ー。與ニ天下ー更始。師尚父謀居レ多。

於レ是武王已平レ商而王ニ天下ー。封ニ師尚父於齊營丘ー。東就レ國。道宿行遲。逆旅之人曰。吾聞。時難レ得而易レ失。客寢甚安。殆非ニ

(一) 諸侯の賓集するや否や　(二) 師とし尙んで父とする義、呂尙なり　(三) 黃金を飾れる大斧　(四) 白色の指揮旗　(五) 舟を掌る官名　(六) 一に孟津に作る　(七) 書經泰誓篇　(八) 强ふるなり　(九) 諸侯と誓約す　(一〇) 大敗を言ふ　(一一) 殷本紀參照　(一二) 國土の神を祀る所　(一三) 鏡を以て月を受けて其露を取れるもの　(一四) 社前を圍んで幣を供へ席を布く　(一五) 竹札に書きたる祭文　(一六) 振救す　(一七) 夏の禹王が全國九州の金を聚めて鑄造せし傳國の寶器　(一八) 萬機を更め始む

是に於て、武王已に商を平げて、天下に王たり。師尙父を齊の營丘に封ず。東して國に就くに、道に宿して行くこと遲し。逆旅(一)の人曰く、吾聞く、時は得難くして失ひ易しと。客の寢ぬること甚だ安し(二)、殆ど國に就く者に非ずと。太公之を聞き、夜に(三)衣て行き、黎明(四)に國に至りき。萊侯來り伐ち、之と營丘を爭ふ。營丘は萊に邊す、萊人は夷なり。紂の亂に會うて、周初めて定まり、未だ遠方を

卽レ位。九年。欲下修二文王業一。東伐以觀中諸侯集否上。師行。師尙父左杖二黃鉞一。右把二白旄一。以誓曰。蒼兕蒼兕。總二爾衆庶與二爾舟楫一。後至者斬。遂至二盟津一。諸侯不レ期而會者。八百諸侯。諸侯皆曰。紂可レ伐也。武王曰。未レ可。還レ師。與二太公一作二此太誓一。居二年。紂殺二王子比干一。囚二箕子一。武王

んと欲す。師行く。師尙父、左に黃鉞を杖つき、右に白旄を把り、以て誓つて曰く、蒼兕蒼兕、爾の衆庶と爾の舟楫とを總べよ、後れ至る者は斬らんと。遂に盟津に至る。諸侯期せずして會する者、八百諸侯。諸侯皆曰く、紂伐つべしと。武王曰く、未だ可ならずと。師を還す。太公と此太誓を作る。居ること二年、紂王子比干を殺し、箕子を囚ふ。武王將に紂を伐たんとし、龜兆を卜するに吉ならず、風雨暴に至る。羣公盡く懼る。唯太公のみ之を彊ひ、武王に勸む。武王是に於て遂に行く。十一年正月甲子、牧野に誓ひ、商紂を伐つ。紂の師敗績す。紂反り走り、鹿臺に登る。遂に追うて紂を斬る。明日武王社に立つ、羣公明水を奉ず。衞康叔封じて采席を布き、師尙父は牲を牽き、史佚策祝して、以て神に紂の罪を討するを告ぐ。鹿臺の錢を散じ、鉅橋の粟を發し、以て貧民を振し、比干の墓を封じ、箕子の囚を釋し、九鼎を遷し、周政を修め、天下と更始す。師尙父の謀多きに居る。

生閎天素知而招呂尚。呂尚亦曰。吾聞西伯賢。又善養老。盍往焉。三人者爲西伯求美女奇物。獻之於紂。以贖西伯。西伯得以出反國。言呂尚所以事周雖異。然要之爲文武師。周西伯昌之脱羑里歸。與呂向陰謀修德。以傾商政。其事多兵權與奇計。故後世之言兵及周之陰權。皆宗太公爲本謀。周西伯政平。及斷虞芮之訟。而詩人稱西伯受命曰。文王伐崇密須犬夷。大作豐邑。天下三分其二歸周者。太公之謀計居多。

りと雖も、然れども之を要するに文武の師爲り。周西伯昌の羑里を脱して歸るや、呂尚と陰に謀つて德を修め、以て商政を傾く。(七)其事兵權と奇計と多し。故に後世の兵及び周の陰權を言ふもの、(八)皆太公を宗として、本謀と爲す。(九)周の西伯、政平に、虞芮の訟を斷ずるに及び、詩人西伯の受命を稱して、曰く、文王崇・密須・犬夷を伐ち、(一〇)大いに豐邑を作る、(一一)天下三分して、其二は周に歸すと曰へる者は、太公の謀計多きに居る。(一二)

(一) 博聞多識の士　(二) 自家の說を說き廻る　(三) 知遇を得ず　(四) 風識あるも仕官せざる者　(五) 周本紀參照　(六) 西伯の罪を贖ふ　(七) 殷の政權を傾覆す　(八) 陰密の權謀術策　(九) 本宗首謀　(一〇) 周本紀參看　(一一) 天命を受けて天下に臨む事　(一二) 周の故都名

文王崩。武王

文王崩じて、武王位に即く。九年、文王の業を修め、東伐して以て諸侯の集否を觀

蓋嘗窮困年老矣。以二漁釣一奸二周西伯一。西伯將二出獵一。卜レ之。曰、所レ獲非レ龍非レ彲。非レ虎非レ羆。所レ獲霸王之輔。於レ是周西伯獵。果遇二太公於渭之陽一。與語大說曰。自二吾先君太公一曰。當下有二聖人一適上周。周以興。子眞是邪。吾太公望レ子久矣。故號レ之曰二太公望一。載與倶歸。立爲レ師。

之を號して太公望と曰ひ、載せて與に倶に歸り、立てて師と爲す。

（一）堯舜時代の大臣、嶽は官名なり　（二）虞舜夏禹の頃　（三）河南南陽の地　（四）支族　（五）平民　（六）漁釣して周に入る　（七）求に同じ　（八）龜を灼き其甲の割れ筋により吉凶を判ずるなり　（九）みづちなり、角無き龍　（一〇）大熊　（一一）河は北岸を陽とし南岸を陰とす　（一二）亡父　（一三）車に乘す

或曰。太公博聞。嘗事レ紂。紂無道。去レ之。游二說諸侯一。無レ所レ遇。而卒西歸二周西伯一。或曰。呂尙處士。隱二海濱一。周西伯拘二羑里一。散宜

或は曰く、太公は博聞なり、嘗て紂に事ふ、紂無道なり、之を去つて諸侯に游說す、遇ふ所無く、卒に西して周の西伯に歸すと。或は曰く、呂尙は處士なり、海濱に隱る。周西伯の羑里に拘はるゝや、散宜生閎夭、素より知つて呂尙を招く。呂尙亦曰く、吾聞く西伯賢なり、又善く老を養ふと、盍ぞ往かざらんやと。三人の者、西伯の爲に、美女奇物を求めて、之を紂に獻じ、以て西伯を贖ふ。西伯以て出でて國に反るを得たりと。呂尙が周に事ふる所以を言ふは異な

巻三十二

齊太公世家第二

太公望呂尚は、東海上の人なり。其先祖は嘗て四嶽(一)と爲り、禹を佐けて水土を平げ、甚だ功有り。虞夏(二)の際、呂(三)に封ぜられ、或は申に封ぜられき。姓は姜氏なり。夏商の時、申呂或(四)は枝庶を封ぜられ、子孫或(五)は庶人と爲る。尚は其後の苗裔なり。本姓は姜氏、其封に從つて姓とす、故に呂尚と曰ふ。呂尚は、蓋し嘗て窮困し、年老いたり。漁釣(六)を以て周の西伯に奸む。(七)西伯將に出獵せんとし、之を卜す、(八)曰く、獲る所は、龍に非ず彲(九)に非ず、虎に非ず羆(一〇)に非ず、獲る所は霸王の輔ならんと。是に於て、周の西伯獵するに、果して太公に渭の陽(一一)に遇ひ、與に語つて大いに說んで曰く、吾が先君太公より曰く、當に聖人有りて周に適くべし、周以て興らんと。子は眞に是か。(一二)吾が太公子を望むこと久しと。故に

太公望呂尚者。東海上人。其先祖嘗爲四嶽。佐禹平水土甚有功。虞夏之際。封於呂。或封於申。姓姜氏。夏商之時。申呂或封枝庶。子孫或爲庶人。尚其後苗裔也。本姓姜氏。從其封姓。故曰呂尚。呂尚

自剄死。越王滅レ吳。誅二太宰嚭一以爲二不忠一而歸。

太史公曰。孔子言。太伯可レ謂二至德一矣。三以二天下一讓。民無二得而稱一焉。余讀二春秋古文一。乃知下中國之虞與二荊蠻句吳一兄弟上也。延陵季子之仁。心慕レ義無レ窮。見レ微而知二淸濁一。嗚呼。又何其閎覽。博物君子也。

太史公曰く、孔子言ふ、(一)太伯は至德と謂ふべし、三たび天下を以て讓るに、民(二)得て稱する無しと。余(三)春秋の古文を讀み、乃ち中國の虞と荊蠻の句吳と兄弟なるを知りぬ。延陵の季子の仁、心義を慕うて窮り無く、(四)微を見て淸濁を知る。嗚呼又何ぞ其閎覽(五)なるや。博物の君子なり。

(一)論語に出でたる語 (二)民は其德行を知らず (三)春秋經 (四)微細なるものを見て其淸濁是非を甄別す (五)博覽

語。吳王怒斬七人於幕下。七月辛丑。吳王與晉定公爭長。吳王曰。於周室我爲長。晉定公曰。於姬姓我爲伯。趙鞅怒。將伐吳。乃長晉定公。吳王已盟。與晉別。欲伐宋。太宰嚭曰。可勝而不能居也。乃引兵歸國。國亡太子內空。王居外久。士皆罷敝。於是乃使厚幣以與越平。

十五年。齊田常殺簡公。十八年。越益彊。越王句踐率兵使伐敗吳師於笠澤。楚滅陳。二十年。越王句踐復伐吳。二十一年。遂圍吳。二十三年十一月丁卯。越敗吳。越王句踐欲遷吳王夫差於甬東。予百家居之。吳王曰。孤老矣。不能事君王也。吾悔不用子胥之言。自令陷此。遂

十五年、齊の田常簡公を殺す。十八年、越益々彊く、越王句踐兵を率ゐ、伐つて吳の師を笠澤に敗らしむ。楚、陳を滅す。二十年、越王句踐復吳を伐ち、二十一年、遂に吳を圍み、(一)二十三年十一月丁卯、越、吳を敗る。越王句踐は、吳王夫差を甬東に遷し、百家を予へて之に居らしめんと欲す。吳王曰く、(二)孤老いたり、君王に事ふる能はざるなり。吾子胥の言を用ひずして、自ら此に陷らしめたるを悔ゆと。遂に自剄(三)して死す。越王吳を滅し、太宰嚭を誅し、以て不忠と爲して而して歸りき。

(一)吳の首都を圍む　(二)諸侯自身の謙稱　(三)自ら頸刎ぬ

外ニ三日。乃從ニ海上ニ攻レ齊。齊人敗レ呉。呉王乃引レ兵歸。十三年。呉召ニ魯衞之君ニ會ニ於槖皐ニ。十四年春。呉王北會ニ諸侯於黄池ニ。欲下霸ニ中國ニ以全中周室上。六月戊子。越王句踐伐レ呉。乙酉。越五千人與レ呉戰。丙戌。虜ニ呉太子友ニ。丁亥。入レ呉。呉人告ニ敗於王夫差ニ。夫差惡ニ其聞ニ也。或泄ニ其

を召して、槖皐に會す。十四年春、呉王北のかた諸侯を黄池に會し、中國に霸(一)として、以て周室を全うせんと欲す。六月戊子、越王句踐呉を伐つ。乙酉、越五千人呉と戰ひ、丙戌、呉の太子友を虜にし、丁亥呉に入る。呉人敗を王夫差に告ぐ。夫差其聞ゆるを惡む。(二)或ひと其語を泄す。呉王怒つて、七人(三)を幕下に斬る。七月辛丑、呉王晉の定公と長(四)を爭ふ。呉王曰く、(五)周室に於て我長爲りと。晉の定公曰く、(六)姫姓に於て我伯爲りと。趙鞅怒り、將に呉を伐たんとす。乃ち晉の定公を長とす。呉王已に盟ひ、晉と別れ、宋を伐たんと欲す。太宰嚭曰く、勝つべきも居る能はざらんと。乃ち兵を引いて國に歸る。國は太子を亡うて內空しく、王外に居ること久しくして、士皆罷(七)敝す。是に於て、乃ち使して幣を厚くし、以て越と平ぐ。

(一) 諸侯の長となりて號令する者　(二) 中國會盟の地に在るを以てなり　(三) 漏洩者七人　(四) 會盟の長　(五) 周の王室に於て我は其兄の家系なりと　(六) 周の同姓中我は伯爵呉は子爵たりと　(七) 疲れいたむ

子貢以二周禮一說中太宰嚭上。乃得レ止。因留略二地於齊魯之南一。九年。爲レ騶伐レ魯。至レ與レ魯盟乃去。十年。因伐レ齊而歸。十一年。復北伐レ齊。越王句踐率二其衆一以朝レ吳。厚獻二遺之一。吳王喜。唯子胥懼曰。是棄レ吳也。諫曰。越在二腹心一。今得二志於齊一。猶二石田無一レ所レ用。且盤庚之誥。有二顚越一勿レ遺。商之以興。吳王不レ聽。使二子胥於齊一。子胥屬二其子於齊鮑氏一。還報二吳王一。吳王聞レ之大怒。賜二子胥屬鏤之劍一以死。將レ死曰。樹二吾墓上一以レ梓。令レ可レ爲レ器。抉二吾眼一置二之吳東門一。以觀二越之滅一レ吳也。

大いに怒り、子胥に屬鏤の劍を賜うて、以て死せしむ。將に死せんとして曰く、吾が墓上に樹うるに梓[一五]を以てせよ、器を爲るべからしめん。吾眼を抉りて[一六]、之を吳の東門に置け、以て越の吳を滅するを觀んと。

一 幼少　二 廉食廉衣を言ふ　三 死者を弔ひ病者を見舞ふ　四 腹心の疾病なり　五 牛羊豕を牢とす天子すら十二牢を大饗とするに今百牢を要求するなり　六 孔門の高弟端木賜　七 邾に同じ、後に鄒に作る、騶は鄒に通ず　八 貢獻贈遺　九 天が吳を棄つるなり　一〇 石多き瘠地　一一 殷の盤庚の教訓の辭　一二 道に背く者は存在せしむること勿れ　一三 復命す　一四 利劍の名　一五 楸の類なり棺材とす　一六 ゑぐり出す

齊鮑氏弑二齊悼公一。吳王聞レ之。哭二於軍門

齊の鮑氏齊の悼公を弑す。吳王之を聞き、軍門の外に哭すること三日、乃ち海上より齊を攻む。齊人吳を敗る。吳王乃ち兵を引き歸る。十三年、吳、魯衞の君

差聞二齊景公死一。而大臣爭ㇾ寵。新君弱一。乃興ㇾ師北伐ㇾ齊。子胥諫曰。越王句踐食不ㇾ重ㇾ味。衣不ㇾ重ㇾ采。弔ㇾ死問ㇾ疾。且欲ㇾ有ㇾ所ㇾ用二其衆一。此人不ㇾ死。必爲二吳患一。今越在二腹心疾一。而王不ㇾ先。而務ㇾ齊。不二亦謬一乎。吳王不ㇾ聽。遂北伐ㇾ齊。敗二齊師於艾陵一。至ㇾ繒召二魯哀公一而徵二百牢一。季康子使下

興し、北して齊を伐つ。子胥諫めて曰く、越王句踐は、食に(二)味を重ねず、衣に采を重ねず、(三)死を弔し疾を問ひ、且に其衆を用ふる所有らんと欲す。此人死せずんば、必ず吳の患を爲さん。今越は腹心の疾(四)に在り。而るに王先とせずして齊に務む、亦謬らずやと。吳王聽かず、遂に北して齊を伐ち、齊師を艾陵に敗り、繒に至り、魯の哀公を召して百牢(五)を徵す。季康子(六)子貢をして周禮を以て太宰嚭に說かしめて、乃ち止むを得たり。因りて留つて地を齊魯の南に略す。九年、騶(七)の爲に魯を伐ち、至つて魯と盟ひ、乃ち去る。十年、因つて齊を伐つて歸り、十一年、復北して齊を伐つ。越王句踐、其衆を率ゐて以て吳に朝し、厚く之に獻遺(八)す。吳王喜ぶ。唯子胥のみ懼れて曰く、是れ吳を棄つる(九)なりと。諫めて曰く、越は腹心に在り、今志を齊に得るも、猶石田(一〇)の用ふる所無きがごとし。且つ盤庚(一一)の誥に、(一二)顚越する有るは遺すこと勿れと。商の以て興りしなりと。吳王聽かず。子胥を齊に使はす。子胥其子を齊の鮑氏に屬し、還りて吳王に報ず(一三)。吳王之を聞き、

將レ許レ之。伍子胥諫曰。昔有過氏殺二斟灌一以伐二斟尋一。滅二夏后帝相一。帝相之妃后緡方娠。逃二於有仍一。而生二少康一。少康爲二有仍牧正一。有過又欲レ殺二少康一。少康奔二有虞一。有虞思二夏德一。於レ是妻レ之以二二女一。而邑二之於綸一。有二田一成一。有二衆一旅一。後遂收二夏衆一。撫二其官職一。使二人誘一レ之。遂滅二有過氏一。復二禹之績一。祀レ夏配レ天。不レ失二舊物一。今吳不レ如二有過之彊一。而句踐大二於少康一。今不二因レ此而滅一レ之。又將レ寬レ之。不二亦難一乎。且句踐爲レ人能辛苦。今不レ滅。後必悔レ之。吳王不レ聽。聽二太宰嚭一。卒許二越平一與盟而罷レ兵去。

有過氏を滅して、禹の績を復し、夏を祀りて天に配し、(一三)舊物を失はざりき。(一四)今や吳は有過の彊に如かず、而して句踐は少康より大なり。今此に因つて之を滅せずして、又將に之を寬さんとす、亦難からずや。且つ句踐の人と爲りは、能く辛苦す。(一五)今滅せずんば、後必ず之を悔いんと。吳王聽かず。太宰嚭に聽き、卒に越に平(一六)を許し、與に盟うて兵を罷め去りき。

(一) 會稽山に屏居す (二) 平和を請ふ (三) 身は臣と爲り妻は妾となる (四) 夏代の豪族 (五) 斟尋と共に夏の同族 (六) 夏の君、帝相 (七) 生家有仍氏 (八) 牧氏長官 (九) 帝舜の後裔 (一〇) 四十里四方を成とす (一一) 五百人を旅とす (一二) 誘引 (一三) 天命を受けて帝となる (一四) 夏后の舊物 (一五) 困苦缺乏に忍耐す (一六) 平和を許す

七年。吳王夫

七年、吳王夫差、齊の景公死して、大臣寵を爭ひ、新君弱しと聞き、(一)乃ち師を

徙レ郢。十五年。孔子相レ魯。十九年夏。吳伐レ越。越王句踐迎擊二之檇李一。越使二死士挑戰一。三行造二吳師一。呼自剄。吳師觀レ之。越因伐レ吳。敗二之姑蘇一。傷二吳王闔廬指一。軍却七里。吳王病レ傷而死。闔廬使レ立二太子夫差一。謂曰。爾而忘二句踐殺二汝父一乎。對曰。不レ敢。三年乃報レ越。

王夫差元年。以二大夫伯嚭一爲二太宰一。習二戰射一。常以レ報レ越爲レ志。二年。吳王悉二精兵一以伐レ越。敗二之夫椒一。報二姑蘇一也。越王句踐乃以二甲兵五千人一棲二於會稽一。使下大夫種因二吳太宰嚭一而行上レ成。請三委レ國爲二臣妾一。吳王

王夫差の元年、大夫伯嚭を以て太宰と爲し、戰射を習ひ、常に越に報ずるを以て志と爲す。二年、吳王精兵を悉して以て越を伐ち、之を夫椒に敗る。姑蘇に報ずるなり。越王句踐、乃ち甲兵五千人を以て、會稽(一)に棲み、大夫種をして、吳の太宰嚭に因りて成(二)を行はしめ、國(三)を委して臣妾と爲らんと請ふ。吳王將に之を許さんとす。伍子胥諫めて曰く、昔は有過氏(四)、斟灌(五)を殺して以て斟尋を伐ち、夏后帝相(六)を滅す。帝相の妃后緡方に娠み、有仍(七)に逃れて少康を生む。少康有仍の牧正(八)と爲れり。有過又少康を殺さんと欲す。少康有虞(九)に奔る。有虞は夏德を思ひ、是に於て之に妻すに二女を以てし、之を綸に邑せしむ。田一成(一〇)有り、衆一(一一)旅有り。後遂に夏の衆を收めて、其官職を撫し、人をして之を誘(一二)せしめ、遂に

越。楚告急秦。秦遣兵救楚擊吳。吳師敗。闔廬弟夫槩。見秦越交敗吳。吳王留楚不去。夫槩亡歸吳。而自立爲吳王。闔廬聞之。乃引兵歸攻夫槩。夫槩敗奔楚。楚昭王乃得以九月復入郢。而封夫槩於堂谿爲堂谿氏。十一年。吳王使太子夫差伐楚取番。楚恐而去郢

闔廬の弟夫槩、秦越交〻吳を敗り、吳王は楚に留りて去らざるを見て、夫槩亡げて吳に歸り、自立して吳王と爲る。闔廬之を聞き、乃ち兵を引いて歸り、夫槩を攻む。夫槩敗れて楚に奔る。楚の昭王乃ち九月を以て復郢に入るを得、(二)夫槩を堂谿に封じて、堂谿氏(三)と爲す。十一年、吳王太子夫差をして楚を伐たしめて番(四)を取る。楚恐れて郢を去り、鄀に徙る。十五年、孔子魯に相たり。十九年夏、吳、越を伐つ。越王句踐、迎へて之を檇李に撃つ。越、死士をして挑戰せしめ、三行(五)にして吳師に造り、呼びて自剄す。吳師之を觀る(六)。越因りて吳を伐ち、之を姑蘇に敗り、吳王闔廬の指を傷つく。軍却くこと七里。吳王傷を病みて死す。闔廬太子夫差を立たしめ(七)、謂つて曰く、爾よ、而句踐が汝の父を殺ししを忘れたるかと。對へて曰く、敢て(八)せず、三年にして乃ち越に報ぜんと。

(一) 空虛　(二) 夫槩の叛によりて郢に復りたるを德とするなり　(三) 夫槩の子孫　(四) 潘に同じ　(五) 三列、列毎に死士數人あり各列順次に進み吳軍の前に至り大聲吳に謝して自剄す　(六) 怪み視る　(七) 吳の君たらしむ　(八) 敢て忘るゝ事無し

擊レ之。大敗二楚軍於豫章一。取二楚之居巢一而還。九年。吳王闔廬謂二伍子胥孫武一曰。始子之言。郢未レ可レ入。今果如何。二子對曰。楚將子常貪。而唐蔡皆怨レ之。王必欲二大伐一。必得二唐蔡一乃可。闔廬從レ之。悉興レ師。與二唐蔡一西伐レ楚。至二於漢水一。楚亦發レ兵拒レ吳。夾レ水陳。吳王闔廬弟夫槩欲レ戰。闔廬弗レ許。夫槩曰。王已屬二臣兵一。兵以レ利爲レ上。尙何待焉。遂以二其部五千人一襲冒レ楚。楚兵大敗走。於レ是吳王遂縱レ兵追レ之。比レ至レ郢。五戰。楚五敗。楚昭王亡出レ郢奔レ鄖。鄖公弟欲レ弑二昭王一。昭王與二鄖公一犇レ隨。而吳兵遂入レ郢。子胥伯嚭鞭二平王之尸一。以報二父讎一。

五千人を以て、襲うて楚を冒す。楚の兵大いに敗走す。是に於て、吳王遂に兵を縱つて之を追ひ、郢に至る比まで、五戰して楚五敗す。楚の昭王亡げて郢を出でて鄖に奔る。鄖公の弟昭王を弑せんと欲す。昭王鄖公と隨に犇る。而して吳の兵遂に郢に入る。子胥伯嚭、平王の尸(一一)に鞭うちて、以て父の讎に報ず。

(一)使節の官　(二)楚の權臣　(三)蓋餘と燭庸と　(四)楚の首都　(五)南江　(六)今日に於ては如何　(七)唐と蔡との二小國　(八)同意を得　(九)勝利を得るを最上とす　(一〇)部屬の兵　(一一)死屍を發き出して之を鞭うつ

十年春。越聞二吳王之在レ郢國空一。乃伐レ吳。吳使二別レ兵擊レ

十年春、越吳王の郢に在りて國空き(一二)を聞き、乃ち吳を伐つ。吳、兵を別つて越を擊たしむ。楚急を秦に告ぐ。秦、兵を遣りて楚を救うて吳を擊つ。吳の師敗る。

王闔廬元年。擧伍子胥爲行人。而與謀國事。楚誅伯州犂。其孫伯嚭亡奔吳。吳以爲大夫。三年。吳王闔廬與子胥伯嚭將兵伐楚拔舒。殺吳亡將二公子。光謀欲入郢。將軍孫武曰。民勞未可。待之。四年。伐楚取六與灊。五年。伐越敗之。六年。楚使子常囊瓦伐吳。迎而

王闔廬の元年、伍子胥を擧げて行人(一)と爲し、與に國事を謀る。楚伯州犂を誅す。其孫伯嚭、亡げて吳に奔る。吳以て大夫と爲す。三年、吳王闔廬(二)と子胥・伯嚭と、兵を將ゐて楚を伐つて舒を拔き、吳の亡將(三)二公子を殺す。光謀つて郢(四)に入らんと欲す。將軍孫武曰く、民勞す、未だ可ならず、之を待てと。四年、楚を伐つて六と灊とを取り、五年越を伐つて之を敗る。六年、楚、子常・囊瓦をして吳を伐たしむ。迎へて之を擊ち、大いに楚軍を豫章(五)に敗り、楚の居巢を取りて還る。九年、吳王闔廬、伍子胥・孫武に謂つて曰く、始め子の言には、郢未だ入るべからずと。今果して如何と。二子對へて曰く、楚の將子常は貪る、(七)唐・蔡皆之を怨む。王(六)必ず大いに伐たんと欲せば、必ず唐・蔡を得て(八)乃ち可ならんと。闔廬之に從ひ、悉く師を興し、唐・蔡と西して楚を伐ち、漢水に至る。楚亦兵を發して吳を拒ぎ、水を夾んで陳す。吳王闔廬の弟夫槩、戰はんと欲す。闔廬許さず。夫槩曰く、王已に臣に兵を屬す。兵は(九)利を以て上と爲す、尙何をか待たんと。遂に其部(一〇)

門階戸席。皆王僚之親也。人夾持鈹。公子光詳爲足疾。入于窟室。使專諸置匕首於炙魚之中以進食。手匕首刺王僚。鈹交於匈。遂弑王僚。公子光竟代立爲王。是爲吳王闔廬。闔廬乃以專諸子爲卿。季子至。曰。苟先君無廢祀。民人無廢主。社稷有奉。乃吾君也。吾敢誰怨乎。哀死事生。以待天命。非我生亂。立者從之。先人之道也。復命哭僚墓。復位而待。吳公子燭庸蓋餘二人將兵遇圍於楚者。聞公子光弑王僚。自立。乃以其兵降楚。楚封之於舒。

を弑しぬ。公子光竟に代り立つて王と爲る、是を吳王闔廬と爲す。闔廬乃ち專諸の子を以て卿と爲す。季子至る。曰く、苟も先君の祀を廢する無く、民人主を廢する無く、(八)社稷奉ずる有らば、乃ち吾君なり、吾敢て誰をか怨みん。死を哀み生に事へ、以て天命を待たん。我は亂を生ずるに非ず。立つ者之に從ふは、先人の道なりと。(九)復命して、僚の墓に哭し、(一〇)位に復りて待ちき。吳の公子燭庸、蓋餘の二人、兵を將ゐて楚に圍まれし者、公子光が王僚を弑して自立せるを聞き、乃ち其兵を以て楚に降る。楚之を舒に封ず。(一一)

(一) 武裝の兵士　(二) 請に通ず　(三) 兩刄の長劍　(四) 王僚の席を夾み護る　(五) 佯に通ず　(六) 短劍を炙りたる魚中に置く　(七) 數鈹專諸の胸を貫通す　(八) 國家　(九) 諸侯に使したる報告　(一〇) 位置に就いて君命を待つ　(一一) 楚の屬邑

楚平王卒。十三年春。吳欲下因二楚喪一而伐上之。使三公子蓋餘燭庸。以レ兵圍二楚之六灊一。使二季札於晉一。以觀二諸侯之變一。楚發レ兵絕二吳兵後一。吳兵不レ得レ還。於レ是吳公子光曰。此時不レ可レ失也。告二專諸一曰。不レ索何獲。我眞王嗣。當レ立。吾欲レ求レ之。季子雖レ至。不二吾廢一也。專諸曰。王僚可レ殺也。母老子弱。而兩公子將レ兵攻レ楚。楚絕二其路一。方今吳外困二於楚一。而內空。無二骨鯁之臣一。是無レ奈二我何一。光曰。我身。子之身也。

子弱し。而も兩公子兵を將ゐて楚を攻め、楚其路を絕てり。方今吳は外は楚に困み、而して內空しくして、骨鯁の臣無し。(一一)是れ我を奈何ともする無しと。(一二)光曰く、我身は子の身なりと。(一三)

(一)僚は誅死　(二)楚を伐つの有利なる點　(三)子胥の名　(四)謀叛の異志　(五)事を擧ぐるを待つ　(六)左傳に掩餘に作る　(七)强弱事變　(八)王位を求む　(九)季札還り至る　(一〇)老母あり幼兒あり　(一一)剛直忠良の臣　(一二)我家の將來を如何せん　(一三)異體同心の義

四月丙子。光伏二甲士於窟室一。而謁二王僚一飮。王僚使三兵陳二於道一。自二王宮一至二光之家一。

四月丙子、光、(一)甲士を窟室に伏し、王僚に謁うて(二)飮ましむ。王僚兵を道に陳せしめて、王宮より光の家に至る。門階戶席、皆王僚の親なり。人ごとに鈹を夾持す。(三)(四)公子光詳りて足疾と爲し、(五)窟室に入り、專諸をして匕首を炙魚の中に置きて、以て食を進めしめ、匕首を手にして王僚を刺す。鈹匈に交るも、(六)(七)遂に王僚

楚。拔居巢鍾離。初楚邊邑卑梁氏之處女。與吳邊邑之女爭桑。二女家怒相滅。兩國邊邑長聞之。怒而相攻。滅吳之邊邑。吳王怒。故遂伐楚。取兩都而去。

伍子胥之初犇吳。說吳王僚以伐楚之利。公子光曰。胥之父兄爲僇於楚。欲自報其仇耳。未見其利。於是伍員知光有他志。乃求勇士專諸。見之光。光喜。乃客伍子胥。子胥退而耕於野。以待專諸之事。十二年冬。

伍子胥の初め吳に犇るや、吳王僚に說くに、楚を伐つの利を以てす。公子光曰く、胥の父兄は楚に(一)僇せらる、自ら其仇を報ぜんと欲するのみ、(二)未だ其利を見ずと。是に於て(三)伍員は光の(四)他志有るを知り、乃ち勇士專諸を求めて、之を光に見えしむ。光喜ぶ。乃ち伍子胥を客とす。子胥退いて野に耕し、以て專諸の(五)事を待つ。十二年冬、楚の平王卒す。十三年春、吳、楚の喪に因りて之を伐たんと欲し、公子(六)蓋餘・燭庸をして、兵を以て楚の六灊を圍ましめ、季札を晉に使はして、以て諸侯の(七)變を觀しむ。楚兵を發して、吳兵の後を絕つ。吳兵還ることを得ず。是に於て、吳の公子光曰く、此時は失ふべからずと。專諸に告げて曰く、索めずんば何をか獲ん。我は眞に王の嗣なり、當に立つべし、(八)吾之を求めんと欲す。(九)季子至ると雖も、吾を廢せざるなりと。專諸曰く、王僚は殺すべきも、(一〇)母老いて

王僚二年。公子光伐楚。敗而亡王舟。光懼襲楚。復得王舟而還。五年。楚之亡臣伍子胥來奔。公子光客之。公子光者。王諸樊之子也。常以爲吾父兄弟四人。當傳至季子。季子卽不受國。光父先立。卽不傳季子。光當立。陰納賢士。欲以襲王僚。八年。呉使公子光伐楚。敗楚師。迎楚故太子建母於居巢以歸。因北伐敗陳蔡之師。九年公子光伐

王僚の二年、公子光、楚を伐ち、敗れて王の舟を亡ふ。光懼れて楚を襲ひ、復王の舟を得て還る。五年、楚の亡臣伍子胥來奔す。公子光之を客とす。公子光とは、王諸樊の子なり。常に以爲らく、吾父の兄弟四人、當に傳へて季子に至るべし、季子卽し國を受けずんば、光の父先に立てり、卽ち季子に傳へずして、光當に立つべしと。(一)陰に賢士を納れて、以て王僚を襲はんと欲す。八年、呉公子光をして楚を伐たしめ、楚の師を敗る。楚の故の(二)太子建の母を居巢に迎へて、以て歸り、因りて北伐し、陳蔡の師を敗る。九年、公子光、楚を伐ち、居巢鍾離を拔く。初め楚の邊邑、卑梁氏の處女と、呉の邊邑の女と桑を爭ふ。二女の家怒つて相滅す。兩國邊邑の長も之を聞き、怒つて相攻め、呉の邊邑を滅す。呉王怒る。故に遂に楚を伐ち、(三)兩都を取つて去りき。

(一) ひそかに賢良の士を招き納れて自家の用を爲さしむ　(二) 楚世家參看　(三) 居巢と鍾離と

七年。楚公子圍弑其王夾敖而代立。是爲靈王。十年。楚靈王會諸侯。而以伐吳之朱方。以誅齊慶封。吳亦攻楚。取三邑而去。十一年。楚伐吳。至雩婁。十二年。楚復來伐。次於乾谿。楚師敗走。十七年。王餘祭卒。弟餘昧立。王餘昧二年。楚公子弃疾。弑其君靈王代立焉。四年。王餘昧卒。欲授弟季札。季札讓逃去。於是吳人曰。先王有命。兄卒弟代立。必致季子。季子今逃位。則王餘昧後立。今卒。其子當代。乃立王餘昧之子僚爲王。

七年、楚の公子圍、其王夾敖を弑して代り立つ、是を靈王と爲す。十年、楚の靈王諸侯を會して、以て吳の朱方を伐ち、以て齊の慶封を誅す。吳亦楚を攻め、三邑を取りて去る。十一年楚吳を伐ちて、雩婁に至る。十二年、楚復來り伐ち、乾谿に次る。楚の師敗走す。十七年、王餘祭卒す。弟餘昧立つ。王餘昧の二年、楚の公子弃疾、其君靈王を弑して代り立つ。四年王餘昧卒す。弟季札に授けんと欲す。季札讓りて逃れ去りぬ。是に於て、吳人曰く、先王命有り、兄卒すれば弟代り立ち、必ず季子に致せと。季子今位を逃る。則ち王餘昧は後に立てり。今卒す、其子當に代るべしと。乃ち王餘昧の子僚を立てて王と爲す。

❶ 軍隊の滯宿するを次とす

聞レ之。辯而不レ德。必加二於戮一。夫子獲二罪於君一以在レ此。懼猶不レ足。而又可二以畔一乎。夫子之在レ此。猶三燕之巣二于幕一也。君在レ殯。而可二以樂一乎。遂去レ之。文子聞レ之。終身不レ聽二琴瑟一。適レ晉說二趙文子韓宣子魏獻子一曰。晉國其萃二於三家一乎。將レ去。謂二叔向一曰。吾子勉レ之。君侈而多レ良。大夫皆富。政將レ在二三家一。吾子直。必思三自免二於難一。

古くより交際せる友人　(五) 君に歸すべし　(六) 衞世家參照　(七) 途中の宿舍　(八) 刑戮を受く　(九) 孫文子を指す、夫子は尊稱　(一〇) 恐懼謹愼するも猶不十分なり　(一一) 危險の比喩なり　(一二) 衞君殂して殯宮に在るを謂ふ　(一三) 晉の名臣　(一四) 剛直

季札之初使。北過二徐君一。徐君好二季札劍一。口弗二敢言一。季札心知レ之。爲レ使二上國一未レ獻。還至レ徐。徐君已死。於レ是乃解二其寶劍一。繫二之徐君冢樹一而去。從者曰。徐君已死。尙誰予乎。季子曰。不レ然。始吾心已許レ之。豈以レ死倍二吾心一哉。

季札の初め使するや、北して徐君(一)に過る。徐君季札の劍を好めども、口敢て言はず。季札心に之を知る。上國(二)に使するが爲に、未だ獻せず。還つて徐に至れば、徐君已に死せり。是に於て乃ち其寶劍を解いて、之を徐君の冢樹(三)に繫けて去る。從者曰く、徐君已に死せり、尙誰にか予ふると。季子曰く、然らず、始め吾心に已に之を許せり(四)、豈死を以て吾が心に倍かん(五)やと。

(一) 江蘇の徐州　(二) 天子の都に近き諸國の稱　(三) 墓上の樹　(四) 劍を予ふること　(五) 背戻す

桓子。以納政與邑。是以免於欒高之難。去齊。使於鄭。見子產。如舊交。謂子產曰。鄭之執政侈。難將至矣。政必及子。子爲政。愼以禮。不然鄭國將敗。去鄭適衛。說蘧瑗史狗史鰌公子荊公叔發公子朝。曰。衞多君子。子未有患也。自衞如晉。將舍於宿。聞鐘聲。曰。異哉。吾

ず子に及ばん。(五)子政を爲さんに、愼みて禮を以てせよ、然らずんば、鄭國將に敗れんとすと。鄭を去りて衞に適く。(六)蘧瑗・史狗・史鰌・公子荊・公叔發・公子朝に說いて曰く、衞に君子多し、子未だ患有らざるなりと。衞より晉に如き、將に宿(七)に舍らんとし、鐘聲を聞いて曰く、異なる哉、吾之を聞く、辯にして德あらざれば、必ず戮(八)を加へらると。夫子(九)罪を君に獲て、以て此に在り、懼る(一〇)とも猶足らず。而も又以て畔くべけんや。夫子の此に在るは、(一一)猶燕の幕に巣くふがごとし。君殯(一二)に在り、而るを以て樂むべけんやと。遂に之を去る。文子之を聞き、終身琴瑟を聽かず。晉に適き、趙文子・韓宣子・魏獻子に說いて曰く、晉國其れ三家に萃まらんかと。將に去らんとし、叔向(一三)に謂つて曰く、吾子之を勉めよ、君侈りて良多く、大夫皆富む、政將に三家に在らんとす。吾子は直なり、(一四)必ず自ら難に免れんことを思へと。

(一) 領地と政權とを君に返上す (二) 歸著する所あるべし歸著せざる間は災難止まずと (三) 欒施高彊の亂 (四)

之難也。見レ舞ニ大夏一。曰。美哉。勤而不レ德。非レ禹其誰能及レ之。見レ舞ニ招箾一。曰。德至矣哉。大矣。如ニ天之無レ不レ幬也。如ニ地之無レ不レ載也。雖ニ甚盛德一。無ニ以加一矣。觀止矣。若有ニ他樂一。吾不ニ敢觀一。

甚だ盛德なりと雖も、以て加ふる無し。觀止む、(一〇)若し他樂有りとも、吾敢て觀ずと。

(一)文王の舞曲名　(二)施の廣からざるを憾むなり　(三)武王の舞曲　(四)殷湯王の舞曲なり、護は濩に同じ　(五)德化に勤づるは征伐の功無きを指す　(六)聖人處世の方困難なり　(七)夏の禹王の舞曲　(八)帝舜の舞曲　(九)幬なり覆なり　(一〇)觀るべきの最上なり

去レ魯。遂使レ齊。說ニ晏平仲一曰。子速納ニ邑與一レ政。無レ邑無レ政。乃免ニ於難一。齊國之政。將レ有レ所レ歸。未レ得レ所レ歸。難未レ息也。故晏子因ニ陳

魯を去りて、遂に齊に使し、晏平仲に說きて曰く、子速に(一)邑と政とを納れよ、邑無く政無くんば、乃ち難に免れん。齊國の政將に(二)歸する所有らんとす。未だ歸する所を得ずんば、難未だ息まざらんと。故に晏子陳桓子に因りて、以て政と邑とを納る。是を以て欒高(三)の難に免れき。齊を去りて、鄭に使す。子產を見ると、(四)舊交の如し。子產に謂つて曰く、鄭の執政侈る、難將に至らんとす、政必

之德乎。歌頌。曰。至矣哉。直而不倨。曲而不詘。近而不偪。遠而不攜。遷而不淫。復而不厭。哀而不愁。樂而不荒。用而不匱。廣而不宣。施而不費。取而不貪。處而不底。行而不流。五聲和。八風平。節有度。守有序。盛德之所同也。

さず、取りて貪らず、處りて底らず、行きて流れず、五聲（九）和し、八風（一〇）平に、節に度有り、守に序有り、盛德（一一）の同じき所なりと。

㊀ 大小雅共に周德を稱揚せる詩篇 ㊁ 文武兩王を思慕して背叛せず ㊂ 怨恨する所あるも敢て言はず ㊃ 未だ大ならざるなり ㊄ 殷民の殘存するを指す ㊅ 廣和の貌 ㊆ 偏曲にして剛直 ㊇ 周君の德を神明に告ぐる歌 ㊈ 宮商角徵羽 ㊉ 八方の風氣 ㊀㊀ 殷周共に盛德相同じ

見下舞二象箾南籥一者上。曰。美哉。猶有レ憾。見レ舞二大武一。曰。美哉。周之盛也。其若レ此乎。見下舞二韶護一者上。曰。聖人之弘也。猶有レ慙レ德。聖人

（一）象箾南籥を舞ふ者を見て曰く、美なる哉猶憾有り（二）と。（三）大武を舞ふを見て曰く、美なる哉、周の盛なるや其れ此の若きかと。（四）韶護を舞ふ者を見て曰く、聖人の弘きや、（五）猶德に慙づる有り、聖人（六）の難きなりと。（七）大夏を舞ふを見て曰く、美なる哉勤めて德とせず、禹に非ずんば其れ誰か能く之に及ばんと。（八）招箾を舞ふを見て曰く、德至れる哉、大なり、天の燾（九）はざる無きが如く、地の載せざる無きが如し。

也哉。表二東海一者。其太公乎。國未レ可レ量也。歌レ豳。曰。美哉蕩蕩乎。樂而不レ淫。其周公之東乎。歌レ秦。曰。此之謂二夏聲一。夫能夏則大。大之至也。其周之舊乎。歌レ魏。曰。美哉渢渢乎。大而婉。儉而易レ行。以レ德輔レ此。則盟主也。歌レ唐。曰。思深哉。其有二陶唐氏之遺風一乎。不レ然。何憂レ之遠也。非二令德之後一。誰能若レ是。歌レ陳。曰。國無レ主。其能久乎。自レ鄶以下無レ譏焉。

やと。鄶より以下は譏ること無し。

㈠公使來朝の禮 ㈡周の音樂 ㈢詩經參照 ㈣王室の藩を成して未だ完からず ㈤管蔡霍三監の國なり後に衞一國となる ㈥深き貌 ㈦衞の始祖 ㈧民風の細弱なること ㈨存在に堪へず ㈩深大雄盛の貌 ⑪表式 ⑫太公望 ⑬廣大和樂の貌 ⑭亂るゝこと ⑮周公東征して亂を鎭めしが如し ⑯大の義 ⑰廣大婉約の貌 ⑱節儉にして行ひ易し ⑲晉なり ⑳帝堯陶唐氏 ㉑高德の後裔

歌二小雅一。曰。美哉。思而不レ貳。怨而不レ言。其周德之衰乎。猶有二先王之遺民一也。歌二大雅一。曰。廣哉。熙熙乎。曲而有二直體一。其文王

(一)小雅を歌ふ。曰く、美なる哉。思うて(二)貳はず、怨みて(三)言はず、其れ周德の衰へ(四)たるか、猶先王の(五)遺民有りと。大雅を歌ふ。曰く、廣い哉熙熙乎(六)たり、曲にして直(七)體有り、其れ文王の德かと。頌(八)を歌ふ。曰く、至れる哉、直にして倨らず、曲にして詘まず、近うして偪らず、遠くして攜はず、遷つて淫せず、復りて厭はず、哀みて愁へず、樂んで荒まず、用ひて匱しからず、廣うして宣べず、施して費

札聘ニ於魯一。請レ觀ニ周樂一。爲歌ニ周南召南一。曰。美哉。始基レ之矣。猶未也。然勤而不レ怨。歌ニ邶鄘衞一。曰。美哉。淵乎。憂而不レ困者也。吾聞衞康叔武公之德如レ是。是其衞風乎。歌レ王。曰。美哉。思而不レ懼。其周之東乎。歌レ鄭。曰。其細已甚。民不レ堪也。是其先亡乎。歌レ齊。曰。美哉泱泱乎。大風

ふ。曰く、美なる哉始めて之を基せり。(四)猶未し。然も勤めて怨まずと。(五)邶鄘衞を歌ふ。曰く、美なる哉淵乎たり、(六)憂へて困まざる者なり。吾聞く衞の康叔武(七)公の德は是の如しと、是れ其れ衞風かと。王を歌ふ。曰く、美なる哉思うて懼れず、其れ周の東するかと。鄭を歌ふ。曰く、其細きこと已に(八)甚し、民堪へざら(九)ん、是れ其れ先づ亡びんかと。齊を歌ふ。曰く、美なる哉泱泱乎たり、(一〇)大風なる哉、東海に表する者は、(一一)其れ太公か、(一二)國未だ量るべからざるなりと。豳を歌ふ。曰く、美なる哉蕩蕩乎たり、(一三)樂みて淫せず、(一四)其れ周公の東するかと。(一五)秦を歌ふ。曰く、此れ之を夏聲と謂ふ。(一六)夫れ能く夏なれば則ち大なり、大の至なり。其れ周の舊かと。魏を歌ふ。曰く、美なる哉渢渢乎たり、(一七)大にして婉なり、儉にして行ひ易(一八)し、德を以て此を輔けば、則ち盟主たらんと。(一九)唐を歌ふ。曰く、思深い哉、其れ陶唐氏の遺風有るか、(二〇)然らずんば何ぞ之を憂ふるの遠きや、令德の後に非ずんば、(二一)誰か能く是の若くならんと。陳を歌ふ。曰く、國に主無し、其れ能く久しからん

國非二吾節一也。札雖レ不材。願附二於子臧之義一。吳人固立二季札一。季札棄二其室一而耕。乃舍レ之。

秋吳伐レ楚。楚敗二我師一。四年。晉平公初立。十三年。王諸樊卒。有レ命授二弟餘祭一。欲下傳以レ次。必致二國於季札一而止。以稱中先王壽夢之意上。且嘉二季札之義一。兄弟皆欲三致レ國。令二以レ漸至一焉。季札封二於延陵一。故號曰二延陵季子一。王餘祭三年。齊相慶封有レ罪。自レ齊來二犇吳一。吳予二慶封朱方之縣一。以爲二奉邑一。以レ女妻レ之。富二於在レ齊。

秋、吳、楚を伐つ、楚我が師を敗る。四年晉の平公初めて立つ。十三年王諸樊卒す。命有り、弟餘祭に授け、傳ふるに次を以てし、必ず國を季札に致(一)して止み、以て先王壽夢の意に稱へんと欲す。且つ季札の義を嘉して、兄弟皆國を致し、(二)漸(三)を以て至らしめんと欲す。季札延陵(四)に封ぜらる。故に號して延陵の季子と曰ふ。王餘祭の三年、齊の相(五)慶封罪有り、齊より吳に來犇す。吳慶封に朱方の縣を予へて、以て奉邑(六)と爲し、女を以て之に妻す。齊に在りしより富めり。

(一)授與の義　(二)兄弟も亦皆季札の義を嘉するなり　(三)漸次　(四)吳の屬邑　(五)宰相　(六)費用支給の領地

四年。吳使三季

四年、吳季札をして魯に聘(一)せしめ、周樂を觀(二)んことを請ふ。爲に周南召南(三)を歌

犇レ晉。自レ晉使レ吳。敎二吳用レ兵乘レ車。令三其子爲二吳行人一。吳於レ是始通二於中國一。吳伐レ楚。十六年。楚共王伐レ吳至二衡山一。二十五年。王壽夢卒。壽夢有二子四人一。長曰二諸樊一。次曰二餘祭一。次曰二餘昧一。次曰二季札一。季札賢。而壽夢欲レ立レ之。季札讓不レ可。於レ是乃立二長子諸樊一。攝二行事一當レ國。王諸樊元年。諸樊已除レ喪。讓二位季札一。季札謝曰。曹宣公之卒也。諸侯與二曹人一。不レ義二曹君一。將レ立二子臧一。子臧去レ之。以成二曹君一。君子曰。能守レ節矣。君義嗣。誰敢干レ君。有レ

ぬ。二十五年王壽夢卒す。壽夢に子四人有り、長を諸樊と曰ひ、次を餘祭と曰ひ、次を餘昧と曰ひ、次を季札と曰ふ。季札賢にして、壽夢之を立てんと欲す。季札讓つて(四)可かず。是に於て乃ち長子諸樊を立て、事を攝行(五)して國に當らしむ。王諸樊の元年、諸樊已に喪(六)を除くや、位を季札に讓る。季札謝して曰く、曹宣公の卒するや、諸侯と曹人と曹君(七)を義ならずとし、將に子臧を立てんとす。子臧之を去り、以て曹君(八)を成せり。君子曰く、能く節を守ると。君は義嗣(九)なり、誰か敢て君を干さん(一〇)。國を有つは吾が節に非ず。札不材なりと雖も、願くは子臧の義(一一)に附かんと。吳人固く季札を立つ。季札其室を棄てて耕す。乃ち之を舍く。

(一) 即位第二年　(二) 大夫の出奔せる者　(三) 外國への使節の官　(四) 辭退して位を受けず　(五) 假に執行す　(六) 服喪を終ふるなり　(七) 曹の新君　(八) 新君の地位を安定にす　(九) 長子なるが故に義に於て世嗣たるべき筈なり　(一〇) 犯に通ず　(一一) 其家室を棄てて野に耕す

周繇立。周繇卒。子屈羽立。屈羽卒。子夷吾立。夷吾卒。子禽處立。禽處卒。子轉立。轉卒。子頗高立。頗高卒。子句卑立。是時晉獻公滅㆓周北虞公㆒。以㆑開㆓晉伐㆑虢也。句卑卒。子去齊立。去齊卒。子壽夢立。壽夢立。而吳始益大。稱㆑王。自㆓太伯作㆑吳五世。而武王克㆑殷。封㆓其後㆒爲㆑二。其一虞。在㆓中國㆒。其一吳。在㆓夷蠻㆒。十二世而晉滅㆓中國之虞㆒。中國之虞滅二世。而夷蠻之吳興。大凡從㆓太伯㆒至㆓壽夢㆒十九世。

卑卒し、子去齊立ち、去齊卒し、子壽夢立つ。壽夢立つて、吳始めて益〻大なり。王と稱す。太伯が吳に作りてより、五世にして、武王殷に克ち、其後を封じて二と爲す。其一は虞、中國に在り。其一は吳、夷蠻に在り。十二世にして、晉中國の虞を滅す。中國の虞滅びて二世にして、夷蠻の吳興りぬ。大凡太伯より壽夢に至るまで、十九世なり。

(一) 晉世家參照

王壽夢二年。楚之亡大夫申公巫臣。怨㆓楚將子反㆒而

王壽夢の二年(一)、楚の亡大夫(二)申公巫臣、楚の將子反を怨みて晉に奔り、晉より吳に使し、吳に兵を用ひ車に乘ることを敎へ、其子をして吳の行人(三)爲らしむ。吳是に於て始めて中國に通ず。吳、楚を伐つ。十六年楚の共王吳を伐ち、衡山に至り

太伯之奔荊蠻。自號勾吳。荊蠻義之。從而歸之千餘家。立爲吳太伯。太伯卒。無子。弟仲雍立。是爲吳仲雍。仲雍卒。子季簡立。季簡卒。子叔達立。叔達卒。子周章立。是時周武王克殷。求太伯仲雍之後。得周章。周章已君吳。因而封之。乃封周章弟虞仲於周之北故夏虛。是爲虞仲。列爲諸侯。

を、周の北、故の夏の虚(九)に封ず、是を虞仲と爲す。列して諸侯と爲る。

(一) 長子の尊稱　(二) 聖人たるべき瑞兆を有する小供　(三) 奔に同じ　(四) 文は入墨なり　(五) 周の王室に用ふべき資格なきを示す　(六) 勾は發聲の字　(七) 依歸服從す　(八) 其地の主と定むるなり　(九) 昔の夏王の城墟なり、墟は城あと

周章卒。子熊遂立。熊遂卒。子柯相立。柯相卒。子彊鳩夷立。彊鳩夷卒。子餘橋疑吾立。餘橋疑吾卒。子柯盧立。柯盧卒。子

周章卒し、子熊遂立つ。熊遂卒し、子柯相立つ。柯相卒し、子彊鳩夷立つ。彊鳩夷卒し、子餘橋疑吾立つ。餘橋疑吾卒し、子柯盧立つ。柯盧卒し、子周繇立つ。周繇卒し、子屈羽立つ。屈羽卒し、子夷吾立つ。夷吾卒し、子禽處立つ。禽處卒し、子轉立つ。轉卒し、子頗高立つ。頗高卒し、子句卑立つ。是の時、晉の獻公は周北の虞公を滅す。晉を開いて虢を伐たしめしを以てなり。句

吳太伯。太伯弟仲雍。皆周太王之子。而王季歷之兄也。季歷賢。而有二聖子昌一。太王欲下立二季歷一以及中昌上。於レ是太伯仲雍二人乃犇二荊蠻一。文レ身斷レ髮。示レ不レ可レ用。以避二季歷一。季歷果立。是爲二王季一。而昌爲二文王一。

卷三十一

吳太伯世家第一

吳の太伯(一)と、太伯の弟仲雍とは、皆周の太王の子にして、王季歷の兄なり。季歷賢にして、聖子(二)昌有り。太王季歷を立てて、以て昌に及さんと欲す。是に於て、太伯仲雍二人、乃ち荊蠻に犇り(三)、身を文し(四)髮を斷ちて、用ふべからざる(五)を示し、以て季歷を避く。季歷果して立つ、是を王季と爲す。而して昌を文王と爲す。太伯の荊蠻に犇るや、自ら勾吳(六)と號す。荊蠻之を義として、從つて(七)之に歸するもの千餘家、立てて吳の太伯と爲す。太伯卒して、子無し。弟仲雍立つ。是を吳の仲雍と爲す。仲雍卒して、子季簡立つ。季簡卒して、子叔達立つ。叔達卒して、子周章立つ。是時に周の武王殷に克ち、太伯・仲雍の後を求めて、周章を得たるに、周章は已に吳に君たり。因つて之を封じ(八)、乃ち周章の弟虞仲

銅錢識曰半兩。重如其文。爲下幣。而珠玉龜貝銀錫之屬。爲器飾寶藏。不爲幣。然各隨時而輕重無常。於是外攘夷狄。內興功業。海內之士。力耕不足糧饟。女子紡績不足衣服。古者嘗竭天下之資財。以奉其上。猶自以爲不足也。無異。故云。事勢之流。相激使然。曷足怪焉。

之齊。顯二成覇名一。魏用二李克一。盡二地力一。爲二彊君一。自レ是之後。天下爭二於戰國一。貴二詐力一而賤二仁義一。先二富有一而後二推讓一。故庶人之富者或累二巨萬一。而貧者或不レ厭二糟糠一。有國彊者。或幷二羣小一。以臣二諸侯一。而弱國或絕レ祀而滅レ世。以至二於秦一。卒幷二海內一。虞夏之幣金爲二三品一。或黃。或白。或赤。或錢。或布。或刀。或龜貝。及レ至二秦中一。一國之幣爲二三等一。黃金以レ鎰名。爲二上幣一。

ぞ怪(あやし)むに足らん。

(一) 農工商有する所を以て無き所に易ふる道開けて貨幣世に行はるゝをいふ (二) 刀布も亦貨幣の名、刀は其形の刀に似ると、民に利ある義とに取りて名づけ、布は天下に布き行はるゝといふ義によつて名づくといふ (三) 世治りて民安寧なれば學校を設け敎育を施すをいふ (四) 國本たる農を奬勵し、末なる商賈を抑ふ (五) 敎化の力によつて利を防ぐをいふ (六) 事變多端なるに及び敎化の道を一變するをいふ (七) 時代により時に文をたつとぶと質をたつとぶと交互相承けて環の如く循環し行くをいふ (八) 書の篇の名、禹洪水を治め、貢賦の制を定めたることを記す (九) 其土地の産する所のものを貢とするをいふ (一〇) 湯武夏の弊を承け、世態を變ずるをいふ (一一) 兢治を爲すと雖も、時代の經過する從つて又衰ふるをいふ (一二) 物品の多寡により民多きとは之を輕じ、少きときは之を重ず、多きときに之を收め、少きときに之を散じ、價格の平均を保たしむるをいふ (一三) 銅鐵を山に取り鹽を海に求むるをいふ (一四) 覇業をなし其名を天下に顯す (一五) 民專ら利に走るを以て、利を得るもの益々富み、得ざるものは益々貧に、諸侯も亦兼幷を事とし弱の肉は强の食となる所謂仁義を以て利を防ぐ能はざるをいふ (一六) 黃金白銀赤銅 (一七) 二十兩を鎰といふ (一八) 其面に半兩を記す、重さ其文の如く半兩あるをいふ (一九) 器物の裝飾となし又は寶として之を藏し、貨幣として用ひざるをいふ (二〇) 以下皆秦の時の事を論ず、實は暗に武帝の世事をいふなり (二一) 時勢の然らしむるをいふ、富者縣官を佐けざるを以て告緡の法を設け、民法を奸すを以て酷吏を用ふるの類、皆時勢之を激して然らしむるなりと

禮義一防二于利一。事變多故而亦反レ是。是以物盛則衰。時極而轉。一質一文。終始之變也。禹貢九州。各因二其土地所一レ宜。人民所二多少一。而納レ職焉。湯武承レ弊易變。使二民不一レ倦。各兢兢所二以爲一レ治。而稍陵遲衰微。齊桓公用二管仲之謀一。通二輕重之權一。徼二山海之業一。以朝二諸侯一。用二區區

を用つて、霸名を顯成せり。魏李克を用ひ、地力を盡し、彊君と爲る。是よりの後、天下戰國(一四)に爭ふ。詐力を貴んで、仁義を賤み、富有を先にして、推讓を後にす。故に庶人(一五)の富める者、或は巨萬を累ね、貧しき者は、或は糟糠にだも厭かず。有國の彊き者、或は羣小を幷せ、以て諸侯を臣とす。而して弱國或は祀を絶ちて世を滅す、以て秦に至りて卒に海内を幷す。虞夏の幣、金を三品(一六)と爲す。或は黃、或は白、或は赤、或は錢、或は布、或は刀或は龜貝、秦中に至るに及び、一國の幣を三等と爲す。黃金は鎰(一七)を以て名づく、上幣と爲す。銅錢は識して半兩(一八)と曰ふ、重さ其文の如し、下幣と爲す。而して珠玉(一九)龜貝銀錫の屬は器飾寶藏と爲して、幣と爲さず。然も各〻時に隨ひて輕重常無し。(二〇)是に於て外は夷狄を攘ひ、内は功業を興し、海内の士力耕すれども糧饟するに足らず、女子紡績すれども、衣服に足らず。古(二一)は嘗て天下の資財を竭し、以て其上に奉ずるも、猶自ら以て足らずと爲す。異むこと無し。故に云ふ、事勢の流、相激して然らしむ、曷

滿。邊餘穀諸物。均輸帛五百萬匹。民不レ益レ賦。而天下用饒。於レ是弘羊賜二爵左庶長一。黄金再百斤焉。是歲小旱。上令二官求一レ雨。卜式言曰。縣官當二食レ租衣一レ税而已。今弘羊令二吏坐二市列肆一。販レ物求レ利。亨二弘羊一。天乃雨。

致せるなり (五) 黄金百斤を賞賜せらるゝこと再度 (六) 政府の官吏は租税によりて衣食するを當然とす、然るに今商賈の如く市中の肆廊に坐して賣買して利を得るをそしれるなり

太史公曰。農工商交易之路通。而龜貝金錢刀布之幣興焉。所二從來一久遠。自二高辛氏之前一尚矣。靡二得而記一云。故書道二唐虞之際一。詩述二殷周之世一。安寧則長二庠序一。先レ本絀レ末。以二

太史公曰く、(一)農工商交易の路通じ、龜貝金錢(二)刀布の幣興る、從ひて來る所久遠なり、高辛氏の前より尙し、得て記すること靡しと云ふ。故に書に唐虞の際を道ひ、詩に殷周の世を述ぶ、(三)安寧なれば庠序を長ず、(四)本を先にし末を絀し、(五)禮義を以て利を防ぐ。(六)事變多故にして、亦是に反す。是を以て物盛なるときは衰へ、時極りて轉ず、(七)一質一文、終始の變なり。(八)禹貢九州各〻其土地の宜しき所と、人民の多少する所に因りて(九)職を納る。湯武弊を承けて(一〇)易變し、民をして倦まざらしめ、各〻兢兢として治を爲す所以、而も稍〻(一一)陵遲衰微す。齊の桓公、管仲の謀を用ひ、(一二)輕重の權を通じ、(一三)山海の業を徼め、以て諸侯を朝せしめ、區區の齊

至二朔方一。東到二太山一。巡二海上一。並二北邊一以歸。所レ過賞賜。用二帛百餘萬匹一。錢金以二巨萬一計。皆取二足大農一。弘羊又請令三吏得二入レ粟補レ官。及罪人贖レ罪。令下民能入二粟甘泉一。各有レ差。以復終レ身。不中告緡上。他郡國各輸二急處一。而諸農各致二粟山東一。漕益歲六百萬石。一歲之中。太倉甘泉倉

竝ひて以て歸る。過ぐる所賞賜、帛百餘萬匹を用ひ、錢金巨萬を以て計ふ、皆足る(一)ことを大農に取る。弘羊又請ひて吏をして粟を入れて官に補し、及び罪人をして罪を償はしめ、民をして能く粟を甘泉に入るゝこと、各〻差有り、以て復して(二)身を終へ、告緡せざらしむ。他の郡國、各〻急處に輸し、而して諸農は各〻粟を山東に致さしむ。漕益すること(三)歲に六百萬石、一歲の中に、太倉、甘泉、倉滿ち、邊には(四)餘れる穀諸物あり、均輸の帛五百萬匹、民賦を益さずして、天下の用饒なり。是に於て弘羊に爵左庶長を賜ふ、黃金は再び百斤。是歲小しく旱す、上、官をして雨を求めしむ。卜式言ひて曰く、(五)縣官當に租に食ひ、稅に衣るべきのみ、今弘羊(六)吏をして市の列肆に坐せしめ、物を販ぎて利を求む、弘羊を亨なば、天乃ち雨ふらんと。

(一) 武帝巡狩賞賜するところ皆大司農をして之を給せしむるをいふ (二) 終身賦役を免れ又財產に稅を課することを免れしむ (三) 他の郡國は皆其急に粟を要する事情ある所に粟を輸らしむるをいふ (四) 邊境の地に郡國より輸する所の穀物其他の諸物餘有り、均輸官には帛を積むこと五百萬匹、弘羊平準其他の法を施せる結果、此の如きを

輸。或不㆑償㆓其僦費㆒。乃請置㆓大農部丞數十人㆒。分部主㆓郡國㆒。各往往縣置㆓均輸鹽鐵官㆒。令㆚遠方各以㆘其物貴時商賈所㆓轉販㆒者㆖爲㆑賦。而相灌輸。置㆓平準于京師㆒。都受㆓天下委輸㆒。召㆓工官治車諸器㆒。皆仰㆓給大農㆒。大農之諸官。盡籠㆓天下之貨物㆒。貴卽賣㆑之。賤則買㆑之。如㆑此富商大賈無㆑所㆑牟㆓大利㆒。則反㆑本。而萬物不㆑得㆓騰踊㆒。故抑㆓天下物㆒。名曰㆓平準㆒。天子以爲㆑然。許㆑之。

下の貨物を籠し、貴きときは卽ち之を賣り、賤しきときは則ち之を買ふ。此の如くなるときは富商大賈大利を牟る所無く、則ち本に反り、萬物騰踊することを得ず、故に天下の物を抑ふ。名づけて平準と曰ふと。天子以て然りと爲し之を許す。

㈠賦税として政府にをさむる所の物器、其運輸雇載の費と相償はざるをいふ　㈡一地に過剩して特に廉價なる物品は商賈之を他の土地に轉徙販買して利益を得、今其廉價の物品を政府に納めしめ、中央に輸送せしめ政府自ら之を賣るの法を設け名づけて平準といふ、平準とは物品の價格を均一ならしむるの謂なり　㈢獨り民間の物品を政府に輸送せしめ、政府之を賣買するのみならず、政府の工官治車等の製作せる物品をも合せて大司農に送らしめ、天下の諸物品を皆大司農の下にて取扱ふこととなし、時價の高低により、高きものは之を賣り、廉きものは之を收め、政府其利を得るを以て、商賈は全く利益を得るの道なく、從つて商賈の買占等によつて物價の騰貴を來す等のことを防ぐなり

於㆑是天子北

是に於て天子北のかた朔方に至り、東のかた太山に到り、海上を巡り、北邊に

被具。而初郡時時小反殺レ吏。漢發二南方吏卒一往誅レ之。間歳萬餘人。費皆仰二給大農一。大農以二均輸一調二鹽鐵一助レ賦。故能贍レ之。然兵所レ過。縣爲以訾給毋レ乏而已。不三敢言二擅賦法一矣。

(一) 蒼梧、鬱林、合浦、交趾、九眞、日南、珠崖、儋耳、武都、牂牁、越嶲、沈黎、汶山、犍爲、零陵、益州の十七郡をいふ　(二) 其地相比近する所に從て此等初めて置く所の郡に賓給するをいふ　(三) 吏卒をして食物と幣物と宿驛の傳車と馬とに用ふる被覆の具を以上の初郡に供給せしむるをいふ　(四) 註に擅は一本に經に作る、經常賦稅の法則をいふと

其明年。元封元年。卜式貶レ秩爲二太子太傅一。而桑弘羊爲二治粟都尉一。領二大農一。盡代レ僅筦二天下鹽鐵一。弘羊以下諸官各自市。相與爭。物故騰躍。而天下賦

其明年元封元年、卜式貶秩せられて太子の太傅と爲り、桑弘羊を治粟都尉と爲して大農を領せしめ、盡く僅に代りて天下の鹽鐵を筦せしむ。弘羊諸官各〻自ら市ひ、相與に爭ひ、物故に騰躍して、天下の賦輸(一)或は其僦費に償はざるを以て、乃ち請ひて大農の部丞數十人を置き、分部して郡國を主らしめ、各〻往往縣ごとに均輸、鹽鐵の官を置き、遠方をして各〻其物の貴き時、商賈の轉販(二)する所の者を以て賦と爲し、相灌輸せしむ。平準を京師に置き、都べて天下の委輸を受け、工官、治車の諸器を召し、皆給を大農に仰ぎ、大農の諸官盡く天(三)

少府省レ金。而列侯坐二酎金一失レ侯者百餘人。乃拜レ式爲二御史大夫一。式既在レ位。見下郡國多不レ便三縣官作二鹽鐵一。鐵器苦惡。賈貴。或彊令三民賣二買之一。而船有レ算。商者少。物貴上。乃因二孔僅一言二船算事一。上由レ是不レ悅二卜式一。

侯王黃金を獻じて祭に供ふる酒の資を助く、之を酎金といふ (六) 諸侯の獻ずる所の黃金を省み視る、其少きものと黃金の質惡しきものと皆罰を被るなり (七) 郡國の官吏、中央政府の鹽鐵の專賣をなすを便とせず、政府製造の鐵器苦窳好からずして、其價は反つて高く、民をして强ひて賣買せしむるに至り、民堪へざるなり (八) 船に稅を課するの不可なるを論ず

漢連レ兵三歲。誅レ羌。滅二南越一。番禺以西至二蜀南一者。置二初郡十七。且以二其故俗一治。毋二賦稅一。南陽漢中以往郡。各以二地比一給二初郡一。吏卒奉二食幣物傳車馬

漢、兵を連ぬること三歲、羌を誅し、南越を滅す。番禺より以西、蜀の南に至るまで、(一)初郡十七を置き、且其故俗を以て治し、賦稅すること毋し。南陽、漢中より以往の郡、各〻地の比するを以て初郡に給す。吏卒、食、幣物、傳車馬の被具を奉ず。而して(二)初郡時時に小しく反して吏を殺す。(三)漢南方の吏卒を發し、往いて之を誅せしむ。間歲萬餘人、費皆給を大農に仰ぐ。大農均輸を以て、鹽鐵を調し、賦を助く、故に能く之を贍す。然して兵の過ぐる所の縣、爲に以て訾給し、乏しき毋きのみ、敢へて擅賦の法を言はず。(四)

憂臣辱。南越反。臣願父子與齊習船者往死之。天子下詔曰。卜式雖躬耕牧。不以爲利。有餘輒助縣官之用。今天下不幸有急。而式奮願父子死之。雖未戰。可謂義形於內。賜爵關內侯。金六十斤。田十頃。布告天下。天下莫應。列侯以百數。皆莫求從軍擊羌越。至酎。

す、臣願はくは父子齊(一)の習船の者と、往いて之に死なんと。天子詔を下して曰く、卜式躬ら耕牧(二)すと雖も、以て利を爲さず、餘有れば輒ち縣官の用を助く、今天下不幸にして急有り、式奮ひて父子之に死なんことを願ふ、未だ戰はずと雖も、(三)義內に形ると謂ふべしと。爵關內侯、金六十斤、田十頃を賜ひ、(四)天下に布告す。天下應ずるもの莫し。列侯百を以て數ふ、皆軍に從ひて羌越を擊つことを求むるもの莫し。(五)酎に至りて少府金を省み、而して(六)列侯の酎金に坐して侯を失するもの百餘人。乃ち式を拜して御史大夫と爲す。式既に位に在り、(七)郡國多く縣官の鹽鐵を作るを便とせず、鐵器苦惡にして、賈貴く、或は彊ひて民をして之を賣買せしめ、船に算有り、商者少く、物貴きを見、乃ち孔僅に因りて(八)船算の事を言ふ。上是に由りて卜式を悅ばず。

(一) 南越と戰ふに樓船を以てす、故に齊國の船に習へるものを卒ゐて從軍せんことを請ふなり (二) 牧と耕とによつて得るところのものを己の利となさずして政府の費用を助くるをいふ (三) 式父子未だ實戰に臨まざれど、其國の爲に死せんと欲するの義は已に顯る (四) 天下をして式に倣はしめんことを欲するなり (五) 天子の祭に際し諸

邊爲粲。於是天子爲山東不贍。赦天下。因南方樓船卒二十餘萬人擊南越。數萬人發三河以西騎擊西羌。又數萬人。渡河築令居。初置張掖酒泉郡。而上郡朔方西河河西開田官。斥塞卒六十萬人戍田之。中國繕道餽糧。遠者三千。近者千餘里。皆仰給大農。邊兵不足。乃發武庫工官兵器以贍之。車騎馬乏絕。縣官錢少。買馬難得。乃著令。令封君以下。至三百石以上。吏以差。出牝馬。天下亭亭有畜牸馬。歲課息。

三千、近き者は千餘里、皆給を大農に仰ぐ。邊兵足らず、(六)乃ち武庫の工官、兵器を發し、以て之を贍す。車騎馬乏絶し、縣官錢少く、馬を買ふに得難し。乃ち著令(七)して封君以下より三百石以上に至るまで、吏差を以て牝馬を出さしむ。天下亭亭として牸馬を畜ふ有り、歳ごとに息を課す。

(一) 事は封禪書に詳なり (二) 古き宮殿を修繕して天子の行幸を待つなり (三) 天子の鹵簿通行の道に當る縣をいふ (四) 田を開拓する官と邊塞を開いて封土を廣むる卒、一說に斥塞は塞候の斥卒をいふと (五) 中國より此等國道を繕むるものに糧を送る、其距離遠きものは三千里近きものも千里に過ぐ、此等轉運の費用は皆政府の財用を主る大司農に於て資辨するを以て國用甚だ多端なり (六) 邊境守備に要する武器も不足なるを以て中央政府に蓄ふる所の兵器を出して之を供給せるなり (七) 令を發して封君以下に命ずるなり

齊相卜式上書曰。臣聞主

齊の相卜式上書して曰く、臣聞く、主憂ふるときは臣辱めらると、南越反

殺。於レ是上北出二蕭關一。從二數萬騎一。獵二新秦中一。以勒二邊兵一而歸。新秦中或千里無二亭徼一。於レ是誅二北地太守以下一。而令二民得一レ畜二牧邊縣一。官假二馬母一。三歲而歸。及息什一。以除二告緡一。用充二仞新秦中一。

天子の從官等に食を給する能はずして自殺す (六) 亭は敵の樣子を伺ふ物見、徼は巡回の邏卒、共に邊境を衞る爲に設く (七) 政府にて種馬をかし、十馬につき一馬を利息として政府にをさめしめ、緡錢令によりて租稅を出すべきものの租稅を免除して新秦中の地を充仞す、一說に邊境守備の費用の爲めに、設けたる告緡令を撤回し、民をして新秦中に充てて、邊境に當らしめしなりと

既得二寶鼎一。立二后土太一祠一。公卿議二封禪事一。而天下郡國皆豫治二道橋一。繕二故宮一。及當二馳道一縣。縣治二官儲一。設二供具一。而望以待レ幸。其明年。南越反。西羌侵レ

既に寶鼎(一)を得、后土太一の祠を立て、公卿封禪の事を議し、天下の郡國、皆豫め道橋を治め、故宮を繕へ、及び馳道(二)に當る縣は、縣ごとに官儲を治め、供具を設け、望みて以て幸を待つ。其明年(三)に南越反し、西羌邊を侵して桀を爲す。是に於て天子山東贍らざるが爲めに、天下に赦し、南方樓船の卒二十餘萬人に因りて、南越を撃つ、數萬人、三河以西の騎を發して、西羌を撃つ、又數萬人。河を渡りて令居に築き、初めて張掖、酒泉郡を置き、上郡、朔方、西河、河西の開田(四)の官、斥塞の卒六十萬人之を戍田し、中國道を繕め、糧(五)を餽る。遠き者は

登數年。人或相食。方一二千里。天子憐レ之。詔曰。江南火耕水耨。令下飢民得レ流就二食江淮間一。欲レ留之處上。遣レ使冠蓋相二屬於道一護レ之。下二巴蜀粟一。以振レ之。其明年。天子始巡二郡國一。東度レ河。河東守不レ意二行至一。不レ辨自殺。行西踰レ隴。隴西守以二行往卒一。天子從官不レ得レ食。隴西守自

を憐む。詔して曰く、江南火耕水耨す(一)、飢民をして流するを得て、食に江淮の間に就き、之に留まらんと欲するものは處らしめよと(二)。使をして(三)冠蓋道に相屬し、之を護せしめ、巴蜀の粟を下して以て之を振す。其明年、天子始めて郡國を巡り、東のかた河を度る。河東の守(四)、行の至ることを意はず、辨ぜずして自殺す。行西のかた隴を踰ゆ。隴西の守(五)行の往くこと卒なるを以て、天子の從官食することを得ず、隴西の守自殺す。是に於て上北のかた蕭關を出で、數萬騎を從へて、新秦中に獵し、以て邊兵を勒して歸る。新秦中或は千里に(六)亭徼無し、是に於て北地の太守以下を誅し、民をして邊縣に畜牧するを得しめ、官(七)馬母を假す、三歲にして歸す、及び息什の一、以て告緡を除き、用つて新秦中を充仞す。

(一) 草を燒き水を下し、種を種ゑ六七寸に及ぶころ、悉く芟り去つて、復水を下し之に灌げば、稻とともに生じたる草は枯死して、稻のみ獨り生長す、之を火耕水耨といふなりと (二) 水の流るゝ如く、遷徙するを許すをいふ (三) 使者の陸續として相續いて從民を保護し行くをいふ (四) 天子の一行來ること不意に出でたるを以て、之を待つの備なかりし爲め、罪を恐れて自殺す (五) 天子の來ること早卒なるを以て隴西の太守も亦之が備を爲す能はず、

官。而水衡少府大農太僕。各置農官。往往卽郡縣比沒入田田之。其沒入奴婢。分諸苑。養狗馬禽獸。及與諸官。諸官益新置多。徙奴婢衆。而下河漕度四百萬石。及官自糴。乃足。所忠言。世家子弟富人。或鬪雞。走狗馬。弋獵博戲。亂齊民。乃徵諸犯令。相引數千人。命曰株送徒。入財者得補郎。郎選衰矣。

の比沒入する田に卽いて之を田つくる。其の奴婢を沒入せるをば、諸苑に分ち、狗馬禽獸を養はしめ、及び諸官に與ふ。諸官益〻新置多く、奴婢を徙すこと衆し。而して河を下り四百萬石を漕度す。官自ら糴するに及び乃ち足りぬ。(一)所忠言ふ、(二)世家の子弟、富人、或は雞を鬪はし、狗馬を走らせて、(三)弋獵博戲して、(四)齊民を亂ると。乃ち諸の令を犯すものを徵し、相引くと數千人、命けて(五)株送徒と曰ふ、財を入るゝ者を郎に補せらるゝことを得たり、郎の選衰ふ。

(一) 人名なり　(二) 世々秩祿を有する家なり　(三) 弋は糸を矢につけて鳥をとる一種の獵法　(四) 晉灼云ふ、中國數を被る齊整の人なりと　(五) 株は魁根の義、先に至るものをいふ、先に至るもの更に他のものを連引すること、植物の根株を得、枝葉連引するが如きを以て株送徒といふなりと、其先に至るもの〻爲に連引せられて、徒役となるべきもの、財を入るれば郎官に補せらるゝなり

是時山東被河菑。及歲不

是時山東、河菑を被り、及び歲登らざる數年、人或は相食む方一二千里、天子之

於レ是商賈中家以上大率破。民偸甘レ食好レ衣。不レ事二畜藏之産業一。而縣官有二鹽鐵緡錢一之故。用益饒矣。益廣レ關。置二左右輔一。初大農筦二鹽鐵官布一多。置二水衡一欲三以主二鹽鐵一。及三楊可告二緡錢一。上林財物衆。乃令三水衡主二上林一。上林既充滿益廣。是時越欲二與レ漢用レ船戰逐一。乃大修二昆明池一。列觀環レ之。治二樓船一。高十餘丈。旗幟加二其上一甚壯。於レ是天子感レ之。乃作二栢梁臺一。高數十丈。宮室之修。由レ此日麗。

欲す。乃ち大に昆明池を修め、列觀(九)之を環し、樓船を治む、高さ十餘丈、旗幟を其上に加へて、甚だ壯なり。是に於て天子之に感じ、乃ち栢梁臺を作る、高さ數十丈、宮室の修、此に由つて日に麗し。

(一) 楊可の告發せる緡錢令の違犯者天下に徧きをいふ (二) 中産以上のものは緡錢令に違犯せる罪をもつて告發せられざるなきをいふ (三) 反は其罪を免除又は輕減するをいふ、杜周緡錢を以て告げられたるものを治めて殆ど其罪を輕減せられしもの無かりしをいふ (四) 御史廷尉正監を地方に分遣して緡錢令に違犯せしものの獄を治す (五) 緡錢令により政府に沒收せしもの (六) 人民緡錢を以て告げらるゝを恐れ家産を蓄積するものなく飮食衣服の費に費すもの多きをいふ (七) 函谷關を徙し、帝都畿甸の地を廣め、廓大して左右輔を置けるなり (八) 鹽鐵の泉布多きを以て大農の他に水衡を設けて之を管理せしめんとせしが今緡錢令によつて沒收せる財物衆きによつて水衡をして此等財物を管理せしめしなり (九) 昆明池の周圍に列觀を作り之を望ましめ、更に樓船を作り、栢梁臺を作つて臺上より之を望む

乃分二緡錢諸

乃ち緡錢の諸官を分ち、水衡、少府、大農、太僕各〻農官を置き、往往に郡縣

林三官鑄一。錢既多。而令下天下非二三官錢一不上レ得レ行。諸郡國所二前鑄一錢。皆廢二銷之一。輸二其銅三官一。而民之鑄レ錢益少。計二其費一不レ能二相當一。唯眞工大姦乃盜爲レ之。

ののみ衡を其間に施して、盜鑄をなすをいふ

卜式相レ齊。而楊可告緡徧二天下一。中家以上。大抵皆遇レ告。杜周治レ之。獄少二反者一。乃分遣二御史廷尉正監一。分レ曹往。卽治二郡國緡錢一。得二民財物一以レ億計。奴婢以二千萬一數。田大縣數百頃。小縣百餘頃。宅亦如レ之。

卜式齊に相となり、(一)楊可の告緡天下に徧し。(二)中家以上は、大抵皆告に遇ふ。杜周之を治し、(三)獄に反する者少し。乃ち分ちて御史、廷尉、正監を遣り、曹を分ちて往かしめ、即ち(四)郡國の緡錢を治す。(五)民の財物を得ること、億を以て計ふ。奴婢千萬を以て數ふ。田は大縣は數百頃、小縣は百餘頃、宅も亦之の如し。是に於て商賈中家以上、(六)大率破れ、民偸くも食を甘くし、衣を好くし、畜藏の產業を事とせず。縣官鹽鐵緡錢有るの故に、用益ゝ饒なり。益ゝ(七)關を廣めて左右の輔を置く。初め大農鹽鐵の官布を筦すること多し。(八)水衡を置き、以て鹽鐵を主らしめんと欲す。楊可緡錢を告ぐるに及びて、上林の財物衆し。乃ち水衡をして上林を主らしむ。上林既に充滿して益ゝ廣し。是時越漢と船を用つて戰逐せんと

緡錢。縱矣。郡國多姦鑄錢。錢多輕。而公卿請令京師鑄鍾官赤側。一當五。賦官用非赤側不得行。白金稍賤。民不寶用。縣官以令禁之。無益。歲餘。白金終廢不行。是歲也張湯死。而民不思。其後二歲。赤側錢賤。民巧法用之。不便。又廢。於是悉禁郡國無鑄錢。專令上

賦官の用赤側に非ざれば行ふことを得ず、白金稍く賤し、民寶用せず。縣官令を以て之を禁ずれども益無し。歲餘にして(六)白金終に廢して行はれず。是歲張湯死す、而して民思はず、(七)其後二歲、赤側錢賤し、民法を巧にして之を用ふ。便ならず、又廢す、是に於て悉く(八)郡國に禁じ、錢を鑄ること無からしめ、專ら上林(九)の三官をして鑄しむ。錢既に多し、天下をして三官の錢に非ざれば、行ふことを得ざらしむ。諸郡國の前に鑄る所の錢は、皆之を廢銷して(一〇)、其銅を三官に輸す。而して民の錢を鑄ること益〻少し、其費を計るに相當ること能はず、唯眞工(一一)大姦、乃ち盜して之を爲す。

(一) 緡錢二千口を一算として租税を出さしむるの令 (二) 卜式を尊び民をして倣つて錢を出し政府の費用を助けしめんと欲す (三) 縱に相告言せしむ (四) 鉛錫等を混じて惡錢を造るをいふ (五) 赤側は、赤銅にてふちを取れる錢、鍾官をして之を造ることを掌らしむ (六) 前に造る所の白金錢の直賤しくして、民之を寶とし用ふるものなし (七) 民湯を惡みて之を追思するものなし (八) 地方にて錢を鑄ることを禁じ、專ら京師のみにて之を鑄る (九) 註に水衡都尉の屬に上林均輸鍾官辨銅の令あり、三官は此三令をいふと (一〇) 前に鑄る錢は、之を廢し、其金を銷し鎔して、其銅を三官に送り改鑄するをいふ (一一) 民盜鑄するに其費用多くして、利なし、唯惡錢を鑄るに巧なるも

以二蒼璧一。直數千。而其皮薦反四十萬。本末不二相稱一。天子不レ說。張湯又與レ異有レ郤。及三人有レ告レ異以二它議一。事下二張湯一治レ異。異與レ客語。客語初令下有レ不レ便者上。異不レ應。微反レ脣。湯奏。異當二九卿一。見二令不一レ便。不二入言一而腹誹。論死。自レ是之後。有二腹誹之法一。以レ此而公卿大夫多諂諛取レ容矣。

ざる者有り。異應ぜず、微に脣を反す。湯奏すらく、異九卿に當り、令の便ならざるを見、入りて言はずして腹誹すと。論死す。是よりの後腹誹の法有り、此を以て公卿大夫、多く諂諛して、容を取る。(六)

(一)顔異初め濟南の地の亭の長となり、廉潔正直を以て、累遷して大農の職に至り、九卿に列す (二)白鹿皮幣を以て蒼璧の下に薦く、蒼璧の直は數千にして、之を薦くに用ふる白鹿皮幣は、其直蒼璧に數倍す、故に本末稱はずといふ (三)事によつて異を疾む (四)異の罪を訴ふるもの有るを機とし、他事に託して其罪を議するをいふ (五)當時天子に令を下して便ならざるもの有り、客の說之に及ぶ、顔異答ふる所なく、唯脣を反して、己之を非とするをあらはす、故に張湯其罪を斷じていふ、身九卿となつて、朝に於て令の非を言はず、腹中に之を誹ると、其刑を論じて、死罪となす (六)上に容れられん事を事とするをいふ

天子既下二緡錢令一。而尊二卜式一。百姓終莫三分レ財佐二縣官一。於レ是楊可告二

天子既に緡錢(一)の令を下し、卜式(二)を尊ぶ。百姓終に財を分ちて縣官を佐くるもの莫し。是に於て楊可緡錢(三)を告ぐること縦なり。郡國多く姦(四)して錢を鑄る。錢多く輕し、而して公卿京師をして(五)鍾官の赤側を鑄しめんと請ふ。一五に當る。

萬人。然不レ能ニ半自出一。天下大抵無慮皆鑄ニ金錢一矣。犯者衆。吏不レ能ニ盡誅取一。於レ是遣ニ博士褚大徐偃等一。分レ曹循ニ行郡國一。舉ニ兼幷之徒。守相爲レ吏者一。而御史大夫張湯方隆貴用レ事。減宣杜周等爲ニ中丞一。義縱尹齊王溫舒等。用ニ慘急刻深一爲ニ九卿一。而直指夏蘭之屬始出矣。

り、義縱、尹齊、王溫舒等、慘急刻深を用つて、九卿と爲り、直指、夏蘭の屬始めて出づ。

(一) 私に錢を鑄る罪によりて、死罪に行はるべきもの (二) 其自ら其罪を訴ふるもの百餘萬人の罪を赦したるも、自訴するものは盜鑄者の半にも及ばざるをいふ (三) 大抵はおよそといふ意、無慮も計慮無き意にて大率といふ意 (四) 守は郡守、相は諸侯の相、漢書に吏の字を利の字に作る、諸侯の相郡守等にして利を爲すものの罪を擧ぐるをいふ (五) 張湯等は有名なる酷吏其性質慘急刻深、法を用ひて假借する所なきを以て、武帝の重用する所となる

而大農顏異誅。初異爲ニ濟南亭長一。以ニ廉直一稍遷至ニ九卿一。上與ニ張湯一既造ニ白鹿皮幣一問レ異。異曰。今王侯朝賀

而して大農顏異誅せらる。初め異、(一)濟南の亭長爲り、廉直を以て稍遷りて、九卿に至る。上張湯と既に白鹿の皮幣を造り、異に問ふ。異曰く、今王侯朝賀するに、蒼璧を以てす、直數千、而して其皮薦(二)反りて四十萬、本末相稱はずと。天子說ばず。張湯又異と(三)郤有り、人の異を(四)告ぐるもの有るに及び、宅を以て議す。事張湯に下して異を治せしむ。異客と語る。客語るらく、(五)初め令下るとき便なら

以レ時起居。惡者輒斥去。毋レ令レ敗レ羣。上以レ式爲レ奇。拜爲二緱氏令一試レ之。緱氏便レ之。遷爲二成皐令一。將漕最。上以爲式朴忠。拜爲二齊王太傅一。而孔僅之使二天下鑄作レ器。三年中拜爲二大農一。列二於九卿一。而桑弘羊爲二大農丞一。筦二諸會計事一。稍稍置二均輸一。以通二貨物一矣。

するが如きをいふ（一一）緱氏の地の令として其地を治めしめて之を試む（一二）將は送、將漕は糧餉を運漕すること、成皐の地其功第一を得たるをいふ（一三）民をして其土地に多くありて價卑しきものを官に輸さしめ、官は更に之を其物の少き所の地に送りて之を賣るをいふ

始令三吏得二入レ穀補一レ官。郎至二六百石一。自レ造二白金五銖錢一。後五歲。赦下吏民之坐三盜鑄二金錢一死者上。數十萬人。其不二發覺一相殺者。不レ可二勝計一。赦二自出者一百餘

始めて吏をして、穀を入れて官に補することを得しめ、郎は六百石に至る。白金五銖錢を造りてより、後五歲ありて、吏民の盜みて(一)金錢を鑄るに坐して死する者を赦すこと數十萬人、其の發覺せずして相殺す者は、勝げて計る可からず。自ら出づる者を赦すこと百餘萬人、然も半も自ら出づると能はず。天下大抵(三)無(二)慮皆金錢を鑄る、犯す者衆くして、吏盡く誅取すること能はず。是に於て博士褚大、徐偃等を遣り、曹を分ちて郡國を循行せしめ、兼幷の徒、(四)守相吏を爲す者を擧ぐ、而して御史大夫張湯(五)方に隆貴にして事を用ふ。減宣、杜周等中丞た

賜二式外繇四百人一。式又盡復予二縣官一。是時富豪皆爭匿レ財。唯式尤欲二輸レ之助一レ費。天子於レ是以二式終長者一。故尊顯以風二百姓一。初式不レ願爲レ郎。上曰。吾有二羊上林中一。欲レ令二子牧一レ之。式乃拜爲レ郎。布衣屩而牧レ羊。歳餘。羊肥息。上過見二其羊一。善レ之。式曰。非二獨羊一也。治レ民亦猶レ是也。

羊のみに非ず、民を治むることも、亦猶是のごとし、時を以て起居す、(一〇)悪しき者をば輒ち斥け去る、羣を敗らしむること毋れと。上式を以て奇なりと爲し、拜して緱氏の令と爲し、之を試む。緱氏之を便とす。遷して成皐の令と爲す、將漕最なり。(一一)上以爲らく、式朴忠なりと、拜して齊王の太傅と爲す、而して孔僅に天下をして鑄て器を作らしめ、三年の中に拜して大農と爲し、九卿に列し、桑弘羊を大農の丞と爲し、諸會計の事を筦せしめ、稍稍に均輸を置いて、(一三)以て貨物を通ず。

(一) 政府賞賜の費に堪へず、國の府庫竭乏を告げたるをいふ　(二) 財政竭乏民困厄するもの多く、窮民他に從つて、給を政府の吏に受く　(三) 政府も亦盡く民に給する能はざるをいふ　(四) 地方官河南の地にて富人の錢を出して從民に給する費を助けたるものの名簿を作りて上に上れるなり　(五) 帝其名を記憶したまへるなり　(六) 外繇は錢を以て邊境を戍るに代ふるをいふ、一人三百錢を出す、四百人の外繇は十二萬錢に當る。一說に四百人の繇役を除くことを得たることなりと　(七) 帝の賜ふ所の外繇を以て悉く政府の吏に致せしなり　(八) 天下の百姓に風諭して、式に矜式せしむ　(九) 韋昭いふ草履なりと　(一〇) 民をして政に安むぜしめ其化し難きものは、之を去つて化を亂らざらしむること、譬へば羊の起居時を得しめ、其惡しきものは斥け去るが如くすれば、民の治まること、羊の肥息

者具二其言一入以聞。天子以語二丞相弘一。弘曰。此非二人情一。不軌之臣。不レ可二以爲一レ化而亂レ法。願陛下勿レ許。於レ是上久不レ報レ式。數歳乃罷レ式。

式歸復田牧。歳餘會二軍數出。渾邪王等降一。縣官費衆。倉府空。其明年。貧民大徙。皆仰二給縣官一。無二以盡贍一。卜式持二錢二十萬一。予二河南守一。以給二徙民一。河南上下富人助二貧人一者籍上。天子見二卜式名一識レ之。曰。是固前而欲下輸二其家半一助中邊。乃

式歸りて復田牧す。歳餘にして軍の數〻出で、渾邪王等降るに會す。縣官費(一)衆く、倉府空し。其明年(二)貧民大に徙り、皆給を縣官に仰ぐ、以て盡(三)くに贍すこと無し。卜式錢二十萬を持し、河南の守に予へ、以て徙れる民に給す。河南富人の貧人を助くる者の籍を上る。天子卜式の名を見て之を識(五)りて曰く、是れ固に前に(四)其家の半を輸し、邊を助けんと欲せしものなりと。乃ち式に(六)外繇四百人を賜ふ。式又(七)盡く復縣官に予ふ。是時富豪皆爭ひて財を匿す、唯式のみ尤も之を輸して費を助けんと欲す。天子是に於て式が終に長者なるを以て、故に尊顯して以て(八)百姓を風す。初め式郎爲るを願はず。上曰く、吾羊を上林の中に有す、子をして之を牧せしめんと欲すと。式乃ち拜して郎と爲る。布衣にして(九)屩はきて羊を牧す、歳餘にして羊肥息せり。上過ぎて其羊を見、之を善とす。式曰く、獨り

其弟盡破二其業一。式輒復分。予レ弟者數矣。是時漢方數使三將擊二匈奴一。卜式上書。願輸二家之半縣官一助レ邊。天子使二使問一式。欲レ官乎。式曰。臣少牧。不レ習二仕宦一。不レ願也。使問曰。家豈有レ寃欲レ言レ事乎。式曰。臣生與レ人無二分爭一。式邑人貧者貸レ之。不善者敎二順之一。所レ居人皆從レ式。式何故見レ寃二於人一。無レ所レ欲レ言也。使者曰。苟如レ此。子何欲而然。式曰。天子誅二匈奴一。愚以爲賢者宜レ死二節於邊一。有レ財者宜二輸委一。如レ此而匈奴可レ滅也。使

を教順す、(六)居る所、人皆式に從ふ、式何の故に人に寃せられん、言はんと欲する所無しと。使者の曰く、(七)苟も此の如くならば、子何を欲してか然ると。式曰く、天子匈奴を誅す、愚以爲へらく、賢者は宜しく節に邊に死すべく、財有る者は宜しく輸委すべし、(八)此の如くにして匈奴滅しつべしと。使者其言を具へて、入りて以聞す。天子以て丞相弘に語る。弘曰く、此れ人情に非ず、(九)不軌の臣なり、以て化を爲す可からずして法を亂る、願はくは陛下許すこと勿れと。是に於て上久しく式に報せず、數歲ありて乃ち式を罷む。

㈠ 牧畜を以て生業となす ㈡ 其家を去り悉く以て少弟に與へて、己は唯百餘頭の羊を取つて之を畜ふ ㈢ 少弟式の與へたる家産を守ること能はずして、之を失ふ ㈣ 政府に獻じて征討の費を助くるをいふ ㈤ 人の爲に寃罪を被り、其事を訴へんと欲するか ㈥ 敎訓するをいふ ㈦ 民之を德として卜式に從ふ、人の怨むところとならず、人に訴へられて寃を被るの理なし、故に告訴せんと欲する所なきをいふ ㈧ 之を政府に致し、其費を助くべきをいふ ㈨ 人の常情に反す、不軌の民なれば敎化を施すべからず、世法を亂るの臣なり

人軺車二算。船五丈以上一算。匿不二自占一。占不レ悉者。戍レ邊一歲。沒二入緡錢一。有二能告者一。以二其半一畀レ之。賈人有二市籍一者。及其家屬皆無レ得レ籍二名田一。以便レ農。敢犯レ令。沒二入田僮一。

天子乃思二卜式之言一。召拜レ式爲二中郎一。爵左庶長。賜二田十頃一。布二告天下一。使二明知一レ之。初卜式者。河南人也。以二田畜一爲レ事。親死。式有二少弟一。弟壯。式脫レ身出。分。獨取二畜羊百餘一。田宅財物盡予レ弟。式入レ山牧十餘歲。羊致二千餘頭一。買二田宅一。而

天子乃ち卜式の言を思ひ、召して式を拜して中郎と爲す、爵は左庶長、田十頃を賜ひ、天下に布告し、明に之を知らしむ。初め卜式は河南の人なり、田畜(一)を以て事と爲す。親死するとき、式少弟有り、弟壯なるとき、式身(二)を脫して出づ。分つに獨り畜羊百餘を取り、田宅財物は、盡く弟に予ふ。式山に入りて牧すること十餘歲、羊千餘頭を致し、田宅を買ふ。而して其弟(三)盡く其業を破る、式輒ち復分つ、弟に予ふるもの數々なり。是時漢方に數々將をして匈奴を擊たしむ。卜式上書すらく、願はくは家の半を縣官(四)に輸し、邊を助けんと。天子使をして式に問はしむ、官を欲するかと。式曰く、臣少より牧し、仕宦に習はず、願はずと。使問ひて曰く、家豈寃有り、(五)事を言はんと欲するかと。式が曰く、臣生れて人と分爭すること無し、式の邑人の貧しき者には之を貸す、不善なる者をば之

於南畝。商賈滋衆。貧者畜積無有。皆仰二縣官一。異時算二軺車賈人緡錢一皆有差。請算如故。諸賈人末作。貰貸。買居邑。稽二諸物一。及商以取利者。雖無二市籍一。各以二其物一自占。率緡錢二千而一算。諸作有二租及鑄一。率緡錢四千一算。非二吏比者三老北邊騎士一。軺車以二一算一。商賈

び鑄有るは、率ね緡錢四千にして一算す、吏と比する者、(一二)三老、北邊の騎士に非ざる者、軺車以て一算す、(一三)商賈の人の軺車は二算、船五丈以上は一算、匿して(一四)自ら占せず、占して悉さざるものは、邊を戍すること一歳、緡錢を沒入す、能く告ぐる者有れば、其半を以て之に畀ふ、賈人の市籍有る者、及び其家屬は、皆名田(一五)を籍することを得ること無し、以て農に便す、(一六)敢へて令を犯せば田僮を沒入す。

㊀ 貨幣の改鑄せられ物貨の變動するに乘じ、貨物を蓄へて利を得るをいふ ㊁ 郡國の民、商賈の利を逐ふによつて、物貨の暴騰の爲めに苦むをいふ ㊂ 天子用を省き內帑をもつて人民を賑し賦税を輕くするも民商賈の利あるを以て、農業を事とせざるをいふ ㊃ 民貧にして商賈のみ利を得て貧民は給を政府に待つをいふ ㊄ 小車をいふ、小車を有するものに租税を課するなり ㊅ 末作は農を本とするに對して商賈をいふ ㊆ 貰貸は現金賣買にあらず、物品の代金を貸借するをいふ ㊇ 物品を蓄積する義 ㊈ 其物品の多寡を度つて帳簿につけて上へ差出すをいふ ㊉ 利益二千に對して一算の税を出す (一一) 註に手力作る所を以て之を賣ると (一二) 吏に比すべきものと、三老と、北邊の騎士とを除き其他軺車を有するもの一算の税を出す (一三) 商賈の軺車を有するものは常の人に比して二倍の税を出す (一四) 物品の多寡を政府に屆けざるもの、屆くるも其多寡に僞有るものは、罰として一年間邊境を戍るの役に當らしむ (一五) 名を以て田を占むることを許さず (一六) 令を犯して田を占むるものは罰として其田と僮僕とを合せて官に沒入す

農一佐レ賦。願募レ民自給レ費。因二官器一作二煮鹽一。官與二牢盆一。浮食奇民。欲下擅管二山海之貨一。以致二富羨一。役中利細民上。其沮レ事之議。不レ可二勝聽一。敢私鑄二鐵器一。煮レ鹽者。釱二左趾一。沒二入其器物一。郡不レ出レ鐵者。置二小鐵官一。便屬二在所縣一。使下孔僅東郭咸陽乘レ傳。舉二行天下鹽鐵一。作中官府上。除二故鹽鐵家富者一爲レ吏。吏道益襍不レ選。而多二賈人一矣。

る浮浪の民をいふ (八) 羨衍に同じ、煮鹽鑄錢によつて富を致すをいふ (九) 山海の利大農に屬すれば此等の徒利を得る能はず故に議をなして其事を沮止せんとす、此等の說聽く可からざるをいふ (一〇) 釱は鐵を以て造れるもの左の足にはめしめて刑となす (一一) 驛つぎの車 (一二) 天下煮鹽鑄錢の事を擧げて政府の事業とし官府を設けしむ

商賈以二幣之變一。多積レ貨逐レ利。於レ是公卿言。郡國頗被二菑害一。貧民無二產業一者。募徙二廣饒之地一。陛下損レ膳省レ用。出二禁錢一。以振二元元一。寬二貸賦一。而民不三齊出二

商賈幣の變を以て、多く貨を積みて利を逐ふ。是に於て公卿言ふ、郡國(一)頗る菑害を被る(二)、貧民產業無き者は、募りて廣饒の地に徙さん、陛下膳を損し、用(三)を省き、禁錢を出して、以て元元を振ひ、貸賦を寬うし、而して民齊しく南畝に出でず、商賈滋〻衆くして、貧者畜積有ること無く、皆縣官に仰ぐ、異時軺車、(五)賈人に緡錢(四)を算すること、皆差有り、請ふ算すること故の如くし、諸〻賈人末作(六)貰(七)は貸し、買つて邑(八)に居き、諸物を稽へ、及び商して以て利を取る者は、市籍無しと雖も、各〻其物(九)を以て自ら占す、率ね緡錢(一〇)二千にして一算す、諸作(一一)の租及

八九萬級。賞賜五十萬金。漢軍馬死者十餘萬匹。轉漕車甲之費不レ與焉。是時財匱戰士頗不レ得レ祿矣。有司言。三銖錢輕易二姦詐一。乃更請下諸郡國鑄二五銖錢一。周二郭其下一。令レ不レ可レ磨二取鋊一焉。大農上二鹽鐵丞孔僅咸陽言一。山海。天地之藏也。皆宜レ屬二少府一。陛下不レ私。以屬二大

して戰士頗る祿を得ず。有司言ふ、三銖錢、輕くして姦詐し易しと。乃ち更めて諸の郡國に、五銖錢を鑄(三)、其下を周郭し、鋊を磨取す可からざらしめんと請ふ。大農鹽鐵の丞(四)孔僅、咸陽の言を上す。山海は天地の藏なり、皆宜しく(五)少府に屬す可し、陛下私せず、以て大農に屬し賦を佐く、願はくは民を募り、自ら費を給し、官器に因りて煮鹽を作し、(六)官牢盆を與へよ、(七)浮食の奇民擅に山海の貨を管し、以て(八)富羨を致し、細民を役利せんと欲す、(九)其の事を沮むの議、勝げて聽く可からず、敢へて私に鐵器を鑄、鹽を煮る者は左趾を釱し、其器物を沒入す、郡の鐵を出さざる者は、小鐵官を置き、便ち在所の縣に(一〇)屬せしめんと。孔僅、東郭咸陽をして(一一)傳に乘じ、(一二)天下の鹽鐵を擧行し、官府を作らしめ、故の鹽鐵の家の富める者を除して吏と爲す。吏道益〻襍にして選ばず、賈人多し。

(一) 大將軍驃騎將軍胡(匈奴)を擊つ (二) 糧食の運輸と兵車甲冑の如き兵器の費用とを加へず (三) 錢の周圍にふちを取りて錢を磨りて滅し其金を盜むことを得ざらしむるをいふ (四) 孔僅咸陽二人の說を上言するをいふ (五) 少府は天子の財帑を掌る所 (六) 勞銀を與ふるをいふ、一說に牢は廩、盆は鹽を煮る盆なりと (七) 農工の類に非ざ

鐵事一。桑弘羊以二計算一用二事侍中一。咸陽。齊之大煮鹽。孔僅。南陽大冶。皆致レ生累二千金一。故鄭當時進レ言之。弘羊雒陽賈人子。以二心計一年十三侍中。故三人言二利事一。析二秋毫一矣。法既益嚴。吏多廢免。兵革數動。民多買レ復。及二五大夫一。徵發之士益鮮。於レ是除二千夫五大夫一爲レ吏。不レ欲者出レ馬。故吏皆通適。令レ伐二棘上林一。作二昆明池一。

致して千金を累ぬ、故に鄭當時進みて之を言ふ。弘羊は雒陽の賈人の子なり、心計を以て、年十三にして侍中たり、故に三人利の事を言ひて(四)秋毫を析つ。法既に益〻嚴にして、吏多く廢免せられ、兵革數〻動いて、民多く(五)復を買ひ、五大夫に及ぶ、徵發の士益〻鮮し。是に於て、千夫、五大夫を除して吏と爲し、欲せざる者は馬を出す。(六)故吏皆通じて適し、棘を上林に伐らしめ、昆明池を作る。

(一) 東郭咸陽、孔僅の二人に命じて鑄鉄と煮鹽とに關することを掌らしむ (二) 桑弘羊經濟の事を善くするを以て、官侍中に在つて、政治の事に與る (三) 生産を致し富を積むをいふ (四) 纖細悉さざるなきをいふ (五) 復は夫役を除かるゝをいふ、金を出して夫役を免るゝものと、五大夫の爵を買ふものと多く、民の徵發すべきもの少きに至る (六) 故の官吏の免職せられたるものに命じ、棘を上林苑中に伐らしむ

其明年。大將軍驃騎大出擊レ胡。得二首虜一

其明年、大將軍驃騎、(一)大に出でて胡を撃ち、首虜を得ること八九萬級、賞賜五十萬金、漢の軍馬死する者十餘萬匹、(二)轉漕車甲の費は與らず。是時財匱しく

用莫レ如レ龍。地用莫レ如レ馬。人用莫レ如レ龜。故白金三品。其一曰。重八兩圜レ之。其文龍。名曰二白選一。直二三千一。二曰。重差小方レ之。其文馬。直二五百一。三曰。復小撱レ之。其文龜。直二三百一。令二縣官一銷二半兩錢一。更鑄二三銖錢一。文如二其重一。盜鑄二諸金錢一。罪皆死。而吏民之盜二鑄白金一者。不レ可二勝數一。

に如くは莫く、人の用は龜に如くは莫しと。故に白金三品、其一に曰く、重さ八兩、(一)之を圜にす、其文は龍、名づけて白選と曰ふ、三千に直る。(二)二に曰く、重さ差小、之を方にす、其文は馬、五百に直る。(三)三に曰く、復小にして、之を撱にす、其文は龜、三百に直る。縣官をして半兩錢を銷し、更に三銖の錢を鑄しむ、文其重の如くす、(四)盜みて諸〻の金錢を鑄るもの、罪皆死す。而して吏民の白金を盜鑄する者、勝げて數ふ可からず。

(一)其形圓くして、龍の形を彫り、其名を白選と曰ひ、其價三千に當る　(二)其二は差輕くして（六兩なりといふ）形方に馬の形を彫りて價五百　(三)第三は第二のものより更に小に（重四兩なりといふ）龜の形を彫り、價は三百に當る　(四)錢貨を私鑄するものは死罪に當るをいふ

於レ是以二東郭咸陽孔僅一爲二大農丞一。領二鹽

是に於て東郭咸陽、(一)孔僅を以て大農の丞と爲し、鹽鐵の事を領せしむ。(二)桑弘羊計算を以て事を侍中に用ふ。咸陽は齊の大煮鹽、孔僅は南陽の大冶、(三)皆生を

銀錫。白三孝文更二造四銖錢一。至二是歲一四十餘年。從二建元一以來用少。縣官往往卽二多ㇾ銅山一而鑄ㇾ錢。民亦閒盜鑄ㇾ錢。不ㇾ可二勝數一。錢益多而輕。物益少而貴。有司言曰。古者皮幣。諸侯以聘享。金有二三等一。黃金爲ㇾ上。白金爲ㇾ中。赤金爲ㇾ下。今半兩錢法。重四銖。而姦或盜。摩二錢裏一取ㇾ鋊。錢益輕薄而物貴。則遠方用ㇾ幣。煩費不ㇾ省。乃以二白鹿皮方尺一。緣以二藻繢一。爲二皮幣一。直四十萬。王侯宗室。朝覲聘享。必以二皮幣一薦ㇾ璧。然後得ㇾ行。

かずと。乃ち白鹿皮方尺を以て、緣するに藻繢(七)を以てして、皮幣と爲す。直四十萬、王侯宗室朝覲聘享(八)に、必ず皮幣を以て璧に薦き、然して後に行はるゝことを得たり。

(一) 政府の貯藏空乏して、商賈富みて財を貯へ、富者貧者を使役す (二) 軺は車をいふ、車百を以て數ふべく、以て貨物を運輸し、或は出し賣り(廢)、或は停め蓄へ(居)、時價の高下によつて賣買して利益を得るをいふ (三) 封邑を有する列侯等、財なきを以て資給を富民に受くるをいふ (四) 銅錢を鑄、及び鹽を煮るの利益にて大に富むもの有れども、其富を以て國家の急を救はず、貧民爲に困苦するをいふ (五) 郡縣の官吏財用足らざるを以て、錢を鑄るものあり、民間私鑄の錢と交互に出でて天下に錢多く、且其重量の重からざるが爲に物價平準を失へるなり (六) 當時の錢一面に文字あり、姦民文字なき裏面を摩つて其屑を取り、錢をして輕からしむるをいふ (七) 繢は五色の糸にて繡をなせるなり (八) 朝覲聘享の禮をなすに璧の下に此皮幣を布くなり

又造二銀錫一爲二白金一。以爲天

又銀錫を造りて白金と爲す。以爲らく、天の用は龍に如くは莫く、地の用は馬

尙不レ能二相救一。乃徙二貧民於關以西一。及充二朔方以南新秦中一。七十餘萬口。衣食皆仰二給縣官一。數歲。假二予產業一。使者分レ部護レ之。冠蓋相望。其費以レ億計。不レ可二勝數一。

於レ是縣官大空。而富商大賈。或蹛レ財役レ貧。轉轂百數。廢居居レ邑。封君皆低レ首仰レ給。冶鑄煮鹽財或累二萬金一。而不レ佐二國家之急一。黎民重困。於レ是天子與二公卿一議。更レ錢造レ幣以贍レ用。而摧二浮淫幷兼之徒一。是時禁苑有二白鹿一。而少府多二

是に於て縣官大に空しくして、富商大賈、或は財を蹛へて貧を役し、轉轂百(一)數、廢居邑に居く。(二)封君皆首を低れて、給を仰ぐ。(四)冶鑄煮鹽の財、或は萬金を(三)累ぬれども、國家の急を佐けず、黎民重困す。是に於て天子公卿と議し、錢を更め、幣を造り、以て用を贍し、浮淫幷兼の徒を摧く。是時禁苑に白鹿有り、少府に銀錫多し。孝文四銖の錢を更め造りてより、是歲に至るまで四十餘年。建元より以來、用少く、縣官往往銅多き山に卽きて錢を鑄る、民も亦間盜みて錢を鑄るもの、勝げて數ふ可からず、(五)錢益〻多くして輕く、物益〻少くして貴し。有司言して曰く、古は皮幣、諸侯以て聘享す、金に三等有り、黃金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す、今半兩錢の法、重さ四銖、而して姦或は盜、(六)錢裏を摩して鎔を取る、錢益〻輕薄にして物貴し、遠方幣を用ふる煩費にして省

天子爲レ伐レ胡。盛養レ馬。馬之來食二長安一者數萬匹。卒牽掌者關中不レ足。乃調二旁近郡一。而胡降者皆衣二食縣官一。縣官不レ給。天子乃損レ膳。解二乘輿駟一。出二御府禁藏一。以贍レ之。其明年。山東被二水菑一。民多飢乏。於レ是天子遣二使者一。虛二郡國倉廥一。以振二貧民一。猶不レ足。又募二豪富人一相貸假。

天子胡を伐つが爲に、盛に馬を養ふ。馬の來りて長安に食ふ者數萬匹、卒の(一)牽掌する者(二)關中足らず、乃ち旁近の郡に調す。而して胡の降者、皆縣官に衣食す、縣官給せず。(三)天子乃ち膳を損へ、乘輿の駟を解き、御府の禁藏を出し、以て之を贍す。其明年、山東水菑を被り、民多く飢乏す。是に於て天子使者を遣り、郡國の倉廥(四)を虛しくし、以て貧民を振さしむ。猶足らず、又豪富の人に募り、(五)相貸假す、尚相救ふこと能はず、乃ち貧民を關より以西に徙し、及び朔方より以南、新秦の中に充つること七十餘萬口、衣食皆給を縣官に仰ぐこと數歲。(六)產業を假予し、使者部を分ちて之を護る。(七)冠蓋相望み、其費億を以て計ふ、勝げて數ふ可からず。

(一) 馬を牽き之を養ふことを掌るものをいふ (二) 馬を掌る者、關中のみにて足らず、之を關中附近の郡よりえらびて發するをいふ (三) 天子其供御を減じ、內帑を以て之を賑給す (四) 府もくらをいふ (五) 富人の財を貧民にかさしめて急を救ふ (六) 產業は生活の爲の仕事をいふ、民を移して、政府より財を與へて生活の業に服せしむるをいふ (七) 使者の往來甚だしげきをいふ

其明年。驃騎仍再出擊レ胡。獲レ首四萬。其秋。渾邪王率ニ數萬之衆一來降。於レ是漢發ニ車二萬乘一迎レ之。既至受ニ賞賜一。及ニ有功之士一。是歲費凡百餘巨萬。初先レ是往十餘歲河決レ觀。梁楚之地。固已數困。而緣レ河之郡。隄ニ塞河一輒決壞。費不レ可ニ勝計一。其後番係欲レ省ニ砥柱之漕一。穿ニ汾河渠一。以爲レ漑レ田。作者數萬人。鄭當時爲ニ渭漕渠回遠一。鑿ニ直渠一。自ニ長安一至ニ華陰一。作者數萬人。朔方亦穿レ渠。作者數萬人。各歷ニ二三朞一。功未レ就。費亦各巨萬十數。

其明年、驃騎仍りて再び出でて胡を擊ち、首を獲たること四萬、其秋渾邪王數萬の衆を率ゐて來降す。是に於て漢車二萬乘を發して之を迎へ、既に至りて賞賜を受くること有功の士に及ぶ。是歲費凡そ百餘巨萬。初め是より先き往十餘歲、(一)河、觀に決す、梁・楚の地、固に已に數〻困む。(二)河に緣るの郡、河を隄塞するに、輒ち決壞す、費勝げて計る可からず。其後番係、砥柱の漕を省かんと欲し、汾河の渠を穿ち、以て田に漑ぐことを爲す。作る者數萬人。鄭當時渭の漕渠の回遠なるが爲に、直渠を鑿ち、長安より華陰に至る、作る者數萬人。朔方も亦渠を穿つ、作る者數萬人、各〻歷ること二三朞にして、功未だ就らず、費も亦各〻巨萬十數なり。

(一) 觀は縣の名なり、黃河決壞して觀と梁楚の地洪水に困みたるをいふ (二) 黃河にそひたる諸郡に堤防を設けて水を防ぐをいふ

又減二等。爵得至樂卿。以顯軍功。軍功多用越等。大者封侯卿大夫。小者郎吏。吏道襍而多端。則官職耗廢。自公孫弘以春秋之義繩臣下。取漢相。張湯用峻文決理爲廷尉。於是見知之法生。而廢格沮誹窮治之獄用矣。其明年。淮南衡山江都王謀反迹見。而公卿尋端治之。竟其黨與。而坐死者數萬人。長吏益慘急。而法令明察。當是之時。招尊方正賢良文學之士。或至公卿大夫。公孫弘以漢相。布被食不重味。爲天下先。然無益於俗。稍騖於功利矣。

りて、廢格沮誹窮治の獄用ひらる。其明年淮南、衡山、江都王の謀反の迹見れ、公卿端(七)を尋ねて之を治す。其黨與を竟して、死に坐する者數萬人、長吏益〻慘急にして法令明察なり。是の時に當りて、方正賢良文學の士を招尊し、或は公卿大夫に至る。公孫弘漢の相を以てして、布被して食味を重ねず、天下の先と爲る。然れども俗に益なく、(八)稍く功利に騖す。

(一) 一級を造士と曰ひ、二級を閑輿衞と曰ひ、三級を良士と曰ひ、四級を元戎士と曰ひ、五級を官首と曰ひ、六級を秉鐸と曰ひ、七級を千夫と曰ひ、八級を樂卿と曰ひ、九級を執戎と曰ひ、十級を左庶長と曰ひ、十一級を軍衞と曰ふと (二) 官首は武功爵の第五級、官首の爵を得る者は試に吏となることを得て先づ除用せらるゝをいふと (三) 千夫は第七級の爵、五大夫といふ爵と相當す (四) 武功によつて官吏を取りたるを以て、其任選蕪雜となり、遂に官職の曠廢を致すに至れるをいふ (五) 峻急酷烈文を舞して法を用ひ、裁斷を主る廷尉の職に補せらる (六) 吏知りて彈劾せざるの罪をいふ (七) 天子の命令を廢格して行はず又は之を沮敗誹謗するものは窮治せらるゝをいふ (八) 節儉を以て、民を導かんとせしも、其功なく、漸く功利の事におもむけるをいふ

者十餘萬。兵甲之財。轉漕之費。不レ與焉。於レ是大農陳藏錢經耗。賦稅既竭。猶不レ足三以奉二戰士一。有司言。天子曰。朕聞五帝之敎。不二相復一而治。禹湯之法。不レ同レ道而王。所レ由殊ノ路。而建レ德一也。北邊未レ安。朕甚悼レ之。日者大將軍攻二匈奴一。斬二首虜一萬九千級。留蹛無レ所レ食。

(一) 將卒の衣食は、其供給を政府に仰げるをいふ (二) 武器と兵糧轉運の費用等は其中に數へざるをいふ (三) 政府大農の官が久しく蓄積せる錢忽ち消耗せるをいふ (四) 重ねて其治道を同じくせざるをいふ (五) 五帝二王と其路同じからざれども、其聖德に至りては歸を同じくするをいふ (六) 舊說蹛は滯に同じく、富人穀物を貯藏し留滯する爲に貧民食を得ざるをいふと爲せども文義通ぜず、留滯しての下に闕文あるか

議令丁民得丙買乙爵。及贖二禁固一。免乙減罪甲。請置二賞官一。命曰二武功爵一。級十七萬。凡直二三十餘萬金一。諸買二武功爵一。官首者試補レ吏先除。千夫如二五大夫一。其有レ罪。

議して民をして爵を買ひ、及び禁錮を贖ひ、罪を免減すること得しめ、請ひて賞官を置き、命づけて武功爵と曰ふ。級(一)ごとに十七萬、凡そ三十餘萬金に直る。諸の武功爵を買ふもの、官首の者は試に吏に補して先除(二)す、千夫(三)は五大夫の如し。其の罪有るもの又二等を減ず。爵樂卿に至ることを得て、以て軍功を顯す、軍功多ければ、用つて等を越ゆ、大なる者は侯卿大夫に封ず、小なる者は郎吏、吏道襍りて端多く、官(四)職耗廢す。公孫弘より春秋の義を以て、臣下を繩して漢の相を取り、張湯峻(五)文を用つて理を決して、廷尉と爲る。是に於て(六)見知の法生

遼遠。自₂山東₁咸被₂其勞₁。費₂數十百巨萬₁。府庫益虛。乃募ㇾ民。能入₂奴婢₁。得₂以終ㇾ身復₁。爲ㇾ郎增ㇾ秩。及入ㇾ羊爲ㇾ郎始₂於此₁。

其後四年。而漢遣₂大將₁。將₂六將軍軍十餘萬₁。擊₂右賢王₁。獲₂首虜萬五千級₁。明年。大將軍將₂六將軍₁。仍再出擊ㇾ胡。得₂首虜萬九千級₁。捕₂斬首虜₁之士。受ㇾ賜黃金二十餘萬斤。虜數萬人。皆得₂厚賞₁。衣食仰₂給縣官₁。而漢軍之士馬死

其後四年、漢大將を遣り、六將軍の軍十餘萬を將ゐて、右賢王を擊たしめ、首虜萬五千級を獲たり。明年に大將軍、六將軍を將ゐ、仍りて再び出でて胡を擊ち、首虜萬九千級を得たり。首虜を捕斬するの士は、賜を受くること、黃金二十餘萬斤、虜の數萬人なれば、皆厚賞を得たり。(一)衣食は給を縣官に仰ぐ。而して漢軍の士馬死する者十餘萬、兵甲の財、轉漕の貲は與らず。(二)是に於て大農陳藏(三)の錢經に耗し、賦稅既に竭きて、猶以て戰士に奉ずるに足らず。有司言す、天子の曰く、朕聞く五帝の敎、(四)相復せずして治る、禹湯の法は道を同じくせずして王たり。由る所は路を殊にして、德(五)を建つることは一なり。北邊未だ安からず、朕甚だ之を悼む、日者大將軍匈奴を攻め、首虜を斬ること萬九千級、(六)留蹛して食する所無し。

以二數萬騎一出擊レ胡。及下車騎將軍衞青取二匈奴河南地一築中朔方上。當二是時一。漢通二西南夷道一。作者數萬人。千里負擔。饋レ糧率十餘鍾致二一石一。散二幣於卭僰一以集レ之。數歲道不レ通。蠻夷因以數攻レ吏。發レ兵誅レ之。悉二巴蜀租賦一。不レ足二以更一レ之。乃募二豪民一。田二南夷一。入二粟縣官一。而內受二錢於都內一。東至二滄海之郡一。人徒之費。擬二於南夷一。又興二十萬餘人一。築二衞朔方一。轉漕甚

地を取り、朔方に築く及ぶ。是時に當り、漢西南夷の道を通ず、作る者數萬人、千里負擔し、糧を饋ること率ね十餘鍾にして一石を致す。幣を(一)卭僰に散じて以て之を集む。數歲にして道通ぜず、蠻夷因りて以て數々吏を攻む。兵を發して之を誅す、巴蜀の租賦を悉すも、以て之を更ふに(二)足らず。乃ち豪民を募り、南夷に田し、(三)粟を縣官に入れ、內錢を都內に受く。東のかた滄海の郡に至る。(四)人徒の費、南夷に擬す。又十萬餘人を興し、衞を朔方に築く、轉漕甚だ遼遠なり、(五)山東より咸く其勞を被る、數十百巨萬を費し、府庫益々虛し。乃ち民に募り、能く奴婢を入るれば、以て身を終ふるまで復するを得て、郎と爲りて秩を增し、及び羊を入れて郎と爲ること、此より始れり。

(一) 道路を開く事に當る徒役をいふ　(二) 韋昭の說に從へば更の字を續ぐと訓ずべし、今師古の說に從ふ　(三) 穀物を外縣に入れ、京師の大司農に屬する藏を主る官より錢を受取るをいふ　(四) 其人徒を動す費用略南夷に同じきをいふ　(五) 兵糧を運輸する費用の爲に山東の地まで皆之が爲に勞せるをいふ

矣。唐蒙司馬相如開二路西南夷一。鑿レ山通レ道千餘里。以廣二巴蜀一。巴蜀之民罷焉。彭吳賈滅二朝鮮一。置二滄海之郡一。則燕齊之間。靡然發動。及三王恢設二謀馬邑一。匈奴絕二和親一。侵二擾北邊一。兵連而不レ解。天下苦二其勞一。而干戈日滋。行者齎。居者送。中外騷擾而相奉。百姓抏弊以巧レ法。財賂衰耗而不レ贍。入レ物者補レ官。出レ貨者除レ罪。選擧陵遲。廉恥相冒。武力進用。法嚴令具。興レ利之臣。自レ此始也。

郡を置く、則ち燕齊の間、靡然(二)として發動す。王恢が謀を馬邑に設くるに及び、匈奴和親を絕ち、北邊を侵擾す。兵連り解けず、天下其勞に苦みて、干戈日に滋す。(三)行く者は齎し、居る者は送る。中外騷擾して相奉じ、百姓抏弊し(四)て、以て法(五)を巧にす。財賂衰耗して贍らず、物を入るゝ者は官に補し、貨を出す者は罪を除く。選擧陵遲(六)、廉恥相冒す、武力進用し、法嚴にして令具る。利を興すの臣、此より始る。

(一) 江水淮水の間の地轉運の爲に費用多く蕭然として昔日の如く殷富ならざるをいふ　(二) なびきしたがふさま　(三) 行く者は衣食の具を齎し、留るものは之を送る　(四) 抏弊は罷弊するをいふ、顏師古いふ抏は摧挫するを謂ふなりと、或はいふ消耗するをいふと　(五) 巧に法網をくゞるをいふ　(六) 陵夷に同じ、次第に衰ふること、物を入るるものを官に補するを以て、官吏の任選漸く衰へたるをいふ

其後漢將歲

其後漢の將歲に數萬騎を以て、出でて胡を擊つ。車騎將軍衞青、匈奴河南の

民則人給家足。都鄙廩庾皆滿。而府餘ニ貨財一。京師之錢累ニ巨萬一。貫朽而不レ可レ校。太倉之粟。陳陳相因。充溢露ニ積於外一。至ニ腐敗不レ可レ食。衆庶街巷有レ馬。阡陌之間成レ羣。而乘ニ字牝一者。儐而不レ得ニ聚會一。守ニ閭閻一者食ニ粱肉一。爲レ吏者長ニ子孫一。居レ官者以爲ニ姓號一。故人人自愛。而重レ犯レ法。先ニ行義一而後絀ニ恥辱一焉。當ニ是之時一。網疏而民富。役財驕溢。或至三兼幷豪黨之徒。以武ニ斷於鄕曲一。宗室有土。公卿大夫以下。爭ニ於奢侈一。室廬輿服僭ニ于上一。無ニ限度一。物盛而衰。固其變也。

自レ是之後。嚴助朱買臣等。招ニ來東甌一。事ニ兩越一。江淮之間。蕭然煩費

(一一) 錢をさしつらぬけるもの腐朽して、錢の數を數ふる能はざるをいふ　(一二) 政府の太倉に貯藏せる穀粟多きに過ぎてふるきものふるきものと相重り、遂に倉中に收むる能はずして、倉外に露出せるまゝ積蓄し、腐敗するに至れるをいふ　(一三) 馬多きを以て、牝馬に乘るものなく、適々牝馬に乘るものあれば、牡馬跳躍するに至るを以て、人牝馬に乘るものを擯斥して聚會せしめず　(一四) 吏久しく其職にあるを以て職を轉ぜずして子孫を長育することを得、官に在ること久しきを以て、遂に其官を以て姓氏名號となすものあるをいふ　(一五) 富豪の徒、其富めるが爲に、遂に權勢を生じ、擅に事の理非を裁斷するが如き横暴のものあるに至れるをいふ　(一六) 皇室の親族と、封土を有するものとをいふ　(一七) 其富貴なるが爲に、專ら奢侈を事として、僭越となり、各其上の爲すところに僭して、法度なきをいふ

是よりの後、嚴助、朱買臣等、東甌を招き來し、兩越を事とし、(二)江淮の間蕭然として煩費なり。唐蒙、司馬相如、路を西南夷に開き、山を鑿ち、道を通ずること千餘里、以て巴蜀を廣む、巴蜀の民罷れたり。彭吳賈、朝鮮を滅して、滄海の

食當食者。於
是募民能輸。
及轉粟於邊
者拜爵。爵得
至大庶長。孝
景時。上郡以
西旱。亦復修
賣爵令。而賤
其價以招民。
及徒復作得
輸粟縣官以
除罪。益造苑
馬以廣用。而
宮室列觀輿
馬益增修矣。
至今上卽位
數歲。漢興七
十餘年之間。
國家無事。非
遇水旱之災。

鄙の廩庾皆滿ち、府庫貨財を餘す、京師の錢巨萬を累ね、(一一)貫朽ちて校ふ可からず、(一二)太倉の粟陳陳として相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食ふ可からざるに至る。(一三)衆庶街巷馬有り、阡陌の間羣を成す、字牝に乘る者は、儐けて聚會することを得ず。閭閻を守る者、粱肉を食ふ。吏たる者子孫を長ず、(一四)官に居る者は以て姓の號と爲す。故に人人自ら愛して法を犯すことを重り、行義を先にし、後に恥辱を絀く。是の時に當りて、網疏にして民富み、役財驕溢し、或は(一五)兼幷豪黨の徒、以て鄕曲に武斷するに至る。(一六)宗室、有土、公卿、大夫以下、奢侈を爭ひて、(一七)室廬輿服、上に僭すること、限度無し。物盛にして衰ふるは、固より其變なり。

(一) 楡樹に結ぶ莢に似たるを以て名づけたる錢 (二) 錢に半兩といふ文字を鑄出したるをいふ (三) 孝惠以前には盜鑄錢の令ありて私に錢を鑄ることを禁じたりしに、其禁を解きて私鑄を許したるなり (四) 吳の諸侯其有する所の銅山の銅を取つて私錢を鑄て富を致せるをいふ (五) 何奴の侵犯あつて、屯戍の任に當るもの多く、糧食を給する能はず、故に民を募つて糧食を北邊に運搬せしむ (六) 大庶長は當時の爵の名なり、兵糧を轉運して最も功勞あるものは大庶長の爵を給ふ (七) 粟を上に致して、その罪を償ふことを得しむ (八) 苑囿に厩を造り、馬を養つて軍國の用とするをいふ (九) 孝武皇帝の卽位をいふ (一〇) 京師より郡縣に至るまで、富溢にして貨物餘あるをいふ

湯沐邑一。皆各爲二私奉養一焉。不レ領二於天下之經費一。漕二轉山東粟一。以給二中都官一。歲不レ過二數十萬石一。

至二孝文時一。莢錢益多輕。乃更鑄二四銖錢一。其文爲二半兩一。令三民縱得二自鑄一レ錢。故呉諸侯也。以二卽レ山鑄一レ錢。富埒二天子一。其後卒以叛逆。鄧通大夫也。以レ鑄レ錢。財過二王者一。故呉鄧氏錢布二天下一。而鑄レ錢之禁生焉。匈奴數侵二盜北邊一。屯戍者多。邊粟不レ足レ給二

孝文の時に至りて、(一)莢錢益〻多く輕し、乃ち更めて四銖錢を鑄る、(二)其文を半兩と爲し、民をして(三)縱に自ら錢を鑄ることを得しむ。故に(四)呉は諸侯なり、山に卽きて錢を鑄るを以て、富天子に埒しく、其後卒に以て叛逆す。鄧通は大夫なり、錢を鑄るを以て、財王者に過ぎたり、故に呉、鄧氏の錢天下に布いて錢を鑄るの禁生ず。匈奴數〻北邊を侵盜す、屯戍する者多し、(五)邊粟食の當に食すべき者に給するに足らず。是に於て民を募り、能く輸し、及び粟を邊に轉ずる者は、爵に拜す、爵大庶長(六)に至ることを得しむ。孝景の時に、上郡以西旱す。亦復賣爵の令を修む、而して其價を賤しくして以て民を招く。及び徒の復作、粟を縣官に輸して以て(七)罪を除くことを得しめ、(八)苑馬を益造して以て用を廣む、而して宮室列觀輿馬益〻增修す。(九)今上の卽位に至るまで數歲、漢興りてより七十餘年の間、國家事無く、水旱の災に遇ふに非ざるよりは、民則ち人〻給し、家〻足りて、都(一〇)

以稽市物。物踊騰糶。米至石萬錢。馬一匹則百金。天下已平。高祖乃令賈人不得衣絲乘車。重租稅以困辱之。孝惠高后時。爲天下初定。復弛商賈之律。然市井之子孫。亦不得仕宦爲吏。量吏祿。度官用。以賦於民。而山川園池。市井租稅之入。自天子以至于封君

君湯沐の邑に至るまで、皆各〻私の奉養と爲し、天下の經費に領せず、山東の粟を漕轉して、以て中都の官に給する、歲に數十萬石に過ぎず。(一五)

(一) 男子强壯なるものは戰役に從ひ老幼は兵糧の運輸をなし、爲に財用匱しく、家國窮乏せるをいふ (二) 車に駕する四匹の馬の其色同じきをいふ、國家財用に乏しくして、天子も純一なる色の馬を具ふる能はざるなり (三) 將相馬を用ふる能ず牛車に乘るもの有るをいふ (四) 齊民は齊等貴賤なき意にて平民といふに同じ、平民藏め蓋ふべきものを有せず、貯蓄物の絕無なるをいふ (五) 名づけて楡莢錢といふ、秦の錢は直徑一寸二分、重さ十二銖、楡莢錢は重さ三銖なりしといふ (六) 一斤を以て一金と爲す (七) 秦の苛法を簡約にし省きて繁からざらしむ (八) 軌度に從はず利を逐ふ民をいふ (九) 漢書に餘業を餘贏に作る、餘れる財をもて、市價の高低を考へ、其廉なるものを買ひ、之を蓄積し、其物の價踊騰するを待ちて出し賣るをいふ、一說に稽の字を考の字の義に解すべからず、貯滯、留待の義、貯藏して賣らざることに解するを可なりとすと (一〇) 絹物を著、車に乘ることを禁じ、商業を捨て農業に從はしめんと欲するなり (一一) 高祖の定めし、商賈を困辱する法律を弛む (一二) 古は家々に井を鑿たず、人々井の有る所に聚り汲むを以て、物を賣買するもの、井の邊に來つて貨物を賣る、故に商賈の集る所を市井といひ、商賈の徒を市井の徒といふ (一三) 天下の賦稅は吏の祿と政府の所要の高とによつて賦課を爲す (一四) 山川園池市井の租稅等の收入は所謂湯沐の邑といひ、天子より封君に至るまで、湯沐の邑有りて、其用度に充て、給を天下の經常の費用に仰がず (一五) 中都官は天下の財用を掌る、宮中の用度は、天下の經費に仰がざるを以て、山東の粟を京師に運輸し來る、その政府の倉府にをさむるもの極めて多からざるをいふ

漢興接二秦之弊一。丈夫從二軍旅一。老弱轉二糧饟一。作業劇而財匱。自二天子一不レ能レ具二鈞駟一。而將相或乘二牛車一。齊民無二藏蓋一。於レ是爲二秦錢重難一レ用。更令二民鑄一レ錢。一黃金一斤。約レ法省レ禁。而不軌逐利之民。蓄二積餘業一。

卷三十

平準書第八

漢興りて秦の弊に接し、(一)丈夫は軍旅に從ひ、老弱は糧饟を轉す、作業劇にして財匱し、天子より(二)鈞駟を具ふること能はず、而して(三)將相或は牛車に乘る。(四)齊民藏蓋無し。是に於て秦の錢重くして用ひ難きが爲に、更に民をして(五)錢を鑄しめ、(六)一黃金は一斤、(七)法を約し禁を省く。而して(八)不軌逐利の民、(九)餘業を蓄積して、以て市物を稽へ、物踊騰して糴る、米石に萬錢に至る、馬一匹は則ち百金。天下已に平にして、高祖乃ち賈人をして(一〇)絲を衣、車に乘ることを得ざらしめ、租税を重くして、以て之を困辱す。孝惠高后の時、天下初めて定るが爲に、復(一一)商賈の律を弛む。然れども市井の子孫、亦仕宦して吏と爲ることを得ず。吏の祿を量り、官の用を度りて、(一二)以て民に(一三)賦す。而して(一四)山川園池市井租税の入、天子より以て封

汝南九江引レ淮。東海引二鉅定一。太山下引二汶水一。皆穿レ渠爲レ漑レ田。各萬餘頃。佗小渠。披レ山通レ道者。不レ可二勝言一。然其著者在二宣房一。

太史公曰。余南登二廬山一。觀二禹疏九江一。遂至二于會稽太湟一。上二姑蘇一。望二五湖一。東闚二洛汭大邳一。迎レ河行二淮泗濟漯洛渠一。西瞻二蜀之岷山及離碓一。北自二龍門一。至二于朔方一。曰。甚哉。水之爲二利害一也。余從負レ薪塞二宣房一。悲二瓠子之詩一。而作二河渠書一。

太史公が曰く、余南のかた廬山に登り、禹の疏せる(一)九江を觀、遂に會稽、太湟に至り、姑蘇に上り、五湖を望み、東のかた洛汭大邳を闚ひ、河を迎へ、淮泗濟漯洛の渠を行る、西のかた蜀の岷山及び離碓を瞻、北のかた龍門より朔方に至る。曰く、(二)甚しい哉水の利害を爲すことと。余從ひて薪を負ひて宣房を塞ぎ、瓠子の詩を悲みて河渠書を作る。

(一) 禹の疏通せる九江を見たるをいふ (二) 水の利とは田に漑ぎ、斥鹵の地を化して良田となし、運輸に便ずるを言ひ、水の害とは泛濫して民を苦むるをいふ

蛟龍騁兮方遠遊。歸二舊川一兮神哉沛。不二封禪一兮安知レ外。爲レ我謂二河伯一兮何不仁。泛濫不レ止兮愁二吾人一。齧桑浮兮淮泗滿。久不レ反兮水維緩。一曰。河湯湯兮激潺湲。北渡迂兮浚流難。搴二長茭一兮沈二美玉一。河伯許兮薪不レ屬。薪不レ屬兮衞人罪。燒蕭條兮噫乎何以禦レ水。頽二林竹一兮揵二石菑一。宣房塞兮萬福來。於レ是卒塞二瓠子一。築二宮其上一。名曰二宣房宮一。而道レ河北行二二渠一。復二禹舊迹一。而梁楚之地復寧。無二水災一。自レ是之後。用レ事者。爭言二水利一。朔方西河。河西酒泉。皆引二河及川谷一以漑レ田。而關中輔渠靈軹引二堵水一。

（一）黄河の氾濫せるによつて五穀豐饒ならざるをいふ　（二）瓠子の地黄、河の決潰せる所を塞がしむるをいふ　（三）白馬玉璧を沈めて河神を祭り、將軍以下扈從せるものをして、皆薪を取りて、河水の決潰せる所に投じ、河を塞がしむ　（四）竹を水中に立て、水勢を弱め、漸々にこまかく密にし、其中に草及び土石等を入れて水を塞ぎとゞむるもの　（五）洪水の勢、皓々旰々として附近の村里皆一面の水となる　（六）洪水を塞ぐ工事絶ゆることなく、之に用ふる土の爲に山も平となる、一說に山水にひたりて平となるをいふと前說の穩なるに及ばず　（七）鉅野は澤の名、黄河水決潰し、鉅野澤に入り、鉅野澤の水爲に溢るゝをいふ　（八）鉅野澤の衆魚沸鬱と生長して冬日に至つてやむと、一說に水天と連つて魚日に逼らんとするをいふと　（九）黄河の水源延長し弛び溢れて平常の流を離れ他に流るるに至るをいふ　（一〇）もとの水道に歸り、舊に復すれば神助なるをいふ　（一一）封禪を行ふ爲に遠方を巡らざれば都の外に此洪水あるを知る能はず　（一二）水の爲に齧桑といふ地浮び、淮泗二水水にて充溢するをいふ　（一三）水の故道に復せざるをいふ　（一四）水勢湯々と盛に岸に激して潺湲として聲あり、北渡迂回して急浚渡り難きをいふ　（一五）茭は草、草を取つて決潰せる水を塞ぎ美玉を沈めて河神を祭るをいふ　（一六）薪足らざるをいふ　（一七）衞國の人山を燒くによつて薪不足せるをいふ　（一八）山燒けて寂寞、草木なし、水を禦ぐ可き薪足らず　（一九）菑は木の立がれになれるもの、材木を切りくづし、石及び菑にて揵を作る、揵の解は前に出づ　（二〇）禹二渠を作れる事前に出づ　（二一）皆溝渠の名　（二二）堵は諸の誤といふ

自將軍已下。皆負薪寘決河。是時東流郡燒草。以故薪柴少。而下淇園之竹以爲揵。天子既臨河決。悼功之不成。乃作歌曰。瓠子決兮將奈何。皓皓旰旰兮閭殫爲河。殫爲河兮地不得寧。功無已時兮吾山平。吾山平兮鉅野溢。魚沸鬱兮柏冬日。延道弛兮離常流。

かな沛たり、(一一)封禪せずんば安ぞ外を知らん、我が爲に河伯に謂へ何ぞ不仁なる、泛濫して止まらず吾人を愁へしむ、(一二)齧桑浮びて淮泗滿てり、久しく反らず(一三)水維れ緩たりと。一に曰く、(一四)河湯湯として激して潺湲たり、北渡迂して浚流難し、(一五)長茭を搴りて美玉を沈む、河伯許せども(一六)薪屬がず、薪屬がざるは(一七)衞人の罪なり、燒けて(一八)蕭條たり噫乎何を以てか水を禦がん、林竹を穨して(一九)石菑を揵にす、宣房塞りて萬福來ると。是に於て卒に瓠子を塞ぎ、宮を其上に築いて、名づけて宣房宮と曰ふ。河を道いて、北のかた二渠を行り、(二〇)禹の舊迹を復す、而して梁楚の地復寧く、水災無し。是よりの後事を用ふるもの、爭ひて水利を言ふ。朔方、西河、河西、酒泉皆河及び川谷を引き、以て田に漑ぐ。而して關中輔渠、(二一)靈軹は、(二二)堵水を引き、汝南、九江は淮を引き、東海は鉅定を引き、太山の下は汶水を引く。皆渠を穿ち、田に漑ぐことを爲す、各々萬餘頃。佗の小渠、山を拔き道を通ずるもの、勝げて言ふ可からず、然も其著れたる者は宣房に在り。

石。於是爲發卒萬餘人。穿渠自徵引洛水。至商顔下。岸善崩。乃鑿井。深者四十餘丈。往往爲井。井下相通行水。水頽以絶商顔東。至山嶺。十餘里間。井渠之生自此始。穿渠得龍骨。故名曰龍首渠。作之十餘歳。渠頗通。猶未得其饒。

自河決瓠子。後二十餘歳。歳因以數不登。而梁楚之地尤甚。天子既封禪。巡祭山川。其明年旱。乾封少雨。天子乃使汲仁郭昌。發卒數萬人塞瓠子決。於是天子已用事萬里沙。則還。自臨決河。沈白馬玉璧于河。令羣臣從官。

河瓠子に決してより後二十餘歳、歳因りて以て數〻登らず、而して梁楚の地尤も甚し。天子既に封禪し、巡りて山川を祭る。其明年旱して封を乾かし(一)、雨少し、天子乃ち汲仁、郭昌をして、卒數萬人を發し、瓠子の決を塞がしむ。是に於て天子已に事を萬里沙に用ひ則ち還り、自ら決河に臨み(二)、白馬玉璧を河に沈む、羣臣從官をして、將軍より已下、皆薪を負ひ、決河に寘かしむ(三)。是時東流郡草を燒く、故を以て薪柴少くして、淇園の竹を下して以て揵(四)と爲す。天子既に河決に臨み、功の成らざるを悼み、乃ち歌を作りて曰く、瓠子決す將に奈何せんとする、皓皓旰旰(五)として閭殫く河と爲る、殫く河と爲りて地寧きことを得ず、功已む時無くして吾が山平(六)なり、吾が山平いで鉅野溢る(七)、魚沸鬱(八)として冬日に柏る、延道弛びて常流(九)を離れ、蛟龍騁せて方に遠遊す、舊川に歸すれば、神なる(一〇)

如レ此漢中之穀可レ致。山東從レ沔無レ限。便二於砥柱之漕一。且褒斜材木竹箭之饒。擬二於巴蜀一。天子以爲レ然。拜二湯子卬一爲二漢中守一。發二數萬人一。作二褒斜道一。五百餘里。道果便近。而水湍レ石。不レ可レ漕。其後莊熊羆言。臨晋民願三穿レ洛以漑二重泉一。以東萬餘頃攻鹵地。誠得レ水。可レ令二畝十

して渠を穿ち、徵より洛水を引き、商顏（一一）の下に至る。岸善く崩る（一二）、乃ち井を鑿つ、深きものは四十餘丈、往往に井を爲り（一三）、井下相通じて水を行る、水頹して商顏の東を絶ち、山嶺に至る、十餘里の間、井渠の生ずること此より始る（一四）。渠を穿ちて、龍骨を得たり、故に名づけて、龍首渠と曰ふ。之を作ること十餘歲、渠頗る通じ、猶未だ（一五）其饒なることを得ず。

（一）褒水斜水といふ二つの川によつて運漕せんことを欲するをいふ　（二）故道といふ縣の名、蜀地に至るには故道縣の道を過ぐるをいふ　（三）沔も渭も川の名、褒水は沔水に入り、斜水は渭水に入るをいふ　（四）褒水と斜水との間、水利なき所車を以て運送するをいふ　（五）漢中の地の穀物を送るに都合よきをいふ　（六）限は阻隔をいふ、山東の地より送るに、沔水の水利によれば、別に中間に險難の阻隔あることなく、砥柱を經るに比すれば便利多きをいふ　（七）二水の流域は、林木竹箭を産すること、巴蜀の地と比肩するをいふ　（八）湍は瀬の疾き水をいふ、水石に激し流急にして運漕する能はざるをいふ　（九）洛水を穿つをいふ　（一〇）攻の字讀み難し、一本故に作ると、今字を改めず、假に故の字と做して訓讀せり、もと斥鹵耕作し難き地なるをいふ　（一一）山の名なり　（一二）多く崩壞するをいふ　（一三）所々に井を鑿ち、渠を地下に作り、井より井に通ずる様にせるなり　（一四）地下を流るゝをいふ　（一五）渠成り田を開いて未だ豐饒なるに至らざるをいふ

從。渠不レ利。則田者不レ能レ償レ種。久之。河東渠田廢。予二越人一。令三少府以爲二稍入一。

其後人有下上書。欲中通二襃斜道一及漕上。事下二御史大夫張湯一。湯問二其事一。因言抵レ蜀從二故道一。故道多レ阪回遠。今穿二襃斜道一。少レ阪近四百里。而襃水通レ沔斜水通レ渭。皆可二以行レ船漕一。漕從二南陽一上レ沔入レ襃。襃之絕水至二斜間一百餘里。以レ車轉。從二斜下一下レ渭。

其後人上書して、襃斜の道を通じ、及び漕せんと欲するもの有り、事御史大夫張湯に下し、湯其事を問ふ、因りて言ふ、蜀に抵ること故道よりす、故道は阪多く、回遠なり、今襃斜道を穿たば、阪少くして近きこと四百里、而して襃水沔に通じ、斜水は渭に通ず、皆以て船を行りて漕すべし、漕すること南陽より、沔を上り襃に入る、襃の絕水(四)、斜間に至るまで百餘里、車を以て轉じ、斜下より渭を下る、此の如くすれば、漢中(五)の穀致すべし、山東(六)沔よりせば限なく、砥柱の漕より便ならん、且襃斜は材木竹箭(七)の饒なる、巴蜀に擬すと。天子以て然りと爲し、湯の子卬を拜して、漢中の守と爲し、數萬人を發し、襃斜の道を作ること五百餘里、道果して便近なり、而して水石に湍し(八)、漕す可からず。其後莊熊羆が言はく、臨晉の民、洛(九)を穿ち、以て重泉に溉がんことを願ふ、以東萬餘頃、故の鹵(一〇)地、誠に水を得ば、畝ごとに十石ならしむ可しと。是に於て爲に卒萬餘人を發

工徐伯表。悉發二卒數萬人一穿二漕渠一。三歲而通。通以漕大便利。其後漕稍多。而渠下之民。頗得二以漑一レ田矣。其後河東守番係言。漕從二山東一西。歲百餘萬石。更二砥柱之限一。敗亡甚多。而亦煩費。穿レ渠引レ汾。漑二皮氏汾陰下一。引レ河漑二汾陰蒲坂下一。度可レ得二五千頃一。五千頃。故盡河壖棄地。民茭二牧其中一耳。今漑二田之一。度可レ得二穀二百萬石以上一。穀從レ渭上。與二關中一無レ異。而砥柱之東。可レ無二復漕一。天子以爲レ然。發二卒數萬人一。作二渠田一。數歲。河移

と異なること無く、砥柱の東、復漕すること無かるべしと。天子以て然りとなし、卒數萬人を發し、渠田を作る。數歲にして、河移り徙つて(八)渠利あらず。則ち田つくる者種ふるに償ふこと能はず、久しくありて、河東の渠田廢す。(九)越人に予へ、少府をして、以て稍入することを爲さしむ。

㊀ 當時政府の租稅會計等を掌れる官名 ㊁ 函谷關以東の地より、穀物を都に運搬するに、渭水を遡り、六ケ月を費し、九百餘里の里程あり、今渭水を引いて渠を開けば、三ケ月三百餘里にして輸送すべきをいふ ㊂ 輸送の道程と輸送に要する士卒人夫を減じ且土地の灌漑に利便を與へ土地をして沃饒ならしむるを得る一擧兩得の策なる旨を述ぶ ㊃ 運輸の便開け、輸送するもの漸く多きを加へたるをいふ ㊄ 砥柱山といふ山の所を過ぐるに、地險水急に、損害を受くること少からず、又輸送の費用も甚だ多きを要するをいふ ㊅ 黃河の河に沿へる卑地にて耕作に適せざるものなりしをいふ ㊆ 茭は乾草、乾きたる草をとりて牧畜するに過ぎざるをいふ ㊇ 黃河の河流の移り來るために、新に開拓せる田、水の爲に之に播種するも、支出と收入と相償はざるをいふ ㊈ 越のものにて新に移り來れるもの、其國水田を耕作するに慣れたるを以て、之に予へ、稍其租稅を減じ、少府の收入とす、少府は專ら宮中の出納を掌る官なり

是時鄭當時爲二大農一。言曰。異時關東漕レ粟。從二渭中一上。度六月而罷。而漕水道九百餘里。時有二難處一。引レ渭穿レ渠。起二長安一並二南山下一至レ河。三百餘里。徑易レ漕。度可レ令二三月罷一。而渠下民。田萬餘頃。又可レ得二以漑一レ田。此損レ漕省レ卒。而益肥二關中之地一。得レ穀。天子以爲然。令二齊人水

是時鄭當時大農(一)たり、言ひて曰く、異時關東(二)粟を漕し、渭中より上る、度るに六月にして罷む、而して漕水道九百餘里、時に難處有り、渭を引き渠を穿ち、長安に起り南山の下に竝び河に至ること、三百餘里、徑に漕し易し、度るに三月にして罷ましむべし、而して渠下の民、田萬餘頃、又以て田に漑ぐことを得べし、此れ漕を損し、卒を省き、益〻關中の地を肥し、穀を得んと。天子以爲へらく、(三)然りと。齊人水工徐伯表をして、悉く卒數萬人を發し、漕渠を穿たしめ、三歳にして通ず、通じて以て漕(四)するに、大に便利なり。其後漕すること稍く多く、渠下の民、頗る以て田に漑ぐことを得たり。其後河東の守番係が言く、漕山東より西す、歲ごとに百餘萬石、(五)砥柱の限を更て、敗亡甚だ多し、而も亦煩費なり、渠を穿ち汾を引き、皮氏・汾陰の下に漑ぎ、河を引き、汾陰・蒲坂の下に漑がば、度るに五千頃を得べし、五千頃は故盡く河堧の棄地なり、民其中に茭牧(七)するのみ、今漑ぎて之に田つくらば、度るに穀二百萬石(六)以上を得可し、穀渭より上ること、關中

鄭國渠。漢興三十九年。孝文時。河決ニ酸棗一。東潰ニ金隄一。於レ是東郡大興レ卒塞レ之。其後四十有餘年。今天子元光之中。而河決ニ於瓠子一。東南注ニ鉅野一。通ニ於淮泗一。於レ是天子使下汲黯鄭當時興ニ人徒一塞上レ之。輒復壞。是時武安侯田蚡爲ニ丞相一。其奉邑食レ鄃。鄃居ニ河北一。河決而南。則鄃無ニ水菑一。邑收多。蚡言ニ於上一曰。江河之決。皆天事。未レ易下以ニ人力一爲中彊塞上。塞レ之。未ニ必應レ天。而望氣用數者。亦以爲然。於レ是天子久レ之不レ事ニ復塞一也。

鄃水菑無くして、邑收多し。蚡上に言ひて曰く、江河(一一)の決するは、皆天事なり、未だ人力を以て彊ひて塞ぐことを爲し易からず、之を塞ぐとも、未だ必ずしも天に應ぜずと。而して望氣用數(一二)の者、亦以爲へらく然りと。是に於て天子之を久しくして復塞ぐことを事とせず。

(一) 工事の半途にして、韓の計謀を覺りたるをいふ (二) 韓の國の間諜たりしをいふ (三) 韓の爲に謀りたるに相違なきも此渠の出來るは秦國にとりて一大利益たり、卽ち事業を起さしめたる動機は間諜的計謀に出でたるも、事業そのものは秦の大利益なるをいふ (四) 澤は一本斥に作る、土地鹽分を含みて耕作に適せざる地をいふ、斥鹵の地變じて、良田となり (五) 一畝に一鍾の收穫を得るに至れるをいふ (六) 鄭國の作りたる渠なるを以て其名を渠に名づけたるなり (七) 黃河、酸棗といふ地に溢れ、金隄といふ堤を決潰せるなり (八) 其水淮水泗水に通ずるをいふ (九) 丞相の采地として天子より賜れる所の地名 (一〇) 鄃の地黃河の北にあるを以て黃河南に溢れ、河南の地洪水となるとき、鄃はかへつて穀物の收入多きをいふ (一一) 洪水は天の爲すところなれば人力にては容易に塞ぎ止ることを得る所のものにあらざるをいふ (一二) 武帝の頃支那にては雲氣を望み見て豫言をなすもの五行其他の數を用ひて吉凶を卜するものあり、此等の輩を指して言ふ

然莫レ足レ數也。西門豹引二漳水一溉レ鄴。以富二魏之河內一。而韓聞二秦之好一レ興レ事。欲レ罷レ之毋レ令二東伐一。乃使二水工鄭國間說一レ秦。令下鑿二涇水一。自二中山西一。邸二瓠口一爲レ渠。並二北山一。東注レ洛。三百餘里。欲二以溉一レ田。中作而覺。秦欲レ殺二鄭國一。鄭國曰。始臣爲レ間。然渠成亦秦之利也。秦以爲レ然。卒使レ就レ渠。渠就。用注二塡閼之水一。溉二澤鹵之地四萬餘頃一。收皆畝一鍾。於レ是關中爲二沃野一。無二凶年一。秦以富彊。卒并二諸侯一。因命曰二

の策を立てしなり

(一)中作りて覺る、秦、鄭國を殺さんと欲す。鄭國が曰く、始臣間(二)たり、然れども渠成ること、亦(三)秦の利なりと。秦以て然りと爲し、卒に渠を就さしむ。渠就りて用て塡閼の水を注いで、(四)澤鹵の地四萬餘頃に溉ぐ。收むること皆畝ごとに一鍾、(五)是に於て關中沃野と爲り、凶年無し、秦以て富彊にして、卒に諸侯を并せたり、因りて命じて(六)鄭國渠と曰ふ。漢興りて三十九年、孝文の時、(七)河、酸棗に決し、東のかた金隄に潰る。是に於て東郡大に卒を興して之を塞ぐ。其後四十有餘年、今の天子元光の中、河、瓠子に決し、東南のかた鉅野に注ぎ、(八)淮泗に通ず。是に於て天子、汲黯・鄭當時をして、人徒を興して之を塞がしむ、輒ち復壞る。是時武安侯田蚡丞相たり、(九)其奉邑鄃に食む。(一〇)鄃河北に居り、河決して南するときは、則ち

淮泗㆒會。于㆑楚。西方則通㆓渠漢水雲夢之野㆒。東方。則通㆓鴻溝江淮之間㆒。於㆑呉則通㆓渠三江五湖㆒。於㆑齊則通㆓菑濟之間㆒。於㆑蜀蜀守冰。鑿㆓離碓㆒。辟㆓沫水之害㆒。穿㆓二江成都之中㆒。此渠皆可㆑行㆑舟。有㆑餘則用漑浸。百姓饗㆓其利㆒。至㆓于所㆑過。往往引㆓其水㆒。益用漑㆓田疇之渠㆒。以㆓萬億㆒計。

則ち菑濟の間に通ず。蜀に於ては、蜀の守冰、離碓を鑿り、沫水の害を辟け、二江を(三)成都の中に穿つ。此渠皆舟を行る可し、餘有れば則ち用つて漑浸す。(四)百姓其利を饗く。過ぐる所に至りては、往往其水を引き、益〻用て田疇の渠に漑ぐもの、萬億を以て計ふ、然るに(五)數ふるに足る莫きなり。(六)西門豹、漳水を引いて鄴に漑ぎ、以て(七)魏の河内を富す。而して韓、秦の事を興すことを好むことを聞き、(八)之を罷して東伐せしむこと毋らしめんと欲し、乃ち水工鄭國をして、間に秦に說かしめ、涇水を鑿ちて、中山の西より、瓠口に邸るまで、渠を爲らしめ、北山に竝ひ、東のかた洛に注ぐ、三百餘里、以て田に漑がんと欲す。

(一) 鴻溝は河水を引いて作れる運河の名、此河宋鄭陳蔡曹衞等の諸國を經、濟汝淮泗等の諸水を横ぎりて楚國に至るをいふ (二) 三江は北江、中江、南江、五湖は一湖の名、一に太湖といふものなりとも、具區、洮滆、彭蠡、青草、洞庭等の五湖をいふともいふ (三) 蜀の都の名 (四) 其水を引いて灌漑の用に供するをいふ (五) 此水を引いて灌漑に用ふるもの多く、何萬を以て數ふるも、數へつくし難き程なるをいふ (六) 魏國の賢臣 (七) 黄河の内一帶の地を存する地名、鄴は河内の中の一都 (八) 秦國事功を興すことを好む、韓之を利用し、鄭國といふものを秦の國に遣し、渠を作ることを勸めしめ、其工事によつて、秦民を罷弊せしめて、東方諸國に兵を出すの暇なからしめんと

門。南到二華陰一。東下二砥柱一。及二孟津雒汭一。至二于大邳一。於レ是禹以爲河所二從來一者高。水湍悍。難三以行二平地一。數爲レ敗。乃廝二二渠一以引二其河一。北載二之高地一。過二降水一。至二于大陸一。播爲二九河一。同爲二逆河一。入二于勃海一。九川既疏。九澤既灑。諸夏艾安。功施二于三代一。

川既に疏し、九澤既に灑ぎて、諸夏艾安し、功三代に施す。(一四)

(一) 抑は塞ぐなり、洪水を抑ぎ遏めて其害を止むるをいふ (二) 橇に同じ、そりと訓ず、雪又は泥の上などをすべりゆくもの (三) 橋にも作る、又きくとも讀む、註に直轅車とあり、ながゑの直ぐなる車、一說にかんじきなりと (四) 天下を別ちて九つの州となし、其境界を別ち異にするなり (五) 山について木を切拂ひ、川々をさらひ深くして洪水をおし流ししなり (六) 土地の善惡農耕の適否によつて貢賦の制を立てたるなり (七) 九州の路通じて交通に便し、九澤の澤に堤を築きて水の溢れぬ樣にせしをいふ (八) 九州の山澤より生ずる所の產物を度り記す (九) 水源甚だ高きに過ぎて、水疾くして強きをいふ (一〇) 厮は分つなりと、一本に灑に作る、河水を疏しおしながすなり、二渠は貝丘の西南に出でて南に折るゝものと、漯川といふものとなりと (一一) 絳水といふ川の名 (一二) 一名を鉅鹿澤といふものなりと (一三) 九州の川と澤と疏通して水停滞するところなく流るゝをいふ (一四) 其功績の後世に及べるをいふ

自レ是之後。滎陽下引レ河。東南爲二鴻溝一。以通二宋鄭陳蔡曹衞一。與二濟汝

是より後、滎陽の下河を引いて、東南のかた鴻溝と爲し(一)、以て宋鄭陳蔡曹衞に通じ、濟汝淮泗と會す。楚においては、西方は則ち渠を漢水雲夢の野に通じ、東方は則ち鴻溝江淮の間に通ず。呉に於ては、則ち渠を三江五湖に通じ(二)、齊に於ては、

夏書曰。禹抑ニ洪水一十三年。過レ家不レ入レ門。陸行乘レ車。水行載レ舟。泥行蹈レ毳。山行卽橋。以別ニ九州一。隨レ山浚レ川。任レ土作レ貢。通ニ九道一。陂ニ九澤一。度ニ九山一。然河菑衍溢。害ニ中國一也尤甚。唯是爲レ務。故道レ河自ニ積石一歷ニ龍

巻二十九

河渠書第七

夏書に曰く、禹洪水を抑む、(一)十三年、家を過ぐれども門に入らず、陸行には車に乗り、水行には舟に載り、泥行には毳を蹈み、(二)山行には卽ち橋、(三)以て九州を別ち、(四)(五)山に隨ひ、川を浚す、土に任せて貢を作る。(六)九道を通じ、九澤に陂し、九山を度る。(七)然れども河の菑衍溢して中國を害すること、尤も甚し、唯是を務(八)と爲す、故に河を道きて、積石より龍門を歷、南のかた華陰に到り、東のかた砥柱を下り、孟津雒汭に及び、大邳に至る。是に於て禹以爲らく、河の從りて來れる所の者(九)高くして、水湍悍なり、以て平地を行かしめ難し、數〻敗ることを爲すと。乃ち(一〇)二渠を断ち、以て其河を引く、北は之を高地に載せて、降水(一一)を過ぎ、(一二)大陸に至らしむ。播ちて(一三)九河と爲し、同めて逆河と爲し、勃海に入らしむ。九

自レ古以來用ニ事於鬼神一者上。具見ニ其表裏一。後有ニ君子一。得ニ以覽一焉。若至ニ俎豆珪幣之詳。獻酬之禮一。則有司存。

る ㊂ 方士神仙の事を言ふもの、祠官祭祀の事を掌るものの意を觀察す ㊃ 古來祭祀を行へるものの事蹟を論じ次で事の表裏を明かにす ㊄ 祭祀の供物たる俎豆や珪幣の數など其詳なることは、それ〴〵其司有り、就いて知る可きのみ、今之に論及せずとなり

諸明年。凡山。他名祠。行過則祠。行去則已。方士所興祠。各自主。其人終則已。祠官不主。他祠皆如其故。今上封禪。其後十二歲而還。徧於五岳四瀆矣。而方士之候祠神人。入海求蓬萊。終無有驗。而公孫卿之候神者。猶以大人之跡爲解。無有效。天子益怠厭方士之怪迂語矣。然羈縻不絕。冀遇其眞。自此之後。方士言神祠者彌衆。然其效可睹矣。

(一) 毎五年の祭 (二) 太山の麓の南方 (三) 仙人住むところの門闕なりと (四) 武帝の初め祠りたる太一、后土の神 (五) 薄忌は人名、薄忌の傳ふる所の太一及び三一等の祠りの法 (六) 五の字の下脱字あるべし、漢書には五牀に作る (七) 天子巡幸する時は祭り、然らざれば祭らず (八) 其方士其祭のことを主る、其人死すれば祭らず (九) 從來の習に從ふ (一〇) 徧く五岳、四瀆の神を祭る (一一) 大人の跡有りといふことを以て辯解の辭となせども、遂に其驗效有りたることなしとなり (一二) 羈縻は牛馬をつなぐたづな、方士等の言につながれて全く之と絕つ能はざるをいふ

太史公曰。余從巡祭天地諸神名山川。而封禪焉。入壽宮侍祠神語。究觀方士祠官之意。於是退而論次

太史公曰く、余從ひて巡りて天地諸神、名山川を祭り、封禪す。(一)壽宮に入りて祠神の語に侍し、(二)方士祠官の意を究め觀る。是に於て退きて古より以來、事を鬼神に用ふる者を論次し、(三)具に其表裏を見す。後に君子有らば、以て覽ることを得ん。若し(五)俎豆(四)珪幣の詳、獻酬の禮に至りては、有司存せり。

(一) 天子の巡幸して封禪を行ひたまへるに扈從して親しく其事を見る (二) 壽宮に出入して神を祠る祝詞の事に與

閭者。在二太山下趾南方一。方士多言。此僊人之閭也。故上親禪焉。其後五年。復至二太山一修レ封。還過祭二恆山一。今天子所二興祠一。太一后土。三年親郊祠。建二漢家封禪一。五年一修レ封。薄忌太一。及三一。冥羊。馬行。赤星。五寛舒之祠官。以二歲時一致レ禮。凡六祠。皆太祝領レ之。至レ加二八神。

人の閭なりと。故に上親ら禪せり。其後五年、復太山に至り、封を修む。還り過りて恆山を祭る。今の天子の興し(四)祠る所の太一、后土は、三年に親ら郊祠し、漢家の封禪を建つるは、五年に一たび封を修む。(五)薄忌が太一、及び三一、冥羊、馬行、赤星、(六)五、寛舒の祠官は、歲時を以て禮を致す。凡そ六祠は、皆太祝之を領す。八神、諸の明年、凡山、他の名祠の如きに至りては、行の過ぐるときは祠り、(七)行去るときは已む。方士の興し祠る所は、(八)各〻自ら主とし、其人終れば已む、祠官主らず、他の祠は皆(九)其故の如くす。今上封禪し、其後十二歲にして還り、(一〇)五岳四瀆に偏し、而して方士の神人を候祠し、海に入りて蓬萊を求むるもの、終に驗有ること無し、而して公孫卿の神を候ふは、猶(一一)大人の跡を以て解を爲す、效有ること無し。天子益〻方士の怪迂の語を怠り厭ふ。然れども(一二)羈縻して絕たず、其眞に遇はんことを冀ふ。此よりの後、方士の神祠を言ふ者彌〻衆し、然れども其效睹る可し。

有驗者。方士有言。黃帝時。爲五城十二樓。以候神人於執期。命曰迎年。上許作之如方。命曰明年。上親禮祠上帝焉。公玉帶曰。黃帝時。雖封太山。然風后封臣岐伯令黃帝封東太山。禪凡山。合符。然後不死焉。天子既令設祠具。至東太山。太山卑小。不稱其聲。乃令祠官禮之。而不封禪焉。其後令帶奉祠候神物。

に稱はず、乃ち祠官をして之を禮せしめたれども(一三)封禪せず、其後帶をして(一四)奉祠して神物を候はしむ。

(一) 牛羊豕の牲を烹たるものを具ふることなし (二) 供物の香氣あるものを具備せず (三) 小牛を供物として具ふるなり (四) 五帝に供ふるものなれば、五行相克の理によりて、祭る所の神の勝つ所の色のものを供ふ、例へば青帝は木なるを以て火の色なる赤きものを供ふるの類なり (五) 木にて作れる馬を供へて駒を供ふる代となす (六) 眞の駒を供へて祭る (七) 天子行幸して親しく郊祭を行ふ時は又眞の駒を用ふ (八) 執期といふ地に五つの樓と十二の城とを作りて神人を候はしめしをいふ (九) 臣の字漢書に鉅に作る、臣の字恐らくは巨の誤なるべし (一〇) 太山の封禪と符應を合するをいふ (一一) 祭をなすに供ふ可きもの (一二) 東太山といふ山は卑く且小にして其名と相稱はず (一三) 禮祠せしめしも、封禪の禮を行はず (一四) 公玉帶

夏。遂還太山。修五年之禮如前。而加以禪祠石閭。石

夏、遂に太山に還り、(一)五年の禮を修むること前の如くす、而して加ふるに禪を以てして石閭に祠る、石閭とは(二)太山の下阯の南方に在り、方士多く言へり、此は僊(三)

大鳥之屬。乃立神明臺。井幹樓。度五十丈。輦道相屬焉。夏。漢改曆。以正月爲歲首。而色上黃。官名更印章以五字。爲太初元年。是歲西伐大宛。蝗大起。丁夫人雒陽虞初等。以方祠詛匈奴大宛焉。

其明年。有司上言。雍五時無牢熟具。芬芳不備。乃令祠官進時犢牢具。色食所勝。而以木禺馬代駒焉。獨五月嘗駒。行親郊用駒。及諸名山川用駒者。悉以木禺馬代。行過乃用駒。他禮如故。其明年。東巡海上。考神僊之屬。未

其明年、有司上言す、雍の五時に牢熟の具無し、芬芳備らずと。乃ち祠官をして時に犢牢の具を進め、色は勝つ所を食ましむ。而して木禺馬を以て駒に代ふ。獨五月には駒を嘗し、行して親ら郊するときは駒を用ふ、及び諸名山川駒を用ふる者、悉く木禺馬を以て代ふ、行の過ぐるときは乃ち駒を用ふ、他の禮は故の如し。其明年、東のかた海上に巡り、神僊の屬を考ふるに、未だ驗ある者有らず。方士言ふ有り、黃帝の時に、五城十二樓を爲り、以て神人を執期に候ふ、命けて迎年と曰ふと。上之を作ることを許し、方の如くし、命けて明年と曰ふ、上親ら上帝を禮祠す。公玉帶曰く、黃帝の時に太山に封ずと雖も、然れども風后、封臣、岐伯、黃帝をして東太山に封じ、凡山に禪せしめ、符を合せて、然る後に死なざりきと。天子既に祠具を設けしめて東太山に至る。太山は卑小にして其聲

勇之乃曰。越俗有二火裁一。復起レ屋必以大。用勝二服之一。於レ是作二建章宮一。度爲二千門萬戸一。前殿度高二未央一。其東則鳳闕。高二十餘丈。其西則唐中。數十里虎圈。其北治二大池。漸臺。高二十餘丈。命曰二太液池一。中有二蓬萊方丈瀛洲壺梁一。象二海中神山龜魚之屬一。其南有二玉堂璧門

勇之乃ち曰く、(一)越の俗に、火裁有れば、復屋を起すに、必ず以て大にす、用つて之を(二)勝服すと。是に於て建章宮を作り、(三)度りて千門萬戸を爲す。前殿を度るに未央より高し、其東には鳳闕あり、高さ二十餘丈、其西には(四)唐中に數十里の虎圈あり、其北に大池、(五)漸臺を治す、高さ二十餘丈、命けて太液池と曰ふ、中に(六)蓬萊、方丈、瀛洲、壺梁有り、海中の神山龜魚の屬に象る、其南には玉堂、璧門、大鳥の屬有り、乃ち神明臺、井幹樓を立つ、度るに五十丈あり、(七)輦道相屬けり。夏、漢曆を改めて正月を以て歲首と爲す、而して色は黃を上び、(八)官名は印章を更むるに五字を以てす、太初元年と爲す。是歲西のかた大宛を伐つ。蝗大に起る。丁夫人、雒陽の虞初等、方を以て祠り、匈奴、大宛を詛ふ。

(一) 越の國の風俗、火災に罹りて新に家を造るものは、更に前より大なる建築をなす (二) 其不祥を壓服するなり
(三) 勇之等の說に從ひて、千門萬戶の大建築を爲す (四) 唐は堂庭、堂庭の廣さ數十里なる虎の檻をつくるをいふ
(五) 水中に在る臺なり (六) 神仙の住む島に象り作る (七) 輦は天子乘る所の車、天子の通行せらるゝ御輦の行く道 (八) 五は土の數にして、漢は土德なるを以て、官名を刻する印には五字を用ふ

堂。毋ㇾ脩二封禪一。其贊饗曰。天增授二皇帝太元神策一。周而復始。皇帝敬拜二太一一。東至二海上一。考二入ㇾ海及方士求ㇾ神者一莫ㇾ驗。然益遣ㇾ冀ㇾ遇ㇾ之。十一月乙酉。柏梁裁。十二月甲午朔。上親禪二高里一。祠二后土一。臨二勃海一。將三以望二祀蓬萊之屬一。冀ㇾ至二殊廷一焉。上還。以二柏梁裁故一。朝受二計甘泉一。公孫卿曰。黃帝就二青靈臺一。十二日燒。黃帝乃治二明廷一。明廷甘泉也。方士多言下古帝王有中都二甘泉一者上。其後天子又朝二諸侯甘泉一。甘泉作二諸侯邸一。

酉に柏梁(三)に裁あり。十二月甲午の朔、上親ら高里(四)に禪し、后土を祠る。勃海に臨み、將に以て蓬萊の屬を望祀(五)せんとし、殊廷(六)に至らんことを冀へり。上還る。柏梁裁あるの故を以て、朝せしめて計(七)を甘泉に受く。公孫卿曰く、黃帝青靈臺を就ししとき、十二日にして燒けぬ、黃帝乃ち明廷を治めたり、明廷は甘泉なりと。方士多く古の帝王甘泉に都する者有るを言ふ。其後天子又諸侯を甘泉に朝せしめ、甘泉に諸侯の邸を作らしむ。

(一) 干支の初なる甲子にして朔旦冬至に當る、封禪を行ふを正當とすれど、天子明堂にて祭を行ひて封禪のことなかりしなり (二) 神策はめどぎ前に出づ、天曆日を以て帝に授け、甲子朔旦冬至より周りて更に朔旦冬至に至るをいふ (三) 柏梁臺に火災有りて燒けたるなり (四) 地名、高里に禪を行ひて后土をまつる (五) 遠方より望みてまつるなり (六) 仙人の住む所をいふ、仙境といふ類 (七) 柏梁燒けたるを以て甘泉宮に朝せしめて計簿を受く

以拜二祠上帝一焉。於レ是上令三奉高作二明堂汶上一。如二帶圖一。及二五年修一レ封。則祠二太一五帝於明堂上坐一。令二高皇帝祠坐對一レ之。祠二后土於下房一。以二二十太牢一。天子從二昆侖道一入。始拜二明堂一如二郊禮一。禮畢。燎二堂下一。而上又上二太山一。自有レ祕二祠其巓一。而太山下祠二五帝一。各如二其方一。黃帝幷二赤帝一。而有司侍レ祠焉。山上擧レ火。下悉應レ之。

赤帝に幷せて、有司祠に侍る。山上に火を擧ぐれば、下悉く之に應ず。

（一）昔の天子政事を執りたる明堂のありたる舊蹟あり （二）其地險阻にして寛く敞ならず （三）明堂建築の館制如何を明にせず （四）明堂の周圍に水ありて之を周り又道を作りて天子の行く道となす （五）公玉帶の上りたる圖によつて明堂を作る （六）太一、五帝を祠る祠の坐と祖を祠る祠の坐とを相對せしめ下の部屋に后土を祠るなり （七）牛羊豕をそなふるを太牢といふ （八）人をして知らしめず天子ひそかに山上に祭を行ふ

其後二歲。十一月。甲子朔旦冬至。推レ曆者以二本統一。天子親至二太山一。以二十一月甲子朔旦冬至日一。祠二上帝明

其後二歲十一月甲子朔旦に冬至なり。曆を推す者本統を以てするに、天子親ら太山に至るべし。十一月甲子朔旦冬至の日を以て、上帝を明堂に祠り、封禪を脩むること毋し。其贊饗に曰く、天增ゝ皇帝に太元の神策を授け、周りて復始る、皇帝敬みて太一を拜すと。東のかた海上に至り、海に入り及び方士の神を求むる者を考ふるに、驗無し、然るに益ゝ遣して之に遇はんことを冀ふ。十一月乙

年冬。上巡南郡。至江陵而東。登禮灊之天柱山。號曰南岳。浮江自尋陽出樅陽。過彭蠡。禮其名山川。北至琅邪。並海上。四月中。至奉高脩封焉。

初天子封太山。太山東北阯。古時有明堂處。處險不敞。上欲治明堂奉高旁。未曉其制度。濟南人公玉帶。上黃帝時明堂圖。明堂圖。中有一殿。四面無壁。以茅蓋。通水。圜宮垣。爲複道。上有樓。從西南入。命曰昆侖。天子從之入。

初め天子太山に封ぜしとき、太山の東北の阯(一)に、古時明堂の有りし處あり、險に處(二)りて敞ならず。上明堂を奉高の旁に治めんと欲す、未だ其制度を曉らず。濟南の人公玉帶、黃帝の時の明堂の圖を上る。明堂の圖、中に一殿(三)有り、四面に壁無し、茅を以て蓋ふ、水(四)を通じて宮垣を圜し、複道を爲る、上に樓有り、西南より入る、命じて昆侖と曰ふ、天子之より入り、以て上帝を拜祠す。是に於て上奉高に明堂を汶上に作らしむること、帶(五)の圖の如くす。五年に封を修むるに及び、則ち(六)太一、五帝を明堂の上坐に祠り、高皇帝の祠坐をして之に對せしめ、后土を下房に祠るに、二十の太牢(七)を以てし、天子昆侖道より入り、始めて明堂に拜すること、郊の禮の如くす。禮畢りて堂下に燎く。而して上又太山に上り、自ら其巓に祕(八)祠すること有り。而して太山の下に五帝を祠ること、各〻其方の如くす。黃帝は

房内中。天子爲ㇾ塞ㇾ河。興二通天臺一。若ㇾ見ㇾ有ㇾ光云。乃下ㇾ詔。甘泉房中生二芝九莖一。赦二天下一。毋ㇾ有二復作一。其明年伐二朝鮮一。夏旱。公孫卿曰。黄帝時。封則天旱。乾封三年。上乃下ㇾ詔曰。天旱。意乾ㇾ封乎。其令三天下尊二祠靈星一焉。其明年。上郊ㇾ雍。通二回中道一巡ㇾ之。春。至二鳴澤一。從二西河一歸。其明

るを見るが若しと。乃ち詔を下す。甘泉の房中に、芝の九莖のものを生ず。天下に赦して、復作(三)すこと有ること毋らしむと。其明年朝鮮を伐つ。夏旱す。公孫卿曰く、黄帝の時、封ずれば則ち天旱し、乾封(四)すること三年なりと。上乃ち詔を下して曰く、天旱するは、意ふに封を乾すならんか、其れ天下をして靈星(五)を尊び祠らしめよと。其明年、上雍に郊し、回中(六)の道を通じ、之を巡る。春鳴澤に至り、西河より歸る。其明年の冬、上南郡より巡り、江陵に至りて東し、登りて灊の天柱山に禮す。號して南岳と曰ふ。江に浮びて(七)、尋陽より樅陽に出で、彭蠡を過ぎ、其名山川を禮し、北のかた琅邪に至り、海上に並ひ、四月中に奉高に至りて封を脩む。

(一) 御殿の房屋の内の中間なり　(二) 天子黄河の決潰せるを塞ぎし爲に天光明の奇瑞を下して、通天臺を建造せる時之を示すといふなり　(三) 罪人をして再罪を犯すの行を爲すことなからしめんと也　(四) 封禪を行へば天の旱すること三年、封土をして乾かしむるためなり　(五) 靈星に禱りて農事の豐なるを乞ふなり　(六) 回中は地名、回中より道を通じて巡幸せしなり　(七) 揚子江に浮ぶなり

乃言。越人俗レ鬼。而其祠皆見レ鬼。數有レ效。昔東甌王敬レ鬼。壽百六十歳。後世怠慢。故衰耗。乃令三越巫立二越祝祠一。安レ臺無レ壇。亦祠二天神上帝百鬼一。而以レ雞卜。上信レ之。越祠雞卜始用。公孫卿曰。仙人可レ見。而上往常遽。以レ故不レ見。今陛下可下爲レ觀如二緱城一。置中脯棗上。神人宜レ可レ致也。且仙人好二樓居一。於レ是上令下長安則作二蜚廉桂觀一。甘泉則作中益延壽觀上。使三卿持レ節設レ具。而候二神人一。乃作二通天莖臺一。置二祠具其下一。將レ招二來僊神人之屬一。於レ是甘泉更置二前殿一。始廣二諸宮室一。

んとす。是に於て甘泉に更に前殿を置き、始めて諸々の宮室を廣む。

(一) 東萊の地に止り宿するを數日　(二) 靈芝以て不死の藥となすべきもの　(三) 天子出でて行幸するに名義の中外に示すべきなし　(四) 瓠子は堤の名、黃河の水決潰せるを以て瓠子堤に至り、武帝自ら之を塞ぐ　(五) 供物を河に沈めて河神を祭る　(六) 二ながれの渠の水を移して太禹のながしたる水流に復せしむ　(七) 越の人鬼神のことを以て風習とし、常に其事に慣れたり　(八) 越人のまつりには、鬼神必ずあらはれて應驗あり　(九) 其子孫神を祭ることを怠りたる爲め衰へたるをいふ　(一〇) 臺のみ有りて、祭壇を設けず、蓋し越の俗に從ふならむ　(一一) 雞を煮て、其兩眼の骨のさけたる穴の形に上りてトふ一種のト法　(一二) 天子常に遽に至りて仙人を見むと欲す、故に見ることを得ず　(一三) 鬼神を祭る樓を緱城に作る、其他の地にも同じく宮觀を作りてはしにく(脯)となつめ(棗)とを置き、仙人の食に供せば、仙人來るべしといふなり　(一四) 仙人は樓屋の上に住むことを好む　(一五) 天子より與へられたる節（しるし）を持ち、仙人の來るを候はしむ

夏有レ芝生二殿

夏、芝有りて殿房の內中に生ず。(二)天子河を塞ぎしが爲に、通天臺を興すに、光有

城。拜卿爲中大夫。遂至東萊。宿留之數日。無所見。見大人跡云。復遣方士求神怪。采芝藥以千數。是歲旱。於是天子既出無名。乃禱萬里沙。過祠太山。還至瓠子。自臨塞決河。留二日。沈祠而去。使二卿將卒塞決河。徙二渠。復禹之故跡焉。是時既滅兩越。越人勇之

求め、芝藥を采らしむること千を以て數ふ。是歲旱す、是に於て天子既に出づるに名無し。乃ち萬里沙に禱り、過りて太山に祠り、還りて瓠子に至り、自ら臨みて決河を塞ぎ、留ること二日、沈祠して去る。二卿をして卒を將ゐ決河を塞がしむ。二渠を徙し、禹の故跡に復す。是時既に兩越を滅しぬ。越人勇之乃ち言ふ。越人鬼を俗とす、而して其祠皆鬼を見る、數〻效有り。昔東甌王鬼を敬ひて、壽百六十歲、後世怠慢せり、故に衰耗せりと。乃ち越巫をして越の祝祠を立てしめ、臺を安じて壇なし。亦天神、上帝、百鬼を祠る。而して雞を以て卜ふ。上之を信ず。越祠、雞卜始めて用ひらる。公孫卿曰く、仙人見つ可し、而も上の往くこと常に遽なり、故を以て見えず。今陛下觀を爲ること緱城の如くにして、脯棗を置く可し、神人宜しく致す可し、且仙人は樓居を好むと。是に於て上長安には蜚廉桂觀を作り、甘泉には益延壽觀を作らしめ、卿をして節を持し具を設け、神人を候はしむ。乃ち通天莖臺を作り、祠具を其下に置き、將に僊神人の屬を招き來さ

五月反至甘泉。有司言。寶鼎出爲元鼎。以今年爲元封元年。其秋有星茀于東井。後十餘日。有星茀于三能。望氣王朔言。候獨見塡星出如瓜。食頃復入焉。有司皆曰。陛下建漢家封禪。天其報德星云。其來年冬。郊雍五帝。還。拜祝祠太一。贊饗曰。德星昭衍。厥維休祥。壽星仍出。淵耀光明。信星昭見。皇帝敬拜太祝之享。

祝して太一を祠る。贊饗(一〇)に曰く、德星昭衍(一一)にして、厥れ維れ休祥(一二)なり、壽星仍りて出で、淵耀光明(一三)なり、信星昭に見れ、皇帝敬みて太祝(一四)の享を拜すと。

(一)蓬萊に住む神仙に遇ふことを得べきをいふ　(二)天子神仙に遇はんと欲す　(三)前に出でたる人　(四)前に寶鼎出づるの瑞有りたる時年號を改めて元鼎と言へり今封禪を行へるを以て更に年號を元封と改むべし　(五)彗星天の東井に現れたるをいふ　(六)三台なり、天の三台星の星座附近に彗星あらはるゝをいふ　(七)雲氣を望むもの、王朔は其名　(八)天文を候ひ見るに、塡星瓜に似て、暫時にして復入りしを見るのみ　(九)武帝封禪を行へるを以て天德星をあらはして之に報ぜしなりといふ、群臣天子にこびてしかいふ　(一〇)祭の祝詞なり　(一一)衍は大なり、其光明廣大なるをいふ　(一二)德星出でて美しくめでたし　(一三)其光ふかくしづかにかゞやき明なり　(一四)太祝の官の神に享するものを拜するをいふ

其春。公孫卿言。見神人東萊山。若云欲見天子。天子於是幸緱氏

其春公孫卿言ふ。神人を東萊山に見しに、天子を見んと欲すと云ふが若しと。天子是に於て緱氏城に幸し、卿を拜して中大夫と爲し、遂に東萊(一)に至り、之に留宿すること數日、見る所無し、大人の跡を見ると云ふ。復方士を遣し、神怪を

出二今年租税一。其大二赦天下一。如二乙卯赦令一。行所レ過毋レ有二復作一。事在二二年前一、皆勿二聽治一。又下レ詔曰。古者天子五載一巡狩。用二事太山一。諸侯有二朝宿地一。其令二諸侯各治二邸太山下一。

しむ、故に諸侯太山の下に朝宿の地を有す

天子既已封二太山一。無二風雨災一。而方士更言。蓬萊諸神若レ將レ可レ得。於レ是上欣然庶二幾遇一レ之。乃復東至二海上一望。冀レ遇二蓬萊一焉。奉車子侯暴病一日死。上乃遂去。並二海上一。北至二碣石一。巡自二遼西一。歷二北邊一。至二九原一。

天子既に已に太山に封ぜしとき、風雨の災無かりき。而して方士更〻言ふ、(一)蓬萊の諸神、將に得可からんとするが若しと。是に於て上(二)欣然として之に遇はんと庶幾ふ。乃ち復東のかた海上に至りて望む、蓬萊に遇はむと冀ふ。(三)奉車子侯暴に病みて一日にして死す。上乃ち遂に去り、海上に竝ひ、北のかた碣石に至り、巡りて遼西より北邊を歷、九原に至り、五月に反りて甘泉に至る。有司言ふ、寶鼎出でしとき元鼎(四)と爲しぬ、今年を以て元封元年と爲さむと。其秋、星有り、東井(五)に茀す、後十餘日にして星有り(六)三能に茀す。(七)望氣王朔言ふ、(八)候して獨り旗星の出でて瓜の如く、食頃にして復入るを見るのみと。有司皆曰く、陛下漢家の封禪を建てたり、(九)天其れ德星を報ずと云ふ。其來年の冬、雍の五帝を郊し、還りて拜

制詔御史。朕以眇眇之身。承至尊。兢兢焉懼不任。維德非薄。不明於禮樂。修祠太一。若有象景光。屑如有望。震於怪物。欲止不敢。遂登封太山。至于梁父。而後禪肅然。自新。嘉與士大夫更始。賜民百戶牛一。酒十石。加年八十孤寡布帛二匹。復博奉高蛇丘歷城。無

怪物(七)に震れ、止めんと欲すれども敢てせず、遂に登りて太山に封じ、梁父に至り、而して後に肅然に禪し、自ら新にし、士大夫と更め始むることを嘉す、民に百戸ごとに牛一、酒十石を賜ひ、年八十と孤寡とに布帛二匹を加ふ、博、奉高、蛇丘、歷城を復して(八)、今年の租稅を出すこと無からしむ、其れ天下に大赦し、乙卯の赦令の如くし、行(九)の過つ所復作すこと有ること毋からしめ、事二年の前に在れば、皆聽治すること勿からしむと。又詔を下して曰く、古(一〇)は天子五載に一たび巡狩し、事を太山に用ふ、諸侯朝宿の地有り、其れ諸侯をして各〻邸を太山の下に治めしめよと。

㊀ 五色の土を雜へて封じたる、其封土の中より湧き起る ㊁ 昔の天子の政事を執り、諸侯を朝せしめし堂、武帝倣ひて之を作る ㊂ 小なる貌、武帝謙遜して自ら言ふ也 ㊃ 兢々然として常に戒め懼れて天子の職に任へざることをおそる ㊄ 封禪の祠に光有るが若きを指していふ、若しといひ、象るといふ、皆其事の神怪なるをあらはす ㊅ 屑は衆多なるをいふ、瑞應衆多にして望み見る所のもの有るが如きをいふ ㊆ 此等神怪の事あるを以て、神威を憚ればゞかりて、封禪の事を止めむと欲して止むること能はず ㊇ 其租稅を免除するなり ㊈ 過有るもの其罪を赦して問ふ所なきなり ㊉ 天子五年に一たび天下を巡行し、祭を太山に行ひて、其地に諸侯を朝せ

丙辰。禪二太山下趾東北肅然山一。如下祭二后土一禮上。天子皆親拜見。衣上レ黃。而盡用レ樂焉。江淮間。一茅三脊爲二神藉一。五色土益雜封。縱二遠方奇獸蜚禽。及白雉諸物一。頗以加レ禮。兕牛犀象之屬不レ用。皆至二太山一祭二后土一。

丙辰太山の下趾(一)の東北の肅然山に禪す(二)、后土を祭る禮の如くす。天子皆親ら拜見す(三)。衣は黃を上ぶ、而して盡く樂を用ふ(四)。江淮の間の一茅三脊(五)を神藉と爲し、五色の土を益し雜へて封ず、遠方(六)の奇獸蜚禽及び白雉諸物を縱ち、頗る以て禮を加ふ、兕牛犀象の屬は用ひず。皆太山に至り、后土を祭る。

(一)太山の麓の東北にあるなり　(二)封は地を高く盛りて祭り、禪は地を除つて祭る　(三)拜して神に見ゆ　(四)祭祀するに音樂を用ふ　(五)江淮の間に産する茅にて三角のものを用ひて、編みて神に供ふるものゝしきものとなす　(六)遠方に産する奇なる獸や鳥などを放ちて、封禪の禮頗る丁重を極めたり

封禪祠其夜若レ有レ光。晝有二白雲一起二封中一。天子從レ禪還。坐二明堂一。羣臣更上レ壽。於レ是

封禪の祠に、其夜光有るが若し、晝白雲有り、封中より起る(一)。天子禪より還り、明堂(二)に坐す、羣臣更〻壽を上る。是に於て御史に制詔す、朕眇眇(三)の身を以て、至尊を承け、兢兢(四)として任へざらんことを懼る、維れ德菲薄にし禮樂に明ならず、祠を太一に修むるに、景光(五)に象ることを有るが若し、屑(六)として望むこと有るが如し、

見二大跡一未レ信。及二羣臣有レ言二老父一。則大以爲二仙人一也。宿二留海上一。予二方士傳車一。及間使レ求二仙人一以レ千數。

四月。還至二奉高一。上念諸儒及方士言二封禪一。人人殊。不經難二施行一。天子至二梁父一。禮二祠地主一。乙卯。令二侍中儒者皮弁薦紳。射レ牛行レ事。封二太山下東方一。如下郊二祠太一一之禮上。封廣丈二尺。高九尺。其下則有二玉牒書一。書祕。禮畢。天子獨與二侍中奉車子侯一上二太山一。亦有レ封。其事皆禁。明日。下二陰道一。

四月、還りて奉高に至る。上念へらく、諸儒及び方士の封禪を言ふや、人人殊に、不經(一)にして施行し難しと。天子梁父(二)に至り、地主を禮祠す。乙卯侍中の儒者(三)をして皮弁薦紳(四)して牛を射て事を行はしめ、太山の下の東方に封ず、太一を郊祠(五)するの禮の如くす。封の廣さ丈二尺、高さ九尺、其下には則ち玉牒の書有り、書祕せり。(六)禮畢りて、天子獨り侍中、奉車子侯(七)と太山に上り、亦封ずること有り、其事皆禁ず。(八)明日陰道より下る。

(一) 常法をはづれて妄誕なること　(二) 梁父の地に至つて其地の主神を祭るなり　(三) 天子の傍に侍中たる儒者　(四) 皮弁は鹿の皮にて作りたる冠、薦紳は搢紳に同じ、大帶に笏をはさむなり　(五) 郊にて太一神を祭ると同じ禮を以て祭る　(六) 其書は秘して世にあらはさず　(七) 天子の車を掌るもの　(八) 禁じて外に知らしめず

邑。東上二太山一。太山之草木葉未レ生。乃令三人上レ石立二之太山巓一。上遂東巡二海上一。行禮二祠八神一。齊人之上疏言二神怪奇方一者以レ萬數。然無二驗者一。乃益發レ船。令下言二海中神山一者數千人求中蓬萊神人上。公孫卿持レ節常先行候二名山一。至二東萊一。言。夜見二大人一長數丈。就レ之則不レ見。見二其跡一甚大。類二禽獸一云。羣臣有レ言。見二一老父牽レ狗言吾欲レ見二巨公一。已忽不レ見。上即

の(八)神山を言ふ者數千人をして蓬萊の神人を求めしむ。公孫卿(九)節を持し、常に先行きて名山を候ふ。東萊に至るときは言ふ、夜大人を見るに長數丈、(一〇)之に就くに見えずと。其跡を見るに甚大にして禽獸に類せりと云ふ。羣臣言ふ有り、一老父狗を牽けるものを見る。吾巨公(一一)を見むと欲すと、已にして忽に見えずと。上即ち大(一二)跡を見るも未だ信ぜず。羣臣老父(一三)を言ふ有るに及び、大に以て仙人なりと爲し、海上に宿り留り、(一四)方士に傳車を予へ、及び間に仙人を求めしむること千を以て數ふ。

(一) 緱氏の地に行幸し、中央の嶽なる太室山に登る (二) 山上のものに問ふに、萬歲と言ひたるものなし (三) 山下のものに問ふ (四) 三百戶の地に名づくるなり (五) 太山の草木、未だ葉を生ぜざれば、石を上ぐるも之を害する虞なし、故に遂に石を太山の上に上ぐ (六) 天地兵陰陽月日四時をいふと (七) 其言ふ所應驗有ることなし (八) 蓬萊瀛州等神仙の住む山のことを說くもの (九) 漢の使たる節信を持するなり (一〇) 巨人の傍に至れば、其人在ることなし (一一) 巨は大なり、巨公は暗に武帝を指す (一二) 巨人の步みたる足跡を見たるも未だ之を信ぜず (一三) 狗を牽ける老人の事を言ふもの有るに及び初めて仙人來り遊ぶとなすなり (一四) 宿づきにして馬を取かふる車、其早きを欲するなり

以上。封禪皆致二怪物一與レ神通。欲下效二黃帝以上一接中神僊人蓬萊士上。高レ世比中德於九皇上。而頗采二儒術一以文レ之。羣儒既已不レ能レ辨二明封禪事一。又牽二拘於詩書古文一而不レ能レ騁。上爲二封禪祠器一示二羣儒一。羣儒或曰。不二與レ古同一。徐偃又曰。太常諸生行レ禮。不レ如二魯善一。周霸屬レ圖二封禪事一。於レ是上絀二偃霸一。而盡罷二諸儒一不レ用。

なり　(九) 武帝黃帝以上封禪を行へる君の如く、仙人神人に遇ひ、高く世上に出でて古昔九人の王者と德を比せんと欲す　(一〇) 曠遠にして儀禮のよるべきなきなり　(一一) 詩書其他の古文に見ゆる所に拘泥して其智巧を馳騁して、事を辨ずること能はず　(一二) 太常は禮を掌る官名、京師の禮官は魯人の禮を善くするものに及ばざるをいふ　(一三) 諸儒を集むるなり

三月。遂東幸二緱氏一。禮登二中嶽太室一。從官在二山下一。聞レ若レ有レ言二萬歲一云。問レ上。上不レ言。問レ下。下不レ言。於レ是以二三百戸一封二太室一奉レ祠。命曰二崇高

三月遂に東のかた緱氏(一)に幸し、禮して中嶽の太室に登る。從官山下に在り、萬歲と言ふ有るが若きを聞くと云ふ。上に問ふ、上言はず、下に問ふ、下言はず。是に於て(四)三百戸を以て太室を封じ、奉祀(二)せしむ。命けて崇高邑(三)と曰ふ。東のかた太山に上る。(五)太山の草木の葉未だ生ぜず、乃ち人をして石を上げ、之を太山の巓に立て、上遂に東のかた海上に巡り、行く〳〵八神(六)を禮祠す。齊人の上疏して神怪奇方を言ふ者、萬を以て數ふ、然るに驗(七)ある者無し。乃ち益〻船を發し、海中

用希曠絕、莫知其儀禮。而羣儒采封禪尙書周官王制之望祀。射牛事。齊人丁公年九十餘。曰。封禪者。合不死之名也。秦皇帝不得上封。陛下必欲上。稍上。卽無風雨。遂上封矣。上於是乃令諸儒習射牛。草封禪儀。數年至且行。天子既聞公孫卿及方士之言。黃帝

を得ず、陛下必ず上らんと欲せば、稍〻上り、卽風雨無くんば、遂に上りて封ぜよと。上是に於て乃ち諸儒をして射牛(七)を習ひ、封禪の儀を草せしむ。數年、且に行はんとするに至り、天子既に(八)公孫卿及び方士の言を聞けり。黃帝より以上、封禪には皆怪物を致し、神と通ず。(九)黃帝以上に效ひ、神僊人、蓬萊の士に接し、世に高ぶり、德を九皇に比せんと欲す。而も頗る儒術を采り、以て之を文る。羣儒既に已に封禪の事を(一〇)辨明すること能はず、又(一一)詩書古文に牽かれ拘り、騁すること能はず。上、封禪の祠器を爲りて羣儒に示す。羣儒或は曰く、古と同じからずと。徐偃又曰く、(一二)太常諸生の禮を行ふや、魯の善きには如かずと。周霸屬(一三)して封禪の事を圖る。是に於て上偃霸を絀け、盡く諸儒を罷めて用ひず。

㈠ 泰山に於て封禪を行はんとす ㈡ 類は祭の名、郊にて天を祭る禮にならひて祭るなり ㈢ 封禪の事は久しく行はれざりし爲め、其儀式典禮を知るものなし ㈣ 尙書又書經といふ、周官は又周禮といふ、王制は禮記の中に在り ㈤ 望祀は遠くより望みて山川を祭ること、射牛は天子宗廟を祭るに自ら其犧牲を射る禮 ㈥ 泰山に上りて封禪を行はんと欲したるも遂に果さず ㈦ 射牛の禮を習ひ、封禪の儀禮の草案を作らしむ ㈧ 公孫卿等の說

素女鼓五十絃瑟。悲。帝禁。不止。故破其瑟。爲二十五絃。於是賽南越。禱祠太一后土。始用樂舞。益召歌兒。作二十五絃及空侯琴。瑟自此起。其來年冬。上議曰。古者先振兵釋旅。然後封禪。乃遂北巡朔方。勒兵十餘萬。還祭黃帝冢橋山。釋兵須如。上曰。吾聞黃帝不死。今有冢何也。或對曰。黃帝已仙上天。羣臣葬其衣冠。

十餘萬、還りて黃帝の冢を橋山に祭り、兵を(一〇)須如に釋く。上曰く、吾聞く、黃帝は死なずと、今冢有るは何ぞやと。或ひと對へて曰く、黃帝已に仙となり天に上り、羣臣其衣冠を葬れりと。

（一）音樂を善くするといふを言立てて天子に見ゆ　（二）琴瑟を鼓し、舞を舞ふの音樂　（三）其祭祀の禮と適合せんや　（四）伏義氏　（五）悲哀の情に堪へず、五十絃の瑟を破りて、二十五絃の瑟を作る　（六）南越を破りたることを神に謝して祭る　（七）樂器の名　（八）初めて盛に行はる　（九）先振旅して後封禪を行ふ　（一〇）振旅するなり

既至甘泉。爲且用事太山。先類祠太一。自得寶鼎。上與公卿諸生議封禪。封禪

既に甘泉に至り、爲に且に事を太山(一)に用ひんとし、先太一(二)を類祠す。寶鼎を得てより、上公卿諸生と封禪を議す。封禪用ふること希に、曠絕(三)にして、其儀禮を知るもの莫し。而して羣儒封禪を(四)尙書、周官、王制(五)の望祀射牛の事に采る。齊人丁公年九十餘、曰く、封禪は合に不死の名なるべし、秦の皇帝(六)上りて封ずること

子親幸二緱氏城一。視レ跡。問レ卿得レ毋レ效二文成五利一乎。卿曰。僊者非レ有レ求二人主一。人主者求レ之。其道非二少寬假一神不レ來。言二神事一事如二迂誕一。積以レ歲乃可レ致也。於レ是郡國各除レ道。繕二治宮觀名山神祠所一。以望レ幸也。

るに非ざれば (一三)迂遠誕妄をいふ (一四)數歲の日子を費し、急に求めざれば、神を招致すべし (一五)神の來る用意をなす也 (一六)宮殿名山等を修繕して神の來るを待つなり

其春既滅二南越一。上有二嬖臣李延年一。以レ好レ音見。上善レ之。下二公卿一議曰。民間祠。尙有二鼓舞樂一。今郊祀而無レ樂。豈稱乎。公卿曰。古者祠二天地一皆有レ樂。而神祇可二得而禮一。或曰。太帝使三

其春既に南越を滅す。上、嬖臣李延年といふもの有り、音を好むを以て見ゆ。(一)上之を善とし、公卿に下して議して曰く、民間の祠すら、尙鼓舞の樂有り、(二)今郊祀して樂無くんば、豈に稱はんやと。(三)公卿曰く、古は天地を祠るに皆樂有り、而して神祇得て禮す可しと。或は曰く、(四)太帝素女をして五十絃の瑟を鼓せしめて悲めり、(五)帝禁ずれども止まず、故に其瑟を破りて二十五絃と爲せりと。是に於て南越に賽し、(六)太一、后土を禱り祠り、始めて樂舞を用ふ。益〻歌兒を召し、二十五絃及び空侯琴を作る、(七)瑟此より起れり。(八)其來年冬、上、議して曰く、古は先兵を振め、(九)旅を釋き、然る後に封禪せりと。乃ち遂に北のかた朔方を巡り、兵を勒すること

日月北斗登龍。以象二天一。三星爲二太一鋒。命曰二靈旗。爲レ兵禱。則太史奉以指二所レ伐國。而五利將軍使不二敢入レ海。之二泰山祠。上使二人隨驗。實毋レ所レ見。五利妄言三見二其師。其方盡多不レ讎。上乃誅二五利。其冬公孫卿候二神河南。言見二僊人跡緱氏城上。有レ物如レ雉。往二來城上。天

禱れば、太史奉げて以て伐つ所の國を指す。而るに(六)五利將軍使して敢へて海に入らず、(五)泰山の祠に之く。上、人をして隨ひて驗せしむ。(七)實は見る所毋し、五利妄に其師を見ると言ふ。其方盡きて多く讎らず。(八)上乃ち五利を誅す。其冬公孫卿、神を河南に候ふ。言はく、僊人の(九)跡を(一〇)緱氏城の上に見たり、物有り雉の如し、城上に往來すと。天子親ら緱氏城に幸し、跡を視る。卿に問ふ、(一一)文成、五利に效ふ毋きを得んやと。卿曰く、僊者人主に求ること有るに非ず。人主者之に求む、其道少しく(一二)寛假なるに非ざれば神來らじ、神事を言ふに、(一三)事迂誕なるが如きも、積むに歳を以てすれば、乃ち致す可しと。是に於て(一五)郡國各〻道を除ひ、(一六)宮(一四)觀、名山、神祠の所を繕治し、以て幸を望むなり。

(一)木の名　(二)日月と北斗星と登り龍とを旗に畫く　(三)漢書には太一に作れり　(四)北斗中の三星　(五)太史此旗を捧持し、伐つ所の國に向ひて其方を指す　(六)五利將軍海に行きて、其師を見ると稱して、實は海に行かずして泰山の祠に行く　(七)其實別に見る所なし、鬼神に見ゆるの實なきなり　(八)應驗其言に酬いるなきなり　(九)足跡　(一〇)地名　(一一)文成將軍、五利將軍の爲す所に傚ひて妄誕の言を爲すに非ずやと　(一二)寛假して急にせず

以寶鼎神策。授皇帝。朔而又朔。終而復始。皇帝敬拜見焉。而衣上黄。其祠列火滿壇。壇旁亨炊具。有司云。祠上有光焉。公卿言。皇帝始郊見太一雲陽。有司奉瑄玉嘉牲薦饗。是夜有美光及晝。黄氣上屬天。太史公。祠官寬舒等曰。神靈之休。祐福兆祥。宜因此地光域。立太畤壇。以明應。令太祝領。秋及臘閒祠。三歳天子一郊見。

(八)瑄玉、嘉牲を奉じ、薦饗すと。是夜美光有り、晝に及び、黄氣上りて天に屬く。太史公、祠官寬舒等曰く、神靈の休なる(九)、福を祐け、祥を兆す、宜しく此地の光域に因りて、太畤の壇を立て、以つて應を明にすべく、太祝をして領せしめよと。秋及び臘に閒祠し(一〇)、三歳に天子一たび郊見す。

(一)朔は日を拜し、夕方は月を拜す　(二)雍の郊に於て郊祭を行ふ禮と同じくす　(三)神を祠るに用ふる祝の辭　(四)寶鼎神策前に出でたり　(五)朔旦冬至を重ね、既日終りて復始る　(六)神を見る　(七)列火は炎々として祭壇の上に滿ち、供物を烹炊ぐ道具は祠壇の傍に在り　(八)長さ六寸の玉　(九)休は美なり、神靈の休美なる、天子の福を祐け賜ひ、吉祥の兆をあらはす、此地の光の及ぶ所を境として太畤の壇を作り、祥瑞に應ずることを明にし、太祝の官に命じ其祠を掌らしむべしと　(一〇)三年天子親ら祭る間の祠祭

其秋爲伐南越。告禱太一。以牡荊。畫幡

其秋南越を伐たんが爲に、太一に告げ禱る。(一)牡荊を以て、幡(二)に日月、北斗、登龍を畫き、以て天一(三)に象る。三星(四)は太一の鋒たり、命けて靈旗と曰ふ。兵の爲に

貍牛一。以爲二俎豆牢具一。而五帝獨有二俎豆醴進一。其下四方地爲二餟食一。羣神從者及二北斗一云。已祠胙餘皆燎レ之。其牛色白。鹿居二其中一。彘在二鹿中一。水而洎レ之。祭レ日以レ牛。祭レ月以二羊彘特一。太一祝宰。則衣二紫及繡一。五帝各如二其色一。日赤。月白。

(一) 山の名なり (二) 太一の神を祠る壇を崆峒山に作らしむ (三) 人名、薄忌の作れる、太一神を祠る壇に倣ひて作る (四) 三重 (五) 五帝を祠る壇は太一壇の周圍に在り (六) 五行の方位に從ひて作る (七) 八方に通ずる鬼神靈の通る道を除きはらひて作る (八) 雍に在る神を祠る時を祭ると同じ供物をそなへ祠る (九) 醴酒、棗、乾肉 (一〇) 牛の一種 (一一) 俎と豆とに盛りて神に供ふるものに充つるをいふ (一二) 俎豆と、醴酒とのみを供へ進む (一三) 連續して祭る食物 (一四) 多くの神の太一五帝に從ひ祠るもの北斗星に及ぶ (一五) 供物の下りたるものは之を燒く (一六) 鹿は牛の中に置き、彘は鹿の中に置きてやき、之に灑ぐに水を以てするをいふ (一七) 太一神を祠るはふりなり (一八) 服の色

十一月辛巳。朔旦冬至昧爽。天子始郊拜二太一一。朝朝レ日。夕夕レ月。則揖而見二太一一。如二雍郊禮一。其贊饗曰。天始

十一月辛巳朔旦冬至の昧爽、天子始めて郊して太一を拜し、朝(一)に日に朝し、夕に月に夕す。則ち揖して太一を見る、雍(二)の郊の禮の如くす。其贊饗(三)に曰く、天始めて寶(四)鼎神策を以て皇帝に授く。朔(五)にして又朔す、終りて復始る。皇帝敬みて拜して見(六)ゆと。而して衣は黃を上ぶ。其祠は列(七)火壇に滿ち、壇の旁に亨炊の具あり、有司云ふ、祠上に光有りと。公卿は言ふ、皇帝始めて太一を雲陽に郊見す。有司

姓仰望。黄帝既上レ天。乃抱三其弓與二胡髯一號。故後世因名二其處一曰二鼎湖一其弓曰二烏號一。於レ是天子曰。嗟乎。吾誠得レ如二黄帝一。吾視レ去二妻子一。如レ脱レ躧耳。乃拜レ卿爲レ郎。東使レ候二神於太室一。

をいふなり　（二〇）太室山に行きて神を候はしむ

上遂郊レ雍。至二隴西一。西登二崆峒一。幸二甘泉一。令三祠官寛舒等具二太一祠壇一。祠壇放二薄忌太一壇一。壇三垓。五帝壇環二居其下一。各如二其方一。黄帝西南除二八通鬼道一。太一其所レ用。如二雍一時物一。而加二醴棗脯之屬一。殺二一

上遂に雍に郊し、隴西に至る。西のかた崆峒（一）に登り、甘泉に幸す。祠官寛舒等をして太一の祠壇を具へしむ。祠壇は薄忌（三）の太一壇に放ふ。壇は三垓（四）なり。五帝の壇は環（二）りて其下に居り、各ゝ其方（六）の如くす。黄帝は西南に（七）八通の鬼道を除（五）ふ。太一は其の用ふる所（八）、雍の一時の物の如くし、而して醴（九）、棗、脯の屬を加ふ。一の狸牛（一〇）を殺し、以て俎豆の牢具（一一）と爲す。而して五帝は獨（一二）り俎豆醴進有り。其下の四方の地には、餟食（一三）を爲す。羣神の從ふ者（一四）、北斗に及ぶと云ふ。已に祠りて、胙（一五）餘は皆之を燎く、其牛の色は白し、鹿（一六）は其中に居き、彘は鹿の中に在り、水にて之を洎ぐ。日を祭るに牛を以てし、月を祭るに羊彘の特を以てし、太一（一七）の祝宰は、則ち紫及び繡を衣る。五帝は各ゝ其色の如くし、日は赤く（一八）、月は白くす。

臾區號二大鴻一。死葬レ雍。故鴻冢是也。其後黄帝接二萬靈明廷一。明廷者。甘泉也。所レ謂寒門者。谷口也。黄帝采二首山銅一。鑄二鼎於荊山下一。鼎既成。有レ龍垂二胡髯一。下迎二黄帝一。黄帝上騎。羣臣後宮從上者七十餘人。龍乃上去。餘小臣不レ得レ上。乃悉持二龍髯一。龍髯拔墮。墮二黄帝之弓一。百

故に鴻冢是なり。其後黄帝、萬靈に明廷に接す。(三)明廷は甘泉なり。謂はゆる寒門は谷口なり。黄帝首山の銅を采り、鼎を荊山の下に鑄る。鼎既に成りしとき、龍有り胡髯を垂れ、(四)下りて黄帝を迎ふ。黄帝上り騎る。羣臣後宮從ひて上るもの(五)七十餘人、龍乃ち上り去る。餘の小臣上ることを得ず、乃ち悉く龍髯を持す。龍髯拔け墮ち、(六)黄帝の弓を墮す。百姓仰ぎ望む。黄帝既に天に上れり。乃ち其弓と胡髯とを抱きて號ぶ。(七)故に後世因りて其處を名けて鼎湖と曰ひ、其弓を烏號と曰(八)ふと。是に於て天子曰く、嗟乎、吾誠に黄帝の如きことを得ば、吾妻子を去つることを視ること、躧を脫するが如くならん(九)と。乃ち卿を拜して郞と爲し、東のかた神(一〇)を太室に候はしむ。

(一) 郊祭を行ひて其地に宿すること三月　(二) 鬼臾區を大鴻と號す、故に之を葬れるものを鴻冢と稱す　(三) 多くの神靈に明廷に於て接見す、明廷は今の甘泉の地に當る　(四) 胡は頷の下に垂れたる肉、髯はあごひげ　(五) 多くの臣下と後宮に事ふる妃嬪等　(六) 黄帝の弓龍の上より落つ、百姓等唯仰ぎて黄帝の天に昇るを望む　(七) 黄帝を哭慕して泣き號ぶ　(八) 百姓等泣き號ぶによりて烏號と名づく　(九) 躧を脫するが如しとは之を棄つることの易き

書。曰。漢興復當二黄帝之時一。曰。漢之聖者。在二高祖之孫且曾孫一也。寶鼎出而與レ神通封禪。封禪七十二王。唯黄帝得下上二太山一封上。申公曰。漢主亦當二上封一。上封則能僊登レ天矣。黄帝時萬諸侯。而神靈之封居二七千一。天下名山八。而三在二蠻夷一。五在二中國一。中國華山。首山。太室。太山。東萊。此五山。黄帝之所二常游與レ神會一。黄帝且戰且學レ僊。患下百姓非二其道一者上。乃斷下斬非二鬼神一者上。百餘歲。然後得二與レ神通一。

夷に在り、五は中國に在り。中國は華山、首山、太室、太山、東萊、此五山なり。黄帝の常て游びて神と會ふ所なり。(九)黄帝且戰ひ且僊を學ぶ。百姓の其道を非る者を患へ、乃ち鬼神を非る者を斷斬す。(一〇)百餘歲にして然る後に神と通ずることを得たり。

(一) 寶鼎の事已に決定せるを以て、それに就いて書を爲すも無用なりと云つて公孫卿の書を天子に取次がざるなり (二) 天子の寵嬖を受くる人に依頼し天子に上る (三) 仙人の名、安期生と交通す (四) 黄帝と語ると雖も其言を記したる書なし、唯一の鼎書のみ有るをいふ (五) 朔旦冬至黄帝の時に同じきをいふ (六) 孫若しくは曾孫に當る (七) 太山に上りて封禪を行ふこと黄帝に同じかるべし (八) 神靈の封を受くるものをいふ (九) 黄帝一面は敵と戰ひ、一面は仙人の術を學ぶ (一〇) 鬼神の事を誹るものあれば之を殺す

黄帝郊二雍上帝一。宿三月。鬼

黄帝雍の上帝に郊して、(一一)宿すること三月、(一二)鬼臾區大鴻と號す。死して雍に葬る、

區。鬼臾區對曰。黃帝得寶鼎神策。是歲。己酉朔旦冬至。得天之紀。終而復始。於是黃帝迎日推策。後率二十歲。復朔旦冬至。凡二十推。三百八十年。黃帝僊登于天。卿因所忠欲奏之。

(一) 二十の十九倍

所忠視其書不經。疑其妄書。謝曰。寶鼎事已決矣。尚何以爲。卿因嬖人奏之。上大說。乃召問卿。對曰。受此書申公。申公已死。上曰。申公何人也。卿曰。申公齊人。與安期生通。受黃帝言。無書。獨有此鼎

所忠其書の不經なる視、其妄書ならむことを疑ひ、謝して曰く、寶鼎の事は已に決せり、尚何を以て爲さんと。卿嬖人に因りて之を奏す。上大に說ぶ。乃ち召して卿に問ふ。對へて曰く、此書を申公に受けたり、申公已に死にぬと。上曰く、申公は何人ぞと。卿曰く、申公は齊人なり、安期生と通じ、黃帝の言を受けて、書無し、獨此鼎書有りしのみ。曰く、漢の興るは復黃帝の時に當らん。曰く、漢の聖者は高祖の孫、且曾孫に在らん、寶鼎出でて神と通じて封禪せん。封禪せるもの七十二王、唯黃帝太山に上り封ずることを得たり。申公曰く、漢主も亦當に上りて封ずべし、上りて封ぜば則ち能く僊となりて天に登らんと。黃帝の時に萬の諸侯あり、而して神靈の封は七千に居れり。天下の名山八、而して三は蠻

入海求蓬萊者言。蓬萊不遠。而不能至者。殆不見其氣。上乃遣望氣佐候其氣云。其秋。上幸雍且郊。或曰。五帝太一之佐也。宜立太一而上親郊之。上疑未定。齊人公孫卿曰。今年得寶鼎。其冬辛巳朔旦冬至。與黄帝時等。卿有札書曰。黄帝得寶鼎宛朐。問於鬼臾

海に入りて蓬萊を求むる者言ふ、蓬萊は遠からず、而も至ると能はざる者は、殆ど其氣を見ざればなりと(一)。上乃ち望氣(二)のものを遣し、佐けて其氣を候はしむと云ふ。其秋上雍に幸し且に郊せんとす(三)。或ひと曰く、五帝は太一の佐なり、宜しく太一を立てて、上親ら之を郊すべしと。上疑ひて未だ定らず。齊人公孫卿曰く、今年寶鼎を得たり、其冬の辛巳朔旦は冬至なり(四)、黄帝の時と等しと。卿に札書有り、曰く、黄帝は寶鼎を宛朐に得たり(五)、鬼臾區に問ふ(六)、鬼臾區對へて曰く、黄帝寶鼎と神策(七)とを得たり、是歳己酉朔旦は冬至なり、天の紀を得たり(八)、終りて復始ると。是に於て黄帝日を迎へて策を推せり(九)。後率二十歳にして(一〇)、復朔旦冬至なり。凡二十を推して三百八十年(一一)、黄帝僊となりて天に登れりと。卿所忠に因りて之を奏せんと欲す。

(一) 蓬萊島の雲氣を望み見る能はざればなり (二) 望氣を善くするもの (三) 郊にて天をまつらんとす (四) 其年の冬辛巳の朔日冬至に相當するをいふ (五) 黄帝宛朐の地に於て寶鼎を得たり (六) 黄帝の臣 (七) 筮竹の如き數を數ふるめどきなり (八) 天の紀元を得たり (九) 神策を推し數ふるなり (一〇) 毎二十年にして朔旦冬至となる

象二天地人一。禹收二九牧之金一。鑄二九鼎一。皆嘗亨二鬺上帝鬼神一。遭レ聖則興。鼎遷二于夏商一。周德衰。宋之社亡。鼎乃淪沒。伏而不レ見。頌云。自レ堂徂レ基。自レ羊徂レ牛。鼐鼎及鼒。不レ虞不レ驁。胡考之休。今鼎至二甘泉一。光潤龍變。承レ休無レ疆。合二茲中山一。有二黄白雲降一。蓋若レ獸爲レ符。路弓乘矢。集獲二壇下一。報祠大享。唯受レ命而帝者。心知二其意一而合レ德焉。鼎宜下見二於祖禰一。藏二於帝廷一。以合中明應上。制曰。可。

鼐鼎及び鼒（一〇）、虞しからず（一一）驁らず、胡考の休と（一二）。今鼎甘泉に至りて、光潤龍のごとく變ず、休を承くること疆無し、茲の中山に合へり（一三）、黄白の雲の降る有り、蓋し獸の若く符を爲せり（一四）、路弓乘矢（一五）、集りて壇下に獲たり、報祠大享（一六）、唯命を受けて帝たる者、心に其意を知りて德を合す（一七）、鼎宜しく祖禰に見し（一八）、帝廷に藏め、以て明應に合すべしと（一九）。制して曰く、可なりと。

(一) 神器　(二) 天地萬物を一統するの義　(三) 漢書に象に作る、萬物その象を鼎に繫くるをいふ　(四) 九州の牧より金を取り收めて作るをいふ　(五) 神を祭る牲を煮て神に享し祭れるをいふ　(六) 寶鼎も亦泗水に沈みしをいふ　(七) 詩經周頌絲衣の篇　(八) 門の側に在る塾といふ建物、門より塾に行き祭の準備をなす　(九) 祭に供ふる犧牲を見て羊より牛に至る　(一〇) 大小の祭器悉く調ひ具る　(一一) 祭祀に供する人嘩からずおごらざるなり　(一二) 胡は壽考は老、長壽の福をうくるをいふ　(一三) 中山に至り黄雲の瑞に合ふをいふ　(一四) 雲の形獸の如く符瑞をなすをいふ　(一五) 路は大、乘は四、大弓と四の矢なり　(一六) 天の符瑞を下すに報いて祠り、大に神を享す　(一七) 天命ありて帝たるもののみ其天意を知るをいふ　(一八) 父祖の廟　(一九) 符瑞に應ずべし

於衆鼎。文鏤無二款識一。怪レ之言レ吏。吏告二河東太守勝一。勝以聞。天子使三使驗二問巫得一レ鼎。無二姦詐一。乃以禮祠迎レ鼎

出づるやと。

(一) 欒大能く此等の百鬼を使役するをいふ (二) 旅の仕度をなすをいふ (三) 樂通侯、天道將軍、五利將軍、天士將軍、地士將軍、大通將軍 (四) 椀は腕に同じ、搤腕して奮勵するなり (五) 秘密の方 (六) 后土を祠る場の傍なり (七) 鈎針のごとく曲りて持ち上り居るなり (八) 鼎に模樣あるも志銘有るなきなり (九) 太守勝天子の上聞に達す (一〇) 巫錦の鼎を得たることをしらべしめたるに詐に非ざるをいふ (一一) 天子の行に從ひ、天子之を天神に薦めんとす (一二) 日出でて雲無きを曣といひ、日出でて溫なるを嗢といふ (一三) ゆたかにしげること

至二甘泉一。從レ行上薦レ之。至二中山一。曣嗢有二黃雲一蓋レ焉。有レ麃過。上自射レ之。因以祭云。至二長安一。公卿大夫皆議請レ尊二寶鼎一。天子曰、間者河溢。歲數不レ登。故巡祭二后土一。祈下爲二百姓一育中穀上。今歲豐廡未レ報。鼎曷爲出哉。

有司皆曰。聞昔泰帝興二神鼎一一。一者一統。天地萬物所レ繫レ終也。黃帝作二寶鼎三一。

有司(いうし)皆曰く、聞く、昔泰帝(たいてい)神鼎(しんてい)一を興(おこ)す。(一二)一は一統(いつとう)なり。(一三)天地萬物の終(しゆう)を繫(か)くる所なり。黃帝寶鼎三を作り、天地人に象る。禹(う)九牧(ぼく)の金を收め、九鼎を鑄る、皆嘗て上帝鬼神に享鬺(きやうしやう)(一五)す、聖に遭(あ)へば興る。鼎夏商に遷り、周德衰へて宋の社亡ぶ。(一六)鼎乃ち淪沒(りんぼつ)し、伏して見えず。(一七)頌(しよう)に云く、(一八)堂(だう)より基(き)に徂(ゆ)き、(一九)羊より牛に徂く、

於是五利常夜祠其家。欲以下神。神未至而百鬼集矣。然頗能使之。其後裝治行。東入海。求其師云。大見數月。佩六印。貴震天下。而海上燕齊之間。莫不搤捥而自言有禁方能神僊矣。其夏六月中。汾陰巫錦。爲民祠魏脽后土營旁。見地如鉤狀。掊視得鼎。鼎大異

是に於て五利常に夜其家に祠り、以て神を下さんと欲す。神未だ至らずして百(一)鬼集る、然も頗る能く之を使ふ。其後治行を裝へ(二)、東のかた海に入り、其師を求むと云ふ。大見えて數月(三)、六印を佩び、貴天下に震ふ。而して海上燕齊の間(四)、捥を搤して自ら禁方(五)有りて神僊を能くすと言はざる莫し。其夏六月の中に、汾陰の巫、錦、民の爲に魏脽(六)の后土の營の旁に祠る。地を見るに(七)鉤の狀の如し、掊り視て鼎を得たり、鼎の大さ衆鼎に異なり、(八)文鏤して欵識無し、之を怪みて吏に言ふ、吏河東の太守勝に告ぐ、(九)勝以聞す。天子使をして巫の鼎を得たることを驗(一〇)問せしむるに姦詐無し。乃ち以て禮祠して鼎を迎へて甘泉に至り、(一一)行に從ひて上りて之を薦めんとす。中山に至る、(一二)曣𥇛にして黃雲有りて焉を蓋ふ。麃有りて過ぐ、上自ら之を射る、因りて以て祭ると云ふ。長安に至る、公卿大夫皆議して寶鼎を尊ばんと請ふ。天子曰く、閒者河溢れて、歲數登らず、故に巡りて后土を祭り、百姓の爲に穀を育せんことを祈る、今歲の(一三)豐廡未だ報ぜず、鼎曷爲ぞ

漸于般。朕意庶幾與焉。其以二千戶。封地士將軍大爲樂通侯。賜列侯甲第。僮千人。乘輿。斥車馬。帷帳器物。以充其家。又以衞長公主妻之。齎金萬斤。更命其邑曰當利公主。天子親如五利之第。使者存問供給。相屬於道。自大主將相以下。皆置酒其家獻遺之。於是天子又刻玉印。曰天道將軍。使使衣羽衣夜立白茅上。五利將軍亦衣羽衣。夜立白茅上。受印以示不臣也。而佩天道者。且爲天子道天神也。

將軍と曰ひ、使をして羽衣を衣、夜白茅の上に立たしめ、五利將軍も亦羽衣を衣、夜白茅の上に立ち、(一〇)印を受けて以て臣たらざるを示す。(一一)天道を佩ぶるものは且に天子の爲に天神を道かんとするなり。

(一) 五利將軍、天士將軍、地士將軍、大通將軍の四印 (二) 禹九州の江を通じ、四瀆の水を決し洪水を治めしをいふ (三) 皐は水旁の地をいひ、陸は廣平の地をいふ、黃河の水溢れて海邊水旁の地より陸上に汎濫するをいふ (四) 天欒大を遣して其意を通ぜしむ、故に樂通侯に封ずるをいふ (五) 易乾の卦六二の爻に飛龍在天といふ辭あり、漸卦の六二、般は水涯に在る土の堆積せるもの、武帝謂らく欒大を得たるは鴻鳥の水涯の堆に進み龍飛びて天に在るが如しと (六) 列侯に賜ふ邸に甲乙等あるなり (七) 天子の不用の車馬 (八) 天子の使者常に五利將軍の家に到りて其安否を問ひ、供給する物品常に絶えざるをいふ (九) 竇大后の女をいふと (一〇) 羽衣を着て白き茅の上に立ち五利將軍にも羽衣を着せ白茅の上に立せて其印を授くるなり (一一) 天道の印を佩びしめたる所以は欒大をして天神を導かしめんとするなり

可ㇾ致也。然臣恐ㇾ效二文成一。則方士皆奄ㇾ口。惡敢言ㇾ方哉。上曰。文成食二馬肝一死耳。子誠能修二其方一。我何愛乎。大曰。臣師非ㇾ有ㇾ求ㇾ人。人者求ㇾ之。陛下必欲ㇾ致ㇾ之。則貴二其使者一。令ㇾ有二親屬一。以二客禮一待ㇾ之。勿ㇾ卑。使三各佩二其信印一。乃可ㇾ使ㇾ通二言於神人一。神人尚肯邪。不邪。致ㇾ尊二其使一。然後可ㇾ致也。於ㇾ是上使ㇾ驗二小方一。鬬ㇾ棊。棊自相觸擊。是時上方憂二河決而黃金不一ㇾ就。乃拜ㇾ大爲二五利將軍一。

居月餘。得二四印一。佩二天士將軍。地士將軍。大通將軍印一。制二詔御史一。昔禹疏二九江一決二四瀆一。間者河溢二皐陸一。隄繇不ㇾ息。朕臨二天下一。二十有八年。天若遺二朕士一而大通焉。乾稱二蜚龍一。鴻

居ること月餘、(一)四印を得、天士將軍、地士將軍、大通將軍の印を佩び、御史に制詔す。昔(二)禹九江を疏し、四瀆を決す、間者(三)河皐陸に溢れ、隄繇息まず、朕天下に臨むこと二十有八年、天若(四)に朕に士を遺りて大に通ぜしむ、乾に蜚龍(五)を稱し、鴻、般に漸む、朕意ふに庶幾くは與らん、其の二千戸を以て、地士將軍大を封じて樂通侯と爲せと。(六)列侯の甲第、僮千人、乘轝斥車馬、(七)帷幄器物を賜ひ、以て其家に充て、又衛長公主を以て之に妻し、金萬斤を齎さしめ、更に其邑を命じて當利公主と曰ふ。天子親ら五利の第に如き、(八)使者の存問供給道に相屬ぎ、(九)大主將相より以下、皆其家に置酒し、之に獻遺す。是に於て天子又玉印を刻して天道

其蚤死。惜ニ其方不一レ盡。及レ見ニ欒大一大說。大爲レ人長美。言多ニ方略一而敢爲ニ大言一處レ之不レ疑。大言曰。臣常往ニ來海中一見ニ安期羨門之屬一顧以レ臣爲レ賤。不レ信臣。又以爲康王諸侯耳。不レ足レ與レ方。臣數言ニ康王一康王又不レ用レ臣。臣之師曰。黃金可レ成。而河決可レ塞。不死之藥可レ得。僊人

之を致さんと欲せば、其使者を貴び、親屬する有らしめ、客禮(一九)を以て之を待ち、卑んずる勿れ、各〻其信印(二〇)を佩びしめば、乃ち言を神人に通ぜしむべし、神人尙肯(二一)ぜんや不や、其使を尊ぶことを致して、然して後致すべしと。是に於て上小方(二二)を驗せしめ、棊を鬭はしむるに、棊自ら相觸れ擊つ。是時上方に河決して黃金の就らざるを憂ふ。乃ち大を拜して五利將軍と爲す。

(一) 浸尋は漸染の義だん〳〵と至りて太山に及ぶなり (二) 丁義といふもの (三) 欒大を上に薦むるなり (四) 膠東王の宮に奉仕する人 (五) 方術を主るもの一說に方藥を主るものと (六) 膠東王名は寄孟 (七) 他姫の子にて王となれる新王と合はざるなり (八) 方術の事を以て上に說くなり (九) 文成侯早く死して、其方術を盡さしめざりしを悔いたるなり (一〇) 身長大にして美貌なるをいふ (一一) 欒大の言權略多く且好みて大言を爲すをいふ (一二) 仙人の名安期生の事は前に出でたり (一三) 安期生等信ぜざるをいふ (一四) 丹砂を化して黃金と爲し、河の決潰せるを塞ぎて水を止め、不老不死の藥を得、仙人を招ぎて來らしむるを得るをいふ (一五) 文成將軍の殺されしに効はば、死を恐れて敢へて方術を述べざるべきをいふ (一六) 馬肝毒あり、注儒林傳を引いて曰く肉を食ふ、馬肝を食ふこと無れと (一七) 金銀祿利其欲するに任せて與ふべきをいふ (一八) 人に對して求むる所なし、人唯師に求むる所あるのみ故に禮を厚くせざるべからず (一九) 之を臣とせざるなり (二〇) 印を與へて證となすなり (二一) 神人尙來るを肯ずるや否やを知らず (二二) 方術の小なるものを試みるなり

春。樂成侯上書言欒大。欒大膠東宮人。故嘗與文成將軍同師。已而爲膠東王尙方。而樂成侯姊爲康王后。無子。康王死。他姬子立爲王。而康后有淫行。與王不相中。相危以法。康后聞文成已死。而欲自媚於上。乃遣欒大。因樂成侯求見言方。天子既誅文成。後悔

る、而して樂成侯の姊(六)、康王の后と爲る、子無し、康王死し、他姬の子立ちて王と爲る、而して康后淫行有り(七)、王と相中らず、相危くするに法を以てす、康后、文成已に死すと聞き、自ら上に媚びんと欲し、乃ち欒大を遣り、樂成侯に因りて見ゆること求めて(八)方を言はしむ。天子既に文成を誅し、後其蚤死を悔い、其方盡さざるを惜む。欒大を見るに及び大に說ぶ。大人と爲り(一〇)長美(九)なり、言(一一)、方略多し、而して敢へて大言を爲し、之に處して疑はず。大言して曰く、臣常て海中に往來して、安期(一二)、羨門の屬を見る、顧ふに臣を以て賤と爲して信せず(一三)、又以爲らく康王は諸侯のみ、方を與ふるに足らずと、臣數〻康王に言す、康王又臣を用ひず、臣の師曰く、黃金(一四)成す可く、河決塞ぐ可く、不死の藥得可く、僊人致す可しと、然れども臣恐らくは文成(一五)に效はば、方士皆口を奄はん、惡ぞ敢へて方を言はんやと。上の曰く、文成馬肝(一六)を食ひて死するのみ、子誠に能く其方を修めば、我何ぞ(一七)愛まんやと。大曰く、臣の師人(一八)に求むること有るに非ず、人之に求む、陛下必ず

無ㇾ祀。則禮不ㇾ答也。有司與二太史公祠官寛舒一議。天地牲角繭栗。今陛下親祠二后土。后土宜下於二澤中圜丘一爲中五壇上。壇一黄犢太牢具。已祠盡瘞而從ㇾ祠。衣上ㇾ黄。於ㇾ是天子遂東。始立二后土祠汾陰脽丘一。如二寛舒等議一。上親望拜如二上帝禮一。禮畢天子遂至二滎陽一而還。過二雒陽一。下ㇾ詔曰。三代邈絶。遠矣難ㇾ存。其以二三十里地一封二周後一爲二周子南君一。以奉二其先祀一焉。

の如くす、上親ら望み拜すること上帝の禮の如くす(九)。禮畢り、天子遂に滎陽に至りて還る。雒陽を過ぎ、詔を下して曰く、三代邈絶にして遠し(一〇)、存し難し、其れ三十里の地を以て、周の後を封じて、周子南君と爲し(一一)、以て其先祀を奉ぜしめよと。

(一)年を紀するに天の祥瑞に從ひて名づくべく、一年二年と數ふべからず　(二)長星現れたるを以て元光と稱すべきをいふ　(三)郊祭して一角獸を得たることは前に出づ、故に之を元狩と稱すべしとなり　(四)天のみを祀りて地を祀らざるは禮相當らざるをいふ　(五)角の繭又は栗の如き小牛、璽は繭の俗字　(六)澤中の圜き丘に五の壇を作り、壇上にて后土を祀る　(七)土の色黄なるを以てなり　(八)其地の形尻脽に似たるを以て此名ありと　(九)上帝を祀る禮の如くす　(一〇)遠きこと甚しきをいふ　(一一)周の子孫を封じ、周子南君となして祖先の祀を奉ぜしむ

是歳天子始巡二郡縣。浸二尋於太山一矣。其

是歳、天子始めて郡縣を巡り、太山に浸尋す(一)。其春樂成侯上書して欒大を言す(二)。欒大は膠東の宮人(四)、故嘗て文成將軍と師を同じくす、已にして膠東王の尚方と爲(五)

飲食。所以言行下。又置壽宮北宮。張羽旗設供具。以禮神君。神君所言。上使人受書其言。命之曰畫法。其所語世俗之所知也。無絶殊者。而天子心獨喜。其事祕世莫知也。

來らざる時あり、來る時は肅然たる風吹くなり　(四)室內に帷を垂れ其中に居る　(五)天子禊を祓除して壽宮に入り、神君を禮するなり　(六)神の言はんと欲する所、天子神の爲に之を群臣に下す　(七)正義を案ずるに宮は官の字に作るべきか壽宮及び北宮を置くなり　(八)神君の言ふ所世俗知る所に異ならず、別に特異なる事あるに非ず、然れども天子獨り之を喜びて、其事を祕す、故に世其詳を知らず

其後三年。有司言。元宜以天瑞命。不宜以一二數。一元曰建。二元以長星曰光。三元以郊得一角獸曰狩云。其明年冬。天子郊雍。議曰。今上帝朕親郊。而后土

其後三年、有司言す、元(一)宜しく天瑞を以て命ずべし、宜しく一二を以て數ふべからず、一元を建と曰ひ、二元を(二)長星を以て光と曰ひ、三元(三)郊一角獸を得るを以て狩と曰はんと云ふ。其明年の冬、天子雍に郊し、議して曰く、今上帝朕親ら郊す、而して后土祠無し、(四)禮答せずと。有司太史公、祠官寬舒と議す。天地の牲は角繭栗、(五)今陛下親ら后土を祠る、后土宜しく(六)澤中圓丘に於て五壇を爲るべし、壇ごとに一黃犢、太牢の具、已に祠りて盡く瘞めて從ひて祠る、(七)衣、黃を上ぶと。是に於て天子遂に東し、始めて后土を立て、汾陰の(八)脽丘に祠る、寬舒等の議

躍仙人掌之屬矣。文成死。明年。天子病二鼎湖一甚。巫醫無所不致。不愈。游水發根言。上郡有巫。病而鬼神下之。上召置祠二之甘泉一。及病。使人問二神君一。神君言曰。天子無憂病。病少愈。彊與我會二甘泉一。於是病愈。遂起幸二甘泉一。病良已。大赦。置二酒壽宮神君一。

病みて、神之に憑るなり (三)壽宮は神を祭ずる宮、壽宮に於て神宮の前にて、置酒するなり

壽宮神君。最貴者太一。其佐曰二大禁司命一之屬皆從之。非可得見。聞二其言一。言與二人音一等。時去時來。來則風肅然。居二室帷中一。時晝言。然常以夜。天子祓然後入。因巫爲二主人一關二

壽宮神君の最も貴き者は太一、(一)其の佐を大禁司命と曰ふの屬、皆之に從ふ。見ることを得べきに非ず、其言を聞く、(二)言人音と等し。時に去り時に來る、(三)來るときは風肅然たり。(四)室帷の中に居り、時に晝言ふ、然も常に夜を以てす。(五)天子祓して然して後に入る、巫に因りて主人と爲し、飲食に關し、以て(六)言行する所下す。又壽宮を(七)北宮に置き、羽旗を張り、供具を設け、以て神君を禮す。神君の言ふ所、上、人をして受けて其言を書せしめ、之を命けて畫法と曰ふ。(八)其の語る所世俗の知る所なり、絕殊なる者無し、而して天子心獨り喜び、其事祕して世知るもの莫し。

(一)太一神の佐大禁司命其他の神々皆太一に從ひて祭を受くるなり (二)其言人の聲に同じ (三)神君來る時あり

勝日。駕レ車辟ニ惡鬼一。又作ニ甘泉宮一。中爲ニ臺室一。畫ニ天地太一諸鬼神一。而置ニ祭具一以致ニ天神一。居歳餘。其方益衰。神不レ至。乃爲ニ帛書一以飯レ牛。佯不レ知。言曰。此牛腹中有レ奇。殺視得レ書。書言甚怪。天子識ニ其手書一。問ニ其人一。果是僞書。於レ是誅ニ文成將軍一隱レ之。其後則又作ニ柏梁銅柱。承

牛に飯せしめ、佯りて知らざるまねして言ひて曰く、此牛の腹中に奇有りと。殺し視て書を得たり。書の言甚だ怪し。天子其手書を識り(七)、其人に問ふに、果して是れ僞書なり。是に於て文成將軍を誅し、之を隱す。其後則ち又柏梁(八)、銅柱(九)、承露仙人掌の屬を作る。文成死す、明年天子鼎湖に病むこと甚し、巫醫致さざる所なし、愈えず。游水の發根(一〇)言す、上郡に巫有り(一一)、病みて鬼神之に下ると。上召し置いて之を甘泉に祠る。病むに及び、人をして神君に問はしむ。神君言して曰く、天子病を憂ふること無れ、病少しく愈へば、彊ひて我と甘泉に會せよと。是に於て病愈ゆ、遂に起ちて甘泉に幸す。病良に已ゆ。大赦し、壽宮(一二)に神君に置酒す。

(一) 天子神に擬するに非ざれば神來らず (二) 雲氣を車に畫けるものを造る、神雲に乘ずるに擬す (三) 五行相剋の理により、青は水の色なるを以て、甲乙の日を畫き、赤は火の色なるを以て、丙丁を畫き、水に關することには土の色たる黃き車に乘りて出づるをいふ (四) 祭具を神前に置きて神を招ぎ來さんとす (五) 文成將軍の方術益々衰へて神至らずと也 (六) 帛に不思議の言を記し、豫め牛に食はしめ置くなり (七) 其書を書きたるものの手跡を知り、之を訊問して其實を得たるなり (八) 臺の名、香柏にて梁を作れるを以て名づく、一說に百本の梁を用ふるを以て名づくと (九) 銅の柱を作り、其上に盤を作り、甘露を承けて之を飮む (一〇) 游水の人姓名は發根 (一一) 巫

子且二封禪一。乃上書獻二太山及其旁邑一。天子以二他縣一償レ之。常山王有レ罪遷。天子封二其弟於眞定一。以續二先王祀一。而以二常山一爲レ郡。然後五岳皆在二天子之邦一。其明年。齊人少翁以二鬼神方一見レ上。上有レ所レ幸王夫人一。夫人卒。少翁以レ方蓋夜致二王夫人及竈鬼之貌一云。天子自二帷中一望見焉。於レ是乃拜二少翁一爲二文成將軍一。賞賜甚多。以二客禮一禮レ之。

禮を以て之を禮す。

(一) 白鹿の皮を以て幣を作り、黃金一斤に代ふと (二) 銀と錫とを雜へて鑄たるもの、龍を鑄出したるものと、馬を鑄出したるものと、象を鑄出したるものとの三品ありたりといふ (三) 一角の奇獸を得たり、其狀麟の如きをいふ (四) つゝしみ祭るをいふ (五) 天子祭を愼み行ふを以て神報として一角獸を賜ふ、思ふに麟なりと (六) 焚きて神を祭る (七) 靈獸の瑞應あり、天に合することを、諸侯に顯し示す (八) 濟北王太山の地を獻じ、常山の地天子の郡となりたるを以て五岳所在の地は、すべて天子の郡域中に入れるなり (九) 王夫人と竈の神の形をあらはすをいふ (一〇) 天子帳帷の中より王夫人と竈の神を見る

文成言曰。上即欲二與レ神通一。宮室被服非レ象レ神。神物不レ至。乃作二畫雲氣車一。及各以二

文成言して曰く、上即神と通ぜんと欲せば、宮室被服神に象るに非ざれば、神物至らずと。乃ち畫雲氣車を作り、及び各〻勝日を以てし、車に駕して惡鬼を避く。又甘泉宮を作り、中に臺室を爲り、天地太一諸鬼神を畫き、祭具を置きて以て天神を致す。居ること歲餘、其方益〻衰へ、神至らず、乃ち帛書を爲り、以て

馬行用二一青牡馬一。太一。澤山君。地長用レ牛。武夷君用二乾魚一。陰陽使者以二一牛一。令二祠官領一レ之如二其方一。而祠二於忌太一壇旁一。

其後天子苑有二白鹿一。以二其皮一爲レ幣。以發二瑞應一。造二白金一焉。其明年郊レ雍。獲二一角獸一。若レ麟然。有司曰。陛下肅二祗郊祀一。上帝報享錫二一角獸一。蓋麟云。於レ是以薦二五時一。時加二一牛一以燎。錫二諸侯白金一。風三符應合二于天一也。於レ是濟北王以爲天

其後天子の苑に白鹿有り、(一)其皮を以て幣と爲し、以て瑞應を發し、(二)白金を造る。其明年雍に郊し、(三)一角獸を獲、麟の若く然り。有司曰く、陛下郊祀を肅(四)祗す、(五)上帝報享し、一角獸を錫ふ、蓋し麟と云ふと。是に於て以て五時に薦む、時ごとに一牛を加へて以て(六)燎す。諸侯に白金を錫ひ、(七)符應天に合することを風す。是に於て濟北王以爲らく、天子且に封禪せんとすと。乃ち上書して太山及び其旁の邑を獻ず。天子他縣を以て之を償ふ。常山王罪有りて遷さる、天子其弟を眞定に封じ、以て先王の祀を續がしめ、常山を以て郡と爲す。然して(八)後五岳皆天子の邦に在り。其明年齊人少翁、鬼神の方を以て上に見ゆ。上、幸する所王夫人といふもの有り。夫人卒す。少翁方を以て、蓋し夜(九)王夫人、及び竈鬼の貌を致すと云ふ、(一〇)天子帷中より望み見る、是に於て乃ち少翁を拜して文成將軍と爲し、賞賜甚だ多く、客

一。太一佐曰二五帝。古者天子。以二春秋一祭二太一東南郊。用二太牢。七日爲レ壇開二八通之鬼道。於レ是天子令三太祝立二其祠長安東南郊。常奉祠如二忌方。其後人有二上書言。古者天子三年壹用二太牢一祠二神三一。天一地一。太一。天子許レ之。令三太祝領二祠之於忌太一壇上。如二其方。後人復有二上書言。古者天子常以レ春解祠。祠二黃帝一用二一梟破鏡。冥羊用レ羊祠。

り、八通(三)の鬼道を開くと。是に於て天子太祝をして其祠を長安の東南郊に立てしめ、常に奉祠(四)すること忌の方の如くす。其後人上書して言ふもの有り、古は天子三年壹たび太牢を用ひ、神三一を祠る、天一、地一、太一なりと。天子之を許し、太祝をして之を忌(五)が太一壇上に領祠せしむると、一(六)に其方の如くす。後人復上書して言すもの有り、古は天子常に春を以て解祠(七)し、黃帝を祠るに一梟破鏡(八)を用ひ、冥羊(九)羊を用ひて祠る、馬行一青牡馬を用ひ、太一、澤山君(一〇)、地は長牛を用ひ、武夷君(一一)は乾魚を用ひ、陰陽使者(一二)は一牛を以てし、祠官をして之を領せしむと。其方の如くし、忌が太一壇の旁に祠る。

(一) 太一最尊貴にして五帝之を輔佐するをいふ (二) 牛羊豕の牲を具へて祭を行ふ (三) 八通する鬼神の通るべき道 (四) 太一を祀ること謬忌の獻言せる祭祀の法の如くす (五) 謬忌の太一壇に於て天一地一太一を祠り、太祝の官をして其事を領せしむるなり (六) 黃洪憲の說に從ひ「一に」と補ひ訓ず (七) 殃を解く爲の祭 (八) 母を食ふ梟と父を食ふ破鏡と稱する獸と (九) 神名なり (一〇) 地を澤山に祭る (一一) 武夷山の神 (一二) 陰陽の神

物。致レ物而丹砂可レ化爲二黄金一。黄金成以爲二飲食器一則益レ壽。益レ壽而海中蓬萊僊者乃可レ見。見レ之以封禪則不レ死。黄帝是也。臣嘗游二海上一見二安期生一。安期生食二巨棗一。大如レ瓜。安期生僊者。通二蓬萊中一。合則見レ人。不レ合則隱。於レ是天子始親祠レ竈。遣二方士一。入レ海求二蓬萊安期生之屬一。而事下化二丹砂諸藥齊一爲中黄金上矣。居久之。李少君病死。天子以爲化去不レ死。而使三黄錘史寬舒受二其方一。求二蓬萊安期生一莫二能得一。而海上燕齊怪迂之方士。多更來言二神事一矣。

方を受けしめ、蓬萊安期生を求むるに、能く得ること莫し。而も海上燕齊怪迂の方士、多く更ゝ來りて神の事を言ふ。(一五)

(一) 武安君田蚡　(二) 祖父　(三) 遊射せる處を記憶す、少君の言と附合せるを以て人之を驚けるなり　(四) 齊桓公の臺の名　(五) 銅器に刻せる文を案ずるに　(六) 少君は神靈の人、數百歲生存せる人故に桓公の時の事を知ると　(七) 鬼物を招ぎ來すをいふ　(八) 其黄金にて造れる器にて飲食すれば長壽を得るをいふ　(九) 海中蓬萊島に住む仙人を見ることを得べし　(一〇) 仙人を見、封禪を行ふときは不死の効あり、昔黄帝之を得行ひて不死の仙となれりと　(一一) 仙人の名　(一二) 其意に合ふときは出でて人を見然らざれば隱れて人を見ず　(一三) 仙化し去りたるものにて死するに非ずと　(一四) 李少君の方術を學ばしむ　(一五) 燕齊等東海に近き所に住む怪神怪誕迂遠の方士ども更替に朝廷に來りて神怪の說を述ぶるなり

亳人謬忌。奏下祠二太一一方上曰。天神貴者太

亳人謬忌太一を祠る方を奏して曰く、天神の貴き者は太一なり、(一)太一の佐を五帝と曰ふ、古は天子春秋を以て、太一を東南郊に祭り、(二)太牢を用ひ、七日壇を爲

嘗從二武安侯一飲。坐中有二九十餘老人一。少君乃言下與二其大父一游射處上。老人爲レ兒時。從二其大父一識二其處一。一坐盡驚。少君見レ上。上有二故銅器一。問二少君一。少君曰。此器齊桓公十年。陳二於柏寢一。已而案二其刻一。果齊桓公器。一宮盡駭。以爲少君神。數百歲人也。少君言レ上曰。祠レ竈則致レ

嘗て武安侯に從ひて飲む。坐中に九十餘の老人有り、少君乃ち其大父と游射する處を言ふ、老人兒たりし時、其大父に從ひ、其處を識る。一坐盡く驚く。少君、上に見ゆ。上、故銅器有り、少君に問ふ。少君曰く、此器は齊の桓公の十年、柏寢に陳すと。已にして其刻を案ずるに、果して齊の桓公の器なり。一宮盡く駭き、以爲らく少君神、數百歲の人なりと。少君上に言して曰く、竈を祠れば物を致す、物を致して丹砂化して黄金と爲す可し、黄金成りて以て飲食の器と爲す時は、壽を益す。壽を益して海中蓬萊の僊者乃ち見る可し、之を見て以て封禪するときは死せず、黄帝是なり。臣嘗て海上に游び、安期生を見る、安期生巨棗を食はしむ、大さ瓜の如し。安期生は僊者・蓬萊中に通ず、合ふときは人を見、合はざる時は隱ると。是に於て天子始めて親ら竈を祠り、方士を遣り、海に入りて蓬萊安期生の屬を求め、丹砂諸藥齊を化して黄金と爲すことを事とす。居ること久しくして、李少君病死す。天子以爲らく化し去りて死せずと。黄錘、史寬舒をして其

神君。舍之上林中䠠氏觀。神君者。長陵女子。以子死。見神於先後。宛若。宛若祠之其室。民多往祠。平原君往祠。其後子孫以尊顯。及今上卽位。則厚禮置祠之內中。聞其言不見其人云。是時李少君亦以祠竈穀道卻老方見上。上尊之。少君者。故深澤侯舍人。主方。匿其年及其生長。常自謂七十。能使物卻老。其游以方徧諸侯。無妻子。人聞其能使物及不死。更饋遺之。常餘金錢衣食。人皆以爲不治生業而饒給。又不知其何所人。愈信爭事之。少君資好方。善爲巧發奇中。

人を見ずと云ふ。是時李少君も亦祠竈、(五)穀道、(六)卻老(七)の方を以て上に見ゆ、上之を尊ぶ。少君は、故の深澤侯の舍人なり、(八)方を主る、其年乃び其生長を匿す、常に自ら七十と謂ふ、能く物を使ひ、(九)老を卻くと。其游方(一〇)を以て諸侯に徧くす、妻子無し。人其能く物を使ひ、及び死せざるを聞き、更〻之に饋遺す、常に金錢衣食を餘す。人皆以爲らく、生業を治めずして饒給すと。又其何所の人なることを知らず、愈〻信じ、爭ひて之に事ふ。少君が資、方を好む、善く巧發奇中(一一)を爲す。

(一) 郊に出でて上帝を祀るなり　(二) 兄の妻と弟の妻とをいふ　(三) 武帝の外祖母平原君に封ぜらる　(四) 外祖母の尊信する所なるを以て帝も亦招きて宮中に置きて之を祠れるなり　(五) 竈の神を祭る術　(六) 穀を食ひ道引をなして壽を長くする術、一說に穀物を辟け食はず仙となる術　(七) 老を卻けて老いざる術　(八) 深澤侯の舍人にして神仙道術の事を主るもの　(九) 物は鬼物、一說に藥物　(一〇) 方術を以て徧く諸侯に歷遊す　(一一) 時々言を發してよく的中するをいふ

六十餘歲矣。天下艾安。搢紳之屬。皆望三天子封禪改二正度一也。而上鄕二儒術一。招二賢良一。趙綰王臧等以二文學一爲二公卿一。欲下議レ古立二明堂城南一以朝中諸侯上。草下巡狩封禪改二歷服色一事上。未レ就。會竇太后治二黃老言一。不レ好二儒術一。使二人微伺一。得二趙綰等姦利事一。召案二綰臧一。綰臧自殺。諸所二興爲一皆廢。

め、儒術を好まず、人をして微に伺はしめ、(八)趙綰等が姦利の事を得、召して綰臧を案ず。(九)綰臧自殺し、諸〻興爲する所皆廢す。(一〇)

(一) 文帝の如く、祠官をして歲時に祭を行はしめ、別に新に祠を興すこと無かりしをいふ　(二) 治りて安きをいふ　(三) 正朔制度を改むることを希望す　(四) 賢良の士を招く　(五) 古帝王政を爲し諸侯を朝せしむる室　(六) 草案を作る　(七) 黃帝老子の道を學ぶをいふ　(八) 秘密に趙綰等の事を探索せしめて姦利の事あるを發見す　(九) 案問、取調べたるなり　(一〇) 趙綰等が計畫せる封禪明堂等の事行はれざるをいふ

後六年。竇太后崩。其明年。徵二文學之士公孫弘等一。明年。今上初至レ雍。郊二見五時一。後常三歲一郊。是時上求二

後六年竇太后崩ず。其明年、文學の士公孫弘等を徵す。明年今上初めて雍に至り、五時に郊見す、(一)後常に三歲一郊す。是時上神君を求め、之を上林中蹏氏觀に舍す。神君とは長陵の女子なり、子死するを以て、神を先後の宛若に見す、(二)宛若之を其室に祠る、民多く往きて祠る、(三)平原君往きて祠る、其後子孫以て尊顯なり。今上位に卽くに及び、(四)則ち厚く禮して之を內中に置祠す。其言を聞いて其

氣。意周鼎其出乎。兆見不迎則不至。於是上使使治廟汾陰。南臨河。欲祠出周鼎。人有上言告新垣平所言。氣神事皆詐也。下平吏治。誅夷新垣平。自是之後。文帝怠於改正朔服色神明之事。而渭陽長門五帝。使祠官領以時致禮不往焉。

ちて、再び天に中するをいふ ㈢ 改元を祝して天下の民をして宴を開かしむ ㈣ 汾陰の地正所に當り金寶の氣有り、周鼎此地より出づべし、之を迎へざるべからざるをいふ ㈤ 正朔を改め服色を變じ及び神明祭祀の事を怠り五帝廟にも祠官を行かしめて天子自ら祭ることなし

明年。匈奴數入邊。興兵守禦。後歲少不登數年。而孝景即位。十六年。祠官各以歲時祠如故。無有所興至今天子。今天子初即位。尤敬鬼神之祀。元年漢興已

明年匈奴數〻邊に入る、兵を興して守禦す。後、歲少しく登らざること數年、而して孝景位に即いて十六年、祠官各〻歲時を以て祠ること(一)故の如く、興す所有ることなし。今の天子に至る。今の天子初めて位に即き、尤も鬼神の祀を敬す。元年漢興りて已に六十餘歲なり、天下艾安なり(二)。搢紳の屬、皆天子封禪して正度(三)を改むることを望む、而して上儒術に鄉ひ、(四)賢良を招き、趙綰、王臧等文學を以て公卿と爲り、古を議して(五)明堂を城南に立て、以て諸侯を朝せしめんと欲す。巡狩、封禪、曆服色を改むる事を草す(六)。未だ就らず。會〻竇太后(七)黃老の言を治

其明年。新垣平使下人持二玉杯一。上二書闕下一獻レ之。平言レ上曰。闕下有二寶玉氣來者一。已視レ之。果有下獻二玉杯一者上。刻曰二人主延壽一。平又言。臣候レ日再中。居頃レ之。日卻復中。於レ是始更以二十七年一爲二元年一。令二天下大酺一。平言曰。周鼎亡在二泗水中一。今河溢通レ泗。臣望二東北一。汾陰直。有二金寶

其明年新垣平人をして玉杯を持し、闕下に上書して之を獻ぜしめ、平、上に言して曰く、闕下に寶玉の氣來る者有りと。已に之を視れば果して玉杯を獻ずる者有り、刻して人主延壽と曰ふ。(一)平、又言す。臣日を候するに再中せんと。(二)居ること頃して、日卻きて復中す。是に於て始めて更めて十七年を以て元年と爲し、(三)天下をして大に酺せしむ。平、言して曰く、周の鼎亡して泗水の中に在り、今河溢れて泗に通ず、臣東北を望むに、(四)汾陰直る、金寶の氣有り、意ふに周の鼎其れ出でんか、兆見る、迎へざれば至らずと。是に於て上、使を使し、廟を汾陰に治め、南、河に臨み、祠りて周鼎を出さんと欲す。人上書して新垣平が言ふ所の氣神の事皆詐なりと告すもの有り、平を吏に下して治せしめ、新垣平を誅夷す。是よりの後、(五)文帝正朔服色を改むると、神明の事とに怠る。而して渭陽長門五帝、祠官をして領し、時を以て禮を致さしめて、往かず。

(一) 平豫め人主延壽の四字を刻せしめて之を獻ぜしめ、闕下に寶玉の氣ありといひて上の意に當つ (二) 一度西に落

日。東北神明之舍。西方神明之墓也。天瑞下。宜下立祠二上帝一以合中符應上。於レ是作二渭陽五帝廟一。同レ宇。帝一殿面各五門。各如二其帝色一。祠所レ用及儀。亦如二雍五時一。夏四月。文帝親拜二灞渭之會一。以郊二見渭陽五帝一。五帝廟。南臨レ渭。北穿二蒲池溝水一。權火擧而祠。若二光煇然屬レ天焉。於レ是貴二平上大夫一。賜累二千金一。而使下博士諸生刺二六經一作中王制上。謀二議巡狩封禪事一。文帝出二長安門一。若レ見二五人於道北一。遂因二其直北一。立二五帝壇一。祠以二五牢具一。其

廟を作り、宇(五)を同じくす。帝一殿にして面各々五門、各々其帝の色の如くし、祠の用ふる所、及び儀も亦雍の五時の如くす。夏四月文帝親ら灞渭の會(六)に拜し、以て渭陽の五帝に郊見す。五帝の廟は南渭に臨み、北蒲(七)池溝水を穿つ、權火擧げて祠る、(八)光煇然えて天に屬する若し。是に於て平を上大夫に貴す、賜千金を累ぬ、而して博士諸生をして六經(九)を刺りて王制を作らしめ、巡狩封禪の事を謀議す。文帝長安門を出で、五人を道北に見るが若し、遂に其直北に因りて五帝壇を立て、祠るに五牢具を以てす。

(一) 善く氣を望むの術を以て帝に獻言するなり (二) 絻は冕と同じ (三) 日東北より出て西方に沒するをいふ (四) 天神氣の瑞を下す、故に祠を立て上帝を祠つて、以て之に應ずべきをいふ (五) 同じ屋根の下に五つの殿を作り殿ごとに五門を設け、其帝の色に從つて門を塗る (六) 灞水渭水の會流する所 (七) 蒲を池畔に種えたるなりと (八) 狼煙の如きものを擧げて祭を爲す、其光天に屬するが如し (九) 六經の文を采り取つて王制を作る、劉向の說に從へば本制、兵制、服制等の篇なりと

故河決二金堤一。其符也。年始二冬十月一。色外黑內赤。與レ德相應。如二公孫臣言一非也。罷レ之。後三歲。黃龍見二成紀一。文帝乃召二公孫臣一。拜爲二博士一。

て年（四）有り、朕上帝諸神に祈郊せん（五）、禮官（六）の議、諱むに朕を勞するを以てすること無れと。有司皆曰く、古は天子、夏親ら郊して上帝を郊に祀る、故に郊と曰ふと。是に於て夏四月文帝始めて雍の五時に郊見して祠る、衣皆赤を上ぶ。

（一）五行終始の傳に據れば、水に克つものは土なれば、水德の秦に代れる漢は土德ならざる可からず　（二）漢土德を以て天下に王たれば、其應として黃龍見はるべきをいふ、黃は土の色なり　（三）金堤は地の名黃河の水金堤に於て決潰せるは漢の水德たる證なりといふなり　（四）豐年なるをいふ　（五）郊に於て上帝及び諸神に祈るべきをいふ　（六）禮官のもの天子を勞するの故を以て之をはゞかるべからざるをいふ

與二諸生一草下改二歷服色一事上。其夏。下レ詔曰。異物之神。見二于成紀一。無レ害二於民一。歲以有レ年。朕祈二郊上帝諸神一。禮官議無レ諱以レ勞レ朕。有司皆曰。古者天子。夏親郊祠二上帝於郊一。故曰レ郊。於レ是夏四月。文帝始郊二見雍五畤一祠。衣皆上レ赤。

其明年。趙人新垣平以二望氣一見レ上。言。長安東北有二神氣一成二五采一。若二人冠絻一焉。或

其明年趙人新垣平（一）望氣を以て上に見え、言す、長安の東北に神氣有り、五采を成す、人の冠絻せる（二）が若し、或ひと曰く、（三）東北は神明の舍、西方は神明の墓なりと、天瑞下る、宜しく立てて上帝を祠り、（四）以て符應に合す可しと。是に於て渭陽の五帝

功。欲レ有レ增ニ諸神祠一。有司議增ニ雍五時。路車各一乘。駕被具一。西時畦時。禺車各一乘。禺馬四匹。駕被具。其河湫漢水。加玉各二。及諸祠各增ニ廣壇場珪幣俎豆一。以レ差加レ之。而祝レ釐者。歸ニ福於朕一。百姓不レ與焉。自レ今祝致レ敬。毋レ有レ所レ祈。

(一) 天下泰平にして疾疫行はれざるは祖先と社稷との靈によるをいふ　(二) 年々豐年のつゞくは天子の德によるにあらずして、上帝諸神の下したまふ福なるをいふ　(三) 乘馬に被らしむる裝飾をいふ　(四) 木にて作れる車馬　(五) 各々差等を設け、祭祀に供すべきものを增す　(六) 祠官福を神に禱るに、皆天子の爲に福を降すことを以てして百姓の爲に禱る所なきをいふ

魯人公孫臣上書曰。始秦得ニ水德一。今漢受レ之。推ニ終始傳一。則漢當ニ土德一。土德之應黃龍見。宜ト改ニ正朔一易ニ服色一。色上レ黃。是時丞相張蒼好ニ律歷一。以爲漢乃水德之始。

魯人公孫臣上書して曰く、始秦、水德を得たり、今漢之を受く、終始(一)の傳を推すときは、漢土德に當る、土德(二)の應は黃龍見る、宜しく正朔を改め、服色を易へ、色は黃を上ぶべしと。是時丞相張蒼律歷を好む、以爲らく、漢は乃ち水德の始、故に河(三)金堤に決するは、其符なり、年、冬十月に始り、色、外は黑く內は赤く、德と相應ず、公孫臣が言の如きは非なりと。之を罷む。後三歲黃龍成紀に見る。文帝乃ち公孫臣を召し、拜して博士と爲し、諸生と歷服色を改むるの事を草せしむ。其夏詔を下して曰く、異物の神、成紀に見る、民に害無く、歲以

年孝文帝即レ位。即レ位十三年。下レ詔曰。今祕祝移二過于下一。朕甚不レ取。自レ今除レ之。始名山大川在二諸侯一。諸侯祝各自奉レ祠。天子官不レ領。及二齊淮南國廢一。令下太祝盡以二歲時一致上レ禮如レ故。

諸侯の國に命じて壽星祠を作らしむ、壽星は稼穡を敎ふる星なり ㊃ 民里に在る社は民財を以て祭を行はしむ ㊄ 祕祝過を移す事は前に出でたり、孝文過を下に移すを以て不可なりとし、其非を除き行はざらしむ ㊅ 名山大川諸侯の領土内に在るものは、諸侯をして之を祭らしめ、天子の祭祀の官は之を行はざるなり ㊆ 齊淮南の二國廢せられ、天子祠官をして其領土内の山川を祭らしめたるなり

是歲制曰。朕即レ位十三年于今一。賴二宗廟之靈。社稷之福一。方內艾安。民人靡レ疾。間者比年登。朕之不德。何以饗レ此。皆上帝諸神之賜也。蓋聞古者饗二其德一。必報二其

是歲制して曰く、朕位に即いて今に十三年、宗廟(一)の靈、社稷の福に賴り、方內艾安し、民人疾靡し、間者(二)比年登る、朕の不德、何を以て之を饗けむ、皆上帝諸神の賜なり、蓋し聞く古は其德を饗すれば、必ず其功に報ずと、諸神祠を增す有らんと欲すと。有司議して雍の五時、路車各〻一乘、駕被(三)の具を增す、西時、畦時には禺車(四)各〻一乘、禺馬四匹、駕被の具、其河湫、漢水には加玉各〻二、及び諸祠各〻壇場、珪幣、俎豆を增し廣め、差(五)を以て之に加ふ。而して釐(六)を祝する者福を朕に歸す、百姓與らず、今より祝敬を致して祈る所有ること毋れと。

之屬。秦巫祠社主。巫保。族纍之屬。荊巫祠堂下。巫先。司命。施糜之屬。九天巫祠九天。皆以歲時祠宮中。其河巫祠河於臨晉。而南山巫。祠南山秦中。秦中者。二世皇帝。各有時月。

其後二歲。或曰。周興而邑部。立后稷之祠。至今血食天下。於是高祖制詔御史。其令郡國縣立靈星祠。常以歲時祠以牛。高祖十年春。有司請令縣常以春三月。及時臘。祠社稷以羊豕。民里社各自財以祠。制曰。可。其後十八

其後二歳、或ひと曰く、周興りて部に邑す、(一)后稷の祠を立て、今に至りて天下に血食(二)すと。是に於て高祖御史に制詔し、(三)其をして羣國縣をして靈星祠を立てしめ、常に歳時を以て、祠るに牛を以てせしむ。高祖十年、春、有司請ふ、縣をして常に春三月及び時臘を以て、社稷を祀るに、羊豕を以てせしめ、民里の社、各〻(四)自財して以て祠らしめむと。制して曰く、可なりと。其後十八年、孝文帝位に卽き、位に卽きて十三年、詔を下して曰く、今(五)祕祝過を下に移す、朕甚だ取らず、今より之を除けと。始めて名山大川の諸侯に在る、諸侯の祝各〻自ら奉祠す。天子の官は領(六)せず。齊、淮南、國廢するに及び、大祝をして盡く歳時を以て(七)禮を致さしむること故の如し。

(一) 后稷は周の祖先棄なり　(二) 神を祭るに牛羊等を用ふ故に祭を享くるを血食といふ　(三) 御史をして各郡縣及

而有レ四何也。莫レ知二其説一。於レ是高祖曰。吾知レ之矣。乃待レ我而具レ五也。乃立二黒帝祠一。命曰二北畤一。有司進祠。上不二親往一。悉召二故秦祝官一。復置二太祝太宰一。如二其故儀禮一。因令三縣爲二公社一。下レ詔曰。吾甚重レ祠而敬レ祭。今上帝之祭。及山川諸神當レ祠者。各以二其時一禮二祠之一如レ故。

後四歳。天下已定。詔二御史一。令三豐謹治二枌楡社一。常以二四時一。春以二羊彘一祠レ之。令三祝官立二蚩尤之祠於長安一。長安置二祠祝官女巫一。其梁巫祠二天地。天社。天水。房中。堂上之屬一。晉巫祠二五帝。東君。雲中。司命。巫社。巫族人。先炊

後四歳天下已に定る。御史に詔し、豐をして謹みて枌楡の社(一)を治めしめ、常に四時を以てす。春は羊彘を以て之を祠り、祝官をして蚩尤(二)の祠を長安に立てしめ、長安に祠祝の官女巫を置き、其梁巫は天地、天社、天水、房中、堂上の屬を祠り、晉巫は五帝、東君(三)、雲中(四)、司命(五)、巫社、巫族人、先炊(六)の屬を祠る。秦巫は社主、巫保、族纍の屬を祠り、荊巫は堂下、巫先、司命、施糜(七)の屬を祠り、九天巫は九天を祠る、皆歳時を以て宮中に祠る。其河巫は河を臨晉に祠る、而して南山巫は南山を秦中(八)に祠る、秦中は二世皇帝、各ゝ時月有り。

(一) 高祖初枌楡の社に禱る、故に枌楡の社を治めしむ (二) 沛公となりて蚩尤を祠る、故に長安に蚩尤の祠を立てしむ (三) 日の神 (四) 雲の神 (五) 人命を司る神 (六) 古の炊母神なりと (七) 魔術を施す神 (八) 秦の二世皇帝の靈をまつる

白帝子也。而殺者赤帝子。高祖初起。禱二豐枌楡社一。徇レ沛爲二沛公一。則祠二蚩尤一、釁二鼓旗一。遂以二十月一至二灞上一。與二諸侯一平二咸陽一。立爲二漢王一。因以二十月一爲二年首一。而色上レ赤。二年。東擊二項籍一而還入レ關。問三故秦時上帝祠二何帝一也。對曰。四帝。有二白青黃赤帝之祠一。高祖曰。吾聞天有二五帝一。

徇へて沛公と爲り、則ち蚩尤を祠り、(三)鼓旗に釁り、遂に十月を以て灞上に至り、諸侯と咸陽を平ぐ。立つて漢王と爲り、因りて十月を以て年首と爲し、色は赤を上ぶ。二年東のかた項籍を擊ち、還りて關に入り、故秦の時の上帝、何の帝を祠ると問ふ。對へて曰く、四帝、白青黃赤帝の祠有りと。高祖曰く、吾聞く天に五帝有り、而るに四有るは何ぞと。其說を知るもの莫し。是に於て高祖曰く、吾之を知れり、乃ち我を待ちて五を具へんと。乃ち黑帝の祠を立て、命じて北畤と曰ふ。有司進祠す、上親ら往かず、悉く故の秦の祝官を召し、(四)復太祝、太宰を置くこと、其故の儀禮の如くす。因りて縣ごとに公社を爲らしめ、詔を下して曰く、吾甚だ祠を重んじ祭を敬す、今上帝の祭、及び山川諸神の當に祠るべき者、各ゝ其時を以て之を禮祠すること故の如くせよと。

(一) 物は鬼物なり殺されたるは白帝の子、白帝は秦の尊祀する所卽秦の天子に當るをいふ (二) 沛を討從へ、軍神蚩尤を祭る (三) 牛羊の血を以て鼓旗に塗るなり (四) 太祝、太宰等の祭祀の官を置き、其禮秦の時の如くするをいふ

禺車馬一駟。各如其帝色。黄犢羔各四。珪幣各有數。皆生瘞埋。無俎豆之具。三年一郊。秦以冬十月為歳首。故常以十月上宿郊見。通權火。拜於咸陽之旁。而衣上白。其用如經祠云。

西時畦畤祠如其故。上不親往。諸此祠皆太祝常主。以歳時奉祠之。至如他名山川諸鬼及八神之屬。上過則祠。去則已。郡縣遠方神祠者。民各自奉祠。不領於天子之祝官。祝官有祕祝。即有菑祥。輒祝祠。移過於下。

西時、畦時の祠其故の如くす、上親ら往かず、諸此祠は皆太祝常に主り、歳時を以て之を奉祠す。他の名山川、諸鬼及び八神の屬の如きに至りては、上過ぐるときには祠り、去るときは已む。郡縣遠方の神祠は、民各〻自ら奉祠し、天子の祝官に領せず。祝官に祕祝有り、即菑祥有れば、輒ち祝祠して過を下に移す。

(一)祭祀を掌る官 (二)天子其地を過ぐれば祠り然らざれば祠らず (三)郡縣の神祠、都に遠きものは其地の民之を祠り、天子の祭祀の官之を掌らず (四)祭祀の官私に祝禱して其菑害を下民に移し、天子をして之に當らざらしむ

漢興。高祖之微時。嘗殺大蛇。有物曰。蛇

漢興り、高祖の微なりし時、嘗て大蛇を殺す。物有りて曰く、蛇は白帝の子なり、而して殺す者は赤帝の子なりと。高祖初め起り、豊の枌楡の社に禱る。沛を

廟亦有㆓杜主㆒。杜主故周之右將軍。其在㆓秦中㆒最小鬼之神者。各以㆓歲時㆒奉祠。唯雍四時。上帝爲㆑尊。其光景動㆓人民㆒唯陳寶。故雍四時。春以爲㆓歲禱㆒。因泮㆑凍。秋涸㆑凍。冬賽祠。五月嘗駒。及四仲之月祠。若㆓月祠㆒。陳寶節來。一祠。春夏用㆑騂。秋冬用㆑騮。時駒四匹。木禺龍。欒車一駟。木

其の秦中に在る最小鬼の神なる者、各々歲時を以て奉祠す。唯雍の四時上帝を尊と爲す、(一)其光景人民を動すは唯陳寶のみ。(二)故に雍の四時、春以て歲禱を爲し、因りて凍を泮す、秋凍を涸し、冬は賽祠す。五月は嘗駒、及び四仲の月の祠、(三)月祠の若し。陳寶の節に來る、一祠は、春夏は騂を用ひ、(四)秋冬は騮を用ふ。時は駒四匹、木(五)禺龍、欒車一駟、木禺車馬一駟、各々其帝の色の如くす、(六)黃犢羔各々四、(七)珪幣各々數有り、皆生きながら瘞埋す、俎豆の具無し、三年に一たび郊す。秦は冬十月を以て歲首と爲す、故に常に十月を以て上宿して(八)郊見す。(九)權火を通じ、咸陽の旁に拜す、而して衣は白を上ぶ、其用は經の祠の如くすと云ふ。

(一) 雍の四時に祠れる上帝諸鬼神の中にて最尊に居る　(二) 陳寶の祭祀最も人心を動すをいふ　(三) 仲春仲夏仲秋仲冬の祭　(四) 赤き馬、騮の解は前に在り　(五) 木に造れる龍と、鈴をつけたる車一駟をも供へて祭る　(六) 白帝を祭るに白色のものを用ふるの類　(七) 黃犢四匹、羔四匹　(八) 天子齋戒して都に於て祭るをいふ　(九) 烽火を揚げて祭る

祠二朝那一。江水。祠レ蜀。亦春秋泮涸禱賽。如二東方名山川一。而牲牛犢。牢具珪幣各異。而四大冢。鴻岐。吳岳。皆有二嘗禾一。陳寶節來祠。其河加有二嘗醪一。此皆在二雍州之域一。近二天子之都一。故加二車一乘。騮駒四。灞産。長水。灃澇。涇渭。皆非二大川一。以レ近二咸陽一。盡得レ比二山川祠一。而無二諸加一。汧洛二淵。鳴澤。蒲山。岳壻山之屬。爲二小山川一。亦皆歲禱賽泮涸祠。禮不二必同一。而雍有二日月參辰。南北斗。熒惑太白。歲星塡星。二十八宿。風伯雨師。四海九臣。十四臣。諸布諸嚴。諸逑之屬。百有餘廟。西亦有二數十祠一。於レ湖有二周天子祠一。於二下邽一。有二天神一。灃滈有二昭明。天子辟池一。於二社亳一。有二三社主之祠。壽星祠一。而雍菅

以て、盡く山川の祠に比するを得、諸(七)の加ふる無し。汧洛、二淵、鳴澤、蒲山、嶽壻山の屬、小山川爲り、亦皆歲ごとに禱賽泮涸の祠をす。禮必ずしも同じからず。雍に日月參辰、南北斗、熒惑、太白、歲星、塡星、二十八宿、風伯、雨師、四海、九臣、十四臣、諸布、諸嚴、諸逑の屬百有餘廟有り、西にも亦數十祠有り、湖に於ては周天子の祠有り、下邽に於ては天神有り、灃滈には昭明、天子の辟池有り、社亳に於いては、三社主の祠、壽星の祠有り、而して雍の菅廟にも亦杜主有り、杜主は故周の右將軍なり。

(一) 臨晉といふ地に於て黃河の神を祀る (二) 春凍を泮き秋涸を涸し冬賽し禱祀すること、東方名山名川を祭ると同じ (三) 新穀を神にさゝげて神をして之を嘗めしむるをいふ (四) 陳寶の事は前に出づ、陳寶の神節を以て來る時は之を祭る (五) 濁酒なり (六) 赤くして鬣の黑き馬 (七) 加ふるに一乘の車、騮駒等を以てせざるをいふ

而四嶽各如其方。四瀆咸在山東。至秦稱帝都咸陽。則五嶽四瀆。皆幷在東方。自五帝以至秦。軼興軼衰。名山大川。或在諸侯。或在天子。其禮損益世殊。不可勝記。及秦幷天下。令祠官所常奉天地名山大川鬼神可得而序也。於是自殽以東。名山五。大川祠二。曰太室。太室嵩高也。恆山。泰山。會稽。湘山。水曰濟。曰淮。春以脯酒爲歲祠。因泮凍。秋涸凍。冬塞禱祠。其牲用牛犢各一。牢具珪幣各異。

在るをいふ　(七)諸侯も亦封内の山川を祭る、其禮或は盛に或は殺ぐを以て同じからず列記するに勝へざるなり　(八)祠官天地名山大川鬼神の祭祀を掌り各序次記すべきあるをいふ　(九)脯は乾肉、乾肉と酒とを供へて祀るをいふ　(一〇)神の福に報い且禱り祀るをいふ

自華以西。名山七。名川四。曰華山。薄山。薄山者襄山也。岳山。岐山。吳岳。鴻冢。瀆山。瀆山蜀之汶山也。水曰河。祠臨晉。沔祠漢中。湫淵。

華より以西名山七、名川四。曰く、華山、薄山、薄山は襄山なり、岳山、岐山、吳岳、鴻冢、瀆山、瀆山は蜀の汶山なり。水を河と曰ふ、(一)臨晉に祠る、沔は漢中に祠る、湫淵は朝那に祠る、江水は蜀に祠る、亦春秋泮涸(二)禱賽東方名山川の如し而して牲は牛犢、牢具珪幣各〻異なり。而して四大冢鴻岐吳岳皆(三)嘗禾有り。陳寶(四)節に來るときは祠る、其河加ふるに嘗醪有り、此れ皆雍州の域に在り、天子の都に近し。故に車一乘、駵駒(六)四を加ふ。灞(五)產、長水、灃澇、涇渭は皆大川に非ず、咸陽に近きを

旁。以章二始皇之功德一。其秋。諸侯畔レ秦。三年而二世弑死。始皇封禪之後。十二歲秦亡。諸儒生疾下秦焚二詩書一。誅中僇文學上。百姓怨二其法一。天下畔レ之。皆譌曰。始皇上二泰山一。爲二暴風雨一所レ擊。不レ得二封禪一。此豈所レ謂無二其德一。而用レ事者邪。昔三代之君。皆在二河洛之閒一。故嵩高爲二中嶽一。

畔く。皆譌りて曰く、始皇泰山に上り、暴風雨の擊つ所となり、封禪することを得ずと。(三)此れ豈謂はゆる其德無くして事を用ふるものか。昔三代の君、皆河洛の閒(四)に在り、故に嵩高を中嶽(五)と爲し、四嶽各〻其方の如くす。四瀆咸山東に在り。秦、帝と稱し咸陽に都するに至り、則ち五嶽四瀆皆幷に東方に在り。五帝より以て秦に至るまで、軼に興り軼に衰へ、名山大川或は諸侯(六)に在り、或は天子に在り、其禮の損益世〻(七)殊なり、勝げて記す可からず。秦天下を幷するに及び、祠官(八)常奉する所、天地名山大川鬼神をして得て序す可からしむ。是に於て殽より以東、名山五、大川の祠二。曰く太室、太室は嵩高なり、恆山、泰山、會稽、湘山。水を濟と曰ひ、淮と曰ふ。春は脯酒を以て歲の爲に祠り(九)、因りて凍を泮く。秋は凍を涸す。冬は賽(一〇)して禱祠す。其牲は牛犢各〻一を用ふ。牢具珪幣各〻異なり。

(一) 始皇が巡遊せる時立てたる碑の旁に更に始皇の功德を刻せるなり (二) 儒生は詩書を焚き諸儒を坑にせるを怨み百姓は法の苛察なるを怨みて始皇の封禪する能はざりしといふ說を成す (三) 太史公の斷案なり (四) 黃河と洛水との附近に居りしをいふ (五) 河洛の地を中心として東西南北を定む (六) 諸侯の封域內に在り天子の所領中に

至者。諸僊人及不死之薬皆在焉。其物禽獣盡白。而黄金銀爲宮闕。未至望之如雲。及到三神山反居水下。臨之風輒引去。終莫能至云。世主莫不甘心焉。及至秦始皇幷天下。至海上則方士言之。不可勝數。始皇自以爲至海上。而恐不及矣。使人乃齎童男女入海求之。船交海中。皆以風爲解。曰未能至。望見之焉。其明年。始皇復游海上。至琅邪。過恒山。従上黨歸。後三年。游碣石。考入海方士。従上郡歸。後五年。始皇南至湘山。遂登會稽。並海上。冀遇海中三神山之奇薬。不得。還至沙丘崩。

踏つて其後を承くるといふ類の説を著す　(二) 仙人の名なりとも以上四人宋毋忌より羨門子高に至る最後まで皆といふ意とも解せらる　(三) 其形骸を解き去り仙化するをいふ　(四) 騶衍の書に主運といふ篇あり五行のことを述ぶ　(五) 怪異の説を述べて人王に諛び諂ひ苟も人王の意に合せんとするの徒輩出するをいふ　(六) 齊の威宣、燕の昭王　(七) 世人傳へて渤海の中に在りと爲す　(八) 其山人間に遠からざれども且に達せんとする時風あり其船を引き去りて達せしめざるを患とす　(九) 人主三神山のことを聞き其薬を得むとするの情已む能はざるをいふ　(一〇) 其船の多きをいふ　(一一) 風に遇ひて達する能はざるを辭柄とす　(一二) 其虚實を試むるなり

二世元年。東巡碣石。並海南歴泰山。至會稽。皆禮祠之。而刻勒始皇所立石書

二世元年、東碣石を巡り、海に竝ひて南泰山を歴、會稽に至り、皆之を禮祠す。而して始皇立つる所の石書の旁に刻勒し、(一) 以て始皇の功徳を章す。其秋諸侯秦に畔き、三年にして二世弑せられて死す。始皇封禪せる後、十二歳にして秦亡ぶ。(二) 諸儒生、秦の詩書を焚き文學を誅僇せるを疾み、百姓其法を怨み、天下之に

爲二方仙道一。形解銷化。依二於鬼神之事一。騶衍以二陰陽主運一。顯二於諸侯一。而燕齊海上之方士。傳二其術一不レ能レ通。然則怪迂阿諛苟合之徒自レ此興。不レ可レ勝數一也。自二威宣燕昭一。使三人入レ海求二蓬萊方丈瀛洲一。此三神山者。其傳在二渤海中一。去レ人不レ遠。患二且レ至。則船風引而去。蓋嘗有二

を去ること遠からず、且に至らんとすれば、船風引いて去るを患ふ。蓋し嘗て至れる者有り。諸僊人及び不死の藥皆在り。其物禽獸盡く白く、黃金銀、宮闕を爲る、未だ至らずして之を望むに雲の如し。到るに及びて三神山反りて水下に居る。之に臨めば風輒ち引き去る。終に能く至ると莫しと云ふ。世主甘心せざるは莫し。(九)秦の始皇天下を幷するに至るに及び、海上に至れば、方士之を言ふもの、勝げて數ふ可からず。始皇自ら以爲らく、海上に至るも恐らく及ばずと。人をして乃ち童男女を齎し、海に入りて之を求めしむ。(一〇)船海中に交る。(一一)皆風を以て解を爲す。曰く、未だ至る能はざるも、之を望見せりと。其明年始皇復海上に游び、琅邪に至り、恒山を過ぎ、上黨に從うて歸る。後三年、碣石に游び、海に入るの方士(一二)を考し、上郡より歸る。後五年、始皇南湘山に至り、遂に會稽に登り、海上に竝ひ、海中三神山の奇藥に遇ふことを冀ふ。得ず。還りて沙丘に至りて崩ず。

(一) 騶衍といふ學者の徒、水火木金土の五行の德各々相勝つて始終するの說、例へば周は火德、秦は水德を以て之に

小山之上。命曰時。地貴陽。祭之必於澤中圓丘云。三曰兵主。祠蚩尤。蚩尤在東平陸監鄉。齊之西境也。四曰陰主。祠三山。五曰陽主。祠之罘。六曰月主。祠之萊山。皆在齊北。並勃海。七曰日主。祠成山。成山斗入海。最居齊東北隅。以迎日出云。八曰四時主。祠琅邪。琅邪在齊東方。蓋歲之所始。皆各用一牢具祠。而巫祝所損益。珪幣雜異焉。

(一) 天齊は泉の名、臨菑といふ地の南に在り、天の臍に當ると、齊に此天齊あるは齊國の齊國たる所以なりといふもの或人の說なり (二) 天は陰を好むものなれば、高山の下にて日の陰となる小山の上を選ぶ (三) 地は陽を貴ぶを以て廣く平なる澤中の地を選び圓丘に於て之を祭る (四) 突き出づるをいふ (五) 巫祝時によりて其禮を損益するを以て神に供する珪幣の數に至りては常に一定の禮なきをいふ

自齊威宣之時。騶子之徒。論著終始五德之運。及秦帝。而齊人奏之。故始皇采用之。而宋毋忌。正伯僑。充尙。羨門子高。最後皆燕人。

齊の威宣の時より、騶子(一)の徒、終始五德の運を論著す。秦の帝たるに及びて齊人之を奏す。故に始皇之を采り用ふ。而して宋毋忌、正伯僑、充尙、羨門子高、最後(二)皆燕人なり。方仙道を爲し、(三)形解銷化す。鬼神の事に依る。(四)騶衍陰陽主運を以て、諸侯に顯る。而して燕齊の海上の方士其術を傳へ、通ずる能はず。然れば則ち(五)怪迂阿諛苟合の徒此より興るもの勝げて數ふ可からざるなり。(六)威宣燕昭より、人をして海に入り、蓬萊、方丈、瀛州を求めしむ。此三神山は、其傳(七)渤海中に在り、人(八)

於レ是始皇遂東遊二海上一。行禮二祠名山大川及八神一。求二僊人羨門之屬一。八神將自レ古而有レ之。或曰。太公以來作レ之。齊所二以爲レ齊。以二天齊一也。其祀絕莫レ知二起時一。八神一曰天主。祠二天齊一。天齊淵水。居二臨菑南郊山下一者。二曰地主。祠二泰山梁父一。蓋天好レ陰。祠レ之必於二高山之下一。

是に於て始皇、遂に東のかた海上に遊び、行くゆく名山大川及び八神を禮祠し、僊人羨門の屬を求む。八神將古より之れ有り、或は曰く、太公以來之を作る、齊の齊たる所以は天齊を以てなりと。其祀絕えて起る時を知るもの莫し。八神、一に曰く天主。天齊を祠る。天齊は淵水、臨菑の南郊山下に居る者なり。二に曰く地主。泰山梁父を祠る。(一)蓋し天陰を好む、(二)之を祠るに必ず高山の下、小山の上に於てす。命じて時と曰ふ。(三)地陽を貴ぶ、之を祭るに必ず澤中の圜丘に於てすと云ふ。三に曰く兵主。蚩尤を祠る。蚩尤は東平陸監鄉に在り、齊の西境なり。四に曰く陰主。三山を祠る。五に曰く陽主。之罘を祠る。六に曰く月主。之萊山を祠る。皆齊の北に在り、勃海に竝ぶ。七に曰く日主。成山を祠る。成山海に斗入し、(四)最も齊の東北隅に居る、以て日出を迎ふと云ふ。八に曰く四時主。琅邪を祠る。琅邪は齊の東方に在り、蓋し歲の始る所、皆各〻一牢の具を用ひて祠る。(五)巫祝損益する所、珪幣襍異なり。

人。至二乎泰山下一。諸儒生或議曰。古者封禪爲二蒲車一。惡レ傷二山之土石草木一。掃レ地而祭。席用二葅稭一。言二其易レ遵也。始皇聞二此議一。各乖異難レ施用。由レ此絀二儒生一。而遂除二車道一。上自二泰山陽一。至レ巓。立レ石頌二秦始皇帝德一。明二其得レ封也。從二陰道一下。禪二於梁父一。其禮頗采二太祝之祀二雍上帝一所レ用。而封藏皆祕レ之。世不レ得而記一也。始皇之上二太山一。中阪遇二暴風雨一。休二於大樹下一。諸儒生既絀。不レ得レ與二用於封事之禮一。聞三始皇遇二風雨一。則譏レ之。

難し。此に由りて儒生を絀け、遂に車道を除きて、上るに泰山の陽よりし、巓に至り石を立て、秦の始皇帝の德を頌す。其の封を得るを明にするなり。陰道より下り、梁父に禪す。其禮頗る太祝(五)の雍の上帝を祀るに用ふる所を采る。而して封藏(六)して皆之を祕す。世得て記せざるなり。始皇の太山に上る、中阪にして暴風雨に遇ひ、大樹の下に休す。諸儒生既に絀けられ、封事(七)の禮に與り用ひらるゝを得ず。始皇の風雨に遇ふを聞き、則ち之を譏る。

(一) 秦の功業を記して石に勒して山上に立てしなり (二) 蒲といふ草にて車輪をつゝみたる車 (三) 藁の皮をむきて作れる席 (四) 儒の議區々にて用ふべからざるをいふ (五) 秦の祭祀を主る官の雍にて上帝を祀る禮儀を用ふ (六) 封禪の儀禮祕して世に發せず、故に世人之を記する能はず (七) 儒生等始皇に用ひられず封禪の事に與ることを得ず

白帝㆒。其後百二十歲。而秦滅㆑周。周之九鼎入㆓于秦㆒。或曰。宋太丘社亡。而鼎沒㆓于泗水彭城下㆒。其後百一十五年。而秦幷㆓天下㆒。秦始皇既幷㆓天下㆒而帝。或曰。黃帝得㆓土德㆒。黃龍地螾見。夏得㆓木德㆒。青龍止㆓於郊㆒。草木暢茂。殷得㆓金德㆒。銀自㆑山溢。周得㆓火德㆒。有㆓赤烏之符㆒。今秦變㆑周。水德之時。昔秦文公出獵。獲㆓黑龍㆒。此其水德之瑞。於㆑是秦更命㆑河曰㆓德水㆒。以㆓冬十月㆒爲㆓年首㆒。色上㆑黑。度以㆑六爲㆑名。音上㆓大呂㆒。事統上㆑法。

月を以て年首と爲し、色は黑を上び、度六を以て名と爲し、音は大呂を上び、事(七)統法を上ぶ。

(一)平王の時襄公を封じて諸侯となす、これ周と離るゝなり、其後五百十六年を經て、西周邑を獻じて秦周一となる、是れ五百歲復合すといふ豫言に當るといふ　(二)金德の祥瑞を得たりとなす　(三)金の色は白、白帝は金德の神　(四)黃は土の色、螾は丘蚓(ミミヅ)、蚓の大さ五六圍にて長さ十餘丈のもの出でしなりと　(五)火の色赤し故に赤烏の符瑞見る　(六)方六寸を以て符と爲し、六尺を歩と爲すと　(七)水利殺を主るを以て政治法令を上ぶなりと

卽㆓帝位㆒三年。東巡㆓郡縣㆒。祠㆓騶嶧山㆒。頌㆓秦功業㆒。於㆑是徵㆓從齊魯之儒生博士七十

帝位に卽きて三年、東郡縣を巡り、騶嶧山を祠り、(一)秦の功業を頌す。是に於て齊魯の儒生博士七十人を徵し從へ、泰山の下に至る。諸儒生或は議して曰く、古は封禪するに、(二)蒲車を爲る、山の土石草木を傷くるを惡むなり。地を掃ひて祭る、席に(三)葅稭を用ふ、其の遵ひ易きを言ふなりと。始皇此議を聞き、各〻(四)乖異して施用し

之治。維成王。成王之封禪則近之矣。及後陪臣執政。季氏旅於泰山。仲尼譏之。是時萇弘以方事周靈王。諸侯莫朝周。周力少。萇弘乃明鬼神事。設射狸首。狸首者。諸侯之不來者。依物怪。欲以致諸侯。諸侯不從。而晉人執殺萇弘。周人之言方怪者自萇弘。

其後百餘年。秦靈公作吳陽上時。祭黃帝。作下時。祭炎帝。後四十八年。周太史儋。見秦獻公曰。秦始與周合。合而離。五百歲。當復合。合十七年。而霸王出焉。櫟陽雨金。秦獻公自以爲得金瑞。故作畦時櫟陽。而祀

其後百餘年、秦の靈公吳陽の上時を作り、黃帝を祭り、下時を作つて炎帝を祭る。後四十八年、周の太史儋秦の獻公に見えて曰く、秦始めて周と合ひ、(一)合ひて離る、五百歲にして當に復合ふべし。合して十七年にして霸王出でんと。櫟陽金を雨ふらす。秦の獻公自ら以爲らく金瑞(二)を得たりと。故に畦時を櫟陽に作りて、(三)白帝を祀る。其後百二十歲にして秦周を滅す、周の九鼎秦に入る。或は曰く、宋の太丘の社亡び、鼎泗水彭城の下に沒す、其後百一十五年にして秦天下を幷す。秦の始皇既に天下を幷せて帝たりと。或は曰く、黃帝土德を得、(四)黃龍地螾見る、夏木德を得、靑龍郊に止り、草木暢茂す。殷金德を得、銀山より溢る。周火德を得、(五)赤烏の符有り。今秦周を變ず、水德の時なり、昔秦の文公出でて獵し、黑龍を獲たり、此れ其水德の瑞なりと。是に於て、秦更めて河を命じて德水と曰ひ、冬十

十九年而卒。其後百有餘年。而孔子論二述六一藝傳一。略言下易レ姓而王。封二泰山一禪二乎梁父一者。七十餘王上矣。其俎豆之禮不レ章。蓋難レ言之。或問二禘之說一。孔子曰。不レ知。知二禘之說一。其於二天下一也。視二其掌一。詩云。紂在レ位。文王受レ命。政不レ及二泰山一。武王克レ殷二年。天下未レ寧而崩。爰周德

禮章ならず、蓋し之を言ふことを難れるなり。或ひと禘の說を問ふ。孔子曰く、知らず、(二)禘の說を知る、其の天下に於ける、其掌を視すごとしと。詩に云く、紂位に在り、文王命を受け、政泰山に及ばず、武王殷に克ち、二年天下未だ寧からずして崩ず。爰に周德の洽(三)は維れ成王、成王の封禪は則ち之に近し。後に及び陪臣政を執り、(四)季氏泰山に旅(五)す、仲尼之を譏る。是時萇弘方(六)を以て周の靈王に事ふ。諸侯周に朝するもの莫し。周の力少し。萇弘乃ち鬼神の事を明にし、設けて(七)狸首を射る。狸首は諸侯の來らざる者、物怪に依りて、以て諸侯を致さんと欲す。諸侯從はず。而して晉人萇弘を執へ殺す。周人の方怪を言ふ者、萇弘よりす。

(一) 孔子六經の傳を作り、曰ふ前代諸王姓を易へ命を受けて封禪するもの七十餘王と、其俎豆を設け之を祀る禮の詳なることに至りては之を難りて言はざるをいふ (二) 論語に出でたり、禘は王者其祖先を祭る大祭の名、禘の說を知るもの天下の事に於て其易々たること掌を人に示すが如きをいふ (三) 文王天の命を受けたれども其政治未だ天下の廣きに及ばす (四) 周の德成王に至りて成るをいふ (五) 旅は祭の名、季氏は魯の臣、季氏陪臣を以て泰山を祭る禮に非ざるなり故に孔子之を譏る (六) 方怪の術なり (七) 狸首は不來ともいふ、狸首を射て諸侯の來らざるものを咀ふなり

禪云云。黃帝封泰山。禪亭亭。顓頊封泰山。禪云云。帝借封泰山。禪云云。堯封泰山。禪云云。舜封泰山。禪云云。禹封泰山。禪會稽。湯封泰山。禪云云。周成王封泰山。禪社首。皆受命然後得封禪。桓公曰。寡人北伐山戎。過孤竹。西伐大夏。涉流沙。束馬懸車。上卑耳之山。南伐至召陵。登熊耳山以望江漢。兵車之會三。而乘車之會六。九合諸侯。一匡天下。諸侯莫違我。昔三代受命。亦何以異乎。於是管仲睹桓公不可窮以辭。因設之以事曰。古之封禪。鄗上之黍。北里之禾。所以爲盛。江淮之間。一茅三脊。所以爲藉也。東海致比目之魚。西海致比翼之鳥。然後物有不召而自至者。十有五焉。今鳳凰麒麟不來。嘉穀不生。而蓬蒿藜莠茂。鴟梟數至。而欲封禪。毋乃不可乎。於是桓公乃止。

是歲。秦繆公內晉君夷吾。其後三置晉國之君。平其亂。繆公立。三

爲め、狗を磔にして、之を禳ひ防ぎしなり　(三) 秦の史官此事を記して朝廷の府庫中に藏めたるなり　(四) 管仲の字　(五) 山名　(六) 亭亭も亦山の名なり　(七) 以上十二君皆天命を受けて天子と爲り、然して後封禪の禮を行へるをいふ　(八) 馬を束ねしばり、車を鉤にて懸けて卑耳と稱する山上に上れるをいふ　(九) 戰爭によつて諸侯を會すること三回、平和の時諸侯を會せしむること六回　(一〇) 言辭にては說伏する能はざるを以て到底不可得の物を設け擧げて封禪の事を阻止したるなり　(一一) 之を藉りて神を祀る　(一二) 三脊の茅を以て敷物となすなり　(一三) 鳳凰麒麟等の靈鳥靈獸至らずして蓬蒿藜莠等の惡草の茂るをいふ

是歲秦の繆公、晉君夷吾を內れ、其後三たび晉國の君を置き、其亂を平ぐ。繆公立ちて三十九年にして卒す。其後百有餘年にして、(一)孔子六藝の傳を論述し、略姓を易へて王となり、泰山に封じ、梁父に禪する者七十餘王なりと言ふ、其俎豆の

公平晉亂。史書而記載之府。而後世皆曰。秦繆公上天。秦繆公卽位九年。齊桓公既霸。會諸侯於葵丘。而欲封禪。管仲曰。古者封泰山。禪梁父者。七十二家。而夷吾所記者。十有二焉。昔無懷氏封泰山。禪云云。虙羲封泰山。禪云云。神農封泰山。禪云云。炎帝封泰山。

封じ、會稽に禪す。湯泰山に封じ、云云に禪す。周の成王泰山に封じ、社首に禪す。皆命を受けて然して後封禪することを得たりと。(七)桓公曰く、寡人北山戎を伐ち、孤竹を過ぎ、西大夏を伐ちて流沙を渉り、馬を束ね車を懸し、卑耳の山に上(八)る。南伐召陵に至り、熊耳山に登りて以て江漢を望む。兵車の會三にして、乘車の會六、諸侯を九合し、天下を一匡す、諸侯我に違ふ莫し(九)、昔三代の命を受くるも、亦何を以て異ならんや」と。是に於て管仲桓公の窮(一〇)するに辭を以てす可からざるを睹、因りて之を設くるに事を以てして曰く、古の封禪は、鄗上の黍、北里の禾(一一)、盛と爲す所以、江淮の間、一茅三脊(一二)、藉と爲す所以、東海比目の魚を致し、西海比翼の鳥を致す。然して後物召さずして自ら至る有る者十有五なり。今鳳凰麒麟(一三)來らず、嘉穀生せず、蓬蒿藜莠茂り、鴟梟數〻至りて封禪せんと欲す。乃ち不可なるなからんかと。是に於て桓公乃ち止む。

(一) 此地に都すれば、子孫中原の地を取りて馬を河に飲ふ可しと、卽ち遂に此地に都せるなり (二) 風兒の災を防ぐ

作鄜時。後七十八年。秦德公旣立。卜居雍。後子孫飲馬於河。遂都雍。雍之諸祠自此興。用三百牢於鄜時。作伏祠。磔狗邑四門。以禦蠱菑。德公立。二年卒。其後六年。秦宣公作密時於渭南。祭靑帝。其後十四年。秦繆公立。病臥五日不寤。寤乃言。夢見上帝。上帝命繆

鄜時を作るの後七十八年、秦の德公既に立ち雍に居らんとを卜す。(一)後子孫馬を河に飲はむと、遂に雍に都す。雍の諸祠此より興る。三百牢を鄜時に用ひ、伏祠を作り、狗を邑の四門に磔し、以て蠱菑を禦ぐ。德公立ち、二年に卒す。其後六年、秦の(二)宣公密時を渭南に作り、青帝を祭る。其後十四年、秦の繆公立ち、病臥して五日寤めず。寤むれば乃ち言ふ、夢に上帝に見ゆ、上帝繆公に命じ、晉の亂を平げしむと。(三)史書して記し之を府に藏す。而して後世皆曰く、秦の繆公天に上れりと。秦の繆公位に卽きて九年、齊の桓公、既に覇たり。諸侯を葵丘に會し、而して封禪せんと欲す。管仲曰く、古は泰山に封じ、梁父に禪する者七十二家、而して(四)夷吾記する所の者十有二あり。昔無懷氏、泰山に封じ、(五)云云に禪す。虙羲泰山に封じ、云云に禪す。神農泰山に封じ、云云に禪す。炎帝泰山に封じ、云云に禪す。黃帝泰山に封じ、(六)亭亭に禪す。顓項泰山に封じ、云云に禪す。帝俈泰山に封じ、云云に禪す。堯泰山に封じ、云云に禪す。舜泰山に封じ、云云に禪す。禹泰山に

之。於レ是作二鄜時一。用二三牲一郊二祭白帝一焉。自レ未レ作二鄜時一也。而雍旁故有二吳陽武時。雍東有二好時一。皆廢無レ祠。或曰。自レ古以二雍州積高神明之隩一。故立レ時郊二上帝一。諸神祠皆聚云。蓋黃帝時嘗用レ事。雖二晚周一亦郊焉。其語不二經見一。搢紳者不レ道。作二鄜時一後九年。文公獲レ若レ石云于二陳倉北阪城一祠レ之。其神或歲不レ至。或歲數來。來也常以レ夜。光輝若二流星一。從二東南一來。集二于祠城一。則若二雄雞一。其聲殷云。野雞夜雊。以二一牢一祠。命曰二陳寶一。

雖も亦郊す。其語經に見えず、搢紳の者道はず。鄜時を作るの後九年、文公石の(五)若きを獲て、云(四)に陳倉の北阪城に于て之を祠る。其神或は歲に至らず、或は歲(六)に數〻來る。來るや常に夜を以てし、光輝流星の若く、東南より來りて祠城に集る。則ち雄雞の若し、其聲殷云として、野雞(七)夜雊く。一牢を以て祠り、命じて陳寶と曰ふ。

(一) 鄜衍は地名、下くして平なる地を衍といふと、黃き蛇天より地に達し其口鄜衍といふ地に止るをいふ (二) 未だ鄜時を作らざる以前をいふ (三) 雍州の地高くして神明なるを以て古來此地に時を作りて上帝を祀り、其他群神の神祠も此地に聚るをいふ (四) 其事經に記する所なく、搢紳上流のもの之を說くものなし (五) 其質石の如きものを得たるなり (六) 一年間神來り降ることなきことあり、時には一年に數回來ることもあり (七) 野雞は雉をいふ、陳寶の神來る時野の雉すべて鳴くなり

祀。后稷稼穡。故有稷祠。郊社所從來尚矣。自周克殷。後十四世。世益衰。禮樂廢。諸侯恣行。而幽王爲犬戎所敗。周東徙雒邑。秦襄公攻戎救周。始列爲諸侯。秦襄公既侯居西垂。自以爲主少皞之神。作西時。祠白帝。其牲用騮駒黃牛羝羊各一云。

めて周を救ひ、始めて列して諸侯と爲る。秦の襄公既に侯となりて西垂に居り、自ら以爲らく少皞の神を主ると。西時を作りて白帝を祠り、其牲騮駒㈡、黃牛、羝羊各〻一を用ふと云ふ。

㈠南郊に於て天と合せて祭るなり　㈡赤くして鬣の黑き馬と黃き牛と牡羊とを牲として祭るをいふ

其後十六年。秦文公東獵汧渭之間。卜居之而吉。文公夢黃蛇自天下屬地。其口止於鄜衍。文公問史敦。敦曰。此上帝之徵。君其祠

其後十六年、秦の文公、東のかた汧渭の間に獵し、之に居ることを卜して吉なり。文公黃蛇㈠天より下地に屬き、其口鄜衍に止ると夢み、文公史敦に問ふ。敦の曰く、此れ上帝の徵、君其れ之を祠れと。是に於て鄜時を作り、三牲を用つて白帝を郊祭す。未だ鄜時を作らざるより、雍の旁故より吳陽の武時有り、雍の東に好時有り、皆廢して祠なし㈡。或は曰く、古より雍州積高㈢神明の隩なるを以て、故に時を立て、上帝を郊す。諸神祠皆聚ると云ふと。蓋し黃帝の時嘗て事を用ふ。晩周と

得ニ傳說ー爲レ相。殷復興焉。稱ニ高宗。有レ雉登ニ鼎耳ー雊。武丁懼。祖己曰。修レ德。武丁從レ之。位以永寧。後五世。帝武乙慢レ神而震死。後三世。帝紂淫亂。武王伐レ之。由レ此觀レ之。始未ニ嘗不ニ肅祇ー。後稍怠慢也。周官曰。冬日至。祀ニ天於南郊ー。迎ニ長日之至ー。夏日至。祭ニ地祇ー。皆用ニ樂舞ー。而神乃可ニ得而禮ー也。天子祭ニ天下名山大川ー。五嶽視ニ三公ー。四瀆視ニ諸侯ー。諸侯祭ニ其疆內名山大川ー。四瀆者。江河淮濟也。天子曰ニ明堂辟雍ー。諸侯曰ニ泮宮ー。

五嶽は三公に視へ、四瀆は諸侯に視ふ。諸侯は其疆內の名山大川を祭ると。四瀆とは江河淮濟なり。天子に明堂辟雍(四)と曰ひ、諸侯に泮宮と曰ふ。

(一) 帝孔甲其德淫亂にして神を好みたる爲、神威を瀆し、天より降れる二龍も之をすてて去れるなり (二) 高宗成湯を祀る日雉あり飛來つて鼎の耳に上りて鳴く、古註の說にては、雉が鼎の耳に上りて鳴けるは耳の聰ならざる兆なりと、一說には野にすむ雉の宗廟に入りて鳴くは宗廟の野となる可き兆、故に懼ると (三) 雷に打たれて死したるなり (四) 辟雍は周圍にぐるりと堀をほりて水を以てめぐらし、泮宮は半分卽ち半圓形に水を以てめぐらすなり

周公既相ニ成王ー。郊ニ祀后稷ー。以配レ天。宗ニ祀文王於明堂ー。以配ニ上帝ー。自ニ禹興而修ニ社

周公既に成王を相け、后稷を郊祀し(一)、以て天に配し、文王を明堂に宗祀し、以て上帝に配す。禹興りて社祀を修めしより后稷稼穡す。故に稷祠有り。郊社從來する所尙し。周殷に克ちてより後十四世、世益〻衰へ、禮樂廢れ、諸侯行を恣にす。而して幽王犬戎の爲に敗られ、周東のかた雒邑に徙る。秦の襄公戎を攻

宗。岱宗。泰山也。柴望秩于山川。遂觀東后。東后者。諸侯也。合時月正日。同律度量衡。修五禮。五玉。三帛。二牲。一死贄。五月巡狩至南嶽。南嶽。衡山也。八月巡狩至西嶽。西嶽。華山也。十一月巡狩至北嶽。北嶽。恆山也。皆如岱宗之禮。中嶽。嵩高也。五載一巡狩。禹遵之。

後十四世。至帝孔甲。淫德好神。神瀆二龍去之。其後三世。湯伐桀。欲遷夏社。不可。作夏社。後八世。至帝太戊。有桑穀生於廷。一暮大拱。懼。伊陟曰。妖不勝德。太戊修德。桑穀死。伊陟贊巫咸。巫咸之興。自此始。後十四世。帝武丁

後十四世、帝孔甲(一)に至り、淫徳神を好む。神瀆れ、二龍之を去る。其後三世、湯、桀を伐ちて夏社を遷さんと欲す、不可なり。夏社を作る。後八世、帝太戊に至り、桑穀廷に生ずる有り、一暮にして大さ拱なり、懼る。伊陟曰く、妖は徳に勝たずと。太戊徳を修む、桑穀死る。伊陟巫咸を賛く。巫咸の興る、此より始る。後十四世、帝武丁傅説を得、相と爲す。殷復興る、高宗と稱す。(二)雉有り、鼎耳に登りて雊く。武丁懼る。祖己曰く、徳を修めよと。武丁之に從ひ、位以て永寧なり。後五世、帝武乙神を慢りて(三)震死す。後三世帝紂淫亂なり、武王之を伐つ。此に由りて之を觀れば、始より未だ嘗て肅祗せずんばあらず。後稍怠慢するなり。周官に曰く、冬日至、天を南郊に祀り、長日の至るを迎へ、夏日至、地祇を祭る、皆樂舞を用ふ。而して神乃ち得て禮す可し。天子は天下の名山大川を祭る。

年不レ爲レ樂、樂必壞。毎ニ世之隆一、則封禪答レ焉。及レ衰而息。厥曠遠者。千有餘載。近者數百載。故其儀闕然堙滅。其詳不レ可レ得而記聞一云。尚書曰。舜在ニ璇璣玉衡一、以齊ニ七政一。遂類ニ于上帝一、禋ニ于六宗一。望ニ山川一、徧ニ羣神一。輯ニ五瑞一。擇ニ吉月日一、見ニ四嶽諸牧一、還レ瑞。歲二月。東巡狩至ニ于岱

に巡狩し、岱宗に至ると。岱宗は泰山なり。柴(一一)いて、山川を(一二)望秩し、遂に東后を覲ると。東后は諸侯なり。時月を合せ、日を正しくし、律度量衡を同じくし、五禮(一三)、五玉(一四)、三帛(一五)、二牲(一六)、一死贄(一七)を修め、五月巡狩して南嶽に至ると。南嶽は衡山なり。八月巡狩して西嶽に至ると。西嶽は華山なり。十一月巡狩して北嶽に至ると。北嶽は恒山なり。皆岱宗の禮の如くすと。中嶽は嵩高なり。五載一たび巡狩す。禹之に遵ふ。

(一) 符瑞の封禪に應ずべきものなきもなほ封禪を行ふものあるをいふ　(二) 天命を受けて天子となるも、其功未だ至らざる所あり、梁父に至るも其德未だ下に洽からず、其德洽きも未だ封禪の事を行ふに暇あらざるをいふ　(三) 天下治平にして隆盛の世には封禪を行はれ、衰ふるに當つては行はれざるをいふ　(四)・封禪の行はれざること時に數千餘歲に及ぶこと有るを以て其禮廢滅として其詳を知る能はざるをいふ　(五) 璇璣玉衡は渾天儀なり　(六) 北斗七星の政、或は曰く日月五星をいふと　(七) 類は祭の名古註の說にては舜の攝位のことを神に告ぐるをいふとなり　(八) 宗は尊崇して祀るを以ていふ、六宗古註にては四時、寒暑、日、月、星、水旱の六となす　(九) 望は遙くより望みて祭るなり　(一〇) 公侯伯子男五等諸侯の瑞圭璧　(一一) 柴を燔いて天神を祭るなり　(一二) 東國の山と川々の神を其位階によりてついで祭るなり　(一三) 五等諸侯の禮　(一四) 前文の五瑞　(一五) 三色のきぬ　(一六) 卿は羔を執り、大夫は鴈を執るをいふ　(一七) 死したる雉を執りて見ゆるをいふ

自レ古受レ命帝王。曷嘗不二封禪一。蓋有下無二其應一而用レ事者上矣。未レ有下睹二符瑞見一。而不レ臻二乎泰山一者上也。雖レ受レ命。而功不レ至。至二梁父一矣。而德不レ洽。洽矣而日有レ不レ暇レ給。是以卽レ事用希。傳曰。三年不レ爲レ禮。禮必廢。三

巻二十八

封禪書第六

古より命を受くる帝王、曷ぞ嘗て封禪せざらん。蓋し其應(一)無くして事を用ふる者有り、未だ符瑞の見るゝを睹て、泰山に臻らざる者は有らざるなり。(二)命を受くと雖も功至らず、梁父に至りて德洽からず。洽くして而して日給するに暇あらざる有り。是を以て事に卽いて用希なり。傳に曰く、三年禮を爲さざれば、禮必ず廢れん、三年樂を爲さざれば、樂必ず壞れんと。(三)世の隆なるに每に封禪焉に答す。衰ふるに及びて息む。(四)厥曠遠なる者は千有餘載、近き者は數百載、故に其儀闕然として湮滅す。其詳なること得て記聞す可からずと云ふ。尚書に曰く、舜(五)璇璣玉衡を在て、以て(六)七政を齊しくす。遂に上帝に類し、(七)六宗に(八)禋し、山川に望し、(九)羣神に徧くし、(一〇)五瑞を輯め、吉月日を擇み、四嶽諸牧を見、瑞を還す。歲の二月、東

蒼帝行レ徳。天門爲レ之開。赤帝行レ徳。天牢爲レ之空。黃帝行レ徳。天矢爲レ之起。風從二西北一來。必以二庚辛一。一秋中五至大赦。三至小赦。白帝行レ徳。以二正月二十日。二十一日一。月暈圍。常大赦。載謂レ有二太陽一也。一曰。白帝行レ徳。畢昴爲レ之圍。圍三暮徳乃成。不二三暮一。及圍不レ合。徳不レ成。二曰。以レ辰圍不レ出二其旬一。黑帝行レ徳。天關爲レ之動。天行レ徳。天子更立レ年。不徳風雨破レ石。三能三衡者。天廷也。客星出二天廷一。有二奇令一。

(一)蒼帝徳を行へば、天門之が爲に開き、赤帝徳を行へば、天牢之が爲に空しく、黃帝徳を行へば、天矢之が爲に起る。風西北より來れば必ず庚辛を以て、一秋の中、五至大赦、三至小赦。白帝徳を行へば、正月二十日二十一日を以て、月暈圍み、常に大赦す、載太陽有るを謂ふなり。一に曰く、白帝徳を行へば、畢昴之が爲に圍む。圍む三暮、徳乃ち成る。三暮ならず、及び圍み合はざれば、徳成らず。二に曰く、辰を以て圍むこと其旬を出でず、黑帝徳を行へば、天關之が爲に動く。天徳を行へば、天子更めて年を立て、不徳なれば、風雨石を破る、三能三衡は天廷なり、客星天廷に出づれば奇令有り。

(一) 以下誤脫錯簡等多く解すべからず

星無₂出而不₁反逆行。反逆行。嘗盛大而變レ色。日月薄蝕。行₂南北₁有レ時。此其大度也。故紫宮房心。權衡咸池。虛危列宿部星。此天之五官坐位也。爲レ經不₂移徙₁。大小有レ差。闊狹有レ常。水火金木塡星。此五星者。天之五佐。爲₂經緯₁。見伏有レ時。所₂過行₁。贏縮有レ度。日變修レ德。月變省レ刑。星變結レ和。凡天變過レ度。乃占。國君彊大。有レ德者昌。弱小飾レ詐者亡。太上修レ德。其次修レ政。其次修レ救。其次修レ禳。正レ下無レ之。夫常星之變希レ見。而三光之占亟用。日月暈適。雲風。此天之客氣。其發見亦有₂大運₁。然其與₂政事₁俯仰。最近₂大人之符₁。此五者天之感動。爲₂天數₁者。必通₂三五₁。終₂始古今₁。深觀₂時變₁。察₂其精粗₁。則天官備矣。

星の變には和を結ぶ。凡そ天變度を過ぐれば、乃ち占ふ。國君彊大にして德有る者は昌え、弱小にして詐を飾る者は亡ぶ。太上(三)は德を修め、其次は政を修め、其次は救を修め、其次は禳を修む。下を正すは之れ無し。夫れ常星の變見ることは希にして、三光の占は亟ゝ用ふ。日月暈適雲風は、此れ天の客氣、其發見も亦大運有り。然して其の政事と俯仰する、最も大人の符に近し。此五者は天の感動なり。天數を爲むる者は、必ず三五に通ず。古今を終始し、深く時變を視る。其精粗を察すれば、則ち天官備る。

(一) 日月の光薄くして蝕せらるゝをいふ (二) 緯の字衍文なるべし (三) 最もよき君主は其德を修め之に次ぐものは其政事を修め其次は之が救濟の法を講じ其次は其災禍を禳ひのぞく、皆自ら己を正して其下を正すこと無し

咸陽。漢之興。五星聚二于東井一。平城之圍。月暈二參畢一七重。諸呂作レ亂。日蝕晝晦。吳楚七國叛逆。彗星數丈。天狗過二梁野一。及二兵起一。遂伏レ尸流二血其下一。元光元狩。蚩尤之旗再見。長則半レ天。其後京師師四出。誅二夷狄一者數十年。而伐レ胡尤甚。越之亡。熒惑守レ斗。朝鮮之拔。星茀二于河戒一。兵征二大宛一。星茀二招搖一。此其犖犖大者。若至二委曲小變一。不レ可二勝道一。由レ是觀レ之。未レ有下不二先形見一而應隨上レ之者上也。

夫自下漢之爲二天數一者上。星則唐都。氣則王朔。占歲則魏鮮。故甘石曆五星法。唯獨熒惑有二反逆行一。逆行所レ守。及他星逆行。日月薄蝕。皆以爲レ占。余觀二史記一。考二行事一。百年之中。五

夫れ漢の天數を爲むる者より、星には唐都、氣には王朔、占歲には魏鮮。故に甘石の曆、五星法に、唯獨り熒惑反りて逆行する有り、逆行して守る所、及び他星逆行すれば、日月薄蝕す、皆以て占を爲す。余史記を觀、行事を考ふるに、百年の中、五星出でて反りて逆行せざる無し。反りて逆行すれば、嘗に盛大にして色を變ず。日月薄蝕、南北に行くこと時有り、此れ其大度なり。故に紫宮、房、心、權、衡、咸池、虛、危、列宿の部星、此れ天の五官の坐位なり。經を爲して移徙せず、大小差有り、闊狹常有り。水火金木塡星、此五星は天の五佐、經緯を爲し、見伏時有り、過行する所、贏縮度有り。日の變には德を修め、月の變には刑を省き、

菑異記無二可レ錄者一。秦始皇之時。十五年彗星四見。久者八十日。長或竟レ天。其後秦遂以レ兵滅二六王一。幷二中國一。外攘二四夷一。死人如二亂麻一。因以張楚並起。三十年之間。兵相駘藉。不レ可二勝數一。自二蚩尤一以來。未二嘗若一レ斯也。項羽救二鉅鹿一。枉矢西流。山東遂合二從諸侯一。西坑二秦人一。誅二屠

し。因りて以て張（二）楚並び起る、三十年の間、兵相駘藉（三）する勝げて數ふ可からず。蚩尤（四）より以來、未だ嘗て斯の若きあらず、項羽の鉅鹿を救ふや、枉矢西に流る。山東遂に諸侯を合從し、西、秦人を坑し、咸陽を誅屠す。漢の興るや、五星東井に聚る、平城（五）の圍、月參畢に暈する七重、諸呂亂を作すや、日蝕晝晦し。吳楚七國叛逆するや、彗星數丈、天狗梁野を過ぐ。兵起るに及び、遂に尸を伏して血を其下に流す。元光元狩、蚩尤の旗再び見る、長きは天に半す。其後京師、師四出し、夷狄を誅する者數十年。而して胡を伐つ尤も甚し。越の亡ぶる、熒惑斗を守る。朝鮮の拔かるゝ、星河戒に茀す（六）。兵大宛を征する、星招搖に茀す。此れ其犖犖大（七）なる者なり。若し委曲小變に至りては、勝げて道ふ可からず。是に由りて之を觀れば、未だ先形見れて應之に隨はざる者は有らず。

（一）熒惑孛以下視るに至るまでは前熒惑星の條下に在る文の此處に竄入せるなり　（二）張良と楚の陳渉をいふ　（三）天下を蹂躪するなり　（四）黄帝と涿鹿の野に戰へるものの名　（五）高祖匈奴の爲に平城に圍まれしを指す　（六）茀は孛に同じ　（七）明白著大なるものを擧ぐるのみ、其他小變瑣細なるものに至りて數ふるに勝へざるなり

躔。二十八舍。主二十二州。斗秉兼之。所從來久矣。秦之疆也。候在太白。占於狼弧。吳楚之疆。候在熒惑。占於鳥衡。燕齊之疆。候在辰星。占於虛危。宋鄭之疆。候在歲星。占於房心。晉之疆。亦候在辰星。占於參罰。及秦幷呑三晉燕代。自河山以南者中國。中國於四海內。則在東南。爲陽。陽則日。歲星熒惑塡星。占於街南。畢主之。其西北則胡貉月氏。諸衣旃裘引弓之民。爲陰。陰則月。太白辰星占於街北。昴主之。故中國山川東北流。其維首在隴蜀。尾沒於勃碣。是以秦晉好用兵。復占太白。太白主中國。而胡貉數侵掠。獨占辰星。辰星出入躁疾。常主夷狄。其大經也。此更爲客主人。

するもの、當時の時勢によりて書物に傳ふるを論ず （四）尹皐等の占候の效驗をいふ、亂雜にして瑣碎煩擾なるをいふ （五）二十八宿十二州の地を主りて、斗秉兼ねて之を主る （六）太白を候ひ狼弧星を占ひて秦地の吉凶を知る （七）旃裘引弓は夷狄の俗、諸衣の衣は夷の誤にあらざるか （八）山川の首隴蜀に在り、東北に走りて勃碣に至りて止る

熒惑爲孛。外則理兵。內則理政。故曰。雖有明天子。必視熒惑所在。諸侯更疆時。

熒惑孛たるときは、外は則ち兵を理む、内は則ち政を理む。故に曰く、明天子有りと雖も、必ず熒惑の在る所を視る。諸侯更〻彊き時、菑異記の錄す可き者無し。秦の始皇の時、十五年、彗星四たび見る、久しき者は八十日、長き者は或は天に竟る。其後秦遂に兵を以て六王を滅し、中國を幷せ、外四夷を攘ひ、死人亂麻の如

是之後。衆暴寡。大并小。秦楚吳越夷狄也。爲彊伯。田氏簒齊。三家分晉。並爲戰國。爭於攻取。兵革更起。城邑數屠。因以饑饉疾疫焦苦。臣主共憂患。其察禨祥候星氣尤急。近世十二諸侯七國相王。言從衡者繼踵。而皐唐甘石。因時務論其書傳。故其占驗凌雜米

時務に因りて其書傳を論ず。故に其占驗凌雜米鹽たり。(四)二十八舍、十二州を主り、斗秉之を兼ぬ、從來する所久し。秦の彊や、候太白に在り、(六)狼弧に占す。吳楚の(五)彊、候熒惑に在り、鳥衡に占す。燕齊の彊、候辰星に在り、虛危に占す。宋鄭の彊、候歲星に在り、房心に占す。晉の彊も亦候辰星に在り、參罰に占す。秦、三晉燕代を幷呑するに及び、河山より以南は中國、中國は四海の内に於て東南に在り、陽と爲す。陽は日、歲星、熒惑、塡星、街南に占す。畢之を主る。其西北は胡、貉、月氏、諸衣旃裘引弓の民なり。陰と爲す。陰は月、太白、辰星、街北に占す。昴之を主る。(七)故に中國の山川は東北に流れ、其れ維れ首は隴蜀に在り、尾は勃碣に沒す、是を以て秦晉好んで兵を用ふ。復太白を占す、(八)太白中國を主る。而して胡貉數〻侵掠すれば、獨り辰星を占す、辰星は出入躁疾、常に夷狄を主る。其大經なり。此れ更〻客主人爲り。

(一) 武力を以て征伐するをいふ　(二) 五伯交替に諸侯の盟主となれるをいふ　(三) 尹皐唐眛甘公石申等天文を善く

異而說不レ書。至二天道命一不レ傳。傳二其人一不レ待レ告。告非二其人一雖レ言不レ著。昔之傳二天數一者。高辛之前重黎。於二唐虞一羲和。有夏昆吾。殷商巫咸。周室史佚萇弘。於レ宋子韋。鄭則裨竈。在レ齊甘公。楚唐昧。趙尹皐。魏石申。夫天運三十歲一小變。百年中變。五百載大變。三大變一紀。三紀而大備。此其大數也。爲レ國者。必貴二三五一。上下各千歲。然後天人之際續備。

年にして大に備る

太史公推二古天變一。未レ有下可レ考二于今一者上。蓋略以二春秋二百四十二年之間一。日蝕三十六。彗星三見。宋襄公時。星隕如レ雨。天子微。諸侯力政。五伯代興。更爲二主命一。自レ

太史公古の天變を推すに、未だ今に考ふ可き者有らず。蓋し略春秋二百四十二年の間を以てするに、日蝕三十六、彗星三たび見る。宋の襄公の時、星隕ちて雨の如し。天子微にして諸侯力政し、(二)五伯は代〻興り、更〻主命爲り、是よりの後衆は寡を暴し、大は小を幷す。秦楚(二)呉越は夷狄なり、彊伯たり、田氏齊を簒ひ、三家、晉を分つ、並に戰國爲り、攻取を爭ふ、兵革更〻起り、城邑數〻屠らる。因て以て饑饉疾疢焦苦し、臣主共に憂患す。其の禨祥を察し、星氣を候ふ、尤も急なり。近世十二諸侯七國相王たり、從衡を言ふ者踵を繼ぐ。而して臯(三)、唐、甘、石、

十有二州。仰則觀二象於天一。俯則法二類於地一。天則有二日月一。地則有二陰陽一。天有二五星一。地有二五行一。天則有二列宿一。地則有二州域一。三光者。陰陽之精。氣本在レ地。而聖人統二理之一。幽厲以往。尚矣。所レ見天變。皆國殊二窟穴一。家占二物怪一。以合二時應一。其文圖籍。禨祥不レ法。是以孔子論二六經一。紀レ

し。見る所の天變、皆國ゝ(五)窟穴を殊にし、家ゝ(六)物怪を占し、以て時應に合ふ。其文圖籍、(七)禨祥法らず。是を以て孔子六經を論ずる、(八)異を紀して說は書せず、天道命に至りては傳へず、其人に傳ふる告ぐるを待たず、(九)告ぐる其人に非ざれば、言ふと雖も著さず。昔の天數を傳ふる者は、高辛の前には重黎、唐虞に於ては羲和、有夏には昆吾、殷商には巫咸、周室には史佚、萇弘、宋に於ては子韋、鄭には裨竈、齊に在りては甘公、楚には唐昧、趙には尹皐、魏には石申あり、夫れ天運は三十歲に一小變し、百年に中變し、五百載に大變す。(一〇)三大變は一紀なり。三紀にして大に備る。此れ其大數なり。國を爲むる者は必ず三五を貴ぶ。上下各ゝ千歲、然る後天人の際續いで備る。

(一) 五家は五帝なり、一說に歲月日星辰の五者各々專門の家ありて之を占候するなりといふは非なり (二) 木火土金水の五星 (三) 日月星をいふ (四) 周の幽王厲王 (五) 國々によりて其地域を異にするをいふ (六) 家々にて物の怪を占ひて天時に應じたり (七) 吉凶の占皆法則に合せざるをいふ (八) 災異の事を記述せず (九) 其人適當のものならざれば之を言ふも其本意をあかしあらはさず (一〇) 千五百年にして三大變を爲す之を一紀とし、四千五百

復起。有レ雲。其綜復起。各以二其時一。用二雲色一占。種二其所レ宜。其雨レ雪若寒。歳惡。是日光明。聽二都邑人民之聲一。聲宮則歳善吉。商則有レ兵。徵旱。羽水。角歳惡。或從二正月旦一比二數雨一。率日食一升至二七升一而極。過レ之不レ占。數至二十二日一。日直二其月一。占二水旱一。爲二其環城千里內占一。則其爲二天下候一。竟二正月一。月所レ離列宿。日風雲占二其國一。然必察二太歳所レ在。在レ金穰。水毀。木饑。火旱。此其大經也。正月上甲。風從二東方一宜レ蠶。風從二西方一。若旦黃雲惡。冬至短極縣二土炭一。炭動。鹿解レ角。蘭根出。泉出躍。略以知二日至一。要決二晷景一。歳星所レ在。五穀逢レ昌。其對爲レ衝。歳乃有レ殃。

麥を種う、其他類推すべし (一八) 是日又都邑人民の聲を聞き、其聲の吉凶によりて占ふなり (一九) 正月元日より雨ふる日をならべ數へて占ふなり (二〇) 城は域の誤、周圍千里の間のことを占ふには天下の事を占ふ法を用ふるなり (二一) 正月中、月の經過する所の星宿と日の風雲とを觀て其國の吉凶を占ふ (二二) 離は歷也 (二三) 土と炭とを衡の兩端にかけてはかるに至前三日には雙方均しきもの冬至には炭重く、夏至は土重し

太史公曰。自二初生民一以來。世主曷嘗不レ曆二日月星辰一。及レ至二五家三代一。紹而明レ之。內二冠帶一外二夷狄一。分二中國一爲二

太史公曰く、初め生民より以來、世主曷ぞ嘗て日月星辰を曆せざらん。(一)五家三代に至るに及び、紹ぎて之を明にす。冠帶を內にして夷狄を外にす。中國を分ちて、十有二州と爲す。仰げば象を天に觀、俯せば類を地に法る。天には日月有り、地には陰陽有り。(二)天には五星有り、地には五行有り。天には列宿有り、地には州域有り。(三)三光は陰陽の精、氣本地に在り。聖人之を統理す。(四)幽厲以往は尙

旦至ㇾ食爲ㇾ麥。食至二日昳一爲ㇾ稷。昳至ㇾ餔爲ㇾ黍。餔至二下餔一爲ㇾ菽。下餔至二日入一爲ㇾ麻。欲二終ㇾ日有ㇾ雨。有ㇾ雲有ㇾ風有ㇾ日。日當二其時一者。深而多ㇾ實。無ㇾ雲有二風日一。當二其時一。淺而多ㇾ實。有二雲風一無ㇾ日。當二其時一。深而少ㇾ實。有ㇾ日無ㇾ雲不ㇾ風。當二其時一者。稼有ㇾ敗。如食頃小敗。熟二五斗米一頃。大敗。則風

り七升に至りて極まる。之を過ぐれば占せず。數十二日に至りて、日其月に直ればば、水旱を占す。其環(一〇)城千里内の占を爲すは、則ち其の天下の候を爲す、(一一)正月を竟ふ。月の離(一二)る所の列宿、日の風雲は其國を占す。然して必ず太歲の在る所を察す。金に在れば穰、水は毀、木は饑、火は旱、此れ其大經なり。正月上甲、風東方よりすれば蠶に宜しく、風西方よりし、若しくは旦に黃雲あれば惡し。冬至短極れば、(一三)土炭を縣く。炭動き、鹿角を解き、蘭根出で、泉出躍す。略以て日至を知り、晷景を要決す、歲星の在る所、五穀昌に逢ふ、其對、衝を爲せば、歲乃ち殃有り。

(一) その歲の吉凶美惡を占候するには歲の始を以てす (二) 萬物を生ずる氣 (三) 臘祭の翌日人々歲を卒りし爲に會合して飮食し陽氣を發して悅び祝す (四) 立春の日は四時の終にして又始なり、一說卒の字は衍文 (五) 一歲の吉凶を占ひ候ふ日 (六) 魏鮮は人名、占候を作す者、漢の魏鮮占官を率ゐて集り、臘祭の明日正月旦に八風を候ひて占候をなす (七) 戎菽は豆の種類、西北に風吹くとき、戎菽成るなり (八) 北風吹くときは豐凶の中にして東北風吹くときは大豐年なり (九) 八風の衝く所に從つて吉凶を生ずるをいふ (一〇) 占候して功驗多きを勝と爲す (一一) 午後二時頃をいふ (一二) 夕食の時をいふ (一三) 夕食後今の午後五時頃をいふ (一四) 漢書に有雨の二字無し、衍文なり (一五) 日の字も亦衍文なり (一六) 長時間なるをいふ (一七) 雲氣を以て占ひて米によき時は米、麥によき時は

王者歲首。立春日四時之卒始也。四始者。候之日。而漢魏鮮集臘。明正月旦。決八風。風從南方來大旱。西南小旱。西方有兵。西北戎菽爲。小雨趣兵。北方爲中歲。東北爲上歲。東方大水。東南民有疾疫。歲惡。故八風各與其衝對。課多者爲勝。多勝少。久勝亟。疾勝徐。

中歲と爲す、東北を上歲と爲す、東方は大水あり、東南は民疾疫有り、歲惡し、故に八風各ゝ其衝と對す。[9]課[10]多き者を勝と爲す、多は少に勝ち、久は亟に勝ち、疾は徐に勝つ、旦より食に至るを麥と爲す、食より日昳[11]に至るを稷と爲す、昳より餔に至るを黍と爲す、[12]餔より下餔[13]に至るを菽と爲す、下餔より日入に至るを麻と爲す。日を終ふるまで雨[14]有り、雲有り、風有り、日有ることを欲す。[15]日其時に當るときは、深くして實多し。雲無く風日有りて、其時に當るは淺くして實多し。雲氣有りて日無く、其時に當るは、深くして實少し。日有り雲無く風ふかず、其時に當る者は、稼敗有り。如し食頃なれば小敗す。[16]五斗米を熟する頃なれば大敗す。則ち風復起り、雲有れば、其稼復起る。各ゝ其時を以て、雲色を用て占し、[17]其の宜しき所を種う。其の雪を雨し、若しくは寒ければ歲惡し。是日光明、[18]都邑人民の聲を聽くに、聲宮なれば、歲善吉に、商なれば兵有り、徵なれば旱あり、羽なれば水あり、角なれば歲惡し、或は[19]正月旦より、數雨を比す。率ね日には食一升よ

軍場。破國之虛。下有㆓積錢㆒。金寶之上皆有㆑氣。不㆑可㆑不㆑察。海旁蜃氣象㆓樓臺㆒。廣野氣成㆓宮闕㆒。然雲氣各象㆓其山川人民所㆒㆑聚積㆒。故候㆓息耗㆒者。入㆓國邑㆒。視㆓封疆田疇之正治。城郭室屋。門戶之潤澤㆒。次至㆓車服畜產㆒。精華實息者吉。虛耗者凶。若㆑煙非㆑煙。若㆑雲非㆑雲。郁郁紛紛。蕭索輪囷。是謂㆓卿雲㆒。卿雲見喜氣也。若㆑霧非㆑霧。衣冠而不㆑濡。見則其域被㆑甲而趨。天雷電蝦虹辟歷。夜明者陽氣之動者也。春夏則發。秋冬則藏。故候者無㆑不㆑司㆑之。天開縣㆑物。地動坼絕。山崩及徙。川塞谿垘。水澹澤竭。地長見㆑象。城郭門閭。閨臬枯槀。宮廟邸第。人民所㆑次。謠俗車服。觀㆓民飲食㆒。五穀草木。觀㆓其所㆑屬。倉府廏庫。四通之路。六畜禽獸。所㆑產去就。魚鼈鳥鼠。觀㆓其所㆑處。鬼哭若㆑呼。其人逢俉化言。誠然。

哭する如くなれば其下の人相驚き流言するをいふ

凡候㆓歲美惡㆒。謹候㆓歲始㆒。歲始或冬至日。產氣始萌。臘明日。人衆卒歲一會㆓飲食㆒。發㆓陽氣㆒。故曰。初歲正月旦。

凡そ歲の美惡を候する、謹みて歲始を候す。歲始或は冬至の日に、(一)產氣始めて萌し、(二)臘の明日に、人衆(三)卒歲に一たび飲食に會し、陽氣を發す。故に曰く、初歲正月の旦は、王者の歲首、(四)立春の日は四時の卒始なり。四始は(五)候の日、而して漢の魏鮮集りて臘し、明正月旦に八風を決す。風南方より來るときは大旱し、西南は(六)小旱し、西方は兵有り、西北は(七)戎菽爲る、小雨あるときは兵を趣す。(八)北方を

雲摶兩端兌。杓雲如繩者。居前亙天。其半半天。其蛪者類闕旗。故鉤雲句曲。諸此雲見。以五色合占。而澤摶密。其見動人。及有占。兵必起。合鬭其直。王朔所候。決於日旁。日旁雲氣人主象。皆如其形以占。故北夷之氣。如羣畜穹閭。南夷之氣。類舟船幡旗。大水處。敗

鼠は其の處る所を觀る、鬼哭呼ぶが若し、其人逢俉(二四)化言すること、誠に然り。

(一) 西方の極地をいふ (二) 雲氣獸に似て軍の上方に見るゝときは其軍勝つ (三) 徒役のあるときは雲氣白く、土功を起すときは雲氣黄に、兵車の氣見るゝときは乍ち高く乍ち下し (四) 兵卒の氣はまろし、摶は搏の誤 (五) 雲氣相對するときは、其下に在る軍卑き所に在るもの高き所に在るものに勝つの象 (六) 道は導の誤なるべし、雲氣來ること卑くして車道に循ふなり、或はいふ車道は車轍なりと (七) 稍は杓に作るを是とす、楕は青に作るべし、楕雲青白色なるは、其下の軍將悍にして士卒怯懦なるの象 (八) 其雲氣の根基大にして前方遠くひろがる者 (九) 垣を立てたるが如き雲氣を陣雲と稱し、杼の軸に似たる雲氣を杼雲と稱す (一〇) 摶は摶に作るべし、まろきなり (一一) 杓雲と稱するは繩の如きもの雲氣の前方に在りて天一面にはびこり亙る (一二) 蛪は一本に蜺に作るを是なりとす、漢書には蜺雲者類闘旗故鋭に作る此文闘の字を闕の字に誤り、鋭の字を脱したるなり (一三) 合の字占の字に似たるを以て重複せるもの衍字なり、搏は摶の誤 (一四) 日の旁の雲氣を見て吉凶を決す (一五) 北方の夷狄は穹廬の中に住み、多く家畜を畜ふが故に其上の雲氣、家畜の形を爲し穹廬の形を爲す (一六) 南夷は海濱に住するを以て其上の雲氣も舟船幡旗に似るなり (一七) 雲氣は其下に住する人民の狀態に象りてあらはるゝこと前に記するが如し (一八) 生息損耗如何を候する者は國邑に入りて其疆域内の田畠が正しく治れるや城郭家屋等潤澤なるやを視る、車服畜産の類實ち多きは吉にして、之に反するは凶なるなり (一九) 郁々と美に紛々と盛にて、めぐりまはり屈曲せる雲氣を卿雲と名づく (二〇) 天の字は漢書に夫の字に作るを是なりとす、蝦は霞の異文なり (二一) 雲氣を候ふもの此氣を主るをいふ (二二) 漢書に水澹地長澤竭見象に作る、水動き地長く延び澤の水かわく等の象を見すをいふ (二三) 漢書に闔息稾枯に作る、闔の字閭の字と似、息の字梟の字に似たる爲誤れるなり (二四) 逢俉は相驚すをいふ、鬼

通二者。不レ過二三四日一。去レ之五六里見。氣來高七八尺者。不レ過二五六日一。去レ之十餘里見。氣來高丈餘二丈者。不レ過二三四十日一。去レ之五六十里見。稍雲精白者。其將悍其士怯。其大根而前絕遠者當レ戰。青白其前抵者戰勝。其前赤而仰者戰不レ勝。陣雲如レ立レ垣。杼雲類二杼軸一。

國の虛には、下に積錢有り。金寶の上には、皆氣有り、察せざる可からず。(一七)海旁の蜃氣は樓臺に象る。廣野の氣宮闕を成す。然して雲氣は各〻其山川人民の聚積する所に象る。故に息耗(一八)を候する者は、國邑に入りて封疆田疇の正治、城郭室屋門戶の潤澤を視る。次は車服畜產に至るまで、精華實息なる者は吉なり、虛耗なる者は凶なり。煙の若くにして煙に非ず、雲の若くにして雲に非す、郁郁紛(一九)紛として、蕭索輪囷なる、是を卿雲と謂ふ。卿雲見るゝときは喜氣なり、霧の若くにして霧に非ず、衣冠して濡れず、見るゝときは其域甲を被りて趨る、(二〇)天雷電蝦虹辟歷、夜明なる者、陽氣の動く者なり。春夏は則ち發す、秋冬は則ち藏る。故に候者之を司(二一)らずといふこと無し、天開いて物を縣く、地動いて坼け絕つ、山崩れ及び徙りて、川塞り谿垘る、(二二)水澹き、澤竭き、地長ずる象を見す。城郭門閭、(二三)閨臬枯槀、宮廟邸第、人民の次る所、謠俗車服は民の飲食を觀る。五穀草木は其の屬する所を觀る、倉府廐庫は四通の路、六畜禽獸は產する所の去就、魚鼈鳥

恆山之北。氣下黑上靑。勃碣海岱之間。氣皆黑。江淮之間。氣皆白。徒氣白。土功氣黃。車氣乍高乍下。往往而聚。騎氣卑而布。卒氣搏。前卑而後高者疾。前方而高。後兌而卑者郄。其氣平者其行徐。前高而後卑者。不止而反。氣相遇者。卑勝高。兌勝方。氣來卑而循車

て後卑き者は止らずして反る、(五)氣相遇する者は、卑高に勝ち、兌方に勝つ。氣來りて卑くして車(六)通に循ふ者は、三四日に過ぎず。之を去りて五六里にして見る。氣來りて高きこと七八尺なる者は五六日に過ぎず。之を去りて十餘里にして見る。氣來りて高きこと丈餘、二丈なる者は三四十日に過ぎず。之を去り、五六十里にして見る。(七)稍雲精白は其將悍にして、其士怯なり。(八)其大根にして前絶遠なる者は戰に當る。靑白にして、其前抵き者は戰に勝つ。其前赤くして仰ぐ者は、戰つて勝たず。(九)陣雲は垣を立つるが如く、杼雲は杼軸に類す。(一〇)雲摶くして、兩端兌し。(一一)杓雲は繩の如くなる者前に居り天に亙る。其半は半天、其蛪は闕旗に類せり。(一二)故に鉤雲は句曲、諸〻此雲見る。五色を以て合(一三)を占つて、澤にして摶密なれば、其見るゝとき人を動す、及び占有り、兵必ず起る。合鬭其直なり。王朔が候する所、(一四)日の旁に決す。日旁の雲氣は、人主の象、皆其形の如くにして以て占す。(一五)故に北夷の氣は羣畜の穹閭の如し。(一六)南夷の氣は、舟船幡旗に類す。大水の處、敗軍の場、破

石也。河濟之間。時有二墜星一。

天精而見二景星一。景星者。德星也。其狀無レ常。出二於有道之國一。

天精にして景星を見る、景星は德星なり、其狀常無し、有道の國に出づ。

凡望二雲氣一。仰而望レ之。三四百里。平望在二桑楡上一。餘二千里。登レ高而望レ之。下屬レ地者。三千里。雲氣有レ獸居レ上者勝。自レ華以南。氣下黑上赤。嵩高三河之郊。氣正赤。

凡そ雲氣を望むに、仰いで之を望むときは、三四百里。平に望めば桑楡の上に在り、餘二千里。高に登りて之を望めば、下地に屬する者三千里。雲氣獸有りて上に居る者は勝つ。華より以南は、氣下黑く、上赤し。嵩高三河の郊は、氣正赤に、恆山の北は、氣下黑く上靑し。勃碣海岱の間は、氣皆黑し、江淮の間は、氣皆白し、徒の氣は白し、土功の氣は黃に、車の氣は乍ち高く乍ち下し。往往にして聚る。騎の氣は卑くしして布く、卒の氣は摶し。前卑くして後高き者は疾し、前方にして高く、後兌くして卑き者は郤く、其氣平なる者は其行徐し、前高くし

見也。不レ種而穫。不レ有二土功一。必有二大害一。蚩尤之旗。類レ彗而後曲象レ旗。見則王者征二伐四方一。旬始。出二於北斗旁一。狀如二雄雞一。其怒青黑。象二伏鼈一。枉矢。類二大流星一。蛇行而倉黑。望レ之如レ有二毛羽一然。長庚。如二一匹布著一レ天。此星見兵起。星墜至レ地則

(一) 種をまかずして收穫あるをいふ

蚩尤(二)の旗、彗に類して後曲りて旗に象る。見るゝときは王者四方を征伐す。

(二) 熒惑の精にして其色黄にして上下白し

旬始は北斗の旁に出づ。狀雄雞の如し、其怒るときは青黑、伏鼈(三)に象る。

(三) 伏したる鼈の狀に似たるをいふ

枉矢は大流星に類せり。蛇行のごとくにして倉黑なり。之を望めば毛羽有るが如く然り。

長庚は一匹の布の天に著くが如し。此星見るゝときは兵起る。

星墜ちて地に至るときは則ち石なり。河濟の間時に墜星有り。

雷非雷。音在地而下及地。其所往者。兵發其下。

く所の者兵其下に發す。

(一) 原文、音在地而下及地其所往者兵發其下に作る、下の字は不の字の誤にて、往の字は住の字の誤、音は地に在って地に至り及ばず其星の住り止る所には其下に兵起るをいふ

天狗。狀如大奔星。有聲。其下止地類狗。所墮及炎火。望之如火光。炎炎衝天。其下圜如數頃田處。上兌者則有黃色。千里破軍殺將。

天狗は狀大奔星の如し、聲有り、其下りて地に止りて狗に類す、墮つる所炎火(一)に及ぶ、之を望めば、火光の如く、炎炎(二)として天を衝く、其下圓きこと、數頃の田處の如し、上兌き者(三)は、則ち黃色有り、千里に軍を破り將を殺す。

(一) 漢書天文志晉隋志皆炎火の字無し、衍文なり　(二) 光明炎々とかゞやきて天を衝くをいふ　(三) 者の字は見字の誤、上兌く黃色有り、見るれば則ちに作るを是となす

格澤星者。如炎火之狀。黃白。起地而上。下大上兌。其

格澤星は、炎火の狀の如し、黃白なり、地に起りて上る、下大にして上兌し、其見るゝときは種せずして穫る(一)、土功あらざれば必ず大害有り。

有レ亂。亂者亡。有レ德者昌。

燭星。狀如二太白一。其出也不レ行。見則滅。所レ燭者城邑亂。如レ星非レ星。如レ雲非レ雲。命曰二歸邪一。歸邪出。必有二歸レ國者一。星者。金之散氣。本曰レ火。星衆國吉。少則凶。漢者亦金之散氣。其本曰レ水。漢星多多レ水。少則旱。其大經也。天鼓有レ音。如レ

燭星は狀太白の如し、其出づるや行かず、見るゝときは則ち滅ぶ。燭す所の者は、城邑亂る。星の如くにして星に非ず、雲の如くにして雲に非ず、命けて歸邪と曰ふ、歸邪出づるときは、必ず國に歸する者有り。(一)

(一) 其下の國に歸服し來るものある象なるをいふ

星は金の散氣、本を火と曰ふ、(一) 星衆きときは國吉なり、少きときは則ち凶なり。漢は亦金の散氣、其本を水と曰ふ。(二) 漢星多ければ、水多し、少きときは則ち旱あり、其大經なり。

(一) 本を火と曰ふ、火の字は人の字の誤、天上の星人事と相應ず、故に人に吉事あれば星衆く、凶事あれば星少きなり　(二) 水氣の作用にて成れるものなるをいふ

天鼓音有り、雷の如くにして雷に非ず、(一) 音地に在りて下りて地に及ぶ、其の往

星去レ地可二六丈一。大而白。類二太白一。

獄漢星。出二正北北方之野一。星去レ地可二六丈一。大而赤。數動。察レ之中青。此四野星所レ出。出非二其方一。其下有レ兵。衝不レ利。四塡星。所レ出四隅。去レ地可二四丈一。

地維咸光亦出二四隅一。去レ地可二三丈一。若二月始出一。所レ見下

白に類す。

(一) 其形大にして毛有り兩角なりと、正西西方の分野に出づ、見れば天子は不義を以て國を失ひ豪傑起ると

(一)獄漢星は正北北方の野に出づ。星、地を去ること六丈ばかり、大にして赤し、數〻動く。之を察するに中は青し、此四野星の出づる所、出づること其方に非ざるときは、其下に兵有り、衝利あらず。四塡星は出づる所四隅、地を去ること四丈ばかり。

(一) 一に成漢といふ、其形靑中にして赤表下に二彗の縱横ありと

(一)地維、咸光は亦四隅に出づ。地を去ること三丈ばかり、月の始めて出づる若し。見るゝ所下に亂有り。亂るゝ者は亡ぶ、德有る者は昌ゆ。

(一) 此二星も四塡星と同じく四隅に出づ、見るゝ所の下に亂ある者は亡び德ある者は昌ゆ

所ㇾ出其下起ㇾ兵。兵彊。其衝不ㇾ利。

昭明星。大而白。無ㇾ角。乍上乍下。所ㇾ出國。起ㇾ兵多ㇾ變。

五殘星。出二正東東方之野一。其星狀類二辰星一。去ㇾ地可二六丈一。大。賊星。出二正南南方之野一。星去ㇾ地可二六丈一大而赤。數動有ㇾ光。

司危星。出二正西西方之野一。

きときは其衝(一)利あらず。

㊀ 之を衝破らんとすれば不利なるをいふ

(一)昭明星は大にして白し、角無し。乍ち上り乍ち下る、出づる所の國に、兵を起して變多し。

㊀ 日華星ともいふ、筆星といふは其形の一枝あり末鋭にして筆に似たるを以てなり

(一)五殘星は正東東方の野に出づ。其星狀辰星に類す、地を去ること六丈ばかりにして大(二)なり。(三)賊星は正南南方の野に出づ。星、地を去ること六丈ばかり、大にして赤し、數〻動いて光有り。

㊀ 一に五鋒星といふ、其形辰星に類す、正東東方の分野に出づ ㊁ 大一に六に作る ㊂ 一に六賊星といふ、其形彗の如し、正南南方の分野に出づ

(一)司危星は正西西方の野に出づ。星、地を去ること六丈ばかり、大にして白し、太

尺。犯二四輔一。輔臣誅。行二南北河一。以二陰陽一言。旱水兵喪。月蝕二歲星一。其宿地饑若亡。熒惑也亂。塡星也下犯レ上。太白也彊國以戰敗。辰星也女亂。食二大角一。主命者惡レ之。心則爲二內賊亂一也。列星其宿地憂。月食始日。五月者六。六月者五。五月復六。六月者一。而五月者五。凡百一十三月而復始。故月蝕常也。日蝕爲レ不レ臧也。甲乙四海之外。日月不レ占。丙丁江淮海岱也。戊巳中州河濟也。庚辛華山以西。壬癸恆山以北。日蝕國君。月蝕將相當レ之。

五月は復六、六月は一、而して五月は五、凡て百一十三月にして復始る。故に月蝕は常なり。日蝕は臧からずと爲す。甲乙は四海の外、日月占せず。丙丁は江淮海岱なり、戊巳は中州河濟なり、庚辛は華山以西、壬癸は恆山以北、日蝕は國君、月蝕は將相之に當る。

㊀房星の北方をいふ　㊁陰間の北三尺　㊂陰星の北三尺の所を太陰の行く道とす　㊃房星の南方をいふ　㊄月角星と天門星との間を犯せば十月なれば四月に、十一月なれば五月に、十二月ならば六月に洪水あるなり　㊅四輔星を犯すときは天下輔佐の臣誅せらる　㊆月南北河星に行けば陰陽を以て言ふ、旱水兵喪等の災害あるの象　㊇其下の國君に災あるなり　㊈五ケ月六回、次の六ケ月一回、又次の五ケ月は五回、總べて百十三ケ月にして又始にかへると云へるなり

國皇星。大而赤。狀類二南極一。

國皇星は、大にして赤し、狀南極に類せり、出づる所、其下に兵を起す、兵彊

兌有者。下大流ㇾ血。日暈制ㇾ勝。近期三十日。遠期六十日。其食食ㇾ所ㇾ不ㇾ利。復生生ㇾ所ㇾ利。而食益盡爲ニ主位一。以ニ其直及日所ㇾ宿。加以ニ日時一。用命ニ其國一也。

べきをいふ

月行ニ中道一。安寧和平。陰間多ニ水陰事一。外北三尺。陰星。北三尺。太陰。大水兵。陽間驕恣。陽星多ニ暴獄一。太陽大旱喪也。角天門。十月爲ニ四月一。十一月爲ニ五月一。十二月爲ニ六月一。水發近三尺。遠五

月中道を行けば安寧和平なり。(一)陰間には水陰の事多し。(二)外北の三尺は、陰星、(三)北の三尺は太陰、大水兵あり。陽間には、驕恣なり、(四)陽星には暴獄多し。太陽には大旱喪あり、角、(五)天門は十月を四月と爲し、十一月を五月と爲し、十二月を六月と爲す、水發すること近きは三尺、遠きは五尺、(六)四輔を犯すときは輔臣誅せらる。(七)南北の河に行けば、陰陽を以て言ふ、旱、水、兵、喪あり。月歳星を蝕すれば、其宿の地饑ゑ、若しくは亡ぶ。熒惑は亂、塡星は下上を犯す。太白は彊國以て戰敗す、辰星は女の亂あり、大角に食すれば、(八)主命の者之を惡む。心は則ち内の賊亂と爲す、列星は其宿の地に憂あり。月食の始の日、(九)五月は六、六月は五、

立侯王。指暈若曰殺將。負且戴有喜。圍在中中勝。在外外勝。青外赤中以和相去。赤外青中以惡相去。氣暈先至而後去。居軍勝。先至先去。前利後病。後至後去。前病後利。後至先去。前後皆病。居軍不勝。見而去。其發疾。雖勝無功。見半日以上功大。白虹屈短。上下

きは和を以て相去る。赤外にして青中なるときは、悪を以て相去る。氣暈先づ至りて後に去るときは、軍に居りて勝つ。先に至りて先に去るときは、前には利あり、後には病あり。後に至りて後に去るときは、前には病ありて後には利あり、後に至りて先に去るときは、前後皆病あり、軍に居て勝たず、見れて去るときは、其の疾を發す、勝つと雖も功無し。見ること半日以上なるときは、功大なり。(五)白虹屈短、上下兌くして有する者は、下大に血を流す。(六)日暈あるときは勝つことを制す、近期は三十日、遠期は六十日、其食するとき、(七)利せざる所を食し、復生ずるときは、利する所を生ず。食益〻盡くるを主位と爲す。(八)其直及び日の宿する所を以て加ふるに日時を以てし、用て其國に命ず。

(一) 兩軍對抗するときは太陽周圍に薄き光のかさを生ずるをいふ　(二) 其暈氣周回等しきときは兩軍の力鈞しくして勝負なきをいふ　(三) 暈氣が太陽を二重に抱くが如き形をいふ　(四) 破軍の誤なるべしといふ説あり　(五) 天に白虹見れ屈して短く其上下鋭きときは其下に大に血を流すことあり　(六) 凡て日暈あるときは多くは敵に勝つの象なり　(七) 暈氣の太陽を犯し食するをいふ　(八) 暈氣の對すると日の宿する場所と日時とを合せて國の吉凶を占す

角亢氐兗州。房心豫州。尾箕幽州。斗江湖。牽牛婺女揚州。虛危青州。營室至東壁并州。奎婁胃徐州。昴畢冀州。觜觿參益州。東井輿鬼雍州。柳七星張三河。翼軫荊州。七星爲員官。辰星廟。蠻夷星也。

角、亢、氐は兗州、房、心は豫州、尾、箕は幽州、斗は、江湖、牽牛、婺女は揚州、虛、危は青州。營室より東壁に至るまでは、并州。奎、婁、胃は徐州、昴畢は冀州、觜觿參は益州、東井、輿鬼は雍州、柳七星、張は三河、翼、軫は荊州、七星を員官と爲す、辰星の廟は蠻夷の星なり。

兩軍相當日暈。暈等力鈞。厚長大有勝。薄短小無勝。重抱大破。無抱爲和。背不和爲分離相去。直爲自立。

(一)兩軍相當れば、日暈あり。(二)暈等しきときは、力鈞し。厚くして長大なるときは勝有り。薄くして短小なるときは勝無し。(三)重りて抱くときは大に破れ、抱くこと無きときは、和と爲す。背きて和せざるを、分離相去ると爲す。直なるを自立と爲す。侯王を立つ。(四)暈を指す、若しくは將を殺すと曰ふ。負ひて且つ載するときは喜有り。圍中に在るときは中勝つ、外に在るときは外勝つ、青外にして赤中なると

所ㇾ終。兎七命曰二小正。辰星。天攙。安周星。細爽。能星。鈎星一。其色黃而小。出而易ㇾ處。天下之文變而不ㇾ善矣。兎五色。青圜憂。白圜喪。赤圜中不平。黑圜吉。赤角犯二我城一。黃角地之爭。白角號泣之聲。其出二東方一。行四舍四十八日。其數二十日而反入二于東方一。其出二西方一。行四舍四十八日。其數二十日而反入二于西方一。其一候之二營室角畢箕柳一。出二房心間一。地動。辰星之色。春青黃。夏赤白。秋青白而歲熟。冬黃而不ㇾ明。卽變二其色一。其時不ㇾ昌。春不ㇾ見大風。秋則不ㇾ實。夏不ㇾ見有二六十日之旱一。月蝕。秋不ㇾ見有ㇾ兵。春則不ㇾ生。冬不ㇾ見陰雨六十日。有二流邑一。夏則不ㇾ長。

れざるときは、兵有り。春は則ち生ぜず。冬見れざるときは、陰雨すること六十日、流邑有り、(一五)夏は則ち長ぜず。

(一) 辰星出でざれば辰星を主星として太白星を客星とし、出づるときは太白星を主星として辰星を客星とす (二) 相扞格するをいふ (三) 戰はざるは格する故なり (四) 其下の國に兵亂起るをいふ (五) 辰星が太白星の中に犯し入りて進み出づるをいふ (六) 客軍破れて地を失ふをいふ (七) 辰星の指す所を視て以て破軍と名づく、其下の國に軍敗るゝの災あるなり (八) 辰星が太白星の側をすぐるときは、兩星相戰ふをいふ、兎は辰星の別名 (九) 辰星の別名七つ、次に擧ぐるが如し (一〇) 辰星出でて其場所を變更すれば、天下の文事變じて善良ならざるの象なり (一一) 其下の國內安からず、不平あるの象なり (一二) 其下の國に災害ありて哭泣の聲野に滿つるの象 (一三) 辰星運行するとき一度立よる星宿をいふ (一四) 氣候不順にして昌えざるの象 (一五) 洪水にて流出する村落あるをいふ

白不レ去。將死。正旗上出。破レ軍殺レ將客勝。下出客亡レ地。視ニ旗所レ指以命ニ破軍。其繞ニ環太白。若與鬪大戰。客勝。兎過ニ太白。間可レ椷レ劍。小戰客勝。兎居ニ太白前ー軍罷。出ニ太白左ー小戰。摩ニ太白。有ニ數萬人戰。主ニ人吏死。出ニ太白右ー去三尺。軍急約レ戰。青角兵憂。黑角水。赤行窮ニ兵之

くして角あるときは、兵憂あり。黑くして角あるときは、水あり。赤ければ行いて兵の終る所を窮む。(九)兎の七命を小正、辰星、天欃、安周星、細爽、能星、鈎星と曰ふ。其色黃にして小に、出でて處を易ふ、(一〇)天下の文變じて善ならず。兎の五色、青くして圓なるときは、憂あり。白くして圓なるときは、喪あり。赤くして圓なるときは、中不平なり。(一一)黑くして圓なるときは、吉。赤くして角あるときは、我が城を犯す。黃にして角あるときは、地の爭あり。白くして角あるときは號泣(一二)の聲あり。其の東方に出で、行くこと四舍、四十八日、其數二十日にして反りて東方に入る。其の西方に出で、行くこと四舍四十八日にして、其數二十日にして反りて西方に入る、其の之を(一三)一候するに、營室・角・畢・箕・柳、房・心の間に出づれば、地動く。辰星の色、春は青黃、夏は赤白、秋は青白にして歲熟す。冬は黃にして明ならず、卽ち其色を變ずるときは、(一四)其時昌ならず。春見れざるときは、大風あり、秋は則ち實らず。夏見れざるときは、六十日の旱有り、月蝕す。秋見

白爲レ客。其出太白爲レ主。出而與二太白一不二相從一。野雖レ有レ軍不レ戰。出二東方一。太白出二西方一。若出二西方一。太白出二東方一、爲レ格。野雖レ有レ兵不レ戰。失二其時一而出。爲二當レ寒反溫。當レ溫反寒一。當レ出不レ出。是謂二擊卒一。兵大起。其入二太白中一而上出。破レ軍殺レ將。客軍勝。下出客亡レ地。辰星來抵二太白一。太

でて太白と相從はざれば、野に軍有りと雖も戰はず、東方に出づれば、太白西方に出で、若し西方に出づれば、太白東方に出づるを、格（二）と爲す。野に兵有りと雖も、（三）戰はず。其時を失ひて出づれば、當に寒かるべくして、反りて溫に、當に溫なるべくして、反りて寒しと爲す。當に出づべくして出でず、是を擊卒（四）と謂ふ。兵大に起る。（五）其の太白の中に入りて上に出づるときは、軍を破り將を殺し、客の軍勝つ。下に出づるときは、（六）客地を亡ふ。辰星來りて太白に抵り、太白去らざるときは、將死す。正旗上に出づるときは、軍を破り將を殺して、客勝つ、下に出づるときは、客、地を亡ふ、（七）旗の指す所を視て、以て破軍と命ず。其の太白を繞り環り、若しくは與に鬬ひて大に戰ふときは、客勝つ、（八）免、太白を過ぐるときは、間劒を械す可し。小しく戰ふときは客勝つ。免、太白の前に居るときは、軍罷む。太白の左に出づるときは、小しく戰ふ。太白を摩するときは、數萬人の戰有り。人吏の死することを主る。太白の右に出で、去ること三尺なるときは、軍急に戰を約す。青

爲中國。其出入常以辰戌丑未。其蚤爲月蝕。晩爲彗星及天矢。其時宜效不效爲失。追兵在外不戰。一時不出。其時不和。四時不出。天下大饑。其當效而出也。色白爲旱。黄爲五穀熟。赤爲兵。黑爲水。出東方大而白。有兵於外解。常在東方。其赤中國勝。其西而赤外國利。無兵於外而赤。兵起。其與太白俱出東方。皆赤而角。外國大敗。中國勝。其與太白俱出西方。皆赤而角。外國利。五星分天之中。積于東方。中國利。積于西方。外國用者利。五星皆從辰星。而聚于一舍。其所舍之國。可以法致天下。

辰星不出。太

れば、外國利あり、(九)五星天の中を分ちて、東方に積むときは、中國利あり、西方に積むときは、(一〇)外國用ふる者利あり、五星皆辰星に從ひて、一舍に聚るときは、其の舍する所の國、(一一)法を以て天下を致す可し。

(一) 太陽と二十八宿との會合するを觀察して水星の位置を定む　(二) 刑罰其常を得ざれば、水星之に災禍を下す　(三) 奎星婁星胃星の東方の五舍に出づ、郊の字詳ならず、恐らくは衍文ならむ　(四) 東井星、輿星鬼柳の東方に當る七舍に出づ　(五) 尾箕斗牽牛の四星とともに西に運行す　(六) 辰戌丑未の時を以て出入するをいふ　(七) 國外に兵ありて解散するの象なるをいふ　(八) 外國に兵なくして其光赤きときは國內に兵起るの象なるをいふ　(九) 五星が辰星に從ひて天の中央より分れて東方に集るをいふ　(一〇) 外國に兵を用ふるもの利あるをいふ　(一一) 法刑を以て天下を統一するをいふ

(一)辰星出でざるときは、太白を客と爲す。其の出づるときは、太白を主と爲す。出

以治辰星之位。曰北方水。太陰之精。主冬。日壬癸。刑失者。罰出辰星。以其宿命國。是正四時。仲春春分。夕出郊奎婁胃東五舍。爲齊。仲夏夏至。夕出郊東井輿鬼柳東七舍。爲楚。仲秋秋分。夕出郊角亢氐房東四舍。爲漢。仲冬冬至。晨出郊東方。與尾箕斗牽牛俱西。

日は壬癸、(二)刑失ふものは、罰辰星より出づ、其宿を以て國に命ず。是に四時を正す。仲春春分には、夕に(三)郊奎婁胃東の五舍に出づ、齊と爲す。仲夏夏至には、夕に(四)郊東井輿鬼柳東の七舍に出づ、楚と爲す。仲秋秋分には、夕に郊角亢氐房東の四舍に出づ、漢と爲す。仲冬冬至には、晨に郊の東方に出で、(五)尾箕斗牽牛と倶に西す、中國と爲す。其出入常に(六)辰戌丑未を以てす、其蚤きを月蝕と爲す、晩きを彗星及び天矢と爲す。其時宜しく效るべくして效れざるを失と爲す。追兵外に在れば戰はず、一時も出でざれば、其時和せず、四時出でざれば天下大に饑う。其の當に效るべくして出づるや、色白きを旱と爲す、黃なるを五穀熟すと爲す、赤きを兵と爲す、黑きを水と爲す。東方に出でて、大にして白きは、(七)外に兵有りて解く。常に東方に在りて、其赤きは、中國勝つ、其西にして赤きは、外國利あり。(八)外に兵無くして赤きときは、兵起る、其の太白と倶に東方に出でて、皆赤くして角あれば、外國大に敗れて中國勝つ。其の太白と倶に西方に出でて、皆赤くして角あ

星相犯小戰。五星大戰。其相犯。太白出其南。南國敗。出其北。北國敗。行疾武。不行文。色白五芒。出蚤爲月蝕。晩爲天矢及彗星。將發其國。出東爲德。擧事左之迎之吉。出西爲刑。擧事右之背之吉。反之皆凶。太白光見景戰勝。晝見而經天。是謂爭明。彊國弱。小國彊。女主昌。亢爲疏廟。太白廟也。太白大臣也。其號上公。其他名殷星。太正。營星。觀星。宮星。明星。大衰。大澤。終星。大相。天浩。序星。月緯。大司馬位。謹候此。

大相、天浩、序星、月緯、大司馬位、謹みて此を候ふ。(一七)

(一) 上りてまた下り下りて又上るときは其下の國に君に反する將有るなり　(二) 太白星月に入れば大將刑戮せらる　(三) 戰ふも軍相合ひて合戰するに至らず　(四) 金木兩星と合ひて互に鬪つときは軍を破るの災あり　(五) 夕暮に北方に出づるときは北方の兵強く、暮食ごろなれば稍弱く夜半明なれば半弱く夜明なれば大に弱し　(六) 陰の陽に濁れちるゝなり卽ち北方の南方の爲に打負くるなり　(七) 南方の北方に負くるをいふ　(八) 太白星の伏行するときをいふ　(九) 東よりは南方に出づるときは南方北方に勝つ　(一〇) 他の列星を犯すときは小さき戰あるの兆　(一一) 太白星五星を犯すときは大戰あり　(一二) 太白星南方に出づるときは南方の國敗れ、北方に出づるときは北方の國破る　(一三) 太白星の運行、速に早ければ其下の國の武事盛に、行くこと遲ければ文事盛なり　(一四) 太白星の色白くして且五つの光芒あるとき、若し早く出づれば月蝕となり、晩く出づれば天矢星又は彗星となり、禍其下の國に發せんとす　(一五) 太白星東に出づるとき之を左にとり之を迎ふる樣にして事を行へば吉なり　(一六) 亢星を疏廟といふ、太白星の廟室なり　(一七) 謹みて太白星の運行するをうかゞひて事を處し災禍を避け幸福を得べし

察日辰之會。

日辰の會を察して、以て辰星の位を治む、曰く北方は水、太陰の精、冬を主る、(一)

中弱。雞鳴出大弱。是謂陰陷於陽。其在東方。乘明而出陽。陽兵之彊。雞鳴出。小弱。夜半出。中弱。昏出。大弱。是謂陽陷於陰。太白伏也。以出兵。兵有殃。其出卯南。南勝北方。出卯北。北勝南方。正在卯東國利。出酉北。北勝南方。出酉南。南勝北方。正在酉。西國勝。其與列

て兵を出せば、兵に殃有り、其の卯（九）の南に出づるときは、南北方に勝つ。卯の北に出づるときは、北、南方に勝つ。正しく卯に在るときは、東國利あり、酉の北に出づるときは、北、南方に勝つ。酉の南に出づるときは南北方に勝つ。正しく酉に在るときは、西國勝つ。其の列星（一〇）と相犯すときは小戰あり。五星（一一）には大戰あり。其相犯す、（一二）太白其南に出づれば南國敗る。其北に出づれば北國敗る。行くこと疾（一三）きときは武あり、行かざれば文あり。色白くして五芒（一四）あり、出づること蚤きを月蝕と爲す。晩きを天矢及び彗星と爲す。將に其國に發せんとす。東に出づるを德と爲す。事を擧ぐるに、之を左にし之を迎ふれば（一五）吉なり。西に出づるを刑と爲す。事を擧ぐるに、之を右にし、之に背けば吉なり。之に反するときは皆凶なり。太白の光景を見せば、戰勝つ。晝見れて天を經る、是を爭明と謂ふ。彊國は弱く、小國は彊し。女主昌なり。亢（一六）、疏廟と爲す、太白の廟なり。太白は大臣なり、其號は上公。其他の名は殷星、太正、營星、觀星、宮星、明星、大衰、大澤、終星、

るをいふ　(九)太白星の居所が他の星宿の所に有り之と合舍するをいふ

師有二糧食兵革一。遺人用レ之。卒雖レ衆、將爲二人虜一。其出レ西失レ行。外國敗。其出レ東失レ行。中國敗。其色太圜黃滜。可レ爲二好事一。其圜太赤。兵盛不レ戰。太白白比レ狼。赤比レ心。黃比二參左肩一。蒼比二參右肩一。黑比二奎大星一。五星皆從二太白一。而聚二乎一舍一。其下之國。可三以レ兵從二天下一。居實有レ得也。居虛無レ得也。行勝レ色。色勝レ位。有レ位勝レ無レ位。有レ色勝レ無レ色。行得盡勝レ之。出而留二桑楡間一。疾二其下國一。上而疾未レ盡。其日二過參天一。疾二其對國一。

上復レ下。下復レ上。有二反將一。其入レ月將僇。金木星合レ光。其下戰不レ合。兵雖レ起而不レ鬬。合相毀。野有二破軍一。出二西方一。昏而出レ陰。陰兵彊。暮食出小弱。夜半出

(一)上、下に復し、下、上に復するときは反將有り。(二)其の月に入れば將僇せらる。金木星光を合するときは、其下戰(三)うて合はず、兵起ると雖も鬬はず、(四)合ひて相毀つときは野に破軍有り。西方に出でて昏(五)にして陰に出づるときは、陰兵彊し。暮食に出づるときは、小しく弱く、夜半に出づるときは中弱く、雞鳴に出づるときは大に弱し。是を(六)陰陽に陷ると謂ふ。其の東方に在りて、明に乘じて陽に出づるときは、陽兵の彊きなり。雞鳴に出づるときは小しく弱く、夜半に出づるときは中弱く、昏に出づるときは大に弱し。是を(七)陽陰に陷ると謂ふ。(八)太白の伏するや、以

靜靜。順㆓角所㆑指吉。反㆑之皆凶。出則出㆑兵。入則入㆑兵。赤角有㆑戰。白角有㆑喪。黑圜角憂。有㆓水事㆒。靑圜小角憂。有㆓木事㆒。黃圜和。角有㆓土事㆒。有㆑年。其已出。三日而復有㆓微入㆒。入三日乃復盛出。是謂㆑耎。其下國有㆓軍敗將北㆒。其已入三日又復微出。出三日而復盛入。其下國有㆑憂。

り、遺人之を用ふ。卒衆しと雖も、將人の爲に虜にせらる。其の西に出でて行を失ふときは外國敗れ、其の東に出でて行を失ふときは中國敗る。其色太く圜くして黃渟なれば、好事を爲す可く、其圜く太くして赤きときは、兵盛にして戰はず。太白白きときは狼に比す、赤きときは心に比す、黃なるときは參の左肩に比し、(八)蒼きときは參の右肩に比し、黑きときは奎大星に比す。五星皆太白に從ひて一舍に聚るときは、其下の國、兵を以て天下を從ふ可し。(九)居實すれば得有り、居虛すれば得無し。行、色に勝ち、色、位に勝ち、位有るは位無きに勝ち、色有るは色無きに勝ち、行得て盡く之に勝つ。出でて桑楡の間に留るときは、其下の國を疾ましむ。上りて疾く、未だ盡きず、其を過參天と曰ふ。其對する國を疾ましむ。

㊀ 太白星長く止まるところの郷國には利益あり疾く去るときは凶事有るなり ㊁ 金星の南に在るをいふ ㊂ 太白星の運行に象りて吉凶を占すべし ㊃ 太白星動搖して靜ならざるをいふ ㊄ 太白星がすでに出でて三日にして復少しく入り、入りて三日にして復盛に出づるを名づけて耎といふ ㊅ 少しく出づるなり ㊆ 軍に兵革糧食等多く有るも遺人之を用ひ、兵卒多しと雖も將卒虜となるの過あるをいふ ㊇ 太白星白きときは狼星に類似す

出大後小兵弱。出小後大兵强。出高用兵深吉淺凶。庳淺吉深凶。日方南。金居其南。日方北。金居其北。曰贏。侯王不寧。用兵進吉。退凶。日方南。金居其北。日方北。金居其南。曰縮。侯王有憂。用兵退吉。進凶。用兵象太白。太白行疾疾行。遲遲行。角敢戰。動搖躁躁。國以

金其北に居るを、贏と曰ふ。侯王寧からず、兵を用ふる、進むときは吉にして、退くときは凶なり。日方に南するとき、金其北に居り、日方に北するときに金其南に居るを、縮と曰ふ。侯王憂有り、兵を用ふるときは、退くときは吉に、進むときは凶なり。兵を用ふること太白に象る。(三)太白行くこと疾きときは、疾く行き、遲きときは、遲く行く。角あるときは敢へて戰ふ。(四)動搖して躁しきときは、躁ぐ、國以て靜なれば、靜なり。角の指す所に順へば吉なり、之に反すれば皆凶なり。出づるときは則ち兵を出し、入るときは則ち兵を入る。赤くして角あれば戰有り。白くして角あれば喪有り。黑くして圜角あれば憂、水事有り。靑圜小角あれば憂へ、木事有り。黃圜なれば和す。角あれば土事有り。年有り。(五)其已に出で、三日にして復微に入る有り。入ること三日にして乃ち復盛に出づ。是を耎と謂ふ。其下の國に、軍敗れ將北ること有り。其已に入り、三日にして又復微に出(六)づ。出づること三日にして復盛に入る。其下の國に憂有り、師に糧食兵革有(七)

二十日。必逆行一二舍。上極而反東行。行日一度半。一百二十日入。其庫近レ日曰二明星一。柔。高遠レ日曰二大囂一。剛。其始出西行疾。率日一度半。百二十日。上極而行遲。日半度。百二十日且入。必逆行一二舍而入。其庫近レ日。曰二太白一。柔。高遠レ日曰二大相一。剛。出以二辰戌一。入以二丑未一。當レ出不レ出。未レ當レ入而入。天下偃レ兵。兵在レ外。入未レ當レ出而出。當レ入而不レ入。下起レ兵有レ破レ國。其當レ期出也。其國昌。

其出レ東爲レ東。入レ東爲二北方一。出レ西爲レ西。入レ西爲二南方一。所レ居久其鄕利。疾其鄕凶。出レ西逆行至レ東。正西國吉。出レ東至レ西。正東國吉。其出不レ經レ天。經レ天天下革レ政。小以角動兵起。始

其の東に出づるを東と爲し、東に入るを北方と爲す。西に出づるを西と爲し、西に入るを南方と爲す、居る所久しきときは、(一)其鄕利なり、疾ければ、其鄕凶なり。西に出でて逆行して東に至るときは、正に西國吉なり。東に出でて、西に至るときは、正に東國吉なり。其出づるに天を經ず、天を經るときは、天下政を革む。小にして以て角ありて動くときは兵起る。始めて出づるとき大にして、後に小なれば兵弱し。出づるときに小にして、後に大なれば、兵强し。出づるとき高ければ、兵を用ふること、深ければ吉に、淺ければ凶なり。庳きときは、淺ければ吉にして、深ければ凶なり。日方に南するときに、(二)金其南に居り、日方に北するときに、

出二西方一。至レ角而入。與レ角晨出入レ畢。與レ角夕出入レ畢。與レ畢晨出入レ箕。與レ畢夕出入レ箕。與レ箕晨出入レ柳。與レ箕夕出入レ柳。與レ柳晨出入二營室一。與レ柳夕出入二營室一。凡出二入東西一各五。爲二八歲二百二十日一。復與二營室一晨出二東方一。其大率歲一周レ天。其始出二東方一行遲。率日半度。一百

出でて西行するとき、疾し。率ね日に一度半、百二十日にして、上極して行くこ(一二)と遲し。日に半度、百二十日にして旦に入る。必ず逆行すること一二舍にして入る。其庳くして日に近きを太白と曰ふ、柔なり。高くして日に遠きを、大相と曰ふ、剛なり。出づるに辰戌を以てし、入るに丑未を以てす。當に出づべくして出でず、未だ當に入るべからずして入るときは、天下兵を偃す。兵外に在り、入りて未だ當に出づべからずして出で、當に入るべくして入らざるときは、下に兵を起して、國を破ること有り。其の期に當りて出づるときは、其國昌なり。

(一) 日の運行を察して、太白星の位置を定む (二) 人を殺すこと道を失するときは太白星之を罰す (三) ふしかくれて運行するをいふ (四) 出づべくして出でず、入るべくして入らず、ともに稱して舍を失ふといふ (五) 戰に破れ軍を失ふこと或は國君簒奪の災にあふことあるをいふ (六) 上元(一月十五日)に始る古曆の法あり、其曆法の說に從へば次の如し (七) 營室星とともにあしたに東方より出て角星に至りて入る (八) 東西に出入すること五たびにして八歲と二百二十日とを要す (九) 上ること極りて更に反りて東の方に行き一日に一度半進み百二十日の後に入るなり (一〇) 其運行すること卑く太陽に近きとを名づけて明星といふ (一一) 其光輝の強からざるをいふ (一二) 其光輝の強きをいふ (一三) 上り極りて運行の度遲きをいふ

失者罰出二太白一。太白失レ行。以二其舍一命レ國。其出行十八舍。二百四十日而入。入二東方一伏行十一舍。百三十日。其入二西方一。伏行三舍十六日而出。當レ出不レ出。當レ入不レ入。是謂二失舍一。不レ有二破軍一。必有二國君之簒一。其紀二上元一。以二攝提格之歲一。與二營室一晨出二東方一。至レ角而入。與二營室一夕

入りて伏行[三]すること十一舍、百三十日、其の西方に入りて、伏行すること三舍、十六日にして出づ。當に出づべくして出でず、當に入るべくして入らず、是を失[四]舍と謂ふ。[五]破軍有らざれば、必ず國君の簒有り。其の[六]上元を紀して、攝提格の歲を以て、營室[七]と、晨に東方より出で、角に至りて入り、營室と夕に西方より出でて、角に至りて入り、角と晨に出でて畢に入り、角と夕に出でて畢に入る。畢と晨に出でて箕に入り、畢と夕に出でて箕に入る。箕と晨に出でて柳に入り、箕と夕に出でて柳に入り、柳と晨に出でて營室に入り、柳と夕に出でて營室に入る。凡そ東西に出入すること各〻五、八歲二百二十日と爲す。復營室と、晨に東方に出づ。其大率[八]歲に一たび天を周る。其始めて東方に出づるとき、行くこと遲し、率ね日に半度、一百二十日にして、必ず逆行すること一二舍、[九]上極して反りて東に行く。行くこと日に一度半、一百二十日にして入る。其庳[一〇]くして日に近きを明星と曰ふ、柔[一一]なり。高くして日に遠きを大囂と曰ふ、剛[一二]なり。其始めて

殺軍。其國不可舉事。出亡地。入得地。金爲疾。爲內兵亡地。三星若合。其宿地。國外內有兵與喪。改立公王。四星合兵喪並起。君子憂。小人流。五星合。是謂易行。有德受慶。改立大人。奄有四方。子孫蕃昌。無德受殃若亡。五星皆大。其事亦大。皆小事亦小。蚤出者爲贏。贏者爲客。晚出者爲縮。縮者爲主人。必有天應。見於杓星。同舍爲合。相凌爲鬬。七寸以內必之矣。五星色白圜爲喪旱。赤圜則中不平。爲兵。青圜爲憂水。黑圜爲疾。多死。黃圜則吉。赤角犯我城。黃角地之爭。白角哭泣之聲。青角有兵憂。黑角則水。意行窮兵之所終。五星同色。天下偃兵。百姓寧昌。春風秋雨。冬寒夏暑。動搖常以此。塡星出。百二十日。而逆西行。西行百二十日。反東行。見三百三十日而入。入三十日。復出東方。太歲在甲寅。鎭星在東壁。故在營室。

りて通ぜず (一七) 敗軍することあるを以て事を起し騒ぐべからず (一八) 金星と合へば其國に疾病流行す (一九) 兵內に入りて土地を失ふをいふ (二〇) 位置あるものは憂患し下民は流離す (二一) 君主を改め立て、四方を奄包して爲すべし (二二) 七寸以內にて兩星の光の及ぶときは其下の國に必ず事有るなり (二三) 疾病行はれ死するもの多し (二四) 此句詳ならず衍文なりとの說あり (二五) 東壁星は營室星と隣れる故營室星の所に在りともいふなり

察日行以處位太白。曰西方秋司兵。月行及天矢。曰庚辛。主殺。殺

(一)日行を察して、以て位に太白を處く。曰く西方は秋、兵を司る。月行天矢に及ぶ。日は庚辛、殺を主る。(二)殺失せる者は、罰太白より出づ。太白行を失すれば、其舍を以て國に命ず。其出でて行くこと十八舍、二百四十日にして入る。東方に

子之星也。木星與土合。爲內亂饑。主勿用戰。敗。水則變謀而更事。火爲旱。金爲白衣會。若水金在南。曰牝牡。年穀熟。金在北歲偏無。火與水合爲焠。與金合爲鑠。爲喪。皆不可舉事。用兵大敗。土爲憂。生孽卿。大饑。戰敗爲北軍。軍困。舉事大敗。土與水合。穰而擁閼。有

爲す。黑くして圓なるときは疾(一三)を爲す、多く死す。黄にして圓なるときは則ち吉なり。赤くして角あるときは我が城を犯す。黄にして角あるときは、地を爭ふ。白くして角あるときは哭泣の聲あり。青くして角あるときは兵の憂有り。黑くして角あるときは水あり、意(一四)行はれて兵の終る所を窮む。五星色を同じくするときは兵を偃す、百姓寧昌なり。春風秋雨、冬寒夏暑、動搖常に此を以てす。塡星出づること百二十日にして、逆して西行す。西に行くこと百二十日にして、反りて東行す。見るゝこと三百三十日にして入る。入りて三十日にして復東方に出づ。太歳甲寅に在るときは鎭星(一五)東壁に在り、故に營室に在り。

(一) 北斗星の指す方位に從ひて諸星の位置を定むるをいふ (二) 黄は土の色、黄帝は土星即ち塡星の精にて其德を主るをいふ (三) 塡星は一歳に二十八宿中の一をめぐる、其舍る所の下の國は吉なり (四) 二十八歳にして土星天を一周するをいふ (五) 倚重して天下を得るをいふ (六) 禮儀義殺刑の五者を失ふときは土星の光之が爲に動搖す (七) 贏縮のこと下文に在り、贏すれば其國の王安からざることあり縮すれば軍出でて復らざるの殃あり (八) 其下の國の君主の命行はれざること有るなり (九) 皇后に衰滅のこと有るなり (一〇) 日蝕月蝕等をいふ (一一) 內亂あり離散さるをいふ (一二) 其下に在る國の君主戰をなす勿れ戰へば必ず敗れん (一三) 解前文に在り (一四) 年穀全く熟せざるをいふ (一五) 土星憂患の事を生じ、種々災禍をなす (一六) 土星水星と合へば穀物豐穰なるも諸事ふさが

聚二于一舍一。其下之國。可三重致二天下一。禮德義殺刑盡失。而塡星乃爲レ之動搖。贏爲二王不一レ寧。其縮有二軍不一レ復。塡星其色黃九芒。音曰二黃鐘宮一。其失レ次上二三宿曰レ贏。有二主命不一レ成。不乃大水。失レ次下二三宿曰レ縮。有二后戚一。其歲不レ復。不乃天裂若地動。斗爲二文太室一。塡星廟。天

らず、兵を用ふれば大に敗る。(一五)土は憂を爲し、孽卿を生ず、大に饑ゑ、戰敗れて北軍を爲して、軍困む、事を擧ぐれば大に敗る。(一六)土水と合ふときは穰にして擁閼す、(一七)覆軍有り、其國事を擧ぐ可からず、出づるときは地を亡ひ、入るときは地を得。(一八)金をば疾と爲す、(一九)內兵亡地と爲す。三星若し合ふときは、其宿の地、國の外內に兵と喪と有り、公王を改め立つ。四星合ふときは、兵喪並に起る、(二〇)君子は憂へ、小人は流す。五星合ふ、是を易行と爲す、德有れば慶を受く、(二一)大人を改め立つ。四方を奄有し、子孫蕃昌なり。德無ければ殃を受け、若しくは亡ぶ。五星皆大なるときは、其事も亦大なり、皆小なるときは、事も亦小なり、蚤く出づる者を贏と爲す。贏をば客と爲す。晩く出づる者を縮と爲す。縮の者を主人と爲す。必ず天の應有りて杓星に見る。同舍するを合と爲し、相淩ぐを鬬と爲す。(二二)七寸より以內は之を必す。五星の色白くして圜なるときは、喪旱と爲す。赤くして圜なるときは則ち中不平、兵を爲す。靑くして圜なるときは憂と水とを

而居。若已去而復還。還居之。其國得土。不乃得女。若當居而不居。既已居之。又西東去。其國失土。不乃失女。不可擧事用兵。其居久。其國福厚。易福薄。其一名曰地侯。主歲。歲行十二度百十二分度之五。日行二十八分度之一。二十八歲周天。其所居五星皆從而

其居ること久しければ、其國福厚く、易ければ福薄し、其一名を地侯と曰ふ、歲を主る。歲に行くこと十二度百十二分度の五、日に行くこと(四)二十八分度の一、二十八歲に周天す。其の居る所、五星皆從ひて、一舍に聚れば、其下の國、重く(五)天下を致すべし。(六)禮德義殺刑盡く失ひて塡星乃ち之が爲に動搖す。(七)贏をば王寧からずと爲す。其縮には軍復らざること有り。塡星は其色黃にして九芒あり、音を黃鐘宮と曰ふ。其の次を失ふこと上二三宿なるを贏と曰ふ。(八)主命成らざること有り、不れば乃ち大水あり。次を失ひて下ること二三宿なるを縮と曰ふ。(九)后戚有り、其歲復らず、不れば乃ち天裂け(一〇)若しくは地動く。斗を文の太室と爲す、塡星の廟、天子の星なり。木星土と合ふときは、內亂饑(一一)と爲す、(一二)主戰を用ふる勿れ敗れん。水には則ち謀を變じて事を更む、火には旱を爲す、金(一三)には白衣會を爲す。若し水金南に在れば牝牡と曰ふ、年穀熟す。金北に在るとき歲(一四)偏く無し。火水と合ふを焠と爲す、金と合ふを鑠と爲し、喪と爲す、皆事を擧ぐ可か

東行十六舍而止。逆行二舍六旬。復東行。自所止數十舍。十月而入西方。伏行五月。出東方。其出西方曰反明。主命者惡之。東行急。一日行一度半。其行東西南北疾也。兵各聚其下。用戰。順之勝。逆之敗。熒惑從太白、軍憂。離之軍却。出太白陰、有分軍。行其陽、有偏將戰。當其行太白逮之。破軍殺將。其入守犯大微軒轅營室、主命惡之。心爲明堂、熒惑廟也。謹候此。

に出入するときは其國滅亡するなり (六) 殃の來ること速なれば其殃大なりとも反つて小なるべし、殃の來ること遲ければ小なるべくして反つて大なるをいふ (七) 熒惑與鬼星の所に止舍し南を指せば丈夫殃を受け北を指せば女子の死喪のこと有り (八) 相鬪ふ星と其光相及ぶときは殃あり、光及ばざるときは殃なし (九) 熒惑星運行の法なり (一〇) 星の運行を見て運命を主るものをいふ (一一) 東西南北の四方に向ひては特に早し (一二) 熒惑の下にて戰ふとき其運行する方向に順ひて戰ふものは勝ち、之に逆ひて戰ふものは破る (一三) 熒惑星太白星に從ひて運行するときは、其軍に憂有り (一四) 陰陽は南北をいふ

曆斗之會。以定塡星之位。日中央土。主季夏。日戊巳。黄帝主德。女主象也。歳塡一宿。其所居國吉。未當居

(一)曆斗の會、以て塡星の位を定む。曰く中央は土、季夏を主る。日は戊巳、(二)黄帝德を主る、女主の象なり。(三)歳塡の一宿、其の居る所の國は吉なり。未だ居るべからずして居り、若しくは已に去りて復還り、還りて之に居れば、其國、土を得、不れば乃ち女を得。若し當に居るべくして居らず、既に已に之に居りて、又西東に去れば、其國、土を失ふ。不れば乃ち女を失ふ。事を擧げ兵を用ふべからず。

殃。五月受ㇾ兵。七月牛亡ㇾ地。九月太牛亡ㇾ地。因與俱出入國絕ㇾ祀。居ㇾ之殃還至。雖ㇾ大當ㇾ小。久而至。當ㇾ小反大。其南爲二丈夫一。北爲二女子喪一。若角動。繞二環之一。及乍前乍後。左右殃益大。與二他星一鬪。光相逮爲ㇾ害。不二相逮一不ㇾ害。五星皆從。而聚二于一舍一。其下國可三以ㇾ禮致二天下一。法出ㇾ

り。他星と鬪ひ、光(八)相逮ぶときは、害を爲す。相逮ばざるときは害せず。五星皆從ひて一舍に聚るときは、其下の國禮を以て天下を致すべし。法(九)は東に出でて行くこと十六舍にして止り、逆行すること二舍六旬にして復東行す。自ら止る所數十舍、十月にして西方に入る。伏行すること五月にして東方に出づ。其の西方に出づるを反明と曰ふ。(一〇)主命の者之を惡む。東行すること急なれば一日行くこと一度半、其行くこと(一一)東西南北に疾し、(一二)兵各〻其下に聚り、用つて戰へば、之に順ふときは勝ち、之に逆ふときは敗る。(一三)熒惑太白に從ふときは、軍憂ふ。之を離るゝときは軍却く。太白の陰に出づれば分軍有り、其陽に行けば偏將の戰有り、其行に當りて、太白之に(一四)逮ぶときは、軍を破り將を殺す、其入りて大微軒轅營室を守り犯すときは、主命之を惡む。心をば明堂と爲す、熒惑の廟なり、謹みて此を候ふ。

(八) 陽剛の氣を觀察して、熒惑星の運行を知るをいふ　(九) 禮を失ふもの有るときは其罰熒惑星より出づ、謂はゆる熒惑行を失ふとは、熒惑星禮を失ふものを罰するの謂なり　(一〇) 熒惑星の止り舍る所の星坐を以て其下の國に名づく　(一一) 軌道に反對して運行し、止舍する所の星宿を過ぐること二ケ所以上に及ぶをいふ　(一二) 敵兵とともに國

彗星。退而西北三月。生二天欃一。長四丈末兌。退而西南三月。生二天槍一。長數丈。兩頭兌。謹視二其所レ見之國一。不レ可レ擧レ事用レ兵。其出如レ浮如レ沈。其國有二土功一。如レ沈如レ浮。其野亡。色赤而有レ角。其所レ居國昌。迎レ角而戰者不レ勝。星色赤黄而沈。所レ居野大穰。色青白而赤灰。所レ居野有レ憂。歲星入レ月。其野有二逐相一。與二太白一鬭。其野有二破軍一。歲星一曰二攝提一。曰二重華一。曰二應星一。曰二紀星一。營室爲二清廟一。歲星廟也。

察二剛氣一以處二熒惑一。曰南方火。主レ夏。日丙丁。禮失罰出二熒惑一。熒惑失レ行是也。出則有レ兵。入則兵散。以二其舍一命二國熒惑。熒惑爲二勃亂殘賊。疾喪饑兵一。反道二舍以上。居レ之三月有レ

(一)剛氣を察して以て熒惑を處く。曰く南方は火、夏を主る。日は丙丁、禮失ふときは罰するに熒惑を出す。(二)熒惑行を失ふとは是なり、出づれば則ち兵有り、入るときは兵散ず。其舍を以て國の熒惑に命ず。(三)熒惑は勃亂、殘賊、疾喪、饑兵と爲す、(四)反道の二舍以上は、之に居ること三月にして殃有り、五月にして兵を受く、七月にして半ば地を亡ふ、九月にして太半地を亡ふ。因りて與に倶に出入して、(五)國祀を絶つ。之に居るときは殃還り至る、(六)大なりと雖も當に小なるべし、久しうして至れば小なるべくして反て大なり。(七)其南を丈夫と爲し、北を女子の喪と爲す。若角ありて動き、之を繞環し、及び乍ち前み乍ち後れ、左右するときは殃益〻大な

二月。與二尾箕一晨出。曰二天皓一。黫然黑色甚明。其失レ次有レ應。見レ參。當レ居不レ居。居之又左右搖。未レ當レ去去レ之。與二他星一會。其國凶。所レ居久國有二德厚一。其角動。乍小乍大。若二色數變一。人主有レ憂。其失レ次舍以下。進而東北三月。生二天棓一。長四尺。末兌。進而東南三月。生二彗星一。長二丈。類二

むが如く浮(うか)ぶが如くなれば、其野(や)亡(ほろ)ぶ。(一五)色赤くして角(かく)有れば、其の居る所の國邑(さか)ゆ。(一六)角(かく)を迎(むか)へて戰ふ者は勝たず、星の色赤黄にして沈めば、居る所の野(や)(一七)大に穰(じやう)なり。色青白にして赤灰(せきくわい)なるときは、居る所の野(や)に憂有り。歲星月に入れば、其野に逐相(ちくしやう)(一八)有り。太白(たいはく)(一九)と鬭へば、其野(や)に破軍(はぐん)有り。歲星一に攝提(せつてい)と曰ひ、重華(ちようくわ)と曰ひ、應星と曰ひ、紀星(きせい)といふ。營室(えいしつ)(二〇)を清廟(せいべう)と爲す、歲星の廟なり。

(一一) 戌の歲の異名　(一二) 其年大水ありて女子の喪あるをいふ　(一三) 亥の歲の異名　(一四) 其光蒼々と青く躍るが如き狀態にて、ひそかに平旦に出づるをいふ　(五) 其國の將帥勇武にして其中に威德あり、天下を統一保有せんとす　(六) 其光玄色にくろくして甚だ明に、江池さかんにして魚類多し、兵を起し軍をやるには利あらず　(七) 黫然は黑き貌黫然として黑くして其光甚だ明なるをいふ　(八) 歲星居るべくして居らず或は居るも左右に搖動し、又去るべからざるに去りて他星と會する時は國に凶事あるなり　(九) 其光に角有りて動搖し、或は大に或は小にして、其色變ずれば、天子に憂患あり　(一〇) 歲星の次を失ふこと一舍三十里以下なるときは　(一一) 東北に進むこと三月にして天星を生ず、天棓星は覺星ともいふ四尺の長を有し末鋭し　(一二) 彗ははゝき彗星の星の字衍文なり　(一三) 天棓以下の星の見れたる國にては決して事を起し兵を用ふべからず　(一四) 其國に大土木起るをいふ　(一五) 田野亡びて五穀登らざるなり　(一六) 歲星の光に角あるを喜び迎へて戰をなせば敗るゝをいふ　(一七) 五穀豐饒なり　(一八) 宰相を逐ふこと有り　(一九) 太白星と歲星と鬪へば其國の軍破るゝことあり　(二〇) 營室星を清廟となすは歲星の廟なり

月。與二角亢一晨出。曰二大章一。蒼蒼然。星若レ躍而陰出レ旦。是謂二正平一。起二師旅一。其率必武。其國有レ德。將有二四海一。其失レ次有レ應見レ婁困敦歲。歲陰在レ子。星居レ卯。以二十一月一。與二氐房心一晨出。曰二天泉一。玄色甚明。江池其昌。不レ利レ起レ兵。其失レ次有レ應在レ昴。赤奮若歲。歲陰在レ丑。星居レ寅。以二十

卯に居り、十一月を以て、氐、房、心と晨に出づるを天泉と曰ふ。玄色にして甚だ明に、江池(六)其昌にして兵を起すに利あらず。其の次を失ふときは、應有りて昴に在り。赤奮若の歲、歲陰丑に在り、星寅に居り、十二月を以て尾、箕と晨に出づるを天皓と曰ふ。黮然として黑色にして甚だ明なり(七)。其の次を失ふときは應有りて參に見る。當に居る(八)べくして居らず、之に居り、又左右搖し、未だ去るべからずして、之を去り、他星と會するときは、其國凶す。居る所久しき國は、德の厚き有り、其角(九)ありて動き、乍ち小に乍ち大にして、若し色數〻變ずれば人主憂有り。其の次を失ふこと舍以下(一〇)は、進みて東北(一一)すること三月にして天棓を生ず。長四尺、末兊し。進みて東南すること三月にして彗星を生ず。長二丈、彗星(一二)に類す。退きて西北すること三月にして天欃を生ず。長四丈、末兊し。退きて西南すること三月にして天槍を生ず。長數丈、兩頭兊し。謹みて其の見るゝ所の國を視て、事(一三)を擧げ兵を用ふ可からず。其出づること浮ぶが如く沈むが如くなれば、其國(一四)土功有り、沈

月。與二觜觽參一晨出。曰二長列一。昭昭有レ光。利レ行レ兵。其失レ次有レ應見レ箕。涒灘歳。歳陰在レ申。星居レ未。以二七月一。與二東井輿鬼一晨出。曰二大音一。昭昭白。其失レ次有レ應見二牽牛一。作鄂歳。歳陰在レ酉。星居レ午。以二八月一與二柳七星張一晨出。曰レ爲二長王一。作作有レ芒。國其昌熟穀。其失レ次有レ應見レ危。曰二大章一。有レ旱而昌。有二女喪一民疾。

見る。作鄂(四)の歳には、歳陰酉に在り、星午に居り、八月を以て柳七星張と晨に出づるを爲長王と曰ふ。作作として芒有れば、國其れ昌えて熟穀あり。其の次を失ひ、應有りて危に見るゝを大章と曰ふ。旱有りて昌ゆ(五)、女喪有り、民疾む。

(一) 午の歳　(二) 未の歳　(三) 申の歳　(四) 酉の歳　(五) 而昌の二字衍か

閹茂歳。歳陰在レ戌。星居レ巳。以二九月一。與二翼軫一晨出。曰二天睢一。白色大明。其失レ次有レ應見二東壁一。歳水。女喪。大淵獻歳。歳陰在レ亥。星居レ辰。以二十

閹茂(一)の歳、歳陰戌に在り、星巳に居り、九月を以て翼、軫と、晨に出づるを、天睢と曰ふ、白色にして大に明なり、其の次を失ふときは應有りて東壁に見る。歳水(二)ありて、女喪あり。大淵獻(三)の歳は、歳陰亥に在り、星辰に居り、十月を以て、角亢と晨に出づるを大章と曰ふ。蒼蒼然(四)として星躍るが若くにして、陰に旦に出づ、是を正平と謂ふ。師旅を起す、其率必ず武あり(五)、其國德有りて、將に四海を有せんとす。其の次を失ふ時は、應有りて婁に見る。困敦の歳は、歳陰子に在り、星

入二於四方一用レ昏。單閼歲。歲陰在レ卯。星居レ子。以二二月一與二婺女虛危一晨出。曰二降入一。大有レ光。其失レ次有レ應見レ張。名曰二降入一。其歲大水。執徐歲。歲陰在レ辰。星居レ亥。以二三月一與二營室東壁一晨出。曰二靑章一。靑靑甚章。其失レ次。有レ應見レ軫。曰二靑章一。歲早旱晚水。大荒駱歲。歲陰在レ巳。星居レ戌。以二四月一與二奎婁胃昴一晨出。曰二跰踵一。熊熊赤色有レ光。其失レ次有レ應見レ亢。

かなる貌

敦牂歲。歲陰在レ午。星居レ酉。以二五月一與二胃昴畢一晨出。曰二開明一。炎炎有レ光。偃レ兵唯利二公王一。不レ利レ治レ兵。其失レ次有レ應見レ房。歲早旱。晚水。叶洽歲。歲陰在レ未。星居レ申。以二六

敦牂の歲は、歲陰午に在り、星酉に居り、五月を以て胃昴畢と、晨に出づるを開明（一）と曰ふ、炎炎として光有り、兵を偃せて唯公王に利あり、兵を治むるに利あらず。其の次を失ふときは應有りて房に見る。歲の早きには旱あり、晚きには水あり。叶洽（二）の歲は、歲陰未に居り、星申に居り、六月を以て觜觿參と晨に出づるを長列と曰ふ。昭昭として光有り、兵を行るに利あり。其の次を失ふときは應有りて箕に見る。涒灘（三）の歲、歲陰申に在り、星未に居り、七月を以て東井輿鬼と晨に出づるを大音と曰ふ。昭昭として白し。其の次を失ふときは應有りて牽牛に

歲。歲陰左行在寅。歲星右轉居丑。正月與斗牽牛晨出東方。名曰監德。色蒼蒼有光。其失次有應見柳。歲早水。晚旱。歲星出東行十二度。百日而止。反逆行。逆行八度百日復東行。歲行三十度。十六分度之七。率日行十二分度之一。十二歲而周天。出常東方以晨。

晨に出づるを降入と曰ふ。大に光有り、其の次を失ふときは、應有りて張に見る、[一二]名づけて降入と曰ふ、其歲大水あり。執徐の歲、[一三]歲陰辰に在り、星亥に居り、三月を以て居り、[一四]營室、東壁と晨に出づるを青章と曰ふ。青青として甚だ章なり。其の次を失ふときは、應有りて軫に見る、[一五]青章と曰ふ、歲早ければ旱あり、晚ければ水あり。大荒駱の歲は、[一六]歲陰巳に在り、星戌に居り、[一七]四月を以て奎婁胃昴と晨に出づるを跰踵と曰ふ、熊熊[一八]として赤色にして光有り、其の次を失ふときは應有りて亢に見る。

(一) 日月の運行を度りて歲星(木星)の行度の順逆を度る (二) 義を失するものあれば其罰は木星より出づるをいふ (三) 歲星の止り舍る所の位置により、分野を定めて、其國に名づく (四) 速に趨りて其宿にやどるを贏といひ退きて進まずしてやどることのおそきを縮といふ (五) 囘復せざるなり (六) 木火土金水の五星一所に聚れば其下に當る國天下を統一するの兆 (七) 歲星寅に在る歲をいふ (八) 十干を歲陽といひ、十二支を歲陰といふ、十二支左に轉じて寅に在るなり (九) 其次序を失ふときは柳星の所に其應見れ、早く次序を失へば旱魃の兆、晚ければ出水あり (一〇) 卯の歲をいふ (一一) 十二支は卯に在り、歲星は子に居る (一二) 名づけて降入といふは衍文なり (一三) 辰の歲なり (一四) 居は衍文なり (一五) 青章といふは衍文なり (一六) 巳の歲なり (一七) 歲星戌に居る (一八) あざや

察二日月之行一。以揆二歲星順逆一。曰東方木主レ春。日甲乙。義失者。罰出二歲星一。歲星贏縮。以二其舍一命レ國。所レ在國。不レ可レ伐。可二以罰一レ人。其趨舍而前曰レ贏。退舍曰レ縮。贏其國有レ兵。不レ復。縮其國有レ憂。將亡。國傾敗。其所レ在。五星皆從而聚二於一舍一。其下之國。可三以レ義致二天下一。以二攝提格

日月の行を察し、以て歲星の順逆を揆る。曰く東方の木春を主る、日は甲乙、(二)義失する者は罰歲星より出づ。歲星の贏縮、其舍を以て國に命づく。(三)在る所の國は伐つ可からず、以て人を罰す可し。其趨舍(四)して前むを贏と曰ひ、退舍するを縮と曰ふ。贏なるときは其國兵有りて復せず(五)、縮なるときは其國憂有り、將亡び、國傾敗す。其の在る所には五星皆從ひて一舍(六)に聚れば、其下の國義を以て天下を致す可し。攝提格(七)の歲を以て、歲陰(八)左行して寅に在り、歲星右轉して丑に居り、正月に、斗、牽牛と晨に東方に出づるを、名づけて監德と曰ふ。色蒼蒼として光有り、其の次を失ふときは應有り(九)、柳に見る。歲早ければ水あり、晚ければ旱す。歲星出でて東行すること十二度、百日にして止み、反りて逆行す。逆行すること八度、百日にして復東行す。歲に行くこと三十度十六分度の七、率ね日に行くこと十二分度の一、十二歲にして天を周る。出づること常に東方、晨を以てし、西方に入るに昏を用てす。單閼(一〇)の歲、歲陰(一一)卯に在り、星子に居り、二月を以て婺女虛危と

亡レ軍。星動角。益希。及五星犯二北落一。入レ軍軍起。火金水尤甚。火軍憂。水患。木土軍吉。危東六星兩兩相比曰二司空一。營室爲二淸廟一。曰二離宮閣道一。漢中四星曰二天駟一。旁一星曰二王良一。王良策レ馬。車騎滿レ野。旁有二八星一。絶レ漢曰二天潢一。天潢旁江星。江星動。人渉レ水。杵臼四星。在二危南一。匏瓜有二靑黑星一守レ之。魚鹽貴。南斗爲レ廟。其北建星。建星者旗也。牽牛爲二犧牲一。其北河鼓。河鼓大星上將。左右左右將。婺女。其北織女。織女天女孫也。

離宮閣道(九)と曰ふ。漢中(一〇)の四星を天駟と曰ふ。旁の一星を王良(一一)と曰ふ。王良馬に策つときは、車騎野に滿つ。旁に八星有り、漢を絶るを天潢(一二)と曰ふ。天潢の旁に江星あり。江星動くときは、人水を渉る。杵臼の四星は危の南に在り、匏瓜(一三)靑黑星有りて之を守るときは魚鹽貴し。南斗を廟と爲す。其北は建星、建星は旗なり。牽牛を犧牲(一四)と爲す。其北は河鼓、河鼓の大星は上將、左右は、左右將。(一五)婺女、其北は織女、織女は天の女孫なり。

(一) 危星三、一は高く二は垂れて蓋屋に似たり (二) 哭泣の事を主る (三) 三十五星天の軍なり (四) 天の壘壁 (五) 北落星の光微なるときは敗れて軍を亡ふ (六) 北落星動搖して之に角あれば軍益々强り盛なり、希の字は布の誤 (七) 五星北落を犯し天軍中に入れば軍起る五星中火金水の三星最も甚し (八) 木土二星北落に入るときは吉なり (九) かけはしとなれる道 (一〇) 天の川の中に在る四星 (一一) 王良星天馬を主る、馬に策つは其光の輝くをいふ (一二) 河渠を主る (一三) 靑黑の星有り、匏瓜星の宿を守るときは天下の魚鹽騰貴する兆 (一四) 牽牛星を廟にさゝぐる犧牲と爲す (一五) 婺女星織女星と相隣るをいふ

四星。左右肩股也。小三星隅置。曰二觜觿一。爲二虎首一。主二葆旅事一。其南有二四星一。曰二天厠一。厠下一星曰二天矢一。矢黄則吉。青白黒凶。其西有二句曲九星三處羅一。一曰二天旗一。二曰二天苑一。三曰二九游一。其東有二大星一。曰レ狼。狼角變レ色多二盜賊一。下有二四星一。曰レ弧。直レ狼。狼北地有二大星一。曰二南極老人一。老人見治安。不レ見兵起。常以二秋分時一。候二之于南郊一。附耳入二畢中一兵起。

の兆なり　(六)北は北方河山より以北の國、南は河山より已南の國をいふと　(七)三星一直線に連る、はかりのさまに似たり故に衡石と稱す　(八)觜星といふ、征伐斬艾のことを主る　(九)隅の方に在るなり　(一〇)白虎星の頭に在るを以て虎首といふ　(一一)葆は守、旅は軍旅、軍旅のことを守りて征伐のことを主る、一說に葆旅は野生の食ふべき菜をいふと　(一二)かは屋のことを主る　(一三)天の天子禽獸を養ふ所なりと　(一四)游も亦旗の類なり　(一五)天の弓なり　(一六)附耳星畢星の中に入るときは兵革起る

北宮。玄武。虛危。危爲二蓋屋一。虛爲二哭泣之事一。其南有二衆星一。曰二羽林天軍一。軍西爲レ壘。或曰レ鉞。旁有二一大星一。爲二北落一。北落若微

北宮は玄武、虛危、危をば蓋屋と爲す。(一)虛は哭泣の事と爲す。(二)其南に衆星有り、羽林天軍と曰ふ。(三)軍の西を壘と爲す、(四)或は鉞と曰ふ。旁に一大星有り、北落と爲す。(五)北落若し微なれば軍を亡ふ。(六)星動きて角あり、益〻希く、(七)及び五星北落を犯し軍に入れば、軍起る。火、金、水は尤も甚し。火は軍の憂あり、水は患あり、(八)木土は軍吉なり。危の東の六星兩兩相比ぶを司空と曰ふ。營室を淸廟と爲す、

奎曰二封豕一。爲二溝瀆一。婁爲二聚衆一。胃爲二天倉一。其南衆星。曰二廥積一。昴曰二髦頭胡星一也。爲二白衣會一。畢曰二罕車一。爲二邊兵一。主二弋獵一。其大星旁小星爲二附耳一。附耳搖動有二讒亂臣在レ側。昴畢間爲二天街一。其陰陰國。陽陽國。參爲二白虎一。三星直者。是爲二衡石一。下有二三星兌一。曰レ罰。爲二斬艾事一。其外

星の旁の小星を附耳と爲す。(五)附耳搖動するときは讒亂の臣側に在る有り。昴畢の間を天街と爲す。(六)其陰は陰國、陽は陽國。參は白虎と爲す。(七)三星直き者、是を衡石と爲す。下に三星の兌き有るを罰と曰ふ、(八)斬艾の事を爲す。其外の四星は左右肩股なり。小三星の隅置(九)するを觜觿と曰ふ、虎首(一〇)と爲す、葆旅(一一)の事を主る。其南に四星有り、天廁(一二)と曰ふ。廁の下の一星を天矢と曰ふ。矢黃なるときは吉、青白黑なるときは凶なり。其西に句曲する九星三處に羅る有り、一を天旗と曰ひ、二を天苑(一三)と曰ひ、三を九游(一四)と曰ふ。其東に大星有り、狼と曰ふ。狼角ありて色を變ずるときは盜賊多し。下に四星あり弧(一五)と曰ふ。狼に直りて、狼の北地に大星有るを南極老人と曰ふ。老人見ゆるときは治安に、見えざれば兵起る。常に秋分の時を以て、之を南郊に候ふ。附耳畢(一六)の中に入るときは兵起る。

㊀ 火星此宿に入れば天下に旱あり、金星入れば兵革のこと起り、水星入れば大水あり ㊁ 咸池の中に、奎、婁、胃の三柱あるをいふ、三柱の星皆具りかかざれば天下に兵起る ㊂ 三柱の中の奎星を封豕と稱し溝瀆のことを主る ㊃ 此星喪事を主るを以て白衣會となす ㊄ 附耳星動搖するときは天子の側に讒言を爲して世を亂る臣有る

犯者。如二衡占一。東井爲二水事一。其西曲星曰レ鉞。鉞北北河。南南河。兩河天闕間。爲二關梁一。輿鬼。鬼祠事。中白者爲レ質。火守二南北河一兵起。穀不レ登。故德成レ衡。觀成レ潢。傷成レ鉞。禍成レ井。誅成レ質。柳爲二鳥注一。主二木草一。七星。頸爲二員官一。主二急事一。張素爲レ厨。主二觴客一。翼爲二羽翮一。主二遠客一。軫爲レ車。主レ風。其旁有二一小星一。曰二長沙星一。星不レ欲レ明。明與二四星一等。若五星入二軫星中一。兵大起。軫南衆星曰二天庫樓一。庫有二五車一。車星角。若益レ衆。及不レ具。無レ處二車馬一。

去らざれば天子に誅せしむ（八）逆に東より入つて軌道に従はざれば其犯す所の星宿の位置に隨つて誅討す（九）中坐は帝坐を犯すなり、帝坐を犯して禍福の形成る（一〇）權星は軒轅と稱す、黃帝の神、其形黃龍に似たり（一一）日月五星或は守り或は犯す時は其占決衡星に同じ（一二）輿鬼五星あり其中鬼星は祠の事を主る（一三）火星南北河にとゞまり守れば（一四）天子の德は火星の衡を守るとき其象を示し、天子游觀するときは火星潢を守り、天子敗德あるときは火星鉞を守り、禍には井を守り、誅伐には質を守りて、其象を示す（一五）客に臨することを主る（一六）遠方の客（一七）兵車を處置し亂をしづむること能はず

西宮咸池。曰二天五潢一。五潢。五帝車舍。火入旱。金兵。水水。中有二三柱一。柱不レ具兵起。

西宮は咸池、天の五潢と曰ふ。五潢は五帝の車舍、（一）火入れば旱す。金には兵あり、水は水あり、中に三柱（二）有り、柱具らざるときは兵起る。（三）奎を封豕と曰ふ、溝瀆と爲す。婁を聚衆と爲す、胃を天倉と爲す。（四）其南の衆星を廥積と曰ふ。昴を髦頭胡星と曰ふ、白衣會と爲す。畢を罕車と曰ふ、邊兵と爲す。弋獵を主る。其大

後聚一十五星蔚然。曰二郎位一。傍一大星將位也。月五星順二入軌道一。司二其出一所守。天子所レ誅也。其逆入。若不二軌道一。以レ所レ犯命レ之。中坐成レ形。皆羣下從レ謀也。金火尤甚。廷藩西有二隋星五。曰二少微一。士大夫。權軒轅。軒轅黄龍體。前大星。女主象。旁小星。御者後宮屬。月五星守

夫なり。權(一〇)は軒轅、軒轅は黄龍の體なり。前の大星は、女主の象、旁の小星は御者後宮の屬、月(一一)五星守り犯す者は、衡の占の如し。東井は水事と爲す。其西曲の星を、鉞と曰ふ。鉞の北は北河、南は南河なり。兩河天闕の間を、關梁と爲す。輿鬼(一二)、鬼は祠事す。中の白き者を質と爲す。火南北河を守れば、兵起り、穀登らず。故に德は衡を成し、觀は潢を成し、傷(一三)は鉞を成し、禍は井を成し、誅は質を成す。柳(一四)は鳥注と爲り、木草を主る。七星あり、頸を員官と爲す、急事を主る。張は素を厨と爲す、觴(一五)客を主る。翼は羽翮と爲す、遠(一六)客を主る。軫は車爲り、風を主る。其旁に一小星有り、長沙星と曰ふ。星は明を欲せず。明なること四星と等し。若し五星軫星中に入れば、兵大に起る。軫の南の衆星を天庫樓と曰ふ。庫に五車有り、車星角あり、若しくは衆を益し、及び具らざれば、車(一七)馬を處くこと無し。

㊀ 衡星は太微星ともいひ、日月五星三光の庭に當る ㊁ 衡星を護衛する如く相連る十二の星は藩屛の臣 ㊂ 御史大夫法を執るの象 ㊃ 黄帝、青帝、赤帝、白帝、黑帝の帝坐 ㊄ 其後に蔚然として聚く十五日の星あり郎官の位に當る ㊅ 軌道に循つて西方より順に太微庭に入る ㊆ 日月五星の守る所を出づるや否やを候ひ、十日

右角將。大角者。天王帝廷。其兩旁各有二三星一。鼎足句レ之。曰二攝提一。攝提者。直二斗杓所一レ指以建二時節一。故曰二攝提格一。亢爲二疏廟一。主レ疾。其南北兩大星曰二南門一。氐爲二天根一。主レ疫。尾爲二九子一。曰二君臣一。斥絕不レ和。箕爲二敖客一。曰二口舌一。火犯守角。則有レ戰。房心。王者惡レ之也。

に連ることを欲せず、心星眞直に連れば、天子計を失ふの兆 (四) 房星は天帝の殿に當る (五) 北に作るは右の驂馬 (六) 市中の星滿ち輝けば、天下の市に物多く滿ち、然らざれば虛しく物に乏し (七) 天王政を執る所の朝廷 (八) 鼎の足の如くに連りて曲るをいふ (九) 北斗星の杓の指す所この星に當る、北斗の指す所によつて時節を指示するなり (一〇) 群姬と曰ふの誤なるべしといふ、此星斥け絕たるれば、群姬和せざるの兆 (一一) この上に「后妃之府」の一句を補ふべし (一二) 火星實星の守る所を犯し、かどばりて光あるときは天下に戰亂起るの兆

南宮朱鳥。權衡。衡太微。三光之廷。匡衛十二星藩臣。西將。東相。南四星執法。中端門。門左右掖門。門內六星諸侯。其內五星。五帝坐。

南宮は朱鳥、權衡、衡は太微、三光の廷なり。(一) 匡衛の十二星は藩臣なり。(二) 西は將、東は相、南の四星は執法、(三) 中は端門、門の左右は掖門、門內の六星は諸侯なり。其內の五星は五帝坐なり。(四) 後に聚る一十五星、蔚然たるを郎位と曰ふ。(五) 傍の一大星は將位なり。月五星軌道に順入す。(六) 其守る所を出づるを司ふ。(七) 天子の誅する所なり。其逆入して(八) 若し軌道せざれば、犯す所を以て之に命じ、(九) 中坐に形を成す、皆羣下謀に從ふなり。金火尤も甚し。廷藩の西に隋星五有り。少微と曰ふ。士大

賤人之牢。其牢中星實。則囚多。虛則開出。天一。槍。棓。矛。盾。動搖。角大兵起。

東宮。蒼龍。房心。心爲明堂。大星天王。前後星。子屬。不欲直。直則天王失計。房爲府。曰天駟。其陰右驂。旁有兩星。曰鈐。北一星。曰舝。東北曲十二星曰旗。旗中四星曰天市。中六星曰市樓。市中星衆者實。其虛則耗。房南衆星曰騎官。左角李。

東宮は蒼龍、房心、心を(一)明堂と爲す。(二)大星は天王、前後の星は、子の屬、(三)直を欲せず。直なれば天王計を失ふ。(四)房は府と爲す。天駟と曰ふ。(五)其陰は右驂、旁に兩星有り、鈐と曰ふ、北の一星を舝と曰ふ、東北に曲る十二星を、旗と曰ふ。旗中の四星を天市と曰ふ。中の六星を市樓と曰ふ。(六)市中星衆ければ實ち、其虛しければ耗る。房の南の衆星を騎官と曰ふ。左角は李、右角は將、大角は(七)天王の帝廷、其兩旁に各〻三星有り、(八)鼎足之に句る、攝提と曰ふ。攝提は斗杓の指す所に直り、以て時節を建つ、故に攝提格と曰ふ。亢は(九)疏廟と爲す、疾を主る。其南北の兩大星を南門と曰ふ。氐は天根と爲す、疫を主る。尾は九子と爲す、(一〇)君臣と曰ふ。斥絶すれば和せず。箕は敖客と爲す、(一一)口舌と曰ふ。(一二)火犯して守り角あれば戰有り。房心は王者之を惡む。

(一) 天帝の明堂、明堂の事前に出づ　(二) 心星中の大なる星は天王にして其前後に在るものは皇子の屬　(三) 眞直

星。曰二文昌宮一。一曰上將。二曰次將。三曰貴相。四曰司命。五曰司中。六曰司祿。在二斗魁中一。貴人之牢。魁下六星。兩兩相比者。名曰二三能一。三能色齊。君臣和。不レ齊。爲二乖戾一。輔星明近。輔臣親彊。斥レ小。疏レ弱。杓端有二兩星一。一內爲レ矛。招搖。一外爲レ盾。天鋒。有二句圜十五星一。屬レ杓。曰二

相、四に曰く司命、五に曰く司中、六に曰く司祿。(二)斗魁中に在るは貴人の牢なり。魁下の六星、兩兩相比ぶ者は、名づけて三能(三)と曰ふ、三能色齊しければ、君臣和し、齊しからざれば、乖戾を爲す。輔星明にして近ければ、輔臣親彊に、(四)小を斥け、弱を疏ず。杓端に兩星有り、一(五)の內なるを矛と爲す、招搖なり。一の外なるを盾と爲す、天鋒なり。(六)句圜十五星有り、杓に屬す、賤人の牢と曰ふ。其牢中の星(七)實るときは、囚多く、虛なれば開出す。天一、槍、棓、矛、盾、動搖して角(八)あれば大兵起る。

(一) 北斗の魁星を戴きて之をたすくる星、六星は次に擧ぐる上將以下司祿に至る六つの星なり (二) 魁星の屈曲せる中にあるは所謂貴人の牢屋なり、之を天理星となす、正義に曰く、占明にして及び其中に星あれば、これ貴人獄に下るなり (三) 三能は三臺なり、能の音臺と原註す、天の三台星の光齊しければ、君臣相和し、然らざれば君臣の間乖き違ひて和せず (四) 小人を斥けて弱臣を親まず (五) 內なる一つは天の矛にして招搖星と名づけ、外なる一つは天の盾にして天鋒星と名づく (六) 曲りて圓き星 (七) 其星光り輝けば天下は囚人多く、輝かざれば囚人多く出づるをいふ (八) 光のかどだちて輝くなり

紫宮左三星曰二天槍一。右五星曰二天棓一。後六星。絶レ漢抵二營室一。曰二閣道一。北斗七星。所レ謂旋璣玉衡以齊二七政一。杓攜二龍角一。衡殷二南斗一。魁枕二參首一。用レ昏建者杓。杓自レ華以西南。夜半建者衡。衡殷二中州河濟之間一。平旦建者魁。魁海岱以東北也。斗爲二帝車一。運二于中央一。臨二制四鄕一。分二陰陽一。建二四時一。均二五行一。移二節度一。定二諸紀一。皆繫二於斗一。

中央に運り、四鄕を臨制し、陰陽を分ち、四時を建て、五行を均す、(一六)節度を移し、諸(一七)紀を定むる、皆斗に繫る。

(一) 中宮は天極星といふ、其他東宮、西宮、南宮、北宮あり、下に列す (二) 太一は天神の最も尊きもの、封禪書中に屢見ゆ (三) 天極星は天子にして、其旁に在る三つの星は三公なりとも、天極星の子供なりともいふなり (四) 天極星のうしろに、まがりて列る四つの星あり、最後の星は、皇后にして、其他の三つの星は後宮に在る妃嬪に當る (五) 以上の星の周圍に列りて、之を匡救護衞する十二の星は、藩屏の臣なり (六) 總稱して紫宮といふ (七) 北斗星の尖端に在る星につきて見えたり見えぬ事のある星 (八) 漢は銀河のこと、營室は星の名、銀河を横り營室星まで列るをいふ (九) 書經堯典に謂ふ所の旋璣玉衡を見て七政を齊ふるもの、今の書經には旋を璿に作り、說者多く天を計度する器となせど此文にては北斗星の名と解すべし (一〇) 日月五星の政、日月五星の運行を齊ふるをいふ (一一) 杓は七星の一、龍角といふ東方の星宿に連る (一二) 殷は中なり、中央に輝くをいふ (一三) 七星の一なる魁星は西方の參星のさきに向ひのぞむなり (一四) 夕寅の方をさすものは杓星にして杓星のさす方は華山より西南の地にあたるをいふ (一五) 夜明けに寅の方をさすもの (一六) 二十四氣の季節をいふ (一七) 其他もろ〳〵の政法

斗魁戴匡六

(二)斗魁戴匡の六星を、文昌宮と曰ふ。一に曰く上將、二に曰く次將、三に曰く貴

巻二十七

天官書第五

中宮。天極星。其一明者太一常居也。旁三星三公。或曰子屬。後句四星。末大星。正妃。餘三星後宮之屬也。環之匡衛十二星。藩臣。皆曰紫宮。前列直斗口三星。隨北端兌。若見若不。曰陰德、或曰天一。

中宮(一)は天極星、其一の明なる者は太一(二)の常居なり。旁(三)の三星は三公なり、或は曰ふ子の屬なりと。後の句れる四星(四)は、末の大星は正妃、餘の三星は後宮の屬なり。之を環りて匡衛する十二星(五)は、藩臣なり。皆(六)紫宮と曰ふ。前列(七)は斗口の三星に直り、北端の兌に隨ひ、若くは見れ、若くは不ざるものを陰德と曰ひ、或は天一と曰ふ。紫宮の左の三星を天槍と曰ふ。右の五星を天棓と曰ふ。後の六星、漢(八)を絶り、營室に抵るを閣道と曰ふ。北斗七星は、謂はゆる旋璣(九)玉衡、以て七政(一〇)を齊ふるものなり。杓(一一)は龍角に携り、衡は南斗(一二)に殷し、魁は參首(一三)に枕す。昏を用つて建す者は杓、杓は華より以西南なり。夜半に建す者は衡、衡は中州河濟(一四)の間に殷す。平旦(一五)に建す者は魁、魁は海岱以東北なり。斗を帝車と爲し、

四百一十九。大餘五十七。無小餘。橫艾閹茂三年。十二。大餘四十九。小餘七百六十七。大餘二。小餘八。尚章大淵獻四年。閏十三。大餘四十四。小餘一百七十五。大餘七。小餘十六。爲逢困敦五年。十二。大餘八。小餘八十二。大餘十二。小餘二十四。端蒙赤奮若竟寧元年。十二。大餘二。小餘四百三十。大餘十八。無小餘。游兆攝提格建始元年。閏十三。大餘五十六。小餘七百七十八。大餘二十三。小餘八。彊梧單閼二年。十二。大餘二十。小餘六百八十五。大餘二十八。小餘十六。徒維執徐三年。閏十三。大餘十五。小餘九十三。大餘三十三。小餘二十四。祝犂大荒落四年。右歷書大餘者日也。小餘者月也。端旃蒙者。年名也。支丑名赤奮若。寅名攝提格。干丙名游兆。正北正西正南正東。

年。閏十三。大餘十三。小餘二百五十七。大餘四十一。小餘八。祝犂協洽五年。十二。大餘三十七。小餘一百六十四。大餘三十六。小餘十六。商橫涒灘建昭元年。閏十三。大餘三十一。小餘五百一十二。大餘五十一。小餘二十四。昭陽作噩二年。十二。大餘五十五。小餘

大餘五十六　小餘七百七十八
大餘二十三　小餘八
彊梧單閼二年　十二
大餘二十　小餘六百八十五
大餘二十八　小餘十六
徒維執徐三年　閏十三
大餘十五　小餘九十三
大餘三十三　小餘二十四
祝犂大荒落四年

右歷書、大餘は日なり、小餘は月なり、端旃蒙は年の名なり、支丑を赤奮若と名づけ、寅を攝提格と名づく。干の丙を游兆と名づく。正北、正西、正南、正東。

四十六。大餘二十。小餘八。端蒙單閼永光元年。閏十三。無大餘。小餘五百九十四。大餘二十五。小餘十六。游兆執徐二年。十二。大餘二十四。小餘五百一。大餘三十。小餘二十四。彊梧大荒落三年。十二。大餘十八。小餘八百四十九。大餘三十六。無小餘。徙維敦牂四

大餘四十九　小餘七百六十七

大餘二　小餘八

尙章大淵獻四年　閏十三

大餘四十四　小餘一百七十五

大餘七　小餘十六

焉逢困敦五年　十二

大餘八　小餘八十二

大餘十二　小餘二十四

端蒙赤奮若竟寧元年　十二

大餘二　小餘四百三十

大餘十八　小餘無し

游兆攝提格建始元年　閏十三

昭陽大淵獻二年。十二。大餘五十三。小餘五百八十三。大餘四。小餘十六。橫艾困敦三年。閏十二。大餘四十七。小餘九百三十一。大餘九。小餘二十四。尚章赤奮若四年。十二。大餘十一。小餘八百三十八。大餘十五。無小餘。焉逢攝提格五年。十二。大餘六。小餘二百

大餘十三　小餘二百五十七
大餘四十一　小餘八
祝犂協洽五年　十二
大餘三十七　小餘一百六十四
大餘三十六　小餘十六
商橫涒灘建昭元年　閏十三
大餘三十一　小餘五百一十二
大餘五十一　小餘二十四
昭陽作噩二年　十二
大餘五十五　小餘四百一十九
大餘五十七　小餘無し
橫艾閹茂三年　十二

大餘四十三。小餘十六。徒維湛灘四年。十二。大餘四十。小餘九百二十。大餘四十八。小餘二十四。祝犂作噩黃龍元年。閏十三。大餘三十五。小餘三百二十八。大餘五十四。無。小餘。商橫淹茂初元元年正東。十二。大餘五十九。小餘二百三十五。大餘五十九。小餘八。

大餘六　小餘二百四十六
大餘二十　小餘八
端蒙單閼永光元年　閏十三
大餘無し　小餘五百九十四
大餘二十五　小餘十六
游兆執徐二年　十二
大餘二十四　小餘五百一
大餘三十　小餘二十四
彊梧大荒落三年　十二
大餘十八　小餘八百四十九
大餘三十六　小餘無し
徒維敦牂四年　閏十三

年。閏十三。大餘四。小餘四百一十。大餘二十七。小餘二十四。端蒙大荒落甘露元年。十二。大餘二十八。小餘三百一十七。大餘三十三。無小餘。游兆敦牂二年。十二。大餘二十二。小餘六百六十五。大餘三十八。小餘八。彊梧協洽三年。閏十三。大餘十七。小餘七十三。

大餘五十九　小餘二百三十五

小餘五十九　小餘八

昭陽大淵獻二年　十二

大餘五十三　小餘五百八十三

大餘四　小餘十六

横艾困敦三年　閏十二

大餘四十七　小餘九百三十一

大餘九　小餘二十四

尚章赤奮若四年　十二

大餘十一　小餘八百三十八

大餘十五　小餘無し

焉逢攝提格五年　十二

百九十九。大餘六。小餘二十四。昭陽赤奮若五鳳元年。閏十三。大餘五十一。小餘七百四十七。大餘十二。無。小餘。横艾攝提格二年。十二。大餘十五。小餘六百五十四。大餘十七。小餘八。尙章單閼三年。十二。大餘十。小餘六十二。大餘二十二。小餘十六。焉逢執徐四

大餘二十二　小餘六百六十五
大餘三十八　小餘八
彊梧協洽三年　閏十三
大餘十七　小餘七十三
大餘四十三　小餘十六
徒維涒灘四年　十二
大餘四十　小餘九百二十
大餘四十八　小餘二十四
祝犂作噩黃龍元年　閏十三
大餘三十五　小餘三百二十八
大餘五十四　小餘無し
商横淹茂初元元年正東　十二

彊神雀元年。十二。大餘四十四。小餘七百三十六。大餘五十一。無小餘。徙維淹茂二年。十二。大餘三十九。小餘一百四十四。大餘五十六。小餘八。祝犂大淵獻三年。閏十三。大餘三十三。小餘四百九十二。大餘一。小餘十六。商横困敦四年。十二。大餘五十七。小餘三

大餘十五　小餘六百五十四
大餘十七　小餘八
尙章單閼三年　十二
大餘十　小餘六十二
大餘二十二　小餘十六
焉逢執徐四年　閏十三
大餘四　小餘四百一十
大餘二十七　小餘二十四
端蒙大荒落甘露元年　十二
大餘二十八　小餘三百一十七
大餘三十三　小餘無し
游兆敦牂二年　十二

百二十六。大餘三十。無小餘一。焉逢敦牂二年。十二。大餘三十二。小餘一百三十三。大餘三十五。小餘八。端蒙協洽三年。十二。大餘二十六。小餘四百八十一。大餘四十。小餘十六。游兆涒灘四年。閏十三。大餘二十。小餘八百二十九。大餘四十五。小餘二十四。彊梧作

大餘三十九　小餘一百四十四

大餘五十六　小餘八

祝犂大淵獻三年　閏十三

大餘三十三　小餘四百九十二

大餘一　小餘十六

商橫困敦四年　十二

大餘五十七　小餘三百九十九

大餘六　小餘二十四

昭陽赤奮若五鳳元年　閏十三

大餘五十一　小餘七百四十七

大餘十二　小餘無し

橫艾攝提格二年　十二

格二年。閏十三。大餘五十五。小餘五百六十三。大餘十四。小餘八。昭陽單閼三年正南。十二。大餘十九。小餘四百七十。大餘十九。小餘十六。横艾執徐四年。十二。大餘十三。小餘八百一十八。大餘二十四。小餘二十四。尙章大荒落元康元年。閏十三。大餘八。小餘二

大餘三十二　小餘一百三十三
大餘三十五　小餘八
端蒙協洽三年　十二
大餘二十六　小餘四百八十一
大餘四十　小餘十六
游兆涒灘四年　閏十三
大餘二十　小餘八百二十九
大餘四十五　小餘二十四
彊梧作噩神雀元年　十二
大餘四十四　小餘七百三十六
大餘五十一　小餘無し
徒維淹茂二年　十二

小餘五百五十二。大餘五十三。小餘八。彊梧大淵獻三年。十二。大餘四十二。小餘九百。大餘五十八。小餘十六。徒維困敦四年。閏十三。大餘三十七。小餘三百八。大餘三。小餘二十四。祝犂赤奮若地節元年。十二。大餘一。小餘二百一十五。大餘九。無小餘。商橫攝提

大餘五十五　小餘五百六十三
大餘十四　小餘八
昭陽單閼三年正南　十二
大餘十九　小餘四百七十
大餘十九　小餘十六
橫艾執徐四年　十二
大餘十二　小餘八百一十八
大餘二十四　小餘二十四
尙章大荒落元康元年　閏十三
大餘八　小餘二百二十六
大餘三十　小餘無し
焉逢敦牂二年　十二

六年。十二。大餘三十五。小餘八百八十九。大餘三十七。小餘十六。焉逢涒灘元平元年。十二。大餘三十。小餘二百九十七。大餘四十二。小餘二十四。端蒙作噩本始元年。閏十三。大餘二十四。小餘六百四十五。大餘四十八。無小餘。游兆閹茂二年。十二。大餘四十八。

大餘四十八　小餘五百五十二
大餘五十三　小餘八
彊梧大淵獻三年　十二
大餘四十二　小餘九百
大餘五十八　小餘十六
徒維困敦四年　閏十三
大餘三十七　小餘三百八
大餘三　小餘二十四
祝犂赤奮若地節元年　十二
大餘一　小餘二百一十五
大餘九　小餘無し
商横攝提格二年　閏十三

七十九。大餘十六。小餘十六。商橫執徐三年。閏十三。大餘五十三。小餘七百二十七。大餘二十一。小餘二十四。昭陽大荒落四年。十二。大餘十七。小餘六百三十四。大餘二十七。無小餘。橫艾敦牂五年。閏十三。大餘十二。小餘四十二。大餘三十二。小餘八。尚章汁洽

大餘十二　小餘四十二
大餘三十二　小餘八
尚章汁洽六年　十二
大餘三十五　小餘八百八十九
大餘三十七　小餘十六
焉逢涒灘元平元年　十二
大餘三十　小餘二百九十七
大餘四十二　小餘二十四
端蒙作噩本始元年　閏十三
大餘二十四　小餘六百四十五
大餘四十八　小餘無し
游兆閹茂二年　十二

六。游兆因敦五年。十二。大餘四十六。小餘七百一十六。無ニ大餘。小餘二十四。彊梧赤奮若六年。閏十三。大餘四十一。小餘一百二十四。大餘六。無ニ小餘。徒維攝提格元鳳元年。十二。大餘五。小餘三十一。大餘十一。小餘八。祝犂單閼二年。十二。大餘五十九。小餘三百

大餘五　小餘三十一

大餘十一　小餘八

祝犂單閼二年　十二

大餘五十九　小餘三百七十九

大餘十六　小餘十六

商橫執徐三年　閏十三

大餘五十三　小餘七百二十七

大餘二十一　小餘二十四

昭陽大荒落四年　十二

大餘十七　小餘六百三十四

大餘二十七　小餘無し

橫艾敦牂五年　閏十三

小餘七百五。大餘三十九。小餘二十四。尚章作噩二年。十二。大餘三十四。小餘一百一十三。大餘四十五。無二小餘一。焉逢淹茂三年。閏十三。大餘二十八。小餘四百六十一。大餘五十。小餘八。端蒙大淵獻四年。十二。大餘五十二。小餘三百六十八。大餘五十五。小餘十

大餘二十八　小餘四百六十一

大餘五十　小餘八

端蒙大淵獻四年　十二

大餘五十二　小餘三百六十八

大餘五十五　小餘十六

游兆困敦五年　十二

大餘四十六　小餘七百一十六

大餘無し　小餘二十四

彊梧赤奮若六年　閏十三

大餘四十一　小餘一百二十四

大餘六　小餘無し

徒維攝提格元鳳元年　十二

四年。閏十三。大餘五十七。小餘五百四十三。大餘二十四。無二小餘一商橫敦牂後元元年。十二。大餘二十一。小餘四百五十。大餘二十九。小餘八。昭陽汁洽二年。閏十三。大餘十五。小餘七百九十八。大餘三十四。小餘十六。橫艾涒灘始元元年正西。十二。大餘三十九。

大餘二十一　小餘四百五十

大餘二十九　小餘八

昭陽汁洽二年　閏十三

大餘十五　小餘七百九十八

大餘三十四　小餘十六

橫艾涒灘始元元年正西　十二

大餘三十九　小餘七百五

大餘三十九　小餘二十四

尙章作噩二年　十二

大餘三十四　小餘一百一十三

大餘四十五　小餘無し

焉逢淹茂三年　閏十三

小餘五百三十二。大餘三。無小餘。游兆攝提格征和元年。閏十三。大餘四十四。小餘八百八十。大餘八。小餘八。彊梧單閼二年。十二。大餘八。小餘七百八十七。大餘十三。小餘十六。徒維執徐三年。十二。大餘三。小餘一百九十五。大餘十八。小餘二十四。祝犂大芒落

大餘四十四　小餘八百八十
大餘八　小餘八
彊梧單閼二年　十二
大餘八　小餘七百八十七
大餘十三　小餘十六
徒維執徐三年　十二
大餘三　小餘一百九十五
大餘十八　小餘二十四
祝犂大芒落四年　閏十三
大餘五十七　小餘五百四十三
大餘二十四　小餘無し
商橫敦牂後元元年　十二

始元年。十二。大餘三十七。小餘八百六十九。大餘四十七。小餘八。尚章大淵獻二年。閏十三。大餘三十三。小餘二百七十七。大餘五十二。小餘一十六。焉逢困敦三年。十二。大餘五十六。小餘一百八十四。大餘五十七。小餘二十四。端蒙赤奮若四年。十二。大餘五十。

	大餘三十七	小餘八百六十九
	大餘四十七	小餘八
尚章大淵獻二年		閏十三
	大餘三十三	小餘二百七十七
	大餘五十二	小餘一十六
焉逢困敦三年		十二
	大餘五十六	小餘一百八十四
	大餘五十七	小餘二十四
端蒙赤奮若四年		十二
	大餘五十	小餘五百三十二
	大餘三	小餘無し
游兆攝提格征和元年		閏十三

五十九。大餘二十六。小餘八。祝犂協洽二年。十二。大餘二十五。小餘二百六十六。大餘三十一。小餘十六。商横涒灘三年。十二。大餘十九。小餘六百一十四。大餘三十六。小餘二十四。昭陽作噩四年。閏十三。大餘十四。小餘二十二。大餘四十二。無小餘。横艾淹茂太

大餘一　小餘三百五十九
大餘二十六　小餘八
祝犂協洽二年　十二
大餘二十五　小餘二百六十六
大餘三十一　小餘十六
商横涒灘三年　十二
大餘十九　小餘六百一十四
大餘三十六　小餘二十四
昭陽作噩四年　閏十三
大餘十四　小餘二十二
大餘四十二　小餘無し
横艾淹茂太始元年　十二

五。小餘八。端蒙單閼二年。閏十三。大餘四十八。小餘六百九十六。大餘十。小餘十六。游兆執徐三年。十二。大餘十二。小餘六百三。大餘十五。小餘二十四。彊梧大荒落四年。十二。大餘七。小餘十一。大餘二十一。無小餘。徒維敦牂天漢元年。閏十三。大餘一。小餘三百

大餘五
小餘八
端蒙單閼二年　閏十三
大餘四十八　小餘六百九十六
大餘十　小餘十六
游兆執徐三年　十二
大餘十二　小餘六百三
大餘十五　十餘二十四
彊梧大荒落四年　十二
大餘七　小餘十一
大餘二十一　小餘無し
徒維敦牂天漢元年　閏十三

歷術甲子篇。太初元年。歲名二焉逢攝提格一。月名二畢聚一。日得二甲子一。夜半朔旦冬至。正北。十二。無二大餘一。無二小餘一。無二大餘一。無二小餘。

焉逢攝提格大初元年。十二。大餘五十四。小餘三百四十八。大餘

歷術甲子篇。(一)

太初元年歲を(二)焉逢攝提格と名づけ、月を畢聚と名づく。日甲子を得、夜半朔旦冬至、正北十二、(三)大餘無く、(四)小餘無く、(五)大餘無く、小餘無し。

(一) 索隱に曰ふ、十一月朔日冬至を以て甲子を得、甲子是陽氣支干の首故に甲子を以て歷術に命づけ篇首と爲す、此年歲甲子に在りと謂ふに非ずと (二) 甲寅なり (三) 一年三百五十四日六十にて除し五六三百日を除き其餘を大餘となす (四) 一ケ月二十九日九百四十分の四百九十九二ケ月にて五十九日と五十八を餘す之に十二を乘ずれば、五十八の六倍と三百四十八を餘すこの三百四十八を小餘とす然して平年には大餘に五十四を加へ六〇にて除し其餘を又大餘とし閏年には二十三を加へ六〇にて除し其餘を大餘とす小餘は三百四十八に更に三百四十八を加へ閏年には更に四百九十九を加へ九百四十にて除し其餘を小餘とす是甲子を得る方法なり (五) 三百六十五日四分の一より三百六十を除き餘りの整數を大餘とし四分の一を八とし之を小餘とし、積みて三十二に至れば之を一日とす餘之に倣ひて計算すべし

焉逢攝提格太初元年、　十二

大餘五十四

小餘三百四十八

改レ元。更ニ官號一。封ニ泰山一。因詔ニ御史一曰。乃者有司言ニ星度一之未レ定也。廣延宣問。以理ニ星度一。未レ能レ詹也。蓋聞。昔者黃帝合而不レ死。名察度驗。定ニ清濁一。起ニ五部一。建ニ氣物分數一。然蓋尚矣。書缺樂弛。朕甚閔焉。朕唯未レ能ニ循明一也。紬ニ績日分一。率應ニ水德之勝一。今日順ニ夏至一。黃鐘爲レ宮。林鐘爲レ徵。太簇爲レ商。南呂爲レ羽。姑洗爲レ角。自レ是以後。氣復レ正。羽聲復レ清。名復ニ正變一。以至ニ子日一。當ニ冬至一。則陰陽離合之道行焉。十一月甲子朔旦冬至已詹。其更以ニ七年一。爲ニ太初元年一。年名ニ焉逢攝提格一。月名ニ畢聚一。日得ニ甲子一。夜半朔旦冬至。

を羽と爲し、姑洗を角と爲す。是より以後、氣正に復す。羽聲清に復し、名正變に復し、以て子日に至る。冬至に當れば陰陽離合の道行はる。十一月甲子朔旦冬至已に詹る、其れ更めて七年を以て太初元年と爲せ。年を焉逢攝提格と名づけ、月を畢聚と名づけ、日は甲子を得、夜半朔旦冬至。

(一) 張蒼は漢は水德なりとの說を持して公孫臣の土德の說を非とす (二) 氣を望むの術を精くするを以て天子に見え長安の東北に神氣ありと奏す (三) 二十八宿を分部するをいふ (四) 落下閎太初曆を造り建寅の月を正月とするをいふ (五) 廣く尋ね徧く求めて星の度を理むるも未だ天體と相當らざるをいふ、詹の字一本儋に作る、一說に儋は比校なりと (六) 黃帝曆を造り仙となりて死なず、一說に死せずとは曆の終りて復るをいふと (七) 節會を名づけ寒暑を察するなり、一說に三辰の度に名づけ吉凶の驗を候察するなりと (八) 五部は金木水火土の五行 (九) 氣は二十四氣、物は萬物をいふと (一〇) 女工の紬績する如く曆を造り運を算するをいふ

初定。方ニ綱紀大基ー。高后女主皆未レ遑。故襲ニ秦正朔服色ー。至ニ孝文時ー。魯人公孫臣以ニ終始五德ー上書言。漢得ニ土德ー。宜下更レ元改ニ正朔ー易中服色上。當レ有レ瑞。瑞黃龍見。事下ニ丞相張蒼ー。張蒼亦學ニ律歷ー。以爲レ非レ是罷レ之。

其後黃龍見ニ成紀ー。張蒼自黜。所レ欲ニ論著ー。不レ成。而新垣平以ニ望氣ー見。頗言下正ニ歷服色ー事上。貴幸。後作レ亂。故孝文帝廢不ニ復問ー。至ニ今上卽ㇾ位。招ニ致方士唐都ー。分ニ其天部ー。而巴落下閎運レ算轉レ曆。然後日辰之度。與ニ夏正ー同。乃

其後黃龍成紀に見る。(一)張蒼自ら黜く。論著せんと欲する所成らず。新垣平(二)望氣を以て見ゆ。頗る歷服色を正すの事を言ひて貴幸せらる。後亂を作す。故に孝文帝は廢して復問はず。今上の位に卽くに至りて、方士唐都を招き致し、(三)其天部を分つ。巴の落下閎(四)算を運し歷を轉ず。然る後日辰の度、夏正と同じ。乃ち元を改む。官號を更めて泰山に封ず。因りて御史に詔して曰く、乃者有司星度を言ふもの、未だ定らず。(五)廣延宣問して、以て星度を理む。未だ讎る能はざるなり。蓋し聞く昔は黃帝(六)合して死せず、名察し度驗し、(七)清濁を定め、(八)五部を起し、(九)氣物の分數を建つ。然れども蓋し尙し、書缺け樂弛む。朕甚だ閔ふ。朕唯未だ循ひ明にする能はざるなり。日分を紬績(一〇)するに、率ね水德の勝に應ず。今日は夏至に順ふ。黃鐘を宮と爲し、林鐘を徵と爲し、太簇を商と爲し、南呂

諸侯。而亦因二秦滅一二六國一。兵戎極煩。又升二至尊一之日淺。未レ暇レ遑也。而亦頗推二五勝一。而自以爲レ獲二水德之瑞一。更二名河一曰二德水一。而正以二十月一。色上レ黑。然歷度閏餘。未レ能レ睹二其眞一也。漢興。高祖曰。北時待レ我而起。亦自以爲レ獲二水德之瑞一。雖下明二習曆一。及張蒼等上。咸以爲レ然。是時天下

未だ暇遑あらず。亦頗る五勝(一)を推して、自ら以て水德の瑞を獲ると爲す。河を更め名づけて德水と曰ふ。(二)正は十月を以てす。(三)色は黑を上ぶ。(四)然れども歷度閏餘、(五)未だ其眞を睹ること能はず。漢興り、高祖曰く、北時我を待ちて起る、亦自ら以て水德の瑞を獲ると爲すと。歷に明習するもの、及び張蒼等と雖も、咸く以て然りと爲す。是時天下初めて定まり、綱紀大に基するに方る。高后は女主にして皆未だ遑あらず。故に秦の正朔服色に襲る。孝文の時に至り、魯人公孫臣終始五德を以て、上書して言ふ、漢は土德を得たり、(六)宜しく元を更め正朔を改め、服色を易ふべし。當に瑞有るべし、瑞は黃龍見れんと。事丞相張蒼に下る。張蒼も亦律歷を學ぶ。以て是に非ずと爲して之を罷む。

(一) 鄒衍五行の德事を傳へ知り五行消息の事を論辨して其名を諸侯の間にあらはせるをいふ (二) 五行相勝の說にて、周の德を火とし秦を水德とするなり (三) 亥の月を以て第一月とするなり (四) 五行家の說にいふ水の色なり (五) 暦日未だ正を得ざるをいふ (六) 公孫臣上書して曰ふ、始め秦水德を得たり、今漢之を受く、終始の傳を推せば漢は土德に當ると、秦の水德終りて漢の土德始るをいふ

之後。周室微。陪臣執レ政。史不レ記レ時。君不レ告レ朔。故疇人子弟分散。或在二諸夏一。或在二夷狄一。是以其禨祥廢而不レ統。周襄王二十六年閏二三月一。而春秋非レ之。先王之正レ時也。履二端於始一。舉二正於中一。歸二邪於終一。履二端於始一。序則不レ愆。舉二正於中一。民則不レ惑。歸二邪於終一。事則不レ悖。其後戰國並爭。在レ於二彊レ國禽レ敵。救レ急解レ紛而已一。豈遑レ念レ斯哉。

を始に履れば、序則ち愆らず、正を中に擧ぐれば、民則ち惑はず、邪を終に歸すれば、事則ち悖らず。其後戰國竝び爭ひ、國を彊くし、敵を禽にし、急を救ひ、紛を解くに在るのみ、豈斯を念ふに遑あらんや。

㊀夏は北斗の寅を指す月を歳首とし、殷は丑を指す月、周は子を指す月を歳首とせるをいふ　㊁有道の君位に在れば曆時次序に從つて正しく、之に反すれば諸侯王室の曆を奉ぜざるをいふ　㊂毎月諸侯は其祖先の廟に朔を告ぐる禮あり、周末此禮廢して行はれず、魯の如き餼羊をそなふるのみにて禮を行はず、故に論語に、子貢告朔の餼羊を去らんと欲せし事あり　㊃天體曆數に達する人、如淳曰ふ、家業世々相傳ふるを疇と爲す、孟康云ふ同類の人曆に明なる者、樂彥いふ疇は昔星を知る人と　㊄神を禱り幸を受くるをいふ　㊅先づ月の始に曆を正す　㊆餘也　㊇戰國の時、干戈の事多端にして曆象の事を省るの暇なきをいふ

是時獨有二鄒衍一。明二於五德之傳一。而散二消息之分一。以顯二

是時獨り鄒衍有り、五德の傳に明にして消息の分を散じ、以て諸侯に顯る。亦秦の六國を滅すに因りて、兵戎極めて煩し、又至尊に升るの日淺くして、

服二九黎之德一。故二官咸廢レ所レ職。而閏餘乖レ次。孟陬殄滅。攝提無レ紀。曆數失レ序。堯復遂二重黎之後一。不レ忘レ舊者。使二復典一レ之。而立二羲和之官一。明レ時正レ度。則陰陽調。風雨節。茂氣至。民無二夭疫一。年耆禪レ舜。申二戒文祖一云。天之曆數在二爾躬一。舜亦以命レ禹。由レ是觀レ之。王者所レ重也。

そむくに至れるをいふ　(一一)　孟陬は正月なり、攝提は北斗星の柄の方にあたる三星其指す方によつて時節を建つるもの　(一二)　南正重、火正黎二氏の子孫をして曆を主りて天時を正さしめたるをいふ　(一三)　書經に別つて羲和に命ず云云の文あり、當時曆象授時の事を主れるもの　(一四)　堯年既に老いて位を舜に禪る、文祖は其始祖の廟、始祖の廟に於て舜を申ね戒む　(一五)　論語堯曰篇にも此語あり、曆數は天位に卽くべき次序をいふ、此所にては四時氣節を定ることよみのこと、曆を造り時を授くるの大任舜に在るをいふ

夏正以二正月一。殷正以二十二月一。周正以二十一月一。蓋三王之正若レ循二環一。窮則反レ本。天下有レ道。則不レ失二紀序一。無レ道。則正朔不レ行二於諸侯一。幽厲

(一)夏の正は正月を以てし、殷の正は十二月を以てし、周の正は十一月を以てす。蓋し三王の正循環の若し、窮まれば本に反る。天下道(二)有れば、紀序を失はず、道無ければ、正朔諸侯に行はれず。幽厲の後、周室微にして、陪臣政を執る。史時を記さず、(三)君朔を告げず。故に疇人(四)の子弟分散して、或は諸夏に在り、或は夷狄に在り。是を以て其(五)機祥廢して統せず。周の襄王二十六年三月に閏し、春秋之を非る。先王の時を正すや、(六)端を始に履り、正を中に擧げ、(七)邪を終に歸す。端

民是以能有レ信。神是以能有ニ明德一。民神異レ業。敬而不レ瀆。故神降ニ之嘉生一。民以レ物享。災禍不レ生。所レ求不レ匱。少皞氏之衰也。九黎亂レ德。民神雜擾。不レ可ニ放物一。禍菑荐至。莫レ盡ニ其氣一。顓頊受レ之。乃命ニ南正重一。司レ天以屬レ神。命ニ火正黎一。司レ地以屬レ民。使レ復ニ舊常一。無ニ相侵瀆一。其後三苗

く。乃ち南正重に命じて、天を司りて以て神を屬し、火正黎に命じ、地を司りて以て民を屬す。舊常に復せしめて、相侵瀆すること無し。其後三苗九黎の德に服す(一〇)。故に二官咸く職とする所を廢し、閏餘次に乖き(一一)、孟陬殄滅して、攝提紀する無く、曆數序を失ふ。堯復(一二)重黎の後舊を忘れざる者を遂け、復之を典らしめ、(一三)羲和の官を立つ。時を明にし度を正す。則ち陰陽調ひ、風雨節あり、茂氣至り、民に夭疫無し。年耆(一四)にして舜に禪る。文祖に申戒して云く、(一五)天の曆數爾の躬に在りと。舜も亦以て禹に命ず。是に由りて之を觀れば、王者の重ずる所なり。

(一) 黃帝をいふ、一說に皇帝は黃帝の誤なりと (二) 陰陽二氣の消長するをいふ (三) 黃帝諸官を置いて、各々物の類に從つて其職掌官の名を命ぜしをいふと (四) 後の春官夏官秋官冬官中官に當る、當時春官を靑雲、夏官を縉雲、秋官を白雲、冬官を黑雲、中官を黃雲と稱せりと (五) 民と神と混亂せず、秩序を失はざるをいふ (六) 嘉穀を生ずるをいふ (七) 人皆事に順ひて福を享くるをいふ (八) 少皞氏の世に九黎といふ諸侯の亂をなせるにより神と人と混亂して次序を失ひたるをいふ (九) 一說にあつまり至ると讀む、亦可なり (一〇) 少皞氏の時の九黎の惡德に從つて再び神人を混亂せしめたる爲め、日月の推移運行と曆と合はず閏餘十二次の次序を失つて四時皆天時に

代興。而順二至正之統一也。日歸二於西一。起二明於東一。月歸二於東一。起二明於西一。正不レ率レ天。又不レ由レ人。則凡事易レ壞而難レ成矣。王者易レ姓受レ命。必愼二始初一。改二正朔一。易二服色一。推二本天元一。順二承厥意一。

春の初の月をいふ、北斗の寅を指す、月を以て一月とするをいふ (三) 鶗鴂とも稱す杜鵑の事なりと (四) 孟春より始り次第に四時を經て冬に至つて終るをいふ (五) 卒明の卒の字は新の意也、一本平に作る、雞三たび鳴いて明年の正月元日となるをいふ (六) 寅の刻より十二刻にして丑の刻に至つて一晝夜の終るをいふ (七) 明孟幽幼古音蓋し相近し、孟は長の義、日月晝夜に交代して或は幽或は明なるをいふ (八) 歷日天時人事と背戻すれば諸事成らざるをいふ (九) 王者の天命を受けて前代に代り天子となるもの、命革りて帝位を受くる時、正朔と服色とを改めて、天の元氣を原ね之に本づきて天意に從ふを以て政の本とするをいふ

太史公曰。神農以前尙矣。蓋皇帝考二定星歷一。建二立五行一。起二消息一。正二閏餘一。於是有二天地神祇物類之官一。是謂二五官一。各司二其序一。不二相亂一也。

太史公曰く、神農より以前は尙し。蓋し皇帝(二)星歷を考定し、五行を建立し、(一)消息を起し、閏餘を正す。是に於て(三)天地神祇物類の官有り、是を五官(四)と謂ふ。各〻其序を司り、相亂れざるなり。民是を以て能く信有り、神是を以て能く明德有り、民神業を異にし、敬して(五)瀆さず。故に神之に(六)嘉生を降す。民物(七)を以て享け、災禍生ぜず、求むる所匱しからず。少皥氏の衰ふるや、(八)九黎德を亂る。民神雜擾して、放物す可からず、(九)禍菑荐に至りて、其氣を盡すこと莫し。顓頊之を受

昔自在古。歷建正作於孟春。於時冰泮發蟄。百草奮興。秭䳏先滜。物迺歲具。生於東。次順四時。卒于冬分時。雞三號卒明。撫十二節。卒于丑。日月成。故明也。明者孟也。幽者幼也。幽明者雌雄也。雌雄

卷二十六

歷書第四

昔在古より（一）、歷、正を建つる孟春に作る（二）。時に於て冰泮け蟄を發す、百草奮興し（三）、秭䳏先づ滜く。物迺り（四）、歲具り、東に生じ、次いで四時に順ひ、冬分の時に卒く。雞三號し、卒に明なり（五）。十二節を撫し、丑に卒ふ。日月成る。故に明なり。明は孟なり、幽は幼なり、幽明は雌雄なり（六）。雌雄代〻興りて、至正の統に順ふなり（七）。日西に歸り、明を東に起す。月東に歸り、明を西に起す。正、天に卒はず（八）、又人に由らざれば、凡そ事壞れ易くして成り難し。王者姓を易へ命を受くる（九）、必ず始初を愼む。正朔を改め、服色を易へ、天の元に推し本づけ、厥の意を順ひ承く。

（一）古昔よりといふ義、原文昔自在古とあるもの一說には自昔在古に作るべしといふ說あり、從ふべきが如し（二）

人因ㇾ神而存ㇾ之。雖ㇾ妙必効。情核二其華道一者明矣。非三其聖心以乘二聰明一。孰能存二天地之神一。而成二形之情一哉。神者物受ㇾ之而不ㇾ能ㇾ知。及其去來。故聖人畏而欲ㇾ存ㇾ之。唯欲ㇾ存ㇾ之。神之亦存。其欲ㇾ存ㇾ之者。故莫ㇾ貴焉。

太史公曰。故旋璣玉衡。以齊二七政一。即天地二十八宿。十母。十二子。鐘律調。自二上古一建二律運歴造一。曰ㇾ度。可二據而度一也。合二符節一。通二道德一。即從ㇾ斯之謂也。

太史公曰く、故に旋璣玉衡(一)以て七政を齊ふ。即ち天地二十八宿、十母、十二子(二)なり。鐘律の調、上古より律運歴造(三)を建て、度と曰ふ、據りて度る可きなり。符節を合せ、道德に通ず、即ち斯に從ふの謂なり。

(一)解前に出づ　(二)十干十二支をいふ　(三)律運歴造云々流布本の訓點に從ふ。私に疑ふ律を建て歴を運し且度を造り據りて度る可きなりと讀むべきか、日度は音律によつて歴を調へ日を度るの權衡とし以て日月を度るの義なるべし

一而九。三之以爲法。實如法得長一寸。凡得九寸。命曰黃鐘之宮。故曰音始於宮。窮於角。數始於一。終於十。成於三。氣始於冬至。周而復生。神生於無形。成於有形。然後數形而成聲。故曰神使氣。氣就形。形理如類有可類。或未形而未類。或同形而同類。類而可班。類而可識。聖人知天地識之別。故從有以至未有。以得細若氣微若聲。然聖

り、三に成る。氣冬至に始り、周りて復生ず、神は無形に生じ、有形に成る。然る後數形れて聲を成す。故に曰く、神氣を使ひ、氣形に就く。形理類の如くにし類す可き有り。或は未だ形せずして未だ類せず、或は形を同じくして類を同じくす。類して班つ可く、類して識る可し。聖人天地を知り、之が別を識る。故に有より以て未有に至り、以て細なること氣の若く、微なること聲の若きを得。然るに聖人神に因りて之を存す、妙なりと雖も必ず効る。情其華道を核するもの明なり。其聖心以て聰明に乘ずるに非ざれば、孰か能く天地の神を存して、形の情を成さんや。神は物之を受けて知る能はず、及び其去來。故に聖人畏れて之を存せんと欲す。唯之を存せんと欲す、神之れ亦存す、其の之を存せんと欲する者なり、故に貴き莫し。

● 黃鐘林鐘を下生す、黃鐘の長九寸、其實を倍すれば二九十八、其法を三にして之を約すれば六を得、之れ林鐘の長也

八。卯二十七分十六。辰八十一分六十四。巳二百四十三分一百二十八。午七百二十九分五百一十二。未二千一百八十七分一千二十四。申六千五百六十一分四千九十六。酉一萬九千六百八十三分八千一百九十二。戌五萬九千四十九分三萬二千七百六十八。亥十七萬七千一百四十七分六萬五千五百三十六。

二百四十三分の一百二十八、午七百二十九分の五百一十二、未二千一百八十七分の一千二十四、申六千五百六十一分の四千九十六、酉一萬九千六百八十三分の八千一百九十二、戌五萬九千四十九分の三萬二千七百六十八、亥十七萬七千一百四十七分の六萬五千五百三十六。

生二黃鐘一。術曰。以二下生一者。倍二其實一。三二其法一。以二上生一者。四二其實一。三二其法一。上九商八。羽七。角六。宮五。徵九。置レ

黃鐘を生ず。

術に曰く、下生を以てする者、其實を倍し、其法を三にす。上生を以てする者、其實を四にして、其法を三にす。上九商八、羽七、角六、宮五、徵九。一を置いて九、之を三にして以て法と爲す。實、法の如くし長一寸を得。凡そ九寸を得る、命けて黃鐘の宮と曰ふ。故に曰く、音宮に始り、角に窮る。數一に始り、十に終

三分一。姑洗長六寸七分四羽。仲呂長五寸九分三分二徵。蕤賓長五寸六分三分一。林鐘長五寸七分四角。夷則長五寸四分三分二商。南呂長四寸七分八徵。無射長四寸四分三分二。應鐘長四寸二分三分二羽。

仲呂長五寸九分三分の二。徵。
蕤賓長五寸六分三分の一。
林鐘長五寸七分の四。角。
夷則長五寸四分三分の二。商。
南呂長四寸七分の八。徵。
無射長四寸四分の三分の二。
應鐘長四寸二分の三分の二。羽。

生鐘分

子一分。丑三分二。寅九分

(二)生鐘の分。

(二) 算術によりて鐘律を生ずる法をいふ

子一分、丑三分の二、寅九分の八、卯二十七分の十六、辰八十一分の六十四、巳

律數

九九八十一以爲レ宮。三分去レ一。五十四。以爲レ徵。三分益レ一。七十二以爲レ商。三分去レ一。四十八以爲レ羽。三分益レ一。六十四以爲レ角。黃鐘長八寸七分一宮。大呂長七寸五分三分一。太簇長七寸七分二角。夾鐘長六寸一分

律數

(一)九九八十一以て宮と爲す

(一) 黃鐘の管長九分を一寸として長九寸、故に九九八十一といへるなりと

三分して一を去つ、五十四以て徵と爲す。

三分して一を益す、七十二以て商と爲す。

三分して一を去つ、四十八以て羽と爲す。

三分して一を益す、六十四以て角と爲す。

黃鐘長八寸七分の一。宮。

大呂長七寸五分三分の一。

太簇長七寸七分の二。角。

夾鐘長六寸一分の三分の一。

姑洗長六寸七分の四。羽。

閶闔風居西方。閶者倡也。闔者藏也。言陽氣道萬物。闔黃泉也。其於十母爲庚辛。庚者。言陰氣庚萬物。故曰庚。辛者。言萬物之辛生。故曰辛。北至于胃。胃者。言陽氣就藏皆胃胃也。北至于婁。婁者。呼萬物且內之也。北至于奎。奎者。主毒螫殺萬物也。奎而藏之。九月也。律中無射。無射者。陰氣盛用事。陽氣無餘也。故曰無射。其於十二子爲戌。戌者。言萬物盡滅。故曰戌。

閶闔風は西方に居る、閶は倡(一)なり、闔は藏なり。陽氣萬物を道き、黃泉に闔づるを言ふなり。其の十母に於ける庚辛と爲す、(二)庚は陰氣の萬物を庚むるを言ふ。故に庚と曰ふ。辛は萬物の辛生するを言ふ。故に辛と曰ふ。北のかた胃に至る、胃は陽氣就藏し、皆胃胃たるを言ふなり。北のかた婁に至る、婁は萬物を呼び、且に之を内れんとするなり。北のかた奎に至る、奎は(三)毒螫し、萬物を殺すを主る。奎して之を藏む。九月なり。律無射に中る。(四)無射は陰氣盛に事を用ひ、陽氣餘無きなり。故に無射と曰ふ。其の十二子に於ける戌と爲す。戌は萬物盡く滅するを言ふ。故に戌と曰ふ。

(一) 倡の字唱と通ず、故に下文に陽氣萬物を道くといふ　(二) 庚は更始の更の字の義を以て釋し、辛は新の字の義を以て釋せるなり　(三) 螫は蟲の物をさし害するをいふ　(四) 白虎通に射は終るにて萬物陽に隨つて終り復陰に隨つて起る、終已有る無きを言ふと

死氣林林然。其於十二子爲未。未者。言萬物皆成。有滋味也。北至于罰。罰者。言萬物氣奪可伐也。北至于參。參言萬物可參也。故曰參。七月也。律中夷則。夷則言陰氣之賊萬物也。其於十二子爲申。申者。言陰用事。申賊萬物。故曰申。北至於濁。濁者。觸也。言萬物皆觸死也。故曰濁。北至于留。留者。言陽氣之稽留也。故曰留。八月也。律中南呂。南呂者。言陽氣之旅入藏也。其於十二子爲酉。酉者。萬物之老也。故曰酉。

故に參と曰ふ。七月なり。律夷則(四)に中る。夷則は陰氣の萬物を賊するを言ふなり。其の十二子に於ける申と爲す。申は陰事を用ひ、萬物を申賊するを言ふ。故に申と曰ふ。北のかた濁に至る、濁は觸なり、萬物皆觸死するを言ふなり。故に濁と曰ふ。北留に至る。留(五)は陽氣の稽留するを言ふなり。故に留と曰ふ。八月なり。律南呂に中る。南呂は陽氣の旅(六)し入りて藏するを言ふなり。其の十二子に於ける酉と爲す。酉は萬物の老するなり。故に酉と曰ふ。

(一) 正義に謂ふ、沈一に洗に作ると、梁玉繩曰く、此篇釋する所、多く叶聲を以て義を取る、故に地において洗と言ふなりと (二) 白虎通に曰ふ、林は衆なり、萬物の成熟して種類多きを言ふなりと (三) 前文の例に從へば此上に其於十母爲戊己云々の文あるべし蓋し缺文なり (四) 白虎通に夷は傷くなり、則は法なり、萬物始て傷いて刑法を被るをいふなりと (五) 索隱に曰ふ、留は卽ち卯星なりと、楊升庵の說に從へば留は柳星なり (六) 久しく留るをいふ

萬物皆張レ也。西至二于注一。注者。言二萬物之始衰。陽氣下注一。故曰レ注。五月也。律中二蕤賓一。蕤賓者。言二陰氣幼少一。故曰レ蕤。痿陽不レ用レ事。故曰レ賓。景風居二南方一。景者。言二陽氣道竟一。故曰二景風一。其於二十二子一爲レ午。午者。陰陽交。故曰レ午。其於二十母一。爲二丙丁一。丙者。言二陽道著明一。故曰レ丙。丁者。言二萬物之丁壯一也。故曰レ丁。西至二于弧一。弧者。言二萬物之吳落。且レ就レ死也。西至二于狼一。狼者。言下萬物可三度量斷二萬物一。故曰レ狼。

物を斷つ可きを言ふ。故に狼と曰ふ。

㊀ 天地をもちこたふる綱をいふ ㊁ 物事のさかんなる有樣をいふ ㊂ 張も亦二十八宿の一、此處に至つて、陽氣極り萬物皆伸張す、物盛なれば衰ふ、これより陰氣漸く盛にして萬物皆衰ふるなり ㊃ 二十八宿の中柳星なり ㊄ 蕤は元來草木の華の下り垂るゝ貌、從つて下り垂るゝ義、痿靡振はざる義あり、故に陰氣幼少なるをいふといふ、陰氣幼少にして未だ大に振はざるをいふ、痿靡事を用ひず、賓客は事を用ひず、主人事を用ふるものなるを以て然言ふ ㊅ 丙は炳と通ず、故に陽道著明なるを言ふといふ ㊆ 吳落は弧落に同じ、彫落するなり、萬物彫落して將に死せんとするをいふ

涼風居二西南維一。主レ地。地者。沈二奪萬物氣一也。六月也。律中二林鐘一。林鐘者。言下萬物就二

涼風西南の維に居り、地を主る。地は萬物の氣を沈奪するなり。六月なり。律林鐘に中る。林鐘は萬物死氣に就き林林然たるを言ふ。其の十二子に於ける未と爲す。未は萬物皆成り、滋味有るを言ふなり。北のかた罰に至る、罰は萬物の氣奪はれ伐つ可きを言ふなり。北のかた參に至る、參は萬物參す可きを言ふなり。

清明風居二東南維一。主下風吹二萬物一。而西之上軫。軫者。言二萬物益大而軫軫然一。西至二於翼一。翼者。言三萬物皆有二羽翼一也。四月也。律中二仲呂一。仲呂者。言二萬物盡旅而西行一也。其於二十二子一爲レ巳。巳者。言二陽氣之已盡一也。西至二于七星一。七星者。陽數成二於七一。故曰二七星一。西至二于張一。張者。言二

清明風は東南の維に居り、風萬物を吹いて西して軫に之くことを主る。軫は萬物益〻大にして[一]軫軫然たるを言ふ。西のかた翼に至る、翼は萬物皆羽翼有るを言ふ。四月なり。[二]律は仲呂に中る。仲呂は萬物盡く旅して西に行くを言ふ。其の十二子に於ける巳と爲す、巳は陽氣の已に盡くるを言ふなり。西のかた七星に至る、七星とは陽數七に成る、故に七星と曰ふ。西のかた[三]張に至る、張は萬物皆張るを言ふなり。西のかた注に至る、[四]注とは萬物始めて衰へて、陽氣下に注ぐを言ふ、故に注と曰ふ。五月なり。律は[五]蕤賓に中る。蕤賓は陰氣幼少なるを言ふ。故に蕤と曰ふ。痿陽事を用ひず。故に賓と曰ふ。景風は南方に居る、景とは陽氣道き竟るを言ふ、故に景風と曰ふ。其の十二子に於ける午と爲す。午は陰陽交る。故に午と曰ふ。其の十母に於ける丙丁と爲す。[六]丙は陽道著明なるを言ふ、故に丙と言ふ。丁は萬物の丁壯を言ふ、故に丁と曰ふ。西のかた弧に至る、弧は萬物の[七]呉落し、且に死に就かんとするを言ふなり。西のかた狼に至る、狼は萬物の度量して、萬

如㆑尾也。南至㆓於心㆒。言㆔萬物始生有㆓華心㆒也。南至㆓於房㆒。房者。言㆓萬物門戶㆒也。至㆓于門㆒則出矣。明庶風居㆓東方㆒。明庶者。明㆓衆物盡出㆒也。二月也。律中㆓夾鐘㆒。夾鐘者。言㆓陰陽相夾厠㆒也。其於㆓十二子㆒爲㆑卯。卯之爲㆑言茂也。言㆓萬物茂㆒也。其於㆓十母㆒。爲㆓甲乙㆒。甲者。言㆘萬物剖㆓符甲㆒而出㆖也。乙者。言㆓萬物生軋軋㆒也。南至㆓于氐㆒。氐者。言㆓萬物皆至㆒也。南至㆓於亢㆒。亢者。言㆓萬物亢見㆒也。南至㆓于角㆒。角者。言㆘萬物皆有㆓枝格㆒如㆑角也。三月也。律中㆓姑洗㆒。姑洗者。言㆓萬物洗生㆒。其於㆓十二子㆒爲㆑辰。辰者。言㆓萬物之蜃㆒也。

を言ふなり、乙とは萬物の生じて軋軋(一〇)たるを言ふなり。南のかた氐に至る、氐とは萬物皆至るを言ふなり。南のかた亢に至る、(一一)亢とは、萬物亢見(一二)するを言ふなり。南のかた角に至る、角とは萬物皆枝格(一三)有ること、角の如きを言ふなり。三月なり、律は姑洗に中る。姑洗は萬物洗生するを言ふ。其の十二子に於ける辰と爲す。辰は萬物の蜃(一四)するを言ふなり。

(一) 生長條達せしむるをいふ (二) 二十八宿の一 (三) 萬物此處に基し發生するをいふならん (四) むらがり生ずるをいふ (五) 動生の貌 (六) 二十八宿の一 (七) 庶の字に衆の義あり、明の字に出づる義あるを言ふならん (八) 物と物の間にまじはりはさまる義 (九) 種子の表皮をいふ (一〇) 物の集り生ずる樣子 (一一) 之も二十八宿の一 (一二) 高まりあらはるゝをいふ (一三) 枝はえだ、格は長き枝、角も亦二十八宿の一、二十八宿の此次を角といふは、萬物にえだあり、恰も獸の角の如くなるを以てなりといふ意 (一四) 蜃をうごくと言ふ、註に或は振に作ると、はちむをいふ

言揆也。言三萬物可二揆度一。故曰レ癸。東至二牽牛一。牽牛者。言下陽氣牽二引萬物一出上レ之也。牛者。冒也。言二地雖レ凍。能冒而生一也。牛者。耕植種二萬物一也。東至二於建星一。建星者。建二諸生一也。十二月。律中二大呂一。大呂者。其於二十二子一爲二丑。丑者。紐也。言三陽氣在レ上未レ降。萬物厄紐未二敢出一。

條風居二東北一。主レ出二萬物一。條之言。條二治萬物一而出レ之。故曰二條風一。南至二於箕一。箕者。言二萬物根棋一。故曰レ箕。正月也。律中二泰簇一。泰簇者。言二萬物簇生一也。故曰二泰簇一。其於二十二子一爲レ寅。寅言二萬物始生螾然一也。故曰レ寅。南至二于尾一。言二萬物始生

條風は東北に居り、萬物を出すことを主る。條(一)の言たる、萬物を條治して、之を出すなり。故に條風と曰ふ。南のかた箕(二)に至る、箕は萬物根棋(三)するを言ふ。故に箕と曰ふ。正月なり。律泰簇に中る。泰簇は萬物簇生(四)するを言ふなり。故に泰簇と曰ふ。其十二子に於ける、寅たり。寅は萬物始めて生じて、螾然(五)たるを言ふなり。故に寅と曰ふ。南のかた尾に至る、萬物始めて生じて尾の如きを言ふなり。南して心に至る、萬物始めて生じ華心有るを言ふなり。南のかた房(六)に至る、房は萬物の門戸を言ふなり。門に至れば、則ち出づ。明庶風は東方に居る、明庶(七)とは、衆物の盡く出づるを明にするなり。二月なり。律は夾鐘に中る。夾鐘とは、陰陽相(八)夾厠するを言ふなり。其の十二子に於ける卯と爲す。卯の言たる茂るなり、萬物の茂るを言ふなり。其の十母に於ける甲乙と爲す。甲とは萬物の符甲(九)を剖いて出づる

藏。一陽上舒。故曰レ虛。東至ニ于須女。言下萬物變ニ動其所一。陰陽氣未ニ相離。尙相如胥上也。故曰ニ須女一。十一月也。律中ニ黃鐘一。黃鐘者。陽氣踵ニ黃泉一而出也。其於ニ十二子一爲レ子。子者。滋也。滋者。言ニ萬物滋ニ於下一也。其於ニ十母一爲ニ壬癸一。壬之爲レ言任也。言ニ陽氣任ニ養萬物於下一也。癸之爲レ

るを言ふ。其(五)十母に於ける、壬癸と爲す。壬の言たる任なり、陽氣萬物を下に養ふに任へたるを言ふなり。癸の言たる揆なり、萬物揆り度るべきを言ふ、故に癸と曰ふ。東のかた牽牛に至る。牽牛は、陽氣萬物を牽引して、之を出すを言ふなり。(六)牛は冒なり。地凍ると雖も、能く冒して生ずるを言ふなり。牛は耕植して萬物を種するなり。東のかた建星に至る。(七)建星は諸生を建つるなり。(八)十二月なり。律は大呂に中る。大呂は其の十二子に於ける丑と爲す、丑は紐なり。陽氣上に在り、未だ降らず、萬物厄紐して未だ敢へて出でざるを言ふ。

㈠ 虛も星の名、虛は能く實に能く虛なりといふ意、冬は陽氣此處につもりかくれ、冬至に至れば陰下りて陽は其氣舒び上るを以て斯く名づくといふ意 ㈡ 須女の須は需つの義あり、陰陽の二氣合して離れず、如いてまつの義を以て須女といふといふ意 ㈢ 時に於て十一月に當る ㈣ 陽氣地下に集り出づるをいふ ㈤ 十干をいふ、瓚曰く、十干を母と爲し、十二支を子と爲すと ㈥ 牛の義は冒し犯すといふ義、凍れる地を冒して萬物をして發生せしむるをいふと ㈦ 建星といふの義は、諸物の生を建て立つるに取るといふ意 ㈧ 時に於ては十二月、律に在つては大呂にあたるをいふ

不周風居二西北一。主二殺生一。東壁居二不周風東一。主レ辟二生氣一。而東レ之至二於營室一。營室者。主下營二胎陽氣一而産上レ之。東至二于危一。危垝也。言二陽氣之危垝一。故曰レ危。十月也、律中二應鐘一。應鐘者。陽氣之應不レ用レ事也。其於二十二子一爲レ亥。亥者該也。言陽氣藏二於下一。故該也。

殺生を主るといふ說なり、唐顧之曰く、十二律を論ずる所甚佳なり、而も端末多く評し難し、當に律呂に通ずるものと講じて之を求むべしと (七) 東と壁とは二星の名、此星物を生ずる氣を開くを主るをいふ (八) 定星といふ星なり、此星陽氣をはらみて產み出すを主る (九) 垝は毀に同じ、陽氣の危垝は陽氣此に至つて危きをいふ (一〇) 時に於ては十月に當り、律に於ては應鐘に當るをいふ (一一) 陽氣未だ事を用ひざるをいふならん (一二) 該は藏れ塞るの義、陽氣下に伏藏するを以て該といふ

廣莫風居二北方一。廣莫者。言二陽氣在レ下。陰莫陽廣大一也。故曰二廣莫一。東至二於虛一。虛者。能實能虛。言三陽氣冬則宛二藏於虛一。日冬至。則一陰下

廣莫風は北方に居る。廣莫といふは、陽氣下に在り、陰莫に陽廣大なるを言ふなり。故に廣莫と曰ふ。東のかた虛に至る。(一) 虛は能く實し、能く虛なり。陽氣冬は則ち虛に宛藏すと言ふ。日冬至には、則ち一陰下藏して、一陽上舒す、故に虛と曰ふ。東 須女に至る。萬物其處に變動し、(二)陰陽の氣未だ相離れず、尙相如きて胥つを言ふ。故に須女と曰ふ。(三) 十一月なり。律黃鐘に中る。黃鐘は陽氣(四)黃泉に踵りて出づるなり。其十二子に於ける子と爲す。子は滋なり、滋とは萬物下に滋

太史公曰。文帝時。會三天下新去二湯火一。人民樂レ業。因二其欲一レ然。能不二擾亂一。故百姓遂安。自二年六七十翁一。亦未三嘗至二市井一。游敖嬉戲如二小兒狀一。孔子所レ稱。有德君子者邪。書曰。七正二十八舍。律曆。天所三以通二五行八正之氣一。天所三以成二熟萬物一也。舍者日月所レ舍。舍者舒氣也。

太史公の曰く、文帝の時、天下新に湯火を(一)去るに會し、人民業を樂む。(二)其の然ることを欲するに因りて、能く擾亂せず、故に百姓遂に安し。年六七十の翁より、(三)亦未だ嘗て市井に至らず、游敖嬉戲すること小兒の狀の如し、孔子の稱する所の、有德の君子なる者か。書に曰く、七正(四)二十八舍と。律曆は天の五行(五)八正の氣を通ずる所以なり、天の萬物を成熟する所以なり。舍は日月の舍する所、舍は舒氣なり、(六)不周風は西北に居り、殺生を主る。(七)東壁は不周風の東に居り、生氣を辟くことを主る。而して之れを東して(八)營室に至る。營室は陽氣を營胎して之を產することを主る。東のかた危に至る。危は垝(九)なり、陽氣の危垝を言ふ、故に危と曰ふ。(一〇)十月なり。律は應鐘に中る。應鐘は陽氣の應、(一一)事を用ひざるなり。其れ十二子に於て亥と爲す。亥は該なり。言ふこゝろは陽氣下に藏る、故に該(一二)なり。

(一) 百姓の擾亂に苦むを湯火の中に在るに喩へ、天下平定して、百姓湯火の苦痛を取去ることを得たるをいふ (二) 民の欲する所に從つて、之を擾擾せざるをいふ (三) 其居る所に安ずるをいふ (四) 七正は日月五星、二十八舍は二十八宿をいふと (五) 註に八正は八節の氣を謂ふ以て八方の風に應ずと (六) 不周風といふ風西北に在り、此風

此。會ニ呂氏之亂ー。功臣宗室。共不ニ羞恥ー。誤居ニ正位ー。常戰戰慄慄。恐ニ事之不ㇾ終。且兵凶器。雖ㇾ克ㇾ所ㇾ願。動亦耗病。謂ニ百姓遠方何ー。又先帝知ニ勞ㇾ民不ㇾ可ㇾ煩。故不ニ以爲ㇾ意。朕豈自謂ㇾ能。今匈奴內侵。軍吏無ㇾ功。邊民父子荷ㇾ兵日久。朕常爲動ㇾ心傷痛。無ニ日忘ㇾ之。今未ㇾ能ニ銷距ー。願且堅ㇾ邊設ㇾ侯。結ㇾ和通ㇾ使。休ニ寧北陲ー。爲ㇾ功多矣。且無ㇾ議ㇾ軍。故百姓無ニ內外之繇ー。得ㇾ息ニ肩於田畝ー。天下殷富。粟至ニ十餘錢ー。鳴雞吠狗。煙火萬里。可ㇾ謂ニ和樂ー者乎。

を設け、和を結び、使を通じ、北陲(一一)を休寧せば、功爲る多し、且く軍を議すること無れと。故に(一二)百姓內外の繇無く、(一三)肩を田畝に息はしむることを得、天下殷富、粟十餘錢に至る。(一四)鳴雞吠狗、煙火萬里、和樂するものと謂ふ可きか。

(一) 選蠕は身を動して進み迫ること有らんとするの狀、南越朝鮮等の諸國大兵を擁し、險阻の地に據り、形勢を觀望し、將に進み取らんとするの態をなすをいふ (二) 天下の士民兵を厭はず、進みて戰を欲するをいふ (三) 朝鮮南越等を討ち統一の業を擧ぐべきをいふ (四) 文を以て國を治め、武を用ふることを念はざるをいふ (五) 功臣宗室のもの等共に帝を推戴す、帝羞恥せず、敢へて天子の位につく、故に恐懼して其位を恥めざるを思ふ、兵を用ふるに暇あらざるをいふなり (六) 兵は以て其望む所を果すべし、然れども之を動せば費多く兵も亦疲るゝをいふ (七) 百姓遠く出でて征討に從事せば必ず怨嗟するものあるべきをいふ (八) 邊境の民干戈に從事し、父子從軍するものあるをいふ (九) 兵を偃せて用ひざるをいふ (一〇) 敵をうかゞはしむるもの (一一) 北方邊境の民を安息せしむるをいふ (一二) 征討の事なきを以て、百姓役に服するを要せざりしをいふ (一三) 國に在つて農耕に從事す、休息することを得たるをいふ (一四) 民安寧にして村落に家々連續し、雞犬を畜ひて、其聲遠く連る狀態をいふ

稱二蕃輔一臣節未レ盡。會三高祖厭二苦軍事一亦有二蕭張之謀一故偃レ武一休息。羈縻不レ備。歴二至孝文即一レ位。將軍陳武等議曰。南越朝鮮。自二全秦時一內屬爲二臣子一後且二擁レ兵阻レ阨。選蠕觀望。高祖時。天下新定。人民少安。未レ可二復興レ兵。今陛下仁惠撫二百姓一恩澤加二海內一宜下及二士民樂一用。征二討逆黨一以一中封疆上孝文曰。朕能任二衣冠一念不レ到レ

孝文位に即くに歴至して、將軍陳武等議して曰く、南越、朝鮮、全秦の時より、內屬して臣子たり、後且に兵を擁し、阨を阻て、(一)選蠕して觀望せんとす。高祖の時、天下新に定り、人民小しく安く、未だ復兵を興す可からず。今陛下仁惠ありて、百姓を撫で、恩澤海內に加る。宜しく士民用を樂むに及び、(二)逆黨を征討し、以て封疆を一にすべしと。孝文曰く、朕能く衣冠に任じ、(三)念此に到らず、呂氏の亂に會し、(五)功臣宗室、共に羞恥せずして、(四)誤りて正位に居り、常に戰戰慄慄、事の終へざらんことを恐る。且兵は凶器なり、(六)願ふ所を克くすと雖も、動けば亦耗病す。(七)百姓遠方を何とか謂はん。又先帝民を勞して煩はす可からざることを知る。故に以て意となさず。朕豈自ら能くすと謂はんや。今匈奴內に侵し、軍吏功無く、(八)邊民父子兵を荷ひて日久し。朕常に爲に心を動して傷痛す。日として之を忘るゝこと無し。(九)今未だ銷距すること能はず、願はくは且邊を堅くし、(一〇)候

夏桀殷紂。手搏二豺狼一。足追二四馬一。勇非レ微也。百戰克勝。諸侯懾服。權非レ輕也。秦二世宿二軍無用之地一。連二兵於邊陲一。力非レ弱也。結二怨匈奴一。絓二禍於越一。勢非レ寡也。及二其威盡勢極一。閭巷之人爲二敵國一。咎生二窮レ武之不レ知レ足。甘レ得之心不レ息也。高祖有二天下一。三邊外畔。大國之王。雖レ

夏桀殷紂、(一)手豺狼を搏ち、足四馬を追ふ、勇微なるに非ざるなり。百戰克く勝ち、諸侯懾伏す、(二)權輕きに非ざるなり。秦の二世、(三)軍を無用の地に宿し、兵を邊陲に連ぬ、力弱きに非ざるなり。怨を匈奴に結び、禍を越に絓く、勢寡なるに非ざるなり。其威盡き、勢極まるに及びては、閭巷の人敵國と爲る。咎武を窮むることの足るを知らず、(四)得るを甘ずるの心息まざるに生ずるなり。高祖天下を有し、三邊外に畔く。(五)大國の王蕃輔と稱すと雖も、臣節未だ盡きず。高祖軍事を厭ひ苦むに會ひ、亦(六)蕭・張の謀有り。故に武を偃せて、一たび休息し、(七)羈縻して備へず。

(一) 手豺狼のごとき猛獸を打殺すの力あり、足四馬をつけたる車を追ふの力あるをいふ (二) 其威權輕きに非ず、天下之を畏れたるをいふ (三) 大兵を國の邊境無用の地に屯せしめ、南越匈奴等の夷狄と爭へるは其衆寡きにあらず、其力弱きに非ざるをいふ (四) 地を得て甘心するの心やまず、其心常に土地を啓くに存したるを以て遂に敗れたるをいふ (五) 當時の諸侯の大なるもの、名は藩屏と稱すれど、其實臣たるの節義に缺くる所あり、眞に皇帝に服從せざるものありたるをいふ (六) 蕭何張良等の謀計を獻ずるありしをいふ (七) 諸侯等をつなぎとめ置くのみにて兵備を設けず

王子。吳用二孫武。申二明軍約。賞罰必信。卒伯二諸侯。兼二列邦土。雖レ不レ及二三代之誥誓。然身寵君尊。當世顯揚。可レ不レ謂レ榮焉。豈與下世儒闇二於大較。不レ權二輕重。猥云二德化不上レ當レ用レ兵。大至二窘辱失上レ守。小乃侵犯削弱。遂執不レ移等哉。故教笞不レ可レ廢二於家。刑罰不レ可レ捐二於國。誅伐不レ可レ偃二於天下。用レ之有二巧拙。行レ之有二逆順一耳。

の誥誓(三)に及ばずと雖も、然も身寵せられ、君尊たり、當世に顯揚す、榮と謂はざる可けんや。豈世儒大較(四)に闇く、輕重を權らず、猥に德化、當に兵を用ふべからずと云ひて、大は窘辱して守を失ふに至り、小は乃ち侵犯削弱せられ、遂に執りて移らざるものと、等しからんや。故に教笞(五)は家に廢す可からず、刑罰は國に捐つ可からず、誅伐は天下に偃す可からず。(六)之を用ふるに巧拙有り、之を行ふに逆順有るのみ。

(一) 軍の約束即ち軍令なり (二) 士の字一本に土に作ると、邦土を衆ね列ぬるは、邦疆を開き、采地を廣むるをいふ (三) 誥誓は武王の牧誓の類、三代聖王軍旅に誓へる辭誥には及ぶ能はざるも、咎犯王子等其身は君に寵せられ、其君は世に尊ばれたるをいふ (四) 世俗の儒者、道德を以て民を化すべし、兵を用ふべからずと言ひ、大は其守る所の國を失ひて窘み辱められ、小は他國より侵し犯されて國を削り弱めらるゝものと日を同じくして論ずべからざるをいふ (五) 子弟を教ふるに、其命を用ひざるものは笞を以て打つをいふ (六) 兵を用ふる巧にして順ならざるべからず、拙にして逆なるべからず、然も遂に廢すべからざるをいふ

相從。物之自然。何足怪哉。兵者聖人所以討彊暴平亂世。夷險阻救危殆。自含血戴角之獸。見犯則校。而況於人懷好惡喜怒之氣。喜則愛心生。怒則毒螫加。情性之理也。昔黃帝有涿鹿之戰。以定火災。顓頊有共工之陳。以平水害。成湯有南巢之伐。以殄夏亂。遞興遞廢。勝者用事。所受於天也。

伐有り、以て夏の亂を殄つ。遞に興り、遞に廢し、勝つ者は事は用ふ、天に受くる所なり。

(一) 黃鐘・太簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射の六を六律といひ、大呂・夾鐘・中呂・林鐘・南呂・應鐘の六を六呂といひ、之を合せて十二律といふ、度量衡其他十二律を標準として制するを以て物度規則壹に六律に稟くといふ (二) 劉伯莊曰く、律を吹いて聲を審にし、樂を聽いて政を知る、師曠歌を審にして晉楚の彊弱を知る、故に兵家の尤も重ずる所といふと (三) 武王紂を伐つとき春より冬に至るまで律を吹きたるに北方寒冷の氣常に律にあらはれたり、寒冷殺伐の氣は、人君酷虐の應なれば、遂に紂を伐てりとなり (四) 校は報ゆる意、獸だも犯さるれば之に抵抗す、況や人は喜怒好惡の情を有す、喜べば人を愛するの心生じ、怒れば之に毒害を加ふ、情性自然の理にて、兵の以て已むことを得ざる所以なり (五) 神農氏の子孫暴虐なりしを以て、黃帝之を伐ちたるをいふと (六) 共工は水を主る官、少昊氏の後衰へ、政を秉りて暴虐なりしかば、顓頊之を伐つ、本水を主る官たりしを以て水害を平ぐといへるなり (七) 成湯桀王を南巢といふ地に伐つて、夏の亂を平げたるをいふ

自是之後。名士迭興。晉用咎犯。而齊用

是よりの後、名士迭に興る。晉咎犯を用ひ、齊は王子を用ひ、吳は孫武を用ひ、(一)軍約を申明し、賞罰必ず信あり、卒に諸侯に伯たり。(二)邦士を兼ね列ぬ。三代

王者制レ事立レ法。物度軌則。壹稟ニ於六律一。六律爲ニ萬事根本一焉。其於ニ兵械一尤所レ重。故云。望レ敵知ニ吉凶一。聞レ聲効ニ勝負一。百王不易之道也。武王伐レ紂。吹レ律聽レ聲。推ニ孟春一以至ニ于季冬一。殺氣相并。而音尙レ宮。同聲

卷二十五

律書第三

王者事を制し、法を立つる、物度軌則、壹に六律(一)に稟く。六律は萬事の根本たり、其れ兵械に於いて尤も重ずる所。故に云く、敵を望みて吉凶を知り、聲を聞いて勝負(二)を効ふ、百王不易の道なり。(三)武王紂を伐つとき、律を吹いて聲を聽く。孟春を推して、以て季冬に至る。殺氣相并す。而して音は宮を尙ぶ、同聲相從ふ、物の自然なり、何ぞ怪むに足らんや。兵は聖人の彊暴を討し、亂世を平げ、險阻を夷げ、危殆を救ふ所以なり。血を含み、角を戴く獸より、犯さるゝときは則ち校(四)す、而るを況や、人の好惡喜怒の氣を懐くものに於いてをや。喜ぶときは愛心生じ、怒るときは毒螫加る、情性の理なり。昔(五)黃帝涿鹿の戰有り、以て火災を定む。顓頊(六)共工の陳有り、以て水害を平ぐ。(七)成陽南巢の

由レ外入。樂自レ內出。故君子不レ可二須臾離一レ禮。須臾離レ禮。則暴慢之行窮レ外。不レ可二須臾離一レ樂。須臾離レ樂。則姦邪之行窮レ內。故樂音者。君子之所レ養レ義也。夫古者天子諸侯聽二鐘磬一。未三嘗離二於庭一。卿大夫聽二琴瑟之音一。未三嘗離二於前一。所下以養二行義一而防中淫佚上也。夫淫佚生二於無禮一。故聖王使下人耳聞二雅頌之音一。目視二威儀之禮一。足行二恭敬之容一。口言中仁義之道上。故君子終日言而邪辟無二由入一也。

變㆓化黎庶㆒也。琴長八尺一寸。正レ度也。弦大者爲レ宮。而居㆓中央㆒君也。商張㆓右傍㆒。其餘大小相次。不レ失㆓其次序㆒。則君臣之位正矣。故聞㆓宮音㆒。使㆓人溫舒而廣大㆒。聞㆓商音㆒。使㆓人方正而好㆒レ義。聞㆓角音㆒。使㆓人惻隱而愛㆒レ人。聞㆓徵音㆒。使㆓人樂レ善而好㆒レ施。聞㆓羽音㆒。使㆓人整齊而好㆒レ禮。夫禮

須臾も樂を離る可からず、須臾も樂を離るゝときは、姦邪(一一)の行内に窮る。故に樂音は君子の義を養ふ所なり。夫れ古は天子諸侯鐘磬を聽き、未だ嘗て庭(一二)に離れず、卿大夫は琴瑟の音を聽き、未だ嘗て前に離れず、行義(一三)を養ひて、淫佚を防ぐ所以なり。夫れ淫佚は無禮に生ず。故に聖王人をして耳に雅頌の音を聞き、目に威儀の禮を視、足に恭敬の容を行ひ、口に仁義の道を言はしむ。故に君子は終日言へども、邪辟由りて入ること無きなり。

(一) 音樂は人の精神を動し血氣を通ぜしめ、其心を正しくするの具なることを說く (二) 宮商角徵羽の五音各五臟を動し、心をして聖仁義禮智の五德に和せしむる所以なるをいふ (三) 五音心を五德に和せしむ、是正心を輔け其德を養ふ所以なるを說く (四) 衆民 (五) 弦の中にて最も太きものを宮の聲となし中央に置く、宮は君に象るを以てなり、其他弦の細大によりて順序を失はず、君臣の次弟を失はざるに象る (六) 宮の音を聞けば人の心自ら溫和舒長にし寬廣博大となる (七) 商の音を聞くときは人方正にして義に從ふを好む (八) 角の音は人をしていたみいたむの心を生じ人を愛憐するの情を起さしむ (九) 禮は外貌に基きて貴賤の等を別ち、樂は和悅の情內より外に發するによつて起るものなるをいふ (一〇) 暴慢の行外貌にあらはれて、外窮す (一一) 姦曲邪僻の行內に發し、其心を窮せしむ (一二) 其庭常に鐘磬あり、其聲を聞いて心を養ふをいふ (一三) 樂によつて其行義の心を養ひ、心をして淫蕩遊佚ならしめざるなり

心自樂。快レ意恣レ欲。將レ欲レ爲レ治也。正レ教者皆始ニ於音一。音正而行正。故音樂者。所下以動ニ盪血脈一。通ニ流精神一。而和中正心上也。故宮動レ脾而和ニ正聖一。商動レ肺而和ニ正義一。角動レ肝而和ニ正仁一。徵動レ心而和ニ正禮一。羽動レ腎而和ニ正智一。故樂所下以內輔ニ正心一。而外異中貴賤上也。上以事ニ宗廟一。下以

は皆音に始る。音正しうして行正し。故に音樂は、血脈を動盪し、精神を通流し、正心を和する所以なり。故に宮は脾を動し正聖(一)に和す。商は肺を動し、正義に和す。角は肝を動し、正仁(二)に和す。徵は心を動し、正禮に和す。羽は腎を動し、正智に和す。故に樂(三)は內正心を輔け、外貴賤を異にする所以なり。上は以て宗廟に事へ、下は以て黎庶(四)を變化す。琴の長さ八尺一寸、度を正しくするなり。(五)弦の大きものを宮と爲し、中央に居くは、君なり。商は右の傍に張る。其餘は大小相次ぎ、其次序を失はず。則ち君臣の位正しきなり。故に宮の音を聞くときは、(六)人をして溫舒にして廣大ならしむ。(七)商の音を聞くときは、人をして方正にして義を好ましむ。角の音を聞くときは、人をして(八)惻隱にして人を愛せしむ。徵の音を聞くときは、人をして善を樂み、施を好ましむ。羽の音を聞くときは、人をして整齊にして禮を好ましむ。夫れ(九)禮は外より入り、樂は內より出づ。故に君子は須臾も禮を離る可からず、須臾も禮を離るゝときは、則ち暴慢の(一〇)行外に窮る。

師涓鼓而終之。平公曰。音無此最悲乎。師曠曰。有。平公曰。可得聞乎。師曠曰。君德義薄。不可以聽之。平公曰。寡人所好者音也。願聞之。師曠不得已。援琴而鼓之。一奏之。有玄鶴二八集乎廊門。再奏之。延頸而鳴。舒翼而舞。平公大喜。起而爲師曠壽。反坐問曰。音無此最悲乎。師曠曰。有。昔者黃帝以大合鬼神。今君德義薄。不足以聽之。聽之將敗。平公曰。寡人老矣。所好者音也。願遂聞之。師曠不得已。援琴而鼓之。一奏之。有白雲從西北起。再奏之。大風至而雨隨之。飛廊瓦。左右皆奔走。平公恐懼。伏於廊屋之間。晉國大旱。赤地三年。聽者或吉或凶。夫樂不可妄興也。

の如くなれば、音樂にくはしき師涓をして更に聽いて其聲を寫し學ばしむ ㈣ 其音を學び得たれども、未だ習熟せざれば、更に一夜を經て之に習熟せんと欲す ㈤ 既に其音に習熟せるをいふ ㈥ 臺の名なり ㈦ 衞公を饗するなり ㈧ 晉に來る途中にて新しき音樂を聽けり、此座にて其樂を奏せんと欲すと ㈨ 晉の國の樂師なり ㈩ 其琴を抑へ止めたるなり ⑪ 何處より來れる音樂ぞと問ふなり ⑫ 紂の時の樂師の名 ⑬ やぶれみだるる貌を靡々といふ ⑭ 其國削り弱めらるゝをいふ ⑮ 平公師曠の諫を聞かず、師涓をして其樂を終へしむるなり ⑯ 平公の德薄きを以て其音を聞くに足らざるをいふ ⑰ 十六羽の黑き鶴 ⑱ 座を起ち爵を擧げて師曠の爲に其壽を祝せるなり ⑲ 此樂を奏して鬼神を集めたるをいふ ⑳ 土地に何物をも生ぜざるをいふ ㉑ 音樂は天人相應ずるものにて、其德の厚薄によりて、おのづから國の興廢存亡の原因となるものなれば、妄に興すべからずとなり

太史公曰。夫上古明王舉樂者。非以娛

太史公曰く、夫れ上古の明王、樂を擧ぐる者は、以て心を娛ましめ自ら樂み、意を快くし欲を恣にするに非ず。將に治を爲さんと欲せんとす。敎を正す者

平公曰。可。卽令三師涓坐二師曠旁一。援レ琴鼓レ之未レ終。師曠撫而止レ之曰。此亡國之聲也。不レ可レ聽。平公曰。何道出。師曠曰。師延所レ作也。與レ紂爲二靡靡之樂一。武王伐レ紂。師延東走。自投二濮水之中一。故聞二此聲一。必於二濮水之上一。先聞二此聲一者。國削。平公曰。寡人所レ好者音也。願遂聞レ之。

と。平公曰く、寡人が好む所の者は音なり、願はくは之を聞かんと。師曠已むことを得ず、琴を援りて之を鼓す。一たび之を奏して、玄鶴(一七)二八有り、郎門に集る。再び之を奏するとき、頸を延べて鳴き、翼を舒べて舞ふ。平公大に喜び、起ちて師曠が壽(一八)を爲し、坐に反りて問ひて曰く、音此より最も悲しきは無きかと。師曠曰く、有り、昔者黃帝、以て大に鬼神を合す。今君の德義薄し、以て之を聽くに足らず、之を聽かば、將に敗れん(一九)とすと。平公曰く、寡人老いたり、好む所の者は音なり、願はくは遂に之を聞かんと。師曠已むことを得ず、琴を援りて之を鼓す。一たび之を奏するとき、白雲有り、西北より起る。再び之を奏するとき、大風至りて雨之に隨ひ、郎瓦を飛す。左右皆奔走す。平公恐懼し、郎屋の間に伏す。晉の國大に旱し、赤地(二〇)三年、聽く者、或は吉に、或は凶なり。夫れ樂(二一)は妄に興す可からず。

㊀ 此地に宿るをいふ　㊁ 樂師名は涓といふものなり　㊂ 公獨り聞いて左右のもの皆聞かず、殆ど鬼神の所爲

聞。乃召二師涓一曰。吾聞二鼓レ琴音一。問二左右一。皆不レ聞。其狀似二鬼神一。爲レ我聽而寫レ之。師涓曰。諾。因端坐援レ琴。聽而寫レ之。明日曰。臣得レ之矣。然未レ習也。請宿習レ之。靈公曰。可。因復宿。明日報曰習矣。即去之レ晉。見二晉平公一。平公置二酒於施惠之臺一。酒酣。靈公曰。今者來聞二新聲一。請奏レ之。

聽いて之を寫す。明日曰く、(四)臣之を得たり、然れども未だ習はざるなり、請ふ宿して之を習はんと。靈公曰く、可なりと。因りて復宿す。明日報じて曰く、習へりと。(五)即ち去りて晉に之き、晉の平公に見ゆ。平公(六)施惠の臺に(七)置酒す。酒酣にして、靈公曰く、(八)今は來れるときに、新聲を聞けり、請ふ之を奏せんと。平公曰く、可なりと。即ち師涓をして(九)師曠の旁に坐せしめ、琴を援りて之を鼓せしむ。未だ終らず。師曠(一〇)撫でて之を止めて曰く、此れ亡國の聲なり、聽く可からずと。平公曰く、(一一)何の道よりか出でたると。師曠曰く、(一二)師延が作れる所なり。紂と靡靡の樂を爲す、武王紂を伐てるとき、師延東に走り、自ら濮水の中に投ず。故に(一三)此聲を聞くものは、必ず濮水の上に於てす。先此聲を聞けるものは、(一四)國削らると。平公曰く、寡人が好む所の者は音なり、願はくは遂に之を聞かんと。(一五)師涓鼓して之を終ふ。平公曰く、音此より最も悲しき無からんかと。師曠が曰く、有りと。平公曰く、得て聞く可きかと。師曠曰く、(一六)君の德義薄し、以て之を聽く可らず

其自然者也。故舜彈二五弦之琴一。歌二南風之詩一。而天下治。紂爲二朝歌北鄙之音一。身死國亡。舜之道何弘也。紂之道何隘也。夫南風之詩者、生長之音也。舜樂二好之一。樂與二天地一同レ意。得二萬國之驩心一。故天下治也。夫朝歌者。不レ時也。北者敗也。鄙者陋也。紂樂二好之一。與二萬國一殊レ心。諸侯不レ附。百姓不レ親。天下畔レ之。故身死國亡。

樂天地と意を同じくし、萬國の驩心を得たり。故に天下治まる。夫れ朝歌は時にあらざるなり、北は敗なり、鄙は陋なり、紂之を樂好す。萬國と心を殊にし、諸侯附かず、百姓親まず、天下之に畔けり。故に身死し、國亡びぬ。

(一)天人感應するもの、音によるをいふ　(二)天地感應、善に善報あり、惡に惡報あり、影響の如くなること、自然にして然るをいふ　(三)南風は萬物を生育す、舜の之を好む、天地萬物を發育するの意に合し、萬國の民仰いで之を悦び爭つて心を歸するなり　(四)朝歌は殷の都、北鄙は北方鄙野の地の義なれども、今別に其字の義に就いて說を爲すなり、朝は歌ふべき時にあらず、北は敗の義あり、鄙は鄙陋の義なるをいふ

而衞靈公之時。將レ之レ晉。至二於濮水之上一舍。夜半時。聞二鼓レ琴聲一。問二左右一。皆對曰。不レ

而して衞の靈公の時、將に晉に之かんとし、濮水の上に至り舍す。夜半の時に、琴を鼓する聲を聞き、左右に問ふ。皆對へて曰く、聞かずと。乃ち師涓を召して曰く、吾琴を鼓する音を聞く。左右に問ふに、皆聞かずといふ。其狀鬼神に似たり、我が爲に聽いて之を寫せと。師涓が曰く、諾と。因りて端坐し、琴を援り、

歌之爲言也。長言之也。說之故言之。言之不足。故長言之。長言之不足。故嗟歎之。嗟歎之不足。故不知手之舞之。足之蹈之。子貢問樂。

凡音由於人心。天之與人。有以相通。如景之象形。響之應聲。故爲善者。天報之以福。爲惡者。天與之以殃。

ぶ、故に之を言ふ。之を言ひて足らず、故に之を長言す。之を長言して足らず、故に之を嗟歎す。之を嗟歎して足らず、故に手の之を舞ひ、足の之を踏むことを知らずと。(六)子貢樂を問ふ。

(一)歌の聲高く上るときは抗げ擧ぐるごとく、低く下る時は墜落するが如し (二)其聲曲るとき折るゝ如く、止るとき枯木のごときをいふ (三)居は少し曲ること、句は甚しく曲ること、少しく曲るとき矩(サシガネ)の如く、大に曲るときは鉤(ハリ)の如し (四)歌と言ふは其聲を長く引くの意なるをいふ (五)心に悅びて之を言に發し、言に發して足らず其聲を長くす、其聲を長くして足らず嗟嘆の聲を發し、嗟嘆して足らず舞蹈するをいふ (六)樂書は概ね禮記の樂記より取る、子貢師乙に問ふの章は樂記の末章にて、「子貢問樂」の四字は其篇末にある題目なり、褚先生樂書を補ふ時、不用意にて此題目の四字をそのまゝ取りて本文中に入れたる也

凡そ音は人心に由る。天と人と以て相通ずる有り、景の形に象り、響の聲に應ずるが如し。(一)故に善を爲す者は、天之に報ずるに福を以てし、惡を爲す者は、天之に與ふるに殃を以てす。其自然なる者なり。(二)故に舜五弦の琴を彈じ、南風の詩を歌ひて、天下治る、紂朝歌北鄙の音を爲り、身死し、國亡ぶ。舜の道、何ぞ弘き、紂の道、何ぞ隘き。夫れ(三)南風の詩は、生長の音なり、舜之を樂好す。

風。肆直而慈愛者宜レ歌レ商。温良而能斷者。宜レ歌レ齊。夫歌者。直レ己而陳レ德。動レ己而天地應焉。四時和焉。星辰理焉。萬物育焉。故商者。五帝之遺聲也。商人志レ之。故謂二之商一。齊者三代之遺聲也。齊人志レ之。故謂二之齊一。明二乎商之詩一者。臨レ事而屢斷。明二乎齊之詩一者。見レ利讓也。臨レ事而屢斷勇也。見レ利而讓義也。有レ勇有レ義。非レ歌孰能保レ此。

るは義なり、勇有り、義有る、歌に非ざれば、孰か能く此を保たん。

(一)歌には其人の性によりてよろしきものと然らざるものとあり、子貢問ふ余の如きは何の歌か最も其氣性に適したるやと　(二)德量寬大にして安靜に、和柔にして正直なるものは、頌を歌ふに宜しきなり　(三)志氣廣大にして安靜に、疏朗通達にして誠信なるものは、大雅を歌ふに宜し　(四)肆放質直にして慈心あるものは商を歌ふに宜し、商は五帝の遺なり、五帝の道大なれば、歌つて以て慈愛なるべきなりと　(五)齊は三代の遺聲、是非を裁斷す、故に溫良にして能く斷ずるもの、之を歌ふに宜しきなりと　(六)已に此德有り此歌に宜し、已其德を陳べ、天地來つて之に應ずるをいふ　(七)五帝の音樂の遺れるものを、商國の人之を記憶せるをいふ　(八)事有るに當つて能く果決なるをいふ

故歌者上如レ抗。下如レ隊。曲如レ折。止如二槀木一。居中レ矩。句中レ鉤。纍纍乎殷如二貫珠一。故

故に歌は(一)上ぐるときは抗するが如く、下ぐるときは、隊つるが如く、(二)曲るときは折るゝが如く、止るときは槀木の如く、(三)居くときは矩に中り、句するときは鉤に中る、纍纍乎として貫珠の如し。故に(四)歌の言たる、之を長言するなり。(五)之を說ぶ

禮樂交通。則夫武之遲久。不亦宜乎。

子貢見師乙而問焉。曰。賜聞聲歌各有宜也。如賜者宜何歌也。師乙曰。乙賤工也。何足以問所宜。請誦其所聞。而吾子自執焉。寬而靜。柔而正者。宜歌頌。廣大而靜。疏達而信者。宜歌大雅。恭儉而好禮者。宜歌小雅。正直清廉而謙者。宜歌

子貢師乙を見て問うて曰く、賜(一)聞く、聲歌各〻宜しき有りと。賜が如きは、何の歌には宜からんと。師乙が曰く、乙は賤工なり、何ぞ以て宜しき所を問ふに足らん。請ふ其の聞ける所を誦せん。吾子自ら執れ。寛にして靜に、柔にして正しき者は、頌を歌ふに宜しく、(三)廣大にして靜に、疏達(二)にして信ある者は、大雅を歌ふに宜しく、恭儉にして禮を好む者は、小雅を歌ふに宜しく、正直淸廉にして謙なる者は、風を歌ふに宜しく、肆直(四)にして慈愛なる者は、商を歌ふに宜しく、溫良にして能く斷ずる者は、齊(五)を歌ふに宜し。夫れ歌は己を直く(六)して德を陳べ、己を動して天地應じ、四時和し、星辰理し、萬物育す。故に商は五帝(七)の遺聲なり、商人之を志す、故に之を商と謂ふ。齊は三代の遺聲なり、齊人之を志す、故に之を齊と謂ふ。商の詩に明なる者は、事に臨みて屢〻斷ず(八)。齊の詩に明なる者は、利を見て讓る。事に臨みて屢〻斷ずるは勇なり、利を見て讓

杞一。封二殷之後於宋一。封二王子比干之墓一。釋二箕子之囚一。使下之行二商容一而復中其位上。庶民弛レ政。庶士倍レ祿。濟レ河而西。馬散二華山之陽一。而弗二復乘一。牛散二桃林之野一。而不二復服一。車甲弢而藏二之府庫一。而弗二復用一。倒載二干戈一。苞レ之以二虎皮一。將率之士。使レ爲二諸侯一。名レ之曰二建櫜一。然後天下知三武王之不二復用一レ兵也。散レ軍而郊射。左射貍首。右射騶虞。而貫革之射息也。裨冕搢レ笏。而虎賁之士稅レ劒也。祀二乎明堂一。而民知レ孝。朝覲然後諸侯知レ所二以臣一。耕藉然後諸侯知レ所二以敬一。五者天下之大教也。食二三老五更於大學一。天子袒而割レ牲。執レ醬而饋。執レ爵而酳。冕而總レ干。所三以教二諸侯之悌一也。若レ此則周道四達。

(六) 武の舞亂れて行列を失ひ廻轉する時坐づかしむるは周公召公之を治め正して跪き敬せしめしに象る (七) 始め舞を奏する時南より來つて北に向ふは武王南より北に向つて紂を討てるに象る、商は殷をいふ、武舞再び發して殷に克てるに象る (八) 武王南にかへるに象る (九) 南方の荊蠻周に歸伏し其經界に入るに象る (一〇) 陜といふ地より天下を東西に分ち周公召公各其一方に伯たるをいふ (一一) 武王大將と軍を夾みて鐸を奮ひ、將士をはげまして四方の惡人を擊つ、武の舞に於てそれに象りて四たび擊ち刺すの狀をなすをいふ (一二) 殷の都朝歌に近き地、武王牧野に至つて、軍衆に誓を爲せり、書經の牧誓是なり (一三) 反の字は及の字の誤なりと、殷の都に及べるをいふ (一四) 封は土を積み祀を爲すをいふ (一五) 容は禮樂の官を謂ふ、箕子をして殷の禮樂の官を復せしめ、若し賢者あれば、其位に復せしめしなりと、周本紀には商容の閭を表すに作る、賢人商容といふものの里閭に表旌せしなり (一六) 能く弓矢を櫜(フクロ)に入れて用ひざるは將卒等の力なるを以て將卒等を諸侯として之を建櫜と呼べりと、一說に此句は虎皮を以てすの下に在るべきなりと (一七) 郊に學宮あり學宮にて射を行ふ (一八) 左は東學、右は西學、東學にて射を行ふときは貍首の詩を歌ひ、西學にて射を行ふときは騶虞の詩を歌ふ (一九) 又革にて作れる甲冑を射ざるをいふ (二〇) 裨衣といふ冠を冠るをいふ (二一) 三老五更は皆老人、三德五事を知るものなりと (二二) 天子自ら牲を割き醬を執り、干を取つて舞ひ、諸侯に孝悌の道を敎ふるをいふ

陝。周公左。召公右。六成復レ綴以崇二天子一。夾二振之一而四伐。盛二振威於中國一也。分夾而進。事蚤濟也。久立二於綴一。以待二諸侯之至一也。且夫女獨未レ聞二牧野之語一乎。武王克レ殷反レ商。未レ及レ下レ車。而封二黄帝之後於薊一。封二帝堯之後於祝一。封二帝舜之後於陳一。下レ車而封二夏后氏之後於

は政を弛くし、庶士には祿を倍し、河を濟りて西し、(一五)馬を華山の陽に散ち、復乘らず、牛を桃林の野に散ちて復服はず、車甲を弢にして、之を府庫に藏め、復用ひず、之倒に干戈を載せて、之を苞むに虎皮を以てし、將率の士を、諸侯たらしめ、之を名づけて建櫜(一六)と曰ふ。然して後天下武王の復兵を用ひざることを知れり。軍を散じて郊射(一七)し、左(一八)に射るときは貍首、右に射るときは騶虞、貫革(一九)の射息むなり。裨冕(二〇)して笏を搢む、而して虎賁の士、劒を稅く。明堂に祀る、而して民孝を知る。朝覲して、然る後に諸侯臣たる所以を知る。耕藉して然る後、諸侯敬する所以を知る。五の者は天下の大教なり。三老五更(二一)を大學に食ひ、天子袒(二二)いで牲を割き、醬を執りて饋り、爵を執りて酳し、冕して干を總る、諸侯の悌を教ふる所以なり。此の若くなれば、周道四達し、禮樂交通す。則ち夫の武の遲久なる、亦宜ならずや。

㊀ 備戒すること已に遲く久しき上に舞者の綴に立つこと又遲く久しきは何の意ぞと問ふなり ㊁ 舞者賓牟賈立ちて席を避けたるを以て之に坐を命じて語るなり ㊂ 事の成れるに象るをいふ ㊃ 舞者楯を取つて、山のごとく立ちて動かざるは、武王紂を討つとき、諸侯の至るを待てるに象る ㊄ 太公呂尚武王を助く、其威勇を奮ふに象る

賓牟賈起。免席而請曰。夫武之備戒之已久。則既聞命矣。敢問遲之。遲而又久何也。子曰。居吾語汝。夫樂者象成者也。總干而山立。武王之事也。發揚蹈厲。太公之志也。武亂皆坐。周召之治也。且夫武始而北出。再成而滅商。三成而南。四成而南國是疆。五成而分

賓牟賈起ちて、席を免けて請ひて曰く、夫れ武の備戒すること(一)已だ久しきは、既に命を聞けり。敢へて問ふ、之を遲くし、遲くして又久しきは何ぞやと。子曰く、居れ(二)吾汝に語げん。夫れ樂は成に象るものなり。(三)干を總つて山のごとく立つは、武王の事なり。(四)發揚蹈厲するは太公の志なり。(五)武亂るゝとき皆坐くは周召の治なり。(六)且夫れ武始めて北に出づ、(七)再成して商を滅す、三成して南す、(八)四成して南國是れ疆す、(九)五成して陝を分す、(一〇)周公左たり、召公右たり、六成して綴に復つて、以て天子を崇ぶ。之を夾振して(一一)四伐するは、威を中國に盛振するなり。分ち夾みて進むは、事の蚤く濟るなり。久しく綴に立つは、以て諸侯の至るを待つなり。且夫れ女獨り未だ牧野の語を聞かざるか。武王殷に克ち、商に反る、未だ車より下るに及ばず、黃帝(一二)の後を薊に封じ、帝堯の後を祝に封じ、帝舜(一三)の後を陳に封じ、車より下りて、夏后氏の後を杞に封じ、殷の後を宋に封じ、王子比干の墓を封じ(一四)、箕子の囚を釋し、之をして商容(一五)を行て、其位に復らしめ、庶民に

得二其衆一也。永二歎之一。淫二液之一何也。答曰。恐レ不レ逮レ事也。發揚蹈厲之已蚤何也。答曰。及二時事一也。武坐致レ右憲レ左何也。答曰。非二武坐一也。聲淫及レ商何也。答曰。非二武音一也。子曰。若非二武音一。則何音也。答曰。有司失二其傳一也。如非三有司失二其傳一。則武王之志荒矣。子曰。唯。丘之聞二諸萇弘一。亦若二吾子之言一是也。

と。(三)發揚蹈厲すること、已だ蚤きは何ぞやと。答へて曰く、(四)時の事に及ぶなりと。武坐いて、(五)右を致し左を憲るは何ぞやと。答へて曰く、(六)武の坐くに非ざるなりと。(七)聲の淫すること商に及べるは何ぞやと。答へて曰く、武の音に非ざるなりと。子曰く、若し武の音に非ざれば、何の音ぞやと。答へて曰く、(八)有司其傳を失へり。(九)如し有司其傳を失へるに非ざれば、武王の志荒めるなりと。子曰く、唯、丘の諸を(一〇)萇弘に聞けるも、亦吾子の言の若くなりき、是なりと。

(一) 武は周の舞、武王の樂、殷の紂王を討つに象る、武の舞樂をなすに、先づ鼓を擊ちて警戒をなし、其後久しくして初めて舞をなすの意を問ふなり　(二) 淫液は連延絶えざる貌、歌ふこと遲く咏嘆し、淫液として聲を長く引くは諸侯後れて至つて軍に間にあはぬを恐るゝなりとの意　(三) 手足發揚し、地を蹈むこと猛く厲しき意を問ふ　(四) 已に戰の時に及びて戰ふに象ると　(五) 舞ふもの時に跪いて右足を地につけ、左足をあぐる意如何と問ふなり　(六) 武畜の士坐づくこと無しと答へしなり　(七) 武の樂其聲五音の商に及べる所以を問ふ　(八) 樂を典るもの其說を失ひ誤つて商の聲となすなりと　(九) 商聲は殺伐の聲、若し有司の誤に非ざれば、武王殺を嗜むの心のあらはれたるものにて其志の荒めるを見ると　(一〇) 萇弘は周の大夫、孔子就いて樂を學べりと

則思㆘死㆓封疆㆒之臣㆖。絲聲哀。哀以立㆑廉。廉以立㆑志。君子聽㆓琴瑟之聲㆒。則思㆓志義之臣㆒。竹聲濫。濫以立㆑會。會以聚㆑衆。君子聽㆓竽笙簫管之聲㆒。則思㆓畜聚之臣㆒。鼓鼙之聲讙。讙以立㆑動。動以進㆑衆。君子聽㆓鼓鼙之聲㆒。則思㆓將帥之臣㆒。君子之聽㆑音。非㆘聽㆓其鏗鎗㆒而已㆖也。彼亦有㆑所㆑合㆑之也。

の聲を聽くときは、則ち畜聚の臣を思ふ。鼓鼙の聲は讙なり、讙は以て動を立つ、動は以て衆を進む。君子鼓鼙の聲を聽けば、則ち將帥(七)の臣を思ふ。君子の音を聽くこと、其鏗鎗(八)を聽くのみに非ず、彼亦之に合ふ所有るなり。

(一)鐘の聲鏗々として高く號令し衆を警むるをいふ (二)其氣の充ち滿つるをいふ (三)其音の果勁なるをいふ (四)上下別有り、節義を生じ、人をして節義に死せしむるをいふ (五)廉は廉隅、哀怨の聲は、能く人をし廉隅を立てて其分を越えしめずと (六)濫は諸音を會むるをいふと (七)讙囂(カマビスシ)なるをいふ (八)鏗鎗聲の鏗鎗たるを聽くのみならず、よつて其聲を以て己の意に合するをいふ

賓牟賈侍㆓坐於孔子㆒。孔子與㆑之言及㆑樂。曰。夫武之備戒之已久何也。答曰。病㆑不㆑

賓牟賈孔子に侍坐す。孔子之と言ひて樂に及びて曰く、夫れ武の備、戒すること、已だ久しきは何ぞやと。答へて曰く、其衆を得ざることを病ふるなりと。之を永歎(一)し、之を淫液するは何ぞやと。答へて曰く、事に逮ばざることを恐るゝなり

臣爲ㇾ之。上行ㇾ之則民從ㇾ之。詩曰。誘ㇾ民孔易。此之謂也。然後聖人作二爲鞉鼓椌楬壎篪一。此六者。德音之音也。然後鐘磬竽瑟以和ㇾ之。干戚旄狄以舞ㇾ之。此所三以祭二先王之廟一也。所二以獻酬酳酢一也。所下以官二序貴賤一。各得中其宜上也。此所四以示三後世有二尊卑長幼序一也。

衞國の音樂は、其聲促り速にして數々變じ、人の心を煩勞せしむるをいふ　（四）齊國の音樂は、其聲數々狠り辟越にして人をして驕慢の心を生ぜしむるをいふ　（五）詩經周頌有瞽の篇にあり　（六）祖先の神靈之を聽き從ふをいふ　（七）敬にして和すれば、之を施して行はれざるなきをいふ　（八）詩經大雅板の篇に在り、下のものは上の好惡に從ふを以て之を誘ひ進むること難からざるの意　（九）鞉は振りて鳴す鼓の如き樂器、椌楬は柷敔ともいふ、柷は槽に似たる樂器にて、左右に動く柄あり、音樂を始むる時合圖に用ふ、敔は音樂を終る時に用ふる樂器、形狀虎に似て背に二十四のギザギザあるもの、壎は土を燒いて作れる鎮(フンドウ)の形に似たる樂器、篪は横笛の一種　（一〇）旄は旄牛の尾を以て製し、狄は翟の羽を以て作る、共に舞者の手に執るもの　（一一）酒を酌むに音樂あるをいふ

鐘聲鏗。鏗以立ㇾ號。號以立ㇾ橫。橫以立ㇾ武。君子聽二鐘聲一。則思二武臣一。石聲硜。硜以立ㇾ別。別以致ㇾ死。君子聽二磬聲一。

鐘聲は鏗たり、鏗は以て號を立つ、號は以て橫を立つ、橫は以て武を立つ。君子鐘聲を聽くときは、武臣を思ふ。石聲は硜なり、硜は以て別を立つ、別は以て死を致す。君子磬聲を聽けば、則ち封疆に死するの臣を思ふ。絲聲は哀なり、哀は以て廉を立つ、廉以て志を立つ。君子琴瑟の聲を聽くときは、則ち志義の臣を思ふ。竹聲は濫なり、濫は以て會を立つ、會は以て衆を聚む。君子竽笙簫管

文侯曰。敢問溺音者、何從出也。子夏答曰。鄭音好濫淫志。宋音燕女溺志。衛音趨數煩志。齊音驁辟驕志。四者皆淫於色。而害於德。是以祭祀不用也。詩曰。肅雍和鳴。先祖是聽。夫肅肅敬也。雍雍和也。夫敬以和。何事不行。爲人君者。謹其所好惡而已矣。君好之則

文侯曰く、敢へて問ふ、溺音は、何より出でたると。子夏答へて曰く、鄭の音は、濫を好みて、志を淫す。宋の音は女を燕して、志を溺す。衛の音は趨數志を煩す。齊の音は驁辟にして、志を驕らす。四の者皆色に淫して、德に害あり。是を以て祭祀に用ひざるなり。詩に曰く、肅雍にして和鳴す、先祖是れ聽くといへり。夫れ肅肅は敬なり、雍雍は和なり、夫れ敬して以て和せば、何の事か行はれざらん。人の君たる者は、其の好惡する所を謹むのみ。君之を好むときは、臣之を爲し、上之を行ふときは、民之に從ふ。詩に曰く、民を誘むること孔だ易しと、此を謂ふなり。然して後聖人鞉鼓椌楬壎箎を作爲す。此六の者は德音の音なり。然して後鐘磬竽瑟以て之に和し、干戚旄狄以て之を舞ふ。此れ先王の廟を祭る所以なり。獻酬酳酢する所以なり。貴賤を官序し、各〻其宜を得る所以なり。此れ後世に尊卑長幼の序有ることを示す所以なり。

(一) 鄭國の音、男女相偸み竊みて其志淫邪なる也 (二) 宋國の音樂は、婦人を歡んで、志を溺し沒するをいふ (三)

者音也。夫樂之與レ音。相近而不レ同。文侯曰。敢問如何。子夏答曰。夫古者天地順而四時當。民有レ德而五穀昌。疾疢不レ作。而無二祆祥一。此之謂二大當一。然後聖人作二爲父子君臣一。以爲二之紀綱一。紀綱既正。天下大定。天下大定。然後正二六律一。和二五聲一。弦二歌詩頌一。此之謂二德音一。德音之謂レ樂。詩曰。莫其德音。其德克明。克明克類。克長克君。王二此大邦一。克順克俾。俾二於文王一。其德靡レ悔。既受二帝祉一。施二于孫子一。此之謂也。今君之所レ好者。其溺音與。

して後六律を正し、五聲を和し、詩頌を弦歌す、(四)此れ之を德音と謂ふ。(五)德音之を樂と謂ふ。詩に(六)曰く、莫なる其德音、其德克く明なり、克く明に、克く類(七)し、克く長とし、克く君とし、此大邦に王たり、克く順ひ、克く俾ふ、(八)文王に俾ひて、其德悔ゆること靡し、既に帝の祉を(九)受け、孫子に施くといふもの、此れ之を謂ふなり。今君の好む所は、其れ溺音(一〇)かと。

(一) 優は俳優、侏儒は小男、獶は獮、俳優侏儒等男女亂れて獮猴の男女の別なき如きをいふと (二) 音と樂との相違如何と問ふなり (三) 聖人上に在り、天地善く順に四季其時候に當りて序次を失はざるをいふ (四) 詩頌を作つて琴瑟に合せて歌ふをいふ (五) 德音は有德の音、音樂は有德の音にあらはれたるものなるをいふ (六) 詩は周の先祖王季の德を讃美せるもの、鄭玄曰く德正しく應和するを莫と曰ふと (七) 鄭玄曰く、勤施して私無きを類と曰ふと (八) 俾は比に作るを是とす、善を擇びて之に從ふをいふ (九) 帝は天帝、天より福祉(サイハヒ)を受けて、之を其子孫に傳へ遺すをいふ (一〇) 淫溺の音、正音にあらざるもの

吾端冕而聽二古樂一則唯恐レ臥。聽二鄭衛之音一則不レ知レ倦。敢問古樂之如レ彼何也。新樂之如レ此何也。子夏答曰。今夫古樂。進旅而退旅。和正以廣。弦匏笙簧。合守二拊鼓一。始奏以レ文。止レ亂以レ武。治亂以レ相。迅疾以レ雅。君子於レ是語。於レ是道レ古。修レ身及レ家平二均天下一。是古樂之發也。

るをいふ　(二〇) 文は鼓をいひ武は金をいふと、古樂に鼓を打つて始め金を打つて終るをいふ　(二一) 相は拊也、拊は革にて衣を作り糠もて之を装ふ、奏樂のとき相を撃つて之を治め理むる也、亂も亦理むと訓ず。一說亂は終、「をはりを理む」と訓ず　(二二) 雅は漆筩に似たる樂器、舞ふもの迅疾なるとき此樂器を擊して之を節するをいふ

今夫新樂。進俯退俯。姦聲以淫。溺而不レ止。及二優侏儒一。獶二雜子女一。不レ知二父子一。樂終不レ可二以語一。不レ可二以道レ古。此新樂之發也。今君之所レ問者樂也。所レ好

今夫れ新樂は、進むとき俯し、退くとき俯す。姦聲以て淫なり、溺れて止まず。(二)優侏儒と、子女を獶雜し、父子を知らず、樂終りて以て語る可からず。以て古を道ふ可からず。此れ新樂の發なり。今君の問ふ所の者は樂なり、好む所の者は音なり。夫れ樂と音と、相近くして同じからずと。文侯曰く、(三)敢へ問ふ如何と。子夏答へて曰く、夫れ古は天地順ひて四時當る、民德有りて五穀昌なり、疾疢作らず、祅祥無し。此れ之を大當と謂ふ。然して後聖人父子君臣を作爲し、以て之が紀綱を爲す。紀綱既に正しくして、天下大に定る。天下大に定つて、然

兆。要二其節奏一。行列得レ正焉。進退得レ齊焉。故樂者。天地之齊。中和之紀。人情之所レ不レ能レ免也。夫樂者。先王之所三以飾二喜也。軍旅鈇鉞者。先王之所三以飾二怒也。故先王之喜怒。皆得二其齊一矣。喜則天下和レ之。怒則暴亂者畏レ之。先王之道。禮樂可レ謂レ盛矣。魏文侯問二於子夏一曰。

所以なり。故に先王の喜怒は、皆其齊(五)を得たり、喜べば天下之に和し、怒れば暴亂の者之を畏る。先王の道、禮樂盛なりと謂ふ可し。魏の文侯子夏に問ひて曰く、吾端冕(六)して古樂を聽くときは、唯臥ねんことを恐る。鄭衞の音を聽くときは、倦むことを知らず。敢へて問ふ、古樂の彼が如きは何ぞや、新樂の此の如きは何ぞやと。子夏答へて曰く、今夫れ古樂は、進むときには旅し(七)、退くときにも旅す。和正(八)にして以て廣し。弦匏笙簧(九)、合拊鼓を守る。始めて奏するに文(一〇)を以てし、亂を止るに武を以てす。治亂相(一一)を以てし、訊疾雅(一二)を以てす。君子是に於て語り、是に於て古を道ひ、身を修めて、家に及ぼし、天下を平均す。此れ古樂の發なり。

㈠ 雅頌の聲を聞けば淫邪の氣入らず、志氣廣まることを得るをいふ ㈡ 干(タテ)戚(テノ)を執つて舞ひ、或は俯し或は仰ぎ自然を屈伸する節に習熟すれば、外貌自ら莊敬を加ふ ㈢ 舞者の行列を表する所以のもの。一說に演舞場 ㈣ 先王喜べば樂によつて其喜悅の情を發し、怒れば軍旅によつて其憤怒の情を發するをいふ ㈤ 齊、誼記傳に作る、喜べば樂となり怒れば軍旅となる、喜ぶべくして喜び、怒るべくして怒る、各其類に從ふをいふ ㈥ 端冕は玄冕を被り玄衣を著る祭の服、祭の時玄衣玄冕して廟中にて古樂を聽くなり ㈦ 旅は倶にするをいふ、進むときも退くときも一齊なる也 ㈧ 古樂の音姦邪ならざるをいふ ㈨ 弦匏笙簧等の諸樂器鼓を撃つを待つて起

不レ流、使下其文足二以綸一而不上レ息。使三其曲直繁省。廉肉節奏。足三以感二動人之善心一而已矣。不レ使二放心邪氣得上レ接焉。是先王立レ樂之方也。是故樂在二宗廟之中一。君臣上下同聽レ之。則莫レ不二和敬一。在二族長鄕里之中一。長幼同聽レ之。則莫レ不二和順一。在二閨門之內一。父子兄弟同聽レ之。則莫レ不二和親一。故樂者審レ一以定レ和。比レ物以飾レ節。節奏合以成レ文。所下以合二和父子君臣一。附中親萬民上也。是先王立レ樂之方也。

之を抑止せざれば放縦に流るゝをいふ ㈣ 報とは往來を尙び以て之を勸めて禮をなさしむるをいふと、一說に、報は褒にて褒美して進めなさしむるをいふと、亦通ず ㈤ 人の道とは人情自然の道なるをいふ ㈥ 綸の字、禮記に論に作る、其義理を談論するに足つて息止せざるをいふ ㈦ 聲音の曲直と繁多なると省約せると廉稜（カド）あると肥滿（フツクリスル）するとをいふ ㈧ 放逸の心邪想の氣接することを得ざるをいふ ㈨ 一は人の聲をいふ、人聲に哀むあり、樂むあり、之を詳にして調和の曲を定むるをいふ ㈩ 物は樂器をいふ、金石絲竹の類を比べて音曲の節を飾るをいふ

故聽二其雅頌之聲一。志意得レ廣焉。執二其干戚一。習二其俯仰詘信一。容貌得レ莊焉。行二其綴

故に其雅頌(一)の聲を聽くときは、志意廣きことを得、其干戚(二)を執り、其俯仰詘信を習へば、容貌莊なることを得るなり。其綴兆(三)を行き其節奏を要すれば、行列正しきを得、進退齊しきを得るなり。故に樂は天地の齊、中和の紀、人情の免るゝこと能はざる所なり。夫れ樂は先王の喜を飾る所以なり。軍旅鈇鉞は、(四)先王の怒を飾る

其報則樂。樂得其反則安。禮之報。樂之反。其義一也。夫樂者樂也。人情之所不能免也。樂必發諸聲音。形於動靜。人道也。聲音動靜。性術之變。盡於此矣。故人不能無樂。樂不能無形。形而不爲道。不能無亂。先王惡其亂。故制雅頌之聲。以道之。使其聲足以樂而

道き、其聲をして、以て樂むに足りて流せざらしむ。其文をして以て綸するに足りて息まざらしめ、(七)其曲直繁省、廉肉節奏をして、以て人の善心を(六)感動するに足らしむるのみ。(八)放心邪氣をして接することを得しめず。是れ先王樂を立つるの方なり。是故に樂宗廟の中に在りて、君臣、上下同じく之を聽くときは、和敬せずといふこと莫し。族長鄕里の中に在りて、長幼同じく之を聽くときは、則ち和順せざること莫し。閨門の内に在つて、父子兄弟同じく之を聽くときは、和親せずといふこと莫し。故に樂は(九)一を審にして以て和を定め、(一〇)物を比して以て節を飾り、節奏合して以て文を成す。父子君臣を合和して、萬民を附親せしむる所以なり。是れ先王樂を立つるの方なり。

(一) 王肅曰く、謙は自ら謙損す、盈は氣志を充すなりと、樂は人心の喜ぶ所なれば盈を主とし、禮は外より來るものにて、強ひて之を爲さしむるものなれば、之を減損するを主とす (二) 文は美といふごとし、進は勉強して之を爲す義、禮は減損し進みて之を爲す、進みて爲すを善しとす、樂は盈つるものなれば、反つて之を抑止するを善とするをいふ (三) 禮已に減損するを主とするを以て、進みて之を爲すにあらざれば銷え衰え、樂盈滿を主とするを以て反して

於外一者也。樂極和。禮極順。内和而外順。則民瞻二其顏色一。而弗二與争一也。望二其容貌一。而民不レ生二易慢一焉。德煇動二乎内一。而民莫レ不二承聽一。理發二乎外一。而民莫レ不二承順一。故曰。知二禮樂之道一。擧而錯二之天下一無レ難矣。

耀あり、民從ひ違かざるなく、言行動作理にかなひて、民承順せずといふことなし。鄭玄曰く、德煇は顏色潤澤なり、理は容貌進止なりと

樂也者。動二於内一者也。禮也者。動二於外一者也。故禮主二其謙一樂主二其盈一。禮謙而進。以レ進爲レ文。樂盈而反。以レ反爲レ文。禮謙而不レ進則銷。樂盈而不レ反則放。故禮有レ報。而樂有レ反。禮得二

樂は内に動く者なり、禮は外に動く者なり、故に禮は其謙を主とし、樂は其盈を主とす。禮謙して進む、進むを以て(一)文と爲し、樂盈ちて(二)反る、反るを以て文と爲す。(三)禮謙じて進まざれば銷す、樂盈ちて反らざるときは放す。故に禮に報有り、樂に反有り。(四)禮其報を得れば樂み、樂其反を得れば安し。禮の報、樂の反は其義一なり。夫れ樂は樂なり、人情の免るゝ能はざる所なり。樂めば必ず諸を聲音に發し、動靜に形す、(五)人の道なり。聲音の動靜、性術の變、此に盡く。故に人樂むこと無きこと能はず。樂めば形るゝこと無きこと能はず。形れて道を爲さざれば、亂るゝこと無きこと能はず。先王其亂を惡む。故に雅頌の聲を制して、以て之を

子諒之心生則樂。樂則安。安則久。久則天。天則神。天則不言而信。神則不怒而威。致樂以治心者也。致禮以治躬者也。治躬則莊敬。莊敬則嚴威。心中斯須不和不樂。而鄙詐之心入之矣。外貌斯須不莊不敬。而慢易之心入之矣。故樂也者。動於內者也。禮也者。動

言はずして信あり、神は怒らずして威あり。樂を致して、以て心を治むる者なり。禮を致して以て躬を治むる者なり。躬を治むれば莊敬に、莊敬なれば嚴威あり、(三)心中斯須も和せず樂まずして、鄙詐の心之に入る。外貌斯須も莊ならず、敬ならずして、慢易の心、之に入る。故に樂は內に動く者なり、禮は外に動く者なり。(四)樂極りて和し、禮極りて順なり。內和して外順なるときは、民其顏色を瞻て、與に爭はず、其容貌を望みて、民易慢を生ぜず。德輝內に動いて、民承聽せずといふこと莫く、理外に發して、民承順せずといふこと莫し。故に曰く、禮樂の道を知り、擧げて之を天下に錯くときは、難きこと無しと。

(一) 王肅曰く、子諒は愛信なりと、一說に子諒讀みて慈良と爲すと (二) 善心生ずれば利欲寡く、利欲寡ければ樂む、辭明に行成れば言はずして信ぜらるゝこと天の如く、怒らずして畏れらるゝこと神の如きなりと (三) 樂を以て心を治めず、須臾の間も、心和せず、樂まざれば、鄙陋と詐僞の念生じ、禮を以て外を治めず、外貌莊敬ならざれば侮慢輕易の念、外より來つて內に入るをいふ (四) 樂の極致は、心をして和せしめ、禮の極致は外貌をして順ならしむ、禮樂を以て、心と容とを修むれば、人其顏色と容貌とを見て、之と爭はず、之を侮らず、其色德內に動いて光

也。文采節奏。聲之飾也。君子動二其本一。樂二其象一。然後治二其飾一。是故先レ鼓以警戒。三步以見レ方。再始以著レ往。復レ亂以飭レ歸。奮疾而不レ拔也。極レ幽而不レ隱。獨樂二其志一。不レ厭二其道一。備擧二其道一。不レ私二其欲一。是以情見而義立。樂終而德尊。君子以好レ善。小人以息レ過。故曰。生民之道。樂爲レ大焉。

(一) 性の端とは性の本をいふ、性の本は德に在り (二) 其德外に形れて樂となる、故に德の華といふ (三) 志は心に在り、之を述ぶるを詩といふ (四) 歌詠して其言を長くし聲音をして美ならしむるものは歌なり (五) 志と聲と容と皆内より發す、其情の中に感ずるもの深ければ文の外に著るゝもの明に、其氣中に盛なれば化の行はるゝもの神靈なるをいふ (六) 樂は中より發す、内外符合して初て可、虛假僞詐を爲す可からざるをいふ (七) 樂は心の動くに發し外に現れて聲となる、聲となつて形象見るべきをいふ (八) 心を動すをいふ (九) 舞者舞を初むるに先つて、三步足を蹈みて、舞はむとするの勢をなすをいふ (一〇) 舞ふもの、前に列を成して、將に舞はむとして舞はず、去つて復に來つて、初めて舞ふをいふ (一一) 亂は終をいふ、舞終つて、金鐃を鳴して、歸るをいふ (一二) 舞の形、震迅の姿をなして、傾き倒れざるをいふ (一三) 歌ふもの坐して歌ひて動かず、是幽靜を極めて聲發起す、是隱さざるなりと (一四) 其追を以て自ら將ひて倦み厭はざるをいふ

君子曰。禮樂不レ可二以斯須去一レ身。致レ樂以治レ心。則易直子諒之心。油然生矣。易直

君子曰く、禮樂は以て斯須も身を去る可からずと。樂を致して、以て心を治むるときは、易直(一)子諒の心、油然として生ず。(二)易直子諒の心生ずるときは樂む。樂むときは安んじ、安きときは久しく、久しきときは天なり、天なるときは神なり。天は

樂也。君子樂レ得二其道一。小人樂レ得二其欲一。以レ道制レ欲。則樂而不レ亂。以レ欲忘レ道。則惑而不レ樂。是故君子反レ情以和二其志一。廣レ樂以成二其敎一。樂行而民鄕レ方。可二以觀一レ德矣。

德者性之端也。樂者德之華也。金石絲竹。樂之器也。詩言二其志一也。歌詠二其聲一也。舞動二其容一也。三者本二乎心一。然後樂氣從レ之。是故情深而文明。氣盛而化神。和順積レ中。而英華發レ外。唯樂不レ可二以爲一レ僞。樂者心之動也。聲者樂之象

(一)德は性の端なり、樂は德の華なり、(二)金石絲竹は樂の器なり、(三)詩は其志を言ひ、(四)歌は其聲を詠くし、舞は其容を動すなり。三つの者心に本づいて、然して後に、樂氣之に從ふ。是故に情深くして文明に、氣盛にして、化神なり。(六)和順中に積みて、英華外に發す。(五)唯樂は以て僞を爲す可からず。樂は心の動なり、(七)聲は樂の象なり、文采節奏は、聲の飾なり。君子其本を動し、其象を樂み、然して後に其飾を治む。是故に鼓を先にして、以て警戒す。(八)三歩して以て方を見す、(一〇)再始して以て往を著す、亂を復して以て歸ることを飭ふ。(九)奮疾して拔けざるなり。(一三)幽を極めて隱さず、(一一)獨り其志を樂みて、其道を厭はず、(一二)備に其道を擧げて、(一四)其欲を私にせず。是を以て情見れて義立ち、樂終りて德尊し。君子以て善を好み、小人以て過を息む。故に曰く、生民の道、樂を大なりと爲すと。

淫樂廢禮。不ㇾ接於心術。惰慢邪辟之氣。不ㇾ設於身體。使耳目鼻口心知百體皆由順正以行其義。然後發以聲音。文以琴瑟。動以干戚。飾以羽旄。從以簫管。奮至德之光。動四氣之和。以著萬物之理。是故清明象ㇾ天。廣大象ㇾ地。終始象四時。周旋象風雨。五色成ㇾ文而不ㇾ亂。八風從ㇾ律而不ㇾ姦。百度得ㇾ數而有ㇾ常。小大相成。終始相生。倡和清濁。代相爲經。故樂行而倫清。耳目聰明。血氣和平。移ㇾ風易ㇾ俗。天下皆寧。故曰樂者

て、以て其教を成す。樂行れて、民方に鄕ふ。以て德を觀つ可し。(一六)

(一)土地の力罷敝すれば草木生ぜず、水煩擾にして擾し動すこと甚しければ魚鼈生育せず、世亂るれば禮樂廢し、淫聲起るに喩ふ (二)音樂の聲悲哀にて莊壯肅正ならず、歡樂して自ら不安の思あり、放縱にして節奏なきにいたる (三)流湎は流れて靡々の音となり根本を忘るゝをいふ (四)其聲廣く緩ければ、姦僞を含み、其聞狹く急なれば、人利欲を思ふをいふ (五)滌蕩は洗ひ流すこと、洗ひ流すが如き氣をいふ (六)氣に順逆あり聲に正姦あり、姦聲逆氣と相應じ、正聲順氣と相應じ、微なるもの漸く象を成して、遂に養はれて樂となり、樂に和樂と淫樂とを生ず、倡するものあれば之に和するもの有るが如く、邪辟なるものは邪辟と應じ、正直なるものは正直なるものと應じ、各其分に歸す、物然らざるなし、故に萬物類を以て動くといふなり (七)身邪辟に近づかず、順正によりて行ふをいふ (八)孫炎曰く、至德の光は天地の道四氣の和は四時の化、著は猶誠にすといふごとしと (九)歌聲の淸明なるは、天の氣に象り、鐘鼓の形質ありて廣大なるは、地形に象り、歌を奏し循環して復始るは四時の循環するに象り、舞人の廻旋するは風雨の天より下るに象る (一〇)八風は八方の風をいふ (一一)十二律互に宮羽を相成して相成るをいふと (一二)五行宮商迭に終始を相爲すをいふと (一三)十二律の清音と濁音と更る〳〵遞つて宮を爲すをいふ (一四)人倫の道淸きをいふ (一五)君子は仁義の道由りて以て行はるゝを樂み、小人は悅樂の欲由りて以て遂するを得るを樂むをいふ (一六)民嚮ふ所を知るなり

滌蕩之氣一。而滅二平和之德一。是以君子賤レ之。也。凡姦聲感レ人。而逆氣應レ之。逆氣成レ象。而淫樂興焉。正聲感レ人。而順氣應レ之。順氣成レ象。而和樂興焉。倡和有レ應。回邪曲直。各歸二其分一。而萬物之理。以レ類相動也。是故君子反レ情以和二其志一。比レ類以成二其行一。姦聲亂色。不レ留二聰明一。

是故に君子情に反つて、以て其志を和し、類を比して、以て其行を成す。姦聲亂色、聰明に留めず、淫樂慝禮、心術に接せしめず、惰慢邪辟の氣、身體に設けず、耳目鼻口心知(七)百體をして、皆順正に由りて、以て其義を行はしむ。然して後發するに聲音を以てし、文るに琴瑟を以てし、動すに干戚を以てし、飾るに羽旄を以てし、從ふに簫管を以てし、至德(八)の光を奮ひ、四氣の和を動し、以て萬物の理を著にす。是故に清明(九)は天に象り、廣大は地に象り、終始は四時に象り、周旋は風雨に象り、五色文を成して亂れず、八風(一〇)律に從ひて姦せず、百度數を得て常有り、小大(一一)相成り、終始(一二)相生じ、倡和(一三)清濁、代〻經を相爲す。故に樂行はれて倫清く(一四)、耳目聰明、血氣和平なり。風を移し、俗を易へ、天下皆寧し。故に曰く、樂は樂なり、君子(一五)は其道を得ることを樂み、小人は其欲を得ることを樂む。道を以て欲を制するときは、樂みて亂せず、欲を以て、道を忘るゝときは、惑ひて樂まず。是故に君子は情に反りて、以て其志を和し、樂を廣め

義、合生氣之和、道五常之行、使之陽而不散、陰而不密、剛氣不怒、柔氣不懾、四暢交於中、而發作於外、皆安其位而不相奪也。然後立之學等、廣其節奏、省其文采、以繩德厚也。類小大之稱、比終始之序、以象事行、使親疏貴賤長幼男女之理、皆形見於樂。故曰樂觀其深矣。

明解たるを覺ゆ　(四)生氣は陰陽二氣をいふと　(五)密は閉づるをいふ　(六)陰陽剛柔をいふ　(七)其才の高下に從つて之を學ぶに分あらしむるをいふ　(八)小大は高聲正聲の類をいふと　(九)終始は宮に始つて羽に終るを謂ふと

土敝則草木不長、水煩則魚鼈不大、氣衰則生物不育、世亂則禮廢而樂淫。是故其聲哀而不莊、樂而不安、慢易以犯節、流湎以忘本、廣則容姦、狹則思欲、感

(一)土敝するときは、草木長ぜず、水煩しきときは、魚鼈大ならず、氣衰ふるときは、生物育せず、世亂るゝときは、禮廢して樂淫す。是故に其聲(二)哀んで莊ならず、樂みて安からず、慢易にして、以て節を犯し、(三)流湎して以て本を忘る。(四)廣きときは姦を容れ、狹きときは欲を思ふ。(五)滌蕩の氣に感じて、平和の德を滅す。是を以て君子之を賤むなり。凡そ姦聲人を感じて逆氣之に應ず。逆氣、象を成して、淫樂興る。正聲人を感ぜしめて、(六)順氣之に應ず。順氣象を成して、和樂興る。倡和應有り、回邪曲直、其分に歸し、萬物の理、類を以て相動くなり。

故志微焦衰之音作。而民思憂。嘽緩慢易。繁文簡節之音作。而民康樂。粗厲猛起奮末廣賁之音作。而民剛毅。廉直經正。莊誠之音作。而民肅敬。寬裕肉好。順成和動之音作。而民慈愛。流辟邪散。狄成滌濫之音作。而民淫亂。是故先王本二之情性一。稽二之度數一。制二之禮

音作つて、民肅敬す。寬裕肉好なれば、順成和動の音作りて、民慈愛あり。流辟邪散なれば、狄成滌濫の音作つて、民淫亂なり。是故に先王之を情性に本づけ、之を度數に稽へ、之が禮義を制す。(四)生氣の和を合せ、五常の行を道き、之が陽をして散ぜず、陰をして密ならず、(五)剛氣怒らず、柔氣懾れざらしめ、四暢中に交りて、外に發作す。皆其位に安じて、相奪はしめず、然して後之が學等を立て、(六)其節奏を廣め、其文采を省にし、以て德の厚きことを繩す、(七)小大の稱に類し、終始の序に比して、以て事行に象り、(八)親疏貴賤長幼男女の理をして、皆樂に形(九)見せしむ。故に曰く、樂は其深きことを觀ると。

(一) 喜怒哀樂の發すること常なし、外境來つて之に觸るれば發して喜となり怒となり、哀となり樂となる、外境に感應して然るなり (二) 外境に應じ其情外に形るゝを以て其心術を知るべきをいふ (三) 正義の說に從へば、以下凡て人君の心と樂と相感應して外事に見はるゝをいふ、從て「志微なれば焦衰の音作つて民思憂す、嘽緩慢易なれば繁文簡節の音作つて民康樂す、粗厲猛起奮末すれば廣賁の音作つて民剛毅なり、廉直經正なれば莊誠の音作つて民肅敬す、寬裕肉好なれば順成和動の音作つて民慈愛す、流辟邪散なれば狄成滌濫の音作つて民淫亂す」の如く訓ずるを可とすべし、今按ずるに增訂史記評林に標注する所に從ひ、之を悉く音樂の形容となし、一連に讀下するの單る

北面而弦。宗祝辯二乎宗廟之禮一。故後レ尸。商祝辯二乎喪禮一。故後二主人一。是故德成而上。藝成而下。行成而先。事成而後。是故先王有レ上有レ下。有レ先有レ後。然後可三以有二制於天下一也。樂者。聖人之所レ樂也。而可三以善二民心一。其感レ人深。其風移俗易。故先王著二其教一焉。

む所なり、而して以て民心を善くす可し、其の人を感ずること深きときは、其風移り、俗易る。故に先王其教を著す。

(一) 干揚は舞者楯を擧げて舞ふをいふ (二) 禮の本は人君に由る、此等禮の末節なるを以て小官をして之を掌らしむるをいふ (三) 樂師の職能く歌詩を辨別す、然れども歌詩も亦樂の末節なるを以て、北面卑き位置に居りて琴瑟を鼓す (四) 宗祝能く宗祝の禮を辨別すれども、敬の主に非ざるを以て、尸(神のかたしろとなるもの)の下位に在り (五) 商祝喪禮を辨ずれども、哀を致する主に非ざるを以て、喪主の後に在るをいふ (六) 藝と事とは末節なるを以て下と後とに在り禮樂の主とする所は德と行なるを以て、之を上とし、之を先とするをいふ (七) 德行は君子に在り上たり、先たり事と藝とを善くするものは下たり後たるをいふ

夫人有二血氣心知之性一。而無二哀樂喜怒之常一。應感起レ物而動。然後心術形焉。是

夫れ人血氣心知の性有り、(一)哀樂喜怒の常無し。應感物に起つて動く。然して後心(二)術形る。是故に(三)志微焦衰の音作つて、民思憂す、嘽緩慢易、繁文簡節の音作つて、民康樂す。粗厲猛起、奮末廣賁の音作りて、民剛毅なり。廉直經正莊誠の

情也。著レ誠去レ僞。禮之經也。禮樂順二天地之誠一。達二神明之德一。降二興上下之神一。而凝二是精粗之體一。領二父子君臣之節一。是故大人擧二禮樂一。則天地將二爲昭一焉。天地欣合。陰陽相得。煦二嫗覆三育萬物一。然後草木茂。區萌達。羽翮奮。角觡生。蟄蟲昭蘇。羽者嫗伏。毛者孕鬻。胎生者不レ殰。而卵生者不レ殈。則樂之道歸焉耳。

べからず、故に變を知るといふと（一一）禮樂天地の情に出づるをいふ（一二）鄭玄曰ふ、興は猶出すのごとしと、天神地祇樂によつて降下し、上出するをいふ（一三）精粗は萬物の大小をいふと（一四）天煦するに氣を以てして地嫗するに氣を以てして、萬物を覆ひ育つるをいふ（一五）區は句、句生せる萌芽（一六）夜のある如く、死して又よみがへるをいふ（一七）鳥の卵を生みてふせて育つるをいふ（一八）懷孕し子を生み育つるなり

樂者。非レ謂二黃鍾大呂。弦歌干揚一也。樂之末節也。故童者舞レ之。布二筵席一陳二樽俎一。列二籩豆一。以二升降一爲レ禮者。禮之末節也。故有司掌レ之。樂師辯二乎聲詩一。故

樂は黃鍾、大呂、弦歌、（一）干揚を謂ふに非ず、樂の末節なり、故に童者之を舞ふ。筵席を布き、樽俎を陳ね、籩豆を列ね、升降を以て禮を爲す者は、禮の末節なり、故に（二）有司之を掌る。（三）樂師は聲詩を辯ず、故に北面して弦す、（四）宗祝は宗廟の禮を辯ず、故に尸に後る。商祝は喪禮を辯ず、（五）故に主人に後る。是故に德成りて上に、（六）藝成りて下なり、行成りて先に、事成りて後なり。是故に（七）先王上有り、下有り、先有り、後有り、然して後、以て天下を制すること有るべし。樂は聖人の樂

而禮反其所自始。樂章德。禮報情。反始也。所謂大路者。天子之輿也。龍旂九旒。天子之旌也。青黑緣者。天子之葆龜也。從之以牛羊之羣。則所以贈諸侯也。樂也者。情之不可變者也。禮也者。理之不可易者也。樂統同。禮別異。禮樂之說。貫乎人情矣。窮本知變。樂之

樂は同を統べ、禮は異を別つ、禮樂(九)の說は人情を貫く。本を窮め、變を知るは、樂の情(八)なり。誠を著し、僞を去るは、禮の經なり。禮樂(一一)は天地の誠に順ひ、神明(一〇)の德に達し、上下の神を降興(一二)し是精粗(一三)の體を凝し、父子君臣の節を領す。是故に大人禮樂を擧ぐるときは、天地(一四)將に爲に昭ならんとす、天地欣合し、陰陽相得、萬物を煦嫗覆育す、然して後草木茂り、區萌(一五)達し、羽翮奮ひ、角觡生じ、蟄蟲昭蘇(一六)す、羽ある者は嫗伏(一七)し、毛ある者は、孕鬻(一八)す、胎生の者は殰れず、卵生の者は殈けず、則ち樂の道歸するのみ。

(一) 樂は人の和悅愛樂の德あるに本づいて制し、禮は人の邪淫過失に至るを止る所以なるをいふ (二) 大事は死喪をいふ、死喪必ず衰麻の禮哭泣の制あるをいふ (三) 祭祀等慶賀すべき事あれば、亦禮あつて之を樂むをいふ (四) 樂は其功物に及びて別に報なきを以て施といひ、禮は此方より物を贈れば、彼より必ず之に報ゆ、故に報といふ (五) 樂は民心の快樂する所に發し、之を樂むのみ、禮は出れば必ず反す、往けば必ず來る、所謂報といふ所以を說く (六) 緣は甲顋をいふと、葆は寶と同じく寶器をいふ (七) 諸侯朝して反るとき、天子之に大路、龍旂寶龜と牛羊の羣とを贈るをいふと (八) 同は和合の情を同じくするをいひ、異は尊卑の別を異にするをいふ (九) 其說能く人情を貫通するをいふ (一〇) 樂は本を人心に發す、故に樂によつて人心の本原を知るべく、心惡なるものは、變じて善となす

則無レ功。然則先王之爲レ樂也。以法治也。善則行象レ德矣。夫豢レ豕爲レ酒。非三以爲二禍一也。而獄訟益煩。則酒之流生レ禍也。是故先王因爲二酒禮一。一獻之禮。賓主百拜。終日飲レ酒而不レ得レ醉焉。此先王之所三以備二酒禍一也。故酒食者。所二以合一レ歡也。

(一三) 上の治よろしきを得、德善なれば、下其行に象るをいふ　(一四) 士酒を飲むの禮をいふ、一獻に一禮、屢稽拜するは、以て醉ふをなからしむるなり　(一五) 小人酒を飲みて、酒亂に至り、獄訟爲に多きをいふ　(一六) 飲食唯歡樂を合するの具にして、流れて亂に至らざらしむるをいふ

樂者。所二以象一レ德也。禮者。所二以閉一レ淫也。是故先王有二大事一。必有レ禮以哀レ之。有二大福一。必有レ禮以樂レ之。哀樂之分。皆以レ禮終。樂也者施也。禮也者報也。樂樂二其所一レ自生一。

(一)樂は德に象る所以なり、禮は淫を閉づる所以なり。是故に先王、(二)大事有るときは、必ず禮有りて、以て之を哀む、(三)大福有るときは、必ず禮有りて以て之を樂む。哀樂の分、皆禮を以て終ふ。(四)樂は施なり、禮は報なり、(五)樂は其の自りて生ずる所を樂む、而して禮は其の自りて始る所に反る。樂は德を章にし、禮は情に報いて、始に反るなり。謂はゆる大路は天子の輿なり、龍旂九旒は、天子の旌なり、青黑の緣あるは、(六)天子の葆龜なり、(七)之に從ふに牛羊の羣を以てするは、諸侯に贈る所以なり。樂は情の變ず可からざる者なり、禮は理の易ふ可からざる者なり。

後賞ㇾ之以ㇾ樂。故其治ㇾ民勞者。其舞行級遠。其治ㇾ民佚者。其舞級短。故觀二其舞一而知二其德一。聞二其諡一而知二其行一。大章章ㇾ之也。咸池備也。韶繼也。夏大也。殷周之樂盡也。天地之道。寒暑不ㇾ時則疾。風雨不ㇾ節則饑。敎者。民之寒暑也。敎不ㇾ時則傷ㇾ世。事者。民之風雨也。事不ㇾ節

らざるときは功無し。然らば則ち先王の樂を爲るや、以て法り治むるなり。善なるときは則ち(一二)行德に象る。夫れ豕を豢ひ酒を爲るは、以て禍を爲すに非ざるなり。而して(一三)獄訟益々煩きは、酒の流れて禍を生ずるなり。是故に先王因りて酒禮を爲る。(一四)一獻の禮、賓主百拜す。終日酒を飲みて醉ふことを得ず。此先王の酒禍に備ふる所以なり。故に(一五)酒食は歡を合はする所以なり。

(一) 天は能く物を始む、樂は天に法るを以て太始を明にすといひ、地は能く物を成す、禮は地に法るを以て、成物に居るといふ、王肅曰ふ、居も亦法るを謂ふと (二) 鄭玄曰ふ間は百物を謂ふと。或はいふ、天地の間、一動一靜循環して歸する無きをいふと (三) 聖人曰ふ、禮と云ひ樂と云ふ、樂動き、禮靜にして、並びに事を用ふること天地間のもの動靜あるが如きをいふと (四) 南風の薰る以て吾が民の慍を解くべしといふ詩なりと (五) 舞者行列をなす、民を治むる勞苦の多寡により、舞者の行列に多きと少きとあるをいふ、級の字正義の說に從へば綴の誤、テイと訓ずべし (六) 君の德盛にして、民を治めて暇多く、佚するときは王之を賞するに舞人を以てし、其行列の間短くして、舞人の數を多くするをいふと (七) 君の行如何によりて、死後之が諡を作る故に諡を聞けば、其君の行を知るべし (八) 大章也、堯の樂の名、堯の德大に明なるを以て、其樂を大章と稱す (九) 咸池は黃帝作る所の樂の名にて堯增修して之を用ふと、咸は皆、池は施すといふ意にて其德の施さざるなきをいふと (一〇) 韶は舜の樂の名、舜堯の德を繼ぐ、故に韶と名づく、韶は繼といふ義なりと (一一) 夏は禹の樂の名、禹堯舜の德を大にするを以て名づくと

時則不生。男女無別則亂登。此天地之情也。及夫禮樂之極乎天而蟠乎地。行乎陰陽。而通乎鬼神。窮高極遠而測深厚。

樂著太始。而禮居成物。著不息者天也。著不動者地也。一動一靜者。天地之間也。故聖人曰。禮云樂云。昔者舜作五絃之琴。以歌南風。夔始作樂。以賞諸侯。故天子之爲樂也。以賞諸侯之有德者也。德盛而教尊。五穀時熟。然

樂は太始に著にして、禮は成物に居る。著にして息まざるは天なり、著にして動かざるは地なり。一動一靜は天地の間なり。故に聖人の曰く、禮と云ひ、樂と云ふと。昔者舜五絃の琴を作り、以て南風を歌ふ。夔始めて樂を作り、以て諸侯を賞す。故に天子の樂たるや、以て諸侯の有德者を賞するなり。德盛にして教尊し、五穀時に孰す。然して後に、之を賞するに樂を以てす。故に其の民を治むること、勞する者は、其舞の行、綴遠し。其の民を治むること、佚する者は、其舞の綴短なり。故に其舞を觀て、其德を知り、其諡を聞いて、其行を知る。泰章は之を章にす、咸池の備るなり。韶は繼なり、夏は大なり、殷周の樂は盡せり。天地の道寒暑時あらざるときは疾み、風雨節あらざるときは饑う。教は民の寒暑なり、教時ならざるときは、世を傷る。事は民の風雨なり、事節な

人作レ樂以應レ天。作レ禮以配レ地。禮樂明備。天地官矣。天尊地卑。君臣定矣。高卑已陳。貴賤位矣。動靜有レ常。小大殊矣。方以レ類聚。物以レ羣分。則性命不レ同矣。在レ天成レ象。在レ地成レ形。如レ此則禮者天地之別也。地氣上隮。天氣下降。陰陽相摩。天地相蕩。鼓レ之以二雷霆一。奮レ之以二風雨一。動レ之以二四時一。煖レ之以二日月一。而百物化興焉。如レ此則樂者天地之和也。化不レ

し、(一〇)之を鼓するに雷霆を以てし、之を奮ふに風雨を以てし、之を動すに四時を以てし、之を煖むるに日月を以てして、百物の化興る。此の如くなれば樂は天地の和なり。化時ならざるときは生ぜず、男女別無ければ亂登る、此れ天地の情なり。夫の禮樂の天に極り、地に蟠るに及び、陰陽に行はれ、鬼神に通じ、高を窮め、遠を極め、深厚を測る。

㊀ 禮は別を主とす、天上に高く地下に卑く、上下の別あり、萬物其間に散布して、各殊別なり、故に之が節制をなして義を制す、此禮制行はるゝなり ㊁ 天地の氣流行して息まず、合同して萬物を化生す、之に則り人心を合同するを以て、樂生ずるをいふ ㊂ 春夏物を生養す、樂萬物を和同す、故に近し、秋夏は斂藏す、是れ義にして、斷制を主とす、禮節制限界をなすものなれば、之に近し ㊃ 鬼に居ふは先賢先聖の神に從ふをいふ ㊄ 天地各其位を得るをいふ ㊅ 天地の尊卑に法りて君臣の高下の位置定り、山澤高卑の陳ずるに象りて、貴賤上下の位置定るをいふ ㊆ 動靜は雷風をいふ、小なるものは時に從ひて變化し、大なるものは變化せざるを殊なりといふと ㊇ 物皆其類によりて聚り、類を異にして分る、其性質と壽命とを異にするをいふ ㊈ 天地陰陽の二氣或は上り或は下り互に摩れあひ動しあふをいふ ㊉ 雷霆風雨の類二氣の交感を助けて萬物化生するをいふ

定制レ禮。其功大者其樂備。其治辨者其禮具。干戚之舞非二備樂一也。亨孰而祀非二達禮一也。五帝殊レ時不三相二沿樂一。三王異レ世。不三相二襲禮一。樂極則憂。禮粗則偏矣。及二夫敦レ樂而無レ憂。禮備而不レ偏者。其唯大聖乎。

となすをいふ (六)達禮は味を發せずして氣臭を貴ぶをいふと (七)樂を厚くして憂に至らず、禮を備へて人偏倚を生ぜざるものは唯賢人のみ之を能くするをいふ

天高地下。萬物散殊。而禮制行也。流而不レ息。合同而化。而樂興也。春作夏長。仁也。秋斂冬藏。義也。仁近二於樂一。義近二於禮一。樂者敦レ和。率レ神而從レ天。禮者。辨レ宜居レ鬼而從レ地。故聖

(一)天高く地下く、萬物散殊して禮制行はる。(二)流れて息まず、合同して化す、而して樂興る。(三)春作し、夏長ずるは仁なり、秋斂し冬藏するは、義なり。仁は樂に近く、義は禮に近し。樂は和を敦うし、神に率ひて天に從ふ。禮は宜を辨じ、(四)鬼に居ひて地に從ふ。故に聖人は樂を作つて以て天に應じ、禮を作つて以て地に配す。禮樂明に備つて、(五)天地官あり。天尊く地卑しく、君臣定る。(六)高卑已に陳して貴賤位あり。(七)動靜常有りて、小大殊なり。方は類を以て聚り、(八)物は羣を以て分れ、則ち性命同じからず、天に在りて象を成し、地に在りて形を成す。此の如くなれば、禮は天地の別なり。地氣は上隮し、(九)天氣は下降し、陰陽相摩し、天地相蕩

別。樂由レ天作。禮以レ地制。過レ制則亂。過レ作則暴。明二於天地一。然後能興二禮樂一也。論倫無レ患。樂之情也。欣喜驩愛。樂之容也。中正無レ邪。禮之質也。莊敬恭順。禮之制也。若夫禮樂之施二於金石一。越二於聲音一。用二於宗廟社稷一。事二于山川鬼神一。則此所三以與レ民同一也。王者功成作レ樂。治

樂の情なり、欣喜驩愛は、樂の容なり、中正にして邪無きは、禮の質なり、莊敬恭順は、禮の制なり。若し夫れ禮樂の、金石に施し、聲音に越し、宗廟社稷に用ひ、山川鬼神に事ふるは、則ち此れ民と同じくする所以なり。(四)王者功成りて樂を作り、治定りて禮を制す。其功大なる者は、其樂備り、其治辨なる者は、其禮具る。(五)干戚の舞は、備樂に非ざるなり。亨孰して祀るは、達禮に非ざるなり。(六)五帝は時を殊にして、樂に相沿らず、三王は世を異にして、禮に相襲らず。樂極まれば憂へ、禮粗なれば偏なり。(七)夫の樂を敦くして憂無く、禮備りて偏ならざるに至る者は、其れ唯大聖か。

(一) 禮樂は天地に法るものなれば、天地に明ならざれば之を制作すべからず、若し其制作を過てば或は亂し或は暴するに至るをいふ (二) 倫は類といふごとし、音樂は和同を主とするを以て、音類相和して損害することなきなりと。一說に能く道倫に合し、倫理に中りて患無きをいふと。又一說論は雅頌の辭をいひ倫は律呂の音をいふ、辭は論ずるに足り、音は倫有り故に和して患無き是れ樂の本情なりと (三) 此二句專ら樂をいひ、次の二句は禮をいふ (四) 禮樂は民と共に用ふる所、王者獨り之を專にするものに非ざるをいふ (五) 干戚は武の舞、樂に文徳を以て備

也。樂者。異文合愛者也。禮樂之情同。故明王以相沿也。故事與時並。名與功偕。故鐘鼓管磬。羽籥干戚。樂之器也。詘信俯仰。綴兆舒疾。樂之文也。簠簋俎豆。制度文章。禮之器也。升降上下。周旋裼襲。禮之文也。故知禮樂之情者能作。識禮樂之文者能述。作者之謂聖。述者之謂明。明聖者。述作之謂也。

る者は能く作り、禮樂の文を識る者は能く述ぶ。(九)作者之を聖と謂ひ、述者之を明と謂ふ。明聖は述作の謂なり。

(一) 天地の氣、和して萬物を生ず、大樂は之に則り、萬物を生養するを以て天地と和を同じくすといふ (二) 天地の形高下大小有りて限を爲す、禮尊卑貴賤の別をなすもの之に似たるをいふ (三) 顯明の處には禮樂有りて人を教へ、幽冥界には鬼神有りて物を成すをいふ (四) 禮尊卑の別あつて倶に禮に行はれ、樂宮商の調を異にし、歡樂せざるなきをいふ (五) 明王、前代の禮樂を沿り襲ふをいふ (六) 聖王時代の如何によりて行ふ所を異にし、其功の如何によつて其樂名を同じくせざるをいふ、堯舜淳和の時に當つて揖讓の事を行ひ、湯武澆薄の時に當つて干戈の事を興し、堯の樂を大章といひ、舜の樂を大韶といふ、其治功と等しきをいふ (七) 屈伸といふに同じ、綴の字は綴の誤といふ、舞ふ者の位置相連るをいひ、兆は舞者の位置以外の營域即ち舞場内の稱をいふ (八) 周旋は禮を行ふもの周曲回旋するをいふ、裼は上衣を袒ぐこと、襲は上衣を掩ふこと (九) 其議を訓說するをいふ

樂者。天地之和也。禮者。天地之序也。和故百物皆化。序故羣物皆

樂は天地の和なり、禮は天地の序なり。和するが故に百物皆化し、序するが故に羣物皆別つ。(一)樂は天に由りて作り、禮は地を以て制す。制を過てば亂す、作を過てば暴す。天地に明にして、然して後能く禮樂を興すなり。(二)論倫患無きは、

外作。故文。大樂必易。大禮必簡。樂至則無ㇾ怨。禮至則不ㇾ爭。揖讓而治二天下一者。禮樂之謂也。暴民不ㇾ作。諸侯賓服。兵革不ㇾ試。五刑不ㇾ用。百姓無ㇾ患。天子不ㇾ怒。如ㇾ此。則樂達矣。合二父子之親一。明二長幼之序一。以敬二四海之內一。天子如ㇾ此則禮行矣。

(二)、禮樂は須たず、樂は和を主とするを以て、親に過ぐるの弊は慢に流れ、禮は敬を主とするを以て、禮にすぐるの弊は人隔絶親まざるに至る (三) 樂は和悅を主とし、人心より發す、禮は外貌を以て尊敬の意を表す、故に外より作るといふ (四) 樂は心を和げて內に在り、故に靜といふ、禮は人の貌を檢む、外に在るを以て文といふ、文は猶動といふごとし (五) 禮樂の至り民怨み爭ふことなきを以て君は無爲にし治むべきをいふ

大樂與二天地一同ㇾ和。大禮與二天地一同ㇾ節。和故百物不ㇾ失。節故祀ㇾ天祭ㇾ地。明則有二禮樂一。幽則有二鬼神一。如ㇾ此。則四海之內。合ㇾ敬同ㇾ愛矣。禮者。殊ㇾ事合ㇾ敬者

大樂は天地と和を同じくし、大禮は天地と節を同じくす。和するが故に百物失せず、(一)節するが故に天を祀り、(二)地を祭る。(三)明には則ち禮樂有り、幽には則ち鬼神有り。此の如くなるときは、四海の內敬を合せ愛を同じくす。禮は、事を殊にして敬を合する者なり、樂は、文を異にして愛を合する者なり。(四)禮樂の情は同じ。故に明王以て相沿るなり。故に事と時と並び、名と功と偕にす。故に鐘鼓管磬(五)羽籥干戚は、樂の器なり。(六)詘信俯仰、(七)綴兆舒疾は、樂の文なり。簠簋俎豆、制度文章は、禮の器なり。升降上下、(八)周旋裼襲は、禮の文なり。故に禮樂の情を知

樂者爲同。禮者爲異。同則相親。異則相敬。樂勝則流。禮勝則離。合情飾貌者。禮樂之事也。禮義立。則貴賤等矣。樂文同。則上下和矣。好惡著。則賢不肖別矣。刑禁暴。爵擧賢。則政均矣。仁以愛之。義以正之。如此則民治行矣。樂由中出。禮自外作。樂由中出、故靜。禮自

樂は同を爲し、(一)禮は異を爲す。同なるときは相親み、異なるときは相敬す。(二)樂勝つときは流れ、禮勝つときは離る。情を合せ、貌を飾るは禮樂の事なり。禮義立つときは、貴賤等しく、樂文同じきときは、上下和す。好惡著しきときは賢不肖別つ。刑暴を禁じ、爵賢を擧ぐるときは、政均し。仁以て之を愛し、義以て之を正す。此の如くなるときは、民の治行はる。(三)樂は中より出で、禮は外より作る。樂は中より出づ、故に靜なり。禮は外より作る、故に文なり。大樂は必ず易に、(四)大禮は必ず簡なり。(五)樂至るときは怨むること無く、禮至るときは爭はず。揖讓して天下を治るものは、禮樂の謂なり。暴民作らず、諸侯賓服し、兵革試ひず、五刑用ひず、百姓患無く、天子怒らず、此の如くなれば樂達す。父子の親を合せ、長幼の序を明にし、以て四海の内を敬す、天子此の如くなるときは、禮行はる。

(一) 樂は上下同じく聽いて、和悦せざるなし、故に同を爲すといふ、禮は貴賤尊卑の別をなす、故に異を爲すといふ

化ㇾ物也。人化ㇾ物也者。滅二天理一而窮二人欲一者也。於ㇾ是有二悖逆詐僞之心一。有二淫佚作亂之事一。是故彊者脅ㇾ弱。衆者暴ㇾ寡。知者詐ㇾ愚。勇者苦ㇾ怯。疾病不ㇾ養。老幼孤寡不ㇾ得二其所一。此大亂之道也。是故先王制二禮樂一。人爲二之節一。衰麻哭泣。所三以節二喪紀一也。鐘鼓干戚。所三以和二安樂一也。婚姻冠笄。所三以別二男女一也。射鄕食饗。所三以正二交接一也。禮節二民心一。樂和二民聲一。政以行ㇾ之。刑以防ㇾ之。禮樂刑政。四達而不ㇾ悖。則王道備矣。

る所以なり。(八)婚姻冠笄は、男女を別つ所以なり。(九)射鄕食饗は、交接を正しくする所以なり。禮は民心を節し、樂は民聲を和し、政は以て之を行ひ、刑は以て之を防ぐ。禮樂刑政、四達して悖らざれば、王道備る。

(一) 頌の字禮記に欲に作る、人、物を見ざれば靜なれど、物を見るに及びて情欲生ずるをいふ (二) 物來るに及びて、知之を知る、之を知りて愛好するものと、厭惡するものとを生ずるをいふ (三) 好惡の情恣にして節度なく、知外物の誘ふところとなり、心も亦之に從ひて、內省するところなければ、其天性途に滅するをいふ (四) 外物人を誘ふこと極なし、苟も外物に誘はれて、內省することなければ、天性滅して人欲のみ盛に、悖逆詐僞の事のみ事とするにいたり、彊者弱者を脅ししへたぐるに至る (五) 人人欲に誘はれ、遂に大亂に至るを恐る、故に之が節制法度を作る、之を禮といふ (六) 衰は斬衰齊衰等の喪服、麻は首と腰とにつける絰といふ麻の紐をいふ (七) 干戚は舞者の執る盾と斧、樂は安樂を節制する所以なるをいふ (八) 男子は二十にして冠禮を行ひ、女子は許嫁すれば笄を加ふ大人となれる禮なり (九) 射鄕とは大射と鄕飲酒との禮をいふ、食饗は賓客を招きて饗食すること、此等の禮は人と交際するに節度を設けて之を陵越せしめざるなり

極レ音也。食饗之禮。非レ極レ味也。淸廟之瑟。朱絃而疏越。一倡而三歎。有二遺音一者矣。大饗之禮。尙二玄酒一而俎二腥魚一。大羹不レ和。有二遺味一者矣。是故先王之制二禮樂一也。非三以極二口腹耳目之欲一也。將丁以敎丙民平二好惡一而反乙人道之正甲也。

は風を移し俗を易ふるに在つて音の韶豔を極むるに非ざるをいふ　(七)淸廟の詩を歌ふに用ふる瑟は、朱絃を練つて其聲を濁らしめ、瑟底に孔を穿つて其聲を遲からしむ　(八)祫祭には水を上び、生魚を俎に用ふ、亦質素の食を主とするをいふ

人生而靜。天之性也。感二於物一而動。性之頌也。物至知知。然後好惡形焉。好惡無レ節二於內一。知誘二於外一。不レ能レ反レ己。天理滅矣。夫物之感レ人無レ窮。而人之好惡無レ節。則是物至而人

人生れて靜なるは、天の性なり、物に感じて動くは、性の頌なり。(一)物至り、知知つて、(二)然して後に好惡形る。(三)好惡內に節無く、知外に誘はれて、己に反ること能はざれば、天理滅す。夫れ物の人を感ぜしむること窮無し。人の好惡節無きときは、是れ物至りて人物に化す。人の物に化せらるゝは、天理を滅して、人欲を(四)極むるものなり。是に於て悖逆詐僞の心有り、淫佚作亂の事有り。是故に彊者は弱を脅し、衆者は寡を暴し、知者は愚を詐り、勇者は怯を苦しめ、疾病養はず、老幼孤寡、其所を得ず。此れ大亂の道なり。(五)是故に先王禮樂を制し、人之が節を爲す。(六)衰麻哭泣は、喪紀を節する所以なり。鐘鼓干戚は、(七)安樂を和す

者也。是故知レ聲而不レ知レ音者。禽獸是也。知レ音而不レ知レ樂者。衆庶是也。唯君子爲三能知二レ樂。是故審レ聲以知レ音。審レ音以知レ樂。審レ樂以知レ政。而治道備矣。是故不レ知レ聲者。不レ可二與言一レ音。不レ知レ音者。不レ可二與言一レ樂。知レ樂則幾二於禮一矣。禮樂皆得。謂二之有德一。德者得也。是故樂之隆。非レ

子は能く樂を知ることを爲す。是故に聲を(二)審にして、以て音を知る、音を審にして、以て樂を知る、樂を審にして、以て(三)政を知る、而して治道備る。是故に聲を知らざる者は、與に音を言ふ可からず、音を知らざる者は、與に樂を言ふ可からず。(四)樂を知れば禮に幾し。(五)禮樂皆得、之を有德と謂ふ。德は得なり。是故に樂の隆は、(六)音を極むるに非ざるなり、食饗の禮は味を極むるに非ざるなり。(七)清廟の瑟は、朱絃にして疏越し、一倡して三歎す、遺音有る者なり。大饗の禮は、(八)玄酒を尙にし、腥魚を俎にす、大羹は和せず、遺味有る者なり。是故に先王の禮樂を制すること、以て口腹耳目の欲を極むるに非ず、將に以て民をして、好惡を平にし、人道の正に反らしめんとするなり。

(一) 司馬貞いふ、樂成れば能く百姓に通じ、各々其類分を辯さしむ、故に倫理に通ずと曰ふなり、孔穎達曰ふ、樂能く倫理に經通するなり、陰陽萬物各々倫類分理有る者なりと (二) 音の本は聲に在り、故に聲を審にして音を知る 政と樂と相通ず、故に樂を審にすれば、政を知るべし (四) 樂を知れば、政の得失を知る、政の得失を知れば、能く君臣民事物を正す、故に禮に近しといふと (五) 禮樂を得るを以て有德卽得有りといふとの意 (六) 禮樂の用

音之道與ㇾ政通矣。宮爲ㇾ君。商爲ㇾ臣。角爲ㇾ民。徵爲ㇾ事。羽爲ㇾ物。五者不ㇾ亂。則無二怗懘之音一矣。宮亂則荒。其君驕。商亂則槌。其臣壞。角亂則憂。其民怨。徵亂則哀。其事勤。羽亂則危。其財匱。五者皆亂。迭相陵。謂二之慢一。如ㇾ此。則國之滅亡無ㇾ日矣。鄭衛之音。亂世之音也。比二於慢一矣。桑間濮上之音。亡國之音也。其政散其民流。誣ㇾ上行ㇾ私而不ㇾ可ㇾ止。

は危き(九)は其財匱しければなり。五者皆亂るゝときは、迭(一〇)に相陵ぐ、之を慢と謂ふ。此の如くなれば國の滅亡すること日なけん。鄭衛の音は亂世の音なり、慢(一一)に比す。桑間濮上の音は、亡國の音なり、其政散じ、其民流れ、上を誣ひ、私を行ひて、止む可からず。

(一) 治世には其政治和するを以て其音樂も安靜にして歡樂に、亂世は之に反して其政治正しからざるを以て怨嗟して怒氣を含むをいふ (二) 哀みて愁へ思ふをいふ (三) 政和すれば音樂も和ぎ、政乖けば音聲も怨む、音樂は政治と相通ずるものなるをいふ (四) 宮商角徵羽を五音といふ、五音を以て人事に當つれば、君臣民事物の五者に當ると也 (五) 敝敗不和の貌なり、聲の放散するをいふ (六) 君驕慢なれば宮聲亂れて放散なるをいふ (七) 聲の淫邪不正なるをいふ (八) 民事に勤勞するの謂 (九) 聲の傾危するをいふ (一〇) 五聲和せざるをいふ (一一) 慢に近きをいふ

凡音者。生二於人心一者也。樂者。通二於倫理一

凡そ音は人心に生ずる者なり、樂は(一)倫理を通ずる者なり。是故に聲を知りて、音を知らざる者は禽獸是なり、音を知りて樂を知らざる者は衆庶是なり。唯君

感者。其聲麤以厲。其敬心感者。其聲直以廉。其愛心感者。其聲和以柔。六者非レ性也。感ニ於物一而後動。是故先王愼ニ所ニ以感レ之。故禮以導ニ其志一。樂以和ニ其聲一。政以壹ニ其行一。刑以防ニ其姦一。禮樂刑政。其極一也。所下以同ニ民心一而出中治道上也。

牛の尾、皆舞ふ時に執る所のものなり　(五)樂は音によつて生ずるをいふ　(六)其音急迫にしてそぐをいふ　(七)聲の發揚して放散するをいふ　(八)怒れば其聲粗くして猛々しくはげしきをいふ　(九)正直にして廉隅なり、邪曲ならぬをいふ　(一〇)和諧して柔軟なるをいふ　(一一)禮を以て人の志を善に導き、樂を以て其聲を諧げ、法律によつて人の行を齊一ならしめ、刑辟を用ひて姦を爲すことを防ぐ、感ぜしむる所を愼むなり

凡音者。生ニ人心一者也。情動ニ於中一。故形ニ於聲一。聲成レ文。謂ニ之音一。是故治世之音。安以樂。其政和。亂世之音。怨以怒。其政乖。亡國之音。哀以思。其民困。聲

凡そ音は人心に生ずる者なり。情中に動く、故に聲に形る。聲文を成す、之を音と謂ふ。是故に治世の音は、安くして以て樂む、其政和すればなり。亂世の音は、怨みて以て怒る、其政乖けばなり。亡國の音は哀みて以て思ふ、其民困めばなり。(一)聲音の道、政と通ず。(二)宮を君と爲し、商を臣と爲し、角を民と爲し、徵を事と爲し、羽を物と爲す。(三)五の者亂れざれば、(四)惉滯の音無し。(五)宮亂るれば荒む(六)は其君驕ればなり。商亂るゝときは搥る(七)は其臣壞るればなり。角亂るときは憂ふるは其民怨めばなり。徵亂るゝときは哀むは其事勤むればなり。(八)羽亂るゝとき

人心一生也。人心之動。物使二之然一也。感二於物一而動。故形二於聲一。聲相應。故生レ變。變成レ方。謂二之音一。比レ音而樂レ之。及二干戚羽旄一。謂二之樂一也。樂者。音之所二由生一也。其本在三人心感二於物一也。是故其哀心感者。其聲噍以殺。其樂心感者。其聲嘽以緩。其喜心感者。其聲發以散。其怒心

に感じて動く、故に聲に形る。(二)聲相應ず、故に變を生ず。變じて(三)方を成す、之を音と謂ふ。音を比べて之を樂し、(四)干戚羽旄に及す、之を樂と謂ふなり。(五)樂は音の由りて生ずる所なり。其本は人心の物に感ずるに在り。是故に其哀心感ずる者は、其聲噍(六)にして以て殺ぎ、其樂心感ずる者は、其聲嘽くして以て緩し、其喜心感ずる者は、其聲發(七)して以て散ず、其怒心感ずる者は、其聲麤にして以て厲し、其敬心(八)感ずる者は、其聲直(九)にして以て廉あり、其愛心感ずる者は、其聲和(一〇)して以て柔なり。六の者は性に非ざるなり。物に感じて後に動く。是故に先王之を感ぜしむる所以を愼む。故に禮(一一)は以て其志を導き、樂は以て其聲を和ぐ。政は以て其行を壹にし、刑は以て其姦を防ぐ。禮樂刑政、其極一なり、民心を同じくして、治道を出す所以なり。

(一) 人心外境に觸れ、感じて動き、發して聲となるをいふ、聲は單一なる音にて、音は種々の聲を雜へならべたるものなり (二) 宮は宮、商は商と相應ず、然れども一種類の聲にては音樂とするに足らざるを以て、其聲を變じて衆音を雜ふるをいふ (三) 樂音変錯して音律をなすをいふ (四) 干は楯、戚は斧、羽は雉子の羽根、旄は旄牛といふ

集二會五經家一。相與共講習讀レ之。乃能通知二其意一。多二爾雅之文一。漢家常以二正月上辛一。祠二太一甘泉一。以二昏時一夜祠。到レ明而終。常有二流星經二於祠壇一。上使二僮男僮女七十人俱歌一。春歌二青陽一。夏歌二朱明一。秋歌二西皞一。冬歌二玄冥一。世多有。故不レ論。又嘗得二神馬渥洼水中一。復次以爲二太一之歌一。歌曲曰。太一貢兮天馬下。霑赤汗兮沫流赭。騁容與兮跇萬里。今安匹兮龍爲レ友。後伐二大宛一。得二千里馬一。馬名二蒲梢一。次作以爲レ歌。歌詩曰。天馬來兮從二西極一。經二萬里一兮歸二有德一。承二靈威一兮降二外國一。涉二流沙一兮四夷服。中尉汲黯進曰。凡王者作レ樂。上以承二祖宗一。下以化二兆民一。今陛下得レ馬。詩以爲レ歌。協二於宗廟一。先帝百姓。豈能知二其音一耶。上默然不レ說。丞相公孫弘曰。黯誹二謗聖制一。當レ族。

を散ずること流れざるをいふ　(一三)古の名馬、華山に生じたる騄耳に非ざれば、千里を走らせ難きの理なし、樂必ずしも古によらざる可らざるの理なきに譬ふ　(一四)高祖沛を過ぐるとき大風の歌を作り、其詩に曰ふ、大風起りて兮雲飛揚す、威海内に加つて兮故郷に歸る、安ぞ猛士を得て兮四方を守らしめむと。兮は助語なり。侯も助語三侯は詩中三の兮の字あるをいふと　(一五)孝武帝をいふ　(一六)一經に通じたるのみのものにては其詞意を知る能はず、故に五經家を集會して初めて其意を知るを得　(一七)第一の辛の日　(一八)神の名なり　(一九)昏時に初つて翌日に至つて終るをいふ　(二〇)河の名なり　(二一)神馬太一神の天子に賜ふ所なるをいふ　(二二)馬の汗の赤きをいふ　(二三)馬の奔る形容、能く萬里を走るをいふ　(二四)此馬其駿足を比すべきものなし、龍の匹たるをいふ　(二五)西域の國名　(二六)西域より來るをいふ　(二七)武帝を指す、萬里の道を經來つて、漢家に歸するをいふ　(二八)天の威靈を受けて外國に生ずるをいふ　(二九)支那西方に在る大なる沙漠をいふ　(三〇)上は先祖に承事し、下は萬民を教化するの資とするをいふ　(三一)其罪一族を滅するの罰にあたるをいふ

凡音之起。由二

凡そ音の起る、人心に由りて生ず。(二)人心の動くこと、物之をして然らしむ。物

樂。何必華山之騄耳而后行レ遠乎。二世然レ之。高祖過レ沛詩。三侯之章。令ニ小兒歌一レ之。高祖崩。令丁沛得丙以ニ四時一歌乙舞宗廟甲。孝惠孝文孝景無レ所ニ增更一。於ニ樂府一。習レ常肄レ舊而已。至ニ今上卽一レ位。作ニ十九章一。令三侍中李延年次ニ序其聲一。拜爲ニ協律都尉一。通ニ一經一之士。不レ能三獨知ニ其辭一。皆

復次で、以て太一の歌を爲る。歌曲に曰く、太一（二一）貢して天馬下る、霑へる赤き（二二）汗沫流れて赭し、騁すること容與（二三）䟎ゆること萬里、今安ぞ（二四）匹へん、龍と友たりと。後大宛（二五）を伐てるとき、千里の馬を得たり。馬を蒲梢と名づく。次いで作つて以て歌ふことを爲す。歌へる詩に曰く、天馬來る西極（二六）よりす、萬里を經て有德（二七）に歸す、靈威（二八）を承けて外國に降る、流沙（二九）を渉りて四夷服すと。中尉汲黯進みて曰く、凡そ王者の樂を作る、（三〇）上は以て祖宗に承け、下は以て兆民を化す。今陛下馬を得て、詩以て歌ふことを爲し、宗廟に協ふ。先帝百姓豈能く其音を知らんやと。上默然として說ばず。丞相公孫弘曰く、黯、聖制を誹謗す、族（三一）に當すと。

（一）鄭衞國の音は淫聲、淫聲の興るは治道の缺くるによる　（二）諸侯の君をいふ　（三）孔子魯に用ひらる、齊人女樂を魯におくる魯の名家季孫子受けて政を見ず、孔子魯を去つて、遂に魯の容るゝ所とならざるをいふ　（四）孔子引退して、書を修め詩を刪り樂を正し、世を導き誘ひて、正に歸せしめんと欲す　（五）歌を作りて季桓子をあざけるなりと　（六）陵夷に同じ物事の自然に衰ふるをいふ　（七）沔も亦水の流るゝをいふ　（八）祖伊は殷の賢臣其君を諫めたるもの　（九）小惡を輕じて、積みて亡ぶるに至れるをいふ　（一〇）三王五帝の樂同じからざるをいふ　（一一）上と下と樂によつて相互に歡喜するの意を通じ、殷勤の情を表し合すをいふ　（一二）和適悅樂するの情通ぜず、恩澤

於喪身滅宗。幷國於秦。秦二世尤以爲娛。丞相李斯進諫曰。放棄詩書。極意聲色。祖伊所以懼也。輕積細過。恣心長夜。紂所以亡也。趙高曰。五帝三王樂各殊名。示不相襲。上自朝廷。下至人民。得以接歡喜合殷勤。非此和說不通。解澤不流。亦各一世之化。度時之

に至るまで、以て歡喜を接し、殷勤を合することを得たり。此に非ざれば和說通ぜず、解澤流れず。介々一世の化、時を度るの樂なり。何ぞ必しも華山（一三）の騄耳にして、后（一二）に遠に行らんやと。二世之を然りとす。高祖沛を過ぐるときの詩三侯（一四）の章、小兒をして之を歌はしむ。高祖崩じ、沛をして四時を以て宗廟に歌舞することを得しむ。孝惠・孝文・孝景增し更むる所無し。樂府に於て常を習はし、舊を肄はすのみ。今上（一五）位に卽くに至り、十九章を作り、侍中李延年をして、其聲を次序せしめ、拜して協律都尉と爲す。一經（一六）に通ずるの士、獨其辭を知ること能はず、皆五經の家を集め會し、相與に共に講習して之を讀ましめ、乃ち能く通じて其意を知る。爾雅の文多し。漢家常に正月上辛（一七）を以て、太一（一八）を甘泉に祠り、昏（一九）時を以て夜祠り、明に到りて終る。常に流星の祠壇を經る有り。上僮男僮女七十人をして、倶に歌はしむ。春は靑陽を歌ひ、夏は朱明を歌ひ、秋は西皥を歌ひ、冬は玄冥を歌ふ。世に多く有り、故に論ぜず。又嘗て神馬を渥洼（二〇）の水中に得たり。

俗。協二比聲律一。以補レ短移レ化。助二流政教一。天子躬於二明堂一臨觀。而萬民咸蕩二滌邪穢一。斟二酌飽滿一。以飾二厥性一。故云。雅頌之音理而民正。嘄噭之聲興而士奮。鄭衞之曲動而心淫。及二其調和諧合一。鳥獸盡感。而況懷二五常一。含二好惡一。自然之勢也。

て、邪穢の心をあらひさり、飽滿の樂を節抑するをいふ（三）高急なる音調をいふ（四）無心の鳥獸すら樂音に感ず、況や有心の人をや

治道虧缺。而鄭音興起。封君世辟。名顯二鄭州一。爭以相高。自二仲尼不一レ能下與二齊優一遂容中於魯上。雖下退正レ樂以誘レ世。作二五章一以刺上レ時。猶莫二之化一。陵遲以至二六國一。流沔沈佚。遂往不レ返。卒三

治道虧け缺けて、（一）鄭音興り起る。（二）封君世辟、名鄭州に顯れて、爭ひて以て相高る。（三）仲尼、齊の優の與に、遂に魯に容れらるゝ能はざるより、（四）退いて樂を正し、以て世を誘ひ、（五）五章を作りて以て世を刺ると雖も、猶之を化する莫し。（六）陵遲以て六國に至り、（七）流沔沈佚し、遂に往いて返らず、身を喪ひ、宗を滅し、國を秦に幷せらるゝに卒る。秦の二世尤も以て娯を爲す。丞相李斯進みて諫めて曰く、詩書を放棄し、意を聲色に極むるは、（八）祖伊が懼るゝ所以なり。輕しく（九）細過を積み、心を長夜に恣にするは、紂が亡びし所以なりと。趙高の曰く、五帝三王、（一〇）樂各〻名を殊にし、相襲らざるを示す。上は朝廷より、下は人民

佚能思レ初。安能惟レ始。沐ニ浴膏澤一。而歌詠勤苦。非ニ大德一誰能如レ斯。傳曰。治定功成。禮樂乃興ニ海內一。人道益深。其德益至。所レ樂者益異。滿而不レ損則溢。盈而不レ持則傾。凡作レ樂者所ニ以節一レ樂。君子以ニ謙退一爲レ禮。以ニ損減一爲レ樂。樂其如レ此也。以爲州異國殊。情習不レ同。故博采ニ風

損減を以て樂と爲す。樂其れ此の如し。以爲らく州異に國殊に、情習同じからず。故に(八)博く風俗を采り、聲律を協比し、以て短を補ひ化を移し、政教を助け流く。(九)天子躬ら明堂に於て臨み觀て、萬民咸邪穢を蕩滌し、飽滿を斟酌し、以て厥性を飾ふ。故に云く、雅頌の音理りて、(一〇)民正しく、(一一)嘄噭の聲興りて、士奮ひ、鄭衛の曲動いて、心淫なり。其調和諧合するに及びて、(一二)鳥獸盡く感ず。而るを況や五常を懷き、好惡を含むをや。自然の勢なり。

(一) 尚書益稷に帝庸つて歌を作つて曰く、天の命を勅し惟時惟幾、孔安國曰く勅尹允諧の政を用ふ故に歌を作りて以て戒め安くして危を忘れずと。幾は幾微吉凶のきざしをいふ、吉凶の未だ現れず、幾微の間に在るを愼めば安きをいふ (二) 益稷又曰ふ、股肱惰なるかな、萬事墮る哉と。臣良ならざれば萬事やぶるゝをいふ (三) 正義に文王羑里に囚れ、武王紂を討つをいふとあれど、管叔蔡叔の武庚祿父を擁して畔けるをいふならん (四) 君子儉約なるを以て道德を修め盈滿なるが故に禮を棄つることなきをいふ (五) 天下治平王業已に成つて禮樂興るをいふ (六) 盈滿なれば傾覆至る、之を持して失はざるの法は、其樂を節欲するに在り、故に君子樂を制して其樂を節にするをいふ (七) 禮は謙退する所以にして樂は其樂を節し、盈滿ならしめざる所以なるをいふ (八) 土地の異なるに從つて風俗習慣同じからず、各地の風俗を采り、其聲音樂律を協比して、其風俗の短なるものを補ひ、敎化を民に施すは樂の用なり (九) 天子政事をとるところ、又巡狩の時諸侯を朝せしむる堂をいふ (一〇) 民天子の德に化せられ、音樂の化をうけ

太史公曰。余每讀虞書。至於君臣相勑。維是幾安。而股肱不良。萬事墮壞。未嘗不流涕也。成王作頌。推己懲艾。悲彼家難。可不謂戰戰恐懼。善守善終哉。君子不爲約則修德。滿則棄禮。

卷二十四

樂書第二

太史公曰く、余每に虞書を讀み、君臣相勑め、維れ是れ幾安、而して股肱良からざれば、萬事墮壞すといふに至りて、未だ嘗て涕を流さずんばあらざるなり。成王、頌を作り、己を推して懲艾し、彼の家難を悲む。戰戰恐懼して善く守り、善く終ると謂はざる可けんや。君子、約すれば則ち德を修め、滿つれば則ち禮を棄つるを爲さず。佚するときは能く初を思ひ、安ずるときは能く始を惟ふ。膏澤に沐浴して、歌詠勤苦す。大德に非れば、誰か能く斯の如くならん。傳に曰く、治定り、功成りて、禮樂乃ち海內に興る。人道益〻深くして、其德益〻至る。樂む所の者益〻異なり。滿ちて損せざれば則ち溢る。盈ちて持せざるときは則ち傾く。凡そ樂を作るとは、樂を節にする所以なり。君子は謙退を以て禮と爲し、

之民。法レ禮足レ禮。謂二之有方之士一。禮之中能思索。謂二之能慮一。能慮勿レ易。謂二之能固一。能慮能固。加好レ之焉聖矣。天者高之極也。地者下之極也。日月者明之極也。無窮者廣大之極也。聖人者道之極也。以二財物一爲レ用。以二貴賤一爲レ文。以二多少一爲レ異。以二隆殺一爲レ要。文貌繁。情欲省。禮之隆也。文貌省。情欲繁。禮之殺也。文貌情欲。相二爲内外表裏一。並行而雜。禮之中流也。君子上致二其隆一。下盡二其殺一。而中處二其中一。步驟馳騁。廣鶩不レ外。是以君子之性。守二宮庭一也。人域是域。士君子也。外レ是民也。於二是中一爲二房皇周浹。曲直得二其次序一。聖人也。故厚者禮之積也。大者禮之廣也。高者禮之隆也。明者禮之盡也

應ずといふなりと（四）其文尊卑貴賤を分ち、其察人心を悅ばしむるをいふ（五）堅石は石に非ず白馬は馬に非ずといふ戰國の時の詭辯、此等の詭辯禮に入れば云々（六）荀子に窶の字喪に作る、禮の大なるを以て褊狹固陋の說を爲すもの、茫乎として其說を喪失するの意。司馬貞は窶の字を解して喪窶となす、自ら其說の小なるを窶窶するに至るをいふ（七）禮を毀るものは墜滅するをいふ（八）禮は人道の至り極る所、故に禮を舌にすれば詐欺を以て欺くべからざること、規矩の方圓に於けるが如し（九）有方無方は有道無道といふがごとし（一〇）史記正義易の字を解して輕易の易となす、輕じ易るをいふ。今楊倞の說に從ふ、能く慮つて變易せざるをいふ（一一）禮に厚薄あり、厚くすべきは厚くし、薄くすべきは薄くするをいふ（一二）禮の式の多くして情にすぐると、情多くして式を省けるとをいふ（一三）水の淸濁相混ずるが如きをいふと（一四）君子馳せ騁するも禮の隆殺の間を出でざるをいふ（一五）禮義を守ること宮廷の如くするをいふ（一六）君子人の居るべき域に非ざれば居らざるをいふと。一說に平凡人の域に居つて禮の域限を知るをいふ（一七）房皇は徘徊といふ如き意、徘徊周旋して委曲禮の次序を待つをいふ

矣。暴慢恣睢。輕レ俗以爲レ高之屬。入焉而墜。故繩誠陳。則不レ可レ欺以二曲直一。衡誠縣。則不レ可三欺以二輕重一。規矩誠錯。則不レ可三欺以二方員一。君子審レ禮。則不レ可三欺以二詐僞一。故繩者直之至也。衡者平之至也。規矩者方員之至也。禮者人道之極也。然而不レ法レ禮者。不レ足レ禮。謂二之無方

て易る勿き、之を能く固くすと謂ふ。能く慮り、能く固くし、加ゝ之を好むは聖なり。(一〇)天は高きの極なり、地は下きの極なり、日月は明の極なり、無窮は廣大の極なり、聖人は道の極なり。財物を以て用と爲し、貴賤を以て文と爲し、多少を以て異と爲し、隆殺を以て要と爲す。文貌繁く、情欲省くは、禮の隆なり。文貌省き、情欲繁き(一一)は、禮の殺なり。文貌情欲(一二)、內外表裏を相爲す。並び行はれて雜れるは、禮(一三)の中流なり。君子は上其隆を致し、下其殺を盡し、中其中に處す。歩驟(一四)馳騁廣騖も外ならず。是を以て君子の性宮庭(一五)を守るなり。(一六)人の域に是れ域するは士君子なり、是に外なるは民なり。是の中に於て房皇(一七)周浹し、曲直其次序を得るは聖人なり。故に厚き者は禮の積なり、大なるは禮の廣なり、高きは禮の隆なり、明なるは禮の盡くるなり。

(一) 隆盛の禮を立てて、道德の大本となす。一說に人情を極盡すと、文に於て妥當ならず、今極の字を解して皇極有極の極となす說に從ふ (二) 禮の盛なるもの文理合して大一に歸し、禮の殺ぐもの情に復つて以て太一に歸す故に本末相顧ふといふなりと (三) 脫略に始つて脫略に終る(前文脫の字を殺「ソグ」といふ義に解する說)故に始終相

太史公曰。至矣哉。立レ隆以爲レ極。而天下莫二之能益損一也。本末相順。終始相應。至文有二以辨一。至察有二以說一。天下從レ之者治。不レ從者亂。從レ之者安。不レ從者危。小人不レ能レ則也。禮之貌誠深矣。堅白同異之察。入焉而弱。其貌誠大矣。擅作二典制一。褊陋之說入焉而望。其貌誠高

太史公曰く、至れるかな、(一)隆を立て、以て極と爲し、天下之を能く益損する莫きなり。(二)本末相順ひ、(三)終始相應ず。(四)至文以て辨ずる有り、至察以て說ぶ有り、天下之に從ふ者は治まり、從はざる者は亂る。之に從ふ者は安く、從はざる者は危し。小人則る能はざるなり。禮の貌誠に深し。(五)堅白同異の察、入りて弱く、其貌誠に大なり。擅に典制を作し、褊陋の說入りて(六)望す。其貌誠に高し。暴慢恣睢、俗を輕じて以て高しと爲すの屬、入りて(七)墜つ。故に繩誠に陳すれば、欺くに曲直を以てす可からず。衡誠に縣れば、欺くに輕重を以てす可からず。規矩誠に錯けば、欺くに方員を以てす可からず。君子禮に審なれば、欺くに詐僞を以てす可からず。故に繩は直の至なり、衡は平の至なり、規矩は方員の至なり、(八)禮は人道の極なり。然り而して禮に法らざれば、禮とするに足らず、之を無方の民と謂ふ。禮に法り禮とするに足る、之を(九)有方の士と謂ふ。禮の中能く思索する、之を能く慮ると謂ふ。能く慮り

豆之上㆓大羹㆒一也。利爵弗㆑晬也。成事俎弗㆑嘗也。三宥之弗㆑食也。大昏之未㆑發㆑齊也。大廟之未㆑內㆑尸也。始絕之未㆓小斂㆒一也。大路之素幬也。郊之麻絻。喪服之先㆓散麻㆒一也。三年哭㆑之不㆑反也。清廟之歌。一倡而三歎。縣㆓一鐘㆒。尚㆑拊㆑膈。朱絃而通越一也。凡禮始㆓乎脫㆒。成㆓乎文㆒。終㆓乎稅㆒。故至備情文俱盡。其次情文代勝。其下復㆑情以歸㆓太一㆒。天地以合。日月以明。四時以序。星辰以行。江河以流。萬物以昌。好惡以節。喜怒以當。以爲㆑下則順。以爲㆑上則明。

至る義、尸大羹を擧げ齒に至らしめて之を飮まず。一說に「祭は大羹を嚌先して」と訓じ、嚌先を最も先にのぼせ獻ずる義とす　（一九）本を貴ぶは大羹を先にするをいひ、用を親むは庶羞に飽くをいふ　（二〇）文は情の誤かといふ　（二一）太古の時をいふ或はいふ天地の本なりと　（二二）祭終りて祝に爵（サカヅキの類）を獻じて祭の終れることを告ぐるを利爵といふ、晬は口に入るゝこと、利爵は口に入れず、筵の前に置くを禮とす　（二三）尸となれるもの、祭を終り庶羞に飽いて俎の上に盛れる供物を嘗めざるをいふ　（二四）尸に飯をすゝむること三度、一度ごとに宥とて之を勸むるものあり、三飯にて止めて食せざるなり　（二五）昏禮に齋戒して鬼神に告ぐる禮あり、發は癸と音通にて齊を發せざるは未だ齋戒鬼神に告ぐるの禮を終へざるをいふ　（二六）人始めて死して、未だ小斂の禮を行はざる時、以上皆禮の始にして備らざるを以て一なりといふ　（二七）大路前に出づ、素幬は車蓋素にして飾なきをいふ　（二八）絻は冕に同じ、麻布にて作れる冕冠　（二九）人死すれば喪主文飾なき帶を垂る之を散帶といふ散麻は散帶なり　（三〇）音樂をなして清廟といふ詩篇を歌ふ時、一人歌を唱し、三人之に從つて歎息するをいふ　（三一）膈は鐘を縣くる具、鐘を打たずして膈を打つをいふ　（三二）禮は簡略に始り文飾に成就して人を悅ばしむるに終るをいふ。原文「稅」は字の誤といふ說に從ひ改め譯す　（三三）天地禮によつて調ひ、日月禮によつて明に、四時禮によつて次序を失はず、星辰禮によつて運行し、江河流れ、萬物蕃殖し、人情適度を失はず、天地人事禮を待つて亂れざるをいふなり

積厚者流澤廣。積薄者流澤狹也。大饗上玄尊。俎上腥魚。先大羹。貴食飮之本也。大饗上玄尊。而用薄酒。食先黍稷而飯稻粱。祭嚌先大羹而飽庶羞。貴本而親用也。貴本之謂文。親用之謂理。兩者合而成文以歸太一。是謂太隆。故尊之上玄尊也。俎之上腥魚也。

て合ひ、日月以て明に、四時以て序で、星辰以て行り、江河以て流れ、萬物以て昌え、好惡以て節し、喜怒以て當る。以て下と爲れば順に、以て上と爲れば明なり。

㈠ 物天地によつて生ず、故に生の本といふ、人先祖を待つて出づ、故に類の本といふ、類は族類種類の義、我が一族種類の生ずる所以なるをいふ ㈢ 君師は國家を治平ならしむる所以をいふ ㈢ 天地、先祖、君師の三者其一を缺けば、天下安寧の民なきをいふ ㈣ 太祖を以て天に配して之を祀るをいふ ㈤ 史記の索隱に曰く、懷は思ふにて諸侯敢へて太祖を以て天に配して食せしむることを思はざるなりと、其他一說を擧ぐと雖も妥當ならず、懷の字荀子に壞に作る、楊倞の說に從へば壞はやぶるにて永久に其出づる所の祖先の靈を祀りて壞らざるをいふ、史記の懷の字は恐らく誤ならむ ㈥ 德に同じ、穀梁傳に此語あり、祖先を尊ぶは德の本なるをいふ ㈦ 郊は天を祀る祭、郊祭天子に止り、諸侯以下之を祭るを得ざるをいふ ㈧ 函は包容の義、社を祭るは諸侯のみならず其中に士大夫をも包含すと、此字荀子及び太戴禮に道に作る說者言ふ道蹈と音近きによりて誤り、更に形の似たるを以て蹈に誤る、道行神卽ちみちの神を祭ることなりと、後說從ふべきが如し ㈨ 鉅も亦大なり ㈩ 七天子七廟を作るをいふ、一國を有つものは諸侯をいふ、五廟其他之に準じて知るべし ㈩㈠ 庶人をいふ、荀子に待手而食に作る、庶人其力に待ちて食ふを言ふ荀子の文是なるに似たり ㈩㈡ 德を積むこと多きものは其恩澤の及ぶ所廣く薄きものは狹きを辨別するをいふ、一說に積續に同じ功績をいふと亦通ず ㈩㈢ 玄尊は玄酒卽ち水を盛れる樽 ㈩㈣ 俎に盛るに生魚を上に置く ㈩㈤ 肉汁の味を施さざるもの ㈩㈥ 飮食の初を貴ぶをいふ ㈩㈦ 先黍稷を先に享して後に米飯をさゝぐ ㈩㈧ 祭は月々の祭をいふ、祭に尸(カタシロ)を設け、神靈に代りて享を受けしむ、嚌は齒に

懷。大夫士有二常宗一。所三以辨二貴賤一。貴賤治。得之本也。郊疇二乎天子一。社至二乎諸侯一。函及二士大夫一。所三以辨二尊者事レ尊。卑者事レ卑。宜レ鉅者鉅。宜レ小者小。故有二天下一者事二七世一。有二一國一者事二五世一。有二五乘之地一。者事二三世一。有二三乘之地一者事二二世一。有二特牲一而食者。不レ得レ立二宗廟一。所三以辨二

者は流澤廣く、積むこと薄き者は流澤狹きを辨ずる所以なり。大饗には玄尊を上にし、俎に腥魚を上に、大羮を先にす、食飲の本を貴ぶなり。大饗には玄尊を上にし、薄酒を用ひ、食は黍稷を先にして稻粱を飯す。祭り嚌するには大羮を先にして、庶羞に飽く、本を貴びて用を親むなり。本を貴ぶ之を文と謂ひ、用を親む之を理と謂ふ。兩者合して文を成し、以て太一に歸す、是を太隆と謂ふ。故に尊の玄尊を上にする、俎の腥魚を上にする、豆の大羮を上にする、一なり。利爵は啐せず、成事の俎は嘗めず、三宥の食せざる、大昏の未だ齊を廢せざる、大廟の未だ尸を內れざる、始絶の未だ小斂せざるは、一なり。大路の素幬する、郊の麻絻する、喪服の散麻を先にする、一なり。三年之を哭するは、反らざるなり。清廟の歌は、一倡して三歎す。一鐘を縣けて尙膈を拊つ、朱絃にして通越する、一なり。凡そ禮は脫に始り、文に成り、悅に終る。故に至備は、情文倶に盡く。其次は情文代り勝つ。其下は情を復し、以て太一に歸る。天地以

辠之在已也。是故刑罰省。而威行如流。無他故焉。由其道故也。故由其道則行。不由其道則廢。古者帝堯之治天下也。蓋殺一人。刑二人。而天下治。傳曰。威厲而不試。刑措而不用。

之を民に施し用ひざるをいふ

天地者。生之本也。先祖者。類之本也。君師者。治之本也。無天地惡生。無先祖惡出。無君師惡治。三者偏亡。則無安人。故禮上事天。下事地。尊先祖而隆君師。是禮之三本也。故王者天太祖。諸侯不敢

（一）天地は生の本なり、先祖は類の本なり、君師は治の本なり。天地無くんば惡ぞ生ぜん、先祖無くんば惡ぞ出でん、君師無くんば惡ぞ治らん。（二）三つの者偏亡すれば安人無し。故に禮は上天に事へ、下地に事へ、先祖を尊びて君師を隆ぶ、是れ禮の三本なり。故に王者は太祖を天にす。（四）諸侯は敢へて懐はず。（五）大夫士は常の宗有り、貴賤を辨ずる所以、貴賤治るは得の本なり。（六）郊は天子に嚋る。（七）社は諸侯に至り、函は士大夫に及ぶ。（八）尊者は尊に事へ、卑者は卑に事へ、鉅に宜しき者は鉅に、（九）小に宜しき者は小なるを辨ずる所以なり。故に天下を有つ者は七世に事ふ。（一〇）一國を有つ者は五世に事ふ。五乘の地を有つ者は、三世に事へ、三乘の地を有つ者は、二世に事へ、（一一）特牲を有ちて食する者は宗廟を立つるを得ず。積むこと厚き

古者之兵。戈矛弓矢而已。然而敵國不レ待レ試而詘。城郭不レ集。溝池不レ掘。固塞不レ樹。機變不レ張。然而國晏然。不レ畏レ外而固者。無二他故一焉。明レ道而均レ分レ之。時使而誠愛レ之。則下應レ之如二景響一。有二不レ由レ命者一。然後俟レ之以レ刑。則民知レ辠矣。故刑二一人一而天下服。辠人不レ尤二其上一。知二

古者の兵は、戈矛弓矢のみ、然り而して敵國試ふるを待たずして詘す。(一)城郭(二)集らず、溝池掘らず、固塞樹たず、機變(三)張らず、然り而して國晏然として外を畏れずして固き者は、他の故無きなり、道に明にして均しく(四)之を分てばなり。(五)時に使ひて誠に之を愛すれば、下之に應ずること景響の如し。命に由らざる者有り、然る後之を俟つに刑を以てすれば、民辠を知る。故に一人を刑して天下服す。辠人其上を尤めず、辠の己に在ることを知ればなり。是故に刑罰省きて、威行はるること流るゝが如し。他の故無し、其道に由るが故なり。故に其道に由れば行はれ、其道に由らざれば廢す。古は帝堯の天下を治むるや、蓋し(六)一人を殺し、二人を刑して天下治る。傳に曰く、(七)威厲しくして試ひず、刑措いて用ひずと。

(一) 兵を用ひずして敵國屈服するをいふ (二) 邊境の地に城塞を築いて之を守るもの (三) 楊倞いふ、機械變動敵を攻むるを謂ふと (四) 上下均しく其利を分つの義か、史記正義に曰ふ儲蓄の分を明にして禮義をして均等ならしむれば下之に應ずること影響の如きのみと、恐らくは非ならん。(五) 時を以て使ふ、民を使役するは農時を害せざるをいふ (六) 刑罰を加ふる所少きをいふ (七) 威力嚴厲なりと雖も之を試み用ひず、刑罰の法は、之を置くと雖も

總也。王公由之。所以一天下臣諸侯也。弗由之。所以捐社稷也。故堅革利兵。不足以爲勝。高城深池。不足以爲固。嚴令繁刑。不足以爲威。由其道則行。不由其道則廢。楚人鮫革犀兕。所以爲甲。堅如金石。宛之鉅鐵。施鑽如蠭蠆。輕利剽遬。卒如熛風。然而兵殆於垂涉。唐昧死焉。莊蹻起。楚分而爲四。參是豈無堅革利兵哉。其所以統之者。非其道故也。汝潁以爲險。江漢以爲池。沮之以鄧林。緣之以方城。然而秦師至。鄢郢舉若振槁。是豈無固塞險阻哉。其所以統之者。非其道故也。紂剖比干。囚箕子。爲炮烙刑。殺無辜。時臣下懍然。莫必其命。然而周師至。而令不行乎下。不能用其民。是豈令不嚴。刑不峻哉。其所以統之者。非其道故也。

ふるは反つて財を養ふ所以なるをいふ 〔一二〕 恭敬辭讓勞するが如くにして反つて安を養ふ所以 〔一三〕 禮義文理性情を抑ふるに似て反つて性情を養ふ所以なるをいふ 〔一四〕 生のみを見て死を知らざれば反つて生くる能はず、利あるを知つて害あるを知らざれば反つて害を受くるをいふ 〔一五〕 己の情欲の達するを以て安しとするものをいふ、情を縱にして禮を以て節抑せざれば安きを欲して反つて滅するなり 〔一六〕 禮義に專一にして情性を抑ふれば禮義と情性と二つながら之を得、情に任せて、禮義を以て之を抑ふることを知らざれば兩者皆失ふ 〔一七〕 禮を以てすれば物善く治り辨別あるをいふ 〔一八〕 禮は國家の堅固なる本たるをいふ 〔一九〕 禮によれば其威力の行はるゝをいふ 〔二〇〕 禮によれば功名皆聚り來るをいふ 〔二一〕 革を以て甲冑を製洞するが故に堅革といふ 〔二二〕 鮫と犀兕との革は甲冑を制すべし 〔二三〕 徐廣は大剛を鉅と曰ふとなり 〔二四〕 史記索隱にいふ鑽は矛刃及び矢鏃を謂ふと、原文宛之鉅鐵施鑽如蠭蠆とあり、荀子議兵篇施鑽を鍦慘に作る鍦は鏃に同じく矛をいふ、宛の鉅鐵にて作れる鍦は其慘毒蠭蠆に似たるをいふ、之を次の句に參するに史記に比すれば長ぜるを覺ゆ 〔二五〕 遬は速と同じ、楚人の驍勇捷疾なるをいふ 〔二六〕 楚の將にて亂を起せるものの名 〔二七〕 楚の都の亡びしこと枯葉を振ふごときをいふ 〔二八〕 銅柱に油塗り、其下に炭火を燃し、人をして渡らしめ、人をして火中に陷らしむる刑罰、烙の字古は格に作り音閣(カク)なりといふ說あり 〔二九〕 其命を全くすることを期する者なし

爲ㇾ見。若者必死。苟利之爲ㇾ見。若者必害。怠惰之爲ㇾ安。若者必危。情勝之爲ㇾ安。若者必滅。故聖人一ニ之於禮義一。則兩得ㇾ之矣。一ニ之於情性一。則兩失ㇾ之矣。故儒者。將ㇾ使ニ人兩得ㇾ之者也。墨者。將ㇾ使ニ人兩失ㇾ之者也。是儒墨之分。治辨之極也。彊固之本也。威行之道也。功名之

んや、其の之を統ぶる所以の者其道に非ざるが故なり。汝潁以て險と爲し、江漢以て池と爲し、之を阻つるに鄧林を以てし、之に緣すに方城を以てす。然り而して秦の師至れば、鄢郢[一七]の擧ること槁を振すが若し。是れ豈固塞險阻無からんや、其の之を統ぶる所以の者其道に非ざるが故なり。紂比干を剖き、箕子を囚へ、炮烙[一八]の刑を爲し、無辜を殺す、時に臣下懍然として其命[一九]を必する莫し。然り而して周の師至れば、令下に行はれず、其民を用ふる能はず。是れ豈令の嚴ならず、刑の峻ならざるならんや、其の之を統ぶる所以の者其道に非ざるが故なり。

(一) 辨別の義、貴賤の等を區別し、長幼の差別を分つ等をいふ (二) 各々其宜しきに稱ふをいふ (三) 觧前に在り (四) 善きにほひのする香艸 (五) 和も鸞も鈴、和は馬につけたる車の衡に在り、鸞は車上の軾といふ所にある鈴をいふ (六) 武は武王の樂、象は武の舞、韶は舜の樂、護は湯の舞、歩する每に車につけたる鈴の音の此等の音樂に合するをいふ (七) 龍を畫ける旗をいふ (八) 旗を見て至尊たるを知らしめ、萬人をして見て信ぜしむるをいふと (九) 兕は牛に似たる獸の名、兕の皮にて作れる席、一說に兕の形を旌竿と楯杖等に畫くをいふと。持虎は虎皮にて作れる弓の嚢、鮫韅は鮫の皮にて作れる馬の腹帶、彌龍は龍の首を作りて馬の衡を飾るをいふ (一〇) 身を殺して節義を立つるをいふ、士の死して節義を立つるは反つて生を養ふ所以なりとの義 (一一) 費用を輕じて、之を禮を行ふに用

養レ耳也。龍旂九斿。所二以養一レ信也。寢兕持虎。鮫韅彌龍。所二以養一レ威也。故大路之馬。必信至教順一。然後乘レ之。所二以養一レ安也。孰知三夫士出レ死要レ節之所二以養一レ生也。孰知下夫輕二費用一之所中以養上レ財也。孰知三夫恭敬辭讓之所二以養一レ安也。孰知三夫禮義文理之所二以養一レ情也。人苟生之

ん。人苟も生を(一四)之れ見るとを爲す、若き者は必ず死す。苟も利を之れ見るとを爲す、若き者は必ず害せらる。怠惰を安と爲す、若き者(一五)は必ず危し。情勝を安と爲す、若き者は必ず滅す。故に聖人之を禮義(一六)に一にすれば兩ながら之を得、之を情性に一にすれば、兩ながら之を失ふ。故に儒者は人をして兩ながら之を得しめんとし、墨者は將に人をして兩ながら之を失はしめんとす。是れ儒墨の分、治辨(一七)の極なり、彊固(一八)の本なり、威行(一九)の道なり、功名(二〇)の總なり。王公は之に由る、天下を一にし諸侯を臣とする所以なり。之に由らざるは社稷を損つる所以なり。故に堅革利兵(二一)、以て勝を爲すに足らず。高城深池、以て固と爲すに足らず。嚴令繁刑、以て威と爲すに足らず。其道に由れば行はれ、其道に由らざれば廢す。楚人の鮫革犀兕(二二)、甲と爲す所以、堅きこと金石の如し。宛(二三)の鉅鐵、鑚(二四)に施すこと蠭蠆の如く、輕利剽遬(二五)、卒なること熛風の如し、然り而して兵垂沙に殆く、唐昧死し、莊蹻(二六)起りて、楚分れて四と爲る。是を參するに豈堅革利兵無から

茝。所以養鼻也。鍾鼓管絃。所以養耳也。刻鏤文章。所以養目也。疏房牀第几席。所以養體也。

牀はゆか、第はすのこ、几はおしまづき、席は敷きもの

故禮者養也。君子既得其養。又好其辨也。所謂辨者。貴賤有等。長少有差。貧富輕重皆有稱也。故天子大路越席。所以養體也。側載臭茝。所以養鼻也。前有錯衡。所以養目也。和鸞之聲。步中武象。騶中韶護。所以

故に禮は養なり。君子既に其養を得、又其辨を好む。謂はゆる辨とは、貴賤等有り、長少差有り、貧富輕重皆稱ふ有るなり。故に天子は大路越席、體を養ふ所以なり。側に臭茝を載するは、鼻を養ふ所以なり。前に錯衡有るは、目を養ふ所以なり。和鸞の聲、步は武象に中り、騶るは韶護に中る、耳を養ふ所以なり。龍旂九斿は、信を養ふ所以なり。寢兕、持虎、鮫韅、彌龍は、威を養ふ所以なり。故に大路の馬は必ず信に敎へ順ふに至りて、然して後之に乘ず、安を養ふ所以なり。孰か夫の士死に出で節を要するの生を養ふ所以なるを知らん。孰か夫の費用を輕ずるの財を養ふ所以なるを知らん。孰か夫の恭敬辭讓の安を養ふ所以なるを知らん。孰か夫の禮義文理の情を養ふ所以なるを知ら

褊狹。可レ不レ勉與。乃以ニ太初之元一。改ニ正朔一。易ニ服色一。封ニ太山一。定ニ宗廟百官之儀一。以爲ニ典常一。垂ニ之於後一云。

禮由レ人起。人生有レ欲。欲而不レ得。則不レ能レ無レ忿。忿而無ニ度量一則爭。爭則亂。先王惡ニ其亂一。故制ニ禮義一。以養ニ人之欲一。給ニ人之求一。使下欲不レ窮ニ於物一。物不上レ屈ニ於欲一。二者相待而長。是禮之所レ起也。故禮者養也。稻粱五味。所ニ以養レ口也。椒蘭芬

禮は人に由りて起る。人生れて欲有り、欲して得ざれば忿る無き能はず。忿りて度量無ければ爭ふ。爭へば亂る。(一)先王其亂るゝを惡む。故に禮義を制して、以て人の欲を養ひ、人の求を給し、欲をして物を窮めず、物をして欲に屈せざらしむ。二者相待ちて長ず、是れ禮の起る所なり。(二)故に禮は養なり、稻粱(三)五味は、口を養ふ所以なり。椒蘭芬茝(四)は、鼻を養ふ所以なり。刻鏤文章は、目を養ふ所以なり。鍾鼓管弦は、耳を養ふ所以なり。(五)疏房牀第几席は、體を養ふ所以なり。

(一) 人欲する所を得る能はざれば忿怒の心起る、人若し忿怒して、其欲を制限すべき分量、即ち禮といふもの有りて各自の欲する所を抑制するに非ざれば、人々相爭ひて亂の生ずるをいふ (二) 禮によつて、人々をして其欲望を遂せしむ可き境界分量を定めて之を踰ゆるなからしめ、人欲を限定して天下の物をして無限の欲望の爲に竭き屈するなからしむるをいふ (三) 鹹、苦、酸、辛、甘の五種の味 (四) 皆香草の名なり (五) 疏房は光線のよく通る廣き部屋、

致儒術之士。令ニ共定一レ儀。十餘年不レ就。或言古者太平。萬民和喜。瑞應辨至。乃采ニ風俗一定ニ制作。上聞レ之。制ニ詔御史一曰。蓋受レ命而王。各有レ所ニ由興一。殊レ路而同レ歸。謂ニ因レ民而作。追レ俗爲レ制也。議者咸稱ニ太古。百姓何望。漢亦一家之事。典法不レ傳。謂ニ子孫何一。化隆者閎博。治淺者

或は言ふ、古は(一)太平、萬民和喜し、瑞應辨く至る。乃ち風俗を采りて制作を定むと。上之を聞きて、御史に制詔して曰く、蓋し(二)命を受けて王たるは、各〻由りて興る所有り、(三)路を殊にして歸を同じくす、民に因りて作り、俗を追ひて制を爲すを謂ふなり。(四)議者咸太古を稱す、百姓何をか望まん、(五)漢も亦一家の事、典法の傳へざる、(六)子孫何とか謂はむ。(七)化の隆なる者は閎博に、治の淺き者は褊狹なり、勉めざる可けんやと。乃ち太初の元を以て、(八)正朔を改め、服色を易へ、太山を封じ、宗廟百官の儀を定め、以て典常と爲し、之を後に垂ると云ふ。

(一) 民泰平を歡樂し、祥瑞あらはれざるなし、是の如き太平を致して、初めて天下の風俗を采り擇びて、禮を制作すべきをいふ (二) 天命を受けて天下に王たるをいふ (三) 天命を受くるもの、其道同じからざれど、歸する所は同一なるをいふ (四) 議論するもの、太古の泰平のみを稱して、禮の制作をなさざれば、民望む所なし (五) 漢も天命を受けて天下に王たれば、禮樂を制定して後世に法を傳ふべきをいふ (六) 禮樂を傳へて後世に法を殘さざれば子孫之を稱して何といふべきぞ (七) 敎化盛なれば其業閎大博廣、然らざれば褊小狹陋なれば、禮樂を制して敎化を隆ならしめざるべからず (八) 夏の正月を以て正月となし、年號を改めて太初と爲すをいふ

秦故。自二天子稱號一。下至二佐僚及宮室官名一。少レ所二變改一。孝文即レ位。有司議欲レ定二儀禮一。孝文好二道家之學一。以爲二繁禮飾貌無レ益二於治一。躬化謂レ何耳。故罷二去之一。孝景時。御史大夫鼂錯明二於世務刑名一。數干二諫孝景一曰。諸侯藩輔。臣子一例。古今之制也。今大國專レ治異レ政。不レ稟二京師一。恐不レ可レ傳レ後。孝景用二其計一。而六國畔逆。以二錯首名一。天子誅レ錯以解レ難。事在二袁盎語中一。是後官者養レ交安レ祿而已。莫二敢復議一。

子一例なるは、古今の制なり。今大國治を專にし政を異にし、京師に稟けず。(五)恐らくは後に傳ふ可からざらんと。(六)孝景其計を用ひて、六國畔逆す。錯が首名なるを以て、(七)天子錯を誅して、以て難を解く。事は袁盎の語中に在り、是後官者交を養ひ祿に安ずるのみ、敢へて復議するもの莫し。

(一)秦の禮悉く聖人の制に合するに非ずと雖も、君臣尊卑の義を得て、古以來の禮法に依りて行ふをいふ (二)損益 増損する所なきに非ざれども、大抵秦時の禮儀を用ひて多く改めざるをいふ (三)道家の說は無爲自然を尊ぶ、故に禮を以て繁文褥禮外貌を飾りて天下を治平するに益無き事なりとなす (四)躬を以て天下を率ゐ之を化せば何ぞ禮を謂ふを用ひんといふ意 (五)諸侯の大なるものは邦内の政を專にして、制を京師に受けざるを以て、各國政を異にするをいふ (六)後世をして模楷せしむるに足らざるをいふ (七)鼂錯が唱首たるを以て、之を誅して七國反逆者をなぐさめ、國難を解かんとす

今上即レ位。招二

今上位に即き、儒術の士を招致し、共に儀を定めしむ。十餘年にして就らず。

僭差者。謂二之顯榮一。自二子夏門人之高弟一也。猶云下出見二紛華盛麗一而說。入聞二夫子之道一而樂。二者心戰。未能二自決一。而況中庸以下。漸二漬於失教一。被二服於成俗一乎。孔子曰。必也正レ名。於レ衞所レ居不レ合。仲尼沒後。受レ業之徒。沈湮而不レ擧。或適二齊楚一。或入二河海一。豈不レ痛哉。

を守るものは世間の侮慢する所となり、奢侈にして分を越えたる事をなすものを顯榮なりと謂ふ　(一五)　世間浮華紛飾して奢麗を事とするを見るをいふ　(一六)　敎化の道を失ひ、惡風時の俗となれる中にひたり居るをいふ　(一七)　孔子沒し、其弟子四方に流寓し、禮遂に行はれざるを痛惜するなり

至三秦有二天下一。悉內二六國禮儀一。采二擇其善一。雖レ不レ合二聖制一。其尊レ君抑レ臣。朝廷濟濟。依二古以來一。至三于高祖光二有四海一。叔孫通頗有レ所二增益減損一。大抵皆襲二

秦天下を有つに至りて、悉く六國の禮儀を內れて、其善なるを采り擇ぶ、聖制に合はずと雖も、其の君を尊び、臣を抑へ、朝廷濟濟(一)たる、古以來に依る。高祖の四海を光有するに至り、叔孫通頗る增益減損する所有り。大抵皆秦の故を襲ふ。天子の稱號より、下佐僚及び宮室の官名(二)に至るまで、變改する所少し。孝文位に卽き、有司議して儀禮を定めんと欲す。孝文道家(三)の學を好み、以て繁禮飾貌、治に益無しと爲し、躬(四)ら化せば何をか謂はんと、故に之を罷め去る。孝景の時御史大夫鼂錯世務刑名に明にして、數〻孝景を干し諫めて曰く、諸侯藩輔、臣

朱紘洞越。大羹玄酒。所下以防二其淫侈一。救中其彫敝上。是以君臣朝廷尊卑貴賤序。下及二黎庶車輿衣服宮室飲食嫁娶喪祭之分一。事有二宜適一。物有二節文一。仲尼曰。禘自二既灌一而往者。吾不レ欲レ觀レ之矣。周衰。禮廢樂壞。大小相踰。管仲之家兼二備三歸一。循レ法守レ正者。見レ侮二於世一。奢溢

榮と謂ふ。子夏は門人の高弟より、猶出でて紛華盛麗(一五)を見て說び、入りて夫子の道を聞きて樂む、二者心に戰ひて未だ自ら決する能はずと云ふ。而るを況んや中庸より以下、失敎に漸漬し、成俗に被服するものをや。孔子曰く、必ずや名を正しうせんと。衞(一六)に於いて居る所として合はず。仲尼沒して後、業を受くるの徒、沈湎して擧らず、或は齊楚に適き、或は河海に入る(一七)、豈痛しからずや。

(一) 金を以て諸木に飾を施し、馬につくる横木に文飾をなすをいふ (二) 黼は斧の形を背中合せにせる模樣、黻は弫の如き模樣にて、兩己相反ける形なりとも、弓の字を背中合せにせるものなりともいふ、黼の斧形なるより見れば後說可なるべきか (三) 金石絲竹匏土革木八者の音を調へ樂聲によつて人の心を動し蕩すをいふ (四) 庶羞は牲及び禽獸を出して以て其滋味を備ふるをいふと (五) 圭は上の尖れる四角なる玉、璧は丸くして中央に穴ある玉 (六) 大路は天子祀天用の車、越席は括草といふ草にて作れる席 (七) 皮弁は鹿子の皮にて作れる被りもの、布裳は十五升の白布に襞積して作れる裳 (八) 朱絲を練りて絃とす、越は瑟の底に穿てる穴 (九) 大羹は鹽菜にて味をつけざる羹、玄酒は水なり (一〇) 奢侈淫佚に至るを防ぎ救ふをいふ (一一) 禮は事の適度宜しきにかなひ物の過ぎたるを節し足らざるを文り中庸を得しむるものなるをいふ (一二) 始祖を天帝に配して祭る祭を禘といふ、禘の祭に鬱鬯酒といふ酒を灌ぎ、神靈を招ぎ降す式あり、此式終り祖先歷代の尊卑を序列す、魯國にては其祖先尊卑の序列亂れ居るを以て孔子之を見ることを欲せざるなり (一三) 三歸は三〻の女を娶れるなりといふ (一四) 禮法に從ひ、正義

束縛以二刑罰一。故德厚者位尊。祿重者寵榮。所下以總二一海內一。而整中齊萬民上也。

を以てし、禮に從はざるものは刑罰を以て之を束縛するをいふ

人體安二駕乘一。爲レ之金輿錯衡。以繁二其飾一。目好二五色一。爲レ之黼黻文章。以表二其能一。耳樂二鐘磬一。爲レ之調二諧八音一。以蕩二其心一。口甘二五味一。爲レ之庶羞酸鹹。以致二其美一。情好二珍善一。爲レ之琢二磨圭璧一。以通二其意一。故大路越席。皮弁布裳。

人の體は駕乘に安んず、之が爲に金輿(一)錯衡して、以て其飾を繁にす。目は五色を好む、之が爲に黼黻文章(二)し、以て其能を表す。耳は鐘磬を樂む、之が爲に(三)八音を調諧し、以て其心を蕩す。口は五味を甘んず、之が爲に庶羞(四)酸鹹し、以て其美を致す。情は珍善を好む、之が爲に圭璧(五)を琢磨して、以て其意を通ず。故に(六)大路越席(七)、皮弁布裳(八)、朱絃洞越(九)、大羹玄酒は、其淫侈を防ぎ、其彫敝(一〇)を救ふ所以。是を以て君臣朝廷尊卑貴賤の序、下黎庶の車輿衣服宮室飲食嫁娶喪祭の分に及ぶまで、事(一一)に宜適有り。物に節文有り。仲尼曰く、(一二)禘は既に灌してより而往は、吾之を觀るを欲せずと。周衰へ、禮廢し、樂壞る。大小相踰え、管仲の家三(一三)歸を兼ね備ふ(一四)。法に循ひ正を守る者は、世に侮られ、奢溢僭差する者、之を顯

太史公曰。洋洋美德乎。宰ニ制萬物一。役ニ使羣衆一。豈人力也哉。余至ニ大行禮官一。觀ニ三代損益一。乃知下緣ニ人情一而制レ禮。依ニ人性一而作レ儀。其所ニ由來一尙上矣。人道經緯萬端規矩。無レ所レ不レ貫。誘進以ニ仁義一。

史記卷二十三

禮書第一

太史公曰く、(一)洋洋として美德なるかな、萬物を(二)宰制し、羣衆を役使す、豈人力ならんや。余(三)大行禮官に至りて、(四)三代の損益を觀る。(五)乃ち人情に緣りて禮を制し、人性に依りて儀を作る、其の由りて來る所の尙しきを知る。(六)人道の經緯、萬端の規矩、貫かざる所無し。(七)誘進するに仁義を以てし、束縛するに刑罰を以てす。故に德厚き者は位尊く、祿重き者は寵榮ゆ。海內を總一して、萬民を整齊する所以なり。

(一) 洋々は美盛の貌 (二) 宰制は物をとりしまり處分するをいふ (三) 大行は秦の官、禮儀を主る、景帝の時改めて大鴻臚といふ (四) 夏殷周の三代、時勢の變遷に從ひ、各々禮儀を增減し、その損すべきを損し、益すべきを益して、改易せる跡をいふ (五) 禮儀皆人性の固有する所の人情によつて作爲せられたるものなるをいふ (六) 經緯は人道の大路、萬事の法度規則にして、社會百般の事皆之を貫通するをいふ (七) 人を勸めて禮を行はしむるに仁義

——（史記第二目次終）——

目次

史記 第二

史

記

二